



第七條 医薬品（体外診断用医薬品を除く。以下この章において同じ。）又は医薬部外品の製造販売業者は、令第四条第一項の規定により交付された許可証について、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、令第五条第一項又は第六条第一項の規定により許可証の書換え交付又は許可証の再交付を申請している場合は、前項の規定による閲覧に供する措置及び揭示は、することを要しない。

（製造販売業者の許可証の記載事項）  
第八條 令第五条第二項に規定する申請書の様式は、別記様式第四号によるものとする。

（製造販売業者の許可証の再交付申請書の様式）  
第九條 令第六条第二項に規定する申請書の様式は、別記様式第五号によるものとする。

（製造販売業者の許可台帳の記載事項）  
第十條 令第八条第一項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造販売業者に係る許可に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

- 一 許可番号、許可年月日及び許可の種類
- 二 製造販売業者の氏名又は名称及び住所
- 三 主たる機能を有する事務所の名称及び所在地
- 四 医薬品等総括製造販売責任者の氏名及び住所
- 五 法第十七条第一項第二号に該当する場合であつて、医薬品等総括製造販売責任者として薬剤師以外の技術者を置くときは、医薬品等総括製造販売責任者補佐薬剤師の氏名及び住所
- 六 その他当該製造販売業者に関し参考となる事項

（製造業の許可の区分）  
第十一條 医薬品に係る法第十三条第二項の農林水産省令で定める区分は、次のとおりとする。

一 次に掲げる医薬品の製造工程の全部又は一部を行うもの  
イ 生物学的製剤（体外診断用医薬品を除く。以下この章において同じ。）  
ロ 法第四十三条第一項の規定により農林水産大臣の指定した医薬品（イに掲げるものを除く。）  
ハ イ及びロに掲げる医薬品のほか、遺伝子組換え技術を応用して製造される医薬品その他その製造管理又は品質管理に特別の注意を要する医薬品であつて、農林水産大臣の指定するもの

二 無菌医薬品（無菌化された医薬品をいい、前号の医薬品を除く。以下同じ。）の製造工程の全部又は一部を行うもの（第四号に掲げるものを除く。）  
三 前二号の医薬品以外の医薬品の製造工程の全部又は一部を行うもの（次号に掲げるものを除く。）  
四 前二号の医薬品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うもの

2 医薬部外品に係る法第十三条第二項の農林水産省令で定める区分は、次のとおりとする。

一 医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行うもの（次号に掲げるものを除く。）  
二 医薬部外品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うもの

（製造業の許可の申請）  
第十二條 法第十三条第一項の規定による許可の申請は、同条第三項の規定により、別記様式第六号による申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出してしなければならない。

- 一 申請者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書
- 二 製造所の医薬品製造管理者（法第十七条第六項に規定する医薬品製造管理者をいう。以下同じ。）、医薬部外品等責任技術者（法第七條第十一項に規定する医薬部外品等責任技術者をいう。以下同じ。）又は生物由来製品の製造を管理する者（法第六十八條の十六第一項の規定により生物由来製品（医薬品又は医薬部外品に限る。以下この章において同じ。）の製造を管理する者をいう。以下この章において同じ。）となる者の資格を証する書類の写し及び申請者とこれらの者との関係を証する書類

三 別記様式第七号による製造所の構造設備の概要書  
四 製造しようとする品目の一覧表及び製造工程に関する書類  
五 申請者が他の製造業の許可又は登録を受けている場合にあつては、当該製造業の許可証又は登録証の写し

2 法第十三条第三項第六号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。  
一 製造所の名称及び所在地  
二 許可の区分  
三 医薬品製造管理者若しくは医薬部外品等責任技術者の住所又は生物由来製品の製造を管理する者の氏名及び住所

3 第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のうち、申請者が法の規定による許可等の申請又は届出の際に農林水産大臣に提出したものであるときは、当該申請書にその旨を付記したときは、添付することを要しない。

（製造業の許可の更新の申請）  
第十三條 法第十三条第四項の規定による許可の更新の申請は、別記様式第八号による申請書を農林水産大臣に提出してしなければならない。

（製造業の許可の区分の変更等の許可の申請）  
第十四條 法第十三条第八項の規定による許可の区分の変更又は追加の許可の申請は、同条第九項において準用する同条第三項の規定により、別記様式第九号による申請書に当該変更又は追加に係る次の各号に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出してしなければならない。

- 一 許可証
- 二 製造品目の一覧表及び製造工程に関する書類
- 三 別記様式第七号による製造所の構造設備の概要書
- 四 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のうち、申請者が法の規定による許可等の申請又は届出の際に農林水産大臣に提出したものであるときは、当該申請書にその旨を付記したときは、添付することを要しない。

（製造業の許可証の様式）  
第十五條 令第十一条第一項に規定する許可証の様式は、別記様式第十号によるものとする。

（製造業の許可証の揭示）  
第十六條 医薬品又は医薬部外品の製造業者は、令第十一条第一項の規定により交付された許可証について、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公衆の閲覧に供することが困難であると認められる相当の理由がある場合にあつては、製造所の見やすい場所に揭示しておかなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、令第十二条第一項又は第十三条第一項の規定により許可証の書換え交付又は許可証の再交付を申請している場合は、前項の規定による閲覧に供する措置及び揭示は、することを要しない。

（製造業の許可証の書換え交付申請書の様式）  
第十七條 令第十二条第二項に規定する申請書の様式は、別記様式第十一号によるものとする。

（製造業の許可証の再交付申請書の様式）  
第十八條 令第十三条第二項に規定する申請書の様式は、別記様式第十二号によるものとする。

（製造業の許可台帳の記載事項）  
第十九條 令第十五条第一項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造業に係る許可に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

- 一 許可番号、許可年月日及び許可の区分
- 二 製造業者の氏名又は名称及び住所
- 三 製造所の名称及び所在地
- 四 製造品目及び当該品目に係る製造工程
- 五 製造所の医薬品製造管理者、医薬部外品等責任技術者又は生物由来製品の製造を管理する者の氏名及び住所
- 六 その他当該製造業者に関し参考となる事項（保管のみを行う製造所に係る登録を受けることができない保管）

（製造業の許可の更新の申請）  
第十九條の三 法第十三条の二の二第一項の農林水産省令で定める保管は、次のとおりとする。  
一 最終製品（他の医薬品又は医薬部外品の製造所に出荷されるものを除く。）の保管  
二 第十一條第一項第一号イからハまでに掲げる医薬品の保管

る者となる者の資格を証する書類の写し及び申請者とこれらの者との関係を証する書類  
三 登録を受けようとする保管のみを行う製造所の場所を明らかにした図面  
四 申請者が他の製造業の許可又は登録を受けている場合にあつては、当該製造業の許可証又は登録証の写し

2 法第十三条の二の二第三項第五号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。  
一 製造所の名称及び所在地

二 医薬品製造管理者若しくは医薬部外品等責任技術者の住所又は生物由来製品の製造を管理する者の氏名及び住所  
3 第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のうち、申請者が法の規定による許可等の申請又は届出の際に農林水産大臣に提出したのものについては、当該申請書にその旨を付記したときは、添付することを要しない。  
(保管のみを行う製造所に係る登録の更新の申請)

第十九条の四 法第十三条の二の二第四項の規定による登録の更新の申請は、別記様式第八号による申請書を農林水産大臣に提出してしなければならない。  
(保管のみを行う製造所に係る登録の様式)  
第十九条の五 令第十六条の三第一項の登録の様式は、別記様式第十号によるものとする。  
(保管のみを行う製造所に係る登録の揭示)  
第十九条の六 医薬品又は医薬部外品の製造業者は、令第十六条の三第一項の規定により交付された登録証について、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公衆の閲覧に供することが困難であると認められる相当の理由がある場合にあつては、製造所の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、令第十六条の四第一項又は第十六条の五第一項の規定により登録証の書換え交付又は登録証の再交付を申請している場合は、前項の規定による閲覧に供する措置及び揭示は、することを要しない。  
(保管のみを行う製造所に係る登録証の書換え交付の申請)

第十九条の七 令第十六条の四第二項の申請書の様式は、別記様式第十一号によるものとする。

(保管のみを行う製造所に係る登録証の再交付の申請)  
第十九条の八 令第十六条の五第二項の申請書の様式は、別記様式第十二号によるものとする。  
(保管のみを行う製造所に係る登録台帳の記載事項)  
第十九条の九 令第十六条の七第一項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造所に係る登録に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

一 登録番号及び登録年月日  
二 製造業者の氏名又は名称及び住所  
三 製造所の名称及び所在地  
四 製造所の医薬品製造管理者、医薬部外品等責任技術者又は生物由来製品の製造を管理する者の氏名及び住所  
五 その他当該製造業者に關し参考となる事項  
(医薬品等外国製造業者の認定の区分)  
第二十條 医薬品に係る法第十三条の三第二項の農林水産省令で定める区分は、次のとおりとする。

一 次に掲げる医薬品の製造工程の全部又は一部を行うもの  
イ 生物学的製剤  
ロ 法第四十三條第一項の規定により農林水産大臣の指定した医薬品(イに掲げるものを除く)  
ハ イ及びロに掲げる医薬品のほか、遺伝子組換え技術を応用して製造される医薬品その他その製造管理又は品質管理に特別の注意を要する医薬品であつて、農林水産大臣の指定するもの  
ニ 無菌医薬品の製造工程の全部又は一部を行うもの(第四号に掲げるものを除く)  
三 前二号の医薬品以外の医薬品の製造工程の全部又は一部を行うもの(次号に掲げるものを除く)  
四 前二号の医薬品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うもの  
五 医薬部外品に係る法第十三条の三第二項の農林水産省令で定める区分は、次のとおりとする。

一 医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行うもの(次号に掲げるものを除く)  
二 医薬部外品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うもの  
(医薬品等外国製造業者の認定の申請)  
第二十一条 法第十三条の三第一項の規定による認定の申請は、同条第三項において準用する法

第十三条第三項の規定により、別記様式第六号による申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出してしなければならない。  
一 製造所の責任者の履歴  
二 製造品目の一覧表及び製造工程に関する書類  
三 別記様式第七号による製造所の構造設備の概要書  
四 当該医薬品等外国製造業者が存する国が医薬品若しくは医薬部外品の製造販売業の許可、製造業の許可若しくは製造販売の承認の制度又はこれに相当する制度を有する場合においては、当該国の政府機関等が発行する当該制度に係る許可証等の写し  
法第十三条の三第三項において準用する法第十三条第六号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。  
一 製造所の名称及び所在地  
二 認定の区分  
三 製造所の責任者の氏名及び住所  
3 第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のうち、申請者が法の規定による許可等の申請又は届出の際に農林水産大臣に提出したのものについては、当該申請書にその旨を付記したときは、添付することを要しない。  
(医薬品等外国製造業者の認定の更新の申請)  
第二十二條 法第十三条の三第三項において準用する法第十三条第四項の規定による認定の更新の申請は、別記様式第八号による申請書を農林水産大臣に提出してしなければならない。  
(医薬品等外国製造業者の認定の区分の変更等の認定の申請)  
第二十二條の二 法第十三条の三第三項において準用する法第十三条第八項の規定による認定の区分の変更又は追加の認定の申請は、法第十三条の三第三項において準用する法第十三条第九項において準用する同条第三項の規定により、別記様式第九号による申請書に当該変更又は追加に係る次の各号に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出してなければならない。  
一 認定証  
二 製造品目の一覧表及び製造工程に関する書類  
三 別記様式第七号による製造所の構造設備の概要書  
2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のうち、申請者が法の規定による許可等の

申請又は届出の際に農林水産大臣に提出したものについては、当該申請書にその旨を付記したときは、添付することを要しない。  
(医薬品等外国製造業者の認定証の様式)  
第二十二條の三 令第十八条に規定する認定証の様式は、別記様式第十号によるものとする。  
(医薬品等外国製造業者の認定証の書換え交付申請書の様式)  
第二十二條の四 令第十八条の二第二項に規定する申請書の様式は、別記様式第十一号によるものとする。  
(医薬品等外国製造業者の認定証の再交付申請書の様式)  
第二十二條の五 令第十八条の三第二項に規定する申請書の様式は、別記様式第十二号によるものとする。  
(医薬品等外国製造業者の認定台帳の記載事項)  
第二十二條の六 令第十八条の五に規定する医薬品等外国製造業者に係る認定に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。  
一 認定番号、認定年月日及び認定の区分  
二 認定医薬品等外国製造業者の氏名又は名称及び住所  
三 製造所の名称及び所在地  
四 製造品目及び当該品目に係る製造工程  
五 製造所の責任者の氏名及び住所  
六 その他当該認定医薬品等外国製造業者に關し参考となる事項  
(医薬品等外国製造業者の保管のみを行う製造所に係る登録の申請)  
第二十二條の七 法第十三条の三の二第一項の登録の申請は、同条第二項において準用する法第十三条の二の二第三項の規定により、別記様式第六号による申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出してなければならない。  
一 製造所の責任者の履歴  
二 登録を受けようとする保管のみを行う製造所の場所を明らかにした図面  
三 当該医薬品等外国製造業者が存する国が医薬品若しくは医薬部外品の製造販売業の許可、製造業の許可若しくは製造販売の承認の制度又はこれに相当する制度を有する場合においては、当該国の政府機関等が発行する当該制度に係る許可証等の写し

第二十一条 法第十三条の三第一項の規定による認定の申請は、同条第三項において準用する法

2 法第十三条の三の二第二項において準用する法第十三条の二の二第三項第五号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 製造所の名称及び所在地

3 第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のうち、申請者が法の規定による許可等の申請又は届出の際に農林水産大臣に提出したものであるときは、当該申請書にその旨を付記したときは、添付することを要しない。

(医薬品等外国製造業者の保管のみを行う製造所に係る登録の更新の申請)

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のうち、申請者が法の規定による許可等の申請又は届出の際に農林水産大臣に提出したものは、添付することを要しない。

(対象動物の範囲)

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のうち、申請者が法の規定による許可等の申請又は届出の際に農林水産大臣に提出したものは、添付することを要しない。

(承認申請書の添付資料等)

2 前項各号に定める資料は、試験成績の信頼性を確保するため必要な施設、機器、職員等を有し、かつ、適正に運営管理されていると認められる試験施設等において実施された試験により収集されたものでなければならぬ。

4 第二十三条第一項の承認の申請者は、当該申請に係る医薬品又は医薬部外品に關し、法第十四条第二項第三号イからハまでのいずれかに該当することについて疑いを生じさせる資料については、当該資料を作成するために必要とされる試験が前項に規定する試験施設等において実施されたものでない場合であっても、その全てを農林水産大臣に提出しなければならない。

5 農林水産大臣は、第二十三条第一項の承認に對し、その申請に係る医薬品又は医薬部外品につき、その試作若しくは試作品の提出又はその

の原料、材料、見本品その他の参考資料(第一項の規定により申請書に添付すべきこととされる資料を除く。)の提出を命ずることができ、

6 申請者は、法第十四条第一項又は第十五項の承認を受けて製造販売しようとする医薬品について、当該承認の申請の際に第一項第一号に掲げる資料を有しないときは、同項(第一号に掲げる部分に限る。)の規定にかかわらず、当該資料を当該承認の申請後に農林水産大臣に提出することができる。

(特例承認に係る医薬品の承認申請書の添付資料の特例)

2 前項の規定にかかわらず、法第十四条の三第一項の規定により法第十四条の承認を受けて製造販売しようとする医薬品について、当該承認の申請の際に第二十六條第一項第一号イからトまでに掲げる資料を有しないときは、同項(第一号イからトまでに掲げる部分に限る。)の規定にかかわらず、当該資料を当該承認の申請後に農林水産大臣に提出することができる。

(承認申請資料適合性調査の対象となる医薬品の範囲)

2 前項において準用する場合を含む。(農林水産省令で定める医薬品は、日本薬局方に収められている医薬品及び既に製造販売の承認を与えられている医薬品(法第十四条の四第一項第一号(法第十九条の四において準用する場合を含む。))に規定する新医薬品であつてその製造販売の承認のあつた日後同号に規定する調査期間(法第十四条の四第三項の規定による延長が行われたときは、その延長後の期間)を経過していないもの及び法第十四条の四第一項第二号(法第十九条の四において準用する場合を含む。))に規定する農林水産大臣が指示する医薬品であつて同号に規定する農林水産大臣が指示する期間を経過していないものを除く。)と有効成分、投与経路又は効能若しくは効果の対象となる動物が異なる医薬品(専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、動物の身体に直接使用されることのないもの及び動物の皮膚に貼り付けられるものを除く。)とする。

2 前項各号に定める資料は、試験成績の信頼性を確保するため必要な施設、機器、職員等を有し、かつ、適正に運営管理されていると認められる試験施設等において実施された試験により収集されたものでなければならぬ。

4 第二十三条第一項の承認の申請者は、当該申請に係る医薬品又は医薬部外品に關し、法第十四条第二項第三号イからハまでのいずれかに該当することについて疑いを生じさせる資料については、当該資料を作成するために必要とされる試験が前項に規定する試験施設等において実施されたものでない場合であっても、その全てを農林水産大臣に提出しなければならない。

5 農林水産大臣は、第二十三条第一項の承認に對し、その申請に係る医薬品又は医薬部外品につき、その試作若しくは試作品の提出又はその

の原料、材料、見本品その他の参考資料(第一項の規定により申請書に添付すべきこととされる資料を除く。)の提出を命ずることができ、

6 申請者は、法第十四条第一項又は第十五項の承認を受けて製造販売しようとする医薬品について、当該承認の申請の際に第一項第一号に掲げる資料を有しないときは、同項(第一号に掲げる部分に限る。)の規定にかかわらず、当該資料を当該承認の申請後に農林水産大臣に提出することができる。

(特例承認に係る医薬品の承認申請書の添付資料の特例)

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のうち、申請者が法の規定による許可等の申請又は届出の際に農林水産大臣に提出したものは、添付することを要しない。

(承認申請書の添付資料等)

2 前項各号に定める資料は、試験成績の信頼性を確保するため必要な施設、機器、職員等を有し、かつ、適正に運営管理されていると認められる試験施設等において実施された試験により収集されたものでなければならぬ。

4 第二十三条第一項の承認の申請者は、当該申請に係る医薬品又は医薬部外品に關し、法第十四条第二項第三号イからハまでのいずれかに該当することについて疑いを生じさせる資料については、当該資料を作成するために必要とされる試験が前項に規定する試験施設等において実施されたものでない場合であっても、その全てを農林水産大臣に提出しなければならない。

5 農林水産大臣は、第二十三条第一項の承認に對し、その申請に係る医薬品又は医薬部外品につき、その試作若しくは試作品の提出又はその

の原料、材料、見本品その他の参考資料(第一項の規定により申請書に添付すべきこととされる資料を除く。)の提出を命ずることができ、

6 申請者は、法第十四条第一項又は第十五項の承認を受けて製造販売しようとする医薬品について、当該承認の申請の際に第一項第一号に掲げる資料を有しないときは、同項(第一号に掲げる部分に限る。)の規定にかかわらず、当該資料を当該承認の申請後に農林水産大臣に提出することができる。

(特例承認に係る医薬品の承認申請書の添付資料の特例)

2 前項の規定にかかわらず、法第十四条の三第一項の規定により法第十四条の承認を受けて製造販売しようとする医薬品について、当該承認の申請の際に第二十六條第一項第一号イからトまでに掲げる資料を有しないときは、同項(第一号イからトまでに掲げる部分に限る。)の規定にかかわらず、当該資料を当該承認の申請後に農林水産大臣に提出することができる。

(承認申請資料適合性調査の対象となる医薬品の範囲)

2 前項において準用する場合を含む。(農林水産省令で定める医薬品は、日本薬局方に収められている医薬品及び既に製造販売の承認を与えられている医薬品(法第十四条の四第一項第一号(法第十九条の四において準用する場合を含む。))に規定する新医薬品であつてその製造販売の承認のあつた日後同号に規定する調査期間(法第十四条の四第三項の規定による延長が行われたときは、その延長後の期間)を経過していないもの及び法第十四条の四第一項第二号(法第十九条の四において準用する場合を含む。))に規定する農林水産大臣が指示する医薬品であつて同号に規定する農林水産大臣が指示する期間を経過していないものを除く。)と有効成分、投与経路又は効能若しくは効果の対象となる動物が異なる医薬品(専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、動物の身体に直接使用されることのないもの及び動物の皮膚に貼り付けられるものを除く。)とする。

2 前項各号に定める資料は、試験成績の信頼性を確保するため必要な施設、機器、職員等を有し、かつ、適正に運営管理されていると認められる試験施設等において実施された試験により収集されたものでなければならぬ。



資料は、次に掲げるところにより、収集され、かつ、作成されたものでなければならぬ。  
一 当該資料は、これを作成することを目的として行われた調査又は試験において得られた結果に基づき正確に作成されたものであること。

二 前号の調査又は試験において、申請に係る医薬品に関し、その申請に係る品質、有効性及び安全性を有することについて疑いを生じさせる調査結果、試験成績等が得られた場合には、当該調査結果、試験成績等についても検討及び評価が行われ、その結果が当該資料に記載されていること。

三 当該資料の根拠となつた資料は、法第十四条の規定による承認又は承認の拒否の処分の日まで保存されていること。ただし、資料の性質上その保存が著しく困難であると認められるものにあつては、この限りでない。

2 第二十四条各号に掲げる動物、犬又は猫に使用されることが目的とされている医薬品に係る法第十四条第三項後段（同条第十五項において準用する場合を含む。）に規定する資料にあつては、前項に定めるところによるほか、動物用医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成九年農林水産省令第七十四号）に定めるところにより、収集され、かつ、作成されたものでなければならぬ。

3 牛、馬、豚、鶏、犬又は猫に使用されることが目的とされている医薬品に係る法第十四条第三項後段（同条第十五項において準用する場合を含む。）に規定する資料にあつては、前二項に定めるところによるほか、動物用医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成九年農林水産省令第七十五号）に定めるところにより、収集され、かつ、作成されたものでなければならぬ。

（臨床試験の試験成績に関する資料の一部の添付を要しないこととする。）

第二十九条の二 法第十四条第五項（同条第十五項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の農林水産省令で定めるときは、法第十四条第一項又は第十五項の承認の申請に係る医薬品が先駆的医薬品その他の獣医療上特にその必要性が高いと認められるものである場合であつて、当該医薬品の有効性及び安全性を検証するための十分な動物の数を対象とする臨床試験の実施が困難であるときは、その実施に相当

の時間を要すると判断されるときとする。ただし、当該承認の申請に係る医薬品の有効性及び安全性を評価することが可能な臨床試験の試験成績に関する資料が存在しないときは、この限りでない。

（臨床試験の試験成績に関する資料の一部の添付を要しないこととする。）

2 前項の規定による申請は、第二十三条第一項又は第三十二条第一項の申請書に前条の規定に該当する事実に関する資料を添付して農林水産大臣に提出してしなければならない。

3 農林水産大臣は、前項の規定により提出された資料により、法第十四条第一項又は第十五項の承認の申請に係る医薬品が、前条の規定に該当すると認めるときは、法第十四条第五項の規定に基づき、臨床試験の試験成績に関する資料の一部の添付を要しないこととすることができる。

4 農林水産大臣は、第二十三条第一項又は第三十二条第一項の申請書及び第二十六条第一項、第四項及び第五項の規定により提出された資料により前項に規定する医薬品が、前条の規定に該当すると認めるときは、法第十四条第五項の規定に基づき、臨床試験の試験成績に関する資料の一部の添付を要しないこととすることができる。

（医薬品の使用の成績に関する資料その他の資料の提出に係る手続）

第二十九条の四 法第十四条第十二項（同条第十五項において準用する場合を含む。）の規定により条件を付した同条第一項又は第十五項の承認（以下「医薬品条件付き承認」という。）を受けた者は、法第十四条の四第一項各号に定める期間を超えない範囲内において農林水産大臣の指定する期間内に、別記様式第十三号の二による申請書に添えて資料を農林水産大臣に提出しなければならない。

この場合において、同条第一項中「再審査」とあるのは「同条第十二項の規定による調査」と、「当該再審査」とあるのは「当該調査」と、「調査資料（同条第十二項の規定により農林水産大臣に提出した資料を除く。）」とあるのは「調査資料」と、同条第二項中「法第十四条の四第五項の規定により第三十九条の申請書に添付しなければならない医薬品の使用成績に関する資料」とあるのは「前項に規定する調査資料のうち、医薬品の使用の成績に関する資料」と、同条第四項中「第三十九条」とあるのは「第二十九条の四第一項」と、同条第四項及び第五項中「再審査」とあるのは「法第十四条第十二項の規定による調査」と読み替へるものとする。

二 第十一条第一項第二号又は第二十条第一項第二号に掲げる医薬品の製造（第五号に掲げる区分を除く。）  
三 第十一条第一項第三号又は第二十条第一項第三号に掲げる医薬品の製造（第五号に掲げる区分を除く。）  
四 第十一条第一項第四号又は第二十条第一項第四号に掲げる医薬品の製造（次号に掲げる区分を除く。）  
五 法第十三条の二の二第一項又は第十三条の二の二第二項に規定する登録を受けた製造所における医薬品の製造（保管に限る。）  
二 医薬部外品に係る法第十四条第八項の農林水産省令で定める区分は、次のとおりとする。  
一 第十一条第二項第一号又は第二十条第二項第一号に掲げる医薬部外品の製造（第三号に掲げる区分を除く。）  
二 第十一条第二項第二号又は第二十条第二項第二号に掲げる医薬部外品の製造（次号に掲げる区分を除く。）  
三 法第十三条の二の二第一項又は第十三条の二の二第二項に規定する登録を受けた製造所における医薬部外品の製造（保管に限る。）

第三十条及び第三十一条 削除  
（承認事項の一部変更の承認の申請）  
第三十二条 法第十四条第十五項の規定による変更の承認の申請は、別記様式第十四号による申請書を農林水産大臣に提出してしなければならない。

2 前項の承認については、第二十六条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第四項中「法第十四条第二項第三号イからハまで」とあるのは、「法第十四条第十五項において準用する同条第二項第三号イからハまで」と読み替へるものとする。

3 法第十四条の三第一項の規定により法第十四条第十五項の承認を申請しようとするときは、第一項の申請書に、第二十三条第一項第二号に掲げる書類を添付しなければならない。

第三十三条 法第十四条第十五項の農林水産省令で定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外の変更とする。  
一 当該品目の本質、特性又は安全性に影響を与へる製造方法等の変更  
二 規格及び検査方法に掲げる事項の削除又は規格の変更

三 病原因子の不活化又は除去方法に関する変更

四 用法若しくは用量又は効能若しくは効果に関する追加、変更又は削除

五 前各号に掲げる変更のほか、製品の品質、有効性又は安全性に影響を与えるおそれのあるもの

**第三十三項 軽微な変更の届出**

(承認事項の軽微な変更の届出)  
 法第十四条第十六項の規定による届出は、別記様式第十五号による届出書を農林水産大臣に提出してしなければならない。

2 前項の届出は、法第十四条第十五項に規定する軽微な変更をした後三十日以内に行わなければならない。

**第三十五条 令第十九条第一項に規定する法第十四条の承認に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。**

- 一 承認番号及び承認年月日
- 二 承認を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 三 承認を受けた者の製造販売業の許可の種類及び許可番号
- 四 当該品目の製造業者、認定医薬品等外国製造業者又は登録医薬品等外国製造業者の氏名又は名称及び住所
- 五 当該品目の製造業者、認定医薬品等外国製造業者又は登録医薬品等外国製造業者の製造所の名称及び所在地
- 六 当該品目の製造業者の許可の区分及び許可番号、認定医薬品等外国製造業者の認定の区分及び認定番号又は保管のみを行う製造所に係る製造業者若しくは登録医薬品等外国製造業者の登録番号
- 七 当該品目の名称
- 八 その他当該品目に関し参考となる事項

**第三十六条 令第二十二條第一項の規定による医薬品等適合性調査(同項に規定する医薬品等適合性調査をいう。以下同じ。)**の申請は、別記様式第十六号による申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出してしなければならない。

一 医薬品等適合性調査に係る品目の製造管理及び品質管理に関する資料

二 医薬品等適合性調査に係る製造所の製造管理及び品質管理に関する資料

(医薬品等適合性調査台帳の記載事項)

**第三十七條 令第二十四條第一項に規定する医薬品等適合性調査に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。**

- 一 調査結果及び結果通知年月日
- 二 当該品目の名称
- 三 当該品目に係る製造販売の承認を受けようとする者又は承認を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 四 承認番号及び承認年月日(前号に掲げる者が既に当該品目に係る製造販売の承認を受けている場合に限る。)
- 五 調査を行った製造所の名称及び所在地
- 六 当該品目に係る製造業者、認定医薬品等外国製造業者又は登録医薬品等外国製造業者の氏名又は名称及び住所
- 七 前号の製造業者が受けている製造業の許可番号及び許可年月日、認定医薬品等外国製造業者の認定番号及び認定年月日又は保管のみを行う製造所に係る製造業者若しくは登録医薬品等外国製造業者の登録番号及び登録年月日
- 八 その他当該調査に関し参考となる事項(医薬品等適合性調査を行わない承認された事項の変更)

**第三十八條 令第二十五條第一項の農林水産省令で定める変更は、当該品目の用法若しくは用量又は効能若しくは効果に関する追加、変更又は削除その他の当該品目の製造管理又は品質管理の方法に影響を与えない変更とする。**

**第三十八條の二 法第十四條の二第二項の承認の申請は、別記様式第十六号の二による申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出してしなければならない。**

- 一 法第十四條の二第二項の規定による調査(以下「医薬品等区分適合性調査」という。)に係る品目の製造管理及び品質管理に関する資料
- 二 医薬品等区分適合性調査に係る製造所の製造管理及び品質管理に関する資料

**第三十八條の三 法第十四條第一項の承認を受けたい者は、当該医薬品又は医薬部外品の製造業者に対し、医薬品等区分適合性調査に関し報告又は資料の提出を求めることができる。**

2 前項の規定により報告又は資料の提出を求められた者は、遅滞なく、これを報告し、又は提出しなければならない。

**第三十八條の四 基準確認証(法第十四條の二第三項の基準確認証をいう。次項及び第三十八條の七までのにおいて同じ。)**の様式は、別記様式第十六号の三によるものとする。

2 基準確認証の交付を受けた者は、当該基準確認証と同一の内容(有効期間を除く。)を証する別の有効な基準確認証を保有している場合にあっては、これを返納するものとする。

(医薬品等基準確認証の書換え交付の申請)

**第三十八條の五 令第二十六條の四第二項の申請書の様式は、別記様式第十六号の四によるものとする。**

(医薬品等基準確認証の再交付の申請)

**第三十八條の六 令第二十六條の五第二項の申請書の様式は、別記様式第十六号の五によるものとする。**

(医薬品等区分適合性調査台帳の記載事項)

**第三十八條の七 令第二十六條の六第一項の医薬品等区分適合性調査に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。**

- 一 調査結果及び結果通知年月日
- 二 調査を行った製造所の名称及び所在地
- 三 製造業者、認定医薬品等外国製造業者又は登録医薬品等外国製造業者の氏名又は名称及び住所
- 四 製造業の許可番号及び許可年月日、認定医薬品等外国製造業者の認定番号及び認定年月日又は保管のみを行う製造所に係る登録番号及び登録年月日
- 五 法第十四條第八項に規定する製造工程の区分
- 六 調査を行った区分に係る品目
- 七 基準確認証を交付した場合にあっては、その番号
- 八 その他当該調査に関し参考となる事項

**第三十九條 法第十四條の四第一項の規定による再審査の申請は、別記様式第十七号による申請書を農林水産大臣に提出してしなければならない。**

(再審査に関する調査期間に係る農林水産省令で定める医薬品)

**第四十條 法第十四條の四第一項第一号の農林水産省令で定める医薬品は、既に製造販売の承認を与えられている医薬品と用法(投与経路を除く。)又は用量が明らかに異なる医薬品であつて有効成分及び投与経路が同一のものその他既に製造販売の承認を与えられている医薬品との相違が軽微であると認められるものとする。**

(再審査申請書の添付資料等)

**第四十一條 法第十四條の四第五項の農林水産省令で定める資料は、法第十四條の規定による製造販売の承認を受けた時から再審査を申請する時までの間に得られた当該再審査に係る医薬品の効能又は効果及び安全性についての調査資料(同条第十二項の規定により農林水産大臣に提出した資料を除く。)とする。**

2 法第十四條の四第五項の規定により第三十九條の申請書に添付しなければならない医薬品の使用成績に関する資料について、資料の添付を必要としない合理的理由がある場合には、その資料を添付することを要しない。

3 第一項の調査資料については、第二十六條第三項の規定を準用する。

4 第三十九條の再審査の申請者については、第二十六條第四項の規定を準用する。

5 第一項及び前項において準用する第二十六條第四項に規定するものほか、農林水産大臣が当該医薬品の再審査につき必要と認めて資料の提出を求めたときは、申請者は、当該資料を農林水産大臣に提出しなければならない。

(再審査申請資料適合性調査の対象となる医薬品の範囲)

**第四十二條 法第十四條の四第五項後段の農林水産省令で定める医薬品は、同条第一項各号に規定する医薬品であつて、第二十八條に規定するものとする。**

(再審査申請資料の信頼性の基準)

**第四十三條 法第十四條の四第五項後段に規定する資料については、第二十九條の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「次に掲げるところ」とあるのは、「動物用医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令(平成十七年農林水産省令第三十三号)」に定めるところによるほか、次に掲げるところ」と、「法第十四條の規定による承認又は承認の拒否の処分の日」とあるのは、「法第十四條の四の規定による再審査の終了の日」と読み替えるものとする。**

(使用成績に関する調査及び報告)

**第四十四條 法第十四條の四第七項の規定による調査は、次の各号に掲げる医薬品の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間、当該医薬品の副作用の発生、副作用によるものと疑われる疾病、障害若しくは死亡又はその使用による**

ものと疑われる感染症その他の使用の成績に關して行わなければならない。

一 法第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品 同号に規定する調査期間(同条第三項の規定による延長が行われたときは、その延長後の期間)

二 法第十四条の四第一項第二号の規定により農林水産大臣が指示した医薬品 その製造販売の承認を受けた日から同号に規定する農林水産大臣の指示する期間の開始の日の前日までの期間

2 法第十四条の四第七項の規定による報告は、別記様式第十八号による報告書を農林水産大臣に提出してしなければならない。

3 前項の規定による報告は、当該調査に係る医薬品について製造販売の承認を受けた日から起算して一年(農林水産大臣が指示する医薬品にあつては、農林水産大臣が指示する期間)ごとに、その期間の満了後二月以内に行わなければならない。

(再評価の申請等)

第四十五條 法第十四条の六第一項の規定による再評価の申請は、別記様式第十九号による申請書を農林水産大臣に提出してしなければならない。

2 法第十四条の六第三項の規定による医薬品の再評価を受けるべき者が提出すべき資料については、第二十六条第三項の規定を準用する。

3 第一項の再評価の申請者については、第二十六条第四項の規定を準用する。

(再評価申請資料適合性調査の対象となる医薬品の範囲)

第四十六條 法第十四条の六第四項の農林水産省令で定める医薬品は、同条第一項の農林水産大臣の指定に係る医薬品とする。

(再評価申請資料の信頼性の基準)

第四十七條 法第十四条の六第四項に規定する資料については、第二十九条の規定を準用する。

この場合において、同条第一項中「次に掲げる」ところとあるのは「動物用医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令に定めるところによるほか、次に掲げる」ところとあり、「法第十四条の規定による承認又は承認の拒否の処分の日」とあるのは「法第十四条の六の規定による再評価の終了の日」と読み替へるものとする。

(医薬品の再評価に係る公示の方法)

第四十七條の二 法第十四条の六第一項の規定による公示は、官報に掲載する方法により行うものとする。

(医薬品及び医薬部外品の変更計画の確認の申出)

第四十七條の三 法第十四条の七の二第一項前段の規定による変更計画(同項に規定する変更計画をいう。以下この章において同じ。)の確認の申出は、別記様式第十八号の二による申出書に次の各号に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出してしなければならない。

一 変更計画

二 製造方法等の変更が医薬品又は医薬部外品の品質に及ぼす影響を評価するための試験の内容 方法及び判定基準に関する資料

三 その他変更計画の確認の際に必要な資料

2 法第十四条の七の二第一項後段の規定による変更計画の変更の確認の申出は、別記様式第十八号の三による申出書に次の各号に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出してなければならない。

一 前項各号に掲げる資料

二 確認を受けた変更計画の写し

3 前二項各号に掲げるもののほか、農林水産大臣が変更計画の確認又は変更計画の変更の確認につき必要と認めて医薬品又は医薬部外品の試験成績その他の資料の提出を求めたときは、申出者は、当該資料を農林水産大臣に提出しなければならない。

(変更計画の確認を受けることができる場合)

第四十七條の四 法第十四条の七の二第一項第一号の農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 製造業者、認定医薬品等外国製造業者又は登録医薬品等外国製造業者の氏名又は名称及び住所

二 製造業者の許可番号及び許可年月日若しくは登録番号及び登録年月日、認定医薬品等外国製造業者の認定番号及び認定年月日又は登録医薬品等外国製造業者の登録番号及び登録年月日

三 製造業者の許可の区分又は認定医薬品等外国製造業者の認定の区分

四 成分及び分量(成分不明のときは、その本質)(有効成分を除く。)

五 製造方法

六 貯蔵方法

七 有効期間

八 規格及び検査方法

九 前各号に掲げるもののほか、最終的な製品の有効性及び安全性に影響を与えないと認められる事項

(変更計画の確認を受けることができない場合)

第四十七條の五 法第十四条の七の二第一項第二号の農林水産省令で定める変更は、次の各号に掲げる変更とする。

一 法第四十二条第一項及び第二項の規定により設けられた基準に適合しないこととなる変更

二 実施した場合に品質への影響を予測することが困難な新たな製造方法への変更

三 病原因子の不活化又は除去方法に関する重要な変更

四 実施の前後において、当該医薬品又は医薬部外品の品質、有効性及び安全性が同等であることを確かめるために品質試験以外の試験を行わなければならないと認められる変更

五 前各号に掲げるもののほか、当該医薬品又は医薬部外品の品質、有効性及び安全性に重大な影響を与えるおそれのある変更

(医薬品又は医薬部外品として不適当な場合)

第四十七條の六 法第十四条の七の二第一項第三号の農林水産省令で定める場合は、申出に係る医薬品又は医薬部外品の性状又は品質が保健衛生上著しく不適当な場合とする。

(製造管理又は品質管理の方法に影響を与えるおそれがある変更)

第四十七條の七 法第十四条の七の二第三項の製造管理又は品質管理の方法に影響を与えるおそれがある変更として農林水産省令で定めるものは、第三十三条及び第三十八条に規定する変更以外の変更とする。

(計画内容の軽微な変更に係る特例)

第四十七條の八 変更計画の変更が軽微なものであるときは、法第十四条の七の二第一項後段の規定による変更計画の変更の確認に代えて、別記様式第十八号の四による届出書に次の各号に掲げる事項を記載した資料を添えて、当該変更を農林水産大臣に届け出ることができる。

一 変更計画の変更案

二 変更理由

2 前項の軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外の変更とする。

一 医薬品又は医薬部外品の製造方法又は品質に及ぼす影響を評価するための試験の内容及び方法の重要な変更

二 前号の試験に係る判定基準を緩和する変更

三 その他前二号に掲げる変更に準ずる変更(医薬品等変更計画確認台帳の記載事項)

第四十七條の九 令第三十二条の二第一項の医薬品等変更計画確認に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

一 確認番号及び確認年月日

二 確認を受けた者の氏名又は名称及び住所

三 確認を受けた者の製造販売業の許可の種類及び許可番号

四 当該品目の製造業者、認定医薬品等外国製造業者又は登録医薬品等外国製造業者の氏名又は名称及び住所

五 当該品目の製造業者、認定医薬品等外国製造業者又は登録医薬品等外国製造業者の製造所の名称及び所在地

六 当該品目の製造業者の許可の区分及び許可番号、認定医薬品等外国製造業者の認定の区分及び認定番号又は保管のみを行う製造所に係る登録番号

七 当該品目の名称

八 その他当該品目に関し参考となる事項(医薬品等適合性確認の申請)

第四十七條の十 令第三十二条の三第一項の規定による医薬品等適合性確認(同項に規定する医薬品等適合性確認をいう。以下同じ。)の申請は、別記様式第十八号の五による申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出してなければならない。

一 医薬品等適合性確認に係る品目の製造管理及び品質管理に関する資料

二 医薬品等適合性確認に係る製造所の製造管理及び品質管理に関する資料

(医薬品等適合性確認台帳の記載事項)

第四十七條の十一 令第三十二条の六第一項の医薬品等適合性確認に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

一 医薬品等適合性確認の結果及び結果通知年月日

二 当該品目の名称

三 当該品目に係る変更計画の確認を受けようとする者又は変更計画の確認を受けた者の氏名又は名称及び住所

四 変更計画に係る確認番号及び確認年月日(変更計画の確認を受けた場合に限る。)

五 医薬品等適合性確認を行った製造所の名称及び所在地

六 当該品目に係る製造業者、認定医薬品等外国製造業者又は登録医薬品等外国製造業者の氏名又は名称及び住所

七 前号の製造業者が受けている製造業の許可番号及び許可年月日、認定医薬品等外国製造

業者の認定番号及び認定年月日又は保管のみ  
を行う製造所に係る登録番号及び登録年月日  
その他当該確認に関し参考となる事項  
（届出後に変更を行うことができるようになる  
までの日数）

**第四十七条の十二** 法第十四条の七の二第六項の  
農林水産省令で定める日数は、三十日とする。  
（変更計画に従った変更に係る届出）

**第四十七条の十三** 法第十四条の七の二第六項の  
規定による届出は、別記様式第十八号の六によ  
る届出書に次の各号に掲げる書類を添えて、農  
林水産大臣に提出してしなければならない。

- 一 第四十七条の三第一項第二号の試験の結果  
が判定基準に適合していることを説明する  
資料
- 二 法第十四条の七の二第三項の規定に基づ  
き、法第十四条第二項第四号の農林水産省令  
で定める基準に適合している旨の確認を受け  
た場合には、その結果に関する書類
- 三 その他届出に係る変更が変更計画に従った  
変更であることの確認に必要な資料

2 前項の書類については、第二十九条の規定を  
準用する。この場合において、同条第一項第三  
号中「法第十四条の規定による承認又は承認の  
拒否の処分の日」とあるのは「届出書を提出し  
た日から第四十七条の十二に定める日数が経過  
する日」と読み替えるものとする。

（資料の保存）

**第四十八条** 法第十四条の規定による製造販売の  
承認を受けた者は、次の各号に掲げる資料をそ  
れぞれ当該各号に定める期間保存しなければな  
らない。ただし、資料の性質上その保存が著し  
く困難であると認められるものにあつては、こ  
の限りでない。

- 一 法第十四条の規定による製造販売の承認の  
申請の際申請書に添付した資料の根拠となつ  
た資料 製造販売の承認があつた日から五年  
間（法第十四条の四第一項の規定により再審  
査を受けなければならぬ医薬品について、  
再審査が終了するまでの期間が五年を超える  
場合にあつては、再審査が終了するまでの期  
間）
- 二 法第十四条第十二項（同条第十五項の規定  
により準用する場合を含む。）に規定する使  
用の成績に関する資料その他の資料 再審査  
が終了するまでの期間

三 法第十四条の四第一項の規定による再審査  
の申請の際申請書に添付した資料の根拠とな  
つた資料（前号に掲げる資料を除く。） 再審  
査が終了した日から五年間

四 法第十四条の六第一項の規定による再評価  
の申請の際提出した資料の根拠となつた資  
料 再評価が終了した日から五年間

2 医薬品又は医薬部外品の製造販売業者は、法  
第六十八条の十の規定により農林水産大臣に報  
告した医薬品又は医薬部外品について、当該品  
目の副作用と疑われる疾病、障害又は死亡の発  
生、当該品目の使用によるものと疑われる感染  
症の発生その他の当該品目の有効性及び安全性  
に関する報告（以下この章において「副作用等  
に関する報告」という。）の根拠となつた資料  
を、その報告の日から五年間保存しなければな  
らない。

（承認に係る資料等）

**第四十九条** 法第十四条の八第一項の農林水産省  
令で定める資料及び情報は、次のとおりとす  
る。

- 一 法第十三条第一項（同条第九項において準  
用する場合を含む。）の規定による許可又は  
法第十三条の三第一項の規定による認定の申  
請に際して提出した資料
- 二 法第十四条第一項の規定による承認の申請  
及び同条第十五項の規定による当該承認事項  
の一部変更の承認の申請に際して提出した資  
料及びその根拠となつた資料
- 三 法第十四条第十二項（同条第十五項の規定  
により準用する場合を含む。）に規定する使  
用の成績に関する資料その他の資料
- 四 法第十四条の四第一項の規定による再審査  
の申請に際して提出した資料及びその根拠と  
なつた資料
- 五 法第十四条の四第七項の規定による報告に  
際して提出した資料及びその根拠となつた  
資料
- 六 法第十四条の六第一項の規定による再評価  
の申請に際して提出した資料及びその根拠と  
なつた資料
- 七 法第十四条の七の二第一項及び第三項の確  
認の申請に際して提出した資料及びその根拠  
となつた資料並びに同条第六項の規定による  
届出に際して提出した資料及びその根拠にな  
つた資料
- 八 法第六十八条の二十二第一項の規定による  
生物由来製品に関する記録及び当該記録に関  
連する資料

九 品質管理の業務に関する資料及び情報  
十 製造販売後安全管理の業務に関する資料及  
び情報  
十一 その他品質、有効性及び安全性に関する  
資料及び情報

2 法第十四条の八第三項の規定による届出は、  
別記様式第二十号による届出書に同条第一項に  
規定する承認取得者の地位を承継した者である  
ことを証する書類を添えて、農林水産大臣に提  
出してしなければならない。

（製造販売の届出）

**第五十条** 法第十四条の九第一項の規定による届  
出は、別記様式第二十一号による届出書を農林  
水産大臣に提出してしなければならない。

2 法第十四条の九第二項の規定による届出は、  
別記様式第二十二号による届出書を農林水産大  
臣に提出してしなければならない。

**第五十一条から第六十二条まで** 削除

**第六十三条** 医薬部外品の品質管理及び製造販売  
後安全管理を行う者に係る法第十七条第一項の  
農林水産省令で定める基準は、次の各号のい  
ずれかに該当する者であることとする。

- 一 薬剤師
- 二 旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）  
に基づく大学、旧専門学校令（明治三十六年  
勅令第六十一号）に基づく専門学校又は学校  
教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基  
づく大学若しくは高等専門学校（以下「大学  
等」という。）において、薬学又は化学に関  
する専門の課程を修了した者
- 三 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六  
号）に基づく中等学校（以下「旧制中学」と  
いう。）若しくは学校教育法に基づく高等学  
校（以下「高校」という。）又はこれと同等  
以上の学校において、薬学又は化学に関する  
専門の課程を修了した後、医薬品又は医薬部  
外品の品質管理又は製造販売後安全管理に関  
する業務に三年以上従事した者
- 四 農林水産大臣が前三号に掲げる者と同等以  
上の知識経験を有すると認められた者

（薬剤師以外の技術者に行わせることができる  
医薬品の品質管理及び製造販売後安全管理）

**第六十四条** 医薬品の製造販売業者は、法第十七  
条第一項ただし書の規定により、次の各号に掲  
げる場合には、医薬品の品質管理及び製造販売  
後安全管理について、薬剤師に代え、それぞれ

- 一 生物学的製剤についてのみその製造販売を  
する場合 次のいずれかに該当する者  
イ 医師又は獣医師  
ロ 医学若しくは獣医学の学位を持つ者又は  
歯科医師であつて、細菌学を専攻した者  
ハ 大学等において、理学、薬学、農学等に  
関する専門の課程において細菌学を専攻  
し、かつ、修士課程を修めた者
- 二 農林水産大臣がイからハまでに掲げる者  
と同等以上の知識経験を有すると認められた者  
令第二十号第一項第四号、第六号（獣医療  
の用に供するものに限る。）及び第八号に掲  
げる医薬品についてのみその製造販売をする  
場合 次のいずれかに該当する者  
イ 医薬品の製造又は販売に関する業務（品  
質管理又は製造販売後安全管理に関する業  
務を含む。）に五年以上従事した者  
ロ 農林水産大臣がイに掲げる者と同等以上  
の知識経験を有すると認められた者  
三 前二号に掲げる場合以外の場合であつて、  
薬剤師を置くことが著しく困難であると認め  
られるとき 次のいずれかに該当する者  
イ 大学等において、薬学又は化学に関する  
専門の課程を修了した者  
ロ 農林水産大臣がイに掲げる者と同等以上  
の知識経験を有すると認められた者

が当該各号に掲げる技術者をもって行わせること  
ができる。

（医薬品等総括製造販売責任者の業務及び遵守  
事項）

**第六十五条** 法第十四条第四項の医薬品等総括製  
造販売責任者が行う医薬品又は医薬部外品の品  
質管理及び製造販売後安全管理のために必要  
な業務は、次のとおりとする。

- 一 動物用医薬品、動物用医薬部外品及び動物  
用再生医療等製品の品質管理の基準に関する  
省令（平成十七年農林水産省令第十九号）に  
より医薬品等総括製造販売責任者が行うこと  
とされた業務
- 二 動物用医薬品、動物用医薬部外品、動物用  
医療機器及び動物用再生医療等製品の製造販  
売後安全管理の基準に関する省令（平成十七

年農林水産省令第三十八号）に基づく大学、  
旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）  
に基づく専門学校又は学校  
教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基  
づく大学若しくは高等専門学校（以下「大学  
等」という。）において、薬学又は化学に関  
する専門の課程を修了した者  
三 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六  
号）に基づく中等学校（以下「旧制中学」と  
いう。）若しくは学校教育法に基づく高等学  
校（以下「高校」という。）又はこれと同等  
以上の学校において、薬学又は化学に関する  
専門の課程を修了した後、医薬品又は医薬部  
外品の品質管理又は製造販売後安全管理に関  
する業務に三年以上従事した者  
四 農林水産大臣が前三号に掲げる者と同等以  
上の知識経験を有すると認められた者  
（薬剤師以外の技術者に行わせることができる  
医薬品の品質管理及び製造販売後安全管理）

年農林水産省令第二十号。以下「製造販売後安全管理基準省令」という。)により医薬品等総括製造販売責任者が行うこととされた業務

三 法第十八条の二第一号に規定する医薬品等総括製造販売責任者が有する権限に係る業務

2 法第十七条第四項の医薬品等総括製造販売責任者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 品質管理及び製造販売後安全管理に係る業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ適正に当該業務を行うこと。
- 二 法第十七条第三項の規定により製造販売業者に対して述べる意見を記載した書面の写しを五年間保存すること。

三 医薬品の品質管理に関する業務の責任者(以下「医薬品品質保証責任者」という。)

(以下「医薬品品質保証責任者」という。)

は医薬部外品の品質管理に関する業務の責任者(以下「医薬部外品品質保証責任者」という。)

及び医薬品の製造販売後安全管理に関する業務の責任者(以下「医薬品安全管理責任者」という。)

又は医薬部外品の製造販売後安全管理に関する業務の責任者(以下「医薬部外品安全管理責任者」という。)

との相互の密接な連携を図ること。

(薬剤師以外の技術者に行わせることができる医薬品の製造の管理)

第六十六条 医薬品の製造業者は、法第十七条第五項ただし書の規定により、次の各号に掲げる製造所における医薬品の製造の管理について、薬剤師に代え、それぞれ当該各号に掲げる技術者をもって行わせることができる。

- 一 生物学的製剤を製造する製造所 次のいずれかに該当する者
  - イ 医師又は獣医師
  - ロ 医学若しくは獣医学の学位を持つ者又は歯科医師であつて、細菌学を専攻した者
  - ハ 大学等において、理学、薬学、農学等に関する専門の課程において細菌学を専攻し、かつ、修士課程を修めた者
- 二 農林水産大臣がイからハまでに掲げる者と同年以上の知識経験を有すると認められた者
- 三 令第二十条第一項第四号、第六号(獣医療の用に供するものに限る。)及び第八号に掲げる医薬品を製造する製造所 次のいずれかに該当する者
  - イ 医薬品の製造又は販売に関する業務(品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務を含む。)に五年以上従事した者

ロ 農林水産大臣がイに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認められた者

三 法第十三条の二の第二項の登録を受けた医薬品の製造工程のうち保管のみを行う製造所(前二号に掲げるものを除く。)

次に該当する者

- イ 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する専門の課程を修了した者
- ロ 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する科目を修得した後、医薬品の製造に関する業務に三年以上従事した者
- ハ 農林水産大臣がイ又はロに掲げる者と同年以上の知識経験を有すると認められた者

(医薬部外品等責任技術者の資格)

第六十七条 医薬部外品の製造業者は、法第十七条第十項の規定により、次の各号のいずれかに該当する医薬部外品等責任技術者を製造所に置かなければならない。

- 一 薬剤師
- 二 大学等において、薬学又は化学に関する専門の課程を修了した者
- 三 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校において、薬学又は化学に関する専門の課程を修了した後、医薬品又は医薬部外品の製造に関する業務に三年以上従事した者
- 四 農林水産大臣が前三号に掲げる者と同年以上の知識経験を有すると認められた者

二 前項の規定にかかわらず、法第十三条の二の第二項の登録を受けた医薬部外品の製造工程のうち保管のみを行う製造所の製造業者は、当該登録に係る製造所の管理について、前項各号に掲げる技術者に代え、次の各号のいずれかに該当する技術者をもって行わせることができる。

- 一 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する専門の課程を修了した者
- 二 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する科目を修得した後、医薬品の製造に関する業務に三年以上従事した者
- 三 農林水産大臣が前二号に掲げる者と同年以上の知識経験を有すると認められた者

(医薬品製造管理者の業務及び遵守事項)

第六十八条 法第十七条第九項の医薬品製造管理者が行う医薬品の製造の管理のために必要な業務は、次のとおりとする。

一 動物用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令(平成六年農林水産省令第十八号)により医薬品製造管理者が行うこととされた業務

二 法第十八条の二第三項第一号に規定する医薬品製造管理者が有する権限に係る業務

2 法第十七条第九項の医薬品製造管理者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 製造の管理に係る業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ適正に当該業務を行うこと。
- 二 法第十七条第七項の規定により製造業者に対して述べる意見を記載した書面の写しを五年間保存すること。

(医薬部外品等責任技術者の業務及び遵守事項)

第六十八条の二 法第十四条の二の医薬部外品等責任技術者が行う医薬部外品の製造の管理のために必要な業務は、次のとおりとする。

- 一 製造管理及び品質管理に係る業務を統括し、その適正かつ円滑な実施が図られるよう管理監督すること。
- 二 品質不良その他製品の品質に重大な影響が及ぶおそれがある場合においては、所要の措置が速やかにとられていること及びその進捗状況を確認し、必要に応じ、改善等所要の措置をとるよう指示すること。

三 法第十八条の二第三項第一号に規定する医薬部外品等責任技術者が有する権限に係る業務

2 法第十四条第十四項の医薬部外品等責任技術者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 製造の管理に係る業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ適正に当該業務を行うこと。
- 二 法第十七条第十二項の規定により製造業者に対して述べる意見を記載した書面の写しを五年間保存すること。

(医薬品及び医薬部外品の製造販売業者の遵守事項)

第六十九条 法第十八条第一項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造販売業者が遵守すべき事項は、次条から第七十一条の二までに定めるところによるほか、次のとおりとする。

一 薬事に関する法令に従い適正に製造販売が行われるよう必要な配慮をすること。

二 製造販売しようとする製品の品質管理を適正に行うこと。

三 製造販売しようとする製品の製造販売後安全管理を適正に行うこと。

四 法第十七条第一項第二号に該当する場合であつて、医薬品等総括製造販売責任者として薬剤師以外の技術者を置くときは、次に掲げる措置を講ずること。

イ 医薬品等総括製造販売責任者補佐薬剤師の設置

- ロ 医薬品等総括製造販売責任者として法第十七条第二項に規定する能力及び経験を有する薬剤師を置くために必要な措置
- 五 医薬品等総括製造販売責任者、医薬品品質保証責任者又は医薬部外品品質保証責任者及び医薬品安全管理責任者又は医薬部外品安全管理責任者がそれぞれ相互に連携協力し、その業務を行うよう必要な配慮をすること。

六 医薬品等総括製造販売責任者が第六十五条第二項に規定する事項を遵守するために必要な配慮をすること。

(医薬品の製造販売業者による医薬品の譲受及び譲渡に関する記録)

第七十条 医薬品の製造販売業者は、医薬品を譲り受けたとき、及び薬局開設者又は医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者に販売し、又は授与したときは、次に掲げる事項を書面に記載しななければならない。

一 譲受し、又は販売し、若しくは授与した品目の品名及び数量

二 その医薬品を譲受し、又は販売し、若しくは授与した年月日

三 譲渡人又は譲受人の氏名又は名称及び住所

- 2 医薬品の製造販売業者は、前項の書面を、記載の日から三年間保存しなければならない。(視覚、聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障害を有する医薬品の製造販売業者等に対する措置)

第七十一条 医薬品の製造販売業者は、自ら視覚、聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障害を有する者であるとき(自ら薬剤師であつてその品質管理及び製造販売後安全管理を实地に管理する場合に限る。)

又はその品質管理及び製造販売後安全管理を实地に管理させるために主たる機能を有する事務所に置いたその医薬品等総括製造販売責任者(薬剤師である場合に限る。)

が視覚、聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障害を有するときは、保健衛生上支障を



生ずるおそれがないように、必要な設備の設置その他の措置を講じなければならない。

（医薬品及び医薬部外品の取扱数量の届出）  
**第七十一条の二** 医薬品又は医薬部外品の製造販売業者は、毎年一月末日までに、前年において製造し、及び販売し、又は授与した医薬品又は医薬部外品の種類及び数量並びに前年末において在庫する生物学的製剤の種類及び数量を農林水産大臣に届け出なければならない。

（医薬品及び医薬部外品の製造業者の遵守事項）  
**第七十一条の三** 法第十八条第三項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造業者が遵守すべき事項は、次条から第七十六条までに定めるところによる。

（製造管理及び品質管理の方法の基準への適合）  
**第七十二条** 医薬品（次に掲げるものを除く。）の製造業者、認定医薬品等外国製造業者又は登録医薬品等外国製造業者は、その製造所における製造管理及び品質管理の方法を、法第十四条第二項第四号の農林水産省令で定める基準に適合させなければならない。

一 専らねずみ、はえ、蚊、のみその他これらに類する生物の防除のために使用されること  
二 専ら殺菌又は消毒に使用されることが目的とされている医薬品のうち、動物の身体に直接使用されることのないもの  
三 専ら前二号に掲げる医薬品の製造の用に供されることが目的とされている原薬たる医薬品

四 生薬を粉末にし、又は刻む工程のみを行う製造所において製造される医薬品  
五 獣医療の用に供するガス類のうち、農林水産大臣が指定するもの  
六 専ら動物のために使用されることが目的とされているカルシウム剤のうち、石灰岩又は貝殻その他のカルシウム化合物を物理的に粉碎選別して製造されるもの

（製造所の構内における死体の焼却の義務）  
**第七十二条の二** 生物学的製剤の製造業者は、生物学的製剤の製造又は検査の用に供した動物（その死体を含む。）その他の物（生物学的製剤の製造又は検査の用に供した動物の死体から分離された骨、肉及び皮毛類を含む。）をその製造所の構内において焼却しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第二十一条第一項各号に掲げる家畜の死体につき、病性鑑定又は学術研究の用に供するため同項ただし書の規定による都道府県知事の許可を受けた場合  
二 生物学的製剤の製造又は検査の用に供した物（動物（その死体を含む。）を除く。）を消毒し、病原体をひろげるおそれのないよう処置する場合  
三 前二号に掲げる場合のほか、家畜伝染病（家畜伝染病予防法第二条第一項に規定する家畜伝染病をいう。以下同じ。）の病原体により汚染したおそれのない動物（その死体を含む。）又はその骨、肉、乳、卵若しくは皮毛類につき、生物学的製剤の製造若しくは検査又は学術研究の用に供するため、その他特別の理由により農林水産大臣の許可を受けた場合

（製造、試験等に関する記録）  
**第七十三条** 医薬品又は医薬部外品の製造業者は、その医薬品製造管理者、医薬部外品等責任技術者又は生物由来製品の製造を管理する者に、製造及び試験に関する記録その他当該製造所の管理に関する記録を作成させ、次に掲げる期間これを保存しなければならない。ただし、この省令他の規定又は薬事に関する他の法令の規定により、記録の作成及びその保存が義務付けられている場合は、この限りでない。

一 生物由来製品以外の医薬品又は医薬部外品にあつては、三年間（当該記録に係る医薬品又は医薬部外品に関して有効期間（使用の期限を含む。以下この条において同じ。）の記載が義務付けられている場合には、その有効期間に一年を加算した期間）  
二 生物由来製品にあつては、その有効期間に三年を加算した期間  
（医薬品の製造業者による医薬品の譲受及び譲渡に関する記録）  
**第七十四条** 医薬品の製造業者は、医薬品を譲り受けたとき、及び医薬品の製造販売業者又は製造業者に販売し、又は授与したときは、次に掲げる事項を書面に記載しなければならない。  
一 譲受し、又は販売し、若しくは授与した品目の品名及び数量  
二 その医薬品を譲受し、又は販売し、若しくは授与した年月日  
三 譲渡人又は譲受人の氏名又は名称及び住所

2 医薬品の製造業者は、前項の書面を、記載の日から三年間保存しなければならない。  
（視覚、聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障害を有する医薬品の製造業者等に対する措置）  
**第七十五条** 医薬品の製造業者は、自ら視覚、聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障害を有する者であるとき（自ら薬剤師であつてその製造を实地に管理する場合に限る。）、又はその製造を实地に管理させるために製造所ごとに置いたその医薬品製造管理者又は生物由来製品の製造を管理する者（薬剤師である場合に限る。）が視覚、聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障害を有するときは、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、必要な設備の設置その他の措置を講じなければならない。  
（医薬品及び医薬部外品の取扱数量の届出）  
**第七十六条** 医薬品又は医薬部外品の製造業者は、毎年一月末日までに、前年において製造し、及び販売し、又は授与した医薬品又は医薬部外品の種類及び数量並びに前年末において在庫する生物学的製剤の種類及び数量を農林水産大臣に届け出なければならない。  
（製造販売後安全管理に係る業務を委託することのできる範囲）  
**第七十七条** 法第十八条第五項の農林水産省令で定める製造販売後安全管理に係る業務は、次のとおりとする。  
一 医薬品又は医薬部外品の品質、有効性及び安全性に関する事項その他医薬品又は医薬部外品の適正な使用のために必要な情報（以下この条において「安全管理情報」という。）の収集  
二 安全管理情報の解析  
三 安全管理情報の検討の結果に基づく必要な措置の実施  
四 収集した安全管理情報の保存その他の前三号に附帯する業務  
（製造販売後安全管理に係る業務を再委託することができる範囲）  
**第七十八条** 医薬品又は医薬部外品の製造販売業者は、製造販売後安全管理に係る業務を委託する者（以下この章において「受託者」という。）に、当該業務を再委託させてはならない。  
2 前項の規定にかかわらず、医薬品の製造販売業者は、機械器具等（法第二条第一項第二号に規定する機械器具等をいう。以下同じ。）と一体的に製造販売するものとして承認を受けた医薬品に関する製造販売後安全管理に係る業務を当該機械器具等を供給する医療機器の製造販売業者に委託する場合には、受託者に、当該業務を再委託させることができる。  
3 第一項の規定にかかわらず、医薬品の製造販売業者は、他の医薬品の製造販売業者に医薬品を販売し、又は授与する場合であつて、当該医薬品に関する製造販売後安全管理に係る業務を当該製造販売業者に委託する場合には、受託者に、当該業務のうち、前条第一号から第三号までに掲げる業務を再委託させることができる。  
4 医薬品の製造販売業者は、前二項の規定により再委託させる製造販売後安全管理に係る業務を再委託する者に、当該業務をさらに委託させてはならない。  
（医薬品及び医薬部外品の製造販売業者の法令遵守体制）  
**第七十八条の二** 医薬品又は医薬部外品の製造販売業者は、次に掲げるところにより、法第十八条の二第一項各号に掲げる措置を講じなければならない。  
一 次に掲げる医薬品等総括製造販売責任者の権限を明らかにすること。  
イ 医薬品品質保証責任者、医薬部外品品質保証責任者、医薬品安全管理責任者、医薬部外品安全管理責任者その他の医薬品又は医薬部外品の品質管理及び製造販売後安全管理に関する業務に従事する者に対する業務の指示及び監督に関する権限  
ロ 医薬品又は医薬部外品の廃棄、回収若しくは販売の停止、法第五十二条第二項各号に掲げる事項若しくは注意事項等情報（法第六十八条の二第二項に規定する注意事項等情報）をいう。以下同じ。）の改訂、獣医療関係者への情報の提供又は法に基づく農林水産大臣への報告その他の医薬品又は医薬部外品の品質管理及び製造販売後安全管理に関する措置の決定及び実施に関する権限  
ハ 製造業者、認定医薬品等外国製造業者、登録医薬品等外国製造業者その他製造に関する業務（試験検査等の業務を含む。）を行う者に対する管理監督に関する権限  
ニ イからハまでに掲げるもののほか、医薬品又は医薬部外品の品質管理及び製造販売後安全管理に関する権限



二 次に掲げる法第十八条の二第一項第二号に規定する体制を整備すること。

イ 医薬品又は医薬部外品の品質管理及び製造販売業者の業務の遂行が法令に適合することを確保するために必要な規程の作成、製造販売業者の薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者に対する教育訓練の実施及び評価並びに業務の遂行に係る記録の作成、管理及び保存を行う体制

ロ 製造販売業者が薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者の業務を監督するために必要な情報を収集し、その業務の適正を確保するために必要な措置を講ずる体制

ハ イ及びロに掲げるもののほか、製造販売業者の業務の適正を確保するために必要な人員の確保及び配置その他の製造販売業者の業務の適正を確保するための体制

三 次に掲げる法第十八条の二第一項第三号の農林水産省令で定める者に、法第十二条の二第一項各号の農林水産省令で定める基準を遵守して医薬品又は医薬部外品の品質管理及び製造販売後安全管理を行わせるために必要な権限を付与するとともに、それらの者が行う業務を監督すること。

イ 医薬品等総括製造販売責任者  
ロ 医薬品品質保証責任者又は医薬部外品品質保証責任者  
ハ 医薬品安全管理責任者又は医薬部外品安全管理責任者  
ニ イからハまでに掲げる者のほか、医薬品又は医薬部外品の品質管理及び製造販売後安全管理に関する業務に従事する者

四 次に掲げる法第十八条の二第一項第四号に規定する措置を講ずること。  
イ 医薬品又は医薬部外品の製造販売業者の従業者に対して法令遵守のための指針を示すこと。

ロ 薬事に関する業務に責任を有する役員の権限及び分掌する業務を明らかにすること。  
ハ 医薬品の製造方法、試験検査方法その他の医薬品の品質に影響を与えるおそれのある事項の変更に係る情報の収集、医薬品について承認された事項の一部を変更するために必要な手続その他の必要な措置

二 法第六十八条の十第一項の規定に基づく副作用等の報告が適時かつ適切に行われることを確保するために必要な情報の管理その他の措置

ホ 医薬品の製造販売業者が医薬関係者に対して行う医薬品に関する情報提供が、客観的かつ科学的な根拠に基づく正確な情報により行われ、かつ、法第六十六条から第六十八条までに違反する記事の広告、記述又は流布が行われないことを確保するために必要な業務の監督その他の措置  
ヘ イからホまでに掲げるもののほか、第二号に規定する体制を実効的に機能させるために必要な措置

第七十八条の三 医薬品又は医薬部外品の製造業者は、次に掲げるところにより、法第十八条の二第三項各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 次に掲げる医薬品製造管理者又は医薬部外品等責任技術者の権限を明らかにすること。  
イ 医薬品又は医薬部外品の製造の管理に関する業務に従事する者に対する業務の指示及び監督に関する権限

ロ イに掲げるもののほか、医薬品又は医薬部外品の製造の管理に関する権限  
二 次に掲げる法第十八条の二第三項第二号に規定する体制を整備すること。  
イ 医薬品又は医薬部外品の製造管理に関する業務その他の製造業者の業務の遂行が法令に適合することを確保するために必要な規程の作成、製造業者の薬事に対する教育訓練の実施及び評価並びに業務の遂行に係る記録の作成、管理及び保存を行う体制

ロ 製造業者が薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者の業務を監督するために必要な情報を収集し、その業務の適性を確保するために必要な措置を講ずる体制  
ハ イ及びロに掲げるもののほか、製造業者の業務の適性を確保するために必要な人員の確保及び配置その他の製造業者の業務の適正を確保するための体制

三 次に掲げる法第十八条の二第三項第三号の農林水産省令で定める者に、法第十四条第二項第四号の農林水産省令で定める基準を遵守

して医薬品又は医薬部外品の製造管理及び品質管理を行わせるために必要な権限を付与するとともに、それらの者が行う業務を監督すること。

イ 医薬品製造管理者  
ロ 医薬部外品等責任技術者  
ハ イ及びロに掲げる者のほか、医薬品又は医薬部外品の製造の管理に関する業務に従事する者

四 次に掲げる法第十八条の二第三項第四号に規定する措置を講ずること。  
イ 医薬品又は医薬部外品の製造業者の従業者に対して法令遵守のための指針を示すこと。  
ロ 薬事に関する業務に責任を有する役員の権限及び分掌する業務を明らかにすること。

ハ 医薬品の製造方法、試験検査方法その他の医薬品の品質に影響を与えるおそれのある事項の変更に係る情報の収集、当該情報の製造業者に対する連絡その他の必要な措置  
ニ イからハまでに掲げるもののほか、第二号に規定する体制を実効的に機能させるために必要な措置

（事業の休廃止等の届出）  
第七十九条 法第十九条第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。  
一 製造販売業者の氏名若しくは名称又は住所  
二 主たる機能を有する事務所の名称又は所在地

三 製造販売業の許可の種類に係る事業を廃止し、休止し、又は休止した事業を再開した場合にあつては、当該許可の種類  
四 医薬品等総括製造販売責任者の氏名又は住所  
五 製造販売業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員  
六 法第十七条第一項第二号に該当する場合であつて、医薬品等総括製造販売責任者として薬剤師以外の技術者を置くときは、医薬品等総括製造販売責任者補佐薬剤師

法第十九条第一項の規定による届出は、事業の廃止若しくは休止又は休止した事業の再開の場合にあつては別記様式第二十三号による届出書を、その他の場合にあつては別記様式第二十四号による届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

3 医薬品又は医薬部外品の製造販売業者は、前項の規定により提出する届出書には、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 医薬品等総括製造販売責任者の変更 次に掲げる書類  
イ 変更後の医薬品等総括製造販売責任者の資格を証する書類の写し及び製造販売業者とこの者との関係を証する書類  
ロ 法第十七条第一項第二号に該当する場合であつて、医薬品等総括製造販売責任者として薬剤師以外の技術者を置くときは、その理由を記載した書類、医薬品等総括製造販売責任者補佐薬剤師の資格を証する書類の写し、製造販売業者と医薬品等総括製造販売責任者補佐薬剤師との関係を証する書類及び医薬品等総括製造販売責任者として同条第二項に規定する能力及び経験を有する薬剤師を置くために必要な措置に関する計画

二 第一項第一号に規定する製造販売業者の氏名又は名称の変更 当該製造販売業者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（製造販売業者が法人であるときは、登記事項証明書）  
三 第一項第四号に規定する医薬品等総括製造販売責任者の氏名の変更 当該医薬品等総括製造販売責任者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書

四 第一項第五号に掲げる事項の変更 登記事項証明書  
五 第一項第六号に掲げる事項の変更 次に掲げる書類  
イ 製造販売業者と医薬品等総括製造販売責任者補佐薬剤師との関係を証する書類  
ロ 医薬品等総括製造販売責任者として法第十七条第二項に規定する能力及び経験を有する薬剤師を置くために必要な措置に関する計画

四 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のうち、届出者が法の規定による許可等の申請又は届出の際に農林水産大臣に提出したものであるときは、当該届出書にその旨を付記したときは、添付することを要しない。  
（製造所の休廃止等の届出）  
第八十条 法第十九条第二項の農林水産省令で定める事項は、次の各号（保管のみを行う製造所

を有する役員及び従業者の業務を監督するために必要な情報を収集し、その業務の適性を確保するために必要な措置を講ずる体制  
ハ イ及びロに掲げるもののほか、製造業者の業務の適性を確保するために必要な人員の確保及び配置その他の製造業者の業務の適正を確保するための体制  
三 次に掲げる法第十八条の二第三項第三号の農林水産省令で定める者に、法第十四条第二項第四号の農林水産省令で定める基準を遵守して医薬品又は医薬部外品の製造管理及び品質管理を行わせるために必要な権限を付与するとともに、それらの者が行う業務を監督すること。

に係る登録を受けた製造業者及び登録医薬品等  
外国製造業者にあつては、第五号を除く。）に  
掲げる事項とする。

一 製造業者、認定医薬品等外国製造業者又は  
登録医薬品等外国製造業者の氏名若しくは名  
称又は住所

二 製造所の名称

三 製造業の許可の区分又は認定医薬品等外国  
製造業者の認定の区分に係る製造を廃止し、  
若しくは休止し、又は休止した製造を再開し  
た場合にあつては、当該許可の区分又は認定  
の区分

四 製造所の医薬品製造管理者、医薬部外品等  
責任技術者若しくは生物由来製品の製造を管  
理する者又は製造所の責任者の氏名又は住所

五 製造所の構造設備の主要部分

六 製造業者、認定医薬品等外国製造業者又は  
登録医薬品等外国製造業者が法人であるとき  
は、薬事に関する業務に責任を有する役員

2 法第十九条第二項の規定による届出は、製造  
所の廃止若しくは休止又は休止した製造所の再  
開の場合にあつては別記様式第二十五号による  
届出書を、その他の場合にあつては別記様式第  
二十六号による届出書を農林水産大臣に提出し  
てしなければならない。

3 医薬品若しくは医薬部外品の製造業者、認定  
医薬品等外国製造業者又は登録医薬品等外国製  
造業者は、前項の規定により提出する届出書に  
は、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該  
各号に定める書類を添付しなければならない。

一 製造所の医薬品製造管理者、医薬部外品等  
責任技術者若しくは生物由来製品の製造を管  
理する者又は製造所の責任者の変更（変更後  
の生物由来製品の製造を管理する者について  
法第六十八条の十六第一項の規定による承認  
を受けた場合を除く。） 変更後の医薬品製造  
管理者、医薬部外品等責任技術者若しくは生  
物由来製品の製造を管理する者の資格を証す  
る書類の写し及び製造業者とこれらの者との  
関係を証する書類又は変更後の製造所の責任  
者の履歴を記載した書類

二 第一項第一号に規定する製造業者の氏名又  
は名称の変更 当該製造業者の戸籍謄本、戸  
籍抄本又は戸籍記載事項証明書（製造業者が  
法人であるときは、登記事項証明書）

三 第一項第四号に規定する医薬品製造管理  
者、医薬部外品等責任技術者又は生物由来製

品の製造を管理する者の氏名の変更 当該医  
薬品製造管理者、医薬部外品等責任技術者又  
は生物由来製品の製造を管理する者の戸籍謄  
本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書

四 第一項第五号に掲げる事項の変更 変更箇  
所を説明する図面

五 第一項第六号に掲げる事項の変更 登記事  
項証明書（製造業者に限る。）

4 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる  
書類のうち、届出者が法の規定による許可等の  
申請又は届出の際に農林水産大臣に提出したも  
のについては、当該届出書にその旨を付記した  
ときは、添付することを要しない。

第八十一条 削除

（外国製造医薬品等の製造販売の承認の申請）  
第八十二条 法第十九条の二第一項の規定による  
承認の申請は、別記様式第十三号による申請書  
に次の各号に掲げる書類を添えて、農林水産大  
臣に提出しなければならない。

一 申請者が法人であるときは、法人であるこ  
とを証する書類

二 申請者が（申請者が法人であるときは、薬事  
に関する業務に責任を有する役員を含む。）  
が法第十九条の二第二項に規定する者である  
ことの有無を明らかにする書類

三 選任外国製造医薬品等製造販売業者（法第  
十九条の二第四項に規定する選任外国製造医  
薬品等製造販売業者をいう。以下同じ。）を  
選任したことを証する書類

四 選任外国製造医薬品等製造販売業者が受け  
ている製造販売業の許可証の写し

五 法第二十条第一項において準用する法第十  
九条の三第一項の規定により法第十九条の二  
第一項の承認を申請しようとするときは、申  
請者が製造販売しようとする物が、法第十四  
条の三第一項第二号に掲げる医薬品であるこ  
とを証する書類その他必要な書類

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる  
書類のうち、申請者が法の規定による許可等の  
申請又は届出の際に農林水産大臣に提出したも  
のについては、当該申請書にその旨を付記した  
ときは、添付することを要しない。

（外国製造医薬品等の承認台帳の記載事項）  
第八十三条 令第十九条第一項に規定する法第十  
九条の二の承認に関する台帳に記載する事項  
は、第三十五条各号（第三号を除く。）に掲げ  
る事項のほか、次のとおりとする。

一 選任外国製造医薬品等製造販売業者の氏名  
又は名称及び住所

二 選任外国製造医薬品等製造販売業者の受け  
ている製造販売業の許可の種類及び許可番号  
（選任外国製造医薬品等製造販売業者の遵守事  
項）

第八十四条 法第十八条第一項に規定する選任外  
国製造医薬品等製造販売業者が遵守すべき事項  
は、第六十九条各号に掲げるもののほか、次の  
とおりとする。

一 選任外国製造医薬品等製造販売業者として  
の業務に関する事項を記録し、かつ、これを  
最終の記載の日から五年間保存すること。

二 次のイからホまでに掲げる書類を利用しな  
くなった日から五年間保存すること。

イ 外国製造医薬品等特例承認取得者（法第  
十九条の二第四項に規定する外国製造医薬  
品等特例承認取得者をいう。以下同じ。）  
が当該承認を受けた事項を記載した書類

ロ 外国製造医薬品等特例承認取得者が法第  
十九条の二の規定による承認の申請の際提  
出した資料の写し

ハ 外国製造医薬品等特例承認取得者が法第  
十九条の四において準用する法第十四条の  
四第一項の規定による再審査の申請の際提  
出した資料の写し

ニ 外国製造医薬品等特例承認取得者が法第  
十九条の四において準用する法第十四条の  
六第一項の規定による再評価の申請の際提  
出した資料の写し

ホ 外国製造医薬品等特例承認取得者が法第  
十九条の四において準用する法第十四条の  
四第七項並びに法第六十八条の十一、第六  
十八条の二十四第一項及び第七十五条の二  
の二第一項第二号の規定により農林水産大  
臣に報告した書類の写し

三 法第六十八条の十第一項の規定による農林  
水産大臣に対する副作用等に関する報告の根  
拠となった資料を、その報告の日から五年間  
保存すること。ただし、資料の性質上その保  
存が著しく困難であると認められるものに  
あつては、この限りでない。

（選任外国製造医薬品等製造販売業者の変更の  
届出）  
第八十五条 法第十九条の三の農林水産省令で定  
める事項は、次のとおりとする。

一 選任外国製造医薬品等製造販売業者の住所

二 選任外国製造医薬品等製造販売業者が受け  
ている製造販売業の許可の種類又は許可番号  
式第二十七号による届出書に選任外国製造医薬  
品等製造販売業者が受けている製造販売業の許  
可証の写しを添えて、農林水産大臣に提出して  
しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、届出者が、法の規  
定による許可等の申請又は届出の際に選任外国  
製造医薬品等製造販売業者が受けている製造販  
売業の許可証の写しを農林水産大臣に提出した  
場合において、当該届出書にその旨を付記した  
ときは、添付することを要しない。

（外国製造医薬品等特例承認取得者に関する変  
更の届出）  
第八十六条 令第三十四条第一項の農林水産省令  
で定める事項は、外国製造医薬品等特例承認取  
得者が法人であるときに掲げる薬事に関する業  
務に責任を有する役員とする。

2 令第三十四条第一項の規定による届出は、別  
記様式第二十八号による届出書を農林水産大臣  
に提出してしなければならない。

3 前項の届出書には、次の各号に掲げる変更の  
区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しな  
ければならない。

一 外国製造医薬品等特例承認取得者の氏名若  
しくは名称又は住所の変更 これを証する  
書類

二 第一項に規定する事項の変更 変更後の役  
員が法第十九条の二第二項に規定する者であ  
ることの有無を明らかにする書類  
（外国製造医薬品等特例承認取得者の業務に関  
する帳簿）

第八十七条 外国製造医薬品等特例承認取得者  
は、帳簿を備え、その承認に係る医薬品又は医  
薬部外品を輸入する製造販売業者に対する情報  
の提供その他の外国製造医薬品等特例承認取得  
者としての業務に関する事項を記載し、かつ、  
最終の記載の日から三年間これを保存しなけれ  
ばならない。

（選任外国製造医薬品等製造販売業者への情報  
提供）  
第八十八条 外国製造医薬品等特例承認取得者  
は、選任外国製造医薬品等製造販売業者に対  
し、次に掲げる情報を提供しなければならない。

一 法第十九条の二第一項の規定により当該品  
目について承認された事項並びに同条第五項

（選任外国製造医薬品等製造販売業者の変更の  
届出）  
第八十五条 法第十九条の三の農林水産省令で定  
める事項は、次のとおりとする。

において準用する法第十四条第十五項の規定によりその変更があった場合にあってはその変更された事項及び変更理由

二 法第十九条の二の規定による承認の申請に際して提出した資料の写し、法第十九条の四の規定による再審査の申請に際して提出した資料の写し及び法第十九条の四において準用する法第十四条の六第一項の規定による再評価の申請に際して提出した資料の写し

三 法第十九条の四において準用する法第十四条の四第七項の規定により農林水産大臣に報告した事項

四 法第五十条、第五十九条又は第六十八条の十七に規定する事項を記載するために必要な情報及びその変更があった場合にあってはその変更理由

五 法第五十二条第二項（法第六十条において準用する場合を含む）、第六十八条の二第二項、第六十八条の十八又は第六十八条の二十の二の規定により記載し、又は公表しなければならぬ事項に関する情報及びその変更があった場合にあってはその変更理由

六 法第六十九条第一項、第四項若しくは第六項又は第七十五条の二の二第一項若しくは第二項により農林水産大臣に報告した事項

七 前各号に掲げるもののほか、選任外国製造医薬品等製造販売業者としての業務を適正に行うために必要な情報

2 外国製造医薬品等特例承認取得者は、選任外国製造医薬品等製造販売業者を変更したときは、変更前の選任外国製造医薬品等製造販売業者が所有する第八十四条第一号に規定する記録、同条第二号に規定する書類、同条第三号に規定する資料、前項各号に掲げる情報及び第九十一条各号に掲げる事項並びに品質管理の業務に関する資料及び製造販売後安全管理の業務に関する資料を、変更後の選任外国製造医薬品等製造販売業者に引き継がせなければならない。

(外国製造医薬品等特例承認取得者の申請等の手続)

第八十九条 法第十九条の二の規定による承認を受けようとする者又は外国製造医薬品等特例承認取得者の農林水産大臣に対する申請、届出、報告その他の手続は、選任外国製造医薬品等製造販売業者が行うものとする。

(外国製造医薬品等特例承認取得者の資料の保存)

第九十条 外国製造医薬品等特例承認取得者は、法第七十五条の二の二第一項第二号の規定による農林水産大臣に対する報告の根拠となった資料を、その報告の日から五年間保存しなければならない。ただし、資料の性質上その保存が著しく困難であると認められる場合は、この限りでない。

(準用)

第九十一条 法第十九条の二の規定による承認については、第二十四条から第三十四条まで及び第三十六条から第四十九条までの規定を準用する。

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

Table with columns for 'No.', 'Original Text', and 'Replacement Text'. It lists various articles of the law and their corresponding amendments.

号イからハまで

第十四条第二項第三号イからハまで

第二十三条

命ずる

法第十九条の二第二項

請求する

法第十九条の二第二項

同条第五項において準用する法第十四条第十五項

法第十九条の二第二項

法第二十條第一項において準用する法第十四条第十五項

法第二十條第一項において準用する法第十四条第十五項

法第二十條第一項において準用する法第十四条第十五項

法第二十條第一項において準用する法第十四条第十五項

法第二十條第一項において準用する法第十四条第十五項

法第二十條第一項において準用する法第十四条第十五項

法第二十條第一項において準用する法第十四条第十五項

法第二十條第一項において準用する法第十四条第十五項

法第二十條第一項において準用する法第十四条第十五項

法第二十條第一項において準用する法第十四条第十五項

法第二十條第一項において準用する法第十四条第十五項

法第二十條第一項において準用する法第十四条第十五項

法第二十條第一項において準用する法第十四条第十五項

法第二十條第一項において準用する法第十四条第十五項

法第二十條第一項において準用する法第十四条第十五項

法第二十條第一項において準用する法第十四条第十五項

法第二十條第一項において準用する法第十四条第十五項

法第二十條第一項において準用する法第十四条第十五項

法第二十條第一項において準用する法第十四条第十五項

法第二十條第一項において準用する法第十四条第十五項

法第二十條第一項において準用する法第十四条第十五項

法第二十條第一項において準用する法第十四条第十五項

法第二十條第一項において準用する法第十四条第十五項

法第二十條第一項において準用する法第十四条第十五項

法第二十條第一項において準用する法第十四条第十五項

法第二十條第一項において準用する法第十四条第十五項

法第二十條第一項において準用する法第十四条第十五項

法第二十條第一項において準用する法第十四条第十五項

法第二十條第一項において準用する法第十四条第十五項

法第二十條第一項において準用する法第十四条第十五項

法第二十條第一項において準用する法第十四条第十五項

法第二十條第一項において準用する法第十四条第十五項

法第二十條第一項において準用する法第十四条第十五項

法第十九条の二第二項

法第十四条

法第十五項

同条第五項において準用する法第十四条第十五項

法第十九条の二第二項

法第十九条の二第二項

法第十九条の二第二項

法第十九条の二第二項

法第十九条の二第二項

法第十九条の二第二項

法第十九条の二第二項

法第十九条の二第二項

法第十九条の二第二項

法第十九条の二第二項

法第十九条の二第二項

法第十九条の二第二項

法第十九条の二第二項

法第十九条の二第二項

法第十九条の二第二項

法第十九条の二第二項

法第十九条の二第二項

法第十九条の二第二項

法第十九条の二第二項

法第十九条の二第二項

法第十九条の二第二項

法第十九条の二第二項

法第十九条の二第二項

法第十九条の二第二項

法第十九条の二第二項

法第十九条の二第二項

法第十九条の二第二項

法第十九条の二第二項

法第十九条の二第二項

法第十九条の二第二項

法第十九条の二第二項

法第十九条の二第二項

法第十九条の二第二項

法第十九条の二第二項

法第十九条の二第二項

法第十九条の二第二項

法第十九条の二第二項

法第十九条の二第二項



第四十 九条第 二項	法第十四条の四において準用する法第十四条の八第三項	法第十九条の四において準用する法第十四条の八第三項
同条第一項	法第十九条の四において準用する法第十四条の八第一項	
書類	書類及び第八十二条第一項各号に掲げる書類	

**第三章 医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業及び製造業**

**第九十一条の二 法第二十三条の二第一項の規定**

による許可の申請は、同条第二項の規定により、別記様式第一号による申請書を農林水産大臣に提出してしなければならない。

**2 法第二十三条の二第二項第四号の農林水産省**

令で定める事項は、次のとおりとする。  
一 主たる機能を有する事務所の名称及び所在地

**二 許可の種類**

三 医療機器等総括製造販売責任者（法第二十三条の二の十四第二項に規定する医療機器等総括製造販売責任者をいう。以下同じ。）の住所

**四 法第二十三条の二の十四第一項第二号に該当する場合であつて、医療機器等総括製造販売責任者として薬剤師以外の技術者を置くときは、当該薬剤師以外の技術者を補佐する薬剤師（以下「医療機器等総括製造販売責任者補佐薬剤師」という。）の氏名及び住所並びに当該医療機器等総括製造販売責任者補佐薬剤師が薬剤師である旨**

3 法第二十三条の二第三項第四号の農林水産省令で定める書類は、次のとおりとする。  
一 申請者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書  
二 申請者が既に製造販売業の許可を受けている場合にあつては、当該製造販売業の許可証の写し  
三 医療機器等総括製造販売責任者の資格を証する書類の写し及び申請者との者との関係

**四 法第二十三条の二の十四第一項第二号に該当する場合であつて、医療機器等総括製造販売責任者として薬剤師以外の技術者を置くときは、その理由を記載した書類、医療機器等総括製造販売責任者補佐薬剤師の資格を証する書類、申請者と医療機器等総括製造販売責任者補佐薬剤師との関係を証する書類及び医療機器等総括製造販売業の製造販売業に係る許可に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。**

**一 許可番号、許可年月日及び許可の種類**

**二 製造販売業の氏名又は名称及び住所**

**三 主たる機能を有する事務所の名称及び所在地**

**四 医療機器等総括製造販売責任者の氏名及び住所**

**五 法第二十三条の二の十四第一項第二号に該当する場合であつて、医療機器等総括製造販売責任者として薬剤師以外の技術者を置くときは、医療機器等総括製造販売責任者補佐薬剤師の氏名及び住所**

**六 その他当該製造販売業者に関する事項**

**第九十一条の九 法第二十三条の二の三第一項の**

農林水産省令で定める製造工程は、次の各号に掲げる医療機器又は体外診断用医薬品の区分に応じ、当該各号に定める製造工程とする。

**一 医療機器プログラム（法第二条第十三項に規定する医療機器プログラムをいう。以下同じ。）を記録した記録媒体たる医療機器**

**二 前号に掲げる医療機器以外の医療機器（医療機器プログラムを除く。）**

**三 主たる組立てその他の主たる製造工程（滅菌及び保管を除く。）**

**四 国内における最終製品の保管**

**五 国内における最終製品の保管**

**六 国内における最終製品の保管**

**七 国内における最終製品の保管**

**八 国内における最終製品の保管**

る書類、申請者と医療機器等総括製造販売責任者補佐薬剤師との関係を証する書類及び医療機器等総括製造販売責任者として法第二十三条の二の十四第二項に規定する能力及び経験を有する薬剤師を置くために必要な措置に関する計画  
法第二十三条の二第三項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のうち、申請者が法の規定による許可等の申請又は届出の際に農林水産大臣に提出したものである場合は、当該申請書にその旨を付記したときは、添付することを要しない。

**4 法第二十三条の二第三項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のうち、申請者が法の規定による許可等の申請又は届出の際に農林水産大臣に提出したものである場合は、当該申請書にその旨を付記したときは、添付することを要しない。**

**（製造販売業の許可の更新の申請）**

**第九十一条の三 法第二十三条の二第四項の規定**

による許可の更新の申請は、別記様式第二号による申請書を農林水産大臣に提出してなければならない。

**（製造販売業の許可証の様式）**

**第九十一条の四 令第三十七条第一項に規定する許可証の様式は、別記様式第三号によるものとする。**

**（製造販売業の許可証の揭示）**

**第九十一条の五 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業者は、令第三十七条第一項の規定により交付された許可証について、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公衆の閲覧に供することが困難であると認められる相当の理由がある場合にあつては、医療機器等総括製造販売責任者がその業務を行う事務所（以下この章及び第二百四十四条の二第一項第二号において「主たる機能を有する事務所」という。）の見やすい場所に揭示しておくなければならない。**

**2 前項の規定にかかわらず、令第三十七条の二第一項又は第三十七条の三第一項の規定により許可証の書換え交付又は許可証の再交付を申請している場合は、前項の規定による閲覧に供する措置及び揭示は、することを要しない。**

**（製造販売業の許可証の再交付申請書の様式）**

**第九十一条の六 令第三十七条の二第二項に規定する申請書の様式は、別記様式第四号によるものとする。**

**（製造販売業の許可証の再交付申請書の様式）**

**第九十一条の七 令第三十七条の三第二項に規定する申請書の様式は、別記様式第五号によるものとする。**

**（製造販売業の登録の対象となる製造所の範囲）**

**第九十一条の八 令第三十七条の五第一項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業に係る許可に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。**

**一 許可番号、許可年月日及び許可の種類**

**二 製造販売業の氏名又は名称及び住所**

**三 主たる機能を有する事務所の名称及び所在地**

**四 医療機器等総括製造販売責任者の氏名及び住所**

**五 法第二十三条の二の十四第一項第二号に該当する場合であつて、医療機器等総括製造販売責任者として薬剤師以外の技術者を置くときは、医療機器等総括製造販売責任者補佐薬剤師の氏名及び住所**

**六 その他当該製造販売業者に関する事項**

**（製造業の登録の対象となる製造所の範囲）**

**第九十一条の九 法第二十三条の二の三第一項の**

農林水産省令で定める製造工程は、次の各号に掲げる医療機器又は体外診断用医薬品の区分に応じ、当該各号に定める製造工程とする。

**一 医療機器プログラム（法第二条第十三項に規定する医療機器プログラムをいう。以下同じ。）を記録した記録媒体たる医療機器**

**二 前号に掲げる医療機器以外の医療機器（医療機器プログラムを除く。）**

**三 主たる組立てその他の主たる製造工程（滅菌及び保管を除く。）**

**四 国内における最終製品の保管**

**五 国内における最終製品の保管**

**六 国内における最終製品の保管**

**七 国内における最終製品の保管**

**八 国内における最終製品の保管**

**九 国内における最終製品の保管**

**十 国内における最終製品の保管**

**（製造業の登録の申請）**

**第九十一条の十 法第二十三条の二の三第一項の規定による登録の申請は、同条第二項の規定により、別記様式第六号による申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。**

**一 申請者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書**

**二 製造所の医療機器責任技術者（法第二十三条の二の十四第六項に規定する医療機器責任技術者をいう。以下同じ。）、体外診断用医薬品製造管理者（同条第十一項に規定する体外診断用医薬品製造管理者をいう。以下同じ。）又は生物由来製品の製造を管理する者（法第六十八条の十六第一項の規定により生物由来製品（医療機器又は体外診断用医薬品に限る。以下この章において同じ。）の製造を管理する者をいう。以下この章において同じ。）となる者の資格を証する書類の写し及び申請者とこれらの者との関係を証する書類**

**三 製造所の場所を明らかにした図面**

**四 申請者が他の製造業の許可又は登録を受けている場合にあっては、当該製造業の許可証又は登録証の写し**

**五 法第二十三条の二の三第二項第六号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。**

**一 製造所の名称**

**二 医療機器責任技術者若しくは体外診断用医薬品製造管理者の住所又は生物由来製品の製造を管理する者の氏名及び住所**

**三 第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のうち、申請者が法の規定による許可等の申請又は届出の際に農林水産大臣に提出したものである場合は、当該申請書にその旨を付記したときは、添付することを要しない。**

**（製造業の登録の更新の申請）**

技術者をいう。以下同じ。）、体外診断用医薬品製造管理者（同条第十一項に規定する体外診断用医薬品製造管理者をいう。以下同じ。）又は生物由来製品の製造を管理する者（法第六十八条の十六第一項の規定により生物由来製品（医療機器又は体外診断用医薬品に限る。以下この章において同じ。）の製造を管理する者をいう。以下この章において同じ。）となる者の資格を証する書類の写し及び申請者とこれらの者との関係を証する書類  
三 製造所の場所を明らかにした図面  
四 申請者が他の製造業の許可又は登録を受けている場合にあっては、当該製造業の許可証又は登録証の写し

**2 法第二十三条の二の三第二項第六号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。**

**一 製造所の名称**

**二 医療機器責任技術者若しくは体外診断用医薬品製造管理者の住所又は生物由来製品の製造を管理する者の氏名及び住所**

**三 第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のうち、申請者が法の規定による許可等の申請又は届出の際に農林水産大臣に提出したものである場合は、当該申請書にその旨を付記したときは、添付することを要しない。**

**（製造業の登録の更新の申請）**

**第九十一条の十一 法第二十三条の二の三第三項の規定による登録の更新の申請は、別記様式第八号による申請書を農林水産大臣に提出してなければならない。**

**（製造業の登録証の様式）**

**第九十一条の十二 令第三十七条の八第一項に規定する登録証の様式は、別記様式第十号によるものとする。**

**（製造業の登録証の揭示）**

**第九十一条の十三 医療機器又は体外診断用医薬品の製造業者は、令第三十七条の八第一項の規定により交付された登録証について、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公衆の閲覧に供することが困難であると認められる相当の理由がある場合にあつては、製造所の見やすい場所に揭示しておくなければならない。**

**2 前項の規定にかかわらず、令第三十七条の九第一項又は第三十七条の十第一項の規定により**

登録証の書換え交付又は登録証の再交付を申請している場合は、前項の規定による閲覧に供する措置及び揭示は、することを要しない。

(製造業の登録証の書換え交付申請書の様式)

**第九十一条の十四** 令第三十七条の九第二項に規定する申請書の様式は、別記様式第十一号によるものとする。

(製造業の登録証の再交付申請書の様式)

**第九十一条の十五** 令第三十七条の十第二項に規定する申請書の様式は、別記様式第十二号によるものとする。

(製造業の登録台帳の記載事項)

**第九十一条の十六** 令第三十七条の十二第一項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の製造業に係る登録に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 製造業者の氏名又は名称及び住所
- 三 製造所の名称及び所在地
- 四 製造所の医療機器責任技術者、体外診断用医薬品製造管理者又は生物由来製品の製造を管理する者の氏名及び住所
- 五 その他当該製造業者に関し参考となる事項

(医療機器等外国製造業者の登録の申請)

**第九十一条の十七** 法第二十三条の二の四第一項の規定による登録の申請は、同条第二項において準用する法第二十三条の二の三第二項の規定により、別記様式第六号による申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

- 一 製造所の責任者の履歴
- 二 製造所の場所を明らかにした図面
- 三 法第二十三条の二の四第二項において準用する法第二十三条の二の三第二項第六号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。
  - 一 製造所の名称
  - 二 製造所の責任者の氏名及び住所

**第九十一条の十八** 法第二十三条の二の四第二項において準用する法第二十三条の二の三第三項の規定による登録の更新の申請は、別記様式第八号による申請書を農林水産大臣に提出してしなければならない。

(医療機器等外国製造業者の登録証の様式)

**第九十一条の十九** 令第三十七条の十四に規定する登録証の様式は、別記様式第十号によるものとする。

(医療機器等外国製造業者の登録証の書換え交付申請書の様式)

**第九十一条の二十** 令第三十七条の十五第二項に規定する申請書の様式は、別記様式第十一号によるものとする。

(医療機器等外国製造業者の登録証の再交付申請書の様式)

**第九十一条の二十一** 令第三十七条の十六第二項に規定する申請書の様式は、別記様式第十二号によるものとする。

(医療機器等外国製造業者の登録台帳の記載事項)

**第九十一条の二十二** 令第三十七条の十八に規定する医療機器等外国製造業者に係る登録に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 登録外国製造業者の氏名又は名称及び住所
- 三 製造所の名称及び所在地
- 四 製造所の責任者の氏名及び住所
- 五 その他当該登録外国製造業者に関し参考となる事項

(医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売の承認の申請)

**第九十一条の二十三** 法第二十三条の二の五第一項の規定による承認の申請は、別記様式第十三号による申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出してなければならない。

- 一 当該品目に係る製造販売業の許可証の写し
- 二 法第二十三条の二の八第一項の規定により法第二十三条の二の五第一項の承認を申請しようとするときは、申請者が製造販売しようとする物が、法第二十三条の二の八第一項第二号に規定する医療機器又は体外診断用医薬品であることを明らかにする書類その他必要な書類

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のうち、申請者が法の規定による許可等の申請又は届出の際に農林水産大臣に提出したものであるときは、当該申請書にその旨を付記したときは、添付することを要しない。

(承認を与えない場合)

**第九十一条の二十四** 法第二十三条の二の五第二項第三号ハ(同条第十五項において準用する場合

合を含む。)の農林水産省令で定める場合は、申請に係る医療機器又は体外診断用医薬品の性状又は品質が保健衛生上著しく不適當な場合とする。

(承認申請書の添付資料等)

**第九十一条の二十五** 法第二十三条の二の五第三項(同条第十五項において準用する場合を含む。)の規定により第九十一条の二十三第一項又は第九十一条の三十第一項の申請書に添付して申請しなければならない資料は、次の各号に掲げる当該申請に係る医療機器又は体外診断用医薬品の区分に応じ、当該各号に定める資料とする。

- 一 医療機器 次に掲げる資料
  - イ 起源又は開発の経緯、外国での使用状況等に関する資料
  - ロ 物理的・化学的・生物学的性質、規格、試験方法等に関する資料
  - ハ 製造方法に関する資料
  - ニ 仕様の設定に関する資料
  - ホ 安定性及び耐久性に関する資料
  - ヘ 安全性に関する資料
  - ト 性能に関する資料
- 二 体外診断用医薬品 次に掲げる資料
  - イ 起源又は発見の経緯、外国での使用状況等に関する資料
  - ロ 物理的・化学的・生物学的性質、規格、試験方法等に関する資料
  - ハ 製造方法に関する資料
  - ニ 仕様の設定に関する資料
  - ホ 安定性に関する資料
  - ヘ 性能に関する資料

2 前項の規定にかかわらず、法第二十三条の二の五第三項(同条第十五項において準用する場合を含む。)の規定により第九十一条の二十三第一項又は第九十一条の三十第一項の申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が薬学又は獣医学上公知である場合、法第二十三条の二の五第五項の規定により臨床試験の試験成績に関する資料の一部の添付を要しないこととされた場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合には、その資料を添付することを要しない。

3 第一項各号に定める資料は、試験成績の信頼性を確保するため必要な施設、機器、職員等を

有し、かつ、適正に運営管理されていると認められる試験施設等において実施された試験により収集されたものでなければならぬ。

**第九十一条の二十三** 第一項の承認の申請者は、当該申請に係る医療機器又は体外診断用医薬品に關し、法第二十三条の二の五第二項第三号イからハまでのいずれかに該当することについて疑いを生じさせる資料については、当該資料を作成するために必要とされる試験が前項に規定する試験施設等において実施されたものでない場合であっても、その全てを農林水産大臣に提出しなければならない。

5 農林水産大臣は、第九十一条の二十三第一項の承認について必要があると認めるときは、当該申請者に対し、その申請に係る医療機器又は体外診断用医薬品につき、その試作若しくは試作品の提出又はその原料、材料、見本品その他の参考資料(第一項の規定により申請書に添付すべきこととされる資料を除く。)の提出を命ずることができる。

(臨床試験の試験成績に関する資料の一部の添付を要しないこととするとき)

**第九十一条の二十五の二** 法第二十三条の二の五第五項(同条第十五項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の農林水産省令で定めるときは、以下の各号に掲げるときとする。ただし、同条第一項又は第十五項の申請に係る医療機器又は体外診断用医薬品の有効性及び安全性を評価することが可能な臨床試験の試験成績に関する資料が存在しないときは、この限りでない。

- 一 当該申請に係る医療機器又は体外診断用医薬品が、先駆的医療機器、先駆的医薬品その他の獣医療上特にその必要性が高いと認められるものである場合であつて、当該医療機器又は体外診断用医薬品の有効性及び安全性を検証するための十分な動物の数を対象とする臨床試験の実施が困難であるとき又はその実施に相当の時間を要すると判断されるとき
- 二 当該申請に係る医療機器又は体外診断用医薬品が、先駆的医療機器、先駆的医薬品その他の獣医療上特にその必要性が高いと認められるものうち、物理的な機能により動物の身体構造又は機能に影響を与えることを目的とする医療機器又は体外診断用医薬品であつて、臨床試験を実施しなくともその適正な

性確保のため必要な施設、機器、職員等を



使用を確保することができると認められるとき

(臨床試験の試験成績に関する資料の一部を要しないこととする場合の手続)

第九十一条の二十五の三 法第二十三条の二の五  
第一項又は第十五項の承認の申請をしようとする者は、臨床試験の試験成績に関する資料の一部の添付を要しないこととするを申し出ることができる。

2 前項の申出は、第九十一条の二十三第一項又は第九十一条の三十第一項の申請書に前条の規定に該当する事実に関する資料を添付して農林水産大臣に提出してしなければならない。

3 農林水産大臣は、前項の規定により提出された資料により、法第二十三条の二の五第一項又は第十五項の承認の申請に係る医療機器又は体外診断用医薬品が、前条の規定に該当すると認めるときは、法第二十三条の二の五第五項の規定に基づき、臨床試験の試験成績に関する資料の一部の添付を要しないこととする。ことができる。

4 農林水産大臣は、第九十一条の二十三第一項又は第九十一条の三十一第一項の申請書及び第九十一条の二十五第一項、第四項及び第五項の規定により提出された資料により前項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品が前条の規定に該当すると認めるときは、法第二十三条の二の五第五項の規定に基づき、臨床試験の試験成績に関する資料の一部の添付を要しないこととする。ことができる。

(医療機器又は体外診断用医薬品の使用の成績に関する資料その他の資料の提出に係る手続)  
第九十一条の二十五の四 法第二十三条の二の五  
第二項(同条第十五項において準用する場合を含む。)の規定により条件を付した法第二十三  
「医療機器等条件付き承認」とい。を受けた者は、別記様式第十三号の二による申請書に添えて資料を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 農林水産大臣は、法第二十三条の二の五第十五項(同条第十五項において準用する場合を含む。)の調査について必要と認めるときは、医療機器等条件付き承認を受けた者に対し、当該調査に係る医療機器又は体外診断用医薬品につき、見本品その他の参考資料の提出を命ずることができ。

3 医療機器等条件付き承認を受けた者であつて当該承認に係る医療機器又は体外診断用医薬品が法第二十三条の二の九第一項の規定により指定されたものであるが、同項の使用成績に関する評価の申請をしたときは、第一項の規定により資料が提出されたものとみなす。  
(法第二十三条の二の五第十二項前段の農林水産大臣に提出すべき資料)

第九十一条の二十五の五 前条第一項により提出する資料については、第九十一条の四十一の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「法第二十三条の二の九第一項に規定する調査期間(同条第二項の規定による延長が行われたいときは、その延長後の期間)」とあるのは「法第二十三条の二の五の製造販売の承認を受けた時から法第二十三条の二の五第十二項の規定による調査を申請する時までの間」と、同条第一項、第四項及び第五項中「使用成績評価」とあるのは「法第二十三条の二の五第十二項の規定による調査」と、同条第一項中「効果又は性能及び安全性についての調査資料(法第二十三条の二の五第十二項の規定により農林水産大臣に提出した資料を除く。）」とあるのは「使用の成績に関する資料並びに効能又は性能及び安全性についての調査資料」と、同条第二項中「法第二十三条の二の九第四項の規定により第九十一条の三十九の申請書に添付しなければならない医療機器又は体外診断用医薬品の使用成績に関する資料」とあるのは「前項の使用の成績に関する資料」と、同条第四項中「前条」とあるのは「第九十一条の二十五の四第一項」と読み替えるものとする。

第九十一条の二十五の六 法第二十三条の二の五第十二項後段の農林水産省令で定める医療機器又は体外診断用医薬品(品)

第九十一条の二十五の七 法第二十三条の二の五第十二項後段の資料については、第九十一条の二十八の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「次に掲げるところ」とあるのは「動物用医療機器の製造販売後の調査及び試験

の実施の基準に関する省令(平成十七年農林水産省令第三十四号)に定めるところによるほか、次に掲げるところ」と、法第二十三条の二の五の規定による承認又は承認の拒否の処分の日」とあるのは「法第二十三条の二の九の規定による使用成績に関する評価の終了の日」と読み替えるものとする。  
(特例承認に係る医療機器又は体外診断用医薬品の承認申請書の添付資料等の特例)  
第九十一条の二十六 申請者は、法第二十三条の二の八第一項の規定により法第二十三条の二の五の承認を受けて製造販売しようとする医療機器について、当該承認の申請の際に第九十一条の二十五第一項第一号イからトまでに掲げる資料を有しないときは、同項(第一号イからトまでに係る部分に限る。)の規定にかかわらず、当該資料を当該承認の申請後に、農林水産大臣に提出することができる。  
2 申請者は、法第二十三条の二の八第一項の規定により法第二十三条の二の五の承認を受けて製造販売しようとする体外診断用医薬品について、当該承認の申請の際に第九十一条の二十五第一項第二号イからトまでに掲げる資料を有しないときは、同項(第二号イからトまでに係る部分に限る。)の規定にかかわらず、当該資料を当該承認の申請後に、農林水産大臣に提出するものとする。  
(承認申請資料適合性調査の対象となる医療機器の範囲)  
第九十一条の二十七 法第二十三条の二の五第三項後段(同条第十五項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める医療機器は、高度管理医療機器とする。  
(承認申請資料の信頼性の基準)  
第九十一条の二十八 法第二十三条の二の五第三項後段(同条第十五項において準用する場合を含む。)に規定する資料は、次に掲げるところにより、収集され、かつ、作成されたものでなければならぬ。  
一 当該資料は、これを作成することを目的として行われた調査又は試験において得られた結果に基づき正確に作成されたものであること。  
二 前号の調査又は試験において、申請に係る医療機器に関し、その申請に係る品質、有効性及び安全性を有することについて疑いを生じさせる調査結果、試験成績等が得られた場合

合には、当該調査結果、試験成績等についても検討及び評価が行われ、その結果が当該資料に記載されていること。  
三 当該資料の根拠となつた資料は、法第二十三条の二の五の規定による承認又は承認の拒否の処分の日まで保存されていること。ただし、資料の性質上その保存が著しく困難であると認められるものにあつては、この限りでない。

2 高度管理医療機器に係る法第二十三条の二の五第三項後段(同条第十五項において準用する場合を含む。)に規定する資料にあつては、前項に定めるところによるほか、動物用医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令(平成十七年農林水産省令第三十一号)及び動物用医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成十七年農林水産省令第三十二号)に定めるところにより、収集され、かつ、作成されたものでなければならぬ。  
(基準適合証に係る医療機器及び体外診断用医薬品の区分)  
第九十一条の二十九 法第二十三条の二の五第八項第一号(同条第十五項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める区分(以下「製品群区分」とい。は、次の各号に掲げる医療機器又は体外診断用医薬品の区分に応じ、当該各号に定める区分とする。  
一 医療機器 次に掲げる区分  
イ 麻酔器並びに麻酔用呼吸囊及びガス吸引かん  
ロ 呼吸補助器のうち、電動式のもの  
ハ 内臓機能代用器  
ニ 保育器  
ホ 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管  
ヘ 放射性物質診療用器具  
ト 理学診療用器具のうち、電動式のもの  
チ 内臓機能検査用器具のうち、電動式のもの  
リ 電気手術器  
ヌ 注射針及び穿刺針のうち、滅菌されたもの  
ル 注射筒のうち、滅菌されたもの  
ヲ 採血又は輸血用器具のうち、滅菌されたもの  
ワ 医薬品注入器のうち、滅菌されたもの又は電動式のもの

合には、当該調査結果、試験成績等についても検討及び評価が行われ、その結果が当該資料に記載されていること。  
三 当該資料の根拠となつた資料は、法第二十三条の二の五の規定による承認又は承認の拒否の処分の日まで保存されていること。ただし、資料の性質上その保存が著しく困難であると認められるものにあつては、この限りでない。  
2 高度管理医療機器に係る法第二十三条の二の五第三項後段(同条第十五項において準用する場合を含む。)に規定する資料にあつては、前項に定めるところによるほか、動物用医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令(平成十七年農林水産省令第三十一号)及び動物用医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成十七年農林水産省令第三十二号)に定めるところにより、収集され、かつ、作成されたものでなければならぬ。  
(基準適合証に係る医療機器及び体外診断用医薬品の区分)  
第九十一条の二十九 法第二十三条の二の五第八項第一号(同条第十五項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める区分(以下「製品群区分」とい。は、次の各号に掲げる医療機器又は体外診断用医薬品の区分に応じ、当該各号に定める区分とする。  
一 医療機器 次に掲げる区分  
イ 麻酔器並びに麻酔用呼吸囊及びガス吸引かん  
ロ 呼吸補助器のうち、電動式のもの  
ハ 内臓機能代用器  
ニ 保育器  
ホ 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管  
ヘ 放射性物質診療用器具  
ト 理学診療用器具のうち、電動式のもの  
チ 内臓機能検査用器具のうち、電動式のもの  
リ 電気手術器  
ヌ 注射針及び穿刺針のうち、滅菌されたもの  
ル 注射筒のうち、滅菌されたもの  
ヲ 採血又は輸血用器具のうち、滅菌されたもの  
ワ 医薬品注入器のうち、滅菌されたもの又は電動式のもの

- カ 家庭用電気治療器
  - ヨ 磁気治療器のうち、電動式のもの
  - タ 医療用物質生成器
  - レ 縫合糸のうち、滅菌されたもの
  - ソ 整形用品のうち、動物の身体内に留置されるものであって、かつ、滅菌されたもの
  - ツ 疾病診断用プログラムのうち、画像診断支援プログラム
  - ネ 標識用器具のうち、動物の身体内に留置されるものであって、かつ、滅菌されたもの
- ナ イからネまでに掲げる物以外の物にあっては、次に掲げる区分
  - (1) 生物由来製品たる滅菌医療機器（製造工程において滅菌される医療機器をいう。以下同じ。）
  - (2) 滅菌医療機器（1）に掲げるものを除く。）
  - (3) 生物由来製品たる非滅菌医療機器（滅菌医療機器以外の医療機器をいう。以下同じ。）
  - (4) 非滅菌医療機器（3）に掲げるものを除く。）
- ニ 体外診断用医薬品 次に掲げる区分
  - イ 生物学的製剤（体外診断用医薬品に限る。以下この章において同じ。）
  - ロ 生物学的製剤以外の製剤
- 2 前項（第一号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、同号ナ（1）の区分に係る有効な基準適合証（法第二十三条の二の六第一項の基準適合証をいう。以下同じ。）が交付されている場合においては、申請者の氏名又は名称その他当該基準適合証に記載されている項目の内容（製品群区分及び有効期間を除く。以下この条において同じ。）が同一である場合に限り、同号ナ（1）の区分と同号ナ（2）から（4）までの区分を同一の製品群区分とみなす。
- 3 第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、同号ナ（2）又は（3）の区分に係る有効な基準適合証が交付されている場合においては、申請者の氏名又は名称その他当該基準適合証に記載されている項目の内容が同一である場合に限り、同号ナ（2）又は（3）の区分と同号ナ（4）の区分を同一の製品群区分とみなす。

- 4 第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、同号イの区分に係る有効な基準適合証が交付されている場合においては、申請者の氏名又は名称その他当該基準適合証に記載された項目の内容が同一である場合に限り、同号イの区分と同号ロの区分を同一の製品群区分とみなす。
- 5 法第二十三条の二の五第八項第二号の農林水産省令で定める製造工程は、次のとおりとする。
  - 一 滅菌
  - 二 国内における最終製品の保管
  - 三 その他製造工程として農林水産大臣が適当と認めるもの
- （承認事項の一部変更の承認の申請）
- 第九十一条の三十 法第二十三条の二の五第十五項の規定による変更の承認の申請は、別記様式第十四号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の承認については、第九十一条の二十五第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第四項中「法第二十三条の二の五第二項第三号イからハまで」とあるのは、「法第二十三条の二の五第十五項において準用する同条第二項第三号イからハまで」と読み替えるものとする。
- 3 法第二十三条の二の八第一項の規定により法第二十三条の二の五第十五項の承認を申請しようとするときは、第一項の申請書に、第九十一条の二十三第一項第二号に掲げる書類を添付しなければならない。
- （承認事項の軽微な変更の範囲）
- 第九十一条の三十一 法第二十三条の二の五第十五項の農林水産省令で定める軽微な変更は、次の各号に掲げる医療機器又は体外診断用医薬品の区分に応じ、当該各号に定める変更とする。
  - 一 医療機器 次に掲げる変更以外の変更
    - イ 病原因子の不活化又は除去方法に関する変更
    - ロ 性能又は効果に関する追加、変更又は削除
    - ハ イ及びロに掲げる変更のほか、製品の品質、有効性又は安全性に影響を与えるおそれのあるもの
  - 二 体外診断用医薬品 次に掲げる変更以外の変更
    - イ 反応系に關与する成分の追加、変更又は削除

- ロ 使用目的に關する追加、変更又は削除
  - ハ イ及びロに掲げる変更のほか、製品の品質、有効性又は安全性に影響を与えるおそれのあるもの
- （承認事項の軽微な変更の届出）
- 第九十一条の三十二 法第二十三条の二の五第十六項の規定による届出は、別記様式第十五号による届出書を農林水産大臣に提出してしなければならない。
- 2 前項の届出は、法第二十三条の二の五第十五項に規定する軽微な変更をした後三十日以内に行わなければならない。
- （医療機器及び体外診断用医薬品の承認台帳の記載事項）
- 第九十一条の三十三 令第三十七条の十九に規定する法第二十三条の二の五の承認に關する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。
  - 一 承認番号及び承認年月日
  - 二 承認を受けた者の氏名又は名称及び住所
  - 三 承認を受けた者の製造販売業の許可の種類及び許可番号
  - 四 当該品目の製造業者又は登録外国製造業者の氏名又は名称及び住所
  - 五 当該品目の製造業者又は登録外国製造業者の製造所の名称及び所在地
  - 六 当該品目の製造業者の登録番号又は登録外国製造業者の登録番号
  - 七 当該品目の名称
  - 八 その他当該品目に關し参考となる事項
- （医療機器等適合性調査の申請）
- 第九十一条の三十四 令第三十七条の二十二第一項の規定による医療機器等適合性調査（同項に規定する医療機器等適合性調査をいう。以下同じ。）の申請は、別記様式第十六号による申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出してしなければならない。
  - 一 医療機器等適合性調査に係る品目の製造管理及び品質管理に関する資料
  - 二 医療機器等適合性調査に係る製造販売業者及び製造所における製造管理及び品質管理を確保するために必要な資料
- （医療機器等適合性調査台帳の記載事項）
- 第九十一条の三十五 令第三十七条の二十四第一項に規定する医療機器等適合性調査に關する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。
  - 一 調査結果及び結果通知年月日
  - 二 当該品目の名称

- 三 当該品目に係る製造販売の承認を受けようとする者又は承認を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 四 承認番号及び承認年月日（前号に掲げる者が既に当該品目に係る製造販売の承認を受けている場合に限り。）
- 五 当該品目が属する第九十一条の二十九第一項各号に規定する区分
- 六 当該品目を製造する製造所の名称及び所在地
- 七 当該品目に係る製造業者又は登録外国製造業者の氏名又は名称及び住所
- 八 前号の製造業者が受けている製造業の登録番号及び登録年月日又は登録外国製造業者の登録番号及び登録年月日
- 九 基準適合証を交付した場合にあっては、その番号
- 十 その他当該調査に關し参考となる事項（医療機器等適合性調査を行わない承認された事項の変更）
- 第九十一条の三十六 令第三十七条の二十五第一項の農林水産省令で定める変更は、当該品目の使用方法又は効果若しくは性能に關する追加、変更又は削除その他の当該品目の製造管理又は品質管理の方法に影響を与えない変更とする。
- （基準適合証の様式等）
- 第九十一条の三十七 基準適合証の様式は、別記様式第二十九号によるものとする。
- 2 基準適合証の交付を受けた者は、当該基準適合証と同一の内容（有効期間を除く。）を証する別の有効な基準適合証を保有している場合にあっては、これを返納するものとする。
- （基準適合証の書換え交付申請書の様式）
- 第九十一条の三十八 令第三十七条の二十六第二項に規定する申請書の様式は、別記様式第三十号によるものとする。
- （基準適合証の再交付申請書の様式）
- 第九十一条の三十九 令第三十七条の二十七第二項に規定する申請書の様式は、別記様式第三十一号によるものとする。
- （使用成績評価の申請）
- 第九十一条の四十 法第二十三条の二の九第一項の規定による使用成績に關する評価（以下「使用成績評価」という。）の申請は、別記様式第三十二号による申請書を農林水産大臣に提出してなければならない。

(使用成績評価申請書の添付資料等)  
第九十一条の四十一 法第二十三条の二の九第四項の農林水産省令で定める資料は、法第二十三条の二の九第一項に規定する調査期間(同条第二項の規定による延長が行われたときは、その延長後の期間)に得られた使用成績評価に係る医療機器又は体外診断用医薬品の効果又は性能及び安全性についての調査資料(法第二十三条の二の五第十二項の規定により農林水産大臣に提出した資料を除く。)とする。

2 法第二十三条の二の九第四項の規定により第九十一条の三十九の申請書に添付しなければならない医療機器又は体外診断用医薬品の使用成績に関する資料について、資料の添付を必要としない合理的理由がある場合には、その資料を添付することを要しない。  
3 第一項の資料については、第九十一条の二十五第三項の規定を準用する。  
4 前条の使用成績評価の申請者については、第九十一条の二十五第四項の規定を準用する。  
5 第一項及び前項において準用する第九十一条の二十五第四項に規定するもののほか、農林水産大臣が当該医療機器又は体外診断用医薬品の使用成績評価につき必要と認め資料の提出を求めたときは、申請者は、当該資料を農林水産大臣に提出しなければならない。

(使用成績評価申請資料適合性調査の対象となる医療機器又は体外診断用医薬品の範囲)  
第九十一条の四十二 法第二十三条の二の九第四項後段の農林水産省令で定める医療機器又は体外診断用医薬品は、同条第一項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品とする。  
(使用成績評価申請資料の信頼性の基準)  
第九十一条の四十三 法第二十三条の二の九第四項後段に規定する資料については、第九十一条の二十八の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「次に掲げる」とあるのは、「動物用医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令(平成十七年農林水産省令第三十四号)に定めるところによるほか、次に掲げる」と、「法第二十三条の二の五の規定による承認又は承認の拒否の処分の日」とあるのは、「使用成績評価の終了の日」と読み替えるものとする。

(使用成績に関する調査及び報告)  
第九十一条の四十四 法第二十三条の二の九第六項の規定による調査は、同条第一項に規定する調査期間(同条第二項の規定による延長が行われたときは、その延長後の期間)、医療機器又は体外診断用医薬品の不具合の発生、不具合によるものと疑われる疾病、障害若しくは死亡又はその使用によるものと疑われる感染症その他の使用の成績に關して行わなければならない。  
2 法第二十三条の二の九第六項の規定による報告は、別記様式第十八号による報告書を農林水産大臣に提出しなければならない。  
3 前項の規定による報告は、当該調査に係る医療機器又は体外診断用医薬品について製造販売の承認を受けた日から起算して一年(農林水産大臣が指示する医療機器又は体外診断用医薬品にあつては、農林水産大臣が指示する期間)ごとに、その期間の満了後二月以内に行わなければならない。

(医療機器及び体外診断用医薬品の変更計画の確認の申出)  
第九十一条の四十四の二 法第二十三条の二の十の二第一項の規定による変更計画の確認の申出は、別記様式第十八号の二による申出書を農林水産大臣に提出しなければならない。  
2 法第二十三条の二の十の二第一項の規定による変更計画の変更の確認の申出は、別記様式第十八号の三による申出書を農林水産大臣に提出しなければならない。  
3 前二項の申出書には、次の各号に掲げる確認の区分に応じ、当該各号に掲げる資料を添付しなければならない。

- 一 医療機器(人工知能関連技術(官民データ活用推進基本法(平成二十八年法律第百三十三号)第二条第二項に規定する「人工知能関連技術」をいう。以下この条において同じ。)を活用したものを除く。)の変更計画の確認に掲げる資料
- イ 変更計画
- ロ 変更内容に係る妥当性の検証方法に関する資料
- 二 医療機器(人工知能関連技術を活用したものに限る。)の変更計画の確認 前号に掲げる資料及び次に掲げる資料
- イ 変更計画の作成及び実施の手順に関する資料
- ロ 人工知能関連技術の適正かつ円滑な管理に必要な資料
- 三 体外診断用医薬品の変更計画の確認 次に掲げる資料

調査期間(同条第二項の規定による延長が行われたときは、その延長後の期間)、医療機器又は体外診断用医薬品の不具合の発生、不具合によるものと疑われる疾病、障害若しくは死亡又はその使用によるものと疑われる感染症その他の使用の成績に關して行わなければならない。  
2 法第二十三条の二の九第六項の規定による報告は、別記様式第十八号による報告書を農林水産大臣に提出しなければならない。  
3 前項の規定による報告は、当該調査に係る医療機器又は体外診断用医薬品について製造販売の承認を受けた日から起算して一年(農林水産大臣が指示する医療機器又は体外診断用医薬品にあつては、農林水産大臣が指示する期間)ごとに、その期間の満了後二月以内に行わなければならない。

(医療機器及び体外診断用医薬品の変更計画の確認の申出)  
第九十一条の四十四の二 法第二十三条の二の十の二第一項の規定による変更計画の確認の申出は、別記様式第十八号の二による申出書を農林水産大臣に提出しなければならない。  
2 法第二十三条の二の十の二第一項の規定による変更計画の変更の確認の申出は、別記様式第十八号の三による申出書を農林水産大臣に提出しなければならない。  
3 前二項の申出書には、次の各号に掲げる確認の区分に応じ、当該各号に掲げる資料を添付しなければならない。

- イ 変更計画
- ロ 変更内容に係る妥当性の検証方法に関する資料
- 二 医療機器又は体外診断用医薬品の変更計画の変更の確認 前各号に掲げる確認の区分に応じた資料及び確認を受けた変更計画の写し(変更計画の確認を受けることができる場合)  
第九十一条の四十四の三 医療機器に係る法第二十三条の二の十の二第一項第一号の農林水産省令で定める事項の変更は、次の各号に掲げる事項の変更とする。
  - 一 製造業者又は登録外国製造業者の氏名又は名称及び住所
  - 二 製造業者又は登録外国製造業者の登録年月日及び登録番号
  - 三 成分及び分量(成分不明のときは、その本質)
  - 四 製造方法
  - 五 使用方法
  - 六 使用目的
  - 七 貯蔵方法
  - 八 有効期間
  - 九 規格及び検査方法
- 九 規格及び検査方法

- 一 製造業者又は登録外国製造業者の氏名又は名称及び住所
  - 二 製造業者又は登録外国製造業者の登録年月日及び登録番号
  - 三 成分及び分量(成分不明のときは、その本質)
  - 四 製造方法
  - 五 使用方法
  - 六 使用目的
  - 七 貯蔵方法
  - 八 有効期間
  - 九 規格及び検査方法
- (変更計画の確認を受けることができる場合)  
第九十一条の四十四の四 医療機器に係る法第二十三条の二の十の二第一項第二号の農林水産省令で定める変更は、次の各号に掲げる変更とする。
  - 一 法第四十一条第三項の規定により設けられた基準に適合しないこととなる変更
  - 二 法第四十二条第二項の規定により設けられた基準に適合しないこととなる変更

- 三 病原因子の不活化又は除去方法に関する重要な変更
  - 四 前三号に掲げる変更のほか、当該医療機器の品質、有効性及び安全性に重大な影響を与えるおそれのあるもの
- 2 体外診断用医薬品に係る法第二十三条の二の十の二第一項第二号の農林水産省令で定める変更は、次の各号に掲げる変更とする。
  - 一 法第四十一条第一項又は第三項の規定により設けられた基準に適合しないこととなる変更
  - 二 法第四十二条第一項の規定により設けられた基準に適合しないこととなる変更
  - 三 前二号に掲げる変更のほか、当該体外診断用医薬品の品質、有効性及び安全性に重大な影響を与えるおそれのあるもの
- (医療機器又は体外診断用医薬品として不適当な場合)  
第九十一条の四十四の五 法第二十三条の二の十の二第一項第三号ハの医療機器又は体外診断用医薬品として不適当なものとして農林水産省令で定める場合は、申請に係る医療機器又は体外診断用医薬品の性状又は品質が保健衛生上著しく不適当な場合とする。  
(製造管理又は品質管理の方法に影響を与えるおそれがある変更)  
第九十一条の四十四の六 法第二十三条の二の十の二第三項の製造管理又は品質管理の方法に影響を与えるおそれがある変更として農林水産省令で定めるものは、第九十一条の三十一及び第九十一条の三十六に規定する変更以外の変更であつて次の各号のいずれかに該当するもの(法第二十三条の二の五第十五項の承認申請を行う場合を除く。)とする。
  - 一 次のいずれにも該当する変更以外の変更
  - イ 変更計画の確認を受けようとする者又は確認を受けた者が既に基準適合証の交付を受けている場合であつて、当該基準適合証に係る医療機器又は体外診断用医薬品と同一の製品群区分に属するものに係る変更
  - ロ 当該変更に係る医療機器又は体外診断用医薬品を製造する全ての製造所(当該基準適合証に係る医療機器又は体外診断用医薬品の製造工程のうち第九十一条の二十九第五項各号に規定するもののみをすることを除く。)が、イの基準適合証に係る医療機器又は体外診断用医薬品を製造する製造所

(当該承認に係る医療機器又は体外診断用医薬品の製造工程と同一の製造工程が、当該製造所において当該基準適合証に係る医療機器又は体外診断用医薬品の製造工程として行われている場合に限る。)となる変更

二 その他農林水産大臣が必要と認める変更(計画内容の軽微な変更に係る特例)

第九十一条の四十四の七 確認された変更計画の変更が軽微な変更であるときは、第九十一条の四十四の二の規定にかかわらず、別記様式第十八号の四による届出書に次の各号に掲げる事項を記載した資料を添えて、法第二十三条の二の十の二第一項の変更計画の変更を農林水産大臣に届け出ることができる。

- 一 変更計画の変更案
- 二 変更理由
- 三 前項の軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外の変更とする。
  - 一 新たに承認申請が必要となると考えられる製品の変更
  - 二 変更内容に係る妥当性の検証方法の変更
  - 三 前二号に掲げる変更のほか、製品の品質、有効性及び安全性に影響を与えるもの

(確認台帳の記載事項)  
第九十一条の四十四の八 令第三十七条の三十三第二項に規定する医療機器等変更計画等確認台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

- 一 確認番号及び確認年月日
- 二 確認を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 三 確認を受けた者の製造販売業の許可の種類及び許可番号
- 四 当該品目の製造業者又は登録外国製造業者の氏名又は名称及び住所
- 五 当該品目の製造業者又は登録外国製造業者の製造所の名称及び所在地
- 六 当該品目の製造業者の登録番号又は登録外国製造業者の登録番号
- 七 当該品目の名称
- 八 その他当該品目に関し参考となる事項

第九十一条の四十四の九 令第三十七条の三十四第一項の規定による医療機器等適合性確認(以下単に「医療機器等適合性確認」という。)の申請は、別記様式第十八号の五による申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

- 一 医療機器等適合性確認に係る品目の製造管理及び品質管理に関する資料
- 二 医療機器等適合性確認に係る製造所における製造管理及び品質管理に関する資料(医療機器等適合性確認台帳の記載事項)
- 三 第九十一条の四十四の十 令第三十七条の三十四第二項の医療機器等適合性確認に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。
  - 一 医療機器等適合性確認の結果及び結果通知年月日
  - 二 当該品目の名称
  - 三 当該品目に係る変更計画の確認を受けようとする者又は変更計画の確認を受けた者の氏名又は名称及び住所
  - 四 変更計画に係る確認番号及び確認年月日(前号に掲げる者が既に当該品目に係る変更計画の確認を受けている場合に限る。)
  - 五 当該品目が属する第九十一条の二十九第一項各号に規定する区分
  - 六 確認を行った製造所の名称及び所在地
  - 七 当該品目に係る製造業者又は登録外国製造業者の氏名又は名称及び住所
  - 八 前号の製造業者が受けている製造業の登録番号及び登録年月日又は登録外国製造業者の登録番号及び登録年月日
  - 九 その他当該確認に関し参考となる事項(変更計画に従った変更を届出により行うことが可能な範囲)
- 四 第九十一条の四十四の十一 医療機器に係る法第二十三条の二の十の二第六項の農林水産省令で定める変更は、第九十一条の四十四の三第一項各号に掲げる事項に係る変更とする。ただし、臨床試験の試験成績に関する資料等の提出が必要な場合であって、農林水産大臣が法第二十三条の二の五第十五項の承認の申請が必要と認める場合を除く。(届出後に変更を行うことができるようになるまでの日数)

第九十一条の四十四の十二 法第二十三条の二の十の二第六項の農林水産省令で定める日数は、三十日とする。

(変更計画に従った変更に係る届出の届出書等)  
第九十二条の四十四の十三 法第二十三条の二の十の二第六項の規定による届出は、別記様式第十八号の六による届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、変更計画で確認されたことその他の試験の結果が得られたことを示す資料その他の変更計画に従った変更の内容を確認できる資料を添付しなければならない。

3 前項に規定する資料については、第九十一条の二十八の規定を準用する。この場合において、同条第一項第三号中「法第二十三条の二の五の規定による承認又は承認の拒否の処分の日」とあるのは「第一項の届出書を提出した日から第九十一条の四十四の十二に定める日数が経過する日」と読み替えるものとする。(資料の保存)

第九十一条の四十五 法第二十三条の二の五の規定による製造販売の承認を受けた者は、次の各号に掲げる資料をそれぞれ当該各号に定める期間保存しなければならない。ただし、資料の性質上その保存が著しく困難であると認められるものにあつては、この限りでない。

- 一 法第二十三条の二の五の規定による製造販売の承認の申請の際申請書に添付した資料の根拠となつた資料(当該期間内に法第二十三条の二の九第一項の規定による指定を受けた医療機器又は体外診断用医薬品について、当該医療機器又は体外診断用医薬品に係る使用成績評価が終了する日が当該期間の終了の日後である場合にあつては、当該使用成績評価が終了するまでの期間)
- 二 法第二十三条の二の五第十二項(同条第十五項の規定により準用する場合を含む。)に規定する使用の成績に関する資料その他の資料(使用成績評価が終了するまでの期間)
- 三 法第二十三条の二の九第一項の規定による使用成績評価の申請の際申請書に添付した資料の根拠となつた資料(前号に掲げる資料を除く。)

2 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業者は、法第六十八条の十の規定により農林水産大臣に報告した医療機器又は体外診断用医薬品について、当該品目の不具合と疑われる疾病、障害又は死亡の発生、当該品目の使用によるものと疑われる感染症の発生その他の当該品目の有効性及び安全性に関する報告(以下この章において「副作用等に関する報告」という。)の根拠となつた資料を、その報告の日から五年間保存しなければならない。(承継に係る資料等)

第九十一条の四十六 法第二十三条の二の十一第一項の農林水産省令で定める資料及び情報は、次のとおりとする。

- 一 法第二十三条の二の三第一項又は第二十三条の二の四第一項の規定による登録の申請に際して提出した資料
- 二 法第二十三条の二の五第一項の規定による承認の申請及び同条第十五項の規定による当該承認事項の一部変更の承認の申請に際して提出した資料及びその根拠となつた資料
- 三 法第二十三条の二の五第十二項(同条第十五項の規定により準用する場合を含む。)に規定する使用の成績に関する資料その他の資料
- 四 法第二十三条の二の九第一項の規定による使用成績評価の申請に際して提出した資料及びその根拠となつた資料
- 五 法第二十三条の二の九第六項の規定による報告に際して提出した資料及びその根拠となつた資料
- 六 法第二十三条の二の十の二第一項及び第三項の確認の申請に際して提出した資料及びその根拠となつた資料並びに同条第六項の届出に際して提出した資料及びその根拠となつた資料
- 七 法第六十八条の二第二項の規定による生物由来製品に関する記録及び当該記録に関連する資料
- 八 製造管理及び品質管理の業務に関する資料及び情報
- 九 製造販売後安全管理の業務に関する資料及び情報
- 十 その他品質、有効性及び安全性に関する資料及び情報

2 法第二十三条の二の十一第三項の規定による届出は、別記様式第二十号による届出書に同条第一項に規定する承認取得者の地位を承継した者であることを証する書類を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。(製造販売の届出)  
第九十一条の四十七 法第二十三条の二の十二第一項の規定による届出は、別記様式第二十一号

による届出書を農林水産大臣に提出してしなればならない。

2 法第二十三条の二の十二第二項の規定による届出は、別記様式第二十二号による届出書を農林水産大臣に提出してしななければならない。

(医療機器等総括製造販売責任者の基準)  
第九十一条の四十八 高度管理医療機器又は管理医療機器の製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理を行う者に係る法第二十三条の二の十四第一項の農林水産省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

- 一 大学等において、物理学、化学、生物学、工学(機械学、電気学、情報学、金属学その他工学の分野であつて、医療機器の製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理に関する業務の適正な実施に資すると認められるものに限る。以下この条において同じ。)、薬学、医学、歯学又は獣医学に関する専門の課程を修了した者
- 二 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校において、物理学、化学、生物学、工学、薬学、医学、歯学又は獣医学に関する専門の課程を修了した後、医薬品若しくは再生医療等製品の品質管理若しくは製造販売後安全管理に関する業務又は医療機器の製造管理若しくは品質管理若しくは製造販売後安全管理に関する業務に三年以上従事した者
- 三 農林水産大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認められた者

2 一般医療機器の製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理を行う者に係る法第二十三条の二の十四第一項の農林水産省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

- 一 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校において、物理学、化学、生物学、工学、薬学、医学、歯学又は獣医学に関する専門の課程を修了した者
- 二 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校において、物理学、化学、生物学、工学、薬学、医学、歯学又は獣医学に関する科目を修得した後、医薬品、医薬部外品若しくは再生医療等製品の品質管理若しくは製造販売後安全管理に関する業務又は医療機器の製造管理若しくは品質管理若しくは製造販売後安全管理に関する業務に三年以上従事した者

2 前項第二号に掲げる場合において、体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理について、薬剤師以外の技術者に行わせることができる期間は、医療機器等総括製造販売責任者として当該技術者を置いた日から起算して五年とする。

三 農林水産大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認められた者  
(薬剤師以外の技術者に行わせることができる体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理)

第九十一条の四十九 体外診断用医薬品の製造販売業者は、法第二十三条の二の十四第一項ただし書の規定により、次の各号に掲げる場合には、体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理について、薬剤師に代え、当該各号に掲げる技術者をもって行わせることができる。

- 一 生物学的製剤についてのみその製造販売をする場合 次のいずれかに該当する者
  - イ 医師又は獣医師
  - ロ 医学若しくは獣医学の学位を持つ者又は歯科医師であつて、細菌学を専攻した者
  - ハ 大学等において、理学、薬学、農学等に関する専門の課程において細菌学を専攻し、かつ、修士課程を修めた者
- 二 農林水産大臣がイからハまでに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認められた者
- 二 前号に掲げる場合以外の場合であつて、薬剤師を置くことが著しく困難であると認められるとき 次のいずれかに該当する者
  - イ 大学等において、薬学又は化学に関する専門の課程を修了した者
  - ロ 農林水産大臣がイに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認められた者

2 前項第二号に掲げる場合において、体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理について、薬剤師以外の技術者に行わせることができる期間は、医療機器等総括製造販売責任者として当該技術者を置いた日から起算して五年とする。

第九十一条の五十 法第二十三条の二の十四第四項の医療機器等総括製造販売責任者が行う医療機器又は体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理のために必要な業務は、次のとおりとする。

- 一 動物用医療機器、動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令(平成七年農林水産省令第四十号)により医療機器等総括製造販売責任者が行うこととされた業務
- 二 製造販売後安全管理基準省令により医療機器等総括製造販売責任者が行うこととされた業務
- 三 法第二十三条の二の十五の二第一項第一号に規定する医療機器等総括製造販売責任者が有する権限に係る業務

2 法第二十三条の二の十四第四項の医療機器等総括製造販売責任者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理に係る業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ適正に当該業務を行うこと。
- 二 法第二十三条の二の十四第三項の規定により製造販売業者に対して述べる意見を記載した書面の写しを五年間保存すること。
- 三 医療機器の製造管理及び品質管理に関する業務の責任者(以下「医療機器品質保証責任者」という。又は体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する業務の責任者(以下「体外診断用医薬品品質保証責任者」という。及び医療機器の製造販売後安全管理に関する業務の責任者(以下「医療機器安全管理責任者」という。又は体外診断用医薬品の製造販売後安全管理に関する業務の責任者(以下「体外診断用医薬品安全管理責任者」という。との相互の密接な連携を図ること。

第九十一条の五十一 医療機器責任技術者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 大学等において、物理学、化学、生物学、工学(機械学、電気学、情報学、金属学その他工学の分野であつて、医療機器責任技術者の業務の適正な実施に資すると認められるものに限る。以下この条において同じ。)、薬学、医学、歯学又は獣医学に関する専門の課程を修了した者
- 二 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校において、物理学、化学、生物学、工学、薬学、医学、歯学又は獣医学に関する専門の課程を修了した後、医療機器の製造に関する業務に三年以上従事した者
- 三 農林水産大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認められた者

2 一般医療機器のみを製造する製造所にあつては、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者を医療機器責任技術者とする

一 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校において、物理学、化学、生物学、工学、薬学、医学、歯学又は獣医学に関する専門の課程を修了した者

二 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校において、物理学、化学、生物学、工学、薬学、医学、歯学又は獣医学に関する科目を修得した後、医薬品、医薬部外品若しくは再生医療等製品の品質管理若しくは製造販売後安全管理に関する業務又は医療機器の製造に関する業務に三年以上従事した者

第九十一条の五十二 法第二十三条の二の十四第十項の農林水産省令で定める工程は、保管(最終製品(他の体外診断用医薬品の製造所に出荷されるものを除く。))の保管を除く。のみを行う工程とする。

第九十一条の五十二の二 体外診断用医薬品の製造業者は、法第二十三条の二の十四第十項ただし書の規定により、次の各号に掲げる製造所における体外診断用医薬品の製造の管理について

- 一 製造管理及び品質管理に係る業務を統括し、その適正かつ円滑な実施が図られるよう管理監督すること。
- 二 品質不良その他製品の品質に重大な影響が及ぶおそれがある場合においては、所要の措置が速やかにとられていること及びその進捗状況を確認し、必要に応じ、改善等所要の措置をとるよう指示すること。
- 三 法第二十三条の二の十五の二第三項第一号に規定する医療機器責任技術者が有する権限に係る業務



て、薬剤師に代え、当該各号に掲げる技術者をもって行わせることができる。  
一 生物学的製剤を製造する製造所 次のいずれかに該当する者  
イ 医師又は獣医師  
ロ 医学若しくは獣医学の学位を持つ者又は歯科医師であつて、細菌学を専攻した者  
ハ 大学等において、理学、薬学、農学等に関する専門の課程において細菌学を専攻し、かつ、修士課程を修めた者

二 農林水産大臣がイからハまでに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認められた者  
前号に定める場合以外の場合であつて、前条に規定する工程のみを行う製造所 次のいずれかに該当する者  
イ 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する専門の課程を修了した者  
ロ 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する科目を修得した後、医薬品の製造に関する業務に三年以上従事した者  
ハ 農林水産大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認められた者  
(体外診断用医薬品製造管理者の業務及び遵守事項)

第九十一条の五十三 法第二十三条の二の十四第十四項の体外診断用医薬品製造管理者が行う体外診断用医薬品の製造の管理のために必要な業務は、次のとおりとする。

- 一 製造管理及び品質管理に係る業務を統括し、その適正かつ円滑な実施が図られるよう管理監督すること。
- 二 品質不良その他製品の品質に重大な影響が及ぶおそれがある場合においては、所要の措置が速やかにとられていること及びその進捗状況を確認し、必要に応じ、改善等所要の措置をとるよう指示すること。
- 三 法第二十三条の二の十五の二第三項第一号に規定する体外診断用医薬品製造管理者が有する権限に係る業務
- 四 法第二十三条の二の十四第十四項の体外診断用医薬品製造管理者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

二 法第二十三条の二の十四第十四項の規定により製造業に対して述べた意見を記載した書面の写しを五年間保存すること。  
(医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業者の遵守事項)

第九十一条の五十四 法第二十三条の二の十五第一項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業者が遵守すべき事項は、次条から第九十一条の五十八までに定めるところによるものほか、次のとおりとする。  
一 薬事に関する法令に従い適正に製造販売が行われるよう必要な配慮をすること。  
二 製造販売しようとする製品の製造管理及び品質管理を適正に行うこと。  
三 製造販売しようとする製品の製造販売後安全管理を適正に行うこと。  
四 生物由来製品(医療機器に限る。)の製造販売業者であつて、その医療機器等総括製造販売責任者、医療機器品質保証責任者及び医療機器安全管理責任者のいずれも細菌学的知識を有しない場合にあつては、医療機器等総括製造販売責任者を補佐する者として細菌学的知識を有する者を置くこと。

第九十一条の五十五 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業者は、その製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理を適正に実施するに必要となる業務は、次のとおりとする。

- 一 医療機器の製造販売業者であつて、その医療機器等総括製造販売責任者、医療機器品質保証責任者及び医療機器安全管理責任者のいずれもその製造販売する品目の特性に関する専門的知識を有しない場合にあつては、医療機器等総括製造販売責任者を補佐する者として当該専門的知識を有する者を置くこと。
- 二 法第二十三条の二の十四第十四項第一号に該当する場合であつて、医療機器等総括製造販売責任者として薬剤師以外の技術者を置くときは、次に掲げる措置を講ずること。
- イ 医療機器等総括製造販売責任者補佐薬剤師の設置
- ロ 医療機器等総括製造販売責任者として法第二十三条の二の十四第二項に規定する能力及び経験を有する薬剤師を置くために必要な措置
- 七 医療機器等総括製造販売責任者、医療機器品質保証責任者又は体外診断用医薬品品質保証責任者並びに医療機器安全管理責任者又は体外診断用医薬品安全管理責任者がそれぞれ相互に連携協力し、その業務を行うよう必要な配慮をすること。
- 八 医療機器等総括製造販売責任者が第九十一条の五十二第二項に規定する事項を遵守するために必要な配慮をすること。

(製造管理及び品質管理の方法の基準への適合)  
第九十一条の五十五 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業者は、その製造管理及び品質管理の方法を、法第二十三条の二の五第二項第四号の農林水産省令で定める基準に適合させなければならない。

第九十一条の五十六 医療機器の製造販売業者は、高度管理医療機器等を譲り受けたとき、及び高度管理医療機器等の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者に販売し、又は授与したときは、次に掲げる事項を書面に記載しなければならない。  
一 譲り受け、又は販売し、若しくは授与した品目の品名、一般的名称及び製造番号又は製造記号並びに数量  
二 その高度管理医療機器等を譲り受け、又は販売し、若しくは授与した年月日  
三 譲渡人又は譲受人の氏名又は名称及び住所  
二 医療機器の製造販売業者は、前項の書面を、記載の日から三年間(特定保守管理医療機器に関する書面にあつては、記載の日から十五年間)保存しなければならない。

第九十一条の五十七 体外診断用医薬品の製造販売業者は、自ら視覚、聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障害を有する者であるとき(自ら薬剤師であつてその製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理を適正に実施する場合に限る。)、又はその製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理に管理させるために主たる機能を有する事務所に置いたその医療機器等総括製造販売責任者(薬剤師である場合に限る。)、が視覚、聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障害を有するときは、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、必要な設備の設置その他の措置を講じなければならない。

(医療機器及び体外診断用医薬品の取扱数量の届出)  
第九十一条の五十八 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業者は、毎年一月末日までに、前年において製造し、及び販売し、若しくは授与した医療機器又は体外診断用医薬品の種類及び数量並びに前年末において在庫する生物学的製剤の種類及び数量を農林水産大臣に届け出なければならない。  
(医療機器及び体外診断用医薬品の製造業者の遵守事項)  
第九十一条の五十九 法第二十三条の二の十五第三項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の製造業者が遵守すべき事項は、次条から第九十一条の六十五までに定めるところによる。  
(製造管理及び品質管理の方法の基準への適合)  
第九十一条の六十 医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造業者又は登録外国製造業者は、その製造管理及び品質管理の方法を、法第二十三条の二の五第二項第四号の農林水産省令で定める基準に適合させなければならない。  
(製造所の構内における死体の焼却の義務)  
第九十一条の六十一 生物学的製剤の製造業者は、生物学的製剤の製造又は検査の用に供した動物(その死体を含む。)(その他の物(生物学的製剤の製造又は検査の用に供した動物の死体から分離された骨、肉及び皮毛類を含む。))をその製造所の構内において焼却しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 家畜伝染病予防法第二十一条第一項各号に掲げる家畜の死体につき、病性鑑定又は学術研究の用に供するため同項ただし書の規定による都道府県知事の許可を受けた場合
  - 二 生物学的製剤の製造又は検査の用に供した動物(動物(その死体を含む。))を除く。を消毒し、病原体をひろげることのないよう処置する場合
  - 三 前二号に掲げる場合のほか、家畜伝染病の病原体により汚染したおそれのない動物(その死体を含む。))又はその骨、肉、乳、卵若しくは皮毛類につき、生物学的製剤の製造若しくは検査又は学術研究の用に供するため、その他特別の理由により農林水産大臣の許可を受けた場合
- (製造、試験等に関する記録)  
第九十一条の六十二 医療機器又は体外診断用医薬品の製造業者は、その医療機器責任技術者、体外診断用医薬品製造管理者又は生物由来製品の製造を管理する者に、製造及び試験に関する記録その他当該製造所の管理に関する記録を作成させ、次に掲げる期間これを保存しなければならない。ただし、この省令の他の規定又は薬事に関する他の法令の規定により、記録の作成



及びその保存が義務付けられている場合は、この限りでない。

一 生物由来製品以外の医療機器又は体外診断用医薬品にあつては、三年間（当該記録に係る医療機器又は体外診断用医薬品に関して有効期間（使用の期限を含む。以下この条において同じ。）の記載が義務付けられている場合には、その有効期間に一年を加算した期間）

二 生物由来製品にあつては、その有効期間に三年を加算した期間  
（医療機器の製造業者による高度管理医療機器等の譲受及び譲渡に関する記録）

第九十一条の六十三 医療機器の製造業者は、高度管理医療機器等の製造販売業者又は製造業者に販売し、又は授与したときは、次に掲げる事項を書面に記載しなければならない。

一 譲受し、又は販売し、若しくは授与した品目の品名、一般的名称及び製造番号又は製造記号並びに数量

二 その高度管理医療機器等を譲受し、又は販売し、若しくは授与した年月日  
三 譲渡人又は譲受人の氏名又は名称及び住所  
2 医療機器の製造業者は、前項の書面を、記載の日から三年間（特定保守管理医療機器に関する書面にあつては、記載の日から十五年間）保存しなければならない。

（視覚、聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障害を有する体外診断用医薬品の製造業者等に対する措置）

第九十一条の六十四 体外診断用医薬品の製造業者は、自ら視覚、聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障害を有する者であるとき（自ら薬剤師であつてその製造を实地に管理する場合に限る。）又はその製造を实地に管理させるために製造所に置いたその体外診断用医薬品製造管理者又は生物由来製品の製造を管理する者（薬剤師である場合に限る。）が視覚、聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障害を有するときは、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、必要な設備の設置その他の措置を講じなければならない。

（医療機器及び体外診断用医薬品の取扱数量の届出）  
第九十一条の六十五 医療機器又は体外診断用医薬品の製造業者は、毎年一月末日までに、前年

において製造し、及び販売し、若しくは授与した医療機器又は体外診断用医薬品の種類及び数量並びに前年末において在庫する生物学的製剤の種類及び数量を農林水産大臣に届け出なければならない。

（製造販売後安全管理に係る業務を委託することができる範囲）  
第九十一条の六十六 法第二十三条の二の十五第五項の農林水産省令で定める製造販売後安全管理に係る業務は、次のとおりとする。

一 医療機器又は体外診断用医薬品の品質、有効性及び安全性に関する事項その他医療機器又は体外診断用医薬品の適正な使用のために必要な情報（以下この条において「安全管理情報」という。）の収集  
二 安全管理情報の解析  
三 安全管理情報の検討の結果に基づく必要な措置の実施  
四 収集した安全管理情報の保存その他の前三号に附帯する業務

（製造販売後安全管理に係る業務を再委託することができる範囲）  
第九十一条の六十七 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業者は、製造販売後安全管理に係る業務を受託する者（以下この章において「受託者」という。）に、当該業務を再委託させてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、医療機器の製造販売業者は、薬物と一体的に製造販売するものとして承認を受けた医療機器に関する製造販売後安全管理に係る業務を当該薬物を供給する医薬品の製造販売業者に委託する場合には、受託者に、当該業務を再委託させることができる。

3 第一項の規定にかかわらず、医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業者は、他の医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業者に医療機器又は体外診断用医薬品を販売し、又は授与する場合であつて、当該医療機器又は体外診断用医薬品に関する製造販売後安全管理に係る業務を当該製造販売業者に委託する場合には、受託者に、当該業務のうち、前条第一号から第三号までに掲げる業務を再委託させることができる。

4 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業者は、前二項の規定により再委託させる製造販売後安全管理に係る業務を再委託する者に、当該業務をさらに委託させてはならない。

（医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業者の法令遵守体制）  
第九十一条の六十七の二 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業者は、次に掲げるところにより、法第二十三条の二の十五の二第一号に掲げる措置を講じなければならない。

一 次に掲げる医療機器等総括製造販売責任者の権限を明らかにすること。  
イ 医療機器品質保証責任者、体外診断用医薬品品質保証責任者、医療機器安全管理責任者、体外診断用医薬品安全管理責任者その他の医療機器又は体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理に関する業務に従事する者に対する業務の指示及び監督に関する権限  
ロ 医療機器又は体外診断用医薬品の廃棄、回収若しくは販売の停止、法第六十三条の二第二号各号に掲げる事項若しくは注意事項等情報の改訂、獣医療関係者への情報の提供又は法に基づく農林水産大臣への報告その他の医療機器又は体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理に関する措置の決定及び実施に関する権限

ハ 製造業者、登録外国製造業者その他の製造に関する業務（試験検査等の業務を含む。）を行う者に対する管理監督に関する権限  
ニ イからハまでに掲げるもののほか、医療機器又は体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理に関する権限

二 次に掲げる法第二十三条の二の十五の二第一号第二号に規定する体制を整備すること。  
イ 医療機器又は体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理に関する業務その他の製造販売業者の業務の遂行が法令に適合することを確保するために必要な規程の作成、製造販売業者の薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業員に対する教育訓練の実施及び評価並びに業務の遂行に係る記録の作成、管理及び保存を行う体制  
ロ 製造販売業者が薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業員が業務を監督するために必要な情報を収集し、その業務の適正を確保するために必要な措置を講ずる体制

ハ イ及びロに掲げるもののほか、製造販売業者の業務の適正を確保するために必要な人員の確保及び配置その他の製造販売業者の業務の適正を確保するための体制  
三 次に掲げる法第二十三条の二の十五の二第一号第三号の農林水産省令で定める者に、法第二十三条の二の二第一号第二号及び第二十三条の二の五第二号第四号の農林水産省令で定める基準を遵守して医療機器又は体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理を行わせるために必要な権限を付与することと、それらの者が行う業務を監督すること。  
イ 医療機器等総括製造販売責任者  
ロ 医療機器品質保証責任者又は体外診断用医薬品品質保証責任者  
ハ 医療機器安全管理責任者又は体外診断用医薬品安全管理責任者  
ニ イからハまでに掲げる者のほか、医療機器又は体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理に関する業務に従事する者  
四 次に掲げる法第二十三条の二の十五の二第一号第四号に規定する措置を講ずること。  
イ 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業者の従業者に対して法令遵守のための指針を示すこと。  
ロ 薬事に関する業務に責任を有する役員、権限及び分掌する業務を明らかにすること。  
ハ 医療機器又は体外診断用医薬品の製造方法、試験検査方法その他の医療機器又は体外診断用医薬品の品質に影響を与えるおそれのある事項の変更に関する情報の収集、医療機器又は体外診断用医薬品について承認された事項の一部を変更するために必要な手続その他の必要な措置  
ニ 法第六十八條の十第一項の規定に基づく副作用等の報告が適切かつ適切に行われることを確保するために必要な情報の管理その他の措置  
ホ 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業者が医薬関係者に対して行う医療機器又は体外診断用医薬品に関する情報提供が、客観的かつ科学的な根拠に基づく正確な情報により行われ、かつ、法第六十六条から第六十八条までに違反する記事の広

告、記述又は流布が行われなことを確保するために必要な業務の監督その他の措置  
イからホまでに掲げるもののほか、第二号に規定する体制を実効的に機能させるために必要な措置

(医療機器及び体外診断用医薬品の製造業者の法令遵守体制)

第九十一条の六十七の三 医療機器及び体外診断用医薬品の製造業者は、次に掲げるところにより、法第二十三条の二十五の二第三項各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 次に掲げる医療機器責任技術者又は体外診断用医薬品製造管理者の権限を明らかにすること。
- イ 医療機器又は体外診断用医薬品の製造の管理に関する業務に従事する者に対する業務の指示及び監督に関する権限
- ロ イに掲げるもののほか、医療機器又は体外診断用医薬品の製造の管理に関する権限
- ニ 次に掲げる法第二十三条の二十五の二第二項第二号に規定する体制を整備すること。
- イ 医療機器又は体外診断用医薬品の製造管理に関する業務その他の製造業者の業務の遂行が法令に適合することを確保するために必要な規程の作成、製造業者の業務に関する業務に責任を有する役員及び従業員に対する教育訓練の実施及び評価並びに業務の遂行に係る記録の作成、管理及び保存を行う体制
- ロ 製造業者が業務に関する業務に責任を有する役員及び従業員の業務を監督するために必要な情報を収集し、その業務の適性を確保するために必要な措置を講ずる体制
- ハ イ及びロに掲げるもののほか、製造業者の業務の適性を確保するために必要な人員の確保及び配置その他の製造業者の業務の適正を確保するための体制
- 三 次に掲げる法第二十三条の二十五の二第三項第三号に規定する措置を講ずること。
- イ 医薬品又は医薬部外品の製造販売業者の従業者に対して法令遵守のための指針を示すこと。
- ロ 薬事に関する業務に責任を有する役員、権限及び分掌する業務を明らかにすること。
- ハ 医療機器又は体外診断用医薬品の製造方法、試験検査方法その他の医療機器又は体外

外診断用医薬品の品質に影響を与えるおそれのある事項の変更に係る情報の収集、当該情報の製造販売業者に対する連絡その他の必要な措置  
ニ イからホまでに掲げるもののほか、第二号に規定する体制を実効的に機能させるために必要な措置

(事業の休廃止等の届出)

第九十一条の六十八 法第二十三条の二十六第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 製造販売業者の氏名若しくは名称又は住所
- 二 主たる機能を有する事務所の名称又は所在地
- 三 製造販売業者の許可の種類に係る事業を廃止し、休止し、又は休止した事業を再開した場合にあつては、当該許可の種類
- 四 医療機器等総括製造販売責任者の氏名又は住所
- 五 製造販売業者が法人であるときは、薬事に關する業務に責任を有する役員
- 六 法第二十三条の二十四第一項第二号に該当する場合であつて、医療機器等総括製造販売責任者として薬剤師以外の技術者を置くときは、医療機器等総括製造販売責任者補佐薬剤師

法第二十三条の二十六第一項の規定による届出は、事業の廃止若しくは休止又は休止した事業の再開の場合にあつては別記様式第二十三号による届出書を、その他の場合にあつては別記様式第二十四号による届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業者は、前項の規定により提出する届出書には、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- 一 医療機器等総括製造販売責任者の変更  
イ 変更後の医療機器等総括製造販売責任者の資格を証する書類の写し及び製造販売業者とこの者との関係を証する書類
- ロ 法第二十三条の二十四第一項第二号に該当する場合であつて、医療機器等総括製造販売責任者として薬剤師以外の技術者を置くときは、その理由を記載した書類、製造販売業者と医療機器等総括製造販売責任者補佐薬剤師との関係を証する書類及び医

療機器等総括製造販売責任者として同条第二項に規定する能力及び経験を有する薬剤師を置くために必要な措置に関する計画  
二 第一項第一号に規定する製造販売業者の氏名又は名称の変更 当該製造販売業者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書(製造販売業者が法人であるときは、登記事項証明書)  
三 第一項第四号に規定する医療機器等総括製造販売責任者の氏名の変更 当該医療機器等総括製造販売責任者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書  
四 第一項第五号に掲げる事項の変更 登記事項証明書  
五 第一項第六号に掲げる事項の変更 次に掲げる書類  
イ 製造販売業者と医療機器等総括製造販売責任者補佐薬剤師との関係を証する書類  
ロ 医療機器等総括製造販売責任者として法第二十三条の二十四第二項に規定する能力及び経験を有する薬剤師を置くために必要な措置に関する計画  
四 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のうち、届出者が法の規定による許可等の申請又は届出の際に農林水産大臣に提出したものである場合は、当該届出書にその旨を付記したときは、添付することを要しない。

届出は、事業の廃止若しくは休止又は休止した事業の再開の場合にあつては別記様式第二十三号による届出書を、その他の場合にあつては別記様式第二十四号による届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

第九十一条の六十九 法第二十三条の二十六第二項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 製造業者又は登録外国製造業者の氏名若しくは名称又は住所
- 二 製造所の名称
- 三 製造所の医療機器責任技術者、体外診断用医薬品製造管理者若しくは生物由来製品の製造を管理する者又は製造所の責任者の氏名又は住所
- 四 製造業者又は登録外国製造業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員

法第二十三条の二十六第二項の規定による届出は、製造所の廃止若しくは休止又は休止した製造所の再開の場合にあつては別記様式第二十五号による届出書を、その他の場合にあつては別記様式第二十六号による届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

届出は、製造所の廃止若しくは休止又は休止した製造所の再開の場合にあつては別記様式第二十五号による届出書を、その他の場合にあつては別記様式第二十六号による届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

届出は、製造所の廃止若しくは休止又は休止した製造所の再開の場合にあつては別記様式第二十五号による届出書を、その他の場合にあつては別記様式第二十六号による届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

届出は、製造所の廃止若しくは休止又は休止した製造所の再開の場合にあつては別記様式第二十五号による届出書を、その他の場合にあつては別記様式第二十六号による届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造業者又は登録外国製造業者は、前項の規定により提出する届出書には、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- 一 製造所の医療機器責任技術者、体外診断用医薬品製造管理者若しくは生物由来製品の製造を管理する者又は製造所の責任者の変更 (変更後の生物由来製品の製造を管理する者について法第六十八條の十六第一項の規定による承認を受けた場合を除く。) 変更後の医療機器責任技術者、体外診断用医薬品製造管理者若しくは生物由来製品の製造を管理する者の資格を証する書類の写し及び製造業者とこれらの者との関係を証する書類又は変更後の製造所の責任者の履歴を記載した書類
- 二 第一項第一号に規定する製造業者の氏名又は名称の変更 当該製造業者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書(製造業者が法人であるときは、登記事項証明書)
- 三 第一項第三号に規定する医療機器責任技術者、体外診断用医薬品製造管理者又は生物由来製品の製造を管理する者の氏名の変更 当該医療機器責任技術者、体外診断用医薬品製造管理者又は生物由来製品の製造を管理する者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書
- 四 第一項第四号に掲げる事項の変更 登記事項証明書(製造業者に限る。)

前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のうち、届出者が法の規定による許可等の申請又は届出の際に農林水産大臣に提出したものである場合は、当該届出書にその旨を付記したときは、添付することを要しない。

届出は、製造所の廃止若しくは休止又は休止した製造所の再開の場合にあつては別記様式第二十五号による届出書を、その他の場合にあつては別記様式第二十六号による届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

届出は、製造所の廃止若しくは休止又は休止した製造所の再開の場合にあつては別記様式第二十五号による届出書を、その他の場合にあつては別記様式第二十六号による届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

届出は、製造所の廃止若しくは休止又は休止した製造所の再開の場合にあつては別記様式第二十五号による届出書を、その他の場合にあつては別記様式第二十六号による届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

届出は、製造所の廃止若しくは休止又は休止した製造所の再開の場合にあつては別記様式第二十五号による届出書を、その他の場合にあつては別記様式第二十六号による届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

届出は、製造所の廃止若しくは休止又は休止した製造所の再開の場合にあつては別記様式第二十五号による届出書を、その他の場合にあつては別記様式第二十六号による届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

届出は、製造所の廃止若しくは休止又は休止した製造所の再開の場合にあつては別記様式第二十五号による届出書を、その他の場合にあつては別記様式第二十六号による届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

外国製造医療機器等製造販売業者をいう。以下同じ。）を選任したことを証する書類

四 選任外国製造医療機器等製造販売業者が受けている製造販売業の許可証の写し

五 法第二十三条の二十の二十第一項において準用する法第二十三条の二の八第一項の規定により法第二十三条の二の十七第一項の承認を申請しようとするときは、申請者が製造販売しようとする物が、法第二十三条の二の八第一項第二号に掲げる医療機器又は体外診断用医薬品であることを証する書類その他必要な書類

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のうち、申請者が法の規定による許可等の申請又は届出の際に農林水産大臣に提出したものであるときは、当該申請書にその旨を付記したときは、添付することを要しない。

(外国製造医療機器等の承認台帳の記載事項) 第九十一条の七十一 令第三十七条の十九第一項

に規定する法第二十三条の二の十七の承認に関する台帳に記載する事項は、第九十一条の三十三各号(第三号を除く。)に掲げる事項のほか、次のとおりとする。

一 選任外国製造医療機器等製造販売業者の氏名又は名称及び住所

二 選任外国製造医療機器等製造販売業者の受けている製造販売業の許可の種類及び許可番号

(選任外国製造医療機器等製造販売業者の遵守事項)

第九十一条の七十二 法第二十三条の二の十五第一項に規定する選任外国製造医療機器等製造販売業者が遵守すべき事項は、第九十一条の五十四各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

一 選任外国製造医療機器等製造販売業者としての業務に関する事項を記録し、かつ、これを最終の記載の日から五年間保存すること。

二 次のイからニまでに掲げる書類を利用しなくなった日から五年間保存すること。

イ 外国製造医療機器等特例承認取得者(法第二十三条の二の十七第四項に規定する外国製造医療機器等特例承認取得者をいう。以下同じ。)が当該承認を受けた事項を記載した書類

ロ 外国製造医療機器等特例承認取得者が法第二十三条の二の十七の規定による承認の申請の際提出した資料の写し

ハ 外国製造医療機器等特例承認取得者が法第二十三条の二の十九において準用する法第二十三条の二の九第一項の規定による使用成績評価の申請の際提出した資料の写し

二 外国製造医療機器等特例承認取得者が法第二十三条の二の十九において準用する法第二十三条の二の九第六項並びに法第六十八條の十一、第六十八條の二十四第一項及び第七十五條の二の二第一項第二号の規定により農林水産大臣に報告した書類の写し

三 法第六十八條の十第一項の規定による農林水産大臣に対する副作用等に関する報告の根拠となった資料を、その報告の日から五年間保存すること。ただし、資料の性質上その保存が著しく困難であると認められるものにあつては、この限りでない。

(選任外国製造医療機器等製造販売業者の変更の届出) 第九十一条の七十三 法第二十三条の二の十八

の届出 農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 選任外国製造医療機器等製造販売業者の住所

二 選任外国製造医療機器等製造販売業者が受けている製造販売業の許可の種類又は許可番号

法第二十三条の二の十八の規定による届出は、別記様式第二十七号による届出書に選任外国製造医療機器等製造販売業者が受けている製造販売業の許可証の写しを添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、届出者が、法の規定による許可等の申請又は届出の際に選任外国製造医療機器等製造販売業者が受けている製造販売業の許可証の写しを農林水産大臣に提出した場合には、当該届出書にその旨を付記したときは、添付することを要しない。

(外国製造医療機器等特例承認取得者に関する変更の届出) 第九十一条の七十四 令第三十七条の三十四第一

項の農林水産省令で定める事項は、外国製造医療機器等特例承認取得者が法人であるときにおける薬事に関する業務に責任を有する役員とする。

2 令第三十七条の三十四第一項の規定による届出は、別記様式第二十八号による届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

3 前項の届出書には、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 外国製造医療機器等特例承認取得者の氏名若しくは名称又は住所の変更 これを証する書類

二 第一項に規定する事項の変更 変更後の役員が法第二十三条の二の十七第二項に規定する者であることの有無を明らかにする書類 (外国製造医療機器等特例承認取得者の業務に関する帳簿)

第九十一条の七十五 外国製造医療機器等特例承認取得者は、帳簿を備え、その承認に係る医療機器又は体外診断用医薬品を輸入する製造販売業者に対する情報の提供その他の外国製造医療機器等特例承認取得者としての業務に関する事項を記載し、かつ、最終の記載の日から三年間これを保存しなければならない。

(選任外国製造医療機器等製造販売業者への情報提供) 第九十一条の七十六 外国製造医療機器等特例承認取得者は、選任外国製造医療機器等製造販売業者に対し、次に掲げる情報を提供しなければならない。

一 法第二十三条の二の十七第一項の規定により当該品目について承認された事項並びに同条第五項において準用する法第二十三条の二の五第十五項の規定によりその変更があった場合にあってはその変更された事項及び変更理由

二 法第二十三条の二の十七の規定による承認の申請に際して提出した資料の写し及び法第二十三条の二の十九において準用する法第二十三条の二の九第一項の規定による使用成績評価の申請に際して提出した資料の写し

三 法第二十三条の二の十九において準用する法第二十三条の二の九第六項の規定により農林水産大臣に報告した事項

四 法第五十条、第六十三條又は第六十八條の十七に規定する事項を記載するために必要な情報及びその変更があった場合にあってはその変更理由

五 法第五十二条第二項、第六十三條の二第二項、第六十八條の二第二項、第六十八條の十八又は第六十八條の二十の二の規定により記載し、又は公表しなければならない事項に関する情報及びその変更があった場合にあってはその変更理由

六 法第六十九條第一項、第四項若しくは第六項又は第七十五條の二の二第一項第二号の規定により農林水産大臣に報告した事項

七 前各号に掲げるもののほか、選任外国製造医療機器等製造販売業者としての業務を適正に行うために必要な情報

2 外国製造医療機器等特例承認取得者は、選任外国製造医療機器等製造販売業者を変更したときは、変更前の選任外国製造医療機器等製造販売業者が所有する第九十一条の七十二第一号に規定する記録、同条第二号に規定する書類、同条第三号に規定する資料、前項各号に掲げる情報及び第九十一条各号に掲げる事項並びに製造管理及び品質管理の業務に関する資料並びに製造販売後安全管理の業務に関する資料を、変更後の選任外国製造医療機器等製造販売業者に引き継がせなければならない。

(外国製造医療機器等特例承認取得者の申請等の手続) 第九十一条の七十七 法第二十三条の二の十七

の規定による承認を受けようとする者又は外国製造医療機器等特例承認取得者の農林水産大臣に対する申請、届出、報告その他の手続は、選任外国製造医療機器等製造販売業者が行うものとする。

(外国製造医療機器等特例承認取得者の資料の保存) 第九十一条の七十八 外国製造医療機器等特例承認取得者は、法第七十五條の二の二第一項第二号の規定による農林水産大臣に対する報告の根拠となった資料を、その報告の日から五年間保存しなければならない。ただし、資料の性質上その保存が著しく困難であると認められる場合は、この限りでない。

(準用) 第九十一条の七十九 法第二十三条の二の十七の規定による承認については、第九十一条の二十四から第九十一条の三十二まで及び第九十一条の三十四から第九十一条の四十六までの規定を準用する。

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

Table with 2 columns: 規定中同表の中欄に掲げる字句 (Provisions in the middle column of the same table to be replaced) and 読み替えるものとする (To be replaced by). The table lists specific legal provisions and their corresponding replacement text.





書類	第二十三条の二の十一 第一項
書類及び第九十一条の七 第一項各号に掲げる書類	

**第四章 再生医療等製品の製造販売業及び製造業**

**（製造販売業の許可の申請）**

**第九十一条の八十** 法第二十三条の二十第一項の規定による許可の申請は、同条第二項の規定により、別記様式第一号による申請書を農林水産大臣に提出してしなければならない。

**2** 法第二十三条の二十第二項第四号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。  
一 主たる機能を有する事務所の名称及び所在地

**二** 再生医療等製品総括製造販売責任者（法第二十三条の三十四第二項に規定する再生医療等製品総括製造販売責任者をいう。以下同じ。）の住所

**3** 法第二十三条の二十第三項第四号の農林水産省令で定める書類は、次のとおりとする。  
一 申請者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書

**二** 申請者が現に製造販売業の許可を受けている場合にあつては、当該製造販売業の許可証の写し

**三** 再生医療等製品総括製造販売責任者の資格を証する書類の写し及び申請者とこの者との関係を証する書類

**4** 法第二十三条の二十第三項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のうち、申請者が法の規定による許可等の申請又は届出の際に農林水産大臣に提出したものであるときは、当該申請書にその旨を付記したときは、添付することを要しない。

**（製造販売業の許可の更新の申請）**  
**第九十一条の八十一** 法第二十三条の二十第四項の規定による許可の更新の申請は、別記様式第二号による申請書を農林水産大臣に提出してしなければならない。

**（製造販売業の許可証の様式）**  
**第九十一条の八十二** 令第四十三条の三第一項に規定する許可証の様式は、別記様式第三号によるものとする。

**（製造販売業の許可証の揭示）**  
**第九十一条の八十三** 再生医療等製品の製造販売業者は、令第四十三条の三第一項の規定により

交付された許可証について、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公衆の閲覧に供することが困難であると認められる相当の理由がある場合にあつては、再生医療等製品総括製造販売責任者がその業務を行う事務所（以下この章及び第二百四十四条の四第一項第二号において「主たる機能を有する事務所」という。）の見やすい場所に揭示しておくなければならない。

**2** 前項の規定にかかわらず、令第四十三条の四第一項又は第四十三条の五第一項の規定により許可証の書換え交付又は許可証の再交付を申請している場合は、前項の規定による閲覧に供する措置及び揭示は、することを要しない。

**（製造販売業の許可証の書換え交付申請書の様式）**  
**第九十一条の八十四** 令第四十三条の四第二項に規定する申請書の様式は、別記様式第四号によるものとする。

**（製造販売業の許可証の再交付申請書の様式）**  
**第九十一条の八十五** 令第四十三条の五第二項に規定する申請書の様式は、別記様式第五号によるものとする。

**（製造販売業の許可台帳の記載事項）**  
**第九十一条の八十六** 令第四十三条の七第一項に規定する再生医療等製品の製造販売業に係る許可に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

一 許可番号及び許可年月日

二 製造販売業者の氏名又は名称及び住所

三 主たる機能を有する事務所の名称及び所在地

四 再生医療等製品総括製造販売責任者の氏名及び住所

五 その他当該製造販売業者に関し参考となる事項  
**（製造業の許可の区分）**  
**第九十一条の八十七** 法第二十三条の二十二第二項の農林水産省令で定める区分は、次のとおりとする。

一 再生医療等製品の製造工程の全部又は一部を行うもの（次号に掲げるものを除く。）

二 再生医療等製品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うもの  
**（製造業の許可の申請）**  
**第九十一条の八十八** 法第二十三条の二十二第一項の規定による許可の申請は、同条第三項の規

定により、別記様式第六号による申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

一 申請者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書

二 製造所の再生医療等製品製造管理者（法第二十三条の三十四第六項に規定する再生医療等製品製造管理者をいう。以下同じ。）となる者の資格を証する書類の写し及び申請者と再生医療等製品製造管理者との関係を証する書類

三 別記様式第七号による製造所の構造設備の概要書

四 製造しようとする品目の一覧表及び製造工程に関する書類

五 申請者が他の製造業の許可又は登録を受けている場合にあつては、当該製造業の許可証又は登録証の写し

**2** 法第二十三条の二十二条第三項第五号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。  
一 製造所の名称及び所在地

**二** 許可の区分  
**三** 再生医療等製品製造管理者の氏名及び住所  
一 申請者が法の規定による許可等を受ける書類のうち、申請者が法の規定による許可等の

申請又は届出の際に農林水産大臣に提出したものであるときは、当該申請書にその旨を付記したときは、添付することを要しない。  
**（製造業の許可証の様式）**  
**第九十一条の九十一** 令第四十三条の十に規定する許可証の様式は、別記様式第十号によるものとする。

**（製造業の許可証の揭示）**  
**第九十一条の九十二** 再生医療等製品の製造業者は、令第四十三条の十の規定により交付された許可証について、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公衆の閲覧に供することが困難であると認められる相当の理由がある場合にあつては、製造所の見やすい場所に揭示しておくなければならない。

**2** 前項の規定にかかわらず、令第四十三条の十一第一項又は第四十三条の十二第一項の規定により許可証の書換え交付又は許可証の再交付を申請している場合は、前項の規定による閲覧に供する措置及び揭示は、することを要しない。

**（製造業の許可証の書換え交付申請書の様式）**  
**第九十一条の九十三** 令第四十三条の十一第二項に規定する申請書の様式は、別記様式第十一号によるものとする。

**（製造業の許可証の再交付申請書の様式）**  
**第九十一条の九十四** 令第四十三条の十二第二項に規定する申請書の様式は、別記様式第十二号によるものとする。

**（製造業の許可台帳の記載事項）**  
**第九十一条の九十五** 令第四十三条の十四第一項に規定する再生医療等製品の製造業に係る許可に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

一 許可番号、許可年月日及び許可の区分

二 製造業者の氏名又は名称及び住所

三 製造所の名称及び所在地

四 製造品目及び当該品目に係る製造工程

五 製造所の再生医療等製品製造管理者の氏名及び住所

六 その他当該製造業者に関し参考となる事項  
**（再生医療等製品外国製造業者の認定の区分）**  
**第九十一条の九十六** 法第二十三条の二十四第二項の農林水産省令で定める区分は、次のとおりとする。



一 再生医療等製品の製造工程の全部又は一部を行うもの（次号に掲げるものを除く。）  
 二 再生医療等製品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うもの  
 （再生医療等製品外国製造業者の認定の申請）

**第九十一条の九十七** 法第二十三条の二十四第一項の規定による認定の申請は、同条第三項において準用する法第二十三条の二十二第三項の規定により、別記様式第六号による申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

- 一 製造所の責任者の履歴
- 二 製造品目の一覧表及び製造工程に関する書類
- 三 別記様式第七号による製造所の構造設備の概要書
- 四 当該再生医療等製品外国製造業者が存する国が再生医療等製品の製造販売の許可、製造業の許可若しくは製造販売の承認の制度又はこれに相当する制度を有する場合においては、当該国の政府機関等が発行する当該制度に係る許可証等の写し

2 法第二十三条の二十四第三項において準用する法第二十三条の二十二第三項第五号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 製造所の名称及び所在地
- 二 認定の区分
- 三 製造所の責任者の氏名及び住所

3 第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のうち、申請者が法の規定による許可等の申請又は届出の際に農林水産大臣に提出したのものについては、当該申請書にその旨を付記したときは、添付することを要しない。  
 （再生医療等製品外国製造業者の認定の更新の申請）

**第九十一条の九十八** 法第二十三条の二十四第三項において準用する法第二十三条の二十二第四項の規定による認定の更新の申請は、別記様式第八号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

（再生医療等製品外国製造業者の認定の区分の変更等の認定の申請）  
**第九十一条の九十九** 法第二十三条の二十四第三項において準用する法第二十三条の二十二第八項の規定による認定の区分の変更又は追加の認定の申請は、法第二十三条の二十四第三項において準用する法第二十三条の二十二第九項にお

いて準用する同条第三項の規定により、別記様式第九号による申請書に当該変更又は追加に係る次の各号に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

- 一 認定証
- 二 製造品目の一覧表及び製造工程に関する書類
- 三 別記様式第七号による製造所の構造設備の概要書

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のうち、申請者が法の規定による許可等の申請又は届出の際に農林水産大臣に提出したのものについては、当該申請書にその旨を付記したときは、添付することを要しない。  
 （再生医療等製品外国製造業者の認定証の様式）

**第九十一条の百** 令第四十三条の十七に規定する認定証の様式は、別記様式第十号によるものとする。  
 （再生医療等製品外国製造業者の認定証の書換え交付申請書の様式）

**第九十一条の百一** 令第四十三条の十八第二項に規定する申請書の様式は、別記様式第十一号によるものとする。  
 （再生医療等製品外国製造業者の認定証の再交付申請書の様式）

**第九十一条の百二** 令第四十三条の十九第二項に規定する申請書の様式は、別記様式第十二号によるものとする。  
 （再生医療等製品外国製造業者の認定台帳の記載事項）

**第九十一条の百三** 令第四十三条の二十一に規定する再生医療等製品外国製造業者に係る認定に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

- 一 認定番号、認定年月日及び認定の区分
- 二 認定再生医療等製品外国製造業者の氏名又は名称及び住所
- 三 製造所の名称及び所在地
- 四 製造品目及び当該品目に係る製造工程
- 五 製造所の責任者の氏名及び住所
- 六 その他当該認定再生医療等製品外国製造業者に関し参考となる事項

（再生医療等製品の製造販売の承認の申請）  
**第九十一条の百四** 法第二十三条の二十五第一項の規定による承認の申請は、別記様式第十三号による申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

一 当該品目に係る製造販売業の許可証の写し  
 二 法第二十三条の二十八第一項の規定により法第二十三条の二十五第一項の承認を申請しようとするときは、申請者が製造販売しようとする物が、法第二十三条の二十八第一項第二号に規定する再生医療等製品であることを明らかにする書類その他必要な書類

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のうち、申請者が法の規定による許可等の申請又は届出の際に農林水産大臣に提出したのものについては、当該申請書にその旨を付記したときは、添付することを要しない。  
 （承認を与えない場合）

**第九十一条の百五** 法第二十三条の二十五第二項第三号ハ（同条第十一項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める場合は、申請に係る再生医療等製品の性状又は品質が保健衛生上著しく不適当な場合とする。  
 （承認申請書の添付資料等）

**第九十一条の百六** 法第二十三条の二十五第三項（同条第十一項において準用する場合及び法第二十三条の二十六第五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により第九十一条の百四第一項又は第九十一条の百九第一項の申請書に添付して申請しなければならない資料は、次に掲げる資料とする。

- 一 起源又は発見の経緯、外国での使用状況等に関する資料
- 二 物理的・化学的・生物学的性質、規格、試験方法等に関する資料
- 三 製造方法に関する資料
- 四 安定性に関する資料
- 五 毒性に関する資料
- 六 効能、効果又は性能に関する資料
- 七 体内動態に関する資料
- 八 臨床試験の試験成績に関する資料
- 九 残留性に関する資料

2 前項の規定にかかわらず、法第二十三条の二十五第三項（同条第十一項において準用する場合及び法第二十三条の二十六第五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により第九十一条の百四第一項又は第九十一条の百九第一項の申請書に添付しなければならない資料については、当該申請に係る事項が薬学又は獣医学上公知である場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合には、その資料を添付することを要しない。ただし、次の

各号に掲げる再生医療等製品の区分に応じ、当該各号に定める期間中は、当該再生医療等製品の承認申請において資料を添付することを要しないとされたもの以外は、薬学又は獣医学上公知であると認められない。

一 既に法第二十三条の二十六第一項の規定により条件及び期限を付した製造販売の承認（以下「条件及び期限付承認」という。）を与えられている再生医療等製品とその構成細胞、導入遺伝子、構造、用法、用量、使用方法、効能、効果及び性能が同一性を有すると認められる再生医療等製品 当該承認の期限（同条第二項の規定による延長が行われたときは、その延長後のもの）までの期間

二 法第二十三条の二十九第一項第一号に規定する新再生医療等製品とその構成細胞、導入遺伝子、構造、用法、用量、使用方法、効能、効果及び性能が同一性を有すると認められる再生医療等製品 当該新再生医療等製品の再審査期間

3 第一項各号に掲げる資料は、試験成績の信頼性を確保するため必要な施設、機器、職員等を有し、かつ、適正に運営管理されたと認められる試験施設等において実施された試験により収集されたものでなければならない。  
 4 第九十一条の百四第一項の承認の申請者は、当該申請に係る再生医療等製品に關し、法第二十三条の二十五第二項第三号イからハまでのいずれかに該当することについて疑いを生じさせる資料については、当該資料を作成するために必要とされる試験が前項に規定する試験施設等において実施されたものでない場合であつても、その全てを農林水産大臣に提出しなければならない。

5 農林水産大臣は、第九十一条の百四第一項の承認について必要があると認めるときは、当該申請者に対し、その申請に係る再生医療等製品につき、その試作若しくは試作品の提出又はその原料、材料、見本品その他の参考資料（第一項の規定により申請書に添付すべきこととされる資料を除く。）の提出を命ずることができる。（特例承認に係る再生医療等製品の承認申請書の添付資料等の特例）

**第九十一条の百七** 申請者は、法第二十三条の二十八第一項の規定により法第二十三条の二十五の承認を受けて製造販売しようとする再生医療等製品について、当該承認の申請の際に前条第

一項第一号から第六号までに掲げる資料を有しないときは、同項(第一号から第六号までに係る部分に限る。)の規定にかかわらず、当該資料を当該承認の申請後に、農林水産大臣に提出するものとする。  
(承認申請資料の信頼性の基準)

### 第九十一条の百八 法第二十三条の第二十五第三項後段(同条第十一項において準用する場合及び法第二十三条の二十六第五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)

資料は、次に掲げるところにより、収集され、かつ、作成されたものでなければならず、  
一 当該資料は、これを作成することを目的として行われた調査又は試験において得られた結果に基づき正確に作成されたものであること。  
二 前号の調査又は試験において、申請に係る再生医療等製品に関し、その申請に係る品質、有効性又は安全性を有することについて疑いを生じさせる調査結果、試験成績等が得られた場合には、当該調査結果、試験成績等についても検討及び評価が行われ、その結果が当該資料に記載されていること。  
三 当該資料の根拠となった資料は、法第二十三條の二十五の規定による承認(条件及び期限付承認を除く。)又は承認の拒否の処分の日まで保存されていること。ただし、資料の性質上その保存が著しく困難であると認められるものにあつては、この限りでない。

### 2 第二十四条各号に掲げる動物、犬又は猫に使用されることが目的とされている再生医療等製品に係る法第二十三条の二十五第三項後段(同条第十一項において準用する場合及び法第二十三条の二十六第五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)

再生医療等製品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令(平成二十六年農林水産省令第六十号)に定めるところにより、収集され、かつ、作成されたものでなければならず、  
一 当該資料は、これを作成することを目的として行われた調査又は試験において得られた結果に基づき正確に作成されたものであること。  
二 前号の調査又は試験において、申請に係る再生医療等製品に関し、その申請に係る品質、有効性又は安全性を有することについて疑いを生じさせる調査結果、試験成績等が得られた場合には、当該調査結果、試験成績等についても検討及び評価が行われ、その結果が当該資料に記載されていること。  
三 当該資料の根拠となった資料は、法第二十三條の二十五の規定による承認(条件及び期限付承認を除く。)又は承認の拒否の処分の日まで保存されていること。ただし、資料の性質上その保存が著しく困難であると認められるものにあつては、この限りでない。

### 3 牛、馬、豚、鶏、犬又は猫に使用されることが目的とされている再生医療等製品に係る法第二十三条の二十五第三項後段(同条第十一項において準用する場合及び法第二十三条の二十六第五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)

再生医療等製品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令(平成二十六年農林水産省令第六十号)に定めるところにより、収集され、かつ、作成されたものでなければならず、  
一 当該資料は、これを作成することを目的として行われた調査又は試験において得られた結果に基づき正確に作成されたものであること。  
二 前号の調査又は試験において、申請に係る再生医療等製品に関し、その申請に係る品質、有効性又は安全性を有することについて疑いを生じさせる調査結果、試験成績等が得られた場合には、当該調査結果、試験成績等についても検討及び評価が行われ、その結果が当該資料に記載されていること。  
三 当該資料の根拠となった資料は、法第二十三條の二十五の規定による承認(条件及び期限付承認を除く。)又は承認の拒否の処分の日まで保存されていること。ただし、資料の性質上その保存が著しく困難であると認められるものにあつては、この限りでない。

に定めるところによるほか、動物用再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成二十六年農林水産省令第六十一号)に定めるところにより、収集され、かつ、作成されたものでなければならず、  
四 法第二十三条の二十六第五項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の第二十五第三項後段に規定する資料にあつては、前三項に定めるところによるほか、動物用再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令(平成二十六年農林水産省令第六十三号)に定めるところにより、収集され、かつ、作成されたものでなければならず、  
(基準確認証に係る製造工程区分)

### 第九十一条の百八の二 法第二十三条の第二十五第七項の農林水産省で定める区分は、次のとおりとする。

一 第九十一条の八十七第一号又は第九十一条の九十六第一号に掲げる再生医療等製品の製造(次号に掲げるものを除く。)  
二 第九十一条の八十七第二号又は第九十一条の九十六第二号に掲げる再生医療等製品の製造  
(承認事項の一部変更の承認の申請)

### 第九十一条の百九 法第二十三条の第二十五第十項の規定による変更の承認の申請は、別記様式第十四号による申請書を農林水産大臣に提出し、ついでなければならず、

二 前項の承認については、第九十一条の百六第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第四項中「法第二十三条の第二十五第二項第三号イからハまで」とあるのは、「法第二十三条の二十五第十項において準用する同条第二項第三号イからハまで(法第二十三条の二十六第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と読み替へるものとする。  
三 法第二十三条の二十八第一項の規定により法第二十三条の第二十五第十一項の承認を申請しようとするときは、第一項の申請書に、第九十一条の百四第一項第二号に掲げる書類を添付しなければならない。  
(承認事項の軽微な変更の範囲)

### 第九十一条の百十 法第二十三条の第二十五第十一項の農林水産省令で定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外の変更に限る。

一 当該品目の本質、特性、性能又は安全性に影響を与える製造方法等の変更  
二 規格及び検査方法に掲げる事項の削除又は規格の変更  
三 原因因子の不活化又は除去方法に関する変更  
四 用法、用量若しくは使用方法又は効能、効果若しくは性能に関する追加、変更又は削除  
五 前各号に掲げる変更のほか、製品の品質、有効性又は安全性に影響を与えるおそれのあるもの  
(承認事項の軽微な変更の届出)

第九十一条の百十一 法第二十三条の第二十五第二項の規定による届出は、別記様式第十五号による届出書を農林水産大臣に提出してしなければならない。  
二 前項の届出は、法第二十三条の第二十五第十一項に規定する軽微な変更をした後三十日以内に行わなければならない。  
(再生医療等製品の承認台帳の記載事項)

### 第九十一条の百十二 令第四十三條の二十二第二項に規定する法第二十三條の二十五の承認に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

一 承認番号及び承認年月日  
二 承認を受けた者の氏名又は名称及び住所  
三 承認を受けた者の製造販売業の許可の種類及び許可番号  
四 当該品目の製造業者又は認定再生医療等製品外国製造業者の氏名又は名称及び住所  
五 当該品目の製造業者又は認定再生医療等製品外国製造業者の製造所の名称及び所在地  
六 当該品目の製造業者の許可の区分及び許可番号又は認定再生医療等製品外国製造業者の認定の区分及び認定番号  
七 当該品目の名称  
八 その他当該品目に関し参考となる事項  
(再生医療等製品適合性調査の申請)

### 第九十一条の百十三 令第四十三條の二十四第一項の規定による再生医療等製品適合性調査(以下同じ。)の申請は、別記様式第十六号による申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出してしなければならない。

一 再生医療等製品適合性調査に係る品目の製造管理及び品質管理に関する資料  
二 再生医療等製品適合性調査に係る製造所の製造管理及び品質管理に関する資料  
三 当該品目に係る製造販売の承認を受けようとする者又は承認を受けた者の氏名又は名称及び住所  
四 承認番号及び承認年月日(前号に掲げる者が既に当該品目に係る製造販売の承認を受けている場合に限る。)  
五 調査を行った製造所の名称及び所在地  
六 当該品目に係る製造業者又は認定再生医療等製品外国製造業者の氏名又は名称及び住所  
七 前号の製造業者が受けている製造業の許可番号及び許可年月日又は認定再生医療等製品外国製造業者の認定番号及び認定年月日  
八 その他当該調査に関し参考となる事項  
(再生医療等製品適合性調査を行わない承認された事項の変更)

第九十一条の百十五 令第四十三條の二十七第一項の農林水産省令で定める変更は、当該品目の用法、用量若しくは使用方法又は効能、効果若しくは性能に関する追加、変更又は削除その他の当該品目の製造管理又は品質管理の方法に影響を与えない変更とする。  
(再生医療等製品区分適合性調査の申請)

### 第九十一条の百十五の二 法第二十三條の第二十五の二において準用する法第十四條の二第二項の規定による調査(以下「再生医療等製品区分適合性調査」という。)に係る品目の製造管理及び品質管理に関する資料

一 法第二十三條の二十五の二において準用する法第十四條の二第二項の規定による調査(以下「再生医療等製品区分適合性調査」という。)に係る品目の製造管理及び品質管理に関する資料  
二 再生医療等製品区分適合性調査に係る製造所の製造管理及び品質管理に関する資料  
(資料の提出の請求等)

### 第九十一条の百十五の三 法第二十三條の第二十五の二の承認を受けた者は、当該再生医療等製品の製造業者に対し、再生医療等製品区分適合性調査に関し報告又は資料の提出を求めすることができる。

2 前項の規定により報告又は資料の提出を求められた者は、遅滞なく、これを報告し、又は提出しなければならない。

(再生医療等製品基準確認証の様式等)  
第九十一条の百十五の四 基準確認証(法第二十三

二 第三項の基準確認証をいう。次項及び百十五

二 第三項の基準確認証をいう。次項及び百十五

二 第三項の基準確認証をいう。次項及び百十五

二 第三項の基準確認証をいう。次項及び百十五

二 第三項の基準確認証をいう。次項及び百十五

二 第三項の基準確認証をいう。次項及び百十五

二 第三項の基準確認証をいう。次項及び百十五

二 第三項の基準確認証をいう。次項及び百十五

二 第三項の基準確認証をいう。次項及び百十五

二 第三項の基準確認証をいう。次項及び百十五

二 第三項の基準確認証をいう。次項及び百十五

医療等製品の不具合の発生、不具合によるものと疑われる疾病、障害若しくは死亡又はその使用によるものと疑われる感染症その他の使用の成績に關して行わなければならない。

2 法第二十三條の二十六第三項の規定による報告は、別記様式第十八号による報告書を農林水産大臣に提出してしなければならない。

3 前項の規定による報告は、当該調査に係る再生医療等製品について条件及び期限付承認を受けた日から起算して一年(農林水産大臣が指示する再生医療等製品にあつては、農林水産大臣が指示する期間)ごとに、その期間の満了後二月以内に行わなければならない。

(再審査の申請)  
第九十一条の百十七 法第二十三條の二十九第一

項の規定による再審査の申請は、別記様式第十七号による申請書を農林水産大臣に提出してしなければならない。

(再審査に関する調査期間に係る農林水産省令で定める再生医療等製品)  
第九十一条の百十八 法第二十三條の二十九第一

項第一号ロの農林水産省令で定める再生医療等製品は、既に製造販売の承認を与えられている再生医療等製品と用法(投与経路を除く)、用量又は使用方法が明らかに異なる再生医療等製品であつて構成細胞、導入遺伝子、構造及び投与経路が同一のものその他既に製造販売の承認を与えられている再生医療等製品との相違が軽微であると認められるものとする。

(再審査申請書の添付資料等)  
第九十一条の百十九 法第二十三條の二十九第四

項の農林水産省令で定める資料は、法第二十三條の二十五の規定による製造販売の承認を受けた時から再審査を申請する時までの間に得られた当該再審査に係る再生医療等製品の効能、効果又は性能及び安全性についての調査資料とする。

2 前項の調査資料については、第九十一条の百六第三項の規定を準用する。

3 第九十一条の百十七の再審査の申請者については、第九十一条の百六第四項の規定を準用する。

4 第一項及び前項において準用する第九十一条の百六第四項に規定するもののほか、農林水産大臣が当該再生医療等製品の再審査につき必要と認めて資料の提出を求めたときは、申請者は、当該資料を農林水産大臣に提出しなければならない。

(再審査申請資料適合性調査の対象となる再生医療等製品の範囲)  
第九十一条の百二十 法第二十三條の二十九第四

項後段の農林水産省令で定める再生医療等製品は、同条第一項各号に規定する再生医療等製品とする。

(再審査申請資料の信頼性の基準)  
第九十一条の百二十一 法第二十三條の二十九第四

項後段に規定する資料については、第九十一条の百八第一項から第三項までの規定を準用する。この場合において、同条第一項中「次に掲げる」とあるのは、「動物用再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に關する省令(平成二十六年農林水産省令第六十三号)に定めるところによるほか、次に掲げる」とあるのは、「法第二十三條の二十五の規定による承認(条件及び期限付承認を除く。)又は承認の拒否の処分の日」とあるのは、「法第二十三條の二十九の規定による再審査の終了の日」と読み替へるものとする。

(使用成績に関する調査及び報告)  
第九十一条の百二十二 法第二十三條の二十九第六

項の規定による調査は、次の各号に掲げる再生医療等製品の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間、当該再生医療等製品の不具合の発生、不具合によるものと疑われる疾病、障害若しくは死亡又はその使用によるものと疑われる感染症その他の使用の成績に關して行わなければならない。

一 法第二十三條の二十九第一項第一号に規定する新再生医療等製品 同号に規定する調査期間(同条第二項の規定による延長が行われたときは、その延長後の期間)

二 法第二十三條の二十九第二号の規定により農林水産大臣が指示した再生医療等製品 その製造販売の承認を受けた日から同号に規定する農林水産大臣の指示する期間の開始の日の前日までの期間

2 法第二十三條の二十九第六項の規定による報告は、別記様式第十八号による報告書を農林水産大臣に提出してしなければならない。

3 前項の規定による報告は、当該調査に係る再生医療等製品について製造販売の承認を受けた日から起算して一年(農林水産大臣が指示する再生医療等製品にあつては、農林水産大臣が指示する期間)ごとに、その期間の満了後二月以内に行わなければならない。

(再評価の申請等)  
第九十一条の百二十三 法第二十三條の三十一第一

項の規定による再評価の申請は、別記様式第十九号による申請書を農林水産大臣に提出してなければならない。

2 法第二十三條の三十一第三項の規定による再生医療等製品の再評価を受けるべき者が提出すべき資料については、第九十一条の百六第三項の規定を準用する。

3 第一項の再評価の申請者については、第九十一条の百六第四項の規定を準用する。

(再評価申請資料適合性調査の対象となる再生医療等製品の範囲)  
第九十一条の百二十四 法第二十三條の三十一第四

項の農林水産省令で定める再生医療等製品は、同条第一項の農林水産大臣の指定に係る再生医療等製品とする。

(再生医療等製品の再評価に係る公示の方法)  
第九十一条の百二十四の二 法第二十三條の三十一

第一項の規定による公示は、官報に掲載する方法により行うものとする。

(再評価申請資料の信頼性の基準)  
第九十一条の百二十五 法第二十三條の三十一第一

項に規定する資料については、第九十一条の百八第一項から第三項までの規定を準用する。この場合において、同条第一項中「次に掲げる」とあるのは、「動物用再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に關する省令(平成二十六年農林水産省令第六十三号)に定めるところによるほか、次に掲げるところ」と、「法第二十三條の二十五の規定による承認(条件及び期限付承認を除く。)又は承認の拒否の処分の日」とあるのは、「法第二十三條の三十一の規定による再評価の終了の日」と読み替へるものとする。

(再生医療等製品の変更計画の確認の申出)  
第九十一条の百二十五の二 法第二十三條の三十二

の二第一項前段の規定による変更計画(同項に規定する変更計画をいう。以下この章において同じ。)の確認の申出は、別記様式第十八号の二による申出書に次の各号に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出してしなければならない。

一 変更計画

二 製造方法等の変更が再生医療等製品の品質に及ぼす影響を評価するための試験の内容、方法及び判定基準に關する資料

二 製造方法等の変更が再生医療等製品の品質に及ぼす影響を評価するための試験の内容、方法及び判定基準に關する資料

二 製造方法等の変更が再生医療等製品の品質に及ぼす影響を評価するための試験の内容、方法及び判定基準に關する資料

二 製造方法等の変更が再生医療等製品の品質に及ぼす影響を評価するための試験の内容、方法及び判定基準に關する資料

三 その他変更計画の確認の際に必要な資料  
 2 法第二十三条の三十二の二第一項後段の規定による変更計画の変更の確認の申出は、別記様式第十八号の三による申出書に次の各号に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出してしなければならない。

一 前項各号に掲げる資料  
 二 確認を受けた変更計画の写し  
 3 前二項各号に掲げるもののほか、農林水産大臣が変更計画の確認又は変更計画の変更の確認につき必要と認めて再生医療等製品の試験成績その他の資料の提出を求めたときは、申出者は、当該資料を農林水産大臣に提出しなければならない。

(変更計画の確認を受けることができる場合)  
 第九十一条の百二十五の三 法第二十三条の三十二の二第一項第一号の農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。  
 一 製造業者又は認定再生医療等製品外国製造業者の氏名又は名称及び住所  
 二 製造業者の許可番号及び許可年月日又は認定再生医療等製品外国製造業者の認定番号及び認定年月日  
 三 製造業者の許可区分又は認定再生医療等製品外国製造業者の認定区分  
 四 構造(構成細胞又は導入遺伝子を除く)  
 五 原料及び材料  
 六 製造方法  
 七 貯蔵方法  
 八 有効期間  
 九 規格及び検査方法  
 十 前各号に掲げるもののほか、最終的な製品の有効性及び安全性に影響を与えないと認められる事項

(変更計画の確認を受けることができない場合)  
 第九十一条の百二十五の四 法第二十三条の三十二の二第一項第二号の農林水産省令で定める変更は、次の各号に掲げる変更とする。  
 一 法第四十一条第三項及び法第四十二条第一項の規定により設けられた基準に適合しないこととなる変更  
 二 実施した場合に品質への影響を予測することが困難な新たな製造方法への変更  
 三 病原因子の不活化又は除去方法に関する重要な変更  
 四 実施の前後において、当該再生医療等製品の品質、有効性及び安全性が同等であること

を確かめるために品質試験以外の試験を行わなければならないと認められる変更  
 五 前各号に掲げるもののほか、当該再生医療等製品の品質、有効性及び安全性に重大な影響を与えるおそれのある変更  
 (再生医療等製品として不適当な場合)  
 第九十一条の百二十五の五 法第二十三条の三十二の二第一項第三号への農林水産省令で定める場合は、申出に係る再生医療等製品の性状又は品質が保健衛生上著しく不適当な場合とする。(製造管理又は品質管理の方法に影響を与えるおそれがある変更)

第九十一条の百二十五の六 法第二十三条の三十二の二第三項の製造管理又は品質管理の方法に影響を与えるおそれがある変更として農林水産省令で定めるものは、第九十一条の百十及び第九十一条の百十五に規定する変更以外の変更とする。

(計画内容の軽微な変更に係る特例)  
 第九十一条の百二十五の七 変更計画の変更が軽微なものであるときは、法第二十三条の三十二の二第一項後段の規定による変更計画の変更の確認に代えて、別記様式第十八号の四による届出書に次の各号に掲げる事項を記載した資料を添えて、当該変更を農林水産大臣に届け出ることができる。  
 一 変更計画の変更案  
 二 変更理由  
 2 前項の軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外の変更とする。  
 一 再生医療等製品の製造方法又は品質に及ぼす影響を評価するための試験の内容及び方法の重要な変更  
 二 前号の試験に係る判定基準を緩和する変更  
 三 その他前二号に掲げる変更に関する変更  
 (再生医療等製品変更計画確認台帳の記載事項)  
 第九十一条の百二十五の八 令第四十三条の四十一第一項の再生医療等製品変更計画確認に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。  
 一 確認番号及び確認年月日  
 二 確認を受けた者の氏名又は名称及び住所  
 三 確認を受けた者の製造販売業の許可の種類及び許可番号  
 四 当該品目の製造業者又は認定再生医療等製品外国製造業者の氏名又は名称及び住所  
 五 当該品目の製造業者又は認定再生医療等製品外国製造業者の製造所の名称及び所在地

六 当該品目の製造業者の許可の区分及び許可番号又は認定再生医療等製品外国製造業者の認定の区分及び認定番号  
 七 当該品目の名称  
 八 その他当該品目に関し参考となる事項  
 (再生医療等製品適合性確認の申請)  
 第九十一条の百二十五の九 令第四十三条の四十二第一項の規定による再生医療等製品適合性確認(同項に規定する再生医療等製品適合性確認をいう。以下同じ。)の申請は、別記様式第十八号の五による申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出してしなければならない。  
 一 再生医療等製品適合性確認に係る品目の製造管理及び品質管理に関する資料  
 二 再生医療等製品適合性確認に係る製造所の製造管理及び品質管理に関する資料  
 (再生医療等製品適合性確認台帳の記載事項)  
 第九十一条の百二十五の十 令第四十三条の四十二第二項の再生医療等製品適合性確認に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。  
 一 再生医療等製品適合性確認の結果及び結果通知年月日  
 二 当該品目の名称  
 三 当該品目に係る変更計画の確認を受けようとする者又は変更計画の確認を受けた者の氏名又は名称及び住所  
 四 変更計画に係る確認番号及び確認年月日  
 (変更計画の確認を受けた場合に限る。)  
 五 再生医療等製品適合性確認を行った製造所の名称及び所在地  
 六 当該品目に係る製造業者又は認定再生医療等製品外国製造業者の氏名又は名称及び住所  
 七 前号の製造業者が受けている製造業の許可番号及び許可年月日又は認定再生医療等製品外国製造業者の認定番号及び認定年月日  
 八 その他当該確認に関し参考となる事項  
 (届出後に変更を行うことができるようになるまでの日数)  
 第九十一条の百二十五の十一 法第二十三条の三十二の二第六項の農林水産省令で定める日数は、三十日とする。  
 (変更計画に従った変更に係る届出)  
 第九十一条の百二十五の十二 法第二十三条の三十二の二第六項の規定による届出は、別記様式第十八号の六による届出書に次の各号に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出してしなければならない。

一 第九十一条の百二十五の二第一項第二号の試験の結果が判定基準に適合していることを説明する資料  
 二 法第二十三条の三十二の二第三項の規定に基づき、法第二十三条の二の五第二項第四号の農林水産省令で定める基準に適合している旨の確認を受けた場合には、その結果に関する書類  
 三 その他届出に係る変更が変更計画に従った変更であることの確認に必要な資料  
 2 前項の書類については、第九十一条の百八の規定を準用する。この場合において、同条第一項第三号中「法第二十三条の二十五の規定による承認又は承認の拒否の処分の日」とあるのは「届出書を提出した日から第九十一条の百二十五の十一に定める日数が経過する日」と読み替えるものとする。  
 (資料の保存)  
 第九十一条の百二十六 法第二十三条の二十五の規定による製造販売の承認を受けた者は、次の各号に掲げる資料をそれぞれ当該各号に定める期間保存しなければならない。ただし、資料の性質上その保存が著しく困難であると認められるものにあつては、この限りでない。  
 一 法第二十三条の二十五の規定による製造販売の承認の申請の際申請書に添付した資料の根拠となつた資料 製造販売の承認があつた日(当該承認が条件及び期限付承認である場合にあつては、法第二十三条の二十六第五項の申請に対する製造販売の承認があつた日)から五年間(法第二十三条の二十九第一項の規定により再審査を受けなければならない再生医療等製品について、再審査が終了するまでの期間が五年を超える場合にあつては、再審査が終了するまでの期間)  
 二 法第二十三条の二十九第一項の規定による再審査の申請の際申請書に添付した資料の根拠となつた資料 再審査が終了した日から五年間  
 三 法第二十三条の三十一第一項の規定による再評価の申請の際提出した資料の根拠となつた資料 再評価が終了した日から五年間  
 再生医療等製品の製造販売業者は、法第六十八条の十の規定により農林水産大臣に報告した再生医療等製品について、当該品目の不具合と疑われる疾病、障害又は死亡の発生、当該品目の使用によるものと疑われる感染症の発生その

第九十一条の百二十五の十一 法第二十三条の三十二の二第六項の農林水産省令で定める日数は、三十日とする。  
 (変更計画に従った変更に係る届出)  
 第九十一条の百二十五の十二 法第二十三条の三十二の二第六項の規定による届出は、別記様式第十八号の六による届出書に次の各号に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出してなければならない。

一 第九十一条の百二十五の二第一項第二号の試験の結果が判定基準に適合していることを説明する資料  
 二 法第二十三条の三十二の二第三項の規定に基づき、法第二十三条の二の五第二項第四号の農林水産省令で定める基準に適合している旨の確認を受けた場合には、その結果に関する書類  
 三 その他届出に係る変更が変更計画に従った変更であることの確認に必要な資料  
 2 前項の書類については、第九十一条の百八の規定を準用する。この場合において、同条第一項第三号中「法第二十三条の二十五の規定による承認又は承認の拒否の処分の日」とあるのは「届出書を提出した日から第九十一条の百二十五の十一に定める日数が経過する日」と読み替えるものとする。  
 (資料の保存)  
 第九十一条の百二十六 法第二十三条の二十五の規定による製造販売の承認を受けた者は、次の各号に掲げる資料をそれぞれ当該各号に定める期間保存しなければならない。ただし、資料の性質上その保存が著しく困難であると認められるものにあつては、この限りでない。  
 一 法第二十三条の二十五の規定による製造販売の承認の申請の際申請書に添付した資料の根拠となつた資料 製造販売の承認があつた日(当該承認が条件及び期限付承認である場合にあつては、法第二十三条の二十六第五項の申請に対する製造販売の承認があつた日)から五年間(法第二十三条の二十九第一項の規定により再審査を受けなければならない再生医療等製品について、再審査が終了するまでの期間が五年を超える場合にあつては、再審査が終了するまでの期間)  
 二 法第二十三条の二十九第一項の規定による再審査の申請の際申請書に添付した資料の根拠となつた資料 再審査が終了した日から五年間  
 三 法第二十三条の三十一第一項の規定による再評価の申請の際提出した資料の根拠となつた資料 再評価が終了した日から五年間  
 再生医療等製品の製造販売業者は、法第六十八条の十の規定により農林水産大臣に報告した再生医療等製品について、当該品目の不具合と疑われる疾病、障害又は死亡の発生、当該品目の使用によるものと疑われる感染症の発生その

第九十一条の百二十五の十一 法第二十三条の三十二の二第六項の農林水産省令で定める日数は、三十日とする。  
 (変更計画に従った変更に係る届出)  
 第九十一条の百二十五の十二 法第二十三条の三十二の二第六項の規定による届出は、別記様式第十八号の六による届出書に次の各号に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出してなければならない。

一 第九十一条の百二十五の二第一項第二号の試験の結果が判定基準に適合していることを説明する資料  
 二 法第二十三条の三十二の二第三項の規定に基づき、法第二十三条の二の五第二項第四号の農林水産省令で定める基準に適合している旨の確認を受けた場合には、その結果に関する書類  
 三 その他届出に係る変更が変更計画に従った変更であることの確認に必要な資料  
 2 前項の書類については、第九十一条の百八の規定を準用する。この場合において、同条第一項第三号中「法第二十三条の二十五の規定による承認又は承認の拒否の処分の日」とあるのは「届出書を提出した日から第九十一条の百二十五の十一に定める日数が経過する日」と読み替えるものとする。  
 (資料の保存)  
 第九十一条の百二十六 法第二十三条の二十五の規定による製造販売の承認を受けた者は、次の各号に掲げる資料をそれぞれ当該各号に定める期間保存しなければならない。ただし、資料の性質上その保存が著しく困難であると認められるものにあつては、この限りでない。  
 一 法第二十三条の二十五の規定による製造販売の承認の申請の際申請書に添付した資料の根拠となつた資料 製造販売の承認があつた日(当該承認が条件及び期限付承認である場合にあつては、法第二十三条の二十六第五項の申請に対する製造販売の承認があつた日)から五年間(法第二十三条の二十九第一項の規定により再審査を受けなければならない再生医療等製品について、再審査が終了するまでの期間が五年を超える場合にあつては、再審査が終了するまでの期間)  
 二 法第二十三条の二十九第一項の規定による再審査の申請の際申請書に添付した資料の根拠となつた資料 再審査が終了した日から五年間  
 三 法第二十三条の三十一第一項の規定による再評価の申請の際提出した資料の根拠となつた資料 再評価が終了した日から五年間  
 再生医療等製品の製造販売業者は、法第六十八条の十の規定により農林水産大臣に報告した再生医療等製品について、当該品目の不具合と疑われる疾病、障害又は死亡の発生、当該品目の使用によるものと疑われる感染症の発生その

第九十一条の百二十五の十一 法第二十三条の三十二の二第六項の農林水産省令で定める日数は、三十日とする。  
 (変更計画に従った変更に係る届出)  
 第九十一条の百二十五の十二 法第二十三条の三十二の二第六項の規定による届出は、別記様式第十八号の六による届出書に次の各号に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出してなければならない。

一 第九十一条の百二十五の二第一項第二号の試験の結果が判定基準に適合していることを説明する資料  
 二 法第二十三条の三十二の二第三項の規定に基づき、法第二十三条の二の五第二項第四号の農林水産省令で定める基準に適合している旨の確認を受けた場合には、その結果に関する書類  
 三 その他届出に係る変更が変更計画に従った変更であることの確認に必要な資料  
 2 前項の書類については、第九十一条の百八の規定を準用する。この場合において、同条第一項第三号中「法第二十三条の二十五の規定による承認又は承認の拒否の処分の日」とあるのは「届出書を提出した日から第九十一条の百二十五の十一に定める日数が経過する日」と読み替えるものとする。  
 (資料の保存)  
 第九十一条の百二十六 法第二十三条の二十五の規定による製造販売の承認を受けた者は、次の各号に掲げる資料をそれぞれ当該各号に定める期間保存しなければならない。ただし、資料の性質上その保存が著しく困難であると認められるものにあつては、この限りでない。  
 一 法第二十三条の二十五の規定による製造販売の承認の申請の際申請書に添付した資料の根拠となつた資料 製造販売の承認があつた日(当該承認が条件及び期限付承認である場合にあつては、法第二十三条の二十六第五項の申請に対する製造販売の承認があつた日)から五年間(法第二十三条の二十九第一項の規定により再審査を受けなければならない再生医療等製品について、再審査が終了するまでの期間が五年を超える場合にあつては、再審査が終了するまでの期間)  
 二 法第二十三条の二十九第一項の規定による再審査の申請の際申請書に添付した資料の根拠となつた資料 再審査が終了した日から五年間  
 三 法第二十三条の三十一第一項の規定による再評価の申請の際提出した資料の根拠となつた資料 再評価が終了した日から五年間  
 再生医療等製品の製造販売業者は、法第六十八条の十の規定により農林水産大臣に報告した再生医療等製品について、当該品目の不具合と疑われる疾病、障害又は死亡の発生、当該品目の使用によるものと疑われる感染症の発生その

第九十一条の百二十五の十一 法第二十三条の三十二の二第六項の農林水産省令で定める日数は、三十日とする。  
 (変更計画に従った変更に係る届出)  
 第九十一条の百二十五の十二 法第二十三条の三十二の二第六項の規定による届出は、別記様式第十八号の六による届出書に次の各号に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出してなければならない。

一 第九十一条の百二十五の二第一項第二号の試験の結果が判定基準に適合していることを説明する資料  
 二 法第二十三条の三十二の二第三項の規定に基づき、法第二十三条の二の五第二項第四号の農林水産省令で定める基準に適合している旨の確認を受けた場合には、その結果に関する書類  
 三 その他届出に係る変更が変更計画に従った変更であることの確認に必要な資料  
 2 前項の書類については、第九十一条の百八の規定を準用する。この場合において、同条第一項第三号中「法第二十三条の二十五の規定による承認又は承認の拒否の処分の日」とあるのは「届出書を提出した日から第九十一条の百二十五の十一に定める日数が経過する日」と読み替えるものとする。  
 (資料の保存)  
 第九十一条の百二十六 法第二十三条の二十五の規定による製造販売の承認を受けた者は、次の各号に掲げる資料をそれぞれ当該各号に定める期間保存しなければならない。ただし、資料の性質上その保存が著しく困難であると認められるものにあつては、この限りでない。  
 一 法第二十三条の二十五の規定による製造販売の承認の申請の際申請書に添付した資料の根拠となつた資料 製造販売の承認があつた日(当該承認が条件及び期限付承認である場合にあつては、法第二十三条の二十六第五項の申請に対する製造販売の承認があつた日)から五年間(法第二十三条の二十九第一項の規定により再審査を受けなければならない再生医療等製品について、再審査が終了するまでの期間が五年を超える場合にあつては、再審査が終了するまでの期間)  
 二 法第二十三条の二十九第一項の規定による再審査の申請の際申請書に添付した資料の根拠となつた資料 再審査が終了した日から五年間  
 三 法第二十三条の三十一第一項の規定による再評価の申請の際提出した資料の根拠となつた資料 再評価が終了した日から五年間  
 再生医療等製品の製造販売業者は、法第六十八条の十の規定により農林水産大臣に報告した再生医療等製品について、当該品目の不具合と疑われる疾病、障害又は死亡の発生、当該品目の使用によるものと疑われる感染症の発生その

第九十一条の百二十五の十一 法第二十三条の三十二の二第六項の農林水産省令で定める日数は、三十日とする。  
 (変更計画に従った変更に係る届出)  
 第九十一条の百二十五の十二 法第二十三条の三十二の二第六項の規定による届出は、別記様式第十八号の六による届出書に次の各号に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出してなければならない。

他の当該品目の有効性及び安全性に関する報告(以下この章において「副作用等に関する報告」という。)の根拠となった資料を、その報告の日から五年間保存しなければならない。

第九十一条の百二十七 法第二十三条の三十三第三項の農林水産省令で定める資料及び情報は、次のとおりとする。

- 一 法第二十三条の二十二第二項(同条第九項において準用する場合を含む。)の規定による許可又は法第二十三条の二十四第一項の規定による認定の申請に際して提出した資料
- 二 法第二十三条の二十五第一項の規定による承認の申請及び同条第十一項の規定による当該承認事項の一部変更の承認の申請に際して提出した資料及びその根拠となった資料
- 三 法第二十三条の二十六第三項の規定による報告に際して提出した資料及びその根拠となった資料
- 四 法第二十三条の二十九第一項の規定による再審査の申請に際して提出した資料及びその根拠となった資料
- 五 法第二十三条の二十九第六項の規定による報告に際して提出した資料及びその根拠となった資料
- 六 法第二十三条の三十一第一項の規定による再評価の申請に際して提出した資料及びその根拠となった資料
- 七 法第二十三条の三十二の二第一項及び第三項の確認の申請に際して提出した資料及びその根拠となった資料並びに同条第六項の規定による届出に際して提出した資料及びその根拠となった資料
- 八 法第六十八条の七第一項の規定による再生医療等製品に関する記録及び当該記録に関連する資料
- 九 品質管理の業務に関する資料及び情報
- 十 製造販売後安全管理の業務に関する資料及び情報
- 十一 その他品質、有効性及び安全性に関する資料及び情報

第九十一条の百二十八 再生医療等製品の品質管理及び製造販売後安全管理を行う者に係る法第

九十一条の百二十八 再生医療等製品の品質管理及び製造販売後安全管理を行う者に係る法第

二十三の三、三十四第一項の農林水産省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

- 一 医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師
- 二 大学等において医学、歯学、薬学、獣医学又は生物学に関する専門の課程を修了した者
- 三 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校において、医学、歯学、薬学、獣医学又は生物学に関する専門の課程を修了した後、医薬品若しくは再生医療等製品の品質管理若しくは製造販売後安全管理に関する業務又は医療機器の製造管理若しくは品質管理若しくは製造販売後安全管理に関する業務に三年以上従事した者
- 四 農林水産大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めたる者

第九十一条の百二十九 法第二十三条の三十四第四項の再生医療等製品製造販売責任者が行う再生医療等製品の品質管理及び製造販売後安全管理のために必要な業務は、次のとおりとする。

- 一 動物用医薬品、動物用医薬部外品及び動物用再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令(平成十七年農林水産省令第十九号)により再生医療等製品製造販売責任者が行うこととされた業務
- 二 製造販売後安全管理基準省令により再生医療等製品製造販売責任者が行うこととされた業務
- 三 法第二十三条の三十五の二第一項第一号に規定する再生医療等製品製造販売責任者が有する権限に係る業務
- 四 法第二十三条の三十四第四項の再生医療等製品製造販売責任者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

第九十一条の百三十 法第二十三条の三十四第五項の規定による承認の申請は、別記様式第三十三号による申請書に当該製造所の再生医療等製品製造管理者(同条第四項に規定する再生医療等製品製造管理者をいう。以下同じ。)になろうとする者の資格を証する書類の写し及び申請者とその者との関係を証する書類を添えて、農林水産大臣に提出してしなければならない。

- 一 前項の規定にかかわらず、同項に規定する書類のうち、申請者が法の規定による許可等の申請又は届出の際に農林水産大臣に提出したものである場合は、当該申請書にその旨を付記したときは、添付することを要しない。
- 二 再生医療等製品製造管理者の業務及び遵守事項(再生医療等製品製造管理者の承認)

第九十一条の百三十一 法第二十三条の三十四第九項の再生医療等製品製造管理者が行う再生医療等製品の製造の管理のために必要な業務は、次のとおりとする。

- 一 動物用再生医療等製品の製造管理及び品質管理に関する省令(平成二十六年農林水産省令第六十二号)により再生医療等製品製造管理者が行うこととされた業務
- 二 法第二十三条の三十五の二第三項第一号に規定する再生医療等製品製造管理者が有する権限に係る業務
- 三 法第二十三条の三十四第九項の再生医療等製品製造管理者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

第九十一条の百三十二 法第二十三条の三十五第二項に規定する再生医療等製品の製造販売責任者が遵守すべき事項は、次条及び第九十一条の百三十四に定めるところによるもののほか、次のとおりとする。

- 一 薬事に関する法令に従い適正に製造販売が行われるよう必要な配慮をすること。
- 二 製造販売しようとする製品の品質管理を適正に行うこと。

全管理責任者」という。)との相互の密接な連携を図ること。

第九十一条の百三十 法第二十三条の三十四第五項の規定による承認の申請は、別記様式第三十三号による申請書に当該製造所の再生医療等製品製造管理者(同条第四項に規定する再生医療等製品製造管理者をいう。以下同じ。)になろうとする者の資格を証する書類の写し及び申請者とその者との関係を証する書類を添えて、農林水産大臣に提出してしなければならない。

- 一 前項の規定にかかわらず、同項に規定する書類のうち、申請者が法の規定による許可等の申請又は届出の際に農林水産大臣に提出したものである場合は、当該申請書にその旨を付記したときは、添付することを要しない。
- 二 再生医療等製品製造管理者の業務及び遵守事項(再生医療等製品製造管理者の承認)

第九十一条の百三十一 法第二十三条の三十四第九項の再生医療等製品製造管理者が行う再生医療等製品の製造の管理のために必要な業務は、次のとおりとする。

- 一 動物用再生医療等製品の製造管理及び品質管理に関する省令(平成二十六年農林水産省令第六十二号)により再生医療等製品製造管理者が行うこととされた業務
- 二 法第二十三条の三十五の二第三項第一号に規定する再生医療等製品製造管理者が有する権限に係る業務
- 三 法第二十三条の三十四第九項の再生医療等製品製造管理者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

第九十一条の百三十二 法第二十三条の三十五第二項に規定する再生医療等製品の製造販売責任者が遵守すべき事項は、次条及び第九十一条の百三十四に定めるところによるもののほか、次のとおりとする。

- 一 薬事に関する法令に従い適正に製造販売が行われるよう必要な配慮をすること。
- 二 製造販売しようとする製品の品質管理を適正に行うこと。

第九十一条の百三十三 再生医療等製品の製造販売責任者が第九十一条の百三十二に規定する事項を遵守するために必要な配慮をすること。

- 一 再生医療等製品の製造販売責任者が第九十一条の百三十二に規定する事項を遵守するために必要な配慮をすること。
- 二 再生医療等製品の製造販売責任者が第九十一条の百三十二に規定する事項を遵守するために必要な配慮をすること。

第九十一条の百三十四 再生医療等製品の製造販売責任者が第九十一条の百三十二に規定する事項を遵守するために必要な配慮をすること。

- 一 再生医療等製品の製造販売責任者が第九十一条の百三十二に規定する事項を遵守するために必要な配慮をすること。
- 二 再生医療等製品の製造販売責任者が第九十一条の百三十二に規定する事項を遵守するために必要な配慮をすること。

三 製造販売しようとする製品の製造販売後安全管理を適正に行うこと。

第九十一条の百三十三 再生医療等製品の製造販売責任者が第九十一条の百三十二に規定する事項を遵守するために必要な配慮をすること。

- 一 再生医療等製品製造販売責任者、再生医療等製品品質保証責任者及び再生医療等製品安全管理責任者のいずれもその製造販売する品目の特性に関する専門的知識を有しない場合にあつては、再生医療等製品製造販売責任者を補佐する者として当該専門的知識を有する者を置くこと。
- 二 再生医療等製品製造販売責任者、再生医療等製品品質保証責任者及び再生医療等製品安全管理責任者がそれぞれ相互に連携協力し、その業務を行うよう必要な配慮をすること。
- 三 再生医療等製品製造販売責任者が第九十一条の百二十九第二項に規定する事項を遵守するために必要な配慮をすること。
- 四 再生医療等製品の製造販売責任者による再生医療等製品の譲受及び譲渡に関する記録

第九十一条の百三十四 再生医療等製品の製造販売責任者が第九十一条の百三十二に規定する事項を遵守するために必要な配慮をすること。

- 一 再生医療等製品の製造販売責任者が第九十一条の百三十二に規定する事項を遵守するために必要な配慮をすること。
- 二 再生医療等製品の製造販売責任者が第九十一条の百三十二に規定する事項を遵守するために必要な配慮をすること。

第九十一条の百三十五 再生医療等製品の製造販売責任者が第九十一条の百三十二に規定する事項を遵守するために必要な配慮をすること。

- 一 再生医療等製品の製造販売責任者が第九十一条の百三十二に規定する事項を遵守するために必要な配慮をすること。
- 二 再生医療等製品の製造販売責任者が第九十一条の百三十二に規定する事項を遵守するために必要な配慮をすること。

第九十一条の百三十六 再生医療等製品の製造販売責任者が第九十一条の百三十二に規定する事項を遵守するために必要な配慮をすること。

- 一 再生医療等製品の製造販売責任者が第九十一条の百三十二に規定する事項を遵守するために必要な配慮をすること。
- 二 再生医療等製品の製造販売責任者が第九十一条の百三十二に規定する事項を遵守するために必要な配慮をすること。

第九十一条の百三十七 再生医療等製品の製造販売責任者が第九十一条の百三十二に規定する事項を遵守するために必要な配慮をすること。

- 一 再生医療等製品の製造販売責任者が第九十一条の百三十二に規定する事項を遵守するために必要な配慮をすること。
- 二 再生医療等製品の製造販売責任者が第九十一条の百三十二に規定する事項を遵守するために必要な配慮をすること。



(再生医療等製品の製造業者の遵守事項)  
第九十一条の百三十五 法第二十三条の三十五第三項に規定する再生医療等製品の製造業者が遵守すべき事項は、次条から第九十一条の百四十までに定めるところによる。

(製造管理及び品質管理の方法の基準への適合)  
第九十一条の百三十六 再生医療等製品の製造業者又は認定再生医療等製品外国製造業者は、その製造所における製造管理及び品質管理の方法を、法第二十三条の二十五第二項第四号の農林水産省令で定める基準に適合させなければならない。

(製造所の構内における死体の焼却の義務)  
第九十一条の百三十七 家畜伝染病の病原体を使用する再生医療等製品の製造業者は、当該再生医療等製品の製造又は検査の用に供した動物(その死体を含む)その他の物(当該再生医療等製品の製造又は検査の用に供した動物の死体から分離された骨、肉及び皮毛類を含む)をその製造所の構内において焼却しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 家畜伝染病予防法第二十一条第一項各号に掲げる家畜の死体につき、病性鑑定又は学術研究の用に供するため同項ただし書の規定による都道府県知事の許可を受けた場合
- 二 当該再生医療等製品の製造又は検査の用に供した物(動物(その死体を含む))を除く(を)消毒し、病原体をひろげられるおそれのないように処置する場合
- 三 前二号に掲げる場合のほか、家畜伝染病の病原体により汚染したおそれのない動物(その死体を含む)又はその骨、肉、乳、卵若しくは皮毛類につき、当該再生医療等製品の製造若しくは検査又は学術研究の用に供するため、その他特別の理由により農林水産大臣の許可を受けた場合

(製造、試験等に関する記録)

第九十一条の百三十八 再生医療等製品の製造業者は、その再生医療等製品製造管理者に、製造及び試験に関する記録その他当該製造所の管理に関する記録を作成させ、再生医療等製品の有効期間に三年を加算した期間これを保存しなければならない。ただし、この省令の他の規定又は薬事に関する他の法令の規定により、記録の作成及びその保存が義務付けられている場合は、この限りでない。

(再生医療等製品の製造業者による再生医療等製品の譲受及び譲渡に関する記録)  
第九十一条の百三十九 再生医療等製品の製造業者は、再生医療等製品を譲り受けたとき、及び再生医療等製品の製造販売業者又は製造業者が販売し、又は授与したときは、次に掲げる事項を書面に記載しなければならない。

- 一 譲受し、又は販売し、若しくは授与した品目の品名及び製造番号又は製造記号並びに数量
- 二 その再生医療等製品を譲受し、又は販売し、若しくは授与した年月日
- 三 譲渡人又は譲受人の氏名又は名称及び住所

2 再生医療等製品の製造業者は、前項の書面を、記載の日から三年間保存しなければならない。

(再生医療等製品の取扱数量の届出)  
第九十一条の百四十 再生医療等製品の製造業者は、毎年一月末日までに、前年において製造し、及び販売し、又は授与した再生医療等製品の種類及び数量を農林水産大臣に届け出なければならない。

(製造販売後安全管理に係る業務を委託することのできる範囲)

- 第九十一条の百四十一 法第二十三条の三十五第五項の農林水産省令で定める製造販売後安全管理に係る業務は、次のとおりとする。
  - 一 再生医療等製品の品質、有効性及び安全性に関する事項その他再生医療等製品の適正な使用のために必要な情報(以下この条において「安全管理情報」という)の収集
  - 二 安全管理情報の解析
  - 三 安全管理情報の検討の結果に基づく必要な措置の実施
  - 四 収集した安全管理情報の保存その他の前三号に附帯する業務

(製造販売後安全管理に係る業務を再委託することのできる範囲)

第九十一条の百四十二 再生医療等製品の製造販売業者は、製造販売後安全管理に係る業務を委託する者(以下この章において「受託者」という)に、当該業務を再委託させてはならない。2 前項の規定にかかわらず、再生医療等製品の製造販売業者は、機械器具等と一体的に製造販売するものとして承認を受けた再生医療等製品に関する製造販売後安全管理に係る業務を当該機械器具等を供給する医療機器の製造販売業者

に委託する場合には、受託者に、当該業務を再委託させることができる。

3 第一項の規定にかかわらず、再生医療等製品の製造販売業者は、他の再生医療等製品の製造販売業者が再生医療等製品を販売し、又は授与する場合にあつて、当該再生医療等製品に関する製造販売後安全管理業務を当該製造販売業者に委託する場合には、受託者に、当該製造販売後安全管理業務のうち、前条第一号から第三号までに掲げる業務を再委託させることができる。

4 再生医療等製品の製造販売業者は、前二項の規定により再委託させる製造販売後安全管理に係る業務を再委託する者に、当該業務をさらに委託させてはならない。

(再生医療等製品の製造販売業者の法令遵守体制)  
第九十一条の百四十二の二 再生医療等製品の製造販売業者は、次に掲げるところにより、法第二十三条の三十五の二第一項各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 次に掲げる再生医療等製品総括製造販売責任者の権限を明らかにすること。
  - イ 再生医療等製品品質保証責任者、再生医療等製品安全管理責任者その他の再生医療等製品の品質管理及び製造販売後安全管理に関する業務に従事する者に対する業務の指示及び監督に関する権限
  - ロ 再生医療等製品の廃棄、回収若しくは販売の停止、注意事項等情報の改訂、獣医療関係者への情報の提供又は法に基づく農林水産大臣への報告その他の再生医療等製品の品質管理及び製造販売後安全管理に関する措置の決定及び実施に関する権限
  - ハ 製造業者、認定再生医療等製品外国製造業者その他製造に関する業務(試験検査等の業務を含む)を行う者に対する管理監督に関する権限
  - ニ イからハまでに掲げるもののほか、再生医療等製品の品質管理及び製造販売後安全管理に関する権限
- 二 次に掲げる法第二十三条の三十五の二第一項第二号に規定する体制を整備すること。
  - イ 再生医療等製品の品質管理及び製造販売後安全管理に関する業務その他の製造販売業者の業務の遂行が法令に適合することを確保するために必要な規程の作成、製造販

売業者の薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者に対する教育訓練の実施及び評価並びに業務の遂行に係る記録の作成、管理及び保存を行う体制

製造販売業者が薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者の業務を監督するために必要な情報を収集し、その業務の適正を確保するために必要な措置を講ずる体制

ハ イ及びロに掲げるもののほか、製造販売業者の業務の適正を確保するために必要な人員の確保及び配置その他の製造販売業者の業務の適正を確保するための体制

三 次に掲げる法第二十三条の三十五の二第一項第三号の農林水産省令で定める者に、法第二十三条の二十一第一項各号の農林水産省令で定める基準を遵守して再生医療等製品の品質管理及び製造販売後安全管理を行わせるために必要な権限を付与するとともに、それらが行う業務を監督すること。

イ 再生医療等製品総括製造販売責任者

ロ 再生医療等製品品質保証責任者

ハ 再生医療等製品安全管理責任者

ニ イからハまでに掲げる者のほか、再生医療等製品の品質管理及び製造販売後安全管理に関する業務に従事する者

四 次に掲げる法第二十三条の三十五の二第一項第四号に規定する措置を講ずること。

イ 再生医療等製品の製造販売業者の従業者に対して法令遵守のための指針を示すこと。

ロ 薬事に関する業務に責任を有する役員、権限及び分掌する業務を明らかにすること。

ハ 再生医療等製品の製造方法、試験検査方法その他の医薬品の品質に影響を与えるおそれのある事項の変更に関する情報の収集、再生医療等製品について承認された事項の一部を変更するために必要な手続その他の必要な措置

ニ 法第六十八条の十第一項の規定に基づく副作用等の報告が適切かつ適切に行われることを確保するために必要な情報の管理その他の措置

ホ 再生医療等製品の製造販売業者が医薬関係者に対して行う再生医療等製品に関する情報提供が、客観的かつ科学的な根拠に基づ



づく正確な情報により行われ、かつ、法第六十六条から第六十八条までに違反する記事の広告、記述又は流布が行われないことを確保するために必要な業務の監督その他の措置

イからホまでに掲げるもののほか、第二号に規定する体制を実効的に機能させるために必要な措置

（再生医療等製品の製造業者の法令遵守体制）  
第九十一条の百四十二の三 再生医療等製品の製造業者は、次に掲げる場所により、法第二十三号の三十五の二第三号各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 次に掲げる再生医療等製品製造管理者の権限を明らかにすること。

イ 再生医療等製品の製造の管理に関する業務に従事する者に対する業務の指示及び監督に関する権限

ロ イに掲げるもののほか、再生医療等製品の製造の管理に関する権限

二 次に掲げる法第二十三号の三十五の二第三号各号に規定する体制を整備すること。

イ 再生医療等製品の製造管理に関する業務その他の製造業者の業務の遂行に法令に適合することを確保するために必要な規程の作成、製造販売業者の業務に関する業務に責任を有する役員及び従業員に対する教育訓練の実施及び評価並びに業務の遂行に係る記録の作成、管理及び保存を行う体制

ロ 製造業者が業務に関する業務に責任を有する役員及び従業員の業務を監督するために必要な情報を収集し、その業務の適性を確保するために必要な措置を講ずる体制

ハ イ及びロに掲げるもののほか、製造業者の業務の適性を確保するために必要な人員の確保及び配置その他の製造業者の業務の適正を確保するための体制

三 次に掲げる法第二十三号の三十五の二第三号各号の農林水産省令で定める者に、法第二十三号の二十五第二号第四号の農林水産省令で定める基準を遵守して再生医療等製品の製造管理及び品質管理を行わせるために必要な権限を付与するとともに、それらの者が行う業務を監督すること。

イ 再生医療等製品製造管理者  
ロ イに掲げる者のほか、再生医療等製品の製造の管理に関する業務に従事する者

四 次に掲げる法第二十三号の三十五の二第三号各号に規定する措置を講ずること。

イ 再生医療等製品の製造販売業者の従業員に対して法令遵守のための指針を示すこと。

ロ 業務に関する業務に責任を有する役員らの権限及び分掌する業務を明らかにすること。

ハ 再生医療等製品の製造方法、試験検査方法その他の再生医療等製品の品質に影響を与えるおそれのある事項の変更に関する情報の収集、当該情報の製造販売業者に対する連絡その他の必要な措置

（事業の休廃止等の届出）  
第九十一条の百四十三 法第二十三号の三十六第一号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 製造販売業者の氏名若しくは名称又は住所に主たる機能を有する事務所の名称又は所在地

二 製造販売業者の許可の種類に係る事業を廃止し、休止し、又は休止した事業を再開した場合にあっては、当該許可の種類

三 製造販売業者が法人であるときは、業務に関する業務に責任を有する役員

四 法第二十三号の三十六第一項の規定による届出は、事業の廃止若しくは休止又は休止した事業の再開の場合にあっては別記様式第二十三号様式第二十四号による届出書を農林水産大臣に提出してしなければならない。

五 再生医療等製品の製造販売業者は、前項の規定により提出する届出書には、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 再生医療等製品総括製造販売責任者の変更  
変更後の再生医療等製品総括製造販売責任者の資格を証する書類の写し及び製造販売業者との関係を示す書類

二 第一項第一号に規定する製造販売業者の氏名又は名称の変更  
当該製造販売業者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（製造販売業者が法人であるときは、登記事項証明書）

三 第一項第四号に規定する再生医療等製品総括製造販売責任者の氏名の変更  
当該再生医療等製品総括製造販売責任者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（製造業者が法人であるときは、登記事項証明書）

四 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のうち、届出者が法の規定による許可等の申請又は届出の際に農林水産大臣に提出したものであるときは、当該届出書にその旨を付記したときは、添付することを要しない。

（製造所の休廃止等の届出）  
第九十一条の百四十四 法第二十三号の三十六第二号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 製造業者又は認定再生医療等製品外国製造業者の氏名若しくは名称又は住所

二 製造業者の名称

三 製造業者の許可の区分又は認定再生医療等製品外国製造業者の認定の区分に係る製造を廃止し、若しくは休止し、又は休止した製造を再開した場合にあっては、当該許可の区分又は認定の区分

四 製造所の再生医療等製品製造管理者又は製造所の責任者の氏名又は住所

五 製造所の構造設備の主要部分

六 製造業者又は認定再生医療等製品外国製造業者が法人であるときは、業務に関する業務に責任を有する役員

七 法第二十三号の三十六第二項の規定による届出は、製造所の廃止若しくは休止又は休止した製造所の再開の場合にあっては別記様式第二十五号による届出書を、その他の場合にあっては別記様式第二十六号による届出書を農林水産大臣に提出してなければならない。

八 再生医療等製品の製造業者又は認定再生医療等製品外国製造業者は、前項の規定により提出する届出書には、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 製造所の再生医療等製品製造管理者又は製造所の責任者の変更  
変更後の再生医療等製品製造管理者又は製造所の責任者の氏名の変更  
（変更後の再生医療等製品製造管理者について法第二十三号の三十四第五項の規定による承認を受けた場合を除く。）  
変更後の再生医療等製品製造管理者の資格を証する書類の写し及び製造業者との関係を示す書類又は変更後の製造所の責任者の履歴を記載した書類

二 第一項第一号に規定する製造業者の氏名又は名称の変更  
当該製造業者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（製造業者が法人であるときは、登記事項証明書）

三 第一項第四号に規定する再生医療等製品製造管理者の氏名の変更  
当該再生医療等製品製造管理者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（製造業者が法人であるときは、登記事項証明書）

四 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のうち、届出者が法の規定による許可等の申請又は届出の際に農林水産大臣に提出したものであるときは、当該届出書にその旨を付記したときは、添付することを要しない。

五 第一項第六号に掲げる事項の変更  
変更箇所を説明する図面

六 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のうち、届出者が法の規定による許可等の申請又は届出の際に農林水産大臣に提出したものであるときは、当該届出書にその旨を付記したときは、添付することを要しない。

（外国製造再生医療等製品の製造販売の承認の申請）  
第九十一条の百四十五 法第二十三号の三十七第一項の規定による承認の申請は、別記様式第十三号による申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出してなければならない。

一 申請者が法人であるときは、法人であることを証する書類

二 申請者（申請者が法人であるときは、業務に関する業務に責任を有する役員を含む。）が法第二十三号の三十七第二項に規定する者であることの有無を明らかにする書類

三 選任外国製造再生医療等製品製造販売業者（法第二十三号の三十七第四項に規定する選任外国製造再生医療等製品製造販売業者をいう。以下同じ。）を選任したことを証する書類

四 選任外国製造再生医療等製品製造販売業者が受けている製造販売の許可証の写し

五 法第二十三号の四十一項において準用する法第二十三号の二十八第一項の規定により法第二十三号の三十七第一項の承認を申請しようとするときは、申請者が製造販売しようとする物が、法第二十三号の二十八第一項第二号に掲げる再生医療等製品であることを証する書類その他必要な書類

六 申請者が製造販売しようとする物が、法第二十三号の二十八第一項第二号に掲げる再生医療等製品であることを証する書類その他必要な書類

七 申請者が製造販売しようとする物が、法第二十三号の二十八第一項第二号に掲げる再生医療等製品であることを証する書類その他必要な書類

八 申請者が製造販売しようとする物が、法第二十三号の二十八第一項第二号に掲げる再生医療等製品であることを証する書類その他必要な書類

九 申請者が製造販売しようとする物が、法第二十三号の二十八第一項第二号に掲げる再生医療等製品であることを証する書類その他必要な書類

十 申請者が製造販売しようとする物が、法第二十三号の二十八第一項第二号に掲げる再生医療等製品であることを証する書類その他必要な書類

十一 申請者が製造販売しようとする物が、法第二十三号の二十八第一項第二号に掲げる再生医療等製品であることを証する書類その他必要な書類

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のうち、申請者が法の規定による許可等の申請又は届出の際に農林水産大臣に提出したも  
のについては、当該申請書にその旨を付記した  
ときは、添付することを要しない。  
(外国製造再生医療等製品の承認台帳の記載事  
項)

第九十一条の百四十六 令第四十三条の二十二第  
一項に規定する法第二十三条の三十七の承認に  
関する台帳に記載する事項は、第九十一条の百  
十二各号(第三号を除く。)に掲げる事項のほか、  
次のとおりとする。  
一 選任外国製造再生医療等製品製造販売業者  
の氏名又は名称及び住所  
二 選任外国製造再生医療等製品製造販売業者  
の受けている製造販売業の許可の種類及び許  
可番号  
(選任外国製造再生医療等製品製造販売業者の  
遵守事項)

第九十一条の百四十七 法第二十三条の三十五第  
一項に規定する選任外国製造再生医療等製品製  
造販売業者が遵守すべき事項は、第九十一条の  
百三十二各号に掲げるもののほか、次のとおり  
とする。  
一 選任外国製造再生医療等製品製造販売業者  
としての業務に関する事項を記録し、かつ、  
これを最終の記載の日から五年間保存するこ  
と。  
二 次のイからホまでに掲げる書類を利用しな  
くなった日から五年間保存すること。  
イ 外国製造再生医療等製品特例承認取得者  
(法第二十三条の三十七第四項に規定する  
外国製造再生医療等製品特例承認取得者を  
いう。以下同じ。)が当該承認を受けた事  
項を記載した書類  
ロ 外国製造再生医療等製品特例承認取得者  
が法第二十三条の三十七の規定による承認  
の申請の際提出した資料の写し  
ハ 外国製造再生医療等製品特例承認取得者  
が法第二十三条の三十九において準用する  
法第二十三条の二十九第一項の規定による  
再審査の申請の際提出した資料の写し  
ニ 外国製造再生医療等製品特例承認取得者  
が法第二十三条の三十九において準用する  
法第二十三条の三十一第一項の規定による  
再評価の申請の際提出した資料の写し  
ホ 外国製造再生医療等製品特例承認取得者  
が法第二十三条の三十七第五項において準

用する法第二十三条の二十六第三項、法第  
二十三条の三十九において準用する法第二  
十三條の二十九第六項並びに法第六十八條  
の十一、第六十八條の十四第一項及び第七  
十五條の二の二第二項第二号の規定により  
農林水産大臣に報告した書類の写し  
三 法第六十八條の十第一項の規定による農林  
水産大臣に対する副作用等に関する報告の根  
拠となった資料を、その報告の日から五年間  
保存すること。ただし、資料の性質上その保  
存が著しく困難であると認められるものにあ  
つては、この限りでない。  
(選任外国製造再生医療等製品製造販売業者の  
変更の届出)  
第九十一条の百四十八 法第二十三条の三十八の  
農林水産省令で定める事項は、次のとおりとす  
る。  
一 選任外国製造再生医療等製品製造販売業者  
の住所  
二 選任外国製造再生医療等製品製造販売業者  
が受けている製造販売業の許可の種類又は許  
可番号  
三 法第二十三条の三十八の規定による届出は、  
別記様式第二十七号による届出書に選任外国製  
造再生医療等製品製造販売業者が受けている製  
造販売業の許可証の写しを添えて、農林水産大  
臣に提出してしなければならない。  
四 前項の規定にかかわらず、届出者が、法の規  
定による許可等の申請又は届出の際に選任外国  
製造再生医療等製品製造販売業者が受けている  
製造販売業の許可証の写しを農林水産大臣に提  
出した場合において、当該届出書にその旨を付  
記したときは、添付することを要しない。  
(外国製造再生医療等製品特例承認取得者に  
関する変更の届出)  
第九十一条の百四十九 令第四十三条の三十五第  
一項の農林水産省令で定める事項は、外国製造  
再生医療等製品特例承認取得者が法人である  
ときにおける業務に関する業務に責任を有する役  
員とする。  
二 令第四十三条の三十五第一項の規定による届  
出は、別記様式第二十八号による届出書を農林  
水産大臣に提出してしなければならない。  
三 前項の届出書には、次の各号に掲げる変更の  
区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しな  
ければならない。  
一 外国製造再生医療等製品特例承認取得者の  
氏名若しくは名称又は住所の変更、これを証  
する書類

二 第一項に規定する事項の変更、変更後の役  
員が法第二十三条の三十七第二項に規定する  
者であることの有無を明らかにする書類  
(外国製造再生医療等製品特例承認取得者の業  
務に関する帳簿)  
第九十一条の百五十 外国製造再生医療等製品特  
例承認取得者は、帳簿を備え、その承認に係る  
再生医療等製品を輸入する製造販売業者に対す  
る情報の提供その他の外国製造再生医療等製品  
特例承認取得者としての業務に関する事項を記  
載し、かつ、最終の記載の日から三年間これを  
保存しなければならない。  
(選任外国製造再生医療等製品製造販売業者へ  
の情報提供)  
第九十一条の百五十一 外国製造再生医療等製品  
特例承認取得者は、選任外国製造再生医療等製  
品製造販売業者に対し、次に掲げる情報を提供  
しなければならない。  
一 法第二十三条の三十七第一項の規定により  
当該品目について承認された事項並びに同条  
第五項において準用する法第二十三条の二十  
五第一項の規定によりその変更があった場  
合にあつては、その変更された事項及び変更  
理由  
二 法第二十三条の三十七第五項において準用  
する法第二十三条の二十六第三項の規定によ  
り農林水産大臣に報告した事項  
三 法第二十三条の三十七の規定による承認の  
申請に際して提出した資料の写し、法第二十  
三条の三十九において準用する法第二十三条  
の二十九第一項の規定による再審査の申請に  
際して提出した資料の写し及び法第二十三条  
の三十九において準用する法第二十三条の三  
十一第一項の規定による再評価の申請に際し  
て提出した資料の写し  
四 法第二十三条の三十九において準用する法  
第二十三条の二十九第六項の規定により農林  
水産大臣に報告した事項  
五 法第六十五条の二に規定する事項を記載す  
るために必要な情報及びその変更があった場  
合にあつては、その変更理由  
六 法第六十八條の二第二項の規定により公表  
しなければならない事項に関する情報及びそ  
の変更があつた場合にあつては、その変更理由  
七 法第六十九條第一項、第四項若しくは第六  
項又は第七十五條の二の二第一項第二号の規  
定により農林水産大臣に報告した事項

八 前各号に掲げるもののほか、選任外国製造  
再生医療等製品製造販売業者としての業務を  
適正に行うために必要な情報  
二 外国製造再生医療等製品特例承認取得者は、  
選任外国製造再生医療等製品製造販売業者を  
変更したときは、変更前の選任外国製造再生医  
療等製品製造販売業者が所有する第九十一条の百  
四十七第一号に規定する記録、同条第二号に規  
定する書類、同条第三号に規定する資料及び前  
項各号に掲げる情報並びに品質管理の業務に関  
する資料及び製造販売後安全管理の業務に関す  
る資料を、変更後の選任外国製造再生医療等製  
品製造販売業者に引き継がせなければならない。  
(外国製造再生医療等製品特例承認取得者の申  
請等の手続)  
第九十一条の百五十二 法第二十三条の三十七の  
規定による承認を受けようとする者又は外国製  
造再生医療等製品特例承認取得者の農林水産大  
臣に対する申請、届出、報告その他の手続は、  
選任外国製造再生医療等製品製造販売業者が行  
うものとする。  
(外国製造再生医療等製品特例承認取得者の資  
料の保存)  
第九十一条の百五十三 外国製造再生医療等製品  
特例承認取得者は、法第七十五条の二の二第  
一項第二号の規定による農林水産大臣に対する報  
告の根拠となった資料を、その報告の日から五  
年間保存しなければならない。ただし、資料の  
性質上その保存が著しく困難であると認められ  
る場合は、この限りでない。  
(準用)  
第九十一条の百五十四 法第二十三条の三十七の  
規定による承認については、第九十一条の百五  
から第九十一条の百一十一まで及び第九十一条の  
百十三から第九十一条の百二十七までの規定を  
準用する。  
二 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる  
規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同  
表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとす  
る。

第九十 一条の 百五	法第二十三 条の二十五	法第二十三 条の三十七
第二項第三 号ハ	第五項において準用す る法第二十三條の二十 五第二項第三号ハ	



第九十 一条の 三十一 項	法第二十三 条の三十一 第三項	法第二十三 条の三十一 第三項	法第二十三 条の三十一 第三項	第九十 一条の 三十一 項	法第二十三 条の三十一 第四項	法第二十三 条の三十一 第四項	同条第一項	第九十 一条の 三十一 項	法第二十三 条の三十一 第一項	法第二十三 条の三十一 第一項	第九十 一条の 三十一 項	法第二十三 条の三十一 第一項	法第二十三 条の三十一 第一項	第九十 一条の 三十一 項	法第二十三 条の三十一 第一項	法第二十三 条の三十一 第一項	第九十 一条の 三十一 項	法第二十三 条の三十一 第一項	法第二十三 条の三十一 第一項	第九十 一条の 三十一 項	法第二十三 条の三十一 第一項	法第二十三 条の三十一 第一項
------------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	------------------------	-----------------------	-----------------------	-------	------------------------	-----------------------	-----------------------	------------------------	-----------------------	-----------------------	------------------------	-----------------------	-----------------------	------------------------	-----------------------	-----------------------	------------------------	-----------------------	-----------------------

第九十 一条の 三十一 項	法第二十三 条の三十一 第一項	法第二十三 条の三十一 第一項	法第二十三 条の三十一 第一項	第九十 一条の 三十一 項	法第二十三 条の三十一 第二項	法第二十三 条の三十一 第二項	法第二十三 条の三十一 第二項	第九十 一条の 三十一 項	法第二十三 条の三十一 第三項	法第二十三 条の三十一 第三項	第九十 一条の 三十一 項	法第二十三 条の三十一 第四項	法第二十三 条の三十一 第四項	第九十 一条の 三十一 項	法第二十三 条の三十一 第五項	法第二十三 条の三十一 第五項	第九十 一条の 三十一 項	法第二十三 条の三十一 第六項	法第二十三 条の三十一 第六項	第九十 一条の 三十一 項	法第二十三 条の三十一 第七項	法第二十三 条の三十一 第七項
------------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	------------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	------------------------	-----------------------	-----------------------	------------------------	-----------------------	-----------------------	------------------------	-----------------------	-----------------------	------------------------	-----------------------	-----------------------	------------------------	-----------------------	-----------------------

第九十 一条の 三十一 項	法第二十三 条の三十一 第一項	法第二十三 条の三十一 第一項	法第二十三 条の三十一 第一項	第九十 一条の 三十一 項	法第二十三 条の三十一 第二項	法第二十三 条の三十一 第二項	法第二十三 条の三十一 第二項	第九十 一条の 三十一 項	法第二十三 条の三十一 第三項	法第二十三 条の三十一 第三項	第九十 一条の 三十一 項	法第二十三 条の三十一 第四項	法第二十三 条の三十一 第四項	第九十 一条の 三十一 項	法第二十三 条の三十一 第五項	法第二十三 条の三十一 第五項	第九十 一条の 三十一 項	法第二十三 条の三十一 第六項	法第二十三 条の三十一 第六項	第九十 一条の 三十一 項	法第二十三 条の三十一 第七項	法第二十三 条の三十一 第七項
------------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	------------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	------------------------	-----------------------	-----------------------	------------------------	-----------------------	-----------------------	------------------------	-----------------------	-----------------------	------------------------	-----------------------	-----------------------	------------------------	-----------------------	-----------------------

第九十 一条の 三十一 項	法第二十三 条の三十一 第三項	法第二十三 条の三十一 第三項	法第二十三 条の三十一 第三項	第九十 一条の 三十一 項	法第二十三 条の三十一 第四項	法第二十三 条の三十一 第四項	法第二十三 条の三十一 第四項	第九十 一条の 三十一 項	法第二十三 条の三十一 第五項	法第二十三 条の三十一 第五項	第九十 一条の 三十一 項	法第二十三 条の三十一 第六項	法第二十三 条の三十一 第六項	第九十 一条の 三十一 項	法第二十三 条の三十一 第七項	法第二十三 条の三十一 第七項	第九十 一条の 三十一 項	法第二十三 条の三十一 第八項	法第二十三 条の三十一 第八項	第九十 一条の 三十一 項	法第二十三 条の三十一 第九項	法第二十三 条の三十一 第九項
------------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	------------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	------------------------	-----------------------	-----------------------	------------------------	-----------------------	-----------------------	------------------------	-----------------------	-----------------------	------------------------	-----------------------	-----------------------	------------------------	-----------------------	-----------------------

**第五章 医薬品**  
**第九十二条** (店舗販売業の許可の申請)  
 法第二十六條第二項の申請書の様式は、別記様式第三十四号(動物用医薬品特例店舗販売業の許可に係るもの)にあつては、別記様式第三十五号)によるものとする。

- 法第二十六條第二項第六号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。
  - 相談に應ずる電話番号その他の連絡先
  - 特定販売(その店舗におけるその店舗以外の場所にいる者に対する医薬品の販売又は授与をいう。以下同じ。)の実施の有無
  - その店舗において店舗販売業以外の医薬品の販売業その他の業務を併せ行う場合にあつては、当該業務の種類
  - 動物用医薬品特例店舗販売業の許可に係るものにあつては、その取り扱おうとする医薬品の品目、有効成分、分量、用法、用量、効能又は効果及び当該医薬品の製造販売業者の氏名又は名称

- 法第二十六條第三項第四号の農林水産省令で定める区分は、次のとおりとする。
  - 指定医薬品(法第八十三條第一項の規定により読み替えて適用される法第三十六條の八第一項の農林水産大臣が指定する医薬品をいう。以下同じ。)
  - 指定医薬品以外の医薬品

- 法第二十六條第三項第五号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。
  - 特定販売に使用する通信手段
  - 特定販売を行おうとする医薬品に係る前項各号に掲げる区分
  - 特定販売を行おうとする医薬品に係る広告に、法第二十六條第二項の申請書に記載する

- 法第二十六條第三項第五号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。
  - 特定販売に使用する通信手段
  - 特定販売を行おうとする医薬品に係る前項各号に掲げる区分
  - 特定販売を行おうとする医薬品に係る広告に、法第二十六條第二項の申請書に記載する

- 法第二十六條第三項第五号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。
  - 特定販売に使用する通信手段
  - 特定販売を行おうとする医薬品に係る前項各号に掲げる区分
  - 特定販売を行おうとする医薬品に係る広告に、法第二十六條第二項の申請書に記載する

店舗の名称と異なる名称を表示するときは、その名称  
四 特定販売を行うとする医薬品についてインターネットを利用して広告をするときは、主たるホームページアドレス  
五 法第二十六条第三項第六号の農林水産省令で定める書類は、次に掲げる書類（動物用医薬品特別店舗販売業の許可に係るものにあつては、第一号に掲げる書類）とする。

一 申請者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書  
二 申請者が自らその店舗販売業の業務を实地に管理する場合にあつては薬剤師免許証の写し又は第百二条第二号イ若しくはロに該当する登録販売者であることを証する書類、店舗管理者（法第二十八条第二項に規定する店舗管理者をいう。以下同じ。）として薬剤師又は登録販売者を置く場合にあつてはその者の薬剤師免許証の写し又はその者が第百二条第二号イ若しくはロに該当する登録販売者であることを証する書類及び申請者との関係を証する書類  
三 店舗管理者以外に店舗販売業の店舗において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者を置く場合にあつては、その者の薬剤師免許証又は第百十五条の九第二項に規定する販売従事登録証の写し及び申請者との関係に係る書類を証する書類

四 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のうち、申請者が法の規定による許可等の申請又は届出の際に当該申請書の提出先とされている都道府県知事に提出したものであるときは、添付することを要しない。  
（配置販売業の許可の申請）  
第九十三条 法第三十条第二項の申請書の様式は、別記様式第三十六号によるものとする。  
法第三十条第二項第五号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。  
一 配置しようとする区域  
二 区域管理者（法第三十一条の二第二項に規定する区域管理者をいう。以下同じ。）の種別及び住所  
三 区域管理者以外の薬剤師又は登録販売業者であつて薬事に関する実務に従事する者の氏名及び種別  
四 相談に応ずる電話番号その他の連絡先

五 配置員の数  
三 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申請者が法の規定による許可等の申請又は届出の際に当該申請書の提出先とされている都道府県知事に提出した書類については、当該申請書にその旨を付記したときは、この限りでない。  
一 申請者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書  
二 申請者が自らその配置販売業の業務を实地に管理する場合にあつては薬剤師免許証の写し又は第百八条の二第一項において準用する第百二条第二号イ若しくはロに該当する登録販売者であることを証する書類、区域管理者として薬剤師又は登録販売者を置く場合にあつてはその者の薬剤師免許証の写し又はその者が第百八条の二第一項において準用する第百二条第二号イ若しくはロに該当する登録販売者であることを証する書類及び申請者との関係を証する書類  
三 区域管理者以外に配置販売業の業務に係る都道府県の区域において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者を置く場合にあつては、その者の薬剤師免許証又は第百十五条の九第二項に規定する販売従事登録証の写し及び申請者との関係に係る書類を証する書類

第九十四条 法第三十四条第二項の申請書の様式は、別記様式第三十七号によるものとする。  
法第三十四条第二項第五号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。  
一 営業所の名称及び所在地  
二 医薬品営業所管理者（法第三十五条第二項に規定する医薬品営業所管理者をいう。以下同じ。）の種別及び住所  
三 医薬品営業所管理者以外の薬剤師又は登録販売業者であつて薬事に関する実務に従事する者の氏名及び種別  
四 営業所において卸売販売業以外の医薬品の販売業その他の業務を併せて行う場合にあつては、当該業務の種類  
五 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申請者が法の規定による許可等の申請又は届出の際に当該申請書の提出先とされている都道府県知事に提出した書類については、当該申請書にその旨を付記したときは、この限りでない。

第九十五条 法第二十四条第二項の規定による許可の更新の申請は、別記様式第三十八号による申請書を都道府県知事に提出してしなければならない。  
第九十六条 削除  
第九十七条 令第四十四条に規定する医薬品の販売業の許可証の様式は、別記様式第三十九号のとおりとする。  
第九十八条 店舗販売業の許可証の揭示  
（医薬品の販売業の許可証の揭示）  
第九十九条 店舗販売業者（店舗販売業の許可を受けた者をいう。以下同じ。）及び卸売販売業者（卸売販売業の許可を受けた者をいう。以下同じ。）は、令第四十四条の規定により交付された許可証について、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公衆の閲覧に供することが困難であると認められる相当の理由がある場合にあつては、店舗又は営業所（以下「店舗等」という。）の見やすい場所に揭示しておくなければならない。

一 申請者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書  
二 申請者が自らその卸売販売業の業務を实地に管理する場合にあつては薬剤師免許証の写し又は第百十条の三第一号若しくは第二号に該当する登録販売者であることを証する書類及び申請者との関係に係る書類  
三 医薬品営業所管理者以外に卸売販売業の営業所において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者を置く場合にあつてはその者の薬剤師免許証の写し又はその者が第百十条の三第一号若しくは第二号に該当する登録販売者であることを証する書類及び申請者との関係に係る書類  
（医薬品の販売業の許可の更新の申請）  
第九十五条 法第二十四条第二項の規定による許可の更新の申請は、別記様式第三十八号による申請書を都道府県知事に提出してなければならない。  
第九十六条 削除  
第九十七条 令第四十四条に規定する医薬品の販売業の許可証の様式は、別記様式第三十九号のとおりとする。  
第九十八条 店舗販売業の許可証の揭示  
（医薬品の販売業の許可証の揭示）  
第九十九条 店舗販売業者（店舗販売業の許可を受けた者をいう。以下同じ。）及び卸売販売業者（卸売販売業の許可を受けた者をいう。以下同じ。）は、令第四十四条の規定により交付された許可証について、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公衆の閲覧に供することが困難であると認められる相当の理由がある場合にあつては、店舗又は営業所（以下「店舗等」という。）の見やすい場所に揭示しておくなければならない。

一 申請者が自らその卸売販売業の業務を实地に管理する場合にあつては薬剤師免許証の写し又は第百十条の三第一号若しくは第二号に該当する登録販売者であることを証する書類及び申請者との関係に係る書類  
二 申請者が自らその配置販売業の業務を实地に管理する場合にあつては薬剤師免許証の写し又は第百八条の二第一項において準用する第百二条第二号イ若しくはロに該当する登録販売者であることを証する書類、店舗管理者として薬剤師又は登録販売者を置く場合にあつてはその者の薬剤師免許証の写し又はその者が第百八条の二第一項において準用する第百二条第二号イ若しくはロに該当する登録販売者であることを証する書類及び申請者との関係を証する書類  
三 区域管理者以外に配置販売業の業務に係る都道府県の区域において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者を置く場合にあつては、その者の薬剤師免許証又は第百十五条の九第二項に規定する販売従事登録証の写し及び申請者との関係に係る書類を証する書類  
（卸売販売業の許可の申請）  
第九十三条 法第三十条第二項の申請書の様式は、別記様式第三十六号によるものとする。  
法第三十条第二項第五号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。  
一 配置しようとする区域  
二 区域管理者（法第三十一条の二第二項に規定する区域管理者をいう。以下同じ。）の種別及び住所  
三 区域管理者以外の薬剤師又は登録販売業者であつて薬事に関する実務に従事する者の氏名及び種別  
四 相談に応ずる電話番号その他の連絡先

（医薬品の販売業の許可証の書換え交付申請書の様式）  
第九十八条の二 令第四十五条第二項に規定する申請書の様式は、別記様式第四十号によるものとする。  
（医薬品の販売業の許可証の再交付申請書の様式）  
第九十八条の三 令第四十六条第二項に規定する申請書の様式は、別記様式第四十一号によるものとする。  
（医薬品の販売業の許可台帳の記載事項）  
第九十九条 令第四十八条に規定する医薬品の販売業に係る許可に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。  
一 許可番号及び許可年月日  
二 医薬品の販売業の種類  
三 医薬品の販売業者の氏名又は名称及び住所  
四 店舗等の名称及び所在地（配置販売業にあつては、配置しようとする区域及び配置員の数）  
五 店舗販売業及び配置販売業にあつては、相談に応ずる電話番号その他の連絡先  
六 店舗販売業（動物用医薬品特別店舗販売業を除く。）、配置販売業及び卸売販売業にあつては、店舗管理者、区域管理者又は医薬品営業所管理者（以下「店舗等管理者」という。）の氏名及び住所  
七 店舗販売業者（動物用医薬品特別店舗販売業者を除く。）、配置販売業者（配置販売業の許可を受けた者をいう。以下同じ。）及び卸売販売業者にあつては、店舗等管理者以外の店舗等又は業務に係る都道府県の区域において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者を置く場合にあつてはその者の氏名  
八 店舗販売業にあつては、店舗において販売し、又は授与する医薬品に係る第九十二条第三項各号に掲げる区分  
九 店舗販売業にあつては、店舗において特定販売を行う場合には第九十二条第四項各号に掲げる事項  
十 動物用医薬品特別店舗販売業にあつては、取り扱う医薬品の品名  
（卸売販売業における医薬品の販売先）  
第九十九条の二 法第二十五条第三号の農林水産省令で定める者は、次に掲げるものとする。  
一 国、都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）

（卸売販売業の許可の申請）  
第九十三条 法第三十条第二項の申請書の様式は、別記様式第三十六号によるものとする。  
法第三十条第二項第五号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。  
一 配置しようとする区域  
二 区域管理者（法第三十一条の二第二項に規定する区域管理者をいう。以下同じ。）の種別及び住所  
三 区域管理者以外の薬剤師又は登録販売業者であつて薬事に関する実務に従事する者の氏名及び種別  
四 営業所において卸売販売業以外の医薬品の販売業その他の業務を併せて行う場合にあつては、当該業務の種類  
五 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申請者が法の規定による許可等の申請又は届出の際に当該申請書の提出先とされている都道府県知事に提出した書類については、当該申請書にその旨を付記したときは、この限りでない。

（卸売販売業の許可の更新の申請）  
第九十五条 法第二十四条第二項の規定による許可の更新の申請は、別記様式第三十八号による申請書を都道府県知事に提出してなければならない。  
第九十六条 削除  
第九十七条 令第四十四条に規定する医薬品の販売業の許可証の様式は、別記様式第三十九号のとおりとする。  
第九十八条 店舗販売業の許可証の揭示  
（医薬品の販売業の許可証の揭示）  
第九十九条 店舗販売業者（店舗販売業の許可を受けた者をいう。以下同じ。）及び卸売販売業者（卸売販売業の許可を受けた者をいう。以下同じ。）は、令第四十四条の規定により交付された許可証について、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公衆の閲覧に供することが困難であると認められる相当の理由がある場合にあつては、店舗又は営業所（以下「店舗等」という。）の見やすい場所に揭示しておくなければならない。

（卸売販売業の許可の申請）  
第九十三条 法第三十条第二項の申請書の様式は、別記様式第三十六号によるものとする。  
法第三十条第二項第五号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。  
一 配置しようとする区域  
二 区域管理者（法第三十一条の二第二項に規定する区域管理者をいう。以下同じ。）の種別及び住所  
三 区域管理者以外の薬剤師又は登録販売業者であつて薬事に関する実務に従事する者の氏名及び種別  
四 営業所において卸売販売業以外の医薬品の販売業その他の業務を併せて行う場合にあつては、当該業務の種類  
五 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申請者が法の規定による許可等の申請又は届出の際に当該申請書の提出先とされている都道府県知事に提出した書類については、当該申請書にその旨を付記したときは、この限りでない。

（卸売販売業の許可の更新の申請）  
第九十五条 法第二十四条第二項の規定による許可の更新の申請は、別記様式第三十八号による申請書を都道府県知事に提出してなければならない。  
第九十六条 削除  
第九十七条 令第四十四条に規定する医薬品の販売業の許可証の様式は、別記様式第三十九号のとおりとする。  
第九十八条 店舗販売業の許可証の揭示  
（医薬品の販売業の許可証の揭示）  
第九十九条 店舗販売業者（店舗販売業の許可を受けた者をいう。以下同じ。）及び卸売販売業者（卸売販売業の許可を受けた者をいう。以下同じ。）は、令第四十四条の規定により交付された許可証について、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公衆の閲覧に供することが困難であると認められる相当の理由がある場合にあつては、店舗又は営業所（以下「店舗等」という。）の見やすい場所に揭示しておくなければならない。

（卸売販売業の許可の申請）  
第九十三条 法第三十条第二項の申請書の様式は、別記様式第三十六号によるものとする。  
法第三十条第二項第五号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。  
一 配置しようとする区域  
二 区域管理者（法第三十一条の二第二項に規定する区域管理者をいう。以下同じ。）の種別及び住所  
三 区域管理者以外の薬剤師又は登録販売業者であつて薬事に関する実務に従事する者の氏名及び種別  
四 営業所において卸売販売業以外の医薬品の販売業その他の業務を併せて行う場合にあつては、当該業務の種類  
五 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申請者が法の規定による許可等の申請又は届出の際に当該申請書の提出先とされている都道府県知事に提出した書類については、当該申請書にその旨を付記したときは、この限りでない。

（卸売販売業の許可の更新の申請）  
第九十五条 法第二十四条第二項の規定による許可の更新の申請は、別記様式第三十八号による申請書を都道府県知事に提出してなければならない。  
第九十六条 削除  
第九十七条 令第四十四条に規定する医薬品の販売業の許可証の様式は、別記様式第三十九号のとおりとする。  
第九十八条 店舗販売業の許可証の揭示  
（医薬品の販売業の許可証の揭示）  
第九十九条 店舗販売業者（店舗販売業の許可を受けた者をいう。以下同じ。）及び卸売販売業者（卸売販売業の許可を受けた者をいう。以下同じ。）は、令第四十四条の規定により交付された許可証について、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公衆の閲覧に供することが困難であると認められる相当の理由がある場合にあつては、店舗又は営業所（以下「店舗等」という。）の見やすい場所に揭示しておくなければならない。

（卸売販売業の許可の申請）  
第九十三条 法第三十条第二項の申請書の様式は、別記様式第三十六号によるものとする。  
法第三十条第二項第五号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。  
一 配置しようとする区域  
二 区域管理者（法第三十一条の二第二項に規定する区域管理者をいう。以下同じ。）の種別及び住所  
三 区域管理者以外の薬剤師又は登録販売業者であつて薬事に関する実務に従事する者の氏名及び種別  
四 営業所において卸売販売業以外の医薬品の販売業その他の業務を併せて行う場合にあつては、当該業務の種類  
五 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申請者が法の規定による許可等の申請又は届出の際に当該申請書の提出先とされている都道府県知事に提出した書類については、当該申請書にその旨を付記したときは、この限りでない。

二 研究施設の長又は教育機関の長であつて研究又は教育を行うに当たり必要な医薬品を使用するもの

三 医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品の製造業者であつて製造を行うに当たり必要な医薬品を使用するもの

四 前三号に掲げるもののほか、都道府県知事が前二号に掲げるものに準ずるものとして特に認めるもの

**第百条** (店舗販売業の店舗の構造設備の基準)

法第二十六条第四項第一号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 六十ルクス以上の明るさを有し、換気が十分であり、かつ、清潔であること。

二 常に居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。

三 店舗販売業の業務を行うのに支障のない面積を有すること。

四 冷暗貯蔵のための設備を有すること。ただし、冷暗貯蔵が必要な医薬品を取り扱わない場合は、この限りでない。

五 貯蔵のためのかぎのかかる設備を有すること。ただし、毒薬を取り扱わない場合は、この限りでない。

六 指定医薬品を販売し、又は授与する店舗にあつては、次に定めるところに適合するものであること。

イ 指定医薬品を陳列するために必要な陳列棚その他の設備(以下「陳列設備」という。)から一・二メートルの範囲(以下「指定医薬品陳列区画」という。)に医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が進入できないよう必要な措置が採られていること。ただし、指定医薬品を陳列しない場合又はかぎをかけた陳列設備その他医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者が直接手の触れられない陳列設備に陳列する場合は、この限りでない。

ロ 指定医薬品を販売し、又は授与しない時間がある場合、指定医薬品陳列区画を閉鎖することができる構造のものであること。

**第百一条** (店舗販売業の業務を行う体制)

法第二十六条第四項第二号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 指定医薬品を販売し、又は授与する店舗にあつては、指定医薬品を販売し、又は授与する営業時間内は、常時、当該店舗において薬剤師が勤務していること。

二 指定医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与する営業時間内は、常時、当該店舗において、薬剤師又は登録販売者が勤務していること。

三 法第三十六条の十第五項の規定による情報の提供を行うための体制を備えていること。

四 医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理(以下「医薬品の適正管理」という。)を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修の実施その他必要な措置が講じられていること。

2

前項第四号に掲げる措置には、次に掲げる事項を含むものとする。

一 従事者から店舗販売業者への事故報告の体制の整備

二 医薬品の適正管理のための業務に関する手順書(その作成に代えて電磁的記録(法第九条の四第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。))を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)の作成及び当該手順書に基づく業務の実施

三 医薬品の適正管理のために必要となる情報の収集その他医薬品の適正管理の確保を目的とした改善のための方策の実施

**第百二条** (店舗管理者の指定)

店舗管理者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者であつて、その店舗において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事する者でなければならない。

一 指定医薬品を販売し、又は授与する店舗薬剤師

二 指定医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与する店舗(前号に掲げる店舗を除く。)薬剤師又は次のいずれかに該当する登録販売者イ 過去五年間のうち薬局、店舗販売業(動物用医薬品特例店舗販売業を除く。)又は配置販売業において薬剤師又は登録販売者以外の者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間並びに登録販売者として業務(店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。)に従事した期間が通算して二年以上の者

ロ 都道府県知事がイに掲げる者と同等以上の経験を有すると認められた者

**第百二条の二** (店舗管理者の業務及び遵守事項)

法第二十九条第三項の店舗管理者が行う店舗の管理に関する業務は、次のとおりとする。

一 法第二十九条の第三項第一号に規定する店舗管理者が有する権限に係る業務

二 第百三条の規定による医薬品の試験検査

三 第百四条第二項の規定による帳簿の記載

2 法第二十九条第三項の店舗管理者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

一 保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その店舗に勤務する薬剤師、登録販売者その他の従業者を監督し、その店舗の構造設備及び医薬品その他の物品を管理し、その他その店舗の業務につき、必要な注意をすること。

2

法第二十九条第二項の規定により店舗販売業者に対して述べる意見を記載した書面の写しを三年間保存すること。

(店舗販売業者の遵守事項)

**第百二条の三** 法第二十九条の二第一項の農林水産省令で定める店舗販売業者が遵守すべき事項は、次条から第百五条の二までに定めるところによる。

(試験検査の実施方法)

**第百三条** 店舗販売業者(動物用医薬品特例店舗販売業者を除く。次条から第百五条の三までにおいて同じ。)は、店舗管理者が医薬品の適切な管理のために必要と認める医薬品の試験検査を、店舗管理者に行わせなければならない。

**第百四条** (店舗販売業の管理に関する帳簿)

店舗販売業者は、店舗に当該店舗販売業の管理に関する事項を記載するための帳簿を備えなければならない。

2 店舗管理者は、試験検査、不良品の処理その他当該店舗販売業の管理に関する事項を、前項の帳簿に記載しなければならない。

3 店舗販売業者は、第一項の帳簿を、最終の記載の日から二年間保存しなければならない。

**第百四条の二** (医薬品の譲受及び譲渡に関する記録)

店舗販売業者は、医薬品を譲り受け、又は医薬品を薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者若しくは飼育動物診療施設の開設者に販売し、若しくは授与したときは、次に掲げる事項を書面に記載し、記載の日から二年間、これを保存しなければならない。

一 譲受し、販売し、又は授与した医薬品の品名及び数量

二 その医薬品を譲受し、販売し、又は授与した年月日

三 譲渡人又は譲受人の氏名又は名称及び住所

2 店舗販売業者は、医薬品を販売し、又は授与したときは、次に掲げる事項を書面に記載し、これを保存するよう努めなければならない。

一 販売し、又は授与した医薬品の品名及び数量

二 その医薬品を販売し、又は授与した年月日

三 法第三十六条の十第三項の規定による情報の提供を行った薬剤師又は登録販売者の氏名

四 購入し、又は譲り受けようとする者が、法第三十六条の十第三項の規定による情報の提供の内容を理解したことの確認の結果

(要指示医薬品の販売)

**第百四条の三** 店舗販売業者は、要指示医薬品(法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第四十九条第一項の農林水産大臣が指定する医薬品をいう。以下同じ。)を販売し、又は授与しようとするときは、あらかじめ、要指示医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が医師、歯科医師又は獣医師の処方箋の交付又は指示を受けたか否かを確認しなければならない。ただし、法第三十六条の三第二項に規定する薬剤師等に販売し、授与するときは、この限りでない。

(使用の期限を超過した医薬品の販売等の禁止)

**第百四条の四** 店舗販売業者は、その直接の容器又は直接の被包に表示された使用の期限を超過した医薬品を、正當な理由なく、販売し、授与し、販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列し、又は広告してはならない。

(競売による医薬品の販売等の禁止)

**第百四条の五** 店舗販売業者は、医薬品を競売に付してはならない。

(店舗における医薬品の広告)

**第百四条の六** 店舗販売業者は、その店舗において取り扱う医薬品について広告をするときは、当該医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者又はこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用した者による当該医薬品に関する意見その他医薬品の使用が不適正なものとなるおそれのある事項を表示してはならない。

2

店舗販売業者は、医薬品の購入又は譲受の履歴、ホームページの利用の履歴その他の情報に基づき、自動的に特定の医薬品の購入又は譲受を勧誘する方法その他医薬品の使用が不適正な



ものとなるおそれのある方法により、医薬品に  
 関して広告をしてはならない。  
 3 店舗販売業者は、その店舗において取り扱う  
 医薬品のうち、特定販売に係る医薬品について  
 広告をする場合には、次に掲げるところにより  
 行わなければならない。  
 一 インターネットを利用して広告を行うとき  
 はホームページに、その他の方法により広告  
 を行うときは当該広告に、次に掲げる事項を  
 見やすく表示すること。  
 イ 第六六条に掲げる事項  
 ロ 許可番号  
 ハ 店舗の名称及び所在地  
 ニ 要指示医薬品及び要指示医薬品以外の医薬  
 品の区分ごとに表示すること。

（視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を  
 有する薬剤師等に対する措置）  
**第六五条** 店舗販売業者は、自ら視覚、聴覚、音  
 声機能若しくは言語機能に障害を有する薬剤師  
 若しくは登録販売者であるとき、又はその店舗  
 において薬事に関する業務に従事する薬剤師若  
 しくは登録販売者が視覚、聴覚、音声機能若し  
 くは言語機能に障害を有するときは、保健衛生  
 上支障を生ずるおそれがないよう、必要な設  
 備の設置その他の措置を講じなければならない。  
 （実務又は業務経験の証明及び記録）  
**第六五条の二** 店舗販売業者は、その店舗におい  
 て薬剤師若しくは登録販売者以外の者として薬  
 剤師若しくは登録販売者の管理及び指導の下に  
 実務に従事した者又は登録販売者として業務  
 （店舗管理者としての業務を含む。以下この項  
 において同じ。）に従事した者から、過去五年  
 間においてその実務又は業務に従事したことの  
 証明を求められたときは、速やかにその証明を  
 行わなければならない。  
 2 前項の場合において、店舗販売業者は、虚偽  
 又は不正の証明を行ってはならない。  
 3 店舗販売業者は、第一項の証明を行うために  
 必要な記録を保存しなければならない。  
**第六五条の三** 店舗販売業者は、次に掲げるとこ  
 ろにより、法第二十九条の三第一項各号に掲げ  
 る措置を講じなければならない。  
 一 次に掲げる店舗管理者の権限を明らかにす  
 ること。

イ 店舗に勤務する薬剤師、登録販売者その  
 他の従業者に対する業務の指示及び監督に  
 関する権限  
 ロ イに掲げるもののほか、店舗の管理に関  
 する権限  
 ニ 次に掲げる法第二十九条の三第一項第二号  
 に規定する体制を整備すること。  
 イ 店舗の管理に関する業務その他の店舗販  
 売業者の業務の遂行が法令に適合すること  
 を確保するために必要な規程の作成、店舗  
 販売業者の薬事に関する業務に責任を有す  
 る役員及び従業者に対する教育訓練の実施  
 及び評価並びに業務の遂行に係る記録の作  
 成、管理及び保存を行う体制  
 ロ 店舗販売業者が薬事に関する業務に責任  
 を有する役員及び従業者の業務を監督する  
 ために必要な情報を収集し、その業務の適  
 正を確保するために必要な措置を講ずる  
 体制  
 ハ イ及びロに掲げるもののほか、店舗販売  
 業者の業務の適正を確保するために必要な  
 人員の確保及び配置その他の店舗販売業者  
 の業務の適正を確保するための体制  
 ニ 次に掲げる法第二十九条の三第一項第三号  
 に規定する措置を講ずること。  
 イ 店舗販売業者の従業者に対して法令遵守  
 のための指針を示すこと。  
 ロ 薬事に関する業務に責任を有する役員  
 の権限及び分掌する業務を明らかにするこ  
 と。

ハ 店舗販売業者が二以上の許可を受けてい  
 る場合にあつては、当該許可を受けている  
 全ての店舗において法第二十九条の三によ  
 る法令遵守体制が確保されていることを確  
 認するために必要な措置  
 ニ 医薬品の保管、販売その他医薬品の管理  
 に関する業務が適切に行われ、かつ、第百  
 四条の二に規定する店舗販売業者の義務が  
 履行されるために必要な措置  
 ホ イからニまでに掲げるもののほか、前号  
 に規定する体制を実効的に機能させるため  
 に必要な措置  
 （店舗における掲示）  
**第六六条** 法第二十九条の四の農林水産省令で定  
 める事項は、次のとおりとする。ただし、動物  
 用医薬品特例店舗販売業者にあつては、第一  
 号、第二号、第六号及び第七号に掲げる事項と  
 する。

一 店舗の許可の区分の別  
 二 店舗販売業者の氏名又は名称  
 三 店舗管理者の氏名  
 四 当該店舗に勤務する薬剤師又は登録販売者  
 の別及び氏名  
 五 取り扱う医薬品の区分  
 六 相談時の対応方法に関する解説  
 七 営業時間及び営業時間外に相談に応ずるこ  
 とができる時間及び当該相談に応ずる電話番  
 号その他の連絡先  
 （配置販売の業務を行う体制）  
**第六七条** 法第三十条第三項の農林水産省令で定  
 める基準は、次のとおりとする。  
 一 医薬品の配置販売を行う時間内は、常時、  
 その業務に係る都道府県の区域内において薬  
 剤師又は登録販売者が勤務していること。  
 二 医薬品の配置販売の業務に係る適正な管理  
 （以下この条において「医薬品の適正配置」  
 という。）を確保するため、指針の策定、従  
 事者に対する研修の実施その他必要な措置が  
 講じられていること。  
 2 前項第二号に掲げる措置には、次に掲げる事  
 項を含むものとする。  
 一 従事者から配置販売業者への事故報告の体  
 制の整備  
 二 医薬品の適正配置のための業務に関する手  
 順書（その作成に代えて電磁的記録を作成す  
 る場合における当該電磁的記録を含む。）の  
 作成及び当該手順書に基づく業務の実施  
 三 医薬品の適正配置のために必要となる情報  
 の収集その他医薬品の適正配置の確保を目的  
 とした改善のための方策の実施  
 （配置販売品目の基準）  
**第六八条** 法第三十一条の農林水産大臣の定める  
 基準は、次の各号に掲げるもの又はこれらに類  
 する医薬品であつて、その成分、分量、用法、  
 用量、貯法等からみて配置販売に適するもの  
 あることとする。  
 一 創傷等に対する塗布剤、防虫剤及び殺虫  
 剤、ハップ剤、薬浴剤、蹄角保護剤又は皮膚  
 病薬（予防用散布剤及び洗浄剤を含む。）で  
 あつて外用のもの  
 二 緩和な胃腸薬類、感冒薬、保健強壮剤、栄  
 養剤又は発育促進剤であつて内用のもの  
 （準用）  
**第六八条の二** 配置販売業者については、第百二  
 条、第百二条の二（第一項第二号を除く）、第

百二条の三、第百四条、第百四条の二、第百四  
 条の四、第百四条の六（第三項を除く。）及び  
 第百五条から第百五条の三までの規定を準用す  
 る。  
 2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる  
 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同  
 表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとす  
 る。

第百二 条の見 出し	店舗管理者	区域管理者
第百二 条	店舗管理者は 店舗に 販売し、又は授 与する店舗 店舗を	区域管理者 場合を 区域管理者
第百二 条の二 の見出 し	店舗管理者 店舗を	区域管理者
第百二 条の二 の第一 項	店舗管理者 店舗の 法第二十九条の 第三項第一号 第百四条第二 項	区域管理者 区域の 法第三十一条の五 第一項第一号 第百八条の二第 一項において準用す る第百四条第二 項 法第三十一条の三 第三項
第百二 条の二 の第二 項	店舗管理者 店舗に勤務する 薬剤師、登録販 売者	区域管理者 業務に関し配置員 医薬品
第百二 条の三	法第二十九条第 二項	区域の業務 法第三十一条の三 第二項
第百二 条の三 の第一 項	次条から第百五 条の二まで	第三十一条の四第 一項 第百八条の二第一 項において準用す



第百五 法第二十九 法第三十六條の二の  
条の三 第一 第二項各号

店舗管理者 医薬品営業所管理者  
店舗に 営業所に  
店舗の 営業所の

法第二十九 法第三十六條の二の  
条の三第一 第二項第二号

法第二十九 法第三十六條の二の  
条の三第一 第二項第三号

法第二十九 法第三十六條の二の  
条の三による

第百四條の 第百十條の四第一項  
二 百四條の二

第百十條の五 卸売販売業者は、医薬品の適正管理  
を確保するため、指針の策定、従事者に対する  
研修の実施その他必要な措置を講じなければ  
ならない。

2 前項に掲げる措置には、次に掲げる事項を含  
むものとする。  
一 従事者から卸売販売業者への事故報告の体  
制の整備

二 医薬品の適正管理のための業務に関する手  
順書（その作成に代えて電磁的記録を作成す  
る場合における当該電磁的記録を含む。）の  
作成及び当該手順書に基づく業務の実施

三 医薬品の適正管理のために必要となる情報  
の収集その他医薬品の適正管理の確保を目的  
とした改善のための方策の実施  
（薬剤師又は登録販売者による医薬品の販売）  
第百十條の六 店舗販売業者（動物用医薬品特例  
店舗販売業者を除く。以下次条及び第百十條の  
九において同じ。）又は配置販売業者は、法第  
三十六條の九の規定により、医薬品の販売若し  
くは授与又は配置販売（以下この条において  
「医薬品の販売等」という。）を次の各号に掲げ  
る区分に応じ、当該各号に定める者に行わせな  
ければならない。

一 指定医薬品 その店舗又は業務に係る都道  
府県の区域において医薬品の販売等に従事す  
る薬剤師（当該薬剤師の管理及び指導の下で  
医薬品の販売等に従事する者を含む。）

二 指定医薬品以外の医薬品 その店舗又は業  
務に係る都道府県の区域において医薬品の販  
売等に従事する薬剤師又は登録販売者（これ  
らの者の管理及び指導の下で医薬品の販売等  
に従事する者を含む。）  
（医薬品の情報提供等）  
第百十條の七 店舗販売業者は、法第三十六條の  
十第三項の規定による情報の提供を次に掲げる  
方法により行わせるよう努めなければならない

一 指定医薬品については、その店舗において  
医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師をし  
て情報提供を行わせること。

二 指定医薬品以外の医薬品については、その  
店舗において医薬品の販売又は授与に従事す  
る薬剤師又は登録販売者をして情報提供を行  
わせること。

三 次に掲げる事項について情報提供を行わせ  
ること。  
イ 当該医薬品の名称  
ロ 当該医薬品の有効成分の名称及びその  
分量

ハ 当該医薬品の用法及び用量  
ニ 当該医薬品の効能又は効果  
ホ 当該医薬品に係る使用上の注意のうち、  
保健衛生上の危害の発生を防止するために  
必要な事項

ヘ その他当該医薬品を販売し、又は授与す  
る薬剤師又は登録販売者が必要と判断する  
事項  
四 当該医薬品の用法、用量、使用上の注意、  
当該医薬品との併用を避けるべき医薬品その  
他の当該医薬品の適正な使用のために必要な  
情報を、動物の症状その他当該医薬品を使用  
しようとする者の状況に応じて個別に提供さ  
せること。

五 当該医薬品の副作用その他の事由によるも  
のと疑われる症状が発生した場合の対応につ  
いて説明させること。  
六 情報の提供を受けた者が当該情報の提供の  
内容を理解したことについて確認させるこ  
と。

七 動物の症状その他当該医薬品を使用しよ  
うとする者の状況に応じて獣医師の診断を受け  
ることを勧めさせること。  
動物用医薬品特例店舗販売業者は、法第八十  
三條の二の三第二項の規定により読み替えて適  
用される法第三十六條の十第三項の規定による  
情報の提供を次に掲げる方法によりその店舗に  
おいて医薬品の販売又は授与に従事する者に  
行わせるよう努めなければならない。  
一 次に掲げる事項について情報提供を行うこ  
と。

イ 当該医薬品の名称  
ロ 当該医薬品の有効成分の名称及びその  
分量  
ハ 当該医薬品の用法及び用量  
ニ 当該医薬品の効能又は効果  
ホ 当該医薬品に係る使用上の注意のうち、  
保健衛生上の危害の発生を防止するために  
必要な事項

二 当該医薬品の用法、用量、使用上の注意、  
当該医薬品との併用を避けるべき医薬品その  
他の当該医薬品の適正な使用のために必要な  
情報を、動物の症状その他当該医薬品を使用  
しようとする者の状況に応じて個別に提供さ  
せること。  
三 当該医薬品の副作用その他の事由によるも  
のと疑われる症状が発生した場合の対応につ  
いて説明させること。

四 情報の提供を受けた者が当該情報の提供の  
内容を理解したことについて確認させるこ  
と。  
五 動物の症状その他当該医薬品を使用しよ  
うとする者の状況に応じて獣医師の診断を受け  
ることを勧めさせること。  
動物用医薬品特例店舗販売業者は、法第八十  
三條の二の三第二項の規定により読み替えて適  
用される法第三十六條の十第三項の規定による  
情報の提供を次に掲げる方法によりその店舗に  
おいて医薬品の販売又は授与に従事する者に  
行わせるよう努めなければならない。  
一 次に掲げる事項について情報提供を行うこ  
と。

二 指定医薬品以外の医薬品については、その  
店舗において医薬品の販売又は授与に従事す

動物の種類、年齢及び雌雄の別  
二 症状及び現にかかっている疾病がある場  
合、その病名  
三 他の医薬品の使用の状況  
四 当該医薬品に係る購入、譲受又は使用の経  
験の有無  
五 その他法第三十六條の十第三項の規定によ  
る情報の提供を行うために確認が必要な事項  
第百十條の九 店舗販売業者は、法第三十六條の  
十第五項の規定による情報の提供を次に掲げる  
方法により行わせなければならない。

一 指定医薬品については、その店舗において  
医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に直  
接情報提供を行わせること。

二 指定医薬品以外の医薬品については、その  
店舗において医薬品の販売又は授与に従事す

二 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる  
規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同  
表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとす  
る。

第百十條の十 配置販売業者については、第百十  
條の七第一項、第百十條の八及び前條の規定を  
準用する。

第百十條の十 配置販売業者については、第百十  
條の七第一項、第百十條の八及び前條の規定を  
準用する。

第百十條の十 配置販売業者については、第百十  
條の七第一項、第百十條の八及び前條の規定を  
準用する。

第百十條の十 配置販売業者については、第百十  
條の七第一項、第百十條の八及び前條の規定を  
準用する。

第百十條の十 配置販売業者については、第百十  
條の七第一項、第百十條の八及び前條の規定を  
準用する。

第百十條の十 配置販売業者については、第百十  
條の七第一項、第百十條の八及び前條の規定を  
準用する。

第百十條の十 配置販売業者については、第百十  
條の七第一項、第百十條の八及び前條の規定を  
準用する。

第百十條の十 配置販売業者については、第百十  
條の七第一項、第百十條の八及び前條の規定を  
準用する。

前条	第十項	第十條	第十條
その店舗	その店舗	その業務に係る都道府 県の区域	配置販売に 配置する
第十項	第十項	第十項	第十項
第三十六條の 第五項	第三十六條の 第五項	第三十六條の 第五項	第三十六條の 第五項
その業務に係る都道府 県の区域	その業務に係る都道府 県の区域	配置販売に 配置する	配置する

販売又は授与 配置販売に

（店舗の休廃止等の届出）  
第一百十一条 法第三十八条第一項において準用する法第十條第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 店舗販売業者の氏名若しくは名称又は住所
  - 二 店舗の構造設備の主要部分
  - 三 店舗販売業者が法人であるときは、薬事に關する業務に責任を有する役員
  - 四 当該店舗において販売し、又は授与する医薬品の第九十二條第三項各号に掲げる区分
  - 五 店舗において店舗販売業者以外の医薬品の販売業その他の業務を併せ行う場合にあっては、当該業務の種類
  - 六 店舗販売業（動物用医薬品特例店舗販売業を除く。）にあっては、その店舗管理者の氏名又は住所
  - 七 店舗販売業者（動物用医薬品特例店舗販売業者を除く。）にあっては、店舗管理者以外に店舗において薬事に関する業務に従事する薬剤師又は登録販売者を置く場合にはその者の氏名
  - 八 動物用医薬品特例店舗販売業にあっては、その取り扱う医薬品の品目（当該品目の取扱いを廃止する場合に限る。）
- 2 法第三十八條第一項において準用する法第十條第二項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 相談に應ずる電話番号その他の連絡先
  - 二 特定販売の実施の有無
  - 三 第九十二條第四項各号に掲げる事項
- 3 法第三十八條第二項において配置販売業について準用する法第十條第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 配置販売業者の氏名若しくは名称又は住所
  - 二 配置区域又は配置員の数
  - 三 区域管理者の氏名又は住所
  - 四 区域管理者以外に業務に係る都道府県の区域において薬事に関する業務に従事する薬剤師又は登録販売者を置く場合にはその者の氏名
  - 五 配置販売業者が法人であるときは、薬事に關する業務に責任を有する役員
  - 六 相談に應ずる電話番号その他の連絡先
- 4 法第三十八條第二項において卸売販売業について準用する法第十條第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

卸売販売業者の氏名若しくは名称又は住所

- 一 卸売販売業者の氏名若しくは名称又は住所
  - 二 営業所の名称
  - 三 医薬品営業所管理者の氏名又は住所
  - 四 医薬品営業所管理者以外に営業所において薬事に関する業務に従事する薬剤師又は登録販売者を置く場合にはその者の氏名
  - 五 営業所の構造設備の主要部分
  - 六 卸売販売業者が法人であるときは、薬事に關する業務に責任を有する役員
  - 七 営業所において卸売販売業以外の医薬品の販売業その他の業務を併せ行う場合にあっては、当該業務の種類
- 5 法第三十八條第一項において準用する法第十條及び法第三十八條第二項において準用する法第十條第一項の規定による届出は、医薬品販売業（店舗販売業、配置販売業及び卸売販売業をいう。以下同じ。）の廃止若しくは休止又は休止した業務の再開の場合にあっては別記様式第四十四号による届出書を、その他の場合にあっては別記様式第四十五号による届出書を都道府県知事に提出してしなければならない。
- 6 医薬品販売業者（店舗販売業者、配置販売業者及び卸売販売業者をいう。以下同じ。）は、前項の規定により提出する届出書には、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。
- 一 第一項第一号、第三項第一号又は第四項第一号に掲げる事項（氏名又は名称に係る部分に限る。）の変更 当該医薬品販売業者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（医薬品販売業者が法人であるときは、登記事項証明書）
  - 二 第一項第三号、第三項第五号又は第四項第六号に掲げる事項の変更 登記事項証明書
  - 三 第一項第二号又は第四項第五号に掲げる事項の変更 変更箇所を説明する図面
  - 四 店舗等管理者又は第一項第七号、第三項第四号若しくは第四項第四号に掲げる事項の変更 変更後の店舗等管理者又は薬事に關する業務に従事する薬剤師若しくは登録販売業者の薬剤師免許証又は第九十五條の九第二項に規定する販売従事登録証の写し、医薬品販売業者とこれらの者との関係を証する書類及び変更後の店舗等管理者が登録販売業者である場合にあってはその者が第九十二條第二号若しくは第九十八條の二第一項において準用する場合は口（第九十八條の二第一項において準用する場合を含む。）又は第九十條の三第一号若しくは

は第二号に該当する登録販売者であることを証する書類

- 五 第一項第六号若しくは第七号、第三項第三号若しくは第四号又は第四項第三号若しくは第四号に掲げる事項（氏名に係る部分に限る。）の変更 当該店舗等管理者又は薬事に關する業務に従事する薬剤師又は登録販売者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書
- 7 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のうち 届出者が法の規定による許可等の申請又は届出の際に当該届出書の提出先とされている都道府県知事に提出したものについては、当該届出書にその旨を付記したときは、添付することを要しない。
- （販売指定品目の変更等）
- 第九十二條 動物用医薬品特例店舗販売業者は、法第八十三條の二の三第一項の規定により都道府県知事の指定した品目の変更又は品目の追加指定を申請しようとするときは、別記様式第四十六号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
- 第九十三條から第九十五條まで 削除
- 第九十五條の二 法第三十六條の八第一項の農林水産大臣が指定する医薬品は、別表第一のとおりとする。
- （動物用医薬品登録販売者試験）
- 第九十五條の三 法第八十三條第一項の規定により読み替えて適用される法第三十六條の八第一項に規定する試験（以下「動物用医薬品登録販売者試験」という。）は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号。以下「施行規則」という。）第二百五十九條の三第一項に規定する登録販売者試験とする。
- 第九十五條の四から第九十五條の七まで 削除
- （販売従事登録の申請）
- 第九十五條の八 法第三十六條の八第二項の規定による登録（以下「販売従事登録」という。）を受けようとする者は、別記様式第四十七号による申請書を医薬品の販売又は授与に従事する医薬品の販売業の店舗等の所在地の都道府県知事（配置販売業にあっては、配置しようとする区域をその区域に含む都道府県の知事。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 販売従事登録を受けようとする者（以下この項において「申請者」という。）が動物用医薬品登録販売者試験に合格したことを証する書類
  - 二 申請者の戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書（動物用医薬品登録販売者試験の申請時から氏名又は本籍に変更があった者については、戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書、日本国籍を有していない者については、住民票の写し又は住民票記載事項証明書（住民基本台帳法（昭和四十一年法律第八十一号）第七條第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項並びに同法第三十條の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。））
  - 三 申請者が医薬品の販売業者でないときは、雇用契約書の写しその他医薬品の販売業者の申請者に対する使用関係を証する書類
- 2 以上の都道府県において販売従事登録を受けようとする申請者は、当該申請を行った都道府県知事のうちのいずれか一の都道府県知事の登録のみを受けることができる。
- （登録販売者名簿及び登録証の交付）
- 第九十五條の九 販売従事登録を行うため、都道府県に登録販売者名簿を備え、次に掲げる事項を登録する。
- 一 登録番号及び登録年月日
  - 二 本籍地都道府県名（日本国籍を有していない者については、その国籍）、氏名、生年月日及び性別
  - 三 動物用医薬品登録販売者試験の合格の年月及び試験施行地都道府県名
  - 四 前各号に掲げるもののほか、適正に医薬品を販売するに足るものであることを確認するために都道府県知事が必要と認める事項
- 都道府県知事は、販売従事登録を行ったときは、当該販売従事登録を受けた者に対して、別記様式第四十八号による登録証（以下「販売従事登録証」という。）を交付しなければならない。

(登録販売者名簿の登録事項の変更)  
**第一百五十五条の十** 登録販売者は、前条第一項の登録事項に変更を生じたときは、三十日以内に、その旨を届け出なければならない。

2 前項の届出をするには、別記様式第四十九号による変更届に届出の原因たる事実を証する書類を添え、登録を受けた都道府県知事に提出しなければならない。  
(販売従事登録の削除)  
**第一百五十五条の十一** 登録販売者は、指定医薬品以外の医薬品の販売又は授与に従事しようとならなくなったときは、三十日以内に、登録販売者名簿の登録の削除を申請しなければならない。

2 登録販売者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)による死亡又は失踪の届出義務者は、三十日以内に、登録販売者名簿の登録の削除を申請しなければならない。  
3 前二項の申請をするには、別記様式第五十号による申請書を、登録を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

4 都道府県知事は、登録販売者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を削除しなければならない。  
一 第一項又は第二項の規定による申請がされ、又は、登録販売者が死亡し、若しくは失踪の宣告を受けたことが確認されたとき。  
二 法第五号第三号イからヘまでのいずれかに該当するに至ったとき。  
三 偽りその他不正の手段により販売従事登録を受けたことが判明したとき。  
(販売従事登録証の書換え交付)  
**第一百五十五条の十二** 登録販売者は、販売従事登録証の記載事項に変更を生じたときは、販売従事登録証の書換え交付を申請することができる。

2 前項の申請をするには、別記様式第五十一号による申請書にその販売従事登録証を添え、登録を受けた都道府県知事に提出しなければならない。  
(販売従事登録証の再交付)  
**第一百五十五条の十三** 登録販売者は、販売従事登録証を破り、汚し、又は失ったときは、販売従事登録証の再交付を申請することができる。

2 前項の申請をするには、別記様式第五十二号による申請書を、登録を受けた都道府県知事に提出しなければならない。  
3 販売従事登録証を破り、又は汚した登録販売者が第一項の申請をする場合には、申請書にその販売従事登録証を添えなければならない。

4 登録販売者は、販売従事登録証の再交付を受けた後、失った販売従事登録証を発見したときは、五日以内に、登録を受けた都道府県知事に返納しなければならない。  
(販売従事登録証の返納)  
**第一百五十五条の十四** 登録販売者は、販売従事登録証の削除を申請するときは、販売従事登録証を、登録を受けた都道府県知事に返納しなければならない。第百五十五条の十一第二項の規定により販売従事登録の削除を申請する者についても同様とする。  
2 登録販売者は、登録を削除されたときは、前項に規定する場合を除き、五日以内に、販売従事登録証を、登録を削除された都道府県知事に返納しなければならない。  
(高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の申請)  
**第一百六条** 法第三十九条第一項の規定による許可の申請は、別記様式第五十三号による申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。  
一 申請者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書  
二 高度管理医療機器等営業所管理者(法第三十九条の二第一項に規定する高度管理医療機器等営業所管理者をいう。以下同じ。)の資格を証する書類の写し及び申請者との者との関係を証する書類  
法第三十九条第三項第五号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。  
一 営業所の名称及び所在地  
二 高度管理医療機器等営業所管理者(法第三十九条の二第一項に規定する高度管理医療機器等営業所管理者をいう。以下同じ。)の住所  
三 営業所における兼営事業の種類  
第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のうち、申請者が法の規定による許可等の申請又は届出の際に当該申請書の提出先とされている都道府県知事に提出したものについては、当該申請書にその旨を付記したときは、添付することを要しない。  
(高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請)  
**第一百六条の二** 法第三十九条第六項の規定による許可の更新の申請は、別記様式第五十四号による申請書を都道府県知事に提出してしなければならない。

(高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可証の様式)  
**第一百六条の三** 令第四十四条に規定する許可証の様式は、別記様式第五十五号によるものとする。  
(高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可証の揭示)  
**第一百六条の四** 高度管理医療機器等の販売業者等は、令第四十四条の規定により交付された許可証について、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公衆の閲覧に供することが困難であると認められる相当の理由がある場合にあつては、営業所の見やすい場所に掲示しておくなければならない。  
2 前項の規定にかかわらず、令第四十五条第一項又は第四十六条第一項の規定により許可証の書換え交付又は許可証の再交付を申請している場合は、前項の規定による閲覧に供する措置及び揭示は、することを要しない。  
(高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可証の書換え交付申請書の様式)  
**第一百六条の五** 令第四十五条第二項に規定する申請書の様式は、別記様式第五十六号によるものとする。  
(高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可証の再交付申請書の様式)  
**第一百六条の六** 令第四十六条第二項に規定する申請書の様式は、別記様式第五十七号によるものとする。  
(高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可帳簿の記載事項)  
**第一百七条** 令第四十八条に規定する高度管理医療機器等の販売業又は貸与業に係る許可に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。  
一 許可番号及び許可年月日  
二 高度管理医療機器等の販売業者等の氏名又は名称及び住所  
三 営業所の名称及び所在地  
四 営業所の高度管理医療機器等営業所管理者の氏名及び住所  
五 取り扱う高度管理医療機器等の一般的名称  
(高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の営業所の構造設備の基準)  
**第一百八条** 法第三十九条第四項の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。ただし、

高度管理医療機器プログラム(法第三十九条第一項に規定する高度管理医療機器プログラムをいう。以下同じ。)の電気通信回線を通じた提供のみを行う営業所については、この限りでない。  
一 採光、照明及び換気が適切であり、かつ、清潔であること。  
二 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。  
三 取扱品目を衛生的かつ安全に貯蔵するために必要な設備を有すること。  
(高度管理医療機器等営業所管理者の基準)  
**第十九条** 法第三十九条の二第一項の農林水産省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。ただし、高度管理医療機器プログラム又はこれを記録した記録媒体の販売若しくは貸与又は電気通信回線を通じた提供のみを行う営業所においてその販売又は貸与を实地に管理する者については、この限りでない。  
一 医療機器の販売又は貸与に関する業務に三年以上従事した者  
二 農林水産大臣が前号に掲げる者と同年以上の知識経験を有すると認められた者  
(管理医療機器の販売業又は貸与業の届出)  
**第二十条** 法第三十九条の三第一項の規定による届出は、別記様式第五十八号による届出書に第百三十二条第一項に規定する管理医療機器営業所管理者の資格を証する書類の写し及び届出者との者との関係を証する書類を添えて、都道府県知事に提出してしなければならない。  
2 法第三十九条の三第一項第三号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。  
一 営業所の名称及び所在地  
二 営業所(管理医療機器プログラム(法第三十九条の三第一項に規定する管理医療機器プログラムをいう。以下同じ。)の電気通信回線を通じた提供のみを行う営業所を除く。)の構造設備の概要  
三 第百三十二条第一項に規定する管理医療機器営業所管理者の氏名及び住所  
四 営業所において他の業務を併せて行うときは、その業務の種類  
第一項の規定にかかわらず、同項に規定する書類のうち、届出者が法の規定による許可等の申請又は届出の際に当該届出書の提出先とされている都道府県知事に提出したものについては、

(高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可証の様式)  
**第一百六条の三** 令第四十四条に規定する許可証の様式は、別記様式第五十五号によるものとする。  
(高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可証の揭示)  
**第一百六条の四** 高度管理医療機器等の販売業者等は、令第四十四条の規定により交付された許可証について、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公衆の閲覧に供することが困難であると認められる相当の理由がある場合にあつては、営業所の見やすい場所に掲示しておくなければならない。  
2 前項の規定にかかわらず、令第四十五条第一項又は第四十六条第一項の規定により許可証の書換え交付又は許可証の再交付を申請している場合は、前項の規定による閲覧に供する措置及び揭示は、することを要しない。  
(高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可証の書換え交付申請書の様式)  
**第一百六条の五** 令第四十五条第二項に規定する申請書の様式は、別記様式第五十六号によるものとする。  
(高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可証の再交付申請書の様式)  
**第一百六条の六** 令第四十六条第二項に規定する申請書の様式は、別記様式第五十七号によるものとする。  
(高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可帳簿の記載事項)  
**第一百七条** 令第四十八条に規定する高度管理医療機器等の販売業又は貸与業に係る許可に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。  
一 許可番号及び許可年月日  
二 高度管理医療機器等の販売業者等の氏名又は名称及び住所  
三 営業所の名称及び所在地  
四 営業所の高度管理医療機器等営業所管理者の氏名及び住所  
五 取り扱う高度管理医療機器等の一般的名称  
(高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の営業所の構造設備の基準)  
**第一百八条** 法第三十九条第四項の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。ただし、

高度管理医療機器プログラム(法第三十九条第一項に規定する高度管理医療機器プログラムをいう。以下同じ。)の電気通信回線を通じた提供のみを行う営業所については、この限りでない。  
一 採光、照明及び換気が適切であり、かつ、清潔であること。  
二 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。  
三 取扱品目を衛生的かつ安全に貯蔵するために必要な設備を有すること。  
(高度管理医療機器等営業所管理者の基準)  
**第十九条** 法第三十九条の二第一項の農林水産省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。ただし、高度管理医療機器プログラム又はこれを記録した記録媒体の販売若しくは貸与又は電気通信回線を通じた提供のみを行う営業所においてその販売又は貸与を实地に管理する者については、この限りでない。  
一 医療機器の販売又は貸与に関する業務に三年以上従事した者  
二 農林水産大臣が前号に掲げる者と同年以上の知識経験を有すると認められた者  
(管理医療機器の販売業又は貸与業の届出)  
**第二十条** 法第三十九条の三第一項の規定による届出は、別記様式第五十八号による届出書に第百三十二条第一項に規定する管理医療機器営業所管理者の資格を証する書類の写し及び届出者との者との関係を証する書類を添えて、都道府県知事に提出してしなければならない。  
2 法第三十九条の三第一項第三号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。  
一 営業所の名称及び所在地  
二 営業所(管理医療機器プログラム(法第三十九条の三第一項に規定する管理医療機器プログラムをいう。以下同じ。)の電気通信回線を通じた提供のみを行う営業所を除く。)の構造設備の概要  
三 第百三十二条第一項に規定する管理医療機器営業所管理者の氏名及び住所  
四 営業所において他の業務を併せて行うときは、その業務の種類  
第一項の規定にかかわらず、同項に規定する書類のうち、届出者が法の規定による許可等の申請又は届出の際に当該届出書の提出先とされている都道府県知事に提出したものについては、

は、当該届出書にその旨を付記したときは、添付することを要しない。  
(管理医療機器の販売業又は貸与業の営業所の構造設備の基準)

**第二百一十一条** 法第三十九条の三第二項の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。ただし、管理医療機器プログラムの電気通信回線を通じての提供のみを行う営業所については、この限りでない。

- 一 採光、照明及び換気が適切であり、かつ、清潔であること。
- 二 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。
- 三 取扱品目を衛生的に、かつ、安全に貯蔵するために必要な設備を有すること。

(高度管理医療機器等営業所管理者の業務及び遵守事項)

**第二百一十二条** 法第四十条第一項において準用する法第八条第三項の高度管理医療機器等営業所管理者が行う営業所の管理に関する業務は、次のとおりとする。

- 一 法第四十条第一項において準用する法第九條の二第一項第一号に規定する高度管理医療機器等営業所管理者が有する権限に係る業務
- 二 法第四十条第一項において準用する法第八條第一項の規定による従業者の監督、その営業所の構造設備及び高度管理医療機器等その他の物品の管理その他その営業所の業務に對し必要な注意を払う業務

**第二百一十三条** 法第四十条第一項において準用する法第八條第二項の規定により高度管理医療機器等の販売業者等に対して述べた意見を記載した書面の写しを三年間保存すること。

(営業所の管理に関する帳簿)  
**第二百二十二条** 高度管理医療機器等の販売業者等は、営業所に当該営業所の管理に関する事項を記録するための帳簿を備えなければならない。

2 高度管理医療機器等営業所管理者は、次に掲げる事項を前項の帳簿に記載しなければならない。  
一 営業所における品質確保の実施の状況

二 苦情処理 回収処理その他不良品の処理の状況

三 営業所の従業者の教育訓練の実施の状況

四 その他営業所の管理に関する事項

3 高度管理医療機器等の販売業者等は、第一項の帳簿を、最終の記載の日から六年間保存しなければならない。

(品質の確保)  
**第二百二十三条** 高度管理医療機器等の販売業者等は、適正な方法により、当該医療機器に被包の損傷その他の瑕疵がないことの確認その他の医療機器の品質の確保をしなければならない。

(苦情処理)  
**第二百二十四条** 高度管理医療機器等の販売業者等は、自ら販売し、授与し、若しくは貸与し、又は電気通信回線を通じて提供した医療機器の品質等に関して苦情があったときは、その苦情に係る事項が自ら起因するものでないことが明らかなる場合を除き、当該営業所の高度管理医療機器等営業所管理者に、苦情に係る事項の原因を究明させ、当該営業所の品質確保の方法に關し改善が必要な場合には、所要の措置を講じなければならない。

(回収)  
**第二百五十五条** 高度管理医療機器等の販売業者等は、自ら販売し、授与し、若しくは貸与し、又は電気通信回線を通じて提供した医療機器の品質等に関する理由により回収を行うときは、その回収に至った理由が自らの陳列、貯蔵等に起因することが明らかなる場合に限り、当該営業所の高度管理医療機器等営業所管理者に、次に掲げる業務(高度管理医療機器プログラムを電気回線を通じて提供した場合にあっては、第一号に掲げる業務)を行わせなければならない。

一 回収に至った原因を究明し、当該営業所の品質確保の方法に關し改善が必要な場合には、所要の措置を講ずること。

二 回収した医療機器を区分して一定期間保管した後、適切に処理すること。

(教育訓練)  
**第二百二十六条** 高度管理医療機器等の販売業者等は、営業所の従業者に対して、その取り扱う医療機器の販売、授与若しくは貸与又は電気通信

回線を通じての提供に係る情報提供及び品質の確保に関する教育訓練を実施しなければならない。  
(中古品の販売等に係る通知)

**第二百二十七条** 高度管理医療機器等の販売業者等は、使用された高度管理医療機器等を他に販売し、授与し、又は貸与しようとするときは、あらかじめ、当該高度管理医療機器等の製造販売業者に通知しなければならない。ただし、当該使用された高度管理医療機器等が他の高度管理医療機器等の販売業者等から販売し、授与又は貸与された場合であつて、当該使用された高度管理医療機器等を他の高度管理医療機器等の販売業者等に販売し、授与し、又は貸与しようとするときは、この限りでない。

2 高度管理医療機器等の販売業者等は、使用された高度管理医療機器等の品質の確保その他当該高度管理医療機器等の販売、授与又は貸与に係る注意事項について、当該高度管理医療機器等の製造販売業者から指示を受けた場合は、それを遵守しなければならない。  
(製造販売業者の不具合等の報告への協力)

**第二百二十八条** 高度管理医療機器等の販売業者等は、その販売し、授与し、若しくは貸与し、又は電気通信回線を通じて提供した医療機器について、当該医療機器の不具合その他の事由によるものと疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は当該医療機器の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該医療機器の製造販売業者又は外国製造医療機器等特例承認取得者にその旨を通知しなければならない。

(高度管理医療機器等の譲受及び譲渡に関する記録)  
**第二百二十九条** 高度管理医療機器等の販売業者等は、高度管理医療機器等を譲り受けたとき、及び医療機器の製造販売業者、製造業者、販売業者、貸与業者若しくは修理業者又は飼育動物診療施設の開設者に販売し、授与し、若しくは貸与し、又は電気通信回線を通じて提供したときは、次に掲げる事項を書面に記載しなければならない。

一 譲受し、又は販売し、授与し、若しくは貸与し、若しくは電気通信回線を通じて提供した高度管理医療機器等の品名、一般的名称及び製造番号又は製造記号並びに数量

二 その高度管理医療機器等を譲受し、又は販売し、授与し、若しくは貸与し、若しくは電気通信回線を通じて提供した年月日

三 譲渡人又は譲受人の氏名又は名称及び住所

2 高度管理医療機器等の販売業者等は、前項の書面を、記載の日から三年間(特定保守管理医療機器に係る書面にあっては、記載の日から十五年間)保存しなければならない。ただし、貸与した特定保守管理医療機器について、譲受人から返却されてから三年を経過した場合にあっては、この限りでない。

3 高度管理医療機器等の販売業者等は、管理医療機器(特定保守管理医療機器を除く。以下この条から第三十四条までにおいて同じ。)又は一般医療機器(特定保守管理医療機器を除く。以下この条及び第三十四条において同じ。)を取り扱う場合にあっては、管理医療機器又は一般医療機器の譲受及び譲渡に関する記録を作成し、保存するよう努めなければならない。  
(高度管理医療機器等の販売業者等の法令遵守体制)

**第三十条** 高度管理医療機器等の販売業者等は、次に掲げる場所により、法第四十条第一項において準用する法第九條の二第一項各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 次に掲げる高度管理医療機器等営業所管理者の権限を明らかにすること。

イ 営業所に関する業務に従事する者に対する業務の指示及び監督に関する権限  
ロ イに掲げるもののほか、営業所の管理に関する権限

二 次に掲げる法第四十条第一項において準用する法第九條の二第一項第二号に規定する体制を整備すること。

イ 営業所の管理に関する業務その他の高度管理医療機器等の販売業者等の業務の遂行が法令に適合することを確保するために必要な規程の作成、高度管理医療機器等の販売業者等の業務に関する業務に責任を有する役員及び従業者に対する教育訓練の実施及び評価並びに業務の遂行に係る記録の作成、管理及び保存を行う体制

ロ 高度管理医療機器等の販売業者等が業務に関する業務に責任を有する役員及び従業者の業務を監督するために必要な情報を収



集し、その業務の適性を確保するために必要な措置を講ずる体制

- ハ イ及びロに掲げるもののほか、高度管理医療機器等の販売業者等の業務の適正を確保するために必要な人員の確保及び配置その他の高度管理医療機器等の販売業者等の業務の適正を確保するための体制
- 三 次に掲げる法第四十条第一項において準用する法第九条の二第二項第三号に規定する措置を講ずること。
- イ 高度管理医療機器等の販売業者等の従業者に対して法令遵守のための指針を示すこと。

ロ 薬事に関する業務に責任を有する役員の特権及び分掌する業務を明らかにすること。

ハ イ及びロに掲げるもののほか、前号に規定する体制を実効的に機能させるために必要な措置

（営業所の休廃止等の届出）

第百三十一条 法第四十条第一項において準用する法第十条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項（高度管理医療機器プログラムの電気通信回線を通じた提供のみを行う営業所にあつては、第四号に掲げる事項を除く。）とする。

- 一 高度管理医療機器等の販売業者等の氏名若しくは名称又は住所
  - 二 営業所の名称
  - 三 営業所の高度管理医療機器等営業所管理者の氏名又は住所
  - 四 営業所の構造設備の主要部分
  - 五 高度管理医療機器等の販売業者等が法人であるときは、薬事に責任を有する役員
  - 六 営業所における兼営事業の種類
- 2 法第四十条第一項において準用する法第十条第一項の規定による届出は、営業所の廃止若しくは休止又は休止した営業所の再開の場合にあつては別記様式第五十九号による届出書、その他の場合にあつては別記様式第六十号による届出書を都道府県知事に提出してしなければならない。
- 3 高度管理医療機器等の販売業者等は、前項の規定により提出する届出書には、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。
- 一 営業所の高度管理医療機器等営業所管理者の変更 変更後の高度管理医療機器等営業所

管理者の資格を証する書類の写し及び高度管理医療機器等の販売業者等とその者との関係

- 二 第一項第一号に規定する高度管理医療機器等の販売業者等の氏名又は名称の変更 当該高度管理医療機器等の販売業者等の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（高度管理医療機器等の販売業者等が法人であるときは、登記事項証明書）
- 三 第一項第三号に規定する営業所の高度管理医療機器等営業所管理者の氏名の変更 当該高度管理医療機器等営業所管理者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書
- 四 第一項第四号に掲げる事項の変更 変更箇所を説明する図面
- 五 第一項第五号に掲げる事項の変更 登記事項証明書

4 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のうち、届出者が法の規定による許可等

申請又は届出の際に当該届出書の提出先とされている都道府県知事に提出したものであるときは、当該届出書にその旨を付記したときは、添付することを要しない。

（管理医療機器の販売業者等の遵守事項）

第百三十二条 管理医療機器の販売業者等（法第三十九条第一項の許可を受けた者を除く。以下同じ。）は、管理医療機器の販売、授与又は貸与を实地に管理させるために、営業所（以下「管理医療機器営業所」という。）を置かなければならない。ただし、管理医療機器プログラム又はこれを記録した記録媒体の販売若しくは貸与又は電気通信回線を通じた提供のみを行う営業所については、この限りでない。

- 一 医療機器の販売又は貸与に関する業務に三年以上以上従事した者
- 二 農林水産大臣が前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認められた者
- 2 管理医療機器の販売業者等は、医療機器の譲受及び譲渡に関する記録を作成し、保存するよう努めなければならない。
- 3 管理医療機器営業所管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、従業者の監督、その営業所の構造設備及び医療機器その他の物品の管理その他その営業所の業務に対し必要な注意を払わなければならない。
- 4 管理医療機器営業所管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その営業所の

業務につき、管理医療機器の販売業者等に対し必要な意見を書面により述べなければならない。

- 5 管理医療機器営業所管理者は、営業所の管理に係る業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ適正に当該業務を行わなければならない。
- 6 管理医療機器営業所管理者は、第四項の規定により管理医療機器の販売業者等に対して意見を記載した書面の写しを三年間保存しなければならない。
- 7 管理医療機器の販売業者等は、第四項の規定により述べられた管理医療機器営業所管理者の意見を尊重するとともに、法令遵守のために措置を講ずる必要があるときは、当該措置を講じ、かつ、講じた措置の内容、措置を講じない場合にあつては、その旨及びその理由を記録し、これを適切に保存しなければならない。

（管理医療機器の販売業者等の法令遵守体制）

第百三十二条の二 管理医療機器の販売業者等は、次に掲げるところにより、法第四十条第二項において準用する法第九条の二第二項各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 次に掲げる管理医療機器営業所管理者の権限を明らかにすること。
- イ 営業所に関する業務に従事する者に対する業務の指示及び監督に関する権限
- ロ イに掲げるもののほか、営業所の管理に関する権限
- 二 次に掲げる法第四十条第二項において準用する法第九条の二第二項第二号に規定する体制を整備すること。
- イ 営業所の管理に関する業務その他の管理に適合することを確保するために必要な規程の作成、管理医療機器の販売業者等の薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者に対する教育訓練の実施及び評価並びに業務の遂行に係る記録の作成、管理及び保存を行う体制
- ロ 管理医療機器の販売業者等が薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者の業務を監督するために必要な情報を収集し、その業務の適正を確保するために必要な措置を講ずる体制
- ハ イ及びロに掲げるもののほか、管理医療機器の販売業者等の業務の適正を確保する

ために必要な人員の確保及び配置その他の管理医療機器の販売業者等の業務の適正を確保するための体制

- 三 次に掲げる法第四十条第二項において準用する法第九条の二第二項第三号に規定する措置を講ずること。
- イ 管理医療機器の販売業者等の従業者に対して法令遵守のための指針を示すこと。
- ロ 薬事に関する業務に責任を有する役員の特権及び分掌する業務を明らかにすること。
- ハ イ及びロに掲げるもののほか、前号に規定する体制を実効的に機能させるために必要な措置

（営業所の休廃止等の届出）

第百三十三条 法第四十条第二項において準用する法第十条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項（管理医療機器プログラムの電気通信回線を通じた提供のみを行う営業所にあつては、第四号に掲げる事項を除く。）とする。

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所
  - 二 営業所の名称
  - 三 営業所の管理医療機器営業所管理者の氏名又は住所
  - 四 営業所の構造設備の主要部分
  - 五 営業所において他の業務を併せて行うときは、その業務の種類
- 2 法第四十条第二項において準用する法第十条第一項の規定による届出は、営業所の廃止若しくは休止又は休止した営業所の再開の場合にあつては別記様式第五十九号による届出書、その他の場合にあつては別記様式第六十一号による届出書を都道府県知事に提出してしなければならない。

（準用）

第百三十四条 管理医療機器の販売業者等については、第百二十二条から第百二十八条までの規定を準用する。この場合において、第百二十二

- 条第二項、第百二十四条及び第百二十五条中「高度管理医療機器等営業所管理者」とあるのは「管理医療機器営業所管理者」と、同条中「第四十条第一項」とあるのは「第四十条第二項」と読み替えるものとする。
- 2 一般医療機器の販売業者等については、第百二十二条から第百二十八条まで及び第百三十二条第二項の規定を準用する。この場合におい

て、第二百二十二条第二項中「高度管理医療機器等営業所管理者」とあるのは、「一般医療機器の販売業者等」と、第二百二十四条及び第二百五十二条中「高度管理医療機器等営業所管理者」とあるのは、「従業者」と読み替えるものとする。

**第百三十五条** 法第四十条の二第一項の規定による許可の申請は、同条第三項の規定により、別記様式第六十二号による申請書を農林水産大臣に提出してしなければならない。

2 法第四十条の二第三項第四号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。  
一 事業所の名称及び所在地  
二 受けようとする許可に係る修理区分  
三 医療機器修理責任技術者（法第四十条の三において準用する法第二十三条の二の十四第四項に規定する医療機器修理責任技術者をいう。以下同じ。）の氏名及び住所  
四 兼営事業の種類

3 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。  
一 申請者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書  
二 事業所の医療機器修理責任技術者となる者の資格を証する書類の写し及び申請者との関係を示す書類  
三 別記様式第六十三号による事業所の構造設備の概要書  
4 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のうち、申請者が法の規定による許可等の申請又は届出の際に農林水産大臣に提出したものであるときは、当該申請書にその旨を付記したときは、添付することを要しない。

**第百三十六條** 法第四十条の二第二項の農林水産省令で定める区分（以下「修理区分」という。）は、次のとおりとする。  
一 特定保守管理医療機器を修理するもの  
二 前号に掲げる医療機器以外の医療機器を修理するもの  
(修理業の許可の更新の申請)  
**第百三十七條** 法第四十条の二第四項の規定による許可の更新の申請は、別記様式第六十四号による申請書を農林水産大臣に提出してしなければならない。

**第百三十八條** 法第四十条の二第七項の規定による修理区分の変更又は追加の許可の申請は、別記様式第六十五号による申請書に、当該変更又は追加に係る次の各号に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出してなければならない。  
一 許可証  
二 別記様式第六十三号による事業所の構造設備の概要書  
2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のうち、申請者が法の規定による許可等の申請又は届出の際に農林水産大臣に提出したものであるときは、当該申請書にその旨を付記したときは、添付することを要しない。

**第百三十九條** 令第五十五条において準用する令第三十七条の八第一項に規定する許可証の様式は、別記様式第六十六号によるものとする。  
(修理業の許可証の揭示)  
**第百四十條** 医療機器の修理業者は、令第五十五条において準用する令第三十七条の八第一項の規定により交付された許可証について、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公衆の閲覧に供される場合がある場合は、事業所の見やすい場所に揭示しておかなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、令第五十五条において準用する令第三十七条の九第一項又は第三十七条の十第一項の規定により許可証の書換え交付又は許可証の再交付を申請している場合は、前項の規定による閲覧に供する措置及び揭示は、することを要しない。  
(修理業の許可証の書換え交付申請書の様式)  
**第百四十一條** 令第五十五条において準用する令第三十七条の九第二項に規定する申請書の様式は、別記様式第六十七号によるものとする。

**第百四十二條** 令第五十五条において準用する令第三十七条の十第二項に規定する申請書の様式は、別記様式第六十八号によるものとする。  
(修理業の許可台帳の記載事項)  
**第百四十三條** 令第五十五条において準用する令第三十七条の十二第一項に規定する医療機器の修理業に係る許可に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。  
一 許可番号、許可年月日及び修理区分  
二 修理業者の氏名又は名称及び住所

三 事業所の名称及び所在地  
四 事業所の医療機器修理責任技術者の氏名及び住所  
五 その他当該医療機器の修理業者に関し参考となる事項  
(医療機器修理責任技術者の資格)  
**第百四十四條** 医療機器修理責任技術者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。  
一 医療機器の修理に関する業務に三年以上従事した者  
二 農林水産大臣が前号に掲げる者と同等级以上の知識経験を有すると認められた者  
(医療機器修理責任技術者の業務及び遵守事項)  
**第百四十五條** 法第四十条の三において準用する法第二十三条の二の十四第九項の医療機器修理責任技術者が行う修理の管理に関する業務は、次のとおりとする。  
一 法第四十条の三において準用する法第二十三条の二の十五の二第三項第一号に規定する医療機器修理責任技術者が有する権限に係る業務  
二 法第四十条の三において準用する法第二十条の二の十四第八項において準用する法第八條第一項の規定による従業者の監督、その営業所の構造設備及び医療機器等その他の物品の管理その他その営業所の業務に對し必要な注意を払う業務

2 法第四十条の三において準用する法第二十三条の二の十四第九項の医療機器修理責任技術者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。  
一 修理の管理に係る業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ適正に当該業務を行うこと。  
二 法第四十条の三において準用する法第二十条の二の十四第七項の規定により修理業者に対して述べる意見を記載した書面の写しを三年間保存すること。  
(修理、試験等に関する記録)  
**第百四十六條** 医療機器修理責任技術者は、修理及び試験に関する記録その他当該事業所の管理に関する記録を作成し、かつ、これを三年間（当該記録に係る医療機器に関して有効期間の記載が義務付けられている場合には、その有効期間に一年を加算した期間）保存しなければならない。  
(医療機器の修理業者の法令遵守体制)  
**第百四十六條の二** 医療機器の修理業者は、次に掲げる場所により、法第四十条の三において

準用する法第二十三条の二の十五の二第三項各号に掲げる措置を講じなければならない。  
一 次に掲げる医療機器修理責任技術者の権限を明らかにすること。  
イ 医療機器の修理に関する業務に従事する者に対する業務の指示及び監督に関する権限  
ロ イに掲げるもののほか、医療機器の修理の管理に関する権限  
二 次に掲げる法第四十条の三において準用する法第二十三条の二の十五の二第三項第二号に規定する体制を整備すること。  
イ 医療機器の修理の管理に関する業務その他の修理業者の業務の遂行が法令に適合することを確保するために必要な規定の作成、修理業者の業務に関する業務に責任を有する役員及び従業者に対する教育訓練の実施及び評価並びに業務の遂行に係る記録の作成、管理及び保存を行う体制  
ロ 修理業者が業務に関する業務に責任を有する役員及び従業者の業務を監督するために必要な情報を収集し、その業務の適性を確保するために必要な措置を講ずる体制  
ハ イ及びロに掲げるもののほか、修理業者の業務の適正を確保するために必要な人員の確保及び配置その他の修理業者の業務の適正を確保するための体制  
三 次に掲げる法第四十条の三において準用する法第二十三条の二の十五の二第三項第三号に規定する措置を講ずること。  
イ 医療機器の修理業者の従業者に対して法令遵守のための指針を示すこと。  
ロ 業務に関する業務に責任を有する役員等の権限及び分掌する業務を明らかにすること。  
ハ イ及びロに掲げるもののほか、前号に規定する体制を実効的に機能させるために必要な措置  
(特定保守管理医療機器の修理業者の作業管理及び品質管理)  
**第百四十七條** 特定保守管理医療機器の修理業者は、事業所ごとに、次に掲げる文書（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を作成しなければならない。  
一 業務の内容に関する文書

二 事業所の名称及び所在地  
三 事業所の医療機器修理責任技術者の氏名及び住所  
四 その他当該医療機器の修理業者に関し参考となる事項  
(医療機器修理責任技術者の資格)  
**第百四十四條** 医療機器修理責任技術者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。  
一 医療機器の修理に関する業務に三年以上従事した者  
二 農林水産大臣が前号に掲げる者と同等级以上の知識経験を有すると認められた者  
(医療機器修理責任技術者の業務及び遵守事項)  
**第百四十五條** 法第四十条の三において準用する法第二十三条の二の十四第九項の医療機器修理責任技術者が行う修理の管理に関する業務は、次のとおりとする。  
一 法第四十条の三において準用する法第二十三条の二の十五の二第三項第一号に規定する医療機器修理責任技術者が有する権限に係る業務  
二 法第四十条の三において準用する法第二十条の二の十四第八項において準用する法第八條第一項の規定による従業者の監督、その営業所の構造設備及び医療機器等その他の物品の管理その他その営業所の業務に對し必要な注意を払う業務

2 法第四十条の三において準用する法第二十三条の二の十四第九項の医療機器修理責任技術者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。  
一 修理の管理に係る業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ適正に当該業務を行うこと。  
二 法第四十条の三において準用する法第二十条の二の十四第七項の規定により修理業者に対して述べる意見を記載した書面の写しを三年間保存すること。  
(修理、試験等に関する記録)  
**第百四十六條** 医療機器修理責任技術者は、修理及び試験に関する記録その他当該事業所の管理に関する記録を作成し、かつ、これを三年間（当該記録に係る医療機器に関して有効期間の記載が義務付けられている場合には、その有効期間に一年を加算した期間）保存しなければならない。  
(医療機器の修理業者の法令遵守体制)  
**第百四十六條の二** 医療機器の修理業者は、次に掲げる場所により、法第四十条の三において

準用する法第二十三条の二の十五の二第三項各号に掲げる措置を講じなければならない。  
一 次に掲げる医療機器修理責任技術者の権限を明らかにすること。  
イ 医療機器の修理に関する業務に従事する者に対する業務の指示及び監督に関する権限  
ロ イに掲げるもののほか、医療機器の修理の管理に関する権限  
二 次に掲げる法第四十条の三において準用する法第二十三条の二の十五の二第三項第二号に規定する体制を整備すること。  
イ 医療機器の修理の管理に関する業務その他の修理業者の業務の遂行が法令に適合することを確保するために必要な規定の作成、修理業者の業務に関する業務に責任を有する役員及び従業者に対する教育訓練の実施及び評価並びに業務の遂行に係る記録の作成、管理及び保存を行う体制  
ロ 修理業者が業務に関する業務に責任を有する役員及び従業者の業務を監督するために必要な情報を収集し、その業務の適性を確保するために必要な措置を講ずる体制  
ハ イ及びロに掲げるもののほか、修理業者の業務の適正を確保するために必要な人員の確保及び配置その他の修理業者の業務の適正を確保するための体制  
三 次に掲げる法第四十条の三において準用する法第二十三条の二の十五の二第三項第三号に規定する措置を講ずること。  
イ 医療機器の修理業者の従業者に対して法令遵守のための指針を示すこと。  
ロ 業務に関する業務に責任を有する役員等の権限及び分掌する業務を明らかにすること。  
ハ イ及びロに掲げるもののほか、前号に規定する体制を実効的に機能させるために必要な措置  
(特定保守管理医療機器の修理業者の作業管理及び品質管理)  
**第百四十七條** 特定保守管理医療機器の修理業者は、事業所ごとに、次に掲げる文書（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を作成しなければならない。  
一 業務の内容に関する文書

二 事業所の名称及び所在地  
三 事業所の医療機器修理責任技術者の氏名及び住所  
四 その他当該医療機器の修理業者に関し参考となる事項  
(医療機器修理責任技術者の資格)  
**第百四十四條** 医療機器修理責任技術者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。  
一 医療機器の修理に関する業務に三年以上従事した者  
二 農林水産大臣が前号に掲げる者と同等级以上の知識経験を有すると認められた者  
(医療機器修理責任技術者の業務及び遵守事項)  
**第百四十五條** 法第四十条の三において準用する法第二十三条の二の十四第九項の医療機器修理責任技術者が行う修理の管理に関する業務は、次のとおりとする。  
一 法第四十条の三において準用する法第二十三条の二の十五の二第三項第一号に規定する医療機器修理責任技術者が有する権限に係る業務  
二 法第四十条の三において準用する法第二十条の二の十四第八項において準用する法第八條第一項の規定による従業者の監督、その営業所の構造設備及び医療機器等その他の物品の管理その他その営業所の業務に對し必要な注意を払う業務

- 二 修理手順その他修理の作業について記載した文書
- 2 特定保守管理医療機器の修理業者は、前項第二号に掲げる文書に基づき、適正な方法により医療機器の修理を行わなければならない。
- 3 特定保守管理医療機器の修理業者は、自ら修理した医療機器の品質等に関して苦情があったときは、その苦情に係る事項が当該修理に係る事業所に起因するものでないことが明らかなる場合を除き、当該事業所の医療機器修理責任技術者に、次に掲げる業務を行わせなければならない。
  - 一 苦情に係る事項の原因を究明し、修理に係る作業管理又は品質管理に關し改善が必要な場合には、所要の措置を講ずること。
  - 二 当該医療機器に係る苦情の内容、原因究明の結果及び改善措置を記載した苦情処理記録を作成し、その作成の日から三年間保存すること。
- 4 特定保守管理医療機器の修理業者は、自ら修理した医療機器の品質等に関する理由により回収を行うときは、その回収に至った理由が当該修理に係る事業所に起因するものでないことが明らかなる場合を除き、当該事業所の医療機器修理責任技術者に、次に掲げる業務を行わせなければならない。
  - 一 回収に至った原因を究明し、修理に係る作業管理又は品質管理に關し改善が必要な場合には、所要の措置を講ずること。
  - 二 回収した医療機器を区分して一定期間保管した後、適切に処理すること。
  - 三 当該医療機器に係る回収の内容、原因究明の結果及び改善措置を記載した回収処理記録を作成し、その作成の日から三年間保存すること。
- 5 特定保守管理医療機器の修理業者は、医療機器修理責任技術者に、次に掲げる業務を行わせなければならない。
  - 一 作業員に対して、医療機器の修理に係る作業管理及び品質管理に関する教育訓練を実施すること。
  - 二 教育訓練の実施の記録を作成し、その作成の日から三年間保存すること。
- 6 特定保守管理医療機器の修理業者は、医療機器の修理（軽微なものを除く。次項において同じ。）をしようとするときは、あらかじめ、当該医療機器の製造販売業者に通知しなければならない。

- らな。ただし、当該医療機器を使用する者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合その他の正当な理由がある場合であつて、修理後速やかに製造販売業者に通知するときは、この限りでない。
- 7 特定保守管理医療機器の修理業者は、医療機器の修理に係る注意事項について、当該医療機器の製造販売業者から指示を受けた場合は、それを遵守しなければならない。
- 8 特定保守管理医療機器の修理業者は、医療機器の修理をしたときは、自らの氏名又は名称及び住所を当該医療機器又はその直接の容器若しくは直接の被包に記載しなければならない。
- 9 特定保守管理医療機器の修理業者は、医療機器の修理を依頼した者に対し、修理の内容を文書により通知しなければならない。
- 10 特定保守管理医療機器の修理業者は、その修理した医療機器について、当該医療機器の不具合その他の事由によるものと疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は当該医療機器の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、製造販売業者又は外国製造医療機器等特例承認取得者にその旨を通知しなければならない。
- （特定保守管理医療機器以外の医療機器の修理業者の作業管理及び品質管理）
- 第百四十八条 特定保守管理医療機器以外の医療機器の修理業者については、前条第三項（第二号を除く）、第四項（第三号を除く）、第六項から第八項まで及び第十項の規定を準用する。（事業所の休廃止等の届出）
- 第百四十九条 法第四十条の三において準用する法第二十三条の二の十六第二項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。
  - 一 医療機器の修理業者の氏名若しくは名称又は住所
  - 二 事業所の名称
  - 三 事業所の医療機器修理責任技術者の氏名又は住所
  - 四 事業所の構造設備の主要部分
  - 五 医療機器の修理業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員
- 法第四十条の三において準用する法第二十三条の二の十六第二項の規定による届出は、事業所の廃止若しくは休止又は休止した事業所の再

- 開の場合にあつては別記様式第六十九号による届出書を、その他の場合にあつては別記様式第七十号による届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。
- 3 医療機器の修理業者は、前項の規定により提出する届出書には、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。
  - 一 事業所の医療機器修理責任技術者の変更  
変更後の医療機器修理責任技術者の資格を証する書類の写し及び修理業者とこの者との関係を保証する書類
  - 二 第一項第一号に規定する修理業者の氏名又は名称の変更  
当該修理業者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（修理業者が法人であるときは、登記事項証明書）
  - 三 第一項第三号に規定する医療機器修理責任技術者の氏名の変更  
当該医療機器修理責任技術者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書
  - 四 第一項第四号に掲げる事項の変更  
変更箇所を説明する図面
  - 五 第一項第五号に掲げる事項の変更  
登記事項証明書
- 4 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のうち、届出者が法の規定による許可等の申請又は届出の際に農林水産大臣に提出したものであるときは、当該届出書にその旨を付記したときは、添付することを要しない。（医療機器の修理業の特例の適用を受けない製造）
- 第百五十条 令第五十六条に規定する農林水産省令で定める製造は、医療機器の製造工程のうち主たる組立てその他の主たる製造工程又は滅菌を行うもの以外のものとする。
  - （再生医療等製品の販売業の許可の申請）
  - 第百五十条の二 再生医療等製品の販売業の許可を受けようとする者は、法第四十条の五第三項の規定により、別記様式第七十一号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
  - 2 法第四十条の五第三項第五号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。
    - 一 営業所の名称及び所在地
    - 二 再生医療等製品営業所管理者の氏名及び住所
    - 三 営業所において医薬品の販売業その他の業務を併せて行う場合にあつては、当該業務の種類

- 3 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申請者が法の規定による許可等の申請又は届出の際に当該申請書の提出先とされている都道府県知事に提出した書類については、当該申請書にその旨を付記したときは、この限りでない。
  - 一 申請者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書
  - 二 再生医療等製品営業所管理者（法第四十条の六第一項に規定する再生医療等製品営業所管理者をいう。以下同じ。）の資格を証する書類の写し及び申請者とこの者との関係を証する書類
  - （再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請）
  - 第百五十条の三 法第四十条の五第六項の規定による許可の更新の申請は、別記様式七十二号による申請書を都道府県知事に提出してしなければならない。
  - （再生医療等製品の販売業の許可証の掲示）
  - 第百五十条の四 令第四十四条に規定する再生医療等製品の販売業の許可証の様式は、別記様式第七十三号のとおりとする。
    - （再生医療等製品の販売業の許可証の掲示）
    - 第百五十条の五 再生医療等製品の販売業者は、令第四十四条の規定により交付された許可証について、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公衆の閲覧に供することが困難であると認められる相当の理由がある場合にあつては、営業所の見やすい場所に掲示しておかなければならない。
  - 2 前項の規定にかかわらず、令第四十五条第一項又は第四十六条第一項の規定により許可証の書換え交付又は許可証の再交付を申請している場合は、前項の規定による閲覧に供する措置及び掲示は、することを要しない。
    - （再生医療等製品の販売業の許可証の書換え交付申請書の様式）
    - 第百五十条の六 令第四十五条第二項に規定する申請書の様式は、別記様式第七十四号によるものとする。

(再生医療等製品の販売業の許可証の再交付申請書の様式)

第二百五十条の七 令第四十六条第二項に規定する申請書の様式は、別記様式第七十五号によるものとする。

(再生医療等製品の販売業の許可台帳の記載事項)

第二百五十条の八 令第四十八条第一項に規定する再生医療等製品の販売業に係る許可に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

- 一 許可番号及び許可年月日
- 二 再生医療等製品の販売業者の氏名又は名称及び住所
- 三 営業所の名称及び所在地
- 四 営業所の再生医療等製品営業所管理者の氏名及び住所

(再生医療等製品の販売業の営業所の構造設備の基準)

第二百五十条の九 法第四十条の五第四項の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 六十ルクス以上の明るさを有し、換気が十分であり、かつ、清潔であること。
- 二 常に居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。
- 三 再生医療等製品の販売業の業務を行うのに支障のない面積を有すること。
- 四 冷蔵貯蔵のための設備を有すること。ただし、冷蔵貯蔵が必要な再生医療等製品を取り扱わない場合は、この限りでない。

(再生医療等製品の販売業における再生医療等製品の販売)

第二百五十条の十 法第四十条の五第七項の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 国、都道府県知事又は市町村長(特別区の区長を含む。)
- 二 研究施設の長又は教育機関の長であつて、研究又は教育を行うに当たり必要な再生医療等製品を使用するもの
- 三 再生医療等製品の製造業者であつて、製造を行うに当たり必要な再生医療等製品を使用するもの
- 四 前三号に掲げるもののほか、都道府県知事が前二号に掲げるものに準ずるものとして特に認めるもの

(再生医療等製品営業所管理者の基準)

第二百五十条の十一 法第四十条の六第一項の農林水産省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一 薬剤師

二 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校において、薬学、化学又は生物学に関する専門の課程を修了した者

三 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校において、薬学、化学又は生物学に関する科目を修得した後、再生医療等製品の販売に関する業務に三年以上従事した者

四 再生医療等製品の販売に関する業務に五年以上従事した者

五 農林水産大臣が前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認められた者

(再生医療等製品営業所管理者の業務及び遵守事項)

第二百五十条の十一の二 法第四十条の七第一項において準用する法第八十条の七第一項において準用する法第九十条の七第一項において準用する法第九十条の二第一項第一号に規定する再生医療等製品営業所管理者が有する権限に係る業務

法第九十条の七第一項において準用する法第八十条の七第一項の規定による従業者の監督、その営業所の構造設備及び再生医療等製品その他の物品の管理その他の営業所の業務に對し必要な注意を払う業務

法第四十条の七第一項において準用する法第八十条の七第一項において準用する法第八十条の七第一項において準用する法第九十条の七第一項の規定による従業者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 営業所の管理に係る業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ適正に当該業務を行うこと。
- 二 法第四十条の七第一項において準用する法第八十条の七第一項の規定により販売業者に対して述べた意見を記載した書面の写しを三年間保存すること。

(再生医療等製品の販売業者の法令遵守体制)

第二百五十条の十一の三 再生医療等製品の販売業者は、次に掲げるところにより、法第四十条の七第一項において準用する法第九十条の二第一項各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 次に掲げる再生医療等製品営業所管理者の権限を明らかにすること。
- イ 営業所に関する業務に従事する者に対する業務の指示及び監督に関する権限
- ロ イに掲げるもののほか、営業所の管理に関する権限

二 次に掲げる法第四十条の七第一項において準用する法第九十条の二第一項第二号に規定する体制を整備すること。

イ 営業所の管理に関する業務その他の再生医療等製品の販売業者の業務の遂行が法令に適合することを確保するために必要な規程の作成、再生医療等製品の販売業者の業務に関する業務に責任を有する役員及び従業者に対する教育訓練の実施及び評価並びに業務の遂行に係る記録の作成、管理及び保存を行う体制

ロ 再生医療等製品の販売業者が薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者の業務を監督するために必要な情報を収集し、その業務の適正を確保するために必要な措置を講ずる体制

ハ イ及びロに掲げるもののほか、再生医療等製品の販売業者の業務の適正を確保するために必要な人員の確保及び配置その他の再生医療等製品の販売業者の業務の適正を確保するための体制

三 次に掲げる法第四十条の七第一項において準用する法第九十条の二第一項第三号に規定する措置を講ずること。

イ 再生医療等製品の販売業者の従業者に対して法令遵守のための指針を示すこと。

ロ 薬事に関する業務に責任を有する役員等の権限及び分掌する業務を明らかにすること。

ハ イ及びロに掲げるもののほか、前号に規定する体制を実効的に機能させるために必要な措置

(再生医療等製品の販売業者の遵守事項)

第二百五十条の十二 法第四十条の七において準用する法第九十条第一項の農林水産省令で定める再生医療等製品の販売業者が遵守すべき事項は、次から第百五十条の十六までに定めるところによる。

(試験検査の実施方法)

第二百五十条の十三 再生医療等製品の販売業者は、再生医療等製品営業所管理者が再生医療等製品の適切な管理のために必要と認める再生医療等製品の試験検査を、再生医療等製品営業所管理者に行わせなければならない。

(営業所の管理に関する帳簿)

第二百五十条の十四 再生医療等製品の販売業者は、営業所に当該営業所の管理に関する事項を記録するための帳簿を備えなければならない。

2 再生医療等製品営業所管理者は、試験検査不良品の処理その他当該営業所の管理に関する事項を前項の帳簿に記載しなければならない。

3 再生医療等製品の販売業者は、第一項の帳簿を、最終の記載の日から二年間保存しなければならない。

(再生医療等製品の適正管理の確保)

第二百五十条の十五 再生医療等製品の販売業者は、再生医療等製品の販売又は授与の業務に係る適正な管理(以下「再生医療等製品の適正管理」という。)を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置には、次に掲げる事項を含むものとする。

一 従事者から再生医療等製品の販売業者への事故報告の体制の整備

二 再生医療等製品の適正管理のための業務に関する手順書(その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)の作成及び当該手順書に基づく業務の実施

三 再生医療等製品の適正管理のために必要となる情報の収集その他再生医療等製品の適正管理の確保を目的とした改善のための方策の実施

(再生医療等製品の譲受及び譲渡に関する記録)

第二百五十条の十六 再生医療等製品の販売業者は、再生医療等製品の譲り受け、又は再生医療等製品を再生医療等製品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者若しくは飼育動物診療施設の開設者に販売し、若しくは授与したときは、次に掲げる事項を書面に記載し、記載の日から二年間、これを保存しなければならない。

- 一 譲受し、販売し、又は授与した再生医療等製品の品名及び数量
- 二 その再生医療等製品を譲受し、販売し、又は授与した年月日
- 三 譲渡人又は譲受人の氏名又は名称及び住所(営業所の休廃止等の届出)

第二百五十条の十七 法第四十条の七第一項において準用する法第十條第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 再生医療等製品の販売業者の氏名若しくは名称又は住所

二 営業所の名称

三 営業所の再生医療等製品営業所管理者の氏名又は住所

四 営業所の構造設備の主要部分

五 再生医療等製品の販売業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員

法第四十条の七第一項において準用する法第十條第一項の規定による届出は、営業所の廃止若しくは休止又は休止した業務の再開の場合にあつては別記様式第七十六号による届出書を、その他の場合に於ては別記様式第七十七号による届出書を都道府県知事に提出してしなければならない。

3 再生医療等製品の販売業者は、前項の規定により提出する届出書には、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 営業所の再生医療等製品営業所管理者の変更 変更後の再生医療等製品営業所管理者の資格を証する書類の写し及び再生医療等製品の販売業者とその者との関係を証する書類

二 第一項第一号に掲げる事項（氏名又は名称に係る部分に限る。）の変更 当該再生医療等製品の販売業者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（再生医療等製品の販売業者が法人であるときは、登記事項証明書）

三 第一項第三号に掲げる事項（氏名に係る部分に限る。）の変更 当該再生医療等製品営業所管理者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書

四 第一項第四号に掲げる事項の変更 変更箇所を説明する図面

五 第一項第五号に掲げる事項の変更 登記事項証明書

4 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のうち、届出者が法の規定による許可等の申請又は届出の際に当該届出書の提出先とされている都道府県知事に提出したものについては、当該届出書にその旨を付記したときは、添付することを要しない。

第六章 検定

（検定機関）

第二百五十一条 法第四十三条第一項の農林水産大臣の指定する者は、動物医薬品検査所とする。

（検定の申請）

第二百五十二条 令第五十八条の申請書は、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の種類ごと及び製造番号又は製造記号ごとに作成されなければならない。

2 令第五十八条の出願者は、当該品目に係る法第十四条、第二十三条の二の五若しくは第二十三条の二十五の承認を受けている製造販売業者又は当該品目に係る法第十九条の二の承認を受けている外国製造医薬品等特例承認取得者の選任する選任外国製造医薬品等製造販売業者、当該品目に係る法第二十三条の二の十七の承認を受けている外国製造医療機器等特例承認取得者の選任する選任外国製造医療機器等製造販売業者又は当該品目に係る法第二十三条の三十七の承認を受けている外国製造再生医療等製品特例承認取得者の選任する選任外国製造再生医療等製品製造販売業者とする。

3 その申請が生物学的製剤その他有効期間が定められている医薬品又は再生医療等製品に係るものである場合には、第一項の申請書の提出期限は、製造にあつてはその製造完了の日から輸入にあつてはその通関手続完了の日から十四日以内とする。ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りでない。

4 第一項の申請書の様式は、別記様式第七十八号のとおりとする。

5 第一項の申請書には、生物学的製剤（体外診断用医薬品を除く。第二百五十二条の五から第五十二条の七までにおいて同じ。）にあつては同一の製造番号又は製造記号の医薬品について作成した製品の製造及び試験の記録等を要約した書類（以下「製造・試験記録等要約書」という。）を、体外診断用医薬品にあつては製造所における試験年月日及び試験成績を記載した書類を、それぞれ添えなければならない。

6 第一項の申請書は、その申請に係る医薬品、医療機器又は再生医療等製品を保有する施設の所在地の都道府県知事を経由して提出しなければならない。

（手数料の納付）

第二百五十二条の二 令第五十八条に規定する手数料の納付は、申請書を提出する際、同条に規定する農林水産大臣の定める手数料の額に相当する収入印紙をこれに貼り付けてするものとする。

（製造・試験記録等要約書）

第二百五十二条の三 製造・試験記録等要約書には、申請した品目に係る法第十四条又は第十九条の二の承認の内容に応じ、次に掲げる事項が記載されなければならない。

一 製品の名称

二 承認番号

三 製造所の名称及び所在地

四 製造販売業者又は選任外国製造医薬品等製造販売業者の名称及び所在地

五 製造年月日及び製造量

六 製造番号又は製造記号

七 原材料（製造に用いる株及び細胞を含む）に関する情報

八 使用した中間体及び原液等の名称及び構成

九 製造工程及び品質管理試験の記録

十 その他農林水産大臣が定める事項

（製造・試験記録等要約書の様式の作成及び変更）

第二百五十二条の四 製造・試験記録等要約書の様式は、製造販売業者（選任外国製造医薬品等製造販売業者を含む。第二百五十二条の十及び第五十二条の十一において同じ。）の申請に基づき、品目ごとに、動物医薬品検査所が作成し、又は変更するものとする。

第二百五十二条の五 製造販売業者は、生物学的製剤について法第十四条第一項の承認を受けたときは、遅滞なく、動物医薬品検査所に対し、製造・試験記録等要約書の様式の作成を申請しなければならない。生物学的製剤について同項の承認を受けた後、製造・試験記録等要約書の様式が作成される前に、当該品目について同条第十五項の承認を受けた場合においても、同様とする。

2 生物学的製剤について法第十四条第一項の承認の申請を行った製造販売業者は、同項の承認を受けた後速やかに製造販売を行う必要があることその他特別の事情がある場合には、前項の規定にかかわらず、同条第一項の承認を受ける前においても、動物医薬品検査所に対し、製造・試験記録等要約書の様式の作成を申請することができる。

3 前二項の申請は、様式第七十八号の二による申請書に次に掲げる資料を添えて提出することによって行わなければならない。

一 当該品目に係る製造・試験記録等要約書の様式の案

二 その他製造・試験記録等要約書の様式の作成に必要な資料（生物学的製剤の製造及び試験に使用される材料を含む。次条第三項第二号及び第二百五十二条の八において同じ。）

4 第二項の規定による申請を行った製造販売業者が当該品目について法第十四条第一項の承認

を受けられなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（製造・試験記録等要約書の様式の変更の申請）

第二百五十二条の六 製造販売業者は、第二百五十二条の四の規定により、製造・試験記録等要約書の様式が作成された場合において、次に掲げる場合に該当したときは、遅滞なく、動物医薬品検査所に対し、当該製造・試験記録等要約書の様式の変更の申請をしなければならない。

一 当該品目が法第十四条第十五項の承認を受けた場合

二 当該品目が法第十四条第十六項で定める軽微な変更が行われることにより製造・試験記録等要約書の様式の変更が必要となる場合

三 その他製造・試験記録等要約書の様式の変更が必要となる場合

2 生物学的製剤について法第十四条第十五項の承認の申請を行った製造販売業者は、同項の承認を受けた後速やかに製造販売を行う必要があることその他特別の事情がある場合には、前項の規定にかかわらず、同条第十五項の承認を受ける前においても、動物医薬品検査所に対し、製造・試験記録等要約書の様式の変更の申請をすることができる。

3 前二項の申請は、別記様式第七十八号の二による申請書に次に掲げる資料を添えて提出することによって行わなければならない。

一 当該品目に係る製造・試験記録等要約書の変更後の様式の案

二 その他製造・試験記録等要約書の様式の変更のために必要な資料

4 第二項の規定による申請を行った製造販売業者が当該品目について法第十四条第十五項の承認を受けられなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（準用）

第二百五十二条の七 第二百五十二条の五の規定は、法第十九条の二第一項に規定する者が生物学的製剤について同項の承認を受けた場合又は承認の申請を行った場合について準用する。この場合において、第二百五十二条の五第一項中「製造販売業者」とあるのは、「選任外国製造医薬品等製造販売業者」と、「法第十四条第一項」とあるのは、「当該選任外国製造医薬品等製造販売業者に係る法第十九条の二第一項に規定する者が同項」と、「同条第十五項」とあるのは、「同条第十五項において準用する法第十四条第十五項」

を受けられなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（製造・試験記録等要約書の様式の変更の申請）

第二百五十二条の六 製造販売業者は、第二百五十二条の四の規定により、製造・試験記録等要約書の様式が作成された場合において、次に掲げる場合に該当したときは、遅滞なく、動物医薬品検査所に対し、当該製造・試験記録等要約書の様式の変更の申請をしなければならない。

一 当該品目が法第十四条第十五項の承認を受けた場合

二 当該品目が法第十四条第十六項で定める軽微な変更が行われることにより製造・試験記録等要約書の様式の変更が必要となる場合

三 その他製造・試験記録等要約書の様式の変更が必要となる場合

2 生物学的製剤について法第十四条第十五項の承認の申請を行った製造販売業者は、同項の承認を受けた後速やかに製造販売を行う必要があることその他特別の事情がある場合には、前項の規定にかかわらず、同条第十五項の承認を受ける前においても、動物医薬品検査所に対し、製造・試験記録等要約書の様式の変更の申請をすることができる。

3 前二項の申請は、別記様式第七十八号の二による申請書に次に掲げる資料を添えて提出することによって行わなければならない。

一 当該品目に係る製造・試験記録等要約書の変更後の様式の案

二 その他製造・試験記録等要約書の様式の変更のために必要な資料

4 第二項の規定による申請を行った製造販売業者が当該品目について法第十四条第十五項の承認を受けられなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（準用）

第二百五十二条の七 第二百五十二条の五の規定は、法第十九条の二第一項に規定する者が生物学的製剤について同項の承認を受けた場合又は承認の申請を行った場合について準用する。この場合において、第二百五十二条の五第一項中「製造販売業者」とあるのは、「選任外国製造医薬品等製造販売業者に係る法第十九条の二第一項に規定する者が同項」と、「同条第十五項」とあるのは、「同条第十五項において準用する法第十四条第十五項」



と、同条第二項中「第十四条第一項」とあるのは「第十九条の二第一項」と、「製造販売業者」とあるのは「同項に規定する者に係る選任外国製造医薬品等製造販売業者」と、同条第四項中「製造販売業者」とあるのは「選任外国製造医薬品等製造販売業者に係る法第十九条の二第一項に規定する者」と「法第十四条第一項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、外国製造医薬品等特例承認取得者が生物学的製剤について法第十九条の二第二項において準用する法第十四条第十五項の承認を受けた場合又は承認の申請を行った場合について準用する。この場合において、前条第一項中「製造販売業者」とあるのは「選任外国製造医薬品等製造販売業者」と、同項第一号中「第十四条第十五項」とあるのは「第十九条の二第二項において準用する法第十四条第十五項」と、同項第二号中「第十四条第十六項」とあるのは「第十九条の二第五項において準用する法第十四条第十六項」と、同条第二項中「第十四条第十五項」とあるのは「第十九条の二第二項において準用する法第十四条第十五項」と、「製造販売業者」とあるのは「外国製造医薬品等特例承認取得者に係る選任外国製造医薬品等製造販売業者」と、同条第四項中「製造販売業者」とあるのは「選任外国製造医薬品等製造販売業者に係る外国製造医薬品等特例承認取得者」と、「第十四条第十五項」とあるのは「第十九条の二第五項において準用する法第十四条第十五項」と読み替えるものとする。

**資料の提出**

**第一百五十二条の八** 動物医薬品検査所は、第一百五十二条の五若しくは第一百五十二条の六（前条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）の申請を行った製造販売業者又は法第八十条の六第一項に規定する原薬等を製造する者に対して、製造・試験記録等要約書の様式の作成又は変更のために必要な資料の提出を求めることができる。

**動物医薬品検査所と製造販売業者との協議**

**第一百五十二条の九** 動物医薬品検査所は、製造・試験記録等要約書の様式の作成又は変更に関する必要に応じて、第一百五十二条の五又は第一百五十二条の六（第一百五十二条の七第一項又は第二項において準用する場合を含む。）の申請を行った製造販売業者と協議するものとする。

**動物医薬品検査所による様式の変更**

**第一百五十二条の十** 動物医薬品検査所は、第一百五十二条の四の規定にかかわらず、作成した製

造・試験記録等要約書の様式の変更が必要となつたと認められる場合は、当該様式に係る製造販売業者と協議の上、当該様式を変更することができるとする。

**（製造販売業者への通知）**

**第一百五十二条の十一** 動物医薬品検査所は、第一百五十二条の四の規定により製造・試験記録等要約書の様式を作成若しくは変更し、又は前条の規定により製造・試験記録等要約書の様式を変更したときは、これらの作成又は変更に係る製造販売業者に通知するものとする。

**（被検定品の収納及び表示）**

**第一百五十二条の十二** 令第五十八条の出願者は、検定を受けようとする医薬品、医療機器又は再生医療等製品（以下「被検定品」という。）を最終小分容器に入れ、これを保管するのに適当な箱その他の容器に収め、かつ、その容器の見やすい場所に別記様式第七十九号による内容明細表を貼り付けておかなければならない。

**（試験品の採取等）**

**第一百五十二条の十三** 令第五十八条の出願者は、検定に規定により薬事監視員に試験品（被検定品に係る試験品に限る。第一百五十六条第二項を除き、以下同じ。）を採取させる場合には、前条の規定により被検定品が定められた箱その他の容器から農林水産大臣の定める数量を試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせ、被検定品に付された同条の内容明細表に必要な事項を記入してその箱その他の容器を保管させ、かつ、その試験品及び保存用品に封印させて、保存用品は、出願者に返却させなければならない。

**（出願者の責任）**

2 出願者は、被検定品が収められた箱その他の容器を適切に保管するとともに、出納を行う場合はその記録を作成し、その作成の日から五年間保存しなければならない。

**（都道府県知事による試験品の送付）**

3 都道府県知事は、令第五十九条の規定により試験品を動物医薬品検査所に送付するときは、これに別記様式第八十号の被検定品取扱明細表を添付しなければならない。

**（都道府県知事による検査）**

4 都道府県知事は、動物医薬品検査所長が令第五十九条の規定により送付された試験品の数量が検定に合格するかどうかを判定するに不足であると認め、又はその他の事由により特に必要があると認めてその必要とする数量を抜き取るべきことを当該都道府県知事に通知した場合においては、第一項の規定に準じて必要な数量を抜き取らせるものとする。

**第一百五十五条** 出願者は、前条第一項の保存用品を当該医薬品、医療機器又は再生医療等製品の有効期間経過後三箇月間保存しておかなければならない。

**（都道府県知事による検査）**

2 都道府県知事は、令第六十条第二項の検定合格証明書を交付したときは、薬事監視員に前条第二項の規定による保管が適切に行われていたかどうかについて確認させなければならない。

**（被検定中間製品の収納、表示及び採取）**

**第一百五十六条** 令第五十八条の出願者は、被検定品が令第六十条第一項の農林水産大臣が定める基準によりその製造の中間段階における製品についても検定を行うべきこととされるものである場合にあっては、薬事監視員の立会いの下に、検定を受けようとする当該製造の中間段階における製品（以下「被検定中間製品」という。）の一部を適当な容器に入れ、かつ、その容器の見やすい場所に品名、製造番号又は製造記号、製造業者の氏名又は名称及び「被検定中間製品」の文字を記載しておかなければならない。この場合において、立ち会った薬事監視員は、被検定中間製品の一部が収められた容器に封印しなければならない。

**（都道府県知事による検査）**

2 都道府県知事は、令第五十九条の規定により薬事監視員に被検定中間製品に係る試験品を採取させる場合には、当該被検定中間製品に係る被検定品についての第一百五十四条第一項に規定する抜き取りを行わせる時に、前項の規定により封印された被検定中間製品の一部が収められた容器を試験品として採取させなければならない。

**（検定合格証明書）**

**第一百五十七条** 令第六十条第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとし、同項に規定する検定合格証明書の様式は、別記様式第八十一号によるものとする。

**（出願者の氏名又は名称及び住所）**

一 医薬品、医療機器又は再生医療等製品の品名

二 製造番号又は製造記号

三 数量

四 数量

（検定に合格した医薬品、医療機器及び再生医療等製品に係る表示）

**第一百五十八条** 令第六十一条第一項の表示は、検定に合格した医薬品、医療機器又は再生医療等製品が収められている最終小分容器の見やすい場所に付するものとする。ただし、小売の際に

当該医薬品、医療機器又は再生医療等製品を収める最終小分容器が他の容器又は被包（最終小分容器を直接包装するものに限る。）に収められている場合にあっては、検定に合格した医薬品、医療機器又は再生医療等製品が収められている最終小分容器を包装する当該容器又は被包の見やすい場所に付するものとする。

**（国家検定合格）の文字とする**

2 令第六十一条第一項の農林水産省令で定める事項は、一国家検定合格の文字とする。

**（再検定）**

3 令第六十一条第二項の規定による確認を行うに当たっては、同条第一項の規定による表示が付されている医薬品、医療機器又は再生医療等製品の数量及び当該数量が適正であることを示すために必要な資料を併せて確認するものとする。

**（再検定）**

**第一百五十九条** 検定成績について不服があるときは、出願者は、令第六十条第二項の規定による通知を受けた日から十四日以内に、その理由を添えて、動物医薬品検査所長に再検定を請求することができる。

2 第一項の再検定については、令第五十八条から第六十一条まで及び第一百五十二条から前条までの規定を準用する。ただし、この項において準用する令第五十八条の手数料は、納入することを要しない。

3 再検定の場合において出願者の請求があるときは、動物医薬品検査所長は、その検定に当該出願者を立ち会わせることがある。

4 再検定の成績についての不服の申立ては、することができない。

**（検定記録）**

**第一百六十条** 出願者は、法第四十三条の検定を受けた医薬品、医療機器又は再生医療等製品について別記様式第八十二号による検定記録を作成し、かつ、当該医薬品、医療機器又は再生医療等製品の有効期間経過後一年間保存しておかなければならない。

**（検定の特例）**

**第一百六十一条** 医薬品又は再生医療等製品の製造業者は、法第四十三条本文の規定にかかわらず、その製造し、又は輸入した医薬品又は再生医療等製品を、医薬品又は再生医療等製品の製造販売業者又は製造業者に販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列することができる。

2 医療機器の製造業者は、法第四十三条第二項本文の規定にかかわらず、その製造し、又は輸



入した医療機器を、医療機器の製造販売業者又は製造業者に販売し、賃貸し、授与し、又は販売、賃貸若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列することができる。

第六十二条 農林水産大臣の指定する生物学的製剤であつて、家畜伝染病予防法第四十七条(同法第六十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定による農林水産大臣の指示に基づき、都道府県知事が実施する同法第六条第一項又は第三十一条第一項若しくは第二項の規定による検査又は注射の用に供するものについては、農林水産大臣の指定する期間内に限り、法第四十三条第一項本文の規定は、適用しない。

第七章 医薬品等の取扱い  
第一節 毒薬及び劇薬の取扱い

第六十三条 法第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬は、別表第二に掲げるもの及び施行規則別表第三に掲げるもの(次の各号に掲げるものを除く。)であつて、専ら動物のために使用されることが目的とされているものとする。

- 一 亜セレン酸ナトリウム及びその製剤。ただし、一バイアル中セレンとして一〇〇マイクログラム以下を含有するものを除く。
二 亜セレン酸ナトリウムの製剤であつて、一バイアル中セレンとして一〇〇マイクログラム以下を含有するもの
三 五アミノノール〔二・六ジクロロノール(トリフルオロメチル)フェニル〕―四―H―ピラゾール―三―カルボニトリル(別名フイブゾール)及びその製剤。ただし、(別名ラム中五アミノノール)〔二・六ジクロロノール(トリフルオロメチル)フェニル〕―四―H―ピラゾール―三―カルボニトリルとして、一〇〇マイクログラム以下を含有するもの
四 一H―ピラゾール―三―カルボニトリルとして、〇・五ミリグラム以下を含有する殺虫剤及び五アミノノール〔二・六ジクロロノール(トリフルオロメチル)フェニル〕―四―H―ピラゾール―三―カルボニトリルを担体に吸着させた殺虫剤であつて、一枚中五アミノノール〔二・六ジクロロノール(トリフルオロメチル)フェニル〕―四―H―ピラゾール―三―カルボニトリルとして、一〇〇マイクログラム以下を含有するもの

ピラゾール―三―カルボニトリルとして、一〇〇マイクログラム以下を含有するものを除く。
四 インターフェロンアルファ及びその製剤。ただし、一バイアル中インターフェロンアルファ五〇〇〇万国際単位以下を含有する点眼剤を除く。
五 (十)―〔二S・六R〕―六―〔(S)―一―(エトキシカルボニル)―三―フェニルプロピル〕アミノ〕―五―オキソノール(二―チエニル)ペルヒドロノール―四―チアゼピノール(四―イール)酢酸(別名テモカピリル)とその塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中(七)―〔二S・六R〕―六―〔(S)―一―(エトキシカルボニル)―三―フェニルプロピル〕アミノ〕―五―オキソノール(二―チエニル)ペルヒドロノール―四―チアゼピノール(四―イール)酢酸として三・七二ミリグラム以下を含有するものを除く。

- 六 塩化三・七ビス(ジメチルアミノ)フェノチアジン―五―イウム(別名メチルチオニウム)及びその製剤。ただし、一アンブル中塩化三・七ビス(ジメチルアミノ)フェノチアジン―五―イウムとして五〇ミリグラム以下を含有する注射剤を除く。
七 塩化三・七ビス(ジメチルアミノ)フェノチアジン―五―イウム(別名メチルチオニウム)の製剤であつて、一アンブル中塩化三・七ビス(ジメチルアミノ)フェノチアジン―五―イウムとして五〇ミリグラム以下を含有する注射剤
八 銀の無機酸塩類及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
イ ハロゲン銀及びその製剤
ロ 硝酸銀―パーセント以下を含有する外用剤
ハ 一個中硝酸銀七ミリグラム以下を含有し、かつ、一容器中硝酸銀〇・二五グラム以下を含有する外用剤
ニ 一片中硝酸銀七ミリグラム以下を含有する体外診断薬
ホ 硝酸銀―パーセント以下を含有する体外診断薬
ヘ 一容器中硝酸銀二・六ミリグラム以下を含有する体外診断薬
九 (十)―〔S〕―四―〔一―(二・三ジメチルフェニル)エチル〕―H―イミダゾール(別名デクスメデトミジン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一バイアル中(十)―〔S〕―四―〔一―(二・三ジメチルフェニル)エチル〕―H―イミダゾールとして二〇〇マイクログラム以下を含有する製剤及び一ミリリットル中(十)―〔S〕―四―〔一―(二・三ジメチルフェニル)エチル〕―H―イミダゾールとして四マイクログラム以下を含有する注射剤
十 (十)―〔S〕―四―〔一―(二・三ジメチルフェニル)エチル〕―H―イミダゾール(別名デクスメデトミジン)の製剤であつて、一バイアル中(十)―〔S〕―四―〔一―(二・三ジメチルフェニル)エチル〕―H―イミダゾールとして二〇〇マイクログラム以下を含有するもの及び一ミリリットル中(十)―〔S〕―四―〔一―(二・三ジメチルフェニル)エチル〕―H―イミダゾールとして四マイクログラム以下を含有する注射剤
十一 五―O―デメチル―二―三―ジヒドロアベルメクチンA1a及び五―O―デメチル―二―三―ジヒドロノール(プロピル)―二―二―ジヒドロノール(二―メチルエチル)アベルメクチンA1aの混合物(別名イベルメクチン)及びその製剤。ただし、五―O―デメチル―二―三―ジヒドロアベルメクチンA1a及び五―O―デメチル―二―三―ジヒドロノール(二―メチルエチル)アベルメクチンA1aの混合物として五・〇パーセント以下を含有する錠剤を除く。
十二 五―O―デメチル―二―三―ジヒドロアベルメクチンA1a及び五―O―デメチル―二―三―ジヒドロノール(二―メチルエチル)アベルメクチンA1aの混合物(別名イベルメクチン)の製剤であつて、五―O―デメチル―二―三―ジヒドロアベルメクチンA1a及び五―O―デメチル―二―三―ジヒドロノール(二―メチルエチル)アベルメクチンA1aの混合物として五・〇パーセント以下を含有する錠剤
十三 (十)―〔二メチル―四―オキソノール(二―プロピル)〕―二―シクロペンテンニル(十)―シスノトランスノクリサンテマート(別名d・dT80―プラレトリン)及び

及びそれらの製剤。ただし、一バイアル中(十)―〔S〕―四―〔一―(二・三ジメチルフェニル)エチル〕―H―イミダゾールとして二〇〇マイクログラム以下を含有する製剤及び一ミリリットル中(十)―〔S〕―四―〔一―(二・三ジメチルフェニル)エチル〕―H―イミダゾールとして四マイクログラム以下を含有する注射剤を除く。

- 十 (十)―〔S〕―四―〔一―(二・三ジメチルフェニル)エチル〕―H―イミダゾール(別名デクスメデトミジン)の製剤であつて、一バイアル中(十)―〔S〕―四―〔一―(二・三ジメチルフェニル)エチル〕―H―イミダゾールとして二〇〇マイクログラム以下を含有するもの及び一ミリリットル中(十)―〔S〕―四―〔一―(二・三ジメチルフェニル)エチル〕―H―イミダゾールとして四マイクログラム以下を含有する注射剤
十一 五―O―デメチル―二―三―ジヒドロアベルメクチンA1a及び五―O―デメチル―二―三―ジヒドロノール(プロピル)―二―二―ジヒドロノール(二―メチルエチル)アベルメクチンA1aの混合物(別名イベルメクチン)及びその製剤。ただし、五―O―デメチル―二―三―ジヒドロアベルメクチンA1a及び五―O―デメチル―二―三―ジヒドロノール(二―メチルエチル)アベルメクチンA1aの混合物として五・〇パーセント以下を含有する錠剤を除く。
十二 五―O―デメチル―二―三―ジヒドロアベルメクチンA1a及び五―O―デメチル―二―三―ジヒドロノール(二―メチルエチル)アベルメクチンA1aの混合物(別名イベルメクチン)の製剤であつて、五―O―デメチル―二―三―ジヒドロアベルメクチンA1a及び五―O―デメチル―二―三―ジヒドロノール(二―メチルエチル)アベルメクチンA1aの混合物として五・〇パーセント以下を含有する錠剤
十三 (十)―〔二メチル―四―オキソノール(二―プロピル)〕―二―シクロペンテンニル(十)―シスノトランスノクリサンテマート(別名d・dT80―プラレトリン)及び

びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
イ 殺虫剤であつて一ミリリットル中(十)―二―メチル―四―オキソノール(二―プロピル)―二―シクロペンテンニル(十)―シスノトランスノクリサンテマート一五ミリグラム以下を含有するエアゾール製剤
殺虫剤であつて(十)―二―メチル―四―オキソノール(二―プロピル)―二―シクロペンテンニル(十)―シスノトランスノクリサンテマート四パーセント以下を含有する蒸散させて用いる液剤
ハ (十)―二―メチル―四―オキソノール(二―プロピル)―二―シクロペンテンニル(十)―シスノトランスノクリサンテマートを担体に吸着させた殺虫剤であつて一枚中(十)―二―メチル―四―オキソノール(二―プロピル)―二―シクロペンテンニル(十)―シスノトランスノクリサンテマート一五ミリグラム以下を含有するもの

- ニ 殺虫剤であつて一錠中(十)―二―メチル―四―オキソノール(二―プロピル)―二―シクロペンテンニル(十)―シスノトランスノクリサンテマート六〇〇ミリグラム以下を含有する蒸散させて用いるもの
ホ 殺虫剤であつて一個中(十)―二―メチル―四―オキソノール(二―プロピル)―二―シクロペンテンニル(十)―シスノトランスノクリサンテマート一八ミリグラム以下を含有する燻煙させて用いるもの
(毒薬及び劇薬の譲渡手続に係る文書の作成方法)
第六十四条 法第四十六条第一項の規定により作成する文書は、譲受人の署名又は記名押印のあるものとする。
(情報通信の技術を利用する方法)
第六十五条 法第四十六条第三項の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。
一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
イ 薬局開設者等(法第四十六条第一項に規定する薬局開設者等をいう。以下同じ。)の使用に係る電子計算機と譲受人の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子

計算機に備えられたファイルに記録する方法

口 譲受人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された文書に記載すべき事項を電気通信回線を通じて薬局開設者等の閲覧に供し、当該薬局開設者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（法第四十六条第三項前段に規定する方法）による提供を行う旨の承諾又は行わない旨の申出をする場合にあっては、薬局開設者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに文書に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 前項に掲げる方法は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならぬ。

一 薬局開設者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものであること。

二 ファイルに記録された文書に記載すべき事項について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、薬局開設者等の使用に係る電子計算機と、譲受人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第百六十六条 令第六十三条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項に規定する方法のうち薬局開設者等が使用するもの

二 ファイルへの記録の方法

第百六十七条 法第四十六条第四項に規定する農林水産省令で定めるものは、第百六十五条第一項第一号に掲げる電子情報処理組織を使用する方法又は同項第二号に規定する電磁的記録媒体に記録する方法により記録されたものとする。

（要指示医薬品）  
第百六十八条 法第四十九条第一項の農林水産大臣の指定する医薬品は、別表第三のとおりとする。  
（要指示医薬品の譲渡に関する帳簿）  
第百六十九条 法第四十九条第二項に規定する帳簿に記載しなければならない事項は、次のとおりとする。

一 販売し、又は授与した医薬品の品名及び数量

二 その医薬品を販売し、又は授与した年月日

三 処方箋を交付し、又は指示した獣医師の氏名及び住所（飼育動物診療施設において診療に従事する獣医師にあっては、その氏名並びにその飼育動物診療施設の名称及び所在地）

四 譲受人の氏名又は名称及び住所

五 処方箋の交付又は指示の対象となつた動物の種類及び頭数

（医薬品の直接の容器等の記載事項）  
第百七十条 法第五十条第十四号の農林水産大臣の指定する医薬品は、法第十四条、第十九条の二、第二十三条の二の五又は第二十三条の二の十七の規定により承認された事項として有効期間が定められている医薬品（法第四十二条第一項の規定により設けられた基準（以下「製剤基準」という。）において直接の容器又は直接の被包に有効期間を記載すべきこととされているものを除く。）とする。

2 前項の医薬品についての使用の期限は、製造完了の日の属する月の翌月から起算し、法第十四条、第十九条の二、第二十三条の二の五又は第二十三条の二の十七の規定により承認された事項として定められている有効期間の満了する期日とする。ただし、法第四十三条第一項の規定により農林水産大臣の指定する医薬品にあっては、同項の規定による検定終了の日を製造完了の日に代えることができる。

3 やむを得ない事由により第百五十二条第三項の期間内に法第四十三条第一項の検定の申請をすることができなかつた医薬品その他検定の際動物医薬品検査所長が特に有効期間を短縮すべき事由があると認める医薬品についての使用の期限は、前項の規定にかかわらず、その検定の際当該所長が指示する期日とする。

第百七十一条 法第五十条第十五号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 「動物用医薬品」の文字

二 生物学的製剤にあっては、貯蔵条件（製剤基準において直接の容器又は直接の被包に当該事項を記載すべきこととされている場合を除く。）

三 ワクチンにあっては、生ウイルス若しくは生菌又は不活化ウイルス若しくは死菌等の別（製剤基準において直接の容器又は直接の被包にこれらの事項を記載すべきこととされている場合を除く。）

四 抗生物質製剤にあっては、貯蔵条件（製剤基準において直接の容器又は直接の被包に当該事項を記載すべきこととされている場合を除く。）

五 専ら他の医薬品の製造の用に供されることを目的として医薬品の製造販売業者又は製造業者に販売し、又は授与される医薬品（以下「製造専用医薬品」という。）にあっては、「製造用」の文字

六 法第十九条の二の規定による承認を受けた医薬品にあっては、外国製造医薬品等特例承認取得者の氏名又は名称及びその住所の国名並びに選任外国製造医薬品等製造販売業者の氏名又は名称及び住所（以下「外国製造医薬品等特例承認取得者等の氏名等」という。）

七 法第二十三条の二の十七の規定による承認を受けた体外診断用医薬品にあっては、外国製造医療機器等特例承認取得者の氏名又は名称及びその住所の国名並びに選任外国製造医療機器等製造販売業者の氏名又は名称及び住所（以下「外国製造医療機器等特例承認取得者等の氏名等」という。）

八 法第八十三条の四第一項の規定により使用すべき基準が定められた医薬品にあっては、「注意—使用基準の定めるところにより使用すること」の文字

（医薬品の直接の容器等の記載事項の特例）  
第百七十二条 ニミリリットル以下のアンブル又はこれと同等の大きさの直接の容器若しくは直接の被包に収められた医薬品は、その外部の容器又は外部の被包に法第五十条各号に掲げる事項が記載されている場合には、その直接の容器又は直接の被包に法第五十条第三号、第四号、第十号及び第十四号並びに前条第二号から第八号までに掲げる事項が記載されていることを要しない。

2 その記載事項がその容器に直接印刷される容器（ニミリリットルを超え十ミリリットル以下のアンブル又はこれと同等の大きさのものに限る。）でその記載場所が狭いため法第五十条各号に掲げる事項が明瞭に記載できないものに収められた医薬品については、前項の規定を準用する。

3 前二項に規定する医薬品の外部の容器又は外部の被包に法第五十条各号に掲げる事項が記載されている場合には、その直接の容器又は直接の被包に記載すべき事項のうち次の表の上欄に掲げる法の規定によつて定められた同表の中欄に掲げる事項の記載をもつて代えることができる。

法第五十一条	法第五十二条	法第五十三条	法第五十四条	法第五十五条	法第五十六条
「注意—習慣性あり」の文字	「注意—獣医師等の処方箋・指示により使用すること」の文字	「動物用医薬品」の文字	「動物用」又は「（動）」の文字	「日本薬局方」の文字	「日局」又は「J・P」の文字
「注意—習慣性」の文字	「要指示」の文字	「動物用」の文字	「動物用」又は「（動）」の文字	製造販売業者の氏名又は名称及び住所	製造販売業者の略名、商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）によつて登録された商標又は略号（当該医薬品の外部の容器又は外部の被包の記載と照合することにより中欄に掲げる事項を容易に確認できるものに限る。）
「注意—獣医師等の処方箋・指示により使用すること」の文字	「注意—獣医師等の処方箋・指示により使用すること」の文字	「動物用」の文字	「動物用」の文字	製造販売業者の略名、商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）によつて登録された商標又は略号	製造販売業者の略名、商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）によつて登録された商標又は略号（当該医薬品の外部の容器又は外部の被包の記載と照合することにより中欄に掲げる事項を容易に確認できるものに限る。）
「注意—獣医師等の処方箋・指示により使用すること」の文字	「注意—獣医師等の処方箋・指示により使用すること」の文字	「動物用」の文字	「動物用」の文字	製造販売業者の略名、商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）によつて登録された商標又は略号	製造販売業者の略名、商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）によつて登録された商標又は略号（当該医薬品の外部の容器又は外部の被包の記載と照合することにより中欄に掲げる事項を容易に確認できるものに限る。）
「注意—獣医師等の処方箋・指示により使用すること」の文字	「注意—獣医師等の処方箋・指示により使用すること」の文字	「動物用」の文字	「動物用」の文字	製造販売業者の略名、商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）によつて登録された商標又は略号	製造販売業者の略名、商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）によつて登録された商標又は略号（当該医薬品の外部の容器又は外部の被包の記載と照合することにより中欄に掲げる事項を容易に確認できるものに限る。）

者等の氏名  
等  
断用医薬品の外部の容器又は外部の被包に記載と照合することにより中欄に掲げる事項を容易に確認できるものに限る。

第百七十三条 内容量を個数で表わすことのできる医薬品であつて、その内容量が六個以下であり、かつ、包装を開かないで容易にその内容量を知ることができるものについては、その直接の容器又は直接の被包に法第五十条第四号に掲げる事項が記載されていることを要しない。  
(製造専用医薬品の直接の容器等の記載事項の特例)

第百七十四条 製造専用医薬品について法第五十条第一号の規定を適用する場合には、同条中「製造販売業者」とあるのは、「製造業者」とする。  
2 製造専用医薬品については、その直接の容器又は直接の被包に法第五十条第十号から第十二号まで及び第百七十一条第八号に掲げる事項が記載されていることを要しない。  
(体外診断用医薬品の直接の容器等の記載事項の特例)

第百七十五条 体外診断用医薬品であつて、外部の容器又は外部の被包に「体外診断用医薬品」の文字の記載のあるものについては、その外部の容器又は外部の被包に法第五十条各号に掲げる事項が記載されている場合には、その直接の容器又は直接の被包に法第五十条第四号、第五号、第九号、第十号及び第十三号並びに第百七十一条第二号、第五号及び第六号に掲げる事項が記載されていることを要しない。

2 前項に規定する体外診断用医薬品の外部の容器又は外部の被包に法第五十条各号に掲げる事項が記載されている場合には、その直接の容器又は直接の被包に記載すべき事項のうち次の表の上欄に掲げる法の規定によつて定められた同表の中欄に掲げる事項の記載は、それぞれ同表の下欄に掲げる事項の記載をもつて代えることができる。

法 第五 十 五 条	製造販売業者の氏名又は名称及び住所	次のいずれかの記載 一 製造販売業者の略名、商標法によつて登録された商標又は略号(当該医薬品の外部の容器又は外部の被包に記載と照合することにより中欄に掲げ
------------	-------------------	--

号 一	名称(日本薬局方に収められている医薬品にあつては日本薬局方において定められた名称、その他の医薬品で一般的名称のあるものにあつてはその一般的名称)	「動物用医薬品」の文字	「動物用」又は「(動)」の文字
法 第 十 五 条 第 二 号	略名又は略号(当該医薬品の外部の容器又は外部の被包に記載と照合することにより中欄に掲げる事項を容易に確認できるものに限る。)	外国製造医療機器等特例承認取得者等の氏名等	外国製造医療機器等特例承認取得者の略名、商標法によつて登録された商標又は略号(当該医薬品の外部の容器又は外部の被包に記載と照合することにより中欄に掲げる事項を容易に確認できるものに限る。)

(容器等への符号の記載)  
第百七十五条の二 法第五十二条第一項(合第七十五条第五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の農林水産省令で定める情報通信の技術を利用する方法は、法第六十八条の二第一項の規定により注意事項等情報が公表されている第百八十四条の六第一項のホームページを閲覧するための二次元コードを利用する方法とする。  
2 法第五十二条第一項ただし書の規定により、次に掲げる場合においては、前項の二次元コードが当該医薬品の容器又は被包に記載されていることを要しない。

一 当該二次元コードを記載した文書が、当該医薬品に添付されている場合  
二 当該医薬品に添付する文書又はその容器若しくは被包(以下「添付文書等」という。以下この節において同じ。)に法第六十八条の二第二項第一号からホまでに掲げる事項が記載されている場合(製造専用医薬品に係る場合に限る。)

(添付文書等への記載を要する医薬品)  
第百七十五条の三 法第五十二条の農林水産省令で定める医薬品は、要指示医薬品以外の医薬品とする。  
(体外診断用医薬品の添付文書等の記載事項の特例)  
第百七十五条の四 法第五十二条第二項ただし書の規定により、薬局開設者、体外診断用医薬品(製造専用医薬品を除く。以下この条において同じ。)の製造販売業者若しくは製造業者又は卸売販売業者が、体外診断用医薬品を薬剤師、薬局開設者、医薬品の製造販売業者若しくは製造業者、卸売販売業者、医師、歯科医師若しくは獣医師又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者(次項において「医薬関係者等」という。)に販売し、又は授与する場合には、その販売し、又は授与する時に、当該体外診断用医薬品の同項各号に掲げる事項(以下「二項医薬品検査所のホームページ」という。)を、動物医薬品検査所のホームページ又は動物医薬品検査所のホームページ及び当該体外診断用医薬品の製造販売業者のホームページにおいて掲載する方法により提供しているときは、添付文書等に二項医薬品検査所等情報が記載されていることを要しない。

2 前項の規定により当該体外診断用医薬品の二項医薬品検査所等情報を提供するときには、次に掲げるところにより行わなければならない。

一 添付文書等に、二項医薬品検査所等情報が掲載されているホームページの閲覧その他情報通信の技術を利用した二項医薬品検査所等情報の入手方法を記載すること。  
二 当該体外診断用医薬品を取り扱う医薬関係者等から二項医薬品検査所等情報が記載された文書の提供を求められた場合に、速やかに提供を行うこと。  
三 二項医薬品検査所等情報の変更を行った場合は、医薬関係者等にその旨を速やかに伝達すること。  
(製造専用医薬品の添付文書等の記載事項の特例)  
第百七十五条の五 法第五十二条第二項ただし書の規定により、製造専用医薬品については、添付文書等に同項第一号及び次条第四号に掲げる事項が記載されていることを要しない。  
(医薬品の添付文書等の記載事項)  
第百七十六条 法第五十二条第二項第五号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。  
一 「動物用医薬品」の文字  
二 生物学的製剤にあつては、当該製剤の本質に関する説明又は製造方法並びに防腐剤その他当該製剤本来の成分以外のものの名称及び分量(これらのものを含有する場合に限る。)  
三 抗生物質製剤にあつては、当該製剤の本質に関する説明又は製造方法  
四 法第八十三条の四第一項の規定により使用者が遵守すべき基準が定められた医薬品にあつては、当該基準の内容  
(記載すべき事項の記載方法)  
第百七十七条 法第四十四条第一項若しくは第二項、第五十条、第五十一条又は第五十二条第二項に規定する事項の記載は、邦文で、かつ、明瞭にされなければならない。  
(販売、授与等の禁止の特例)  
第百七十八条 医薬品の製造販売業者が、その製造販売する医薬品の二項医薬品検査所等情報を変更した場合には、その変更の際現に変更前の二項医薬品検査所等情報が添付文書等に記載されている医薬品であつて、当該変更前に既に製造販売されたものについては、法第五十二条第二項の規定にかかわらず、変更後の二項医薬品検査所等情報が添付文書等に記載されていることを要しない。

2 医薬品の製造販売業者が、その製造販売する医薬品の二項医薬品検査所等情報を変更した

場合には、その変更の際現に変更前の二項医薬品注意事項等情報が添付文書等に記載されている医薬品（前項に規定する医薬品を除く。）については、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、法第五十二条第二項の規定にかかわらず、変更後の二項医薬品注意事項等情報が添付文書等に記載されていることを要しない。

一 当該医薬品が、当該変更の日から起算して六月（法第四十三条第一項に規定する医薬品又は多数の医薬品の二項医薬品注意事項等情報が変更された場合であつて、変更後に記載された製品を速やかに製造販売することができないときにあつては、一年）以内に製造販売されるものであること。

二 動物医薬品検査所のホームページに変更後の二項医薬品注意事項等情報が掲載されていること。

三 当該医薬品の製造販売業者が、当該医薬品を取り扱う薬局開設者、飼育動物診療施設の開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は薬剤師、獣医師その他の医薬品関係者に、二項医薬品注意事項等情報を変更した旨を速やかに伝達すること。

3 前項の場合であつても、当該医薬品の製造販売業者は、できるだけ速やかに、変更後の二項医薬品注意事項等情報が添付文書等に記載された医薬品を製造販売しなければならぬ。

**（医薬品用タール色素）**

**第七十九条** 法第五十六条第九号の農林水産省令で定めるタール色素は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるタール色素とする。ただし、動物に直接使用されることがない医薬品については、全てのタール色素とする。

一 外用医薬品以外の医薬品 医薬品等を使用することができるタール色素を定める省令（昭和四十一年厚生省令第三十号。以下「タール色素省令」という。）別表第一の品目の部に掲げられているタール色素であつて、同表の規格の部に掲げられている規格に適合するもの

二 外用医薬品（次号に掲げるものを除く。）  
タール色素省令別表第一部及び別表第二部の品目の部に掲げられているタール色素であつて、それぞれの表の規格の部に掲げられている規格に適合するもの

三 粘膜に使用されることがない外用医薬品  
タール色素省令別表第一部、別表第二部及び

別表第三部の品目の部に掲げられているタール色素であつて、それぞれの表の規格の部に掲げられている規格に適合するもの

2 前項に規定する規格に適合するかどうかの判定は、タール色素省令別表第四部に定める方法によつて行うものとする。

**（輸入の確認の申請）**

**第七十九条之二** 法第五十六条の二第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該医薬品の品目の名称
- 二 当該医薬品の数量
- 三 外国において当該医薬品を製造する者の氏名
- 四 輸入の目的
- 五 輸入年月日
- 六 申請者が製造販売業者又は製造業の許可を受けている場合にあつては、その許可の種類
- 七 申請者の住所と当該医薬品の送付先が異なる場合にあつては、送付先の名称、住所及び連絡先
- 八 申請者に代わつて輸入の確認の申請に関する手続を行う者がいる場合にあつては、当該手続を行う者の氏名、住所及び連絡先
- 九 蔵置場所
- 十 その他輸入の確認を行うために必要な事項

2 法第五十六条の二第一項の規定による輸入の確認の申請は、別記様式第八十三号による申請書を農林水産大臣に提出してしなければならない。

3 法第五十六条の二第二項の農林水産省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 試験研究の目的で使用するために医薬品を輸入する場合

イ 当該医薬品の商品説明書

ロ 当該医薬品の仕入書の写し

ハ 航空貨物運送状の写し又はこれに準ずる書類

ニ 輸入する医薬品が反すう動物に使用する医薬品である場合にあつては、反すう動物に由来する原料又は材料を使用していないこと等を確認する書面（輸入した医薬品を試験研究施設内においてのみ使用し、かつ、試験研究の用に供した動物を当該試験研究施設の構内において焼却するときはその旨の誓約書に代えることができる。）

ホ 試験研究計画書

二 対象動物以外の動物の所有者が当該動物に使用するため医薬品を輸入する場合

イ 前号イからニまでに掲げる書類

ロ 輸入する医薬品が要指示医薬品（法第八十三条第一項の規定により読み替へて適用される法第四十九条第一項の規定に基づき農林水産大臣が指定する医薬品をいう。以下同じ。）である場合にあつては、獣医師から交付を受けた処方箋又は指示書の写し

三 獣医師又は飼育動物診療施設の開設者が動物の疾病の診断、治療又は予防の目的で自ら使用するために医薬品を輸入する場合

イ 第一号イからニまでに掲げる書類

ロ 獣医師免許証（法人の場合にあつては、医師免許証）の写し

四 国又は都道府県が家畜伝染病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている医薬品（法第十四条第一項、第十四条の九第一項、第十九条の二第一項、第二十三条の二の五第一項、第二十三条の二の十二第一項又は第二十三条の二の十七第一項の規定による承認を受けておらず、かつ、承認の申請がされていないものに限る。）を輸入する場合

第一号イからニまでに掲げる書類

**（輸入の確認をしない場合）**

**第七十九条之三** 法第五十六条の二第二項第一号の農林水産省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 個人的使用に供せられ、かつ、売買の対象とならぬと認められる程度の数量を超える数量の医薬品の輸入を行う場合
- 二 試験研究の目的で使用するために医薬品を輸入する場合
- 三 対象動物以外の動物の所有者が当該動物に使用するため医薬品を輸入する必要があると認められない場合
- 四 獣医師又は飼育動物診療施設の開設者が動物の疾病の診断、治療又は予防の目的で使用する場合
- 五 前各号に掲げる場合に準ずる場合

2 法第五十六条の二第二項第二号の農林水産省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 申請者又は申請者に代わつて法第五十六条の二第一項の確認の申請に関する手続をする者が法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他法第五号第二号に規定する薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分を違反し、その違反行為があつた日から二年を経過していない場合

二 対象動物の所有者が当該動物に使用するために医薬品を輸入する場合

三 対象動物以外の動物の所有者が当該動物に使用するために体外診断用医薬品を除く生物学的製剤を輸入する場合

四 獣医師又は飼育動物診療施設の開設者が動物の疾病の診断、治療又は予防の目的で使用するために体外診断用医薬品を除く生物学的製剤を輸入する場合

五 獣医師又は飼育動物診療施設の開設者が動物の疾病の診断、治療又は予防の目的以外で使用するために医薬品を輸入する場合

**（輸入の確認を要しない数量等）**

**第七十九条之四** 法第五十六条の二第三項第二号の農林水産省令で定める数量は、次の各号に掲げる医薬品の区分に応じ、当該各号に定める数量とする。

- 一 対象動物以外の動物の所有者が、当該動物に使用するため携帯品（別送品を含む。以下同じ。）として輸入する医薬品（その使用に当たつて獣医師の専門的な知識と技術が必要とするもの、副作用の強いもの及び病原菌に対して耐性を生じやすいものを除く。）一品目二箱（販売包装単位（店舗等において販売される最小の包装単位をいう。）として二単位とする。）以内又は用法及び用量からみて二分の使用数量以内
- 二 獣医師又は飼育動物診療施設の開設者が、対象動物の疾病の診断、治療又は予防の目的で自ら使用するために携帯品として輸入する医薬品（その使用に当たつて獣医師の専門的な知識と技術が必要とするもの、副作用の強いもの及び病原菌に対して耐性を生じやすいもの並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品及び再生医療等製品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令（平成十五年農林水産省令第七十号）の別表に掲げるものを除く。）一品目二箱又は用法及び用量からみて二分の使用数量
- 三 獣医師又は飼育動物診療施設の開設者が、対象動物以外の動物の疾病の診断、治療又は

者が法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他法第五号第二号に規定する薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分を違反し、その違反行為があつた日から二年を経過していない場合

二 対象動物の所有者が当該動物に使用するために医薬品を輸入する場合

三 対象動物以外の動物の所有者が当該動物に使用するために体外診断用医薬品を除く生物学的製剤を輸入する場合

四 獣医師又は飼育動物診療施設の開設者が動物の疾病の診断、治療又は予防の目的で使用するために体外診断用医薬品を除く生物学的製剤を輸入する場合

五 獣医師又は飼育動物診療施設の開設者が動物の疾病の診断、治療又は予防の目的以外で使用するために医薬品を輸入する場合

**（輸入の確認を要しない数量等）**

**第七十九条之四** 法第五十六条の二第三項第二号の農林水産省令で定める数量は、次の各号に掲げる医薬品の区分に応じ、当該各号に定める数量とする。

- 一 対象動物以外の動物の所有者が、当該動物に使用するため携帯品（別送品を含む。以下同じ。）として輸入する医薬品（その使用に当たつて獣医師の専門的な知識と技術が必要とするもの、副作用の強いもの及び病原菌に対して耐性を生じやすいものを除く。）一品目二箱（販売包装単位（店舗等において販売される最小の包装単位をいう。）として二単位とする。）以内又は用法及び用量からみて二分の使用数量以内
- 二 獣医師又は飼育動物診療施設の開設者が、対象動物の疾病の診断、治療又は予防の目的で自ら使用するために携帯品として輸入する医薬品（その使用に当たつて獣医師の専門的な知識と技術が必要とするもの、副作用の強いもの及び病原菌に対して耐性を生じやすいもの並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品及び再生医療等製品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令（平成十五年農林水産省令第七十号）の別表に掲げるものを除く。）一品目二箱又は用法及び用量からみて二分の使用数量
- 三 獣医師又は飼育動物診療施設の開設者が、対象動物以外の動物の疾病の診断、治療又は



及び同条第 法第五十条第 法第五十九条  
一項 一 号 第一号

（医薬部外品の添付文書等の記載事項）  
第百八十一條の三 法第六十条において準用する  
法第五十二条第二項第五号の農林水産省令で定  
める事項は、「動物用」の文字とする。  
（製造専用医薬部外品の添付文書等の記載事項  
の特例）

第百八十一條の四 製造専用医薬部外品につい  
ては、これに添付する文書又はその容器若しくは  
被包に法第六十条において準用する法第五十二  
条第二項第一号に掲げる事項が記載されている  
ことを要しない。  
（準用）

第百八十一條の五 医薬部外品については、第百  
七十七條及び第百七十九條の規定を準用する。  
2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる  
規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同  
表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとす  
る。

第百七十七條	法第四十四條第 七項若しくは第 二項、第五十 條、第五十一 條又は第五十二 條第二項	法第五十九條又は 法第六十條にお いて準用する法第 五十一條若しく は第五十二條第 二項
第百七十九條	法第五十六條第 九号	法第六十條にお いて準用する法第 五十六條第九号

第四節 医療機器の取扱い

（医療機器の直接の容器等の記載事項）  
第百八十二條 法第六十三條第一項第八号の農林  
水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 「動物用」の文字
- 二 高度管理医療機器、管理医療機器又は一般  
医療機器の別
- 三 専ら他の医療機器の製造の用に供されるこ  
とを目的として医療機器の製造販売業者又は  
製造業者に販売し、又は授与される医療機器  
（以下「製造専用医療機器」という。）にあつ  
ては、「製造用」の文字
- 四 法第二十三條の二の十七の規定による承認  
を受けた医療機器にあつては、外国製造医療  
機器等特例承認取得者等の氏名等
- 五 特定保守管理医療機器にあつては、その旨

六 単回使用の医療機器（一回限りの使用で使  
い捨てる医療機器をいう。）にあつては、そ  
の旨

（医療機器の直接の容器等の記載事項の特例）  
第百八十三條 別表第五に掲げる医療機器につ  
いては、その直接の容器又は直接の被包に記載す  
べき事項のうち次の表の上欄に掲げる法の規定  
によって定められた同表の中欄に掲げる事項の  
記載は、それぞれ同表の下欄に掲げる事項の記  
載をもって代えることができる。

法第六十 三條の第 一號	製造販 売業者 の氏名 又は名 稱及び 住所	製造販売業者の略名、商標 法によつて登録された商標 又は略号（当該医療機器の 外部の容器又は外部の被包 の記載と照合することによ り中欄に掲げる事項を容易 に確認できるものに限る。）
法第六十 三條の第 一號	外国製 造医療 機器等 特例承 認取得 者等の 氏名等	外国製造医療機器等特例承 認取得者の略名、商標法に よつて登録された商標又は 略号（当該医療機器の外部 の容器又は外部の被包の記 載と照合することにより中 欄に掲げる事項を容易に確 認できるものに限る。）

2 その直接の容器又は直接の被包の面積が著し  
く狭いため又はその形状のため前条第一項各号  
に掲げる事項が明瞭に記載されることができな  
い医療機器については、その直接の容器又は直  
接の被包に記載すべき事項のうち次の表の上欄  
に掲げる法の規定によつて定められた同表の中  
欄に掲げる事項の記載は、当該事項が当該医療  
機器の外部の容器又は外部の被包に記載されて  
いる場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事  
項の記載をもって代えることができる。

法第六十 三條の第 一號	高度管理医療機 器、管理医療機 器又は一般医療 機器の別	高度管理医療機器 にあつては、「高度」 、管理医療機器に あつては、「管理」 、一般医療機器にあ つては、「一般」の 文字
法第六十 三條の第 一號	特定保守管理医 療機器にあつて は、その旨	「特管」の文字

号中「製造販売業者」とあるのは、「製造業者」  
とする。

4 医療機器プログラムであつて、電気通信回線  
を通じて提供されるものについては、その直接  
の容器又は直接の被包に記載すべき事項の記載  
は、当該医療機器プログラムが使用される間そ  
の使用者その他の関係者が当該事項を適切に把  
握できる方法を執ることをもつてこれに代える  
ことができる。

5 その構造及び性状により法第六十三條第二項  
に規定する事項を記載することが著しく困難で  
ある特定保守管理医療機器については、当該事  
項の記載は、当該特定保守管理医療機器が使用  
される間その使用者その他の関係者が当該事項  
を適切に把握できる方法を執ることをもつてこ  
れに代えることができる。  
（容器等への符号の記載）

第百八十三條の二 法第六十三條の二第一項（令  
第七十五條第五項の規定により読み替えて適用  
される場合を含む。）の農林水産省令で定める  
情報通信の技術を利用する方法は、法第六十八  
條の二第一項の規定により注意事項等情報が公  
表されている第百八十四條の六第一項のホーム  
ページを閲覧するための二次元コードを利用す  
る方法とする。

2 法第六十三條の二第一項ただし書の規定によ  
り、次に掲げる場合においては、前項の二次元  
コードが当該医療機器の容器又は被包に記載さ  
れていることを要しない。

- 一 当該二次元コードを記載した文書が、当該  
医療機器に添付されている場合
- 二 当該医療機器に添付する文書又はその容器  
若しくは被包（以下「添付文書等」という。）  
以下この節において同じ。）に法第六十八條  
の二第二項第二号ロからホまでに掲げる事項  
が記載されている場合（製造専用医療機器に  
係る場合に限る。）

（添付文書等への記載を要する医療機器）  
第百八十三條の三 法第六十三條の二第二項の農  
林水産省令で定める医療機器は、高度管理医療  
機器以外の医療機器とする。  
（医療機器の添付文書等の記載事項の提供）  
第百八十三條の四 法第六十三條の二第二項た  
だし書の規定により、医療機器（製造専用医療機  
器を除く。以下この条において同じ。）の製造  
販売業者若しくは製造業者、販売業者又は貸与  
業者が、医療機器を医療機器の製造販売業者若

しくは製造業者、販売業者若しくは貸与業者、  
医師、歯科医師若しくは獣医師又は病院、診療  
所若しくは飼育動物診療施設の開設者（次項に  
おいて「医薬関係者等」という。）に販売し、  
貸与し、若しくは授与し、又は医療機器プログ  
ラムをこれらの者に電気通信回線を通じて提供  
する場合において、その販売し、貸与し若しく  
は授与し、又は電気通信回線を通じて提供する  
時に、添付文書等に同項各号に掲げる事項（以  
下「二項医療機器注意事項等情報」という。）  
を、動物医薬品検査所のホームページ又は動物  
医薬品検査所のホームページ及び当該医療機器  
の製造販売業者のホームページにおいて掲載す  
る方法により提供しているときは、添付文書等  
に二項医療機器注意事項等情報が記載されてい  
ることを要しない。

2 前項の規定により当該医療機器の二項医療機  
器注意事項等情報を提供するとき、次に掲げ  
るところにより行わなければならない。

- 一 添付文書等に二項医療機器注意事項等情報  
が掲載されているホームページの閲覧その他  
情報通信の技術を利用した二項医療機器注意  
事項等情報の入手方法を記載すること。
- 二 当該医療機器を取り扱う医薬関係者等から  
二項医療機器注意事項等情報が記載された文  
書の提供を求められた場合に、速やかに提供  
を行うこと。
- 三 二項医療機器注意事項等情報の変更を行つ  
た場合は、医薬関係者等にその旨を速やかに  
伝達すること。

（製造専用医療機器の添付文書等の記載事項の  
特例）  
第百八十三條の五 法第六十三條の二第二項た  
だし書の規定により、製造専用医療機器につ  
いては、添付文書等に同項第一号に掲げる事項が記  
載されていることを要しない。  
（医療機器の添付文書等の記載事項）  
第百八十三條の六 法第六十三條の二第二項第二  
号の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医  
療機器は、別表第六のとおりとする。  
法第六十三條の二第二項第五号の農林水産省  
令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 「動物用」の文字
- 二 特定保守管理医療機器にあつては、保守点  
検に関する事項



(記載すべき事項の記載方法)  
第百八十三条の七 法第六十三條及び第六十二條の二第二項に規定する事項の記載は、邦文で、かつ、明瞭にされていなければならない。

(販売、授与等の禁止の特例)  
第百八十三條の八 医療機器の製造販売業者が、その製造販売する医療機器の二項医療機器注意事項等情報を変更した場合には、その変更の際現に變更前の二項医療機器注意事項等情報が添付文書等に記載されている医療機器であつて、当該変更前に既に製造販売されたものについては、法第六十三條の二第二項の規定にかかわらず、変更後の二項医療機器注意事項等情報が添付文書等に記載されていることを要しない。

2 医療機器の製造販売業者が、その製造販売する医療機器の二項医療機器注意事項等情報を変更した場合には、その変更の際現に變更前の二項医療機器注意事項等情報が添付文書等に記載されている医療機器(前項に規定する医療機器を除く。)については、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、法第六十三條の二第二項の規定にかかわらず、変更後の二項医療機器注意事項等情報が添付文書等に記載されていることを要しない。

一 当該医療機器が、当該変更の日から起算して六月(法第四十三條第二項に規定する医療機器又は多数の医療機器の二項医療機器注意事項等情報を変更された場合であつて、変更後の二項医療機器注意事項等情報が添付文書等に記載された製品を速やかに製造販売することができないときにあつては、一年)以内に製造販売されるものであること。  
二 動物医薬品検査所のホームページに変更後の二項医療機器注意事項等情報が掲載されていること。

三 当該医療機器の製造販売業者が、当該医療機器を取り扱う飼育動物診療施設の開設者、医療機器の製造販売業者、製造業者、販売業者若しくは貸与業者又は獣医師その他の医薬関係者に、二項医療機器注意事項等情報を変更した旨を速やかに伝達すること。  
3 前項の場合であっても、当該医療機器の製造販売業者は、できるだけ速やかに、変更後の二項医療機器注意事項等情報が添付文書等に記載された医療機器を製造販売しなければならない。

(医療機器プログラムの添付文書等の記載事項の特例)  
第百八十三條の九 医療機器プログラムについては、二項医療機器注意事項等情報の記載は、当該医療機器プログラムが使用される間その使用者その他の関係者が当該二項医療機器注意事項等情報を適切に把握できる方法を執ることをもつてこれに代へることができる。

第五節 再生医療等製品の取扱  
第百八十四條 法第六十五條の二第四号の農林水産省令で定める表示は、白地に黒枠、黒字をもつて記載する。「再生等」の文字とする。  
2 法第六十五條の二第五号の農林水産省令で定める表示は、白地に黒枠、黒字をもつて記載する。「条件及び期限付」の文字とする。  
3 法第六十五條の二第十号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。  
一 「動物用」の文字  
二 専ら他の再生医療等製品の製造の用に供されることを目的として再生医療等製品の製造販売業者又は製造業者に販売し、又は授与される再生医療等製品(以下「製造専用再生医療等製品」という。)にあつては、「製造用」の文字  
三 法第二十三條の三十七の規定による承認を受けた再生医療等製品にあつては、外国製造再生医療等製品特例承認取得者の氏名又は名称及びその住所の国名並びに選任外国製造再生医療等製品製造販売業者の氏名又は名称及び住所(以下「外国製造再生医療等製品特例承認取得者等の氏名等」という。)  
四 法第八十三條の四第一項の規定により使用者が遵守すべき基準が定められた再生医療等製品にあつては、「注意―使用基準の定めるところにより使用すること」の文字  
(再生医療等製品の直接の容器等の記載事項の特例)  
第百八十四條の二 ニミリットル以下のアンブレ又はこれと同等の大きさの直接の容器若しくは直接の被包に収められた再生医療等製品は、その外部の容器又は外部の被包に法第六十五條の二各号に掲げる事項が記載されている場合には、その直接の容器又は直接の被包に法第六十五條の二第三号、第六号及び第九号並びに前条第三項第二号から第四号までに掲げる事項が記載されていることを要しない。

その外部の容器又は外部の被包に法第六十五條の二各号に掲げる事項が明瞭に記載できないものに収められた再生医療等製品については、前項の規定を準用する。  
3 前二項に規定する再生医療等製品の外部の容器又は外部の被包に法第六十五條の二各号に掲げる事項が記載されている場合には、その直接の容器又は直接の被包に記載すべき事項のうち次の表の上欄に掲げる法の規定によつて定められた同表の中欄に掲げる事項の記載は、それぞれ同表の下欄に掲げる事項の記載をもつて代へることができる。

法第六十五條の二第十号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。  
一 「動物用」の文字  
二 専ら他の再生医療等製品の製造の用に供されることを目的として再生医療等製品の製造販売業者又は製造業者に販売し、又は授与される再生医療等製品(以下「製造専用再生医療等製品」という。)にあつては、「製造用」の文字  
三 法第二十三條の三十七の規定による承認を受けた再生医療等製品にあつては、外国製造再生医療等製品特例承認取得者の氏名又は名称及びその住所の国名並びに選任外国製造再生医療等製品製造販売業者の氏名又は名称及び住所(以下「外国製造再生医療等製品特例承認取得者等の氏名等」という。)  
四 法第八十三條の四第一項の規定により使用者が遵守すべき基準が定められた再生医療等製品にあつては、「注意―使用基準の定めるところにより使用すること」の文字  
(再生医療等製品の直接の容器等の記載事項の特例)  
第百八十四條の二 ニミリットル以下のアンブレ又はこれと同等の大きさの直接の容器若しくは直接の被包に収められた再生医療等製品は、その外部の容器又は外部の被包に法第六十五條の二各号に掲げる事項が記載されている場合には、その直接の容器又は直接の被包に法第六十五條の二第三号、第六号及び第九号並びに前条第三項第二号から第四号までに掲げる事項が記載されていることを要しない。

その外部の容器又は外部の被包に法第六十五條の二各号に掲げる事項が明瞭に記載できないものに収められた再生医療等製品については、前項の規定を準用する。  
3 前二項に規定する再生医療等製品の外部の容器又は外部の被包に法第六十五條の二各号に掲げる事項が記載されている場合には、その直接の容器又は直接の被包に記載すべき事項のうち次の表の上欄に掲げる法の規定によつて定められた同表の中欄に掲げる事項の記載は、それぞれ同表の下欄に掲げる事項の記載をもつて代へることができる。

法第六十五條の二第十号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。  
一 「動物用」の文字  
二 専ら他の再生医療等製品の製造の用に供されることを目的として再生医療等製品の製造販売業者又は製造業者に販売し、又は授与される再生医療等製品(以下「製造専用再生医療等製品」という。)にあつては、「製造用」の文字  
三 法第二十三條の三十七の規定による承認を受けた再生医療等製品にあつては、外国製造再生医療等製品特例承認取得者の氏名又は名称及びその住所の国名並びに選任外国製造再生医療等製品製造販売業者の氏名又は名称及び住所(以下「外国製造再生医療等製品特例承認取得者等の氏名等」という。)  
四 法第八十三條の四第一項の規定により使用者が遵守すべき基準が定められた再生医療等製品にあつては、「注意―使用基準の定めるところにより使用すること」の文字  
(再生医療等製品の直接の容器等の記載事項の特例)  
第百八十四條の二 ニミリットル以下のアンブレ又はこれと同等の大きさの直接の容器若しくは直接の被包に収められた再生医療等製品は、その外部の容器又は外部の被包に法第六十五條の二各号に掲げる事項が記載されている場合には、その直接の容器又は直接の被包に法第六十五條の二第三号、第六号及び第九号並びに前条第三項第二号から第四号までに掲げる事項が記載されていることを要しない。

その外部の容器又は外部の被包に法第六十五條の二各号に掲げる事項が明瞭に記載できないものに収められた再生医療等製品については、前項の規定を準用する。  
3 前二項に規定する再生医療等製品の外部の容器又は外部の被包に法第六十五條の二各号に掲げる事項が記載されている場合には、その直接の容器又は直接の被包に記載すべき事項のうち次の表の上欄に掲げる法の規定によつて定められた同表の中欄に掲げる事項の記載は、それぞれ同表の下欄に掲げる事項の記載をもつて代へることができる。

法第六十五條の二第十号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。  
一 「動物用」の文字  
二 専ら他の再生医療等製品の製造の用に供されることを目的として再生医療等製品の製造販売業者又は製造業者に販売し、又は授与される再生医療等製品(以下「製造専用再生医療等製品」という。)にあつては、「製造用」の文字  
三 法第二十三條の三十七の規定による承認を受けた再生医療等製品にあつては、外国製造再生医療等製品特例承認取得者の氏名又は名称及びその住所の国名並びに選任外国製造再生医療等製品製造販売業者の氏名又は名称及び住所(以下「外国製造再生医療等製品特例承認取得者等の氏名等」という。)  
四 法第八十三條の四第一項の規定により使用者が遵守すべき基準が定められた再生医療等製品にあつては、「注意―使用基準の定めるところにより使用すること」の文字  
(再生医療等製品の直接の容器等の記載事項の特例)  
第百八十四條の二 ニミリットル以下のアンブレ又はこれと同等の大きさの直接の容器若しくは直接の被包に収められた再生医療等製品は、その外部の容器又は外部の被包に法第六十五條の二各号に掲げる事項が記載されている場合には、その直接の容器又は直接の被包に法第六十五條の二第三号、第六号及び第九号並びに前条第三項第二号から第四号までに掲げる事項が記載されていることを要しない。

法第六十五條の二第十号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。	法第六十五條の二第十号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。
一 「動物用」の文字	一 「動物用」の文字
二 専ら他の再生医療等製品の製造の用に供されることを目的として再生医療等製品の製造販売業者又は製造業者に販売し、又は授与される再生医療等製品(以下「製造専用再生医療等製品」という。)にあつては、「製造用」の文字	二 専ら他の再生医療等製品の製造の用に供されることを目的として再生医療等製品の製造販売業者又は製造業者に販売し、又は授与される再生医療等製品(以下「製造専用再生医療等製品」という。)にあつては、「製造用」の文字
三 法第二十三條の三十七の規定による承認を受けた再生医療等製品にあつては、外国製造再生医療等製品特例承認取得者の氏名又は名称及びその住所の国名並びに選任外国製造再生医療等製品製造販売業者の氏名又は名称及び住所(以下「外国製造再生医療等製品特例承認取得者等の氏名等」という。)	三 法第二十三條の三十七の規定による承認を受けた再生医療等製品にあつては、外国製造再生医療等製品特例承認取得者の氏名又は名称及びその住所の国名並びに選任外国製造再生医療等製品製造販売業者の氏名又は名称及び住所(以下「外国製造再生医療等製品特例承認取得者等の氏名等」という。)
四 法第八十三條の四第一項の規定により使用者が遵守すべき基準が定められた再生医療等製品にあつては、「注意―使用基準の定めるところにより使用すること」の文字	四 法第八十三條の四第一項の規定により使用者が遵守すべき基準が定められた再生医療等製品にあつては、「注意―使用基準の定めるところにより使用すること」の文字

法第六十五條の二第十号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。  
一 「動物用医薬品」の文字  
二 生物学製剤にあっては、当該製剤の本質に関する説明又は製造方法並びに防腐剤その他当該製剤本来の成分以外のものの名称及び分量(これらのものを含有する場合に限る。)  
三 抗生物質製剤にあっては、当該製剤の本質に関する説明又は製造方法  
四 法第八十三條の四第一項の規定により使用者が遵守すべき基準が定められた医薬品にあつては、当該基準の内容

法第六十五條の二第十号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。  
一 「動物用医薬品」の文字  
二 生物学製剤にあっては、当該製剤の本質に関する説明又は製造方法並びに防腐剤その他当該製剤本来の成分以外のものの名称及び分量(これらのものを含有する場合に限る。)  
三 抗生物質製剤にあっては、当該製剤の本質に関する説明又は製造方法  
四 法第八十三條の四第一項の規定により使用者が遵守すべき基準が定められた医薬品にあつては、当該基準の内容

法第六十五條の二第十号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。  
一 「動物用医薬品」の文字  
二 生物学製剤にあっては、当該製剤の本質に関する説明又は製造方法並びに防腐剤その他当該製剤本来の成分以外のものの名称及び分量(これらのものを含有する場合に限る。)  
三 抗生物質製剤にあっては、当該製剤の本質に関する説明又は製造方法  
四 法第八十三條の四第一項の規定により使用者が遵守すべき基準が定められた医薬品にあつては、当該基準の内容

法第六十五條の二第十号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。  
一 「動物用医薬品」の文字  
二 生物学製剤にあっては、当該製剤の本質に関する説明又は製造方法並びに防腐剤その他当該製剤本来の成分以外のものの名称及び分量(これらのものを含有する場合に限る。)  
三 抗生物質製剤にあっては、当該製剤の本質に関する説明又は製造方法  
四 法第八十三條の四第一項の規定により使用者が遵守すべき基準が定められた医薬品にあつては、当該基準の内容

法第六十五條の二第十号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。  
一 「動物用医薬品」の文字  
二 生物学製剤にあっては、当該製剤の本質に関する説明又は製造方法並びに防腐剤その他当該製剤本来の成分以外のものの名称及び分量(これらのものを含有する場合に限る。)  
三 抗生物質製剤にあっては、当該製剤の本質に関する説明又は製造方法  
四 法第八十三條の四第一項の規定により使用者が遵守すべき基準が定められた医薬品にあつては、当該基準の内容

法第六十五條の二第十号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。  
一 「動物用医薬品」の文字  
二 生物学製剤にあっては、当該製剤の本質に関する説明又は製造方法並びに防腐剤その他当該製剤本来の成分以外のものの名称及び分量(これらのものを含有する場合に限る。)  
三 抗生物質製剤にあっては、当該製剤の本質に関する説明又は製造方法  
四 法第八十三條の四第一項の規定により使用者が遵守すべき基準が定められた医薬品にあつては、当該基準の内容

2 法第六十八條の二第二項第二号ホの農林水産省令で定める事項は、次の各号に定める事項とする。

- 一 「動物用」の文字
二 特定保守管理医療機器にあつては、保守点検に関する事項

3 法第六十八條の二第二項第三号ホの農林水産省令で定める事項は、次の各号に定める事項とする。

- 一 「動物用再生医療等製品」の文字
二 当該再生医療等製品の原料又は材料のうち、人その他の生物（植物を除く。以下同じ。）に由来する成分の名称
三 当該再生医療等製品の原材料（製造に使用する原料又は材料（製造工程において使用されるものを含む。以下同じ。）の由来となるものをいう。以下同じ。）である人その他の生物の部位等の名称
四 法第八十三條の四第一項の規定により使用者が遵守すべき基準が定められた再生医療等製品にあつては、当該基準の内容
五 前各号に掲げるもののほか、使用者が当該再生医療等製品を適正に使用するために必要な事項

（製造専用医薬品等の注意事項等情報の特例）

第百八十四條の八 製造専用医薬品、製造専用医療機器又は製造専用再生医療等製品については、これに添付する文書又はその容器若しくは被包に法第六十八條の二第二項第一号ロからホまで、同項第二号ロからホまで又は同項第三号ロからホまでに掲げる事項が記載されている場合は、法第六十八條の二第一項本文の規定は、適用しない。

2 製造専用医薬品、製造専用医療機器又は製造専用再生医療等製品について法第六十八條の二第一項の規定により注意事項等情報を公表する場合における同条第二項の規定の適用については、同項各号中「イから」とあるのは、「ロから」とする。

（注意事項等情報の提供を行うために必要な体制の整備）
第百八十四條の九 法第六十八條の二の二（令第七十五條第十三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の製造販売業者が整備しなければならない注意事項等情報の提供を行うために必要な体制は、次に掲げる体制とする。

- 一 当該医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品を初めて購入し、借り受け、若しくは譲り受け、又は初めて電気回路を通じて医療機器プログラムの提供を受けようとする薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者に対して、注意事項等情報を提供するために必要な体制
二 当該医薬品、医療機器又は再生医療等製品の注意事項等情報を変更した場合に、当該医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品を取り扱う薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者又は医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者に対して、速やかに注意事項等情報を変更した旨を情報提供するために必要な体制
（注意事項等情報に関する届出）
第百八十四條の十 法第六十八條の二の三第一項の規定による届出は、別記様式第八十四号による届出書を農林水産大臣に提出してしなければならない。

（注意事項等情報の届出事項）
第百八十四條の十一 法第六十八條の二の三第一項の農林水産省令で定める事項は、使用及び取扱い上の必要な注意とする。
（注意事項等情報の変更の届出）
第百八十四條の十二 法第六十八條の二の三第一項の規定による変更の届出は、別記様式第八十四号の二による届出書を農林水産大臣に提出してしなければならない。
（情報通信の技術を利用する方法）
第百八十四條の十三 法第六十八條の二の三第二項の規定による公表は、動物医薬品検査所のホームページ又は動物医薬品検査所のホームページ及び公表を行う製造販売業者のホームページに掲載する方法により行うものとする。
（再生医療等製品の記録に関する事項）
第百八十四條の十四 法第六十八條の七第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 再生医療等製品を譲り受けた再生医療等製品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者若しくは飼育動物診療施設の開設者の氏名又は名称及び住所
二 再生医療等製品の名称及び製造番号又は製造記号
三 再生医療等製品の数量

四 再生医療等製品を譲り渡した年月日
五 再生医療等製品の使用の期限
六 前各号に掲げるもののほか、再生医療等製品に係る保健衛生上又は家畜衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要な事項
（記録又は保存の事務の委託）
第百八十四條の十五 法第六十八條の七第六項の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 法第六十八條の七第一項に規定する再生医療等製品承認取得者等（以下「再生医療等製品承認取得者等」という。）から、その再生医療等製品を譲り受ける製造販売業者又は販売業者であること。
二 記録又は保存の事務を实地に管理する者（以下この条において「記録受託責任者」という。）を選任していること。

2 法第六十八條の七第六項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。
一 再生医療等製品承認取得者等及び法第六十八條の七第一項の規定による記録又は保存の事務の委託を受けようとする者（以下この条において「受託者」という。）の氏名（法人にあつては、その名称及びその代表者の氏名）及び住所
二 記録受託責任者の氏名及び住所
三 当該再生医療等製品の名称、承認番号及び承認年月日
承認年月日
法第六十八條の七第六項の規定による届出は、別記様式第八十五号による届出書に次の各号に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出してなければならない。

- 一 受託者の住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書）
二 受託者が第一項に定める基準に適合することを証する書類
三 委託契約書の写し
四 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のうち、届出者が法の規定による許可等の申請又は届出の際に農林水産大臣に提出したものであるときは、当該届出書にその旨を付記したときは、添付することを要しない。
（記録又は保存に係る事務の受託者等の変更の届出）
第百八十四條の十六 再生医療等製品承認取得者等は、前条第二項第一号又は第二号に掲げる事項を変更したときは、三十日以内に、農林水産大臣にその旨を届けなければならない。

2 前項の届出は、別記様式第八十五号による届出書を提出してしなければならない。
3 前項の届出書には、変更に係る事項を証する書類を添付しなければならない。
（記録の保存）
第百八十四條の十七 再生医療等製品承認取得者等は、法第六十八條の七第一項に規定する再生医療等製品に関する記録を、当該再生医療等製品の有効期間の満了する期日から起算して三年が経過するまでの間（農林水産大臣が指定する再生医療等製品にあつては、農林水産大臣が指示する期間）保存しなければならない。
（副作用等の報告）
第百八十四條の十八 法第六十八條の十第一項の農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げる医薬品等の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 医薬品 次に掲げる事項
イ 当該医薬品又は外国で使用されている製品であつて当該医薬品と成分が同一性を有すると認められるものの副作用によるものと疑われる死亡又は死亡につながるおそれのある症例の発生
ロ 当該医薬品又は外国で使用されている製品であつて当該医薬品と成分が同一性を有すると認められるものの副作用によるものと疑われる疾病、障害若しくはこれらにつながるおそれのある症例の発生が当該医薬品の二項医薬品注意事項等情報又は注意事項等情報から予測できないものの発生（軽微であるものを除く。）
ハ 当該医薬品の使用によるものと疑われる感染症又はこれにつながるおそれのある症例の発生
ニ 当該医薬品について、がんその他重大な副作用若しくは感染症が発生するおそれのあること、副作用若しくは感染症の発生の数、発生頻度、発生条件等の傾向が著しく変化したこと又は承認を受けた効能若しくは効果を有しないことを示す研究報告
ニ 医薬部外品 当該医薬部外品について、有害な作用の発生又は有害な作用が発生するおそれがあることを示す研究報告
三 医療機器（機械器具等）と一体的に製造販売するものとして承認を受けた医薬品の当該機械器具等に係る部分を含む。以下この号において同じ。） 次に掲げる事項

イ 当該医薬品又は外国で使用されている製品であつて当該医薬品と成分が同一性を有すると認められるものの副作用によるものと疑われる死亡又は死亡につながるおそれのある症例の発生
ロ 当該医薬品又は外国で使用されている製品であつて当該医薬品と成分が同一性を有すると認められるものの副作用によるものと疑われる疾病、障害若しくはこれらにつながるおそれのある症例の発生が当該医薬品の二項医薬品注意事項等情報又は注意事項等情報から予測できないものの発生（軽微であるものを除く。）
ハ 当該医薬品の使用によるものと疑われる感染症又はこれにつながるおそれのある症例の発生
ニ 当該医薬品について、がんその他重大な副作用若しくは感染症が発生するおそれのあること、副作用若しくは感染症の発生の数、発生頻度、発生条件等の傾向が著しく変化したこと又は承認を受けた効能若しくは効果を有しないことを示す研究報告
ニ 医薬部外品 当該医薬部外品について、有害な作用の発生又は有害な作用が発生するおそれがあることを示す研究報告
三 医療機器（機械器具等）と一体的に製造販売するものとして承認を受けた医薬品の当該機械器具等に係る部分を含む。以下この号において同じ。） 次に掲げる事項

イ 当該医薬品又は外国で使用されている製品であつて当該医薬品と成分が同一性を有すると認められるものの副作用によるものと疑われる死亡又は死亡につながるおそれのある症例の発生
ロ 当該医薬品又は外国で使用されている製品であつて当該医薬品と成分が同一性を有すると認められるものの副作用によるものと疑われる疾病、障害若しくはこれらにつながるおそれのある症例の発生が当該医薬品の二項医薬品注意事項等情報又は注意事項等情報から予測できないものの発生（軽微であるものを除く。）
ハ 当該医薬品の使用によるものと疑われる感染症又はこれにつながるおそれのある症例の発生
ニ 当該医薬品について、がんその他重大な副作用若しくは感染症が発生するおそれのあること、副作用若しくは感染症の発生の数、発生頻度、発生条件等の傾向が著しく変化したこと又は承認を受けた効能若しくは効果を有しないことを示す研究報告
ニ 医薬部外品 当該医薬部外品について、有害な作用の発生又は有害な作用が発生するおそれがあることを示す研究報告
三 医療機器（機械器具等）と一体的に製造販売するものとして承認を受けた医薬品の当該機械器具等に係る部分を含む。以下この号において同じ。） 次に掲げる事項

イ 当該医薬品又は外国で使用されている製品であつて当該医薬品と成分が同一性を有すると認められるものの副作用によるものと疑われる死亡又は死亡につながるおそれのある症例の発生
ロ 当該医薬品又は外国で使用されている製品であつて当該医薬品と成分が同一性を有すると認められるものの副作用によるものと疑われる疾病、障害若しくはこれらにつながるおそれのある症例の発生が当該医薬品の二項医薬品注意事項等情報又は注意事項等情報から予測できないものの発生（軽微であるものを除く。）
ハ 当該医薬品の使用によるものと疑われる感染症又はこれにつながるおそれのある症例の発生
ニ 当該医薬品について、がんその他重大な副作用若しくは感染症が発生するおそれのあること、副作用若しくは感染症の発生の数、発生頻度、発生条件等の傾向が著しく変化したこと又は承認を受けた効能若しくは効果を有しないことを示す研究報告
ニ 医薬部外品 当該医薬部外品について、有害な作用の発生又は有害な作用が発生するおそれがあることを示す研究報告
三 医療機器（機械器具等）と一体的に製造販売するものとして承認を受けた医薬品の当該機械器具等に係る部分を含む。以下この号において同じ。） 次に掲げる事項

イ 当該医薬品又は外国で使用されている製品であつて当該医薬品と成分が同一性を有すると認められるものの副作用によるものと疑われる死亡又は死亡につながるおそれのある症例の発生
ロ 当該医薬品又は外国で使用されている製品であつて当該医薬品と成分が同一性を有すると認められるものの副作用によるものと疑われる疾病、障害若しくはこれらにつながるおそれのある症例の発生が当該医薬品の二項医薬品注意事項等情報又は注意事項等情報から予測できないものの発生（軽微であるものを除く。）
ハ 当該医薬品の使用によるものと疑われる感染症又はこれにつながるおそれのある症例の発生
ニ 当該医薬品について、がんその他重大な副作用若しくは感染症が発生するおそれのあること、副作用若しくは感染症の発生の数、発生頻度、発生条件等の傾向が著しく変化したこと又は承認を受けた効能若しくは効果を有しないことを示す研究報告
ニ 医薬部外品 当該医薬部外品について、有害な作用の発生又は有害な作用が発生するおそれがあることを示す研究報告
三 医療機器（機械器具等）と一体的に製造販売するものとして承認を受けた医薬品の当該機械器具等に係る部分を含む。以下この号において同じ。） 次に掲げる事項

イ 当該医薬品又は外国で使用されている製品であつて当該医薬品と成分が同一性を有すると認められるものの副作用によるものと疑われる死亡又は死亡につながるおそれのある症例の発生
ロ 当該医薬品又は外国で使用されている製品であつて当該医薬品と成分が同一性を有すると認められるものの副作用によるものと疑われる疾病、障害若しくはこれらにつながるおそれのある症例の発生が当該医薬品の二項医薬品注意事項等情報又は注意事項等情報から予測できないものの発生（軽微であるものを除く。）
ハ 当該医薬品の使用によるものと疑われる感染症又はこれにつながるおそれのある症例の発生
ニ 当該医薬品について、がんその他重大な副作用若しくは感染症が発生するおそれのあること、副作用若しくは感染症の発生の数、発生頻度、発生条件等の傾向が著しく変化したこと又は承認を受けた効能若しくは効果を有しないことを示す研究報告
ニ 医薬部外品 当該医薬部外品について、有害な作用の発生又は有害な作用が発生するおそれがあることを示す研究報告
三 医療機器（機械器具等）と一体的に製造販売するものとして承認を受けた医薬品の当該機械器具等に係る部分を含む。以下この号において同じ。） 次に掲げる事項

イ 当該医療機器の不具合によるものと疑われる疾病、障害、死亡又はこれらにつながるおそれのある症例の発生が当該医療機器の二項医療機器注意事項情報又は注意事項情報から予測できないものの発生（軽微であるものを除く。）

ロ 当該医療機器について、がんその他重大な不具合が発生するおそれがあること、不具合の発生数、発生頻度、発生条件等の傾向が著しく変化したこと又は承認を受けた効果若しくは性能を有しないことを示す研究報告

四 再生医療等製品 次に掲げる事項

イ 当該再生医療等製品又は外国で使用されている製品であつて当該再生医療等製品と構成細胞又は導入遺伝子が同一性を有すると認められるもの、不具合によるものと疑われる死亡又は死亡につながるおそれのある症例の発生

ロ 当該再生医療等製品又は外国で使用されている製品であつて当該再生医療等製品と構成細胞又は導入遺伝子が同一性を有すると認められるもの、不具合によるものと疑われる疾病、障害又はこれらにつながるおそれのある症例の発生が当該再生医療等製品の注意事項情報から予測できないものの発生（軽微であるものを除く。）

ハ 当該再生医療等製品の使用によるものと疑われる感染症又はこれにつながるおそれのある症例の発生

ニ 当該再生医療等製品について、がんその他重大な不具合若しくは感染症が発生するおそれのあること、不具合若しくは感染症の発生数、発生頻度、発生条件等の傾向が著しく変化したこと又は承認を受けた効果、効果若しくは性能を有しないことを示す研究報告

2 医薬品等の製造販売業者又は外国特例承認取得者（法第六十八条の二の五第一項に規定する外国特例承認取得者をいう。以下同じ。）は、前項に規定する事項を知ったときは、三十日以内にその旨を農林水産大臣に報告しなければならぬ。

（回収の報告）

第百八十四条の十九 医薬品等の製造販売業者、外国特例承認取得者又は法第八十条第一項から第三項までに規定する輸出用の医薬品等の製造

業者（以下この条において「医薬品等の製造販売業者等」という。）は、法第六十八条の十一の規定による医薬品等の回収に着手した旨の報告を行うときは、次に掲げる事項を速やかに報告しなければならない。

一 回収の対象となる医薬品等の名称  
二 製造販売の承認を受けた医薬品等にあつては、承認番号及び承認年月日  
三 回収の対象となる医薬品等の数量、製造番号又は製造記号及び製造販売又は製造年月日  
四 当該品目の医薬品等総括製造販売責任者、医療機器等総括製造販売責任者若しくは再生医療等製品総括製造販売責任者がその業務を行う事務所又は製造所の名称及び所在地

五 当該品目が輸出されたものである場合にあっては、当該輸出先の国名  
六 回収する理由  
七 回収に着手した年月日  
八 回収方法  
九 回収終了予定日  
十 予想される事態及び講じようとする措置

十一 その他必要な事項

2 医薬品等の製造販売業者等は、法第六十八条の十一の規定による医薬品等の回収の状況の報告を行うときは、次に掲げる事項を速やかに報告しなければならない。

一 前項に規定する事項に変更（軽微な変更を除く。）が生じたとき。  
二 回収に着手した時点では想定していなかった被害の発生のおそれを知ったとき。  
三 その他農林水産大臣が必要があると認めた回収の状況の報告を求めたとき。

3 医薬品等の製造販売業者等は、回収の終了後速やかに、回収を終了した旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

（再生医療等製品に関する感染症定期報告）  
第百八十四条の二十 再生医療等製品の製造販売業者又は外国特例再生医療等製品承認取得者は、法第六十八条の十四第一項の規定による報告を行うときは、品目ごとに次に掲げる事項を報告しなければならない。ただし、同一の原料又は材料を用いて製造される再生医療等製品については、一括して報告することができる。

一 当該再生医療等製品の名称  
二 当該再生医療等製品の承認番号及び承認年月日  
三 当該再生医療等製品の出荷数量

四 調査期間  
五 当該再生医療等製品又はその原材料（人その他の生物由来するものに限る。）に關して報告された動物から人又は動物に感染すると認められる疾病についての研究報告の名称及びその概要

六 当該再生医療等製品又は外国で使用されている製品であつて当該再生医療等製品と原材料等が同一性を有すると認められるものによるものと疑われる感染症の種類別の発生状況及び発生症例の一覧  
七 当該再生医療等製品又は外国で使用されている製品であつて当該再生医療等製品と原材料等が同一性を有すると認められるものによる保健衛生上又は家畜衛生上の危害の発生又は拡大の防止のために行われた措置

八 前号の措置を踏まえて当該再生医療等製品の適正な使用のために講じた措置  
九 当該再生医療等製品の安全性に関する当該再生医療等製品の製造販売業者又は外国製造再生医療等製品特例承認取得者の見解  
十 当該再生医療等製品の注意事項情報  
十一 当該再生医療等製品又は外国で使用されている製品であつて当該再生医療等製品と構成細胞又は導入遺伝子が同一性を有すると認められるものの品質、有効性及び安全性に関する事項

2 前項の報告は、再生医療等製品の製造販売の承認を受けた日から一年（農林水産大臣が指定する再生医療等製品にあつては、農林水産大臣が指示する期間）ごとに、その期間の満了後一月以内に行わなければならない。ただし、当該報告に係る資料が邦文以外で記載されている場合において、当該資料の翻訳を行う必要があるときは、その期間の満了後二月以内とすることができる。

2 前項の報告は、再生医療等製品の製造販売の承認を受けた日から一年（農林水産大臣が指定する再生医療等製品にあつては、農林水産大臣が指示する期間）ごとに、その期間の満了後一月以内に行わなければならない。ただし、当該報告に係る資料が邦文以外で記載されている場合において、当該資料の翻訳を行う必要があるときは、その期間の満了後二月以内とすることができる。

2 前項の報告は、再生医療等製品の製造販売の承認を受けた日から一年（農林水産大臣が指定する再生医療等製品にあつては、農林水産大臣が指示する期間）ごとに、その期間の満了後一月以内に行わなければならない。ただし、当該報告に係る資料が邦文以外で記載されている場合において、当該資料の翻訳を行う必要があるときは、その期間の満了後二月以内とすることができる。

2 前項の報告は、再生医療等製品の製造販売の承認を受けた日から一年（農林水産大臣が指定する再生医療等製品にあつては、農林水産大臣が指示する期間）ごとに、その期間の満了後一月以内に行わなければならない。ただし、当該報告に係る資料が邦文以外で記載されている場合において、当該資料の翻訳を行う必要があるときは、その期間の満了後二月以内とすることができる。

2 前項の報告は、再生医療等製品の製造販売の承認を受けた日から一年（農林水産大臣が指定する再生医療等製品にあつては、農林水産大臣が指示する期間）ごとに、その期間の満了後一月以内に行わなければならない。ただし、当該報告に係る資料が邦文以外で記載されている場合において、当該資料の翻訳を行う必要があるときは、その期間の満了後二月以内とすることができる。

2 前項の報告は、再生医療等製品の製造販売の承認を受けた日から一年（農林水産大臣が指定する再生医療等製品にあつては、農林水産大臣が指示する期間）ごとに、その期間の満了後一月以内に行わなければならない。ただし、当該報告に係る資料が邦文以外で記載されている場合において、当該資料の翻訳を行う必要があるときは、その期間の満了後二月以内とすることができる。

2 前項の報告は、再生医療等製品の製造販売の承認を受けた日から一年（農林水産大臣が指定する再生医療等製品にあつては、農林水産大臣が指示する期間）ごとに、その期間の満了後一月以内に行わなければならない。ただし、当該報告に係る資料が邦文以外で記載されている場合において、当該資料の翻訳を行う必要があるときは、その期間の満了後二月以内とすることができる。

2 前項の報告は、再生医療等製品の製造販売の承認を受けた日から一年（農林水産大臣が指定する再生医療等製品にあつては、農林水産大臣が指示する期間）ごとに、その期間の満了後一月以内に行わなければならない。ただし、当該報告に係る資料が邦文以外で記載されている場合において、当該資料の翻訳を行う必要があるときは、その期間の満了後二月以内とすることができる。

2 前項の報告は、再生医療等製品の製造販売の承認を受けた日から一年（農林水産大臣が指定する再生医療等製品にあつては、農林水産大臣が指示する期間）ごとに、その期間の満了後一月以内に行わなければならない。ただし、当該報告に係る資料が邦文以外で記載されている場合において、当該資料の翻訳を行う必要があるときは、その期間の満了後二月以内とすることができる。

2 前項の報告は、再生医療等製品の製造販売の承認を受けた日から一年（農林水産大臣が指定する再生医療等製品にあつては、農林水産大臣が指示する期間）ごとに、その期間の満了後一月以内に行わなければならない。ただし、当該報告に係る資料が邦文以外で記載されている場合において、当該資料の翻訳を行う必要があるときは、その期間の満了後二月以内とすることができる。

請又は届出の際に農林水産大臣に提出したものである場合は、当該申請書にその旨を付記したときは、添付することを要しない。  
（生物由来製品の直接の容器等の記載事項）  
第百八十六条 法第六十八条の十七第一号の農林水産省令で定める表示は、白地に黒枠、黒字をもって記載する「生物」の文字とする。ただし、生物由来製品の品名の文字の色が黒でない場合においては、白地に品名の文字と同色の枠、同色の文字をもって記載することができる。

（生物由来製品の直接の容器等の記載事項の特例）  
第百八十七条 第百七十二条の規定にかかわらず、生物由来製品については、製造番号又は製造記号を記載しなければならない。  
（製造専用生物由来製品の直接の容器等の記載事項の特例）  
第百八十七条の二 専ら他の生物由来製品の製造の用に供されることを目的として生物由来製品の製造販売業者又は製造業者に販売し、又は授与される生物由来製品（以下「製造専用生物由来製品」という。）について法第五十条第一号の規定を適用する場合には、同号中「製造販売業者」とあるのは、「製造業者」とする。

2 製造専用生物由来製品については、その直接の容器又は直接の被包に法第五十条第十号から第十二号まで及び第六十八条の十七並びに第七十一条第八号に掲げる事項が記載されていることを要しない。  
（生物由来製品の添付文書等の記載事項）  
第百八十八条 法第六十八条の十八第一号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 「生物由来製品」の文字  
二 当該生物由来製品の原料又は材料のうち、人その他の生物由来する成分の名称  
三 当該生物由来製品の原材料である人その他の生物由来製品以外の組織の名称

2 法第六十八条の十八第三号の農林水産省令で定める事項は、前項各号に掲げるもののほか、使用者が当該生物由来製品を適正に使用するために必要な事項とする。  
（製造専用生物由来製品の添付文書等の記載事項の特例）  
第百八十九条 製造専用生物由来製品については、これに添付する文書又はその容器若しくは被包に法第五十二条第二項第一号及び第六十八

2 法第六十八条の十八第三号の農林水産省令で定める事項は、前項各号に掲げるもののほか、使用者が当該生物由来製品を適正に使用するために必要な事項とする。  
（製造専用生物由来製品の添付文書等の記載事項の特例）  
第百八十九条 製造専用生物由来製品については、これに添付する文書又はその容器若しくは被包に法第五十二条第二項第一号及び第六十八

2 法第六十八条の十八第三号の農林水産省令で定める事項は、前項各号に掲げるもののほか、使用者が当該生物由来製品を適正に使用するために必要な事項とする。  
（製造専用生物由来製品の添付文書等の記載事項の特例）  
第百八十九条 製造専用生物由来製品については、これに添付する文書又はその容器若しくは被包に法第五十二条第二項第一号及び第六十八

2 法第六十八条の十八第三号の農林水産省令で定める事項は、前項各号に掲げるもののほか、使用者が当該生物由来製品を適正に使用するために必要な事項とする。  
（製造専用生物由来製品の添付文書等の記載事項の特例）  
第百八十九条 製造専用生物由来製品については、これに添付する文書又はその容器若しくは被包に法第五十二条第二項第一号及び第六十八

2 法第六十八条の十八第三号の農林水産省令で定める事項は、前項各号に掲げるもののほか、使用者が当該生物由来製品を適正に使用するために必要な事項とする。  
（製造専用生物由来製品の添付文書等の記載事項の特例）  
第百八十九条 製造専用生物由来製品については、これに添付する文書又はその容器若しくは被包に法第五十二条第二項第一号及び第六十八

2 法第六十八条の十八第三号の農林水産省令で定める事項は、前項各号に掲げるもののほか、使用者が当該生物由来製品を適正に使用するために必要な事項とする。  
（製造専用生物由来製品の添付文書等の記載事項の特例）  
第百八十九条 製造専用生物由来製品については、これに添付する文書又はその容器若しくは被包に法第五十二条第二項第一号及び第六十八

2 法第六十八条の十八第三号の農林水産省令で定める事項は、前項各号に掲げるもののほか、使用者が当該生物由来製品を適正に使用するために必要な事項とする。  
（製造専用生物由来製品の添付文書等の記載事項の特例）  
第百八十九条 製造専用生物由来製品については、これに添付する文書又はその容器若しくは被包に法第五十二条第二項第一号及び第六十八

2 法第六十八条の十八第三号の農林水産省令で定める事項は、前項各号に掲げるもののほか、使用者が当該生物由来製品を適正に使用するために必要な事項とする。  
（製造専用生物由来製品の添付文書等の記載事項の特例）  
第百八十九条 製造専用生物由来製品については、これに添付する文書又はその容器若しくは被包に法第五十二条第二項第一号及び第六十八

2 法第六十八条の十八第三号の農林水産省令で定める事項は、前項各号に掲げるもののほか、使用者が当該生物由来製品を適正に使用するために必要な事項とする。  
（製造専用生物由来製品の添付文書等の記載事項の特例）  
第百八十九条 製造専用生物由来製品については、これに添付する文書又はその容器若しくは被包に法第五十二条第二項第一号及び第六十八

2 法第六十八条の十八第三号の農林水産省令で定める事項は、前項各号に掲げるもののほか、使用者が当該生物由来製品を適正に使用するために必要な事項とする。  
（製造専用生物由来製品の添付文書等の記載事項の特例）  
第百八十九条 製造専用生物由来製品については、これに添付する文書又はその容器若しくは被包に法第五十二条第二項第一号及び第六十八

2 法第六十八条の十八第三号の農林水産省令で定める事項は、前項各号に掲げるもののほか、使用者が当該生物由来製品を適正に使用するために必要な事項とする。  
（製造専用生物由来製品の添付文書等の記載事項の特例）  
第百八十九条 製造専用生物由来製品については、これに添付する文書又はその容器若しくは被包に法第五十二条第二項第一号及び第六十八

条の十八並びに第七十六條第四号に掲げる事項が記載されていることを要しない。

2 製造専用生物由来製品については、法第六十八條の二の三の規定は、適用しない。

(記載すべき事項の記載方法)

**第八十九條の二** 法第四十四條第一項若しくは第二項、第五十條、第五十一條(法第六十八條の十九において準用する場合を含む。)、第五十二條第二項、第六十八條の十七又は第六十八條の十八に規定する事項の記載は、邦文で、かつ、明瞭にされていなければならない。

(生物由来製品の注意事項等情報の公表の方法等)

**第八十九條の三** 法第六十八條の二十の二第一項の規定による公表は、動物医薬品検査所のホームページ又は動物医薬品検査所のホームページ及び公表を行う製造販売業者のホームページに掲載する方法とする。

2 法第六十八條の二十の二本文の規定による注意事項等情報の表示は、邦文で、かつ、明瞭にされていなければならない。

(生物由来製品の注意事項等情報の記載事項)

**第八十九條の四** 法第六十八條の二十の二第一号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 「生物由来製品」の文字
- 二 当該生物由来製品の原料又は材料のうち、人その他の生物に由来する成分の名称
- 三 当該生物由来製品の原材料である人その他の生物の臓器その他の組織の名称

2 法第六十八條の二十の二第三号の農林水産省令で定める事項は、前項各号に掲げるもののほか、使用者が当該生物由来製品を適正に使用するために必要な事項とする。

(製造専用生物由来製品の注意事項等情報の公表の特例)

**第八十九條の五** 製造専用生物由来製品については、これに添付する文書又はその容器若しくは被包に法第六十八條の二第二項第一号からホまで又は同項第二号からホまでに掲げる事項が記載されている場合は、法第六十八條の二十の二の規定は適用しない。

**第九十條** 削除

(生物由来製品の記録に関する事項)

**第九十一條** 法第六十八條の二十二第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 生物由来製品を譲り受け、又は借り受けた薬局開設者、生物由来製品の製造販売業者、製造業者、販売業者若しくは貸与業者又は飼育動物診療施設の開設者の氏名又は名称及び住所
- 二 生物由来製品の名称及び製造番号又は製造記号
- 三 生物由来製品の数量
- 四 生物由来製品を譲り渡し、又は貸与した年月日
- 五 生物由来製品の使用の期限
- 六 前各号に掲げるもののほか、生物由来製品に係る保健衛生上又は家畜衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要な事項

(記録又は保存の事務の委託)

**第九十二條** 法第六十八條の二十二第六項の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 法第六十八條の二十二第一項に規定する生物由来製品承認取得者等(以下「生物由来製品承認取得者等」という。)から、その生物由来製品を譲り受け、又は借り受ける製造販売業者、販売業者又は貸与業者であること。
- 二 記録又は保存の事務を实地に管理する者(以下この条において「記録受託責任者」という。)を選任していること。

2 法第六十八條の二十二第六項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 生物由来製品承認取得者等及び法第六十八條の二十二第一項の規定による記録又は保存の事務を受託する者(以下この条において「受託者」という。)の氏名(法人にあっては、その名称及びその代表者の氏名)及び住所
- 二 記録受託責任者の氏名及び住所
- 三 当該生物由来製品の名称、承認番号及び承認年月日

3 法第六十八條の二十二第六項の規定による届出は、別記様式第八十七号による届出書に次の各号に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

- 一 受託者の住民票の写し(法人にあっては、登記事項証明書)
- 二 受託者が第一項に定める基準に適合することを証する書類
- 三 委託契約書の写し

4 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のうち、届出者が法の規定による許可等の

申請又は届出の際に農林水産大臣に提出したも  
のについては、当該届出書にその旨を付記した  
ときは、添付することを要しない。

(記録又は保存に係る事務の受託者等の変更の届出)

**第九十三條** 生物由来製品承認取得者等は、前  
条第二項第一号又は第二号に掲げる事項を変更  
したときは、三十日以内に、農林水産大臣にそ  
の旨を届け出なければならない。

2 前項の届出は、別記様式第八十七号による届  
出書を提出してしなければならない。

3 前項の届出書には、変更に係る事項を証する  
書類を添付しなければならない。

(記録の保存)

**第九十四條** 生物由来製品承認取得者等は、法  
第六十八條の二十二第一項に規定する生物由来  
製品に関する記録を、当該生物由来製品の有効  
期間の満了する期日から起算して三年が経過す  
るまでの間(農林水産大臣が指定する生物由来  
製品にあっては、農林水産大臣が指示する期  
間)保存しなければならない。

(生物由来製品に関する感染症定期報告)

**第九十四條の二** 生物由来製品の製造販売業  
者、外国製造医薬品等特別承認取得者又は外国  
製造医療機器等特別承認取得者は、法第六十八  
條の二十四第一項の規定による報告を行うとき  
は、品目ごとに次に掲げる事項を報告しなけれ  
ばならない。ただし、同一の原料又は材料を用  
いて製造される生物由来製品については、一括  
して報告することができる。

- 一 当該生物由来製品の名称
- 二 当該生物由来製品の承認番号及び承認年  
月日
- 三 当該生物由来製品の出荷数量
- 四 調査期間
- 五 当該生物由来製品又はその原材料(人その  
他の生物に由来するものに限り。)に関して  
報告された動物から人又は動物に感染すると  
認められる疾病についての研究報告の名称及  
びその概要
- 六 当該生物由来製品又は外国で使用されてい  
る製品であつて当該生物由来製品と原材料等  
が同一性を有すると認められるものによるも  
のと疑われる感染症の種類別発生状況及び発  
生症例一覧
- 七 当該生物由来製品又は外国で使用されてい  
る製品であつて当該生物由来製品と原材料等

が同一性を有すると認められるものによる保  
健衛生上又は家畜衛生上の危害の発生又は拡  
大の防止のために行われた措置

八 前号の措置を踏まえて当該生物由来製品の  
適正な使用のために講じた措置

九 当該生物由来製品の安全性に関する当該生  
物由来製品の製造販売業者、外国製造医薬品  
等特別承認取得者又は外国製造医療機器等特  
例承認取得者の見解

十 当該生物由来製品の添付文書又は注意事項  
等情報

十一 当該生物由来製品又は外国で使用されて  
いる製品であつて当該生物由来製品と原材料  
等が同一性を有すると認められるものの品  
質、有効性及び安全性に関する事項

2 前項の報告は、生物由来製品の製造販売の承  
認を受けた日から一年(農林水産大臣が指定す  
る生物由来製品にあっては、農林水産大臣が指  
示する期間)ごとに、その期間の満了後一月以  
内に行わなければならない。ただし、当該報告  
に係る資料が邦文以外で記載されている場合に  
おいて、当該資料の翻訳を行う必要があるとき  
は、その期間の満了後二月以内とすることがで  
きる。

**第十章** 監督

**第九十五條** (理由の通知)

**第九十五條** 農林水産大臣又は都道府県知事  
は、法第六十九條第一項から第四項まで及び第  
六項の規定により必要な報告をさせるとき、又  
は法第七十五條の二の二第二項第二号、第七十  
五條の四第一項第一号若しくは第七十五條の五  
第一項第一号の規定により必要な報告の請求を  
するときは、その理由を通知するものとする。

(収去証)

**第九十六條** 薬事監視員は、法第六十九條第四  
項又は第六項の規定による法第七十條第一項に  
規定する物に該当する疑いのあるものを収去し  
ようとするときは、被収去者に別記様式第八十  
八号による収去証を交付しなければならない。

(薬事監視員の身分証明書)

**第九十七條** 法第六十九條第八項の規定による  
薬事監視員の身分を示す証明書の様式は、別記  
様式第八十九号のとおりとする。

**第九十八條及び第九十九條** 削除

**第十一章** 雑則

**第二百條** 削除

(許可等の条件の変更)

第二百二条 法第十二条、第十三条、第二十三条の二、第二十三条の二十、第二十三条の二十二若しくは第四十条の二の規定による許可、法第十三条の三若しくは第二十三条の二十四の規定による認定又は法第十四条、第十九条の二、第二十三条の二の五、第二十三条の二の十七、第二十三条の二の二十五若しくは第二十三条の三十七の規定による承認を受けている者は、法第七十九條第一項の規定により付された当該許可、認定又は承認に係る条件又は期限の変更を申し出ることができる。

2 前項の届出は、別記様式第九十号による届出書を農林水産大臣に提出してしなければならない。

(輸出用医薬品等の製造管理又は品質管理の基準に係る調査)

第二百二条 法第八十条第一項の規定による調査については、第三十六条及び第三十七条(第三号及び第四号を除く。)の規定を準用する。

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十六 条第一項	令第七十二条第一項において準用する令第二十二 条第一項	令第七十二条第一項に おいて準用する令第二 十二條第一項
第三 十七 条第一項	令第七十二条第一項に おいて準用する令第二 十二條第一項	令第七十二条第一項に おいて準用する令第二 十二條第一項

第九十  
条の二  
第四十  
三  
項

(輸出用再生医療等製品の製造管理又は品質管理の基準に係る調査)

第二百二条の三 法第八十条第三項の規定による調査については、第九十一条の百十三及び第九十一条の百十四(第三号及び第四号を除く。)の規定を準用する。

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十 条の二 第四十 三 項	令第七十三条の六第一 項において準用する令 第四十三條の二十四第 一項	令第七十三条の六第一 項において準用する令 第四十三條の二十六第 一項
第九十 条の二 第四十 三 項	令第七十三条の六第一 項において準用する令 第四十三條の二十四第 一項	令第七十三条の六第一 項において準用する令 第四十三條の二十六第 一項

2 前項の届出は、別記様式第九十三号による届出書を提出してしなければならない。

(輸出用医療機器等に関する届出)

第二百四條の二 令第七十四条の二第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 届出者の氏名又は名称及び住所  
二 届出者が製造販売業者である場合にあっては主たる機能を有する事務所の名称及び所在地、製造業者である場合にあっては製造所の名称及び所在地  
三 届出者が製造販売業者である場合にあっては製造販売業の許可の種類、許可番号及び許可年月日、製造業者である場合にあっては製造業の許可又は登録の区分、許可番号又は登録番号及び許可年月日又は登録年月日

2 前項の届出は、別記様式第九十三号による届出書を提出してしなければならない。

(輸出用再生医療等製品に関する届出)

第二百四條の四 令第七十四条の三第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 届出者の氏名又は名称及び住所  
二 届出者が製造販売業者である場合にあっては主たる機能を有する事務所の名称及び所在地、製造業者である場合にあっては製造所の名称及び所在地  
三 届出者が製造販売業者である場合にあっては製造販売業の許可の種類、許可番号及び許可年月日、製造業者である場合にあっては製造業の許可の区分、許可番号及び許可年月日  
四 輸出先  
五 届出に係る品目の成分及び分量(成分不明のときは、その本質)、製造方法、用法及び用量、効能又は効果並びに規格及び検査方法  
令第七十四条第一項の規定による届出は、別記様式第九十二号による届出書を農林水産大臣に提出してしなければならない。

2 令第七十四条の三第一項の規定による届出は、別記様式第九十二号による届出書を農林水産大臣に提出してしなければならない。

第二百五條の五 前条第一項第一号の届出者は、同項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、農林水産大臣にその旨を届け出なければならない。

2 前項の届出は、別記様式第九十三号による届出書を提出してしなければならない。

(特例承認に係る医薬品、医療機器及び再生医療等製品に関する添付文書等の記載事項)

第二百五條 令第七十五条第五項の規定により法第五十二条又は第六十八條の二の規定を読み替えて適用する場合における法第八十条第八項に規定する医薬品又は体外診断用医薬品に添付する文書及びその容器若しくは被包に記載されていなければならない事項は、「注意」特例承認医薬品の文字とする。

2 令第七十五条第五項の規定により法第六十三条の二又は第六十八條の二の規定を読み替えて適用する場合における法第八十条第八項に規定する医療機器に添付する文書及びその容器若しくは被包に記載されていなければならない事項は、「注意」特例承認医療機器の文字とする。

3 令第七十五条第五項の規定により法第六十五条の三又は第六十八條の二の規定を読み替えて適用する場合における法第八十条第八項に規定する再生医療等製品に添付する文書及びその容器若しくは被包に記載されていなければならない事項は、「注意」特例承認再生医療等製品の文字とする。

(先駆的医薬品、先駆的医療機器及び先駆的再生医療等製品の指定の申請)

第二百五條の二 法第七十七条の二第二項の規定による先駆的医薬品、先駆的医療機器又は先駆的再生医療等製品の指定の申請は、別記様式第九十三号の二による申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出してしなければならない。

- 一 作用機序又は原理に関する資料
- 二 本邦及び外国における開発計画の概要
- 三 毒性、薬理作用等に関する試験成績の概要(医療機器及び体外診断用医薬品を除く。)
- 四 その他必要な資料

(試験研究等の中止の届出)

第二百五條の三 法第七十七条の五の規定による先駆的医薬品、先駆的医療機器又は先駆的再生医療等製品の届出は、別記様式第九十三号の三による届出書を提出してなければならない。

医療等製品の試験研究又は製造販売若しくは製造の中止の届出は、別記様式第九十三号の三による届出書を農林水産大臣に提出してしなければならない。

（先駆的医薬品等に係る公示の方法）  
**第二百五十五条の四** 法第七十七条の二第四項及び第七十七条の六第三項の規定による公示は、農林水産省のホームページに掲載する方法により行うものとする。

（薬物に係る治験の計画の届出）  
**第二百六条** 法第八十条の二第二項の規定による治験の計画の届出は、別記様式第九十四号による届出書を、あらかじめ、農林水産大臣に提出してしなければならない。

2 前項の届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、別記様式第九十五号により農林水産大臣に届け出なければならない。

（薬物に係る治験の計画の届出の手続）  
**第二百七条** 治験の依頼をしようとする者又は治験の依頼をした者が本邦内に住所を有しない場合にあつては、前条の届出に係る手続は、治験国内管理人（治験の依頼をしようとする者が本邦内に住所を有しない場合に、治験の依頼に係る業務を行わせるため、本邦内に住所を有する者（外国法人で本邦内に事務所を有するもの）当該事務所の代表者を含む。）のうちから選任された者をいう。）が行うものとする。

（治験の計画の届出を要する薬物）  
**第二百八条** 法第八十条の二第二項の農林水産省令で定める薬物は、次に掲げるものとする。  
一 既に製造販売の承認を与えられている医薬品と有効成分又は効能若しくは効果の対象となる動物（その使用に係る動物の肉、乳その他の生産物が食用に供するために出荷される場合にあつては、有効成分、効能若しくは効果の対象となる動物又は用方法若しくは用量が異なる薬物（動物に直接使用することを目的としないものであつて、当該薬物の成分が動物に暴露するおそれのないものを除く。））  
二 生物由来製品となるが見込まれる薬物（治験の開始後の届出を認める場合）

**第二百九条** 法第八十条の二第二項ただし書の農林水産省令で定める場合は、その治験に係る薬物が次の各号のいずれにも該当する場合とする。  
一 被験動物の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病その他の健康被害の防

止のため、緊急に使用されることが必要な薬物であり、かつ、当該薬物の使用以外に適当な防止の方法がないものであること。  
二 その用途に関し、医薬品の品質、有効性及び安全性を確保する上で本邦と同等の水準にあると認められる医薬品の製造販売の承認の制度又はこれに相当する制度を有している国において、販売し、授与し、並びに販売又は授与の目的で貯蔵し、及び陳列することが認められている薬物であること。

三 治験が実施されている薬物であること。  
（薬物に係る治験中の報告）  
**第二百十条** 治験の依頼をした者又は自ら治験を実施した者は、当該治験の対象とされる薬物（以下「被験薬」という。）並びに被験薬の有効性及び安全性の評価のために使用する薬物（以下「治験使用薬」と総称する。）について、次の各号に掲げる事項を知ったときは、三十日以内に農林水産大臣に報告しなければならない。ただし、被験薬と成分が同一性を有すると認められるものを使用していない場合及び法第十四条第一項の規定に基づく製造販売の承認を受けた医薬品を使用した場合は、この限りでない。

一 当該治験使用薬又は当該治験使用薬と成分が同一性を有すると認められるもの（以下この条において「当該治験使用薬等」という。）の副作用によるものと疑われる死亡又は死亡につながるおそれのある症例の発生  
二 当該治験使用薬等の副作用によるものと疑われる疾病、障害又はこれらにつながるおそれのある症例の発生であり、かつ、当該治験使用薬等の品質、有効性及び安全性に関する情報から予測できないもの  
三 当該治験使用薬等の使用によるものと疑われる感染症又はこれにつながるおそれのある症例の発生  
四 当該治験使用薬等について、がんその他重大な副作用若しくは感染症が発生するおそれのあること又は副作用若しくは感染症の発生数、発生頻度、発生条件等の傾向が著しく変化したことを示す研究報告

（治験の計画の届出を要する機械器具等）  
**第二百十一条** 法第八十条の二第二項の農林水産省令で定める機械器具等は、次に掲げるものとする。  
一 既に製造販売の承認を与えられている医療機器と形状、構造及び寸法、原料及び材料、

性能若しくは効果又は使用方法が明らかに異なる機械器具等（動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼさないもの及び一般医療機器に該当することが見込まれるものを除く。）  
二 生物由来製品となるが見込まれる機械器具等  
三 その使用に係る動物の肉、乳その他の生産物が食用に供するために出荷される場合において、その全部又は一部が当該生産物に残留するおそれのある機械器具等（既に製造販売の承認を与えられている医療機器と形状、構造及び寸法、原料及び材料、性能又は効果の対象となる動物並びに使用方法が同一のもの（以下「被験薬」という。）を除く。）

（準用）  
**第二百十二条** 機械器具等に係る治験については、第二百六条、第二百七条、第二百九条及び第二百十条の規定を準用する。  
2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二 百九 条第 二号	医薬品	医療機器
第二 百十 条第 二号	被験薬	被験機器

（準用）  
**第二百十二条の三** 加工細胞等に係る治験については、第二百六条、第二百七条、第二百九条及び第二百十条の規定を準用する。  
2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二 百九 条第 二号	医薬品	再生医療等製品
第二 百十 条第 二号	被験薬	被験製品

（原薬等登録原簿への登録を受けることができる原薬等）  
**第二百十二条の四** 法第十四条第四項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）及び第二十三条の二十五第四項（法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める物は、次に掲げる物とする。  
一 専ら医薬品の製造の用に供されることが目的とされている医薬品  
二 専ら再生医療等製品の製造の用に供されることが目的とされている原料又は材料  
三 前二号に掲げるもののほか、農林水産大臣の指定するもの  
（原薬等登録原簿に登録されたことを証する書類に代えることができる資料）  
**第二百十二条の五** 法第十四条、第十九条の二、第二十三条の二の五、第二十三条の二の十七、第二十三条の二の二十五又は第二十三条の三十七の

第二 百十 条第 二号	被験薬	被験機器
第二 百十 条第 二号	「治験使用薬」	「治験使用機器」
第二 百十 条第 二号	成分	構造及び原理
第二 百十 条第 二号	法第十四条第一項	法第二十三条の二の五第一項
第二 百十 条第 二号	医薬品	医療機器
第二 百十 条第 二号	治験使用薬又は治験使用薬と	治験使用機器又は治験使用機器と
第二 百十 条第 二号	当該治験使用薬等	当該治験使用機器等
第二 百十 条第 二号	副作用	不具合



承認の申請をしようとする者は、第二百十二条の七第一項の登録証の写し及び当該原薬等について法第八十条の六第一項の登録を受けた者（以下「原薬等登録業者」という。）との契約書その他の当該原薬等を当該承認の申請に係る品目に使用することを証する書類をもって、次の各号に掲げる資料のうち、当該各号に定める資料の一部に代えることができる。

- 一 法第十四条第三項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）に規定する資料 第二十六条第一項第一号ロからハまで（これらの規定を第九十一条において準用する場合を含む。）に掲げる資料
- 二 法第二十三条の二の五第三項（法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）に規定する資料 第九十一条の二十五第一項第一号ハ又は第二号ロ若しくはハ（これらの規定を第九十一条の七十九において準用する場合を含む。）に掲げる資料
- 三 法第二十三条の二の五第三項（法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）に規定する資料 第九十一条の百六第一項第二号から第六号まで（これらの規定を第九十一条の百五十四において準用する場合を含む。）に掲げる資料
- （原薬等登録原簿の登録の申請）
- 第二百十二条の六 法第八十条の六第一項の規定による登録の申請は、別記様式第九十六号による申請書を農林水産大臣に提出してしなければならない。
- 2 外国において原薬等を製造する者であつて前項の登録の申請をしようとするものは、本邦内において当該登録等に係る事務を行う者（以下「原薬等国内管理人」という。）を、本邦内に住所を有する者（外国法人で本邦内に事務所を有する者の当該事務所の代表者を含む。）のうちから、当該登録の申請の際選任しなければならない。
- 3 法第八十条の六第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
  - 一 当該登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所
  - 二 当該品目を製造する製造所の名称及び所在地
  - 三 外国において原薬等を製造する者にあつては、原薬等国内管理人の氏名又は名称及び住所

四 当該登録を受けようとする者が当該品目に係る製造業の許可若しくは登録、認定医薬品等外国製造業者若しくは認定再生医療等製品外国製造業者の認定又は登録医薬品等外国製造業者若しくは登録外国製造業者の登録を受けているときは、当該許可の区分及び許可番号、認定の区分及び認定番号又は登録番号

五 当該品目の安全性に関する情報

- 4 第一項の申請書には、前項各号に掲げる事項に関する書類を添付しなければならない。（原薬等登録原簿の登録証の交付）
- 第二百十二条の七 農林水産大臣は、法第八十条の六第一項又は第八十条の八第一項の規定により法第十四条第四項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）第二十三條の二の五第四項（法第二十三條の二の十七第五項において準用する場合を含む。）又は第二十三條の二十五第四項（法第二十三條の三十七第五項において準用する場合を含む。）に規定する原薬等の登録をしたときは、登録を申請した者に登録証を交付しなければならない。
- 2 前項の登録証の様式は、別記様式第九十七号によるものとする。
- （原薬等登録原簿の登録証の書換え交付）
- 第二百十二条の八 原薬等登録業者は、原薬等登録原簿（法第八十条の六第一項の原薬等登録原簿をいう。以下同じ。）の登録証の記載事項に変更が生じたときは、その書換え交付を申請することができる。
- 2 前項の申請は、別記様式第九十八号による申請書に登録証を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。
- （原薬等登録原簿の登録証の再交付）
- 第二百十二条の九 原薬等登録業者は、原薬等登録原簿の登録証を破り、汚し、又は失つたときは、その再交付を申請することができる。
- 2 前項の申請は、別記様式第九十九号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。この場合において、登録証を破り、又は汚した原薬等登録業者は、申請書にその登録証を添付しなければならない。
- 3 原薬等登録業者は、原薬等登録原簿の登録証の再交付を受けた後、失つた登録証を発見したときは、直ちに農林水産大臣にこれを返納しなければならない。
- （原薬等登録原簿の登録台帳）
- 第二百十二条の十 農林水産大臣は、法第八十条の六第一項又は第八十条の八第一項の規定による

登録に関する台帳を備え、これに次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 原薬等登録業者の氏名又は名称及び住所
- 三 当該品目の製造所の名称及び所在地
- 四 外国において原薬等を製造する者にあつては、原薬等国内管理人の氏名又は名称及び住所

- 五 原薬等登録業者が製造業の許可若しくは登録、認定医薬品等外国製造業者若しくは認定再生医療等製品外国製造業者の認定又は登録医薬品等外国製造業者若しくは登録外国製造業者の登録を受けているときは、当該許可の区分及び許可番号、認定の区分及び認定番号又は登録番号
- 六 当該品目の名称
- 七 その他当該品目に関し参考となる事項
- （原薬等登録業者等の公示）
- 第二百十二条の十一 法第八十条の六第三項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項であつて、原薬等登録業者等に不利益を及ぼすおそれがないものとする。
  - 一 登録番号及び登録年月日
  - 二 原薬等登録業者の氏名又は名称及び住所
  - 三 外国において原薬等を製造する者にあつては、原薬等国内管理人の氏名又は名称及び住所
  - 四 当該品目の名称
- （原薬等登録原簿に係る公示の方法）
- 第二百十二条の十二 法第八十条の六第三項及び法第八十条の九第二項の規定による公示は、動物医薬品検査所のホームページに掲載する方法により行うものとする。
- （原薬等として不適当な場合）
- 第二百十二条の十三 法第八十条の七第一項の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
  - 一 法第八十条の七第一項の資料が添付されていない場合
  - 二 第二百十二条の六第四項の書類が添付されていない場合
  - 三 法第八十条の六第一項の規定による申請に係る原薬等の性状又は品質が保健衛生上著しく不適当な場合
- （登録事項の一部変更の登録の申請）
- 第二百十二条の十四 法第八十条の八第一項の規定による変更の登録の申請は、別記様式第百号

による申請書に次に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出してしなければならない。

- 一 登録証
- 二 登録事項の変更の内容に関する資料

（登録事項の軽微な変更の範囲）

- 第二百十二条の十四 法第八十条の八第一項の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。
- 一 原薬等の本質、特性、性能又は安全性に影響を与える製造方法等の変更
- 二 規格及び検査方法に掲げる事項の削除又は規格の変更
- 三 病原因子の不活化又は除去方法に関する変更
- 四 前三号に掲げる変更のほか、原薬等の品質、有効性又は安全性に影響を与えるおそれのあるもの

- （登録事項の軽微な変更の届出）
- 第二百十二条の十五 法第八十条の八第二項の規定による届出は、別記様式第百一号による届出書を農林水産大臣に提出してしなければならない。
- 2 前項の届出は、法第八十条の八第一項に規定する軽微な変更をした後三十日以内に行わなければならない。
- （原薬等登録原簿の登録証の返納）
- 第二百十二条の十六 原薬等登録業者は、法第八十条の九第一項の規定により原薬等登録原簿の登録を抹消されたとき、又はその業務を廃止したときは、直ちに農林水産大臣に原薬等登録原簿の登録証を返納しなければならない。（登録の承継）
- 第二百十二条の十七 原薬等登録業者について相続、合併又は分割（第二百十二条の六第四項の書類（以下この条において「登録に係る書類」という。）を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該原薬等登録業者の地位を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該登録に係る書類を承継した法人は、当該原薬等登録業者の地位を承継する。
- 2 原薬等登録業者がその地位を承継させる目的で当該登録に係る書類の譲渡をしたときは、当該書類を譲り受けた者は、当該原薬等登録業者の地位を承継する。

3 前二項の規定により原薬等登録業者の地位を承継した者は、相続の場合にあつては相続後遅滞なく、相続以外の場合にあつては承継前に、別記様式第百二号による届出書を農林水産大臣に届け出なければならない。

4 前項の届出書には、原薬等登録業者の地位を承継する者であることを証する書類を添付しなければならない。

(医薬品の製造の禁止の例外)

第二百十三条 法第八十三条の二第二項の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 試験研究の目的で使用するために医薬品の製造をする場合

二 対象動物以外の動物の所有者が、当該動物に使用するために医薬品（生物学的製剤であつて、体外診断用医薬品でないものを除く。次号において同じ。）の製造をする場合（当該医薬品が要指示医薬品である場合にあつては、当該所有者が獣医師の処方箋の交付又は指示を受けた場合に限る。）

三 獣医師又は飼育動物診療施設の開設者が動物の疾病の診断、治療又は予防の目的で使用するために医薬品の製造をする場合

四 国又は都道府県が家畜伝染病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている医薬品（法第十四条第一項、第十九条の二第一項、第二十三条の二の五第一項又は第二十三条の二の十七第一項の規定による承認を受けておらず、かつ、承認の申請がされていないものに限る。）の製造をする場合

五 法第二十三条の二の三第一項の登録（体外診断用医薬品の製造業に係るものに限る。）を受けた者が体外診断用医薬品の製造をする場合

(再生医療等製品の製造の禁止の例外)

第二百十四条 法第八十三条の二の二第二項の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 試験研究の目的で使用するために再生医療等製品の製造をする場合

二 獣医師又は飼育動物診療施設の開設者が動物の疾病の治療又は予防の目的で使用するために再生医療等製品の製造をする場合

三 国又は都道府県が家畜伝染病の治療又は予防に使用されることが目的とされている再生医療等製品（法第二十三条の二十五第一項又は第二十三条の三十七第一項の規定による承

認を受けておらず、かつ、当該承認の申請がされていないものに限る。）の製造をする場合

別記様式第一号（第四条、第九十一条の二、第九十一条の八十関係）

別記様式第一号(第四條、第九十一條の二、第九十一條の八十關係)  
 (一)原薬等(体外診断用医薬品を除く)の製造販売申請許可申請書

農林水産大臣 殿

住所  
 氏名 (記入は必須)

原薬品、医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する試験成績(動物体内の状況により動物用医薬品(原薬品)製造販売の許可を受けたもの、下記により申請します。)

一 主な試験結果とする動物の名称及び所在地  
 二 実行した試験の種類  
 三 薬製に関する試験に責任を負う者の氏名  
 四 医薬品製造施設(動物用医薬品製造施設)の名称及び所在地  
 五 申請者(申請者法人であるときは、薬製に関する業務に責任を負う役員を含む。)の氏名及び住所  
 六 当該原薬品(イ)から(ト)まで該当することの有無  
 七 備考事項

- 備考
- 一 記号(1)は、該当する試験成績(イ)に規定する許可の種類を記載すること。
  - 二 記号(2)は、該当する試験成績(イ)に規定すること。
  - 三 記号(3)は、原薬品製造施設(動物用医薬品製造施設)に関する規定を遵守すること又は申請書提出後に当該申請書(イ)に規定すること、又は、その旨を記載すること。また、医薬品製造施設(動物用医薬品製造施設)の名称(イ)に規定すること、又は、その旨を記載すること。
  - 四 記号(4)は、該当しない場合は「該当しない」と記載し、該当する場合には、該当する業務の概要を記載すること。
  - 五 申請者が申請書提出者(イ)であるときは、薬製に関する業務に責任を負う役員を含む。)の氏名及び住所を記入すること。
  - 六 申請書は、記載事項を記載すること。

別記様式第二号(第四條、第九十一條の二、第九十一條の八十關係)  
 (二)原薬品(体外診断用医薬品を除く)の製造販売申請許可申請書

農林水産大臣 殿

住所  
 氏名 (記入は必須)

原薬品、医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する試験成績(動物体内の状況により動物用医薬品(原薬品)製造販売の許可を受けたもの、下記により申請します。)

一 主な試験結果とする動物の名称及び所在地  
 二 実行した試験の種類  
 三 薬製に関する試験に責任を負う者の氏名  
 四 医薬品製造施設(動物用医薬品製造施設)の名称及び所在地  
 五 申請者(申請者法人であるときは、薬製に関する業務に責任を負う役員を含む。)の氏名及び住所  
 六 当該原薬品(イ)から(ト)まで該当することの有無  
 七 備考事項

- 備考
- 一 記号(1)は、該当する試験成績(イ)に規定する許可の種類を記載すること。
  - 二 記号(2)は、該当する試験成績(イ)に規定すること。
  - 三 記号(3)は、原薬品製造施設(動物用医薬品製造施設)に関する規定を遵守すること又は申請書提出後に当該申請書(イ)に規定すること、又は、その旨を記載すること。また、医薬品製造施設(動物用医薬品製造施設)の名称(イ)に規定すること、又は、その旨を記載すること。
  - 四 記号(4)は、該当しない場合は「該当しない」と記載し、該当する場合には、該当する業務の概要を記載すること。
  - 五 申請者が申請書提出者(イ)であるときは、薬製に関する業務に責任を負う役員を含む。)の氏名及び住所を記入すること。
  - 六 申請書は、記載事項を記載すること。

(一) 農産物等製品の場合

農産物等製品製造販売等許可申請書 年 月 日

農林水産大臣 殿  
住所  
氏名 (記入にあつては、名)  
(姓及び代表者の氏名)

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」第26条第2項の規定により農産物等製品製造販売等製品の許可を受けたいので、下記により申請します。

- 記
1. 主たる機能を有する事業者に名称及び所在地
  2. 許可の趣旨
  3. 申請者(申請者が法人であるときは、業務に関する業務に責任を有する役員を含む。)の氏名(代表取締役等)から主たるまでに該当することの旨
  4. 申請事項

(日本産業規格)44

- 備考
1. 記の1については、記入がある場合に記載すること。
  2. 記の2については、申請者が他の要件に関する役員を兼務するとき又は申請者が自らこれに該当するときは、その旨を記載すること。
  3. 記の3については、該当しない場合は「該当しない」と記載し、該当する場合には、該当する要件の欄を記載すること。
  4. 申請者が他の種類の製造販売等製品の許可を受けている場合は、記の4に当該許可の種類及び許可番号を記載すること。
  5. 申請者は、正誤表を提出すること。

様式第二号(第五条、第九十一条の三、第九十一条の八、第九十一条の九、第九十一条の十、第九十一条の十一、第九十一条の十二、第九十一条の十三、第九十一条の十四、第九十一条の十五、第九十一条の十六、第九十一条の十七、第九十一条の十八、第九十一条の十九、第九十一条の二十、第九十一条の二十一、第九十一条の二十二、第九十一条の二十三、第九十一条の二十四、第九十一条の二十五、第九十一条の二十六、第九十一条の二十七、第九十一条の二十八、第九十一条の二十九、第九十一条の三十、第九十一条の三十一、第九十一条の三十二、第九十一条の三十三、第九十一条の三十四、第九十一条の三十五、第九十一条の三十六、第九十一条の三十七、第九十一条の三十八、第九十一条の三十九、第九十一条の四十、第九十一条の四十一、第九十一条の四十二、第九十一条の四十三、第九十一条の四十四、第九十一条の四十五、第九十一条の四十六、第九十一条の四十七、第九十一条の四十八、第九十一条の四十九、第九十一条の五十、第九十一条の五十一、第九十一条の五十二、第九十一条の五十三、第九十一条の五十四、第九十一条の五十五、第九十一条の五十六、第九十一条の五十七、第九十一条の五十八、第九十一条の五十九、第九十一条の六十、第九十一条の六十一、第九十一条の六十二、第九十一条の六十三、第九十一条の六十四、第九十一条の六十五、第九十一条の六十六、第九十一条の六十七、第九十一条の六十八、第九十一条の六十九、第九十一条の七十、第九十一条の七十一、第九十一条の七十二、第九十一条の七十三、第九十一条の七十四、第九十一条の七十五、第九十一条の七十六、第九十一条の七十七、第九十一条の七十八、第九十一条の七十九、第九十一条の八十、第九十一条の八十一、第九十一条の八十二、第九十一条の八十三、第九十一条の八十四、第九十一条の八十五、第九十一条の八十六、第九十一条の八十七、第九十一条の八十八、第九十一条の八十九、第九十一条の九十、第九十一条の九十一、第九十一条の九十二、第九十一条の九十三、第九十一条の九十四、第九十一条の九十五、第九十一条の九十六、第九十一条の九十七、第九十一条の九十八、第九十一条の九十九、第九十一条の百)

様式第二号(第五条、第九十一条の三、第九十一条の八、第九十一条の九)

(一) 医薬品、医療機器等製品製造販売等許可申請書

農産物等製品製造販売等許可申請書 年 月 日

農林水産大臣 殿  
住所  
氏名 (記入にあつては、名)  
(姓及び代表者の氏名)

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」第26条第2項の規定により農産物等製品製造販売等製品の許可を受けたいので、下記により申請します。

- 記
1. 主たる機能を有する事業者に名称及び所在地
  2. 許可の趣旨
  3. 申請者(申請者が法人であるときは、業務に関する業務に責任を有する役員を含む。)の氏名(代表取締役等)から主たるまでに該当することの旨
  4. 申請事項

(日本産業規格)44

- 備考
1. 記の1については、該当する医薬品製造販売等に関する許可の種類を記載すること。
  2. 記の2については、該当しない場合は「該当しない」と記載し、該当する場合には、該当する要件の欄を記載すること。
  3. 申請者が他の種類の製造販売等製品の許可を受けている場合は、記の4に当該許可の種類及び許可番号を記載すること。
  4. 申請者は、正誤表を提出すること。

(一) 医薬品、医療機器等製品製造販売等許可申請書

農産物等製品製造販売等許可申請書 年 月 日

農林水産大臣 殿  
住所  
氏名 (記入にあつては、名)  
(姓及び代表者の氏名)

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」第26条第2項の規定により農産物等製品製造販売等製品の許可を受けたいので、下記により申請します。

- 記
1. 主たる機能を有する事業者に名称及び所在地
  2. 許可の趣旨
  3. 申請者(申請者が法人であるときは、業務に関する業務に責任を有する役員を含む。)の氏名(代表取締役等)から主たるまでに該当することの旨
  4. 申請事項

(日本産業規格)44

- 備考
1. 記の1については、該当する医薬品製造販売等に関する許可の種類を記載すること。
  2. 記の2については、該当しない場合は「該当しない」と記載し、該当する場合には、該当する要件の欄を記載すること。
  3. 申請者が他の種類の製造販売等製品の許可を受けている場合は、記の4に当該許可の種類及び許可番号を記載すること。
  4. 申請者は、正誤表を提出すること。

(一) 農産物等製品の場合

農産物等製品製造販売等許可申請書 年 月 日

農林水産大臣 殿  
住所  
氏名 (記入にあつては、名)  
(姓及び代表者の氏名)

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」第26条第2項の規定により農産物等製品製造販売等製品の許可を受けたいので、下記により申請します。

- 記
1. 主たる機能を有する事業者に名称及び所在地
  2. 許可の趣旨
  3. 申請者(申請者が法人であるときは、業務に関する業務に責任を有する役員を含む。)の氏名(代表取締役等)から主たるまでに該当することの旨
  4. 申請事項

(日本産業規格)44

- 備考
1. 記の1については、該当しない場合は「該当しない」と記載し、該当する場合には、該当する要件の欄を記載すること。
  2. 申請者が他の種類の製造販売等製品の許可を受けている場合は、記の4に当該許可の種類及び許可番号を記載すること。
  3. 申請者は、正誤表を提出すること。

様式第三号（第六条、第九十一条の四、第九十一条の八十二関係）

様式第三号（第六条、第九十一条の四、第九十一条の八十二関係）（平成28年6月1日施行）（農林水産省）

（一）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）の製造販売承認の場合

許可番号	商 標	製造物許容検査実施販売承認許可証
氏名又は名称		
主たる機能をする事業所の所在地		
主たる機能をする事業所の名称		
許可の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	
医薬品、医薬機器等承認品、有効性及び安全性に関する試験等に関する法律第10条の7第1項の規定により許可を受けた際、製造物許容検査実施販売承認を受けることとなる。		
年 月 日	農林水産大臣	氏 名

（日本医薬関係表4）

（二）医薬品以外の製造販売承認の場合

許可番号	商 標	製造物許容検査実施販売承認許可証
氏名又は名称		
主たる機能をする事業所の所在地		
主たる機能をする事業所の名称		
許可の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	
医薬品、医薬機器等承認品、有効性及び安全性に関する試験等に関する法律第10条の7第1項の規定により許可を受けた際、製造物許容検査実施販売承認を受けることとなる。		
年 月 日	農林水産大臣	氏 名

（日本医薬関係表4）

（三）医薬品以外の製造販売承認の場合

許可番号	商 標	製造物許容検査実施販売承認許可証
氏名又は名称		
主たる機能をする事業所の所在地		
主たる機能をする事業所の名称		
許可の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	
医薬品、医薬機器等承認品、有効性及び安全性に関する試験等に関する法律第10条の7第1項の規定により許可を受けた際、製造物許容検査実施販売承認を受けることとなる。		
年 月 日	農林水産大臣	氏 名

（日本医薬関係表4）

（四）体外診断用医薬品の製造販売承認の場合

許可番号	商 標	製造物許容検査実施販売承認許可証
氏名又は名称		
主たる機能をする事業所の所在地		
主たる機能をする事業所の名称		
許可の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	
医薬品、医薬機器等承認品、有効性及び安全性に関する試験等に関する法律第10条の7第1項の規定により許可を受けた際、製造物許容検査実施販売承認を受けることとなる。		
年 月 日	農林水産大臣	氏 名

（日本医薬関係表4）

（五）再生医療等製品（体外診断用医薬品を除く。）の製造販売承認の場合

許可番号	商 標	製造物許容検査実施販売承認許可証
氏名又は名称		
主たる機能をする事業所の所在地		
主たる機能をする事業所の名称		
許可の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	
医薬品、医薬機器等承認品、有効性及び安全性に関する試験等に関する法律第10条の7第1項の規定により許可を受けた際、製造物許容検査実施販売承認を受けることとなる。		
年 月 日	農林水産大臣	氏 名

（日本医薬関係表4）

様式第四号（第八条、第九十一条の六、第九十一条の八十四関係）

様式第四号（第八条、第九十一条の六、第九十一条の八十四関係）（平成28年6月1日施行）（農林水産省）

（一）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）又は医薬品以外の製造物

製造物許容検査実施販売承認許可証		年 月 日
化 学 的 成 分 表	農林水産大臣	商 標
		批准
批准 年月日 平成 年 月 日 第 号		
医薬品、医薬機器等承認品、有効性及び安全性に関する試験等に関する法律第10条の7第1項の規定により許可を受けた際、製造物許容検査実施販売承認を受けることとなる。		
1 主たる機能をする事業所の所在地及び所在地		
2 許可の有効期間		
3 製造物名称		
4 製造事業者		
5 参考事項		

（日本医薬関係表4）

備 考

1. 批准の日付は、製造物許容検査実施販売承認を受ける許可の発給を記載する。
2. 批准の日付は、許可証の発給事項のうち記載のある部分に限り適用して記載すること。
3. 許可証の原本を添付すること。
4. 申請書は、正誤を添付すること。

(二) 医薬品等又は食品等に関する医薬品等の検査  
動物用医薬品検査 (動物用医薬品) 製造販売承認申請書(交付申請書)

年 月 日

農林水産大臣 宛

住所 (国名) (〒) (市) (区) (町) (丁目) (番) (号)

氏名 (国名) (姓) (名)

医薬品、医薬品等に関する医薬品等の製造、有価及び安全上の確保に関する法律施行令第10条の4の規定により動物用医薬品(医薬品)の製造販売承認申請書の提出を受けたので、下記により申請します。

題 意

- 1 五つの動物用医薬品等に関する医薬品等の名称及び所在地
- 2 許可年月日及び許可番号
- 3 許可の種類
- 4 申請理由
- 5 参考事項

(日本国憲法第4条)

備 考

- 1 題名には、動物用医薬品等の第1項に規定する許可の種類を記載すること。
- 2 題名には、許可年月日及び許可番号のうち記載のある部分を除く部分として記載すること。
- 3 許可年月日及び許可番号は、許可年月日及び許可番号を記載すること。
- 4 申請理由、正誤を記載すること。

(二) 医薬品等又は食品等に関する医薬品等の検査  
動物用医薬品検査 (動物用医薬品) 製造販売承認申請書(交付申請書)

年 月 日

農林水産大臣 宛

住所 (国名) (〒) (市) (区) (町) (丁目) (番) (号)

氏名 (国名) (姓) (名)

医薬品、医薬品等に関する医薬品等の製造、有価及び安全上の確保に関する法律施行令第10条の4の規定により動物用医薬品(医薬品)の製造販売承認申請書の提出を受けたので、下記により申請します。

題 意

- 1 五つの動物用医薬品等に関する医薬品等の名称及び所在地
- 2 許可年月日及び許可番号
- 3 許可の種類
- 4 申請理由
- 5 参考事項

(日本国憲法第4条)

備 考

- 1 題名には、許可年月日及び許可番号のうち記載のある部分を除く部分として記載すること。
- 2 許可年月日及び許可番号は、許可年月日及び許可番号を記載すること。
- 3 申請理由、正誤を記載すること。

第五号(第九号、第九十一号の七、第九十一号の八) 申請書  
動物用医薬品検査 (動物用医薬品) 製造販売承認申請書(交付申請書)

年 月 日

農林水産大臣 宛

住所 (国名) (〒) (市) (区) (町) (丁目) (番) (号)

氏名 (国名) (姓) (名)

医薬品、医薬品等に関する医薬品等の製造、有価及び安全上の確保に関する法律施行令第10条の4の規定により動物用医薬品(医薬品)の製造販売承認申請書の提出を受けたので、下記により申請します。

題 意

- 1 五つの動物用医薬品等に関する医薬品等の名称及び所在地
- 2 許可年月日及び許可番号
- 3 許可の種類
- 4 申請理由
- 5 参考事項

(日本国憲法第4条)

備 考

- 1 題名には、動物用医薬品等の第1項に規定する許可の種類を記載すること。
- 2 許可年月日及び許可番号は、許可年月日及び許可番号を記載すること。
- 3 申請理由、正誤を記載すること。

様式第五号(第九号、第九十一号の七、第九十一号の八十五関係)

(二) 医薬品等又は食品等に関する医薬品等の検査  
動物用医薬品検査 (動物用医薬品) 製造販売承認申請書(交付申請書)

年 月 日

農林水産大臣 宛

住所 (国名) (〒) (市) (区) (町) (丁目) (番) (号)

氏名 (国名) (姓) (名)

医薬品、医薬品等に関する医薬品等の製造、有価及び安全上の確保に関する法律施行令第10条の4の規定により動物用医薬品(医薬品)の製造販売承認申請書の提出を受けたので、下記により申請します。

題 意

- 1 五つの動物用医薬品等に関する医薬品等の名称及び所在地
- 2 許可年月日及び許可番号
- 3 許可の種類
- 4 申請理由
- 5 参考事項

(日本国憲法第4条)

備 考

- 1 題名には、動物用医薬品等の第1項に規定する許可の種類を記載すること。
- 2 許可年月日及び許可番号は、許可年月日及び許可番号を記載すること。
- 3 申請理由、正誤を記載すること。

様式第六号（第十二条、第十九条の三、第二十二  
条、第二十二條の七、第九十一条の十、第九十二  
条の十七、第九十一条の八十八、第九十一条の九  
十七関係）

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所  
氏名（記入は必須）  
（捺印及び代表者の氏名）

「医薬品、医薬機器等」の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和四十四年法律第百四十五号）及び同法施行規則（昭和四十四年省令第二百四十五号）に基づき「動物用医薬品（医薬品）」の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和五十二年法律第九十一号）及び同法施行規則（昭和五十二年省令第二百四十五号）に基づき申請します。

記

- 1 主たる製造を有する事業所の名称及び所在地
- 2 申請年月及び許可番号
- 3 申請理由
- 4 参考書類

（日本動物医薬品法）

備考

- 1 許可証を領受し、又は行方不明の届出状を申請する場合にあっては、自動的  
に認定を行うこと。
- 申請書は、正誤を修正すること。

様式第六号（第十二条、第十九条の三、第二十二條の七、第九十一条の十、第九十二  
条の十七、第九十一条の八十八、第九十一条の九十七関係）

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所  
氏名（記入は必須）  
（捺印及び代表者の氏名）

「医薬品、医薬機器等」の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和四十四年法律第百四十五号）及び同法施行規則（昭和四十四年省令第二百四十五号）に基づき「動物用医薬品（医薬品）」の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和五十二年法律第九十一号）及び同法施行規則（昭和五十二年省令第二百四十五号）に基づき申請します。

記

- 1 製造所の名称及び所在地
- 2 受け手となる許可の区分
- 3 製造所の構造設備の概要
- 4 製造に使用する原料の製造を有する製造所の氏名
- 5 医薬品製造管理者、医薬品品質管理責任技術者又は生物由来製剤の製造を管理する者の氏名及び住所
- 6 申請書に申請者以外の人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。）が当該業務を自ら行うことまで該当することの有無
- 7 参考書類

（日本動物医薬品法）

備考

- 1 記の2については、製造所（検査等又は製造場所）のいずれに該当するかを記載すること。
- 記の4については、記入である場合に記載すること。
- 記の4については、製造所が他の種別に該当する役員を兼務するとき又は申請者が自らこれに該当するときは、その旨を記載すること。
- 記の4については、製造所の名称は「株式会社」と記載し、該当する場合については、該当する事業所の名称を記載すること。
- 申請者が他の種別の製造許可を受けている場合は、記の5に当該種別の製造許可の氏名及び住所を、製造業者が製造許可を受けている場合は、記の5に当該種別の製造許可の氏名及び住所を記載すること。
- 申請者は、正誤を修正すること。

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所  
氏名（記入は必須）  
（捺印及び代表者の氏名）

「医薬品、医薬機器等」の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和四十四年法律第百四十五号）及び同法施行規則（昭和四十四年省令第二百四十五号）に基づき「動物用医薬品（医薬品）」の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和五十二年法律第九十一号）及び同法施行規則（昭和五十二年省令第二百四十五号）に基づき申請します。

記

- 1 製造所の名称及び所在地
- 2 医薬品製造管理者、医薬品品質管理責任技術者又は生物由来製剤の製造を管理する者の氏名及び住所
- 3 申請書に申請者以外の人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。）が当該業務を自ら行うことまで該当することの有無
- 4 参考書類

（日本動物医薬品法）

備考

- 1 記の2については、記入である場合に記載すること。
- 記の3については、申請者が他の種別に該当する役員を兼務するとき又は申請者が自らこれに該当するときは、その旨を記載すること。
- 記の4については、製造所の名称は「株式会社」と記載し、該当する場合については、該当する事業所の名称を記載すること。
- 申請者が他の種別の製造許可を受けている場合は、記の5に当該種別の製造許可の氏名及び住所を、製造業者が製造許可を受けている場合は、記の5に当該種別の製造許可の氏名及び住所を記載すること。
- 申請者は、正誤を修正すること。



(D)医薬品(国外製剤医薬品を除く。)又は医薬品中の医薬品等内製製造業者の認定の申請書

動物用医薬品(医薬品)又は医薬品中の医薬品等内製製造業者認定申請書  
Application for accreditation of foreign animal drug(quaer-drug) manufacturer

年月日  
Year Month Day

農林水産大臣 閣  
To Minister of Agriculture, Forestry and Fisheries

住所  
Address  
氏名 (法人にあっては、代表取締役の氏名)  
Name (In case of a corporation, name of its representative)

1. 医薬品、医薬製剤等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条の2第1項の規定により動物用医薬品(医薬品)中の医薬品等内製製造業者の認定を受けるための、下記の上を申請する。

2. 製造所の名称及び所在地  
Name and location of the manufacturing establishment

3. 交付しようとする認定の区分  
Categorization to which the application is made

4. 製造所の構造設備の概要  
Brief description of the buildings and facilities of the manufacturing establishment

5. 製造所の責任者の氏名及び住所  
Name and address of the person responsible for the manufacturing establishment

6. 申請者(申請者法人であるときは、兼業に課する業務に専任する役員を含む。)が品質管理責任者として当該申請を行うことへの同意  
Whether or not the applicant (if the applicant is a corporation, include the serving executive responsible for the services of pharmaceutical affairs) consents to apply for accreditation in the name of the applicant (including the person who has the right to decide to ship or not to ship products, or the manufacturing control manager or quality control manager or a person in a position equivalent to the foreign mentioned position).

7. 製造所について、該当しない場合は「該当しない」と記載し、該当する場合は、該当する事項を記載すること。  
If the applicant has been accredited as a foreign animal drug or quaer-drug manufacturer in a different accreditation category, or as a foreign animal representative, cellular therapy and gene therapy products manufacturer, write that category and the number of accreditation in the section 6. If the applicant has been registered as a foreign animal drug or quaer-drug manufacturer, or as a foreign animal medical device or in vitro diagnostic manufacturer, write the number of registration in the section 6.

8. 申請書は、正誤を修正すること。  
Applicant should submit one original and one copy of it.

記  
Reference matters

(Japanese Industrial Standards Size A4)

備考  
Remarks

1. 記の2は、製造所(申請書の住所)が製造所(申請書の住所)に該当する場合は記載すること。  
In the section 2, write the relevant section number of Paragraph 1 or 2 of Article 20.
2. 記の2は、当該製造所からの申請の可否を決定する機能を有する者又は製造管理、品質管理等の職務の担当者(内任)に該当する者について記載すること。  
In the section 4, write the name and address of a person who has the right to decide to ship or not to ship products, or the manufacturing control manager or quality control manager or a person in a position equivalent to the foreign mentioned position.
3. 記の2について、該当しない場合は「該当しない」と記載し、該当する場合は、該当する事項を記載すること。  
In the section 5, write not applicable if the applicant does not correspond, and write a summary of the relevant details if the applicant does correspond.
4. 申請者(申請者法人であるときは、兼業に課する業務に専任する役員を含む。)が品質管理責任者として当該申請を行うことへの同意は、医薬品等内製製造業者の申請に当該動物用医薬品製造業者の登録を受けている場合には、記の6に当該動物の登録番号を記載すること。  
If the applicant has been accredited as a foreign animal drug or quaer-drug manufacturer in a different accreditation category, or as a foreign animal representative, cellular therapy and gene therapy products manufacturer, write that category and the number of accreditation in the section 6. If the applicant has been registered as a foreign animal drug or quaer-drug manufacturer, or as a foreign animal medical device or in vitro diagnostic manufacturer, write the number of registration in the section 6.
5. 申請書は、正誤を修正すること。  
Applicant should submit one original and one copy of it.

(D)医薬品(国外製剤医薬品を除く。)又は医薬品中の医薬品等内製製造業者の登録の申請書

動物用医薬品(医薬品)又は医薬品中の医薬品等内製製造業者登録申請書  
Application for registration of foreign animal drug(quaer-drug) manufacturer

年月日  
Year Month Day

農林水産大臣 閣  
To Minister of Agriculture, Forestry and Fisheries

住所  
Address  
氏名 (法人にあっては、代表取締役の氏名)  
Name (In case of a corporation, name of its representative)

1. 医薬品、医薬製剤等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条の2第1項の規定により動物用医薬品(医薬品)中の医薬品等内製製造業者の登録を受けるための、下記の上を申請する。

2. 製造所の名称及び所在地  
Name and location of the manufacturing establishment

3. 製造所の責任者の氏名及び住所  
Name and address of the person responsible for the manufacturing establishment

4. 申請者(申請者法人であるときは、兼業に課する業務に専任する役員を含む。)が品質管理責任者として当該申請を行うことへの同意  
Whether or not the applicant (if the applicant is a corporation, include the serving executive responsible for the services of pharmaceutical affairs) consents to apply for accreditation in the name of the applicant (including the person who has the right to decide to ship or not to ship products, or the manufacturing control manager or quality control manager or a person in a position equivalent to the foreign mentioned position).

5. 製造所について、該当しない場合は「該当しない」と記載し、該当する場合は、該当する事項を記載すること。  
If the applicant has been accredited as a foreign animal drug or quaer-drug manufacturer in a different accreditation category, or as a foreign animal representative, cellular therapy and gene therapy products manufacturer, write that category and the number of accreditation in the section 4. If the applicant has been registered as a foreign animal drug or quaer-drug manufacturer in a different accreditation category, or as a foreign animal medical device or in vitro diagnostic manufacturer, write the number of registration in the section 4.

6. 申請書は、正誤を修正すること。  
Applicant should submit one original and one copy of it.

記  
Reference matters

(Japanese Industrial Standards Size A4)

備考  
Remarks

1. 記の2は、当該製造所からの申請の可否を決定する機能を有する者又は製造管理、品質管理等の職務の担当者(内任)に該当する者について記載すること。  
In the section 2, write the name and address of a person who has the right to decide to ship or not to ship products, or the manufacturing control manager or quality control manager or a person in a position equivalent to the foreign mentioned position.
2. 記の2について、該当しない場合は「該当しない」と記載し、該当する場合は、該当する事項を記載すること。  
In the section 3, write not applicable if the applicant does not correspond, and write a summary of the relevant details if the applicant does correspond.
3. 申請者(申請者法人であるときは、兼業に課する業務に専任する役員を含む。)が品質管理責任者として当該申請を行うことへの同意は、医薬品等内製製造業者の申請に当該動物用医薬品製造業者の登録を受けている場合には、記の6に当該動物の登録番号を記載すること。  
If the applicant has been accredited as a foreign animal drug or quaer-drug manufacturer in a different accreditation category, or as a foreign animal representative, cellular therapy and gene therapy products manufacturer, write that category and the number of accreditation in the section 4. If the applicant has been registered as a foreign animal drug or quaer-drug manufacturer in a different accreditation category, or as a foreign animal medical device or in vitro diagnostic manufacturer, write the number of registration in the section 4.
4. 申請書は、正誤を修正すること。  
Applicant should submit one original and one copy of it.

(C) 医療機器及び体外診断用医薬品の製造業の登録申請書

動物用医療機器(体外診断用医薬品)製造業登録申請書

農林水産大臣 殿

住所  
氏名 (法人の場合は、名)  
(代表取締役の氏名)

1. 氏名、医療機器の品名、有効性及び安全性の確保に関する法律第25条の4第1項の規定により動物用医療機器(体外診断用医薬品)製造業の登録を受けたいので、下記により申請します。

- 2. 製造所の所在地及び所在地  
3. 製造所の責任者の氏名及び住所  
4. 製造所に係る事項に関する事項  
5. 申請者(申請者法人)であるときは、業事に関する業務に専任を有する役員を名記し、(当該役員が役員(イ)として該当することを) 表明する。

(日本経済規格A4)

- 備考  
1. 第25条は、誤りある場合に適用すること。  
2. 第25条は、申請者が申請書に関する責任を負担するときは申請者が自らこれに同意するときは、その旨を記載すること。  
3. 第25条は、誤りしない場合は「該当しない」と記載し、該当する場合は、該当する事項の欄を記載すること。  
4. 申請者が他の製造業の登録を受けている場合は、第25条に規定された区及び区外申請書の提出を、製造業の登録を受けている場合は、第25条に規定された区及び区外申請書の提出を申請すること。  
5. 申請者は、正誤を修正すること。

(D) 医療機器及び体外診断用医薬品の製造業の登録申請書

動物用医療機器(体外診断用医薬品)製造業登録申請書

Application for registration of foreign animal medical device (in vitro diagnostic) manufacturer

農林水産大臣 殿

住所  
氏名 (法人の場合は、名)  
(代表取締役の氏名)

1. 氏名、医療機器の品名、有効性及び安全性の確保に関する法律第25条の4第1項の規定により動物用医療機器(体外診断用医薬品)製造業の登録を受けたいので、下記により申請します。

- 2. 製造所の所在地及び所在地  
3. 製造所の責任者の氏名及び住所  
4. 申請者(申請者法人)であるときは、業事に関する業務に専任を有する役員を名記し、(当該役員が役員(イ)として該当することを) 表明する。

(日本経済規格A4)

- 備考  
1. 第25条は、誤りある場合に適用すること。  
2. 第25条は、申請者が申請書に関する責任を負担するときは申請者が自らこれに同意するときは、その旨を記載すること。  
3. 第25条は、誤りしない場合は「該当しない」と記載し、該当する場合は、該当する事項の欄を記載すること。  
4. 申請者が他の製造業の登録を受けている場合は、第25条に規定された区及び区外申請書の提出を、製造業の登録を受けている場合は、第25条に規定された区及び区外申請書の提出を申請すること。  
5. 申請者は、正誤を修正すること。

(E) 医療機器及び体外診断用医薬品の製造業の登録申請書

動物用医療機器(体外診断用医薬品)製造業登録申請書

Application for registration of foreign animal medical device (in vitro diagnostic) manufacturer

農林水産大臣 殿

住所  
氏名 (法人の場合は、名)  
(代表取締役の氏名)

1. 氏名、医療機器の品名、有効性及び安全性の確保に関する法律第25条の4第1項の規定により動物用医療機器(体外診断用医薬品)製造業の登録を受けたいので、下記により申請します。

- 2. 製造所の所在地及び所在地  
3. 製造所の責任者の氏名及び住所  
4. 申請者(申請者法人)であるときは、業事に関する業務に専任を有する役員を名記し、(当該役員が役員(イ)として該当することを) 表明する。

(日本経済規格A4)

- 備考  
1. 第25条は、誤りある場合に適用すること。  
2. 第25条は、申請者が申請書に関する責任を負担するときは申請者が自らこれに同意するときは、その旨を記載すること。  
3. 第25条は、誤りしない場合は「該当しない」と記載し、該当する場合は、該当する事項の欄を記載すること。  
4. 申請者が他の製造業の登録を受けている場合は、第25条に規定された区及び区外申請書の提出を、製造業の登録を受けている場合は、第25条に規定された区及び区外申請書の提出を申請すること。  
5. 申請者は、正誤を修正すること。

(F) 体外診断用医薬品の製造業の登録申請書

動物用医療機器(体外診断用医薬品)製造業登録申請書

Application for registration of foreign animal medical device (in vitro diagnostic) manufacturer

農林水産大臣 殿

住所  
氏名 (法人の場合は、名)  
(代表取締役の氏名)

1. 氏名、医療機器の品名、有効性及び安全性の確保に関する法律第25条の4第1項の規定により動物用医療機器(体外診断用医薬品)製造業の登録を受けたいので、下記により申請します。

- 2. 製造所の所在地及び所在地  
3. 製造所の責任者の氏名及び住所  
4. 申請者(申請者法人)であるときは、業事に関する業務に専任を有する役員を名記し、(当該役員が役員(イ)として該当することを) 表明する。

(日本経済規格A4)

- 備考  
1. 第25条は、誤りある場合に適用すること。  
2. 第25条は、申請者が申請書に関する責任を負担するときは申請者が自らこれに同意するときは、その旨を記載すること。  
3. 第25条は、誤りしない場合は「該当しない」と記載し、該当する場合は、該当する事項の欄を記載すること。  
4. 申請者が他の製造業の登録を受けている場合は、第25条に規定された区及び区外申請書の提出を、製造業の登録を受けている場合は、第25条に規定された区及び区外申請書の提出を申請すること。  
5. 申請者は、正誤を修正すること。

(A) 外国製薬物品の承認申請書(外国製薬物品製造業者の認定申請書)

Application for accreditation of foreign animal representative, cellular therapy and gene therapy products manufacturer

申請書  
No. 申請書 No.

農林水産大臣 宛  
To Minister of Agriculture, Forestry and Fisheries

住所  
Address  
氏名 (個人あるいは会社)  
Name (Name and name of its representative)  
又は (会社の場合)  
Name (in case of a corporation)

請求は、動物細胞等製造業、動物及び植物の組織に由来する治療用細胞の製造業、  
細胞療法製造業等製造業(外国製薬物品製造業者の認定)を定めた以下の  
7. に基づき行われ、以下  
7. is hereby only for the accreditation of the foreign animal representative, cellular  
therapy and gene therapy products manufacturer pursuant to Article 27-2, the Chapter  
I of the Act on Securing Quality, Efficacy and Safety of Pharmaceuticals, Medical  
Devices, Regenerative Cellular Therapy Products, Gene Therapy Products, and  
Cosmetics, indicated following.

申請書  
1. 製造所の名称及び所在地  
Name and location of the manufacturing establishment  
2. 実行しようとする認定区分  
Accreditation categories in which the application is made  
3. 製造所の構造設備の種類  
Division of the facilities and facilities of the manufacturing establishment  
4. 製造所の責任者の氏名及び住所  
Name and address of the person responsible for the manufacturing establishment  
(当該責任者が法人であるときは、専任に当たる業務に責任を有する役員を名記。)  
(In case of a corporation, name of the person responsible for the business.)  
5. 申請者(申請者が法人であるときは、専任に当たる業務に責任を有する役員を名記。)  
Name of the applicant (In case of a corporation, name of the person responsible for the  
business.)  
6. 参考事項  
Reference matters

(日本製薬規格A4)  
Japanese Industrial Standards Size A4

備考  
Remarks

1. 頁の2には、関係書類の枚数を以下の欄に該当するものを記載すること。  
In the section 2, write the relevant section number of all sheets in the  
2. 頁の4には、当該製造所への申請の可否を決定し承認を有する者は当該製造所、  
高等検査官の職務の履行その他に附帯する者について記載すること。  
In the section 4, write the name and address of a person who has the right to  
decide to allow or not to allow products, or the manufacturing control manager  
or quality control manager or a person in a position equivalent to the foreign  
mentioned position.  
3. 頁の5については、該当しない場合は「該当しない」と記載し、該当する場合は、  
該当する業務の範囲を記載すること。  
In the section 5, write not applicable if the applicant does not correspond,  
and write a summary of the relevant details if the applicant does correspond.  
4. 申請者が他の区分の外国製薬物品製造業者の認定に同意する外国製薬物品製造業  
者の認定を受けている場合は、その同意の認定区分及び認定番号を、動物細胞  
等製造業製造業者の申請書に記入して記載し、その同意の認定区分の範囲を記載す  
ること。  
If the applicant has been accredited as a foreign animal representative,  
cellular therapy and gene therapy products manufacturer in a different  
accreditation category, or as a foreign animal drug or gene therapy manufacturer,  
write that category and the number of accreditation in the section 6, if the  
applicant has been registered as a foreign animal medical device or in vitro  
diagnostic manufacturer, write the number of registration in the section 6.  
5. 参考事項は、記載を要しない。  
Applicant should attach one original and one copy of it.

様式第七号(第十二条、第十四条、第二十一条、第二十二條の二、第九十一條の八十八、第九十一條の九十九、第九十一條の九十七、第九十一條の九十九関係)

製造所(製造設備の種類)	
品名	製造所
製造設備の種類	製造設備の種類
製造設備の種類	製造設備の種類
製造設備の種類	製造設備の種類
製造設備の種類	製造設備の種類
製造設備の種類	製造設備の種類

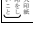
備考  
1. 製造所、製造設備、製造設備の種類及び製造所の設置場所は、製造所の構造設備を併用す  
る場合を認めること。  
2. 製造設備の種類は、当該製造所への申請の可否を決定し承認を有する者は当該製造所、  
高等検査官の職務の履行その他に附帯する者について記載すること。  
3. 申請者が他の区分の外国製薬物品製造業者の認定に同意する外国製薬物品製造業  
者の認定を受けている場合は、その同意の認定区分及び認定番号を、動物細胞  
等製造業製造業者の申請書に記入して記載し、その同意の認定区分の範囲を記載す  
ること。

様式第七号(第十二条、第十四条、第二十一条、第二十二條の二、第九十一條の八十八、第九十一條の九十九、第九十一條の九十七、第九十一條の九十九関係)

様式第八号(第十三条、第十九条の四、第二十二條の八、第九十一條の十一、第九十二條)

様式第九十八(第三号、第九十九条の四、第二十二号、第二十二条の八、第九十一条の十一、第九十一条の十九、第九十一条の十九、第九十一条の十九(第三号))


医薬品(国外製剤医薬品を除く。)(又は医薬品中の製造業者の届出の場合)

	農林水産大臣 殿 住所 〒(記入はあっては、必) (記入はあっては、必) (及び代表者の住所)	年 月 日
	医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「薬事法」という。)第百九条の四(一)及び同条の五(一)の規定に基づき、下記により申請いたします。 記 届出年月日及び届出番号 1. 届出年月日及び届出番号 2. 届出年月日及び届出番号 3. 申請者(申請者個人であるときは、薬事に掲げる業務に責任を有する役員を含む。)の住所(法人等であるときは、その代表者の住所)	

備考

1. 届出については、届出申請書の写しを製造業者の「社」に提出する必要がある。
2. 届出については、届出しない場合は「届出しない」と記載し、該当する場合は、該当する事項の欄を記載すること。
3. 申請書の提出が製造業者の届出を受けている場合は、届出に当該届出の届出番号を記載すること。
4. 申請書は、記載を義務とする。


医薬品(国外製剤医薬品を除く。)(又は医薬品中の製造業者の届出の場合)

	農林水産大臣 殿 住所 〒(記入はあっては、必) (記入はあっては、必) (及び代表者の住所)	年 月 日
	医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「薬事法」という。)第百九条の四(一)及び同条の五(一)の規定に基づき、下記により申請いたします。 記 届出年月日及び届出番号 1. 届出年月日及び届出番号 2. 届出年月日及び届出番号 3. 申請者(申請者個人であるときは、薬事に掲げる業務に責任を有する役員を含む。)の住所(法人等であるときは、その代表者の住所)	

備考

1. 届出については、届出しない場合は「届出しない」と記載し、該当する場合は、該当する事項の欄を記載すること。
2. 申請書の提出が製造業者の届出を受けている場合は、届出に当該届出の届出番号を記載すること。
3. 申請書は、記載を義務とする。

医薬品(国外製剤医薬品を除く。)(又は医薬品中の製造業者の届出の場合)

	農林水産大臣 殿 住所 〒(記入はあっては、必) (記入はあっては、必) (及び代表者の住所)	年 月 日
	医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「薬事法」という。)第百九条の四(一)及び同条の五(一)の規定に基づき、下記により申請いたします。 記 届出年月日及び届出番号 1. 届出年月日及び届出番号 2. 届出年月日及び届出番号 3. 申請者(申請者個人であるときは、薬事に掲げる業務に責任を有する役員を含む。)の住所(法人等であるときは、その代表者の住所)	

備考

1. 届出については、届出しない場合は「届出しない」と記載し、該当する場合は、該当する事項の欄を記載すること。
2. 申請書の提出が製造業者の届出を受けている場合は、届出に当該届出の届出番号を記載すること。
3. 申請書は、記載を義務とする。

備考

1. 届出については、届出申請書の写しを製造業者の「社」に提出する必要がある。
2. 届出については、届出しない場合は「届出しない」と記載し、該当する場合は、該当する事項の欄を記載すること。
3. 申請書の提出が製造業者の届出を受けている場合は、届出に当該届出の届出番号を記載すること。
4. 申請書は、記載を義務とする。

(四)医薬品(国外産物)医薬品(四) (五)医薬品(国内産物)医薬品(五)製造業者登録申請書の様式

動物用医薬品(国外産物)医薬品(四)製造業者登録申請書  
Application for registration (overseas) of foreign animal drug (quasi-drug) manufacturer

農林水産大臣 宛  
To Minister of Agriculture, Forestry and Fisheries

住所  
Address  
氏名(個人)または、会社名(法人)  
Name (as name of a corporation)

【医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十九年法律第百四十七号)第百三十九条第二項の規定に基づき、動物用医薬品(国外産物)の製造業者登録申請書の提出を命じられたり、下記の上で申請する。】  
I hereby apply for the registration (overseas) of the foreign animal drug (quasi-drug) manufacturer pursuant to Article 139-2, Paragraph 2 with application article attached in Article 139-2, Paragraph 2 of the Act on Securing Quality, Efficacy and Safety of Pharmaceuticals, Medical Devices, Reproductive Cellular Therapy Products, Gene Therapy Products, and Cosmetics, indicated following:

【記】  
1. 製造業者の名称及び所在地  
Name and location of the manufacturing establishment  
2. 申請者(申請者法人であるときは、憲法に關する事項に責任を有する役員を含む。)の職務(製造責任者)の氏名及び所在地を記すこと。併し  
Whereas or not the applicant (if the applicant is a corporation, include the name and location of the person responsible for the matters of pharmaceutical affairs) corresponds to Article 5, Item 3 of the Act on Securing Quality, Efficacy and Safety of Pharmaceuticals, Medical Devices, Reproductive Cellular Therapy Products, Gene Therapy Products, and Cosmetics  
3. 参考事項  
Reference matters

（日本製薬規格JAP）  
（Japanese Industrial Standards Size A4）

備考  
備考  
1. 表の2の1については、該当しない場合は「該当しない」と記載し、該当する場合に、該当する事項の概要を記載すること。  
In the section 2, write an application if the applicant does not correspond, and write a summary of the relevant details if the applicant does correspond.  
2. 申請者が他の外国産動物用医薬品製造業者の承認を受けて製造業者登録申請書の提出を受けている場合には、表の2に当該製造業者の登録番号を記載すること。  
If the applicant has been accepted as a foreign animal drug or quasi-drug manufacturer in a different accreditation system, or as a foreign animal representative, include therapy and gene therapy products manufacturer, write that content and the number of accreditation in the section 2. If the applicant has been registered as a foreign animal drug or quasi-drug manufacturer in a different accreditation system, or as a foreign animal medical device or in vitro diagnostic manufacturer, write the number of registration in the section 3.  
3. 参考事項は、正確性を確保すること。  
Applicant should submit one original and one copy of it.

(四)医薬品(国外産物)医薬品(四)製造業者登録申請書の様式

動物用医薬品(国外産物)医薬品(四)製造業者登録申請書  
Application for registration (overseas) of foreign animal drug (quasi-drug) manufacturer

農林水産大臣 宛  
To Minister of Agriculture, Forestry and Fisheries

住所  
Address  
氏名(個人)または、会社名(法人)  
Name (as name of a corporation)

【医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十九年法律第百四十七号)第百三十九条第二項の規定に基づき、動物用医薬品(国外産物)の製造業者登録申請書の提出を命じられたり、下記の上で申請する。】  
I hereby apply for the registration (overseas) of the foreign animal drug (quasi-drug) manufacturer pursuant to Article 139-2, Paragraph 2 with application article attached in Article 139-2, Paragraph 2 of the Act on Securing Quality, Efficacy and Safety of Pharmaceuticals, Medical Devices, Reproductive Cellular Therapy Products, Gene Therapy Products, and Cosmetics, indicated following:

【記】  
1. 製造業者の名称及び所在地  
Name and location of the manufacturing establishment  
2. 申請者(申請者法人であるときは、憲法に關する事項に責任を有する役員を含む。)の職務(製造責任者)の氏名及び所在地を記すこと。併し  
Whereas or not the applicant (if the applicant is a corporation, include the name and location of the person responsible for the matters of pharmaceutical affairs) corresponds to Article 5, Item 3 of the Act on Securing Quality, Efficacy and Safety of Pharmaceuticals, Medical Devices, Reproductive Cellular Therapy Products, Gene Therapy Products, and Cosmetics  
3. 参考事項  
Reference matters

（日本製薬規格JAP）  
（Japanese Industrial Standards Size A4）

(五)医薬品(国内産物)医薬品(五)製造業者登録申請書の様式

動物用医薬品(国内産物)医薬品(五)製造業者登録申請書  
Application for registration (domestic) of foreign animal medical device (in vitro diagnostic) manufacturer

農林水産大臣 宛  
To Minister of Agriculture, Forestry and Fisheries

住所  
Address  
氏名(個人)または、会社名(法人)  
Name (as name of a corporation)

【医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十九年法律第百四十七号)第百三十九条第二項の規定に基づき、動物用医薬品(国内産物)の製造業者登録申請書の提出を命じられたり、下記の上で申請する。】  
I hereby apply for the registration (domestic) of the foreign animal medical device (in vitro diagnostic) manufacturer pursuant to Article 139-2, Paragraph 2 with application article attached in Article 139-2, Paragraph 2 of the Act on Securing Quality, Efficacy and Safety of Pharmaceuticals, Medical Devices, Reproductive Cellular Therapy Products, Gene Therapy Products, and Cosmetics, indicated following:

【記】  
1. 製造業者の名称及び所在地  
Name and location of the manufacturing establishment  
2. 申請者(申請者法人であるときは、憲法に關する事項に責任を有する役員を含む。)の職務(製造責任者)の氏名及び所在地を記すこと。併し  
Whereas or not the applicant (if the applicant is a corporation, include the name and location of the person responsible for the matters of pharmaceutical affairs) corresponds to Article 5, Item 3 of the Act on Securing Quality, Efficacy and Safety of Pharmaceuticals, Medical Devices, Reproductive Cellular Therapy Products, Gene Therapy Products, and Cosmetics  
3. 参考事項  
Reference matters


（日本製薬規格JAP）  
（Japanese Industrial Standards Size A4）

## 備考

## Remarks

1. 記号については、該当しない場合は「該当しない」と記載し、該当する場合に、該当する事項の欄を記載すること。
- In the section 2, write not applicable if the applicant does not correspond, and write a summary of the relevant details if the applicant does correspond.
2. 申請者が他の医薬品製造業外製造業者の登録を受けている場合には、記号に当該製造業者の名称を、医薬品製造業外製造業者の認定又は認定更新申請書の提出を受けている場合には、記号に当該認定の区分及び認定番号を記載すること。
- If the applicant has been registered as a foreign animal or human medicinal product manufacturer, or as a foreign animal or human medicinal product manufacturer, or as a foreign representative, cellular therapy and gene therapy products manufacturer, write that category and the number of accreditation in the section 2.
3. 申請者は、正確性を確保すること。
- Applicant should submit one original and one copy of it.

## (A) 再生医療等製品の製造業外製造業者の認定申請書


動物用医薬品製造業外製造業者認定申請書		年	月	日
	農林水産大臣 殿			
	住所 〒			
氏名 氏名(記入あり)は、名 姓及び代表者の氏名				
医薬品、医薬品製造業外製造業者の認定、申請及び認定の維持に関する法律(第114号法律)の施行規則(第11号厚生省令)に基づき、再生医療等製品の製造業外製造業者の認定を受けることとする旨を申請いたします。				
認定申請書の提出を要する事項				
1. 製造所の名称及び所在地 2. 認定の区分 3. 申請者(申請者法人であるときは、業中に該当する業務に責任を有する役員を含む。)の氏名(英語併記)及びその職名				
4. 参考事項				
(日本製薬機関A)				

## 備考

## Remarks

1. 記号については、該当しない場合は「該当しない」と記載し、該当する場合に、該当する事項の欄を記載すること。
- In the section 2, write not applicable if the applicant does not correspond, and write a summary of the relevant details if the applicant does correspond.
2. 申請者が他の医薬品製造業外製造業者の認定を受けている場合には、記号に当該製造業者の名称を、製薬業の登録を受けている場合には、記号に当該製造業者の登録番号を記載すること。
3. 申請者は、正確性を確保すること。

## (A) 再生医療等製品の製造業外製造業者の認定申請書

動物用医薬品製造業外製造業者認定申請書		年	月	日
	農林水産大臣 殿			
	住所 〒			
氏名 氏名(記入あり)は、名 姓及び代表者の氏名				
医薬品、医薬品製造業外製造業者の認定、申請及び認定の維持に関する法律(第114号法律)の施行規則(第11号厚生省令)に基づき、再生医療等製品の製造業外製造業者の認定を受けることとする旨を申請いたします。				
認定申請書の提出を要する事項				
1. 製造所の名称及び所在地 2. 認定の区分 3. 申請者(申請者法人であるときは、業中に該当する業務に責任を有する役員を含む。)の氏名(英語併記)及びその職名				
4. 参考事項				
(Japanese Industrial Standards Size A6)				

## 備考

## Remarks


1. 記号については、該当しない場合は「該当しない」と記載し、該当する場合に、該当する事項の欄を記載すること。
- In the section 2, write not applicable if the applicant does not correspond, and write a summary of the relevant details if the applicant does correspond.
2. 申請者が他の医薬品製造業外製造業者の認定を受けている場合には、記号に当該製造業者の名称を、製薬業の登録を受けている場合には、記号に当該製造業者の登録番号を記載すること。
- If the applicant has been registered as a foreign animal drug or quasi-drug manufacturer, or as a foreign accreditation category, or as a foreign animal representative, cellular therapy and gene therapy products manufacturer, write that category and the number of accreditation in the section 2.
3. 申請者は、正確性を確保すること。
- Applicant should submit one original and one copy of it.



様式第九号（第十四条、第二十二條の二、第九十一条の九、第九十二条の二、第九十九條）

様式第九号（第十四条、第二十二條の二、第九十一条の九、第九十二条の二、第九十九條）

（一）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）又は医薬品以外の医薬品等内製製造業者の認定申請書

	農林水産大臣 殿	年月日
	住所 氏名 （法人にあっては、名 称及び代表者の氏名）	

医薬品、医薬機器類の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第三十條）に基き、同法第二十二條の二、第九十一条の九、第九十二条の二、第九十九條の規定に基づき、以下の事項を記載した申請書の提出を認め、以下の事項を記載した申請書の提出を認めないこととする。

届出事項


- 1 届出事項
- 2 届出事項
- 3 届出事項
- 4 届出事項

（日本医薬機動協会）

備考

- 1 届出事項は、届出事項の内容及び届出事項の「氏名」に該当するものを記載すること。
- 2 届出事項は、変更（追加）する届出事項の氏名等について記載すること。また、当該事項が他の事項に関する役員を兼任するとき又は申請者が自らこれに就事するときは、その旨を記載すること。
- 3 届出事項の届出事項に該当する届出事項の変更（追加）を要しよとするものうち、届出事項に該当する届出事項の届出事項の「氏名」に該当するものについては、その旨を記載すること。
- 4 申請者は、記載事項を提出すること。

（二）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）又は医薬品以外の医薬品等内製製造業者の認定申請書

	農林水産大臣 殿	年月日
	住所 氏名 （法人にあっては、名 称及び代表者の氏名）	

医薬品、医薬機器類の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第三十條）に基き、同法第二十二條の二、第九十一条の九、第九十二条の二、第九十九條の規定に基づき、以下の事項を記載した申請書の提出を認め、以下の事項を記載した申請書の提出を認めないこととする。

届出事項


- 1 届出事項
- 2 届出事項
- 3 届出事項
- 4 届出事項

（日本医薬機動協会）

備考

- 1 届出事項は、届出事項の内容及び届出事項の「氏名」に該当するものを記載すること。
- 2 届出事項は、変更（追加）する届出事項の氏名等について記載すること。また、当該事項が他の事項に関する役員を兼任するとき又は申請者が自らこれに就事するときは、その旨を記載すること。
- 3 届出事項の届出事項に該当する届出事項の変更（追加）を要しよとするものうち、届出事項に該当する届出事項の届出事項の「氏名」に該当するものについては、その旨を記載すること。
- 4 申請者は、記載事項を提出すること。

（三）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）又は医薬品以外の医薬品等内製製造業者の認定申請書

	農林水産大臣 殿	年月日
	住所 氏名 （法人にあっては、名 称及び代表者の氏名）	

医薬品、医薬機器類の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第三十條）に基き、同法第二十二條の二、第九十一条の九、第九十二条の二、第九十九條の規定に基づき、以下の事項を記載した申請書の提出を認め、以下の事項を記載した申請書の提出を認めないこととする。

届出事項

- 1 届出事項
- 2 届出事項
- 3 届出事項
- 4 届出事項

（日本医薬機動協会）

備考

- 1 届出事項は、届出事項の内容及び届出事項の「氏名」に該当するものを記載すること。
- 2 届出事項は、変更（追加）する届出事項の氏名等について記載すること。また、当該事項が他の事項に関する役員を兼任するとき又は申請者が自らこれに就事するときは、その旨を記載すること。
- 3 申請者は、記載事項を提出すること。

(四) 新設製薬工場に付する製薬工場内医薬品製造業者の認定申請書  
 Application for change/additional accreditation recognition of foreign owned  
 pharmaceutical, cellular therapy and gene therapy products manufacturer

農務大臣 宛  
 To Minister of Agriculture, Forestry and Fisheries

住所  
 Address  
 氏名 (法人の場合は、  
 代表者の氏名)  
 Name (name and name of its representative)  
 (in case of a corporation)

医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律第25条の13第5項  
 の規定により許可する同法第25条第2項第5号の規定により動物用医薬品製造業者の再認  
 許製薬工場内医薬品製造業者の認定申請書(送付)提出された日から、下記により申  
 請します。

I hereby apply for change/additional accreditation recognition of the foreign owned  
 pharmaceutical, cellular therapy and gene therapy products manufacturer pursuant to Article 25-22, Paragraph 5 with  
 application made pursuant to Article 25-21, Paragraph 5 of the Act on Securing  
 Quality, Efficacy and Safety of Pharmaceuticals, Medical Devices, Regenerative and  
 Cellular Therapy Products, Gene Therapy Products, and Cosmetic, indicated  
 collection.

記  
 認定年月日、認定番号及び認定の区分  
 Date, number and category of the accreditation

1. 製造場の名称及び所在地  
 Name and location of the manufacturing establishment

2. 変更(追加)しようとする製法の区分  
 Accreditation category to be changed or added

3. 製造場の建設管理の概要  
 Outline of the building and facilities of the manufacturing establishment

4. 製造場の責任者の氏名及び住所  
 Name and address of the person responsible for the manufacturing establishment

5. 備考欄  
 Reference matters

(日本製薬協会の印)  
 (Japanese Industrial Standards Form A4)

備考  
 Remarks

1. 記の2には、製法変更の場合のみに記入し得ることを記載すること。  
 In the section 2, write the relevant section number of Article 25-22.

2. 記の3には、当該製造場からの生産の医薬品製造業者の認定を受ける者(社)は製造管理、  
 品質管理等の職務の責任者として指定する者であり、かつ、変更(追加)する  
 製法の区分に適合者として認定すること。また、製造業者の認定を受ける権利を  
 継承するときは申請書が認められに受継するときは、その旨を記載すること。  
 In the section 3, write the name and address of a person who has the right  
 to decide to ship or not to ship products, or the manufacturing control manager  
 or quality control manager or a person in a position equivalent to the foreign  
 mentioned position, and his/her relation with accreditation category to be  
 changed/added.

Write that if he/she combines the person responsible with the same one  
 relevant to another pharmaceutical affair.

3. 申請書は、正確性を確保すること。  
 Applicant should submit one original and one copy of it.

様式第十号(第十五条、第十九条の五、第二十二  
 条の三、第二十二條の九、第九十一條の十二、第  
 九十一條の十九、第九十一條の九十二、第九十一

様式第十号(第十五条、第十九条の五、第二十二條の三、第二十二條の九、第九十一條の十  
 二、第九十一條の十九、第九十一條の九十二、第九十一條の九十三)  
 (一)医薬品(国外製剤)製造業者の認定申請書(送付)提出された日から、下記により申請書の提出

申請書  
 動物用医薬品(医薬品外品)製造業者申請書

氏名又は名称  
 製造場の所在地  
 製造所の名称  
 製造所の住所  
 申請の区分  
 申請の受理期間 年 月 日から 年 月 日まで  
 年 月 日 農務大臣 宛

医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律第25条第13項第5号の規  
 定により許可を受け動物用医薬品(医薬品外品)の製造業者であることを証明する。

(日本製薬協会の印)  
 (Japanese Industrial Standards Form A4)

(二) 医薬品(体外診断用医薬品を除く)の医薬品等製造者の登録の届出

登録番号 動物用医薬品(医薬部外品)製造者登録証

氏名又は名称  
製造所の所在地  
製造所の名称  
届出の有効期間 年 月 日～年 月 日まで  
医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条の9第1項の規定により登録を受けた動物用医薬品(医薬部外品)の製造者であることとなる。 年 月 日

農林水産大臣 氏 名  
(日本国農務省)

(三) 医薬品(体外診断用医薬品を除く)の医薬品等製造者等認定の届出

認定番号  
Accreditation certificate of foreign animal drug(quadring) manufacturer  
氏名又は名称  
製造所の所在地  
製造所の名称  
届出の有効期間 年 月 日～年 月 日まで  
It is certified that the above manufacturer is certified foreign animal drug(quadring) manufacturer pursuant to Article 25-2, Paragraph 1 of the Act on Securing Quality, Efficacy and Safety of Pharmaceuticals, Medical Devices, Reproductive and Cellular Therapy Products, Gene Therapy Products, and Cosmetic. 年 月 日

農林水産大臣 氏 名  
Minister of Agriculture, Forestry and Fisheries  
(Japanese Industrial Standards Size A4)

(四) 医薬品(体外診断用医薬品を除く)の医薬品等製造者等認定の届出

登録番号  
Registration certificate of foreign animal drug(quadring) manufacturer  
氏名又は名称  
製造所の所在地  
製造所の名称  
届出の有効期間 年 月 日～年 月 日まで  
It is certified that the above manufacturer is certified foreign animal drug(quadring) manufacturer pursuant to Article 25-2, Paragraph 1 of the Act on Securing Quality, Efficacy and Safety of Pharmaceuticals, Medical Devices, Reproductive and Cellular Therapy Products, Gene Therapy Products, and Cosmetic. 年 月 日

農林水産大臣 氏 名  
Minister of Agriculture, Forestry and Fisheries  
(Japanese Industrial Standards Size A4)

(五) 医薬機器又は体外診断用医薬品の製造者の登録の届出

登録番号 動物用医薬機器(体外診断用医薬品)製造者登録証

氏名又は名称  
製造所の所在地  
製造所の名称  
届出の有効期間 年 月 日～年 月 日まで  
医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条の9第1項の規定により登録を受けた動物用医薬機器(体外診断用医薬品)の製造者であることとなる。 年 月 日

農林水産大臣 氏 名  
(日本国農務省)

(六) 医薬機器又は体外診断用医薬品の医薬機器等製造者等認定の届出

認定番号  
Registration certificate of foreign animal medical device (in vitro diagnostic) manufacturer  
氏名又は名称  
製造所の所在地  
製造所の名称  
届出の有効期間 年 月 日～年 月 日まで  
It is certified that the above manufacturer is certified foreign animal medical device (in vitro diagnostic) manufacturer pursuant to Article 25-2, Paragraph 1 of the Act on Securing Quality, Efficacy and Safety of Pharmaceuticals, Medical Devices, Reproductive and Cellular Therapy Products, Gene Therapy Products, and Cosmetic. 年 月 日

農林水産大臣 氏 名  
Minister of Agriculture, Forestry and Fisheries  
(Japanese Industrial Standards Size A4)

(4) 既許認可製剤製品の製造業の認可申請書

許可番号	動物用再生医療等製品製造業許可証
法人又は名称	
製造所の所在地	
製造所の名称	
許可の区分	
許可の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第11条の2第1項の規定により認定された動物用再生医療等製品の製造業の認可申請書であることとする。

年 月 日 農林水産大臣 氏 名 (日本産業規格JIS)

(A) 既許認可製剤製品の再生医療等製品製造業の認可申請書

認可番号	Number of accreditation
動物用再生医療等製品製造業許可証	Accreditation certificate of foreign animal regenerative therapy and gene therapy products manufacturer
法人又は名称	Name (Name of corporation)
製造所の所在地	Location of the manufacturing establishment
製造所の名称	Name of the manufacturing establishment
製造の区分	Production category
認定の有効期間	Valid period From Year Month Day until Year Month Day

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第11条の2第1項の規定により認定された動物用再生医療等製品の製造業の認可申請書であることとする。

It is certified that the above manufacturer is certified foreign animal regenerative, cellular therapy and gene therapy products manufacturer pursuant to Article 23-24 Paragraph 1 of the Act on Securing Quality, Efficacy and Safety of Pharmaceuticals, Medical Devices, Regenerative and Cellular Therapy Products, Gene Therapy Products, and Cosmetics.

年 月 日 農林水産大臣 氏 名 (日本産業規格JIS) (Japanese Industrial Standards JIS 40)

様式第十一号（第十七条、第十九条の七、第二十二條の四、第二十二條の十、第九十二條の十四、九十一條の二十、九十一條の九十三、九十一條の百一關係）

第百一十一條（第十七条、第十九条の七、第二十二條の四、第二十二條の十、第九十二條の十四、九十一條の二十、九十一條の九十三、九十一條の百一關係）

動物用再生医療等製品製造業の認可申請書

動物用再生医療等製品製造業許可証	年 月 日
農林水産大臣 殿	
信長	
氏名	(法人にあっては、名 氏 及び代表者の氏名)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第11条の2第1項の規定により認定された動物用再生医療等製品の製造業の認可申請書であることとする。

年 月 日

記

- 製造所の名称及び所在地
- 動物用再生医療等製品
- 許可の区分
- 製造業の種類
- 申請事項

(日本産業規格JIS)

備考

- 記の1には、製造業の種類及び製造業の分野に該当するものを記載することとし、当該申請は当該記載事項に基づいて審査が行われることとする。
- 記の2には、許可証の記載事項のうち変更のあった部分を除き、申請書として記載することとする。
- 許可証の原本を提出すること。
- 申請書は、承認書と併せて提出すること。

(二)医薬品(国外製動物医薬品を除く。)(文)医薬品(動物医薬品)製造業者の登録申請書  
動物医薬品(医薬品以外の医薬品)製造業者登録申請書(文)申請書  
Application for registering the accreditation certificate of foreign animal drug(Quasi-Drug) manufacturer

製 造 者  
貴州大薬大 限 有 限 公 司  
貴州大薬大 限 有 限 公 司

住所  
住所 (法人にあっては、名)  
氏名 (個人にあっては、氏名)  
(Name and name of its representative)  
氏名 (個人にあっては、氏名)  
(Name and name of its representative)  
氏名 (個人にあっては、氏名)  
(Name and name of its representative)

1 製造所の名称及び所在地  
2 登録年月日及び登録番号  
3 製造品名等  
4 参考事項

(日本産業規格A4)

備 考  
Remarks

- 1 記号3には、登録後の記載事項のうち変更があった部分を除き、全部を解読可能な状態で記載すること。
- 2 登録後の原本を添付すること。
- 3 申請書は、正副2通を提出すること。

(三)医薬品(国外製動物医薬品を除く。)(文)医薬品(動物医薬品)製造業者の登録申請書  
動物医薬品(医薬品以外の医薬品)製造業者登録申請書(文)申請書  
Application for registering the accreditation certificate of foreign animal drug(Quasi-Drug) manufacturer

製 造 者  
貴州大薬大 限 有 限 公 司  
貴州大薬大 限 有 限 公 司

住所  
住所  
住所 (法人にあっては、名)  
氏名 (個人にあっては、氏名)  
(Name and name of its representative)  
氏名 (個人にあっては、氏名)  
(Name and name of its representative)

1 製造所の名称及び所在地  
2 登録年月日及び登録番号  
3 製造品名等  
4 参考事項

(日本産業規格A4)

備 考  
Remarks

- 1 記号3には、登録後の記載事項のうち変更があった部分を除き、全部を解読可能な状態で記載すること。
- 2 登録後の原本を添付すること。
- 3 申請書は、正副2通を提出すること。

1 記号3には、登録後の記載事項のうち変更があった部分を除き、全部を解読可能な状態で記載すること。

In the section 3, write all of the matters except matters of Paragraph 1 or 2 of Article 29, that written in the accreditation certificate.

2 記号4には、登録後の記載事項のうち変更があった部分を除き、全部を解読可能な状態で記載すること。

In the section 4, write the matters have been changed of the entry of the accreditation certificate indicating matters of the current and the proposed.

3 登録後の原本を添付すること。

Attach the original accreditation certificate.

4 申請書は、正副2通を提出すること。

Applicant should submit one original and one copy of it.

(四)医薬品(国外製動物医薬品を除く。)(文)医薬品(動物医薬品)製造業者の登録申請書  
動物医薬品(医薬品以外の医薬品)製造業者登録申請書(文)申請書  
Application for registering the registration certificate of foreign animal drug(Quasi-Drug) manufacturer

製 造 者  
貴州大薬大 限 有 限 公 司  
貴州大薬大 限 有 限 公 司

住所  
住所  
住所 (法人にあっては、名)  
氏名 (個人にあっては、氏名)  
(Name and name of its representative)  
氏名 (個人にあっては、氏名)  
(Name and name of its representative)

1 製造所の名称及び所在地  
2 登録年月日及び登録番号  
3 製造品名等  
4 参考事項

(日本産業規格A4)

備 考  
Remarks

- 1 記号3には、登録後の記載事項のうち変更があった部分を除き、全部を解読可能な状態で記載すること。

- In the section 3, write the matters have been changed of the entry of the registration certificate indicating comparison of the current and the proposed.
- 登録証の原本を添付すること。
- 申請書は、正副2通を提出すること。

3) 医療機器又は体外診断用医薬品の医療機器等外国製造業者登録の申請書

農林水産省 農林水産大臣 宛

年月日

住所  
氏名 (個人にあっては、名)  
(個人にあっては、名)  
(個人にあっては、名)

1. 製造所の名称及び所在地  
2. 登録年月日及び登録番号  
3. 登録人名  
4. 申請事項

備考

- 1. 記の2は、登録証の記載事項のうち変更があった部分を斜線印刷して記載すること。
- 2. 登録証の原本を添付すること。
- 3. 申請書は、正副2通を提出すること。

3) 医療機器又は体外診断用医薬品の医療機器等外国製造業者登録の申請書

農林水産省 農林水産大臣 宛

年月日

住所  
氏名 (個人にあっては、名)  
(個人にあっては、名)  
(個人にあっては、名)

1. 製造所の名称及び所在地  
2. 登録年月日及び登録番号  
3. 登録人名  
4. 申請事項

備考

- 1. 記の2は、登録証の記載事項のうち変更があった部分を斜線印刷して記載すること。
- 2. 登録証の原本を添付すること。
- 3. 申請書は、正副2通を提出すること。

- registration certificate indicating comparison of the current and the proposed.
- Attach the original registration certificate.
- Applicant should submit one original and one copy of it.

(4) 再生医療等製品の製造品の認可申請書

動物性再生医療等製品製造業の認証申請書(外国産)交付申請書

申請書提出先 農林水産大臣 宛

住所  
 氏名 (記入にあつては、本  
 国及び代表者の名称)  
 氏名 (代表者の名称)  
 Name (and name of its representative in  
 Japan) of a corporation

1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第48条の11の規定により動物性再生医療等製品製造業の認可の申請を交付した日、下記により申請します。

記

1 製造所の名称及び所在地  
 2 製造年月及び認可番号  
 3 認可の区分  
 4 申請の事項  
 5 参考事項

(日本産農産物)

備考

1 記の2には、動物性の検査番号のいずれに該当するかを記載することとし、当該申請書に記載されている全ての検査番号について記載すること。

2 記の2には、申請書の記載事項のうち変更があった部分も変更履歴として記載すること。

3 申請書の原本を添付すること。

4 申請書は、正副2通を提出すること。

(4) 再生医療等製品の製造品の認可申請書

動物性再生医療等製品製造業の認証申請書(外国産)交付申請書

Application for rewriting the accreditation certificate of foreign animal cooperation, cellular therapy and gene therapy products manufacturer

申請書提出先 農林水産大臣 宛  
 To Minister of Agriculture, Forestry and Fisheries  
 One, Honcho, Bldg

住所  
 Address  
 氏名 (記入にあつては、本  
 国及び代表者の名称)  
 Name (and name of its representative in  
 Japan) of a corporation

1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第48条の11の規定により動物性再生医療等製品の再生医療等製品製造業の認可の申請を交付した日、下記により申請します。

記

1 製造所の名称及び所在地  
 Name and location of the manufacturing establishment  
 2 製造年月及び認可番号  
 Date and number of the accreditation  
 3 認可の区分  
 Accreditation categories  
 4 申請の事項  
 Applying matters  
 5 参考事項  
 Reference matters

(Japanese Industrial Standards Size A3)

備考

1 記の2には、動物性の検査番号のいずれに該当するかを記載することとし、当該申請書に記載されている全ての検査番号について記載すること。

記に記載されている全ての検査番号について記載すること。

In the section 2, write all of the relevant section numbers of Article 48-11, that written in the accreditation certificate.

2 記の2には、記載事項のうち変更があった部分も変更履歴として記載すること。

In the section 4, write the matters have been changed of the entry of the accreditation certificate indicating comparison of the current and the previous.

3 申請書の原本を添付すること。

Attach the original accreditation certificate.

4 申請書は、正副2通を提出すること。

Applicant should submit one original and one copy of it.



五、第九十一条の二十二、第九十一条の九十四、第九十一条の百二関係

様式第十四号(第十四条、第十九条の九、第二十二号の五、第二十二号の十一、第九十一条の十九、第九十一条の二十一、第九十一条の九十四、第九十一条の百二関係)

(三)医薬品(国外製剤用医薬品を除く。)又は医薬部外品の製造業者の届出の場合

届出用医薬品(医薬部外品)製造業者届出用交付申請書 年 月 日

農林水産大臣 殿

住所  
氏名(個人にあっては、名  
姓及び代表者の氏名)

届出書、医薬部外品の品質、有効性及び安全性の確保等に關する法施行令第88条の4の規定による届出用医薬品(医薬部外品)製造業者届出用申請書の再交付を受けたいので、下記より申請します。

記

1. 製造所の名称及び所在地  
2. 製造方法及び登録番号  
3. 届出の区分  
4. 申請理由  
5. 参考事項

(日本産業規格40)

備考

1. 届出には、届出事項(項目)又は製造業者の平仮名に該当するものを記載することとし、当該申請書に記載されている全ての事項の区分について記載すること。2. 届出書を添付し、又は行方したため再交付を申請する場合においては、当該申請書を添付すること。3. 申請書は、正副2通を提出すること。

(三)医薬品(国外製剤用医薬品を除く。)又は医薬部外品の製造業者の届出の場合

届出用医薬品(医薬部外品)製造業者届出用交付申請書 年 月 日

農林水産大臣 殿

住所  
氏名(個人にあっては、名  
姓及び代表者の氏名)

届出書、医薬部外品の品質、有効性及び安全性の確保等に關する法施行令第88条の4の規定による届出用医薬品(医薬部外品)製造業者届出用申請書の再交付を受けたいので、下記より申請します。

記

1. 製造所の名称及び所在地  
2. 製造方法及び登録番号  
3. 申請理由  
4. 参考事項

(日本産業規格40)

備考

1. 届出書を添付し、又は行方したため再交付を申請する場合においては、当該申請書を添付すること。2. 申請書は、正副2通を提出すること。

(三)医薬品(国外製剤用医薬品を除く。)又は医薬部外品の製造業者の届出の場合

届出用医薬品(医薬部外品)製造業者届出用申請書の提出の場合  
Application for request the accreditation certificate of foreign animal drug(quet-drug) manufacturer 年 月 日  
Year Month Day

農林水産大臣 殿  
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

住所  
Address  
氏名(個人にあっては、名  
姓及び代表者の氏名)  
Name and name of the  
representative in case  
of a corporation

届出書、医薬部外品の品質、有効性及び安全性の確保等に關する法施行令第88条の4の規定による届出用医薬品(医薬部外品)製造業者届出用申請書の再交付を受けたいので、下記より申請します。

記

1. 製造所の名称及び所在地  
Name and location of the manufacturing establishment  
2. 製造方法及び登録番号  
Date and number of the accreditation  
3. 届出の区分  
Accreditation category  
4. 申請理由  
Reason for application  
5. 参考事項  
Reference matters

(日本産業規格40)

(Japanese Industrial Standards Size A4)

備考

1. 届出には、届出事項(項目)又は製造業者の平仮名に該当するものを記載することとし、当該申請書に記載されている全ての事項の区分について記載すること。2. 届出書を添付し、又は行方したため再交付を申請する場合においては、当該申請書を添付すること。3. 申請書は、正副2通を提出すること。

Attach the original accreditation certificate if the reason for application is on the ground of change of status.  
Applicant should submit one original and one copy of it.

(B)医薬品(動物用動物用医薬品を除く。)又は医薬品中の医薬品等内国製造業者の登録の  
 申請書  
 動物用動物用医薬品(動物用動物用医薬品)の外国製造業者登録証の再交付申請書  
 Application for regrant the registration certificate of foreign  
 animal drug(quet-drug) manufacturer

年 月 日  
 Year Month Day

農林水産大臣 殿  
 To Minister of Agriculture, Forestry and Fisheries

住所  
 Address

氏名 (個人)または、  
 名及び代表者の氏名  
 Name (individual) or  
 Name representative in case  
 of a corporation

医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第24条の9  
 の規定により動物用医薬品(医薬品等)の外国製造業者登録証の再交付を交付を  
 受けたらび、下記により申請します。

註  
 1. 製造所の名称及び所在地  
 Name and location of the manufacturing establishment  
 2. 登録年月及び登録番号  
 Date and number of the registration  
 3. 申請理由  
 Reason for application  
 4. 参考事項  
 Reference matters

(日本産業規格JIS)  
 (Japanese Industrial Standards Size A4)

備 考  
 Remarks  
 1. 登録証を破り、又は汚したため再交付を申請する場合については、複製登録証を添付  
 すること。  
 Attach the original registration certificate if the reason for application is  
 on the ground of damage or stain.  
 2. 申請書は、正副2通を提出すること。  
 Applicant should submit one original and one copy of it.

(C)医薬機器又は動物用動物用医薬品の製造業者の登録の申請書  
 動物用医薬機器(動物用動物用医薬品)製造業者登録証の再交付申請書  
 Application for regrant the registration certificate of foreign  
 animal medical device (in vitro diagnostic) manufacturer

年 月 日  
 Year Month Day

農林水産大臣 殿  
 To Minister of Agriculture, Forestry and Fisheries

住所  
 Address

氏名 (個人)または、  
 名及び代表者の氏名  
 Name (individual) or  
 Name representative in case  
 of a corporation

医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第24条の9  
 の規定により動物用医薬機器(動物用動物用医薬品)製造業者登録証の再交付を交付を  
 受けたらび、下記により申請します。

註  
 1. 製造所の名称及び所在地  
 Name and location of the manufacturing establishment  
 2. 登録年月及び登録番号  
 Date and number of the registration  
 3. 申請理由  
 Reason for application  
 4. 参考事項  
 Reference matters

(日本産業規格JIS)  
 (Japanese Industrial Standards Size A4)

備 考  
 Remarks  
 1. 登録証を破り、又は汚したため再交付を申請する場合については、複製登録証を添付  
 すること。  
 Attach the original registration certificate if the reason for application is  
 on the ground of damage or stain.  
 2. 申請書は、正副2通を提出すること。  
 Applicant should submit one original and one copy of it.

(D)医薬機器又は動物用動物用医薬品の製造業者の登録の申請書  
 動物用医薬機器(動物用動物用医薬品)製造業者登録証の再交付申請書  
 Application for regrant the registration certificate of foreign  
 animal medical device (in vitro diagnostic) manufacturer

年 月 日  
 Year Month Day

農林水産大臣 殿  
 To Minister of Agriculture, Forestry and Fisheries

住所  
 Address

氏名 (個人)または、  
 名及び代表者の氏名  
 Name (individual) or  
 Name representative in case  
 of a corporation

医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第24条の9  
 の規定により動物用医薬機器(動物用動物用医薬品)製造業者登録証の再交付を交付を  
 受けたらび、下記により申請します。

註  
 1. 製造所の名称及び所在地  
 Name and location of the manufacturing establishment  
 2. 登録年月及び登録番号  
 Date and number of the registration  
 3. 申請理由  
 Reason for application  
 4. 参考事項  
 Reference matters

(日本産業規格JIS)  
 (Japanese Industrial Standards Size A4)

備 考  
 Remarks  
 1. 登録証を破り、又は汚したため再交付を申請する場合については、複製登録証を添付  
 すること。  
 Attach the original registration certificate if the reason for application is  
 on the ground of damage or stain.

付すること。  
 Attach the original accreditation certificate if the reason for application is on the ground of damage or status.  
 申請書は、上記の通り提出すること。  
 Applicant should submit one original and one copy of it.

(A) 再生医療等製品の製造業の認可申請書

再生医療等製品製造業の認可申請書  
 Application for approval of manufacturing of regenerative medical products

申請者  
 Applicant  
 貴株有限会社  
 Your limited company

住所  
 Address  
 〒100-0001 東京都千代田区千代田  
 (貴社にあっては、代表取締役の氏名)  
 (Name and name of its representative in a case of a corporation)

1. 製造所の名称及び所在地  
 2. 認定年月日及び認定番号  
 3. 認定の区分  
 4. 申請理由  
 5. 参考書目

(JIS規格参照)

備考  
 1. 記号には、動物体の培養等の「P」に該当するものを記載することとし、当該許可証に記載されている全ての許可区分について記載すること。  
 2. 認定区分「P」、又は「P」とともに「G」を申請する場合においては、当該許可証を添付すること。  
 3. 申請書は、上記の様式を提出すること。

(A) 再生医療等製品の再生医療等製品内製製造業者の認可申請書

再生医療等製品製造業の認可申請書  
 Application for approval of manufacturing of regenerative medical products

申請者  
 Applicant  
 貴株有限会社  
 Your limited company

住所  
 Address  
 〒100-0001 東京都千代田区千代田  
 (貴社にあっては、代表取締役の氏名)  
 (Name and name of its representative in a case of a corporation)

1. 製造所の名称及び所在地  
 2. 認定年月日及び認定番号  
 3. 認定の区分  
 4. 申請理由  
 5. 参考書目

(JIS規格参照)

備考  
 1. 記号には、動物体の培養等の「P」に該当するものを記載することとし、当該許可証に記載されている全ての許可区分について記載すること。  
 2. 認定区分「P」、又は「P」とともに「G」を申請する場合においては、当該許可証を添付すること。  
 3. 申請書は、上記の様式を提出すること。  
 Applicant should submit one original and one copy of it.

様式第十三号(第二十三条、第八十二条、第九十一条の百四十五関係)

製造業(海外製造業を除く。)又は外国製造業内品製造販売業者の届出

製造業(海外製造業を除く。)又は外国製造業内品製造販売業者の届出

年月日

届出者 株式会社 〇〇

住所 〇〇市〇〇区〇〇

代表取締役 〇〇

届出理由 〇〇

届出内容

1. 製造業者、認定医薬品等外国製造業者又は登録医薬品等外国製造業者の氏名又は名称及び住所

2. 製造業者の許可年月日及び許可番号もしくは登録年月日及び登録番号、認定医薬品等外国製造業者の認定年月日及び認定番号又は登録医薬品等外国製造業者の登録年月日及び登録番号

3. 製造業者の許可の区分又は認定医薬品等外国製造業者の認定の区分

4. 製造販売しようとする品目

5. 成分及び含量(成分不純物)のときは、その本質

6. 製造方法

7. 製造上の注意

8. 包装又は包装方法

9. 品質管理

10. 製造及び検査方法

11. 検査事項

(日本産業規格等)

備考

1 同一成分であっても、製法と製剤、産品の異なる製剤、産品の異なる製剤等は、それぞれ別に申請すること。

2 届出の2には、製造業者によっては第14条第1項各号又は第14条第2項各号のいずれかに該当する場合、認定医薬品等外国製造業者については第14条第3項各号又は第14条第4項各号のいずれかに該当する場合を記載すること。

3 届出の2及び3には、製造販売しようとする品目に係る全ての製造業者、認定医薬品等外国製造業者及び登録医薬品等外国製造業者について記載すること。

4 届出の2には、製造業者(一般の名称があるものについては、その名称を記載すると併し、日本薬局方名称、JPN名称、商品名、ブランド名等)を、また、製造販売しようとする品目の製造工程において医薬品製造設備に整備されている原薬を用いる場合においては、当該原薬製造に係る登録番号及び登録年月日を併記すること。

5 届出の2は、特許について特許の条件を必要とする品目につき、その条件を記載すること。

6 届出の2は、有効期間を決定する必要がある品目につき、その期間を記載すること。

7 届出の2は、その品目の製造及び販売の場において行う検査方法を記載すること。この場合、製剤又は検査方法が日本薬局方に定められているときは、その記載の必要もあって、これに記載することができる。

8 製造業者の届出の届出内容により製造業者の届出を受けようとするときは、その届出の2に記載すること。

高専外国製造業者及び登録医薬品等外国製造業者について記載すること。

4 届出の2は、製造業者(一般の名称があるものについては、その名称を記載すると併し、日本薬局方名称、JPN名称、商品名、ブランド名等)を、また、製造販売しようとする品目の製造工程において医薬品製造設備に整備されている原薬を用いる場合においては、当該原薬製造に係る登録番号及び登録年月日を併記すること。

5 届出の2は、特許について特許の条件を必要とする品目につき、その条件を記載すること。

6 届出の2は、有効期間を決定する必要がある品目につき、その期間を記載すること。

7 届出の2は、その品目の製造及び販売の場において行う検査方法を記載すること。この場合、製剤又は検査方法が日本薬局方に定められているときは、その記載の必要もあって、これに記載することができる。

8 製造業者の届出の届出内容により製造業者の届出を受けようとするときは、その届出の2に記載すること。

(二)外国製造業品(海外製薬用医薬品を除く。)又は外国製造業内品製造販売業者の届出

製造業(海外製造業を除く。)又は外国製造業内品製造販売業者の届出

製造業(海外製造業を除く。)又は外国製造業内品製造販売業者の届出

年月日

届出者 株式会社 〇〇

住所 〇〇市〇〇区〇〇

代表取締役 〇〇

届出理由 〇〇

届出内容

1. 製造業者、認定医薬品等外国製造業者又は登録医薬品等外国製造業者の氏名又は名称及び住所

2. 製造業者の許可年月日及び許可番号もしくは登録年月日及び登録番号、認定医薬品等外国製造業者の認定年月日及び認定番号又は登録医薬品等外国製造業者の登録年月日及び登録番号

3. 製造業者の許可の区分又は認定医薬品等外国製造業者の認定の区分

4. 製造販売しようとする品目

5. 成分及び含量(成分不純物)のときは、その本質

6. 製造方法

7. 製造上の注意

8. 包装又は包装方法

9. 品質管理

10. 製造及び検査方法

11. 検査事項

(日本産業規格等)

備考

1 同一成分であっても、製法と製剤、産品の異なる製剤、産品の異なる製剤等は、それぞれ別に申請すること。

2 届出の2には、製造業者によっては第14条第1項各号又は第14条第2項各号のいずれかに該当する場合、認定医薬品等外国製造業者については第14条第3項各号又は第14条第4項各号のいずれかに該当する場合を記載すること。

3 届出の2及び3には、製造販売しようとする品目に係る全ての製造業者、認定医薬品等外国製造業者及び登録医薬品等外国製造業者について記載すること。

4 届出の2には、製造業者(一般の名称があるものについては、その名称を記載すると併し、日本薬局方名称、JPN名称、商品名、ブランド名等)を、また、製造販売しようとする品目の製造工程において医薬品製造設備に整備されている原薬を用いる場合においては、当該原薬製造に係る登録番号及び登録年月日を併記すること。

5 届出の2は、特許について特許の条件を必要とする品目につき、その条件を記載すること。

6 届出の2は、有効期間を決定する必要がある品目につき、その期間を記載すること。

7 届出の2は、その品目の製造及び販売の場において行う検査方法を記載すること。この場合、製剤又は検査方法が日本薬局方に定められているときは、その記載の必要もあって、これに記載することができる。

8 製造業者の届出の届出内容により製造業者の届出を受けようとするときは、その届出の2に記載すること。

る場合、認定医薬品等外国製造業者又は登録医薬品等外国製造業者のいずれかに該当する場合を記載すること。

3 届出の2及び3には、製造販売しようとする品目に係る全ての製造業者、認定医薬品等外国製造業者及び登録医薬品等外国製造業者について記載すること。

4 届出の2には、製造業者(一般の名称があるものについては、その名称を記載すると併し、日本薬局方名称、JPN名称、商品名、ブランド名等)を、また、製造販売しようとする品目の製造工程において医薬品製造設備に整備されている原薬を用いる場合においては、当該原薬製造に係る登録番号及び登録年月日を併記すること。

5 届出の2は、特許について特許の条件を必要とする品目につき、その条件を記載すること。

6 届出の2は、有効期間を決定する必要がある品目につき、その期間を記載すること。

7 届出の2は、その品目の製造及び販売の場において行う検査方法を記載すること。この場合、製剤又は検査方法が日本薬局方に定められているときは、その記載の必要もあって、これに記載することができる。

8 製造業者の届出の届出内容により製造業者の届出を受けようとするときは、その届出の2に記載すること。

(2) 産業機械等の製造販売承認の場合  
 農林水産省 農 物 法 局  
 農林水産大臣 殿

住所  
 氏名 (記入にあつては、本  
 局及び消費者の氏名)

1 原案名、原簿類等の記載、有効性及び適合性の確保に関する法規制等からの取組  
 等の規定により動物性原簿類製造販売承認の承認を受けたこと、下記により申請します。

記

1 製造業者又は登録外国製造業者の氏名又は名称及び住所  
 2 製造業者又は登録外国製造業者の登録年月日及び登録番号  
 3 製造販売しようとする品目  
 4 原料、構成及び寸法  
 5 原料及び材料  
 6 使用目的  
 7 性能又は効果  
 8 製造方法  
 9 検査方法  
 10 貯蔵方法  
 11 有効期間  
 12 参考事項

(3) 本局事務用紙

備考

1 記の1及び2には、製造販売しようとする品目に係る全ての製造業者及び登録外国製造業者について記載すること。

2 記の3には、製造業者が一般的名称を記載すること。

3 記の4には、原料として使用を目的とし、これに要する寸法、重量又は数量を記入すること。

4 記の5には、原料及び材料の品質に関する規格のあるものについては、その規格を併記すること。また、製造販売しようとする品目の製造工程において原簿等登録簿類に準拠している原簿等を用いる場合にあつては、当該原簿等に係る登録番号及び登録年月日を併記すること。

5 記の9及び11には、特許の存続期間に達するに及びその品質を確保することと同程度である又は同等期間が定まる等のある原簿類についてのみ、その名称及びその期間を記載すること。

6 動物性原簿類の製造販売承認による登録品目等の承認を受けたこととするとともに、その名称及び寸法を記載すること。

(3) 外国製造原簿類等の製造販売承認の場合  
 農林水産省 農 物 法 局  
 農林水産大臣 殿

住所  
 氏名 (記入にあつては、本  
 局及び消費者の氏名)

1 原案名、原簿類等の記載、有効性及び適合性の確保に関する法規制等からの取組  
 等の規定により動物性原簿類製造販売承認の承認を受けたこと、下記により申請  
 します。

記

1 製造業者又は登録外国製造業者の氏名又は名称及び住所  
 2 製造業者又は登録外国製造業者の登録年月日及び登録番号  
 3 製造販売しようとする品目  
 4 原料、構成及び寸法  
 5 原料及び材料  
 6 使用目的  
 7 性能又は効果  
 8 製造方法  
 9 検査方法  
 10 貯蔵方法  
 11 有効期間  
 12 参考事項

(3) 本局事務用紙

備考

1 記の1及び2には、製造販売しようとする品目に係る全ての製造業者及び登録外国製造業者について記載すること。

2 記の3には、製造業者が一般的名称を記載すること。

3 記の4には、原料として使用を目的とし、これに要する寸法、重量又は数量を記入すること。

4 記の5には、原料及び材料の品質に関する規格のあるものについては、その規格を併記すること。また、製造販売しようとする品目の製造工程において原簿等登録簿類に準拠している原簿等を用いる場合にあつては、当該原簿等に係る登録番号及び登録年月日を併記すること。

5 記の9及び11には、特許の存続期間に達するに及びその品質を確保することと同程度である又は同等期間が定まる等のある原簿類についてのみ、その名称及びその期間を記載すること。

6 動物性原簿類の製造販売承認による登録品目等の承認を受けたこととするとともに、その名称及び寸法を記載すること。

(6) 海外製製造体外製薬品製造販売承認申請書

申請 種 別	製薬承認大臣 宛	年月日
申請 人 名 称	貴州大薬大薬 限	
住所	住所 (記入にあつては、本) 氏名 (記入にあつては、本)	
<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に關する法律第146条の4第1項の規定により製造販売承認申請書の提出を受けた日から、下記に示す事項に基づき、</p> <p>記</p> <p>1 製造業者又は製薬外国製造業者の氏名又は名称及び住所</p> <p>2 製造業者又は製薬外国製造業者の登録年月日及び登録番号</p> <p>3 製造販売しようとする品名</p> <p>4 成分及び含量(成分不純物)のときは、その名称</p> <p>5 製造方法</p> <p>6 使用目的</p> <p>7 使用目的</p> <p>8 有効成分</p> <p>9 有効期間</p> <p>10 増製及び検査方法</p> <p>11 参考事項</p>		

【日本医薬品情報】

考 考

- 1 記の1及び2には、製造販売しようとする品名に關する全ての製造業者及び製薬外国製造業者について記載すること。
- 2 記の3には、販売名(一般的名称)があるものについては、その一般的名称を製薬品に併記すること。他を記載すること。
- 3 記の4には、製薬する原料又は材料の品名に關する情報を付記すること(例、日本薬局方名称、JIS標準第一種(シリンダー等)、また、製造販売しようとする品名の製造工程において医薬品製造設備に關聯している医薬品を製造する場合は、当該設備等に關する登録番号及び登録年月日を併記すること。
- 4 記の5には、詳細について情報の提供を必要とする品名につき、その条件を記載すること。
- 5 記の6には、有効期間を指定する必要がある品名につき、その期間を記載すること。
- 6 記の7には、その品名の増製及び製法に關して日本製法を記載すること。

の場合、製薬又は製造方法が日本薬局方等に定められているときは、その記載事項の記載を省略して、上記に記述することとする。

7 医薬品等の品質の確保に關する法律第146条の4第1項の規定により製造販売承認申請書の提出を受けた日から、下記に示す事項に基づき、

(7) 国内製製造体外製薬品製造販売承認申請書

申請 種 別	製薬承認大臣 宛	年月日
申請 人 名 称	貴州大薬大薬 限	
住所	住所 (記入にあつては、本) 氏名 (記入にあつては、本)	
<p>製薬外国製製造体外製薬品製造販売承認申請書</p> <p>製薬外国製製造体外製薬品製造販売承認申請書の住所</p> <p>製薬外国製製造体外製薬品製造販売承認申請書の氏名</p> <p>製薬外国製製造体外製薬品製造販売承認申請書の住所</p>		
<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に關する法律第146条の4第1項の規定により製造販売承認申請書の提出を受けた日から、下記に示す事項に基づき、</p> <p>記</p> <p>1 製造業者又は製薬外国製造業者の氏名又は名称及び住所</p> <p>2 製造業者又は製薬外国製造業者の登録年月日及び登録番号</p> <p>3 製造販売しようとする品名</p> <p>4 成分及び含量(成分不純物)のときは、その名称</p> <p>5 製造方法</p> <p>6 使用目的</p> <p>7 使用目的</p> <p>8 有効成分</p> <p>9 有効期間</p> <p>10 増製及び検査方法</p> <p>11 参考事項</p>		

【日本医薬品情報】

考 考

- 1 記の1及び2には、製造販売しようとする品名に關する全ての製造業者及び製薬外国製造業者について記載すること。
- 2 記の3には、販売名(一般的名称)があるものについては、その一般的名称を製薬品に併記すること。他を記載すること。
- 3 記の4には、製薬する原料又は材料の品名に關する情報を付記すること(例、日本薬局方名称、JIS標準第一種(シリンダー等)、また、製造販売しようとする品名の製造工程において医薬品製造設備に關聯している医薬品を製造する場合は、当該設備等に關する登録番号及び登録年月日を併記すること。
- 4 記の5には、詳細について情報の提供を必要とする品名につき、その条件を記載すること。
- 5 記の6には、有効期間を指定する必要がある品名につき、その期間を記載すること。
- 6 記の7には、その品名の増製及び製法に關して日本製法を記載すること。
- 7 医薬品等の品質の確保に關する法律第146条の4第1項の規定により製造販売承認申請書の提出を受けた日から、下記に示す事項に基づき、

4 記の5には、詳細について情報の提供を必要とする品名につき、その条件を記載すること。

5 記の6には、有効期間を指定する必要がある品名につき、その期間を記載すること。

6 記の7には、その品名の増製及び製法に關して日本製法を記載すること。

7 医薬品等の品質の確保に關する法律第146条の4第1項の規定により製造販売承認申請書の提出を受けた日から、下記に示す事項に基づき、

(4) 再生医療等製品の製造販売承認申請書  
動物体外製造再生医療等製品製造販売承認申請書

申請書  
農林水産大臣 宛

住所  
氏名 (記入にあつては、本  
製造販売承認申請書の住所)

1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に關する法律第145条の2第1項の規定により動物体外製造再生医療等製品製造販売承認の承認を受けたため、下記により申請します。

記

- 製造業者又は認定再生医療等製品内製造業者の氏名又は名称及び住所
- 製造業者の許可年月日及び許可番号又は認定再生医療等製品内製造業者の認定年月日及び認定番号
- 製造業者の許可の区分又は認定再生医療等製品内製造業者の認定の区分
- 製造販売しようとする品名
- 構造及び機能並びに輸入原産国
- 原料及び材料
- 製造方法
- 用途及び機能又は使用目的
- 性能、効果又は効果
- 貯蔵方法
- 包装形態
- 製造及び検査方法
- 検査事項

(日本国産品欄44)

備考

- 第1の構造機能又は輸入原産国があつても、構造が異なるものは、それぞれ各別として申請すること。
- 第2の2には、製造業者によっては動物体外製造の住所がすべてに該当するとは、認定再生医療等製品内製造業者にあつては動物体外製造の住所がすべてに該当するとは記載すること。
- 第3の1、2及び第2の2は、製造販売しようとする品名に關する全ての製造業者及び認定再生医療等製品内製造業者について記載すること。
- 第2の2には、製造業者一般の名称があるものについては、その一般的な名称を製造品に換用すること。1を記載すること。

- 第2の2には、取得する構造機能又は輸入原産国の品名及び品名に關する機能を併記すること。また、製造販売しようとする品名の用途に關しては認定申請書類に記載されている記載事項を照し、その場合に於ては、当該記載事項に照して製造業者及び製造年月日を併記すること。
- 第2の2には、原料及び材料の品名に關する機能のあるものについては、その機能を併記すること。また、製造販売しようとする品名の製造工程に於ては認定申請書類に記載されている記載事項を照し、その場合に於ては、当該記載事項に照して製造業者及び製造年月日を併記すること。
- 第2の2には、貯蔵方法について物の保存を必要とする品名につき、その条件を記載すること。
- 第2の2には、有効期間を記載する必要がある品名につき、その期間を記載すること。
- 第2の2には、その品名の構造及び機能に關しては、動物体外製造申請書第2の2の欄の構造、効果又は検査方法が日本国産品等に定められているときは、その記載事項の記載事項として、これを代用することとする。
- 認定申請書の申請の状況により品名に關しては、品名に關する承認を受けた品名とは、その品名及び品名に關する構造機能の認定による品名に關しては、品名に關する承認を受けた品名に關する承認事項を併記することとする。
- 品名に關する承認の状況により品名に關しては、品名に關する承認を受けた品名とは、その品名に關して記載すること。

(4) 動物体外製造再生医療等製品の製造販売承認申請書  
動物体外製造再生医療等製品製造販売承認申請書

申請書  
農林水産大臣 宛

住所  
氏名 (記入にあつては、本  
製造販売承認申請書の住所)

1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に關する法律第145条の2第1項の規定により動物体外製造再生医療等製品製造販売承認の承認を受けたため、下記により申請します。

記

- 製造業者又は認定再生医療等製品内製造業者の氏名又は名称及び住所
- 製造業者の許可年月日及び許可番号又は認定再生医療等製品内製造業者の認定年月日及び認定番号
- 製造業者の許可の区分又は認定再生医療等製品内製造業者の認定の区分
- 製造販売しようとする品名
- 構造及び機能並びに輸入原産国
- 原料及び材料
- 製造方法
- 用途及び機能又は使用目的
- 性能、効果又は効果
- 貯蔵方法
- 包装形態
- 製造及び検査方法
- 検査事項

(日本国産品欄44)

備考

- 第1の構造機能又は輸入原産国があつても、構造が異なるものは、それぞれ各別として申請すること。
- 第2の2には、製造業者によっては動物体外製造の住所がすべてに該当するとは、認定再生医療等製品内製造業者にあつては動物体外製造の住所がすべてに該当するとは記載すること。

- 第2の1、2及び第2の2は、製造販売しようとする品名に關する全ての製造業者及び認定再生医療等製品内製造業者について記載すること。
- 第2の2には、製造業者一般の名称があるものについては、その一般的な名称を製造品に換用すること。1を記載すること。
- 第2の2には、取得する構造機能又は輸入原産国の品名及び品名に關する機能を併記すること。また、製造販売しようとする品名の用途に關しては認定申請書類に記載されている記載事項を照し、その場合に於ては、当該記載事項に照して製造業者及び製造年月日を併記すること。
- 第2の2には、原料及び材料の品名に關する機能のあるものについては、その機能を併記すること。また、製造販売しようとする品名の製造工程に於ては認定申請書類に記載されている記載事項を照し、その場合に於ては、当該記載事項に照して製造業者及び製造年月日を併記すること。
- 第2の2には、貯蔵方法について物の保存を必要とする品名につき、その条件を記載すること。
- 第2の2には、有効期間を記載する必要がある品名につき、その期間を記載すること。
- 第2の2には、その品名の構造及び機能に關しては、動物体外製造申請書第2の2の欄の構造、効果又は検査方法が日本国産品等に定められているときは、その記載事項の記載事項として、これを代用することとする。
- 認定申請書の申請の状況により品名に關しては、品名に關する承認を受けた品名とは、その品名及び品名に關する構造機能の認定による品名に關しては、品名に關する承認を受けた品名に關する承認事項を併記することとする。
- 品名に關する承認の状況により品名に關しては、品名に關する承認を受けた品名とは、その品名に關して記載すること。



様式第十三号の二(第二十九条の四、第九十一条、第九十二条の二十五の四、第九十一条の七九関係)

様式第十三号の二(第二十九条の四、第九十一条、第九十二条の二十五の四、第九十一条の七九関係)

一(三)医薬品(特許的効用医薬品を除く。)の製造

製剤内製法医薬品製造所長承認調査申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所  
氏名 (個人にあっては、本  
所長及び代表者の氏名)

製造所  
製造所長承認調査申請書の住所  
製造所長承認調査申請書の住所  
製造所長承認調査申請書の住所  
(個人にあっては、本  
所長及び代表者の氏名)

医薬品、医薬機器等のみ製、有効性及び安全性の確保に関する法律第19条の4の規定に  
おいて製造する当該医薬品は製造所の製造による製剤内製法医薬品の製造所長承認調査  
の調査を受けたもので、下記により申請します。

記

- 1 条件付き承認の調査を受けたようとする旨
- 2 承認年月日及び承認番号
- 3 成分及び含量(成分・名称のときは、その本数)
- 4 製法方法
- 5 用途及び用量
- 6 性能又は効果
- 7 試験方法
- 8 有効期間
- 9 規格及び検査方法
- 10 条件付き承認調査を受けるべき期間(年月日)
- 11 備考事項

(日本製薬協会の)

備考

- 1 様式第十三号の二(一)の欄準じて記載すること。
- 2 条件付き承認の欄に付された条件に係る事項のみを記載すること。
- 3 当該医薬品の製造に際して製造する医薬品は製造所の製造による製剤内製法医薬品の製造による製造  
することとされている資料を添付すること。

一(三)医薬品(特許的効用医薬品を除く。)の製造

製剤内製法医薬品製造所長承認調査申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所  
氏名 (個人にあっては、本  
所長及び代表者の氏名)

製造所  
製造所長承認調査申請書の住所  
製造所長承認調査申請書の住所  
製造所長承認調査申請書の住所  
(個人にあっては、本  
所長及び代表者の氏名)

医薬品、医薬機器等のみ製、有効性及び安全性の確保に関する法律第19条の4の規定に  
おいて製造する当該医薬品は製造所の製造による製剤内製法医薬品の製造所長承認調査  
の調査を受けたもので、下記により申請します。

記

- 1 条件付き承認の調査を受けたようとする旨
- 2 承認年月日及び承認番号
- 3 成分及び含量(成分・名称のときは、その本数)
- 4 製法方法
- 5 用途及び用量
- 6 性能又は効果
- 7 試験方法
- 8 有効期間
- 9 規格及び検査方法
- 10 条件付き承認調査を受けるべき期間(年月日)
- 11 備考事項

(日本製薬協会の)

備考

- 1 様式第十三号の二(一)の欄準じて記載すること。
- 2 条件付き承認の欄に付された条件に係る事項のみを記載すること。
- 3 当該医薬品の製造に際して製造する医薬品は製造所の製造による製剤内製法医薬品の製造による製造  
することとされている資料を添付すること。

一(三)医薬品(特許的効用医薬品を除く。)の製造

製剤内製法医薬品製造所長承認調査申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所  
氏名 (個人にあっては、本  
所長及び代表者の氏名)

製造所  
製造所長承認調査申請書の住所  
製造所長承認調査申請書の住所  
製造所長承認調査申請書の住所  
(個人にあっては、本  
所長及び代表者の氏名)

医薬品、医薬機器等のみ製、有効性及び安全性の確保に関する法律第19条の4の規定に  
おいて製造する当該医薬品は製造所の製造による製剤内製法医薬品の製造所長承認調査  
の調査を受けたもので、下記により申請します。

記

- 1 条件付き承認の調査を受けたようとする旨
- 2 承認年月日及び承認番号
- 3 原料、構成及び方法
- 4 原料及び材料
- 5 使用材料
- 6 性能又は効果
- 7 製法方法
- 8 検査方法
- 9 有効期間
- 10 備考事項
- 11 備考事項

(日本製薬協会の)

備考

- 1 様式第十三号の二(一)の欄準じて記載すること。
- 2 条件付き承認の欄に付された条件に係る事項のみを記載すること。
- 3 当該医薬品の製造に際して製造する医薬品は製造所の製造による製剤内製法医薬品の製造による製造  
することとされている資料を添付すること。

一(三)医薬品(特許的効用医薬品を除く。)の製造

製剤内製法医薬品製造所長承認調査申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所  
氏名 (個人にあっては、本  
所長及び代表者の氏名)

製造所  
製造所長承認調査申請書の住所  
製造所長承認調査申請書の住所  
製造所長承認調査申請書の住所  
(個人にあっては、本  
所長及び代表者の氏名)

医薬品、医薬機器等のみ製、有効性及び安全性の確保に関する法律第19条の4の規定に  
おいて製造する当該医薬品は製造所の製造による製剤内製法医薬品の製造所長承認調査  
の調査を受けたもので、下記により申請します。

記

- 1 条件付き承認の調査を受けたようとする旨
- 2 承認年月日及び承認番号
- 3 原料、構成及び方法
- 4 原料及び材料
- 5 使用材料
- 6 性能又は効果
- 7 製法方法
- 8 検査方法
- 9 有効期間
- 10 備考事項
- 11 備考事項

(日本製薬協会の)

備考

- 1 様式第十三号の二(一)の欄準じて記載すること。
- 2 条件付き承認の欄に付された条件に係る事項のみを記載すること。
- 3 当該医薬品の製造に際して製造する医薬品は製造所の製造による製剤内製法医薬品の製造による製造  
することとされている資料を添付すること。

(E) 動物用医薬品(畜産品)申請書

動物用医薬品(動物用医薬品)製造販売元(畜産品)製造販売申請書

申請書作成

農林水産大臣 宛

住所 (記入にあつては、氏名)  
氏名 (製造元代表者の氏名)

製造元代表者の氏名 (製造元代表者の氏名)

(医薬品、医薬器械等)の名称、有効性及び安全性の確保等に關する法第百九十一条の七十九、第九十一條の百五十四(関係)條の規定により動物用医薬品(畜産品)製造販売申請書の条件付き承認の審査を受けるに付、下記により申請します。

記

1 条件付き承認の審査を受けようとする畜産品  
2 承認年月日及び承認番号  
3 成分及び含量(成分不純物のときは、その本数)  
4 製造方法  
5 使用目的  
6 使用上の注意  
7 試験方法  
8 有効期間  
9 廃棄及び焼却方法  
10 備考事項

(日本医薬品情報協会)

備考

1 製造元(三つの(ロ)の欄)に於いて記載すること。  
2 条件付き承認の審査に付する品目(品目)に係る事項のみを記載すること。  
3 製造元(三つの(ロ)の欄)に於いて記載する事項は、法第百九十一条の七十九、第九十一條の百五十四(関係)條の規定により申請することにおいて、資料を添付すること。

(D) 動物用医薬品(畜産品)申請書

動物用医薬品(動物用医薬品)製造販売元(畜産品)製造販売申請書

申請書作成

農林水産大臣 宛

住所 (記入にあつては、氏名)  
氏名 (製造元代表者の氏名)

製造元代表者の氏名 (製造元代表者の氏名)

(医薬品、医薬器械等)の名称、有効性及び安全性の確保等に關する法第百九十一条の七十九、第九十一條の百五十四(関係)條の規定により動物用医薬品(畜産品)製造販売申請書の条件付き承認の審査を受けるに付、下記により申請します。

記

1 条件付き承認の審査を受けようとする畜産品  
2 承認年月日及び承認番号  
3 成分及び含量(成分不純物のときは、その本数)  
4 製造方法  
5 使用目的  
6 使用上の注意  
7 試験方法  
8 有効期間  
9 廃棄及び焼却方法  
10 備考事項

(日本医薬品情報協会)

備考

1 製造元(三つの(ロ)の欄)に於いて記載すること。  
2 条件付き承認の審査に付する品目(品目)に係る事項のみを記載すること。  
3 製造元(三つの(ロ)の欄)に於いて記載する事項は、法第百九十一条の七十九、第九十一條の百五十四(関係)條の規定により申請することにおいて、資料を添付すること。

様式第十四号(第三十二條、第九十一條、第九十一條の百九、第九十一條の百五十四関係)

様式第十四号(第三十二條、第九十一條、第九十一條の百九、第九十一條の百五十四関係)

(C) 動物用医薬品(畜産品)申請書

動物用医薬品(動物用医薬品)製造販売元(畜産品)製造販売申請書

申請書作成

農林水産大臣 宛

住所 (記入にあつては、氏名)  
氏名 (製造元代表者の氏名)

製造元代表者の氏名 (製造元代表者の氏名)

(医薬品、医薬器械等)の名称、有効性及び安全性の確保等に關する法第百九十一条の七十九、第九十一條の百五十四(関係)條の規定により動物用医薬品(畜産品)製造販売申請書の条件付き承認の審査を受けるに付、下記により申請します。

記

1 条件付き承認の審査を受けようとする畜産品  
2 承認年月日及び承認番号  
3 成分及び含量(成分不純物のときは、その本数)  
4 製造方法  
5 使用目的  
6 使用上の注意  
7 試験方法  
8 有効期間  
9 廃棄及び焼却方法  
10 備考事項

(日本医薬品情報協会)

備考

1 製造元(三つの(ロ)の欄)に於いて記載すること。  
2 一部分からの変更であつても、法第百九十一条の七十九、第九十一條の百五十四(関係)條の規定により申請すること。  
3 製剤(三つの(ロ)の欄)に於いて記載する事項は、法第百九十一条の七十九、第九十一條の百五十四(関係)條の規定により申請すること。  
4 申請書は、正確に提出すること。

(C) 動物用医薬品(畜産品)申請書

動物用医薬品(動物用医薬品)製造販売元(畜産品)製造販売申請書

申請書作成

農林水産大臣 宛

住所 (記入にあつては、氏名)  
氏名 (製造元代表者の氏名)

製造元代表者の氏名 (製造元代表者の氏名)

(医薬品、医薬器械等)の名称、有効性及び安全性の確保等に關する法第百九十一条の七十九、第九十一條の百五十四(関係)條の規定により動物用医薬品(畜産品)製造販売申請書の条件付き承認の審査を受けるに付、下記により申請します。

記

1 条件付き承認の審査を受けようとする畜産品  
2 承認年月日及び承認番号  
3 成分及び含量(成分不純物のときは、その本数)  
4 製造方法  
5 使用目的  
6 使用上の注意  
7 試験方法  
8 有効期間  
9 廃棄及び焼却方法  
10 備考事項

(日本医薬品情報協会)

備考

1 製造元(三つの(ロ)の欄)に於いて記載すること。  
2 一部分からの変更であつても、法第百九十一条の七十九、第九十一條の百五十四(関係)條の規定により申請すること。  
3 製剤(三つの(ロ)の欄)に於いて記載する事項は、法第百九十一条の七十九、第九十一條の百五十四(関係)條の規定により申請すること。  
4 申請書は、正確に提出すること。

4.申請書は、正誤を修正すること。

(3) 医薬機器の製造販売承認の場合

動物用医薬機器製造販売承認申請書受理申請書

申請 内容 の 区分	農林水産大臣 宛	年 月 日
---------------------	----------	-------

住所  
氏名 (記入あっては、本)  
代表者(代表者の氏名)

〔医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第26条の2第15項の規定により動物用医薬機器製造販売承認申請書の変更の承認を受けたいので、下記により申請します。〕

記

承認年月日及び承認番号

- 製造業者又は登録外国製造業者の氏名又は名称及び住所
- 製造業者又は登録外国製造業者の登録年月日及び登録番号
- 製造販売する品名
- 原料、構成及び寸法
- 原料及び材料
- 使用目的
- 性能又は効果
- 製造方法
- 検査方法
- 有効期間
- 参考事項

日本医薬品情報協会

備考

- 様式第三号の(四)の欄中に記載すること。
- 一部分のみ変更であっても全欄を記載すること。
- 記の(1)は、変更しようとする事項及びその趣旨について簡潔な説明を併記すること。
- 申請書は、正誤を修正すること。

(4) 動物用医薬品製造販売承認申請書の提出

動物用医薬品製造販売承認申請書受理申請書

申請 内容 の 区分	農林水産大臣 宛	年 月 日
---------------------	----------	-------

住所  
氏名 (記入あっては、本)  
代表者(代表者の氏名)

〔医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第26条の2第15項の規定により動物用医薬品製造販売承認申請書の承認申請書の提出において変更しようとする品名以外の品名(原形)により動物用医薬品製造販売承認申請書の承認申請書の承認を受けたいので、下記により申請します。〕

記

承認年月日及び承認番号

- 製造業者又は登録外国製造業者の氏名又は名称及び住所
- 製造業者又は登録外国製造業者の登録年月日及び登録番号
- 製造販売する品名
- 原料、構成及び寸法
- 原料及び材料
- 使用目的
- 性能又は効果
- 製造方法
- 検査方法
- 有効期間
- 参考事項

日本医薬品情報協会

備考

- 様式第三号の(四)の欄中に記載すること。
- 一部分のみ変更であっても全欄を記載すること。
- 記の(1)は、変更しようとする事項及びその趣旨について簡潔な説明を併記すること。
- 申請書は、正誤を修正すること。

(5) 動物用医薬品製造販売承認申請書の提出

動物用医薬品製造販売承認申請書受理申請書

申請 内容 の 区分	農林水産大臣 宛	年 月 日
---------------------	----------	-------

住所  
氏名 (記入あっては、本)  
代表者(代表者の氏名)

〔医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第26条の2第15項の規定により動物用医薬品製造販売承認申請書の承認申請書の提出において変更しようとする品名以外の品名(原形)により動物用医薬品製造販売承認申請書の承認申請書の承認を受けたいので、下記により申請します。〕

記

承認年月日及び承認番号

- 製造業者又は登録外国製造業者の氏名又は名称及び住所
- 製造業者又は登録外国製造業者の登録年月日及び登録番号
- 製造販売する品名
- 成分及び含量(成分不純物)のときは、その本数
- 製造方法
- 使用目的
- 使用目的
- 有効期間
- 製造及び検査方法
- 参考事項

日本医薬品情報協会

備考

- 様式第三号の(五)の欄中に記載すること。
- 一部分のみ変更であっても全欄を記載すること。
- 記の(1)は、変更しようとする事項及びその趣旨について簡潔な説明を併記すること。
- 申請書は、正誤を修正すること。

(6) 動物用医薬品製造販売承認申請書の提出

動物用医薬品製造販売承認申請書受理申請書

申請 内容 の 区分	農林水産大臣 宛	年 月 日
---------------------	----------	-------

住所  
氏名 (記入あっては、本)  
代表者(代表者の氏名)

〔医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第26条の2第15項の規定により動物用医薬品製造販売承認申請書の承認申請書の提出において変更しようとする品名以外の品名(原形)により動物用医薬品製造販売承認申請書の承認申請書の承認を受けたいので、下記により申請します。〕

記

承認年月日及び承認番号

- 製造業者又は登録外国製造業者の氏名又は名称及び住所
- 製造業者又は登録外国製造業者の登録年月日及び登録番号
- 製造販売する品名
- 成分及び含量(成分不純物)のときは、その本数
- 製造方法
- 使用目的
- 使用目的
- 有効期間
- 製造及び検査方法
- 参考事項

日本医薬品情報協会

備考

- 様式第三号の(六)の欄中に記載すること。
- 一部分のみ変更であっても全欄を記載すること。
- 記の(1)は、変更しようとする事項及びその趣旨について簡潔な説明を併記すること。
- 申請書は、正誤を修正すること。

(L) 再生医療等製品の製造販売承認申請書

動物用再生医療等製品製造販売承認申請書変更承認申請書

申請書提出日 年 月 日

農林水産大臣 殿

住所  
氏名 (個人にあっては、氏名)  
氏名 (法人にあっては、代表者の氏名)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第146条の2第1項の規定により動物用再生医療等製品製造販売承認申請書の更新を受けたため、下記により申請します。

記

承認申請日及び承認番号  
1. 製造業者又は認定再生医療等製品内部製造業者の氏名又は住所及び住所  
2. 製造業者の許可年月日及び許可番号又は認定再生医療等製品内部製造業者の認定年月日及び認定番号  
3. 製造業者の許可の区分又は認定再生医療等製品内部製造業者の認定の区分  
4. 製造販売する品目  
5. 製造及び供給施設又は輸入施設  
6. 原料及び材料  
7. 製造方法  
8. 用途及び用途又は使用法  
9. 性能、効果又は効果  
10. 貯蔵方法  
11. 検査時期  
12. 製造及び検査方法  
13. 参考事項

(日本製薬協会)

備考  
1. 欄次欄十三号の(1)の欄中に記載して記載すること。  
2. 一部のみの変更である場合は欄次を記載すること。  
3. 記の2については、変更しようとする事項及びその理由について簡潔な説明を併記すること。  
4. 申請書は、正副書を作成すること。

(H) 外国製造品等再生医療等製品の製造販売承認申請書

動物用外国製造品等再生医療等製品製造販売承認申請書変更承認申請書

申請書提出日 年 月 日

農林水産大臣 殿

住所  
氏名 (個人にあっては、氏名)  
氏名 (法人にあっては、代表者の氏名)

動物用外国製造品等再生医療等製品製造販売承認申請書の更新を受けたため、下記により申請します。

記

承認申請日及び承認番号  
1. 製造業者又は認定再生医療等製品内部製造業者の氏名又は住所及び住所  
2. 製造業者の許可年月日及び許可番号又は認定再生医療等製品内部製造業者の認定年月日及び認定番号  
3. 製造業者の許可の区分又は認定再生医療等製品内部製造業者の認定の区分  
4. 製造販売する品目  
5. 製造及び供給施設又は輸入施設  
6. 原料及び材料  
7. 製造方法  
8. 用途及び用途又は使用法  
9. 性能、効果又は効果  
10. 貯蔵方法  
11. 検査時期  
12. 製造及び検査方法  
13. 参考事項

(日本製薬協会)

備考  
1. 欄次欄十三号の(1)の欄中に記載して記載すること。  
2. 一部のみの変更である場合は欄次を記載すること。  
3. 記の2については、変更しようとする事項及びその理由について簡潔な説明を併記すること。  
4. 申請書は、正副書を作成すること。

様式第十五号(第三十四条、第九十一条、第九十一条の三十二、第九十一条の七十九、第九十一条の百十一、第九十一条の百五十四関係)

様式第十五号(第三十四条、第九十一条、第九十一条の三十二、第九十一条の七十九、第九十一条の百十一、第九十一条の百五十四関係)

(H) 外国製造品等再生医療等製品の製造販売承認申請書

動物用外国製造品等再生医療等製品製造販売承認申請書

申請書提出日 年 月 日

農林水産大臣 殿

住所  
氏名 (個人にあっては、氏名)  
氏名 (法人にあっては、代表者の氏名)

動物用外国製造品等再生医療等製品製造販売承認申請書の更新を受けたため、下記により申請します。

記

承認申請日及び承認番号  
1. 製造業者又は認定再生医療等製品内部製造業者の氏名又は住所及び住所  
2. 製造業者の許可年月日及び許可番号又は認定再生医療等製品内部製造業者の認定年月日及び認定番号  
3. 製造業者の許可の区分又は認定再生医療等製品内部製造業者の認定の区分  
4. 製造販売する品目  
5. 製造及び供給施設又は輸入施設  
6. 原料及び材料  
7. 製造方法  
8. 用途及び用途又は使用法  
9. 性能、効果又は効果  
10. 貯蔵方法  
11. 検査時期  
12. 製造及び検査方法  
13. 参考事項

(日本製薬協会)

備考  
1. 記の2は、販売第一の住所があるものについては、その一の住所を範囲内に併記すること。を記載すること。  
2. 欄次欄は、正副書を作成すること。

(C) 外国製造品等再生医療等製品(体外診断用医薬品を除く。)の製造販売承認申請書

動物用外国製造品等再生医療等製品(体外診断用医薬品を除く。)製造販売承認申請書変更承認申請書

申請書提出日 年 月 日

農林水産大臣 殿

住所  
氏名 (個人にあっては、氏名)  
氏名 (法人にあっては、代表者の氏名)

動物用外国製造品等再生医療等製品(体外診断用医薬品を除く。)製造販売承認申請書の更新を受けたため、下記により申請します。

記

承認申請日及び承認番号  
1. 製造業者又は認定再生医療等製品内部製造業者の氏名又は住所及び住所  
2. 製造業者の許可年月日及び許可番号又は認定再生医療等製品内部製造業者の認定年月日及び認定番号  
3. 製造業者の許可の区分又は認定再生医療等製品内部製造業者の認定の区分  
4. 製造販売する品目  
5. 製造及び供給施設又は輸入施設  
6. 原料及び材料  
7. 製造方法  
8. 用途及び用途又は使用法  
9. 性能、効果又は効果  
10. 貯蔵方法  
11. 検査時期  
12. 製造及び検査方法  
13. 参考事項

(日本製薬協会)

備考  
1. 記の2は、販売第一の住所があるものについては、その一の住所を範囲内に併記すること。を記載すること。  
2. 欄次欄は、正副書を作成すること。

(2) 原産地表示が除外品に該当する品の場合

動物用医薬品製造販売元(製造販売元) 製造販売元住所  
製造販売元住所

農林水産大臣 宛 年 月 日

住所  
氏名 (記入あつては、本  
製造元(製造元)の氏名)

製造元(製造元)の住所  
製造元(製造元)の氏名

1. 医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条の2第1項の規程により動物用医薬品製造販売元(製造販売元)の製造販売元住所(製造販売元住所)の記載が変更となつた旨を通知いたします。

記

承認年月日及び承認番号  
1. 製造販売元住所  
2. 変更した事項  
3. 変更年月日  
4. 変更理由  
5. 添付書類

(日本国農務省宛)

備考

1. 記の1には、品質確保にまつては製造元及び一般的名称、動物用医薬品にまつては製造元(一般的名称)があるものについては、その一般的名称を範囲内に限定すること、を記載すること。

2. 届出書は、正誤を通知すること。

(3) 動物用医薬品製造販売元(製造販売元)住所変更届出書

動物用医薬品製造販売元(製造販売元) 製造販売元住所  
製造販売元住所

農林水産大臣 宛 年 月 日

住所  
氏名 (記入あつては、本  
製造元(製造元)の氏名)

製造元(製造元)の住所  
製造元(製造元)の氏名

1. 医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条の2第1項の規程により動物用医薬品製造販売元(製造販売元)の製造販売元住所(製造販売元住所)の記載が変更となつた旨を通知いたします。

記

承認年月日及び承認番号  
1. 製造販売元住所  
2. 変更した事項  
3. 変更年月日  
4. 変更理由  
5. 添付書類

(日本国農務省宛)

備考

1. 記の1には、品質確保にまつては製造元及び一般的名称、動物用医薬品にまつては製造元(一般的名称)があるものについては、その一般的名称を範囲内に限定すること、を記載すること。

2. 届出書は、正誤を通知すること。

(2) 医薬品製造販売元住所変更届出書

動物用医薬品製造販売元(製造販売元) 製造販売元住所  
製造販売元住所

農林水産大臣 宛 年 月 日

住所  
氏名 (記入あつては、本  
製造元(製造元)の氏名)

製造元(製造元)の住所  
製造元(製造元)の氏名

1. 医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条の2第1項の規程により動物用医薬品製造販売元(製造販売元)の製造販売元住所(製造販売元住所)の記載が変更となつた旨を通知いたします。

記

承認年月日及び承認番号  
1. 製造販売元住所  
2. 変更した事項  
3. 変更年月日  
4. 変更理由  
5. 添付書類

(日本国農務省宛)

備考

1. 記の1には、製造元(一般的名称)があるものについては、その一般的名称を範囲内に限定すること、を記載すること。

2. 届出書は、正誤を通知すること。

(3) 動物用医薬品製造販売元(製造販売元)住所変更届出書

動物用医薬品製造販売元(製造販売元) 製造販売元住所  
製造販売元住所

農林水産大臣 宛 年 月 日

住所  
氏名 (記入あつては、本  
製造元(製造元)の氏名)

製造元(製造元)の住所  
製造元(製造元)の氏名

1. 医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条の2第1項の規程により動物用医薬品製造販売元(製造販売元)の製造販売元住所(製造販売元住所)の記載が変更となつた旨を通知いたします。

記

承認年月日及び承認番号  
1. 製造販売元住所  
2. 変更した事項  
3. 変更年月日  
4. 変更理由  
5. 添付書類

(日本国農務省宛)

備考

1. 記の1には、製造元(一般的名称)があるものについては、その一般的名称を範囲内に限定すること、を記載すること。

2. 届出書は、正誤を通知すること。

様式第十六号（第三十六条、第九十一条の三）関係  
（一）医薬品（体外動脈阻害薬品を除く。）又は医薬品中の製造販売業者の届出

動物用医薬品（医薬品外品）届出申請書

申請者	農林水産大臣	職	
住所	（記入あっては、本氏名及び代表者の氏名）		
氏名	（記入あっては、本氏名及び代表者の氏名）		

医薬品、医薬機能等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和47年法律第145号）に基づいて申請する医薬品（動物用医薬品）の届出により動物用医薬品（医薬品外品）届出申請書が下記により申請します。

- 記
1. 主たる機能を有する製剤の名称及び所在地
  2. 製造販売業者の許可年月日及び許可番号
  3. 申請する品目
  4. 承認申請年月日は承認年月日及び承認番号
  5. 承認を受けようとする製造物の名称及び所在地
  6. 製造業者の許可年月日及び許可番号並びに承認年月日及び承認番号、認定医薬品等外部製造業者の認定年月日及び認定番号又は登録医薬品等外部製造業者の登録年月日及び登録番号
  7. 製造業者の許可の区分又は認定医薬品等外部製造業者の認定の区分
  8. 備考事項

- 備考
1. 記の2については、申請する品目に係る許可の種類について記載すること。
  2. 記の2については、販売名（特許名称があるものについては、その一般的名称を併記しに併記すること。）を記載すること。
  3. 記の2については、製造業者（主として1項第1項第3号又は第4号第3号のいずれかに該当するか、認定医薬品等外部製造業者（主として1項第1項第3号又は第4号第3号のいずれかに該当するか）を記載すること。
  4. 記の6、8及び7については、申請する品目に係る全ての製造物並びに製造業者、認定医薬品等外部製造業者及び登録医薬品等外部製造業者について記載すること。

（二）医薬品（体外動脈阻害薬品を除く。）又は医薬品中の製造販売業者の特許取得済者の届出

動物用医薬品（医薬品外品）届出申請書

申請者	農林水産大臣	職	
住所	（記入あっては、本氏名及び代表者の氏名）		
氏名	（記入あっては、本氏名及び代表者の氏名）		
住所	（記入あっては、本氏名及び代表者の氏名）		
氏名	（記入あっては、本氏名及び代表者の氏名）		

医薬品、医薬機能等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和47年法律第145号）に基づいて申請する医薬品（動物用医薬品）の届出により動物用医薬品（医薬品外品）届出申請書が下記により申請します。

- 記
1. 主たる機能を有する製剤の名称及び所在地
  2. 製造販売業者の許可年月日及び許可番号
  3. 申請する品目
  4. 承認申請年月日は承認年月日及び承認番号
  5. 承認を受けようとする製造物の名称及び所在地
  6. 製造業者の許可年月日及び許可番号並びに承認年月日及び承認番号、認定医薬品等外部製造業者の認定年月日及び認定番号又は登録医薬品等外部製造業者の登録年月日及び登録番号
  7. 製造業者の許可の区分又は認定医薬品等外部製造業者の認定の区分
  8. 備考事項

- 備考
1. 記の2については、申請する品目に係る許可の種類について記載すること。
  2. 記の2については、販売名（特許名称があるものについては、その一般的名称を併記しに併記すること。）を記載すること。
  3. 記の2については、製造業者（主として1項第1項第3号又は第4号第3号のいずれかに該当するか、認定医薬品等外部製造業者（主として1項第1項第3号又は第4号第3号のいずれかに該当するか）を記載すること。
  4. 記の6、8及び7については、申請する品目に係る全ての製造物並びに製造業者、認定医薬品等外部製造業者及び登録医薬品等外部製造業者について記載すること。

（三）医薬機能等又は体外動脈阻害薬品中の製造販売業者の届出

動物用医薬品（医薬品外品）届出申請書

申請者	農林水産大臣	職	
住所	（記入あっては、本氏名及び代表者の氏名）		
氏名	（記入あっては、本氏名及び代表者の氏名）		
住所	（記入あっては、本氏名及び代表者の氏名）		
氏名	（記入あっては、本氏名及び代表者の氏名）		

医薬品、医薬機能等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和47年法律第145号）に基づいて申請する医薬品（動物用医薬品）の届出により動物用医薬品（医薬品外品）届出申請書が下記により申請します。

- 記
1. 主たる機能を有する製剤の名称及び所在地
  2. 製造販売業者の許可年月日及び許可番号
  3. 申請する品目
  4. 承認申請年月日は承認年月日及び承認番号
  5. 承認を受けようとする製造物の名称及び所在地
  6. 製造業者の許可年月日及び許可番号並びに承認年月日及び承認番号、認定医薬品等外部製造業者の認定年月日及び認定番号又は登録医薬品等外部製造業者の登録年月日及び登録番号
  7. 製造業者の許可の区分又は認定医薬品等外部製造業者の認定の区分
  8. 備考事項

- 備考
1. 記の2については、申請する品目に係る許可の種類について記載すること。
  2. 記の2については、販売名（特許名称があるものについては、その一般的名称を併記しに併記すること。）を記載すること。
  3. 記の2については、製造業者（主として1項第1項第3号又は第4号第3号のいずれかに該当するか、認定医薬品等外部製造業者（主として1項第1項第3号又は第4号第3号のいずれかに該当するか）を記載すること。
  4. 記の6、8及び7については、申請する品目に係る全ての製造物並びに製造業者及び登録医薬品等外部製造業者について記載すること。

（四）医薬機能等又は体外動脈阻害薬品中の製造販売業者の特許取得済者の届出

動物用医薬品（医薬品外品）届出申請書

申請者	農林水産大臣	職	
住所	（記入あっては、本氏名及び代表者の氏名）		
氏名	（記入あっては、本氏名及び代表者の氏名）		
住所	（記入あっては、本氏名及び代表者の氏名）		
氏名	（記入あっては、本氏名及び代表者の氏名）		

医薬品、医薬機能等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和47年法律第145号）に基づいて申請する医薬品（動物用医薬品）の届出により動物用医薬品（医薬品外品）届出申請書が下記により申請します。

- 記
1. 主たる機能を有する製剤の名称及び所在地
  2. 製造販売業者の許可年月日及び許可番号
  3. 申請する品目
  4. 承認申請年月日は承認年月日及び承認番号
  5. 承認を受けようとする製造物の名称及び所在地
  6. 製造業者の許可年月日及び許可番号並びに承認年月日及び承認番号、認定医薬品等外部製造業者の認定年月日及び認定番号又は登録医薬品等外部製造業者の登録年月日及び登録番号
  7. 製造業者の許可の区分又は認定医薬品等外部製造業者の認定の区分
  8. 備考事項

- 備考
1. 記の2については、申請する品目に係る許可の種類について記載すること。
  2. 記の2については、販売名（特許名称があるものについては、その一般的名称を併記しに併記すること。）を記載すること。
  3. 記の2については、製造業者（主として1項第1項第3号又は第4号第3号のいずれかに該当するか、認定医薬品等外部製造業者（主として1項第1項第3号又は第4号第3号のいずれかに該当するか）を記載すること。
  4. 記の6、8及び7については、申請する品目に係る全ての製造物並びに製造業者及び登録医薬品等外部製造業者について記載すること。

(4) 厚生医療製品の製造販売業者の届出  
動物由来医薬品製造販売届出書

年 月 日

農林水産大臣 宛

住所  
氏名 (個人にあっては、名)  
(代表者又は代表者の氏名)

届出書、医薬情報等の品質、有効性及び安全性の確保に関する事項(届出書の提出後)の届出書(届出書の提出後)において変更する事項(届出書の届出後)により動物由来医薬品製造販売届出書を下記に申請します。

記

1. 主たる機能を有する動物由来医薬品の所在地
2. 製造販売業者の許可年月日及び許可番号
3. 申請する届出
4. 承認申請年月日又は承認年月日及び承認番号
5. 製造販売業者の許可年月日又は承認年月日及び承認番号
6. 製造販売業者の許可年月日又は承認年月日及び承認番号
7. 製造販売業者の許可年月日又は承認年月日及び承認番号
8. 製造販売業者の許可年月日又は承認年月日及び承認番号
9. 製造販売業者の許可年月日又は承認年月日及び承認番号
10. 製造販売業者の許可年月日又は承認年月日及び承認番号

日本医薬品情報局

備考

1. 届出書は、申請する届出に係る届出書の種類について記載すること。
2. 届出書は、届出書に必要事項を記入し、その届出書に添付して提出すること。
3. 届出書は、届出書に必要事項を記入し、その届出書に添付して提出すること。
4. 届出書は、届出書に必要事項を記入し、その届出書に添付して提出すること。

(5) 厚生医療製品の製造販売業者の届出  
動物由来医薬品製造販売届出書

年 月 日

農林水産大臣 宛

住所  
氏名 (個人にあっては、名)  
(代表者又は代表者の氏名)

届出書、医薬情報等の品質、有効性及び安全性の確保に関する事項(届出書の提出後)の届出書(届出書の提出後)において変更する事項(届出書の届出後)により動物由来医薬品製造販売届出書を下記に申請します。

記

1. 主たる機能を有する動物由来医薬品の所在地
2. 製造販売業者の許可年月日及び許可番号
3. 申請する届出
4. 承認申請年月日又は承認年月日及び承認番号
5. 製造販売業者の許可年月日又は承認年月日及び承認番号
6. 製造販売業者の許可年月日又は承認年月日及び承認番号
7. 製造販売業者の許可年月日又は承認年月日及び承認番号
8. 製造販売業者の許可年月日又は承認年月日及び承認番号
9. 製造販売業者の許可年月日又は承認年月日及び承認番号
10. 製造販売業者の許可年月日又は承認年月日及び承認番号

日本医薬品情報局

備考

1. 届出書は、申請する届出に係る届出書の種類について記載すること。
2. 届出書は、届出書に必要事項を記入し、その届出書に添付して提出すること。
3. 届出書は、届出書に必要事項を記入し、その届出書に添付して提出すること。
4. 届出書は、届出書に必要事項を記入し、その届出書に添付して提出すること。

製造販売業者の届出(第三十九条の二、第九十一条の五に關する)  
---製造販売業者の届出書(動物由来医薬品製造販売届出書)---

動物由来医薬品製造販売届出書

年 月 日

農林水産大臣 宛

住所  
氏名 (個人にあっては、名)  
(代表者又は代表者の氏名)

届出書、医薬情報等の品質、有効性及び安全性の確保に関する事項(届出書の提出後)の届出書(届出書の提出後)において変更する事項(届出書の届出後)により動物由来医薬品製造販売届出書を下記に申請します。

記

1. 主たる機能を有する動物由来医薬品の所在地
2. 製造販売業者の許可年月日及び許可番号
3. 申請する届出
4. 承認申請年月日又は承認年月日及び承認番号
5. 製造販売業者の許可年月日又は承認年月日及び承認番号
6. 製造販売業者の許可年月日又は承認年月日及び承認番号
7. 製造販売業者の許可年月日又は承認年月日及び承認番号
8. 製造販売業者の許可年月日又は承認年月日及び承認番号
9. 製造販売業者の許可年月日又は承認年月日及び承認番号
10. 製造販売業者の許可年月日又は承認年月日及び承認番号

日本医薬品情報局

備考

1. 届出書は、申請する届出に係る届出書の種類について記載すること。
2. 届出書は、届出書に必要事項を記入し、その届出書に添付して提出すること。
3. 届出書は、届出書に必要事項を記入し、その届出書に添付して提出すること。
4. 届出書は、届出書に必要事項を記入し、その届出書に添付して提出すること。

(6) 医薬品(動物由来医薬品を除く)の製造販売業者の届出  
Application for examination of conformity regarding type of manufacturing of animal drug(qualification)

年 月 日

農林水産大臣 宛  
To Minister of Agriculture, Forestry and Fisheries

住所  
Address  
氏名 (個人にあっては、名)  
(代表者又は代表者の氏名)  
Name (name of its representative)

届出書、医薬情報等の品質、有効性及び安全性の確保に関する事項(届出書の提出後)の届出書(届出書の提出後)において変更する事項(届出書の届出後)により動物由来医薬品製造販売届出書を下記に申請します。

記

1. 主たる機能を有する動物由来医薬品の所在地
2. 製造販売業者の許可年月日及び許可番号
3. 申請する届出
4. 承認申請年月日又は承認年月日及び承認番号
5. 製造販売業者の許可年月日又は承認年月日及び承認番号
6. 製造販売業者の許可年月日又は承認年月日及び承認番号
7. 製造販売業者の許可年月日又は承認年月日及び承認番号
8. 製造販売業者の許可年月日又は承認年月日及び承認番号
9. 製造販売業者の許可年月日又は承認年月日及び承認番号
10. 製造販売業者の許可年月日又は承認年月日及び承認番号

日本医薬品情報局

備考

1. 届出書は、申請する届出に係る届出書の種類について記載すること。
2. 届出書は、届出書に必要事項を記入し、その届出書に添付して提出すること。
3. 届出書は、届出書に必要事項を記入し、その届出書に添付して提出すること。
4. 届出書は、届出書に必要事項を記入し、その届出書に添付して提出すること。

様式第十六号の二(第三十八条の二、第九十一条の百十五の二関係)



備考

Remarks

- 1. 第3922条、第3923条の各号の「ア」に該当するものを記載すること。  
In the section 2, write the relevant section numbers of Paragraph 1 or 2 of Article 39.
- 2. 第3942条、第3943条の各号の「ア」に該当するものを記載すること。  
In the section 4, write the relevant section numbers of Paragraph 1 or Article 39-4.
- 3. 第3922条、第3923条の各号の「イ」に該当するものを記載すること。  
In the section 3, write the number of the product items covered by the applied manufacturing type.
- 4. 第3942条、第3943条の各号の「イ」に該当するものを記載すること。  
In the section 6, write the number of marketing license holders in Japan related to these product items.

(3) 邦外生産等製品の製造業者の届出

動物用医薬品等製造業の届出書(動物用医薬品)

年 月 日  
Year Month Day

農林水産大臣 宛  
To Minister of Agriculture, Forestry and Fisheries

住所  
Address  
氏名  
(法人の場合は、名)  
(Name and name of the representative)  
(in case of a corporation)

「医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(第39条の2)において規定する用途別承認の申請(第39条の2)を動物用医薬品等製造業の届出書(第39条の2)として提出するに当たり、下記に準じて、下記より申請します。

1. 製造業を行う上とする製造業の種類  
2. 製造業を行う上とする製造業の区分  
3. 製造業の種類  
4. 製造業を行う上とする製造業の区分  
5. 製造業の種類  
6. 製造業を行う上とする製造業の区分  
7. 製造業の種類  
8. 製造業を行う上とする製造業の区分

1. 第3922条、第3923条の各号の「ア」に該当するものを記載すること。  
2. 第3942条、第3943条の各号の「ア」に該当するものを記載すること。  
3. 第3922条、第3923条の各号の「イ」に該当するものを記載すること。  
4. 第3942条、第3943条の各号の「イ」に該当するものを記載すること。

備考  
Reference matters

(Japanese Industrial Standards Size A4)

(3) 邦外生産等製品の製造業者の届出

動物用医薬品等製造業の届出書(動物用医薬品)

年 月 日  
Year Month Day

農林水産大臣 宛  
To Minister of Agriculture, Forestry and Fisheries

住所  
Address  
氏名  
(法人の場合は、名)  
(Name and name of the representative)  
(in case of a corporation)

「医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(第39条の2)において規定する用途別承認の申請(第39条の2)を動物用医薬品等製造業の届出書(第39条の2)として提出するに当たり、下記に準じて、下記より申請します。

1. 製造業を行う上とする製造業の種類  
2. 製造業を行う上とする製造業の区分  
3. 製造業の種類  
4. 製造業を行う上とする製造業の区分  
5. 製造業の種類  
6. 製造業を行う上とする製造業の区分  
7. 製造業の種類  
8. 製造業を行う上とする製造業の区分

1. 第3922条、第3923条の各号の「ア」に該当するものを記載すること。  
2. 第3942条、第3943条の各号の「ア」に該当するものを記載すること。  
3. 第3922条、第3923条の各号の「イ」に該当するものを記載すること。  
4. 第3942条、第3943条の各号の「イ」に該当するものを記載すること。

備考  
Reference matters

(Japanese Industrial Standards Size A4)

備考

Remarks

- 1. 第3922条、第3923条の各号の「ア」に該当するものを記載すること。  
In the section 2, write the relevant section numbers of Article 39-2.
- 2. 第3942条、第3943条の各号の「ア」に該当するものを記載すること。  
In the section 4, write the relevant section numbers of Article 39-3 and 39-4.
- 3. 第3922条、第3923条の各号の「イ」に該当するものを記載すること。  
In the section 3, write the number of the product items covered by the applied manufacturing type.
- 4. 第3942条、第3943条の各号の「イ」に該当するものを記載すること。  
In the section 6, write the number of marketing license holders in Japan related to these product items.

様式第十六号の三(第三十八条の四、第九十一条の百十五の四関係)

様式第十六号の三(第三十八条の四、第九十一条の百十五の四関係)  
 一(2)医薬品(体外診断用医薬品を除く。以下同様)製造業者の報告

基準適合証明番号	動物用医薬品(医薬品外品)基準適合証明
法人又は名称	
製造所の所在地	
製造所の名称	
製造工場の区分	年 月 日から 年 月 日まで
基準適合証明の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

医薬品、医薬品製造業者の品質、有効性及び安全性の確保に際しては製造業者の責任の下に製造業者の責任による調査が重要である。以上の製造業者の報告に基き、同法第15条第1項第1号の規程に従って品質検査が行われ、同法第15条第1項第2号の規程に従って品質検査が行われる。

年 月 日 農務大臣 氏 名 (日本産業規格)

二(2)医薬品(体外診断用医薬品を除く。以下同様)製造業者の報告

基準適合証明番号	動物用医薬品(医薬品外品)基準適合証明
法人又は名称	
製造所の所在地	
製造所の名称	
製造工場の区分	年 月 日から 年 月 日まで
基準適合証明の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

医薬品、医薬品製造業者の品質、有効性及び安全性の確保に際しては製造業者の責任の下に製造業者の責任による調査が重要である。以上の製造業者の報告に基き、同法第15条第1項第1号の規程に従って品質検査が行われ、同法第15条第1項第2号の規程に従って品質検査が行われる。

年 月 日 農務大臣 氏 名 (日本産業規格)

三(2)再検査等製造業者の報告

基準適合証明番号	動物用医薬品(医薬品外品)基準適合証明
法人又は名称	
製造所の所在地	
製造所の名称	
製造工場の区分	年 月 日から 年 月 日まで
基準適合証明の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

再検査等製造業者の品質、有効性及び安全性の確保に際しては製造業者の責任の下に製造業者の責任による調査が重要である。以上の製造業者の報告に基き、同法第15条第1項第1号の規程に従って品質検査が行われ、同法第15条第1項第2号の規程に従って品質検査が行われる。

年 月 日 農務大臣 氏 名 (日本産業規格)

三(3)再検査等製造業者の報告

基準適合証明番号	動物用医薬品(医薬品外品)基準適合証明
法人又は名称	
製造所の所在地	
製造所の名称	
製造工場の区分	年 月 日から 年 月 日まで
基準適合証明の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

再検査等製造業者の品質、有効性及び安全性の確保に際しては製造業者の責任の下に製造業者の責任による調査が重要である。以上の製造業者の報告に基き、同法第15条第1項第1号の規程に従って品質検査が行われ、同法第15条第1項第2号の規程に従って品質検査が行われる。

年 月 日 農務大臣 氏 名 (日本産業規格)

様式第十六号の四(第三十八条の五、第九十一条の百十五の五関係)  
 (一)医薬品(体外診断用医薬品を除く。以下「医薬品」として称する。以下同様)  
 動物用医薬品(医薬品外品)基準確認申請書(動物用医薬品)の提出  
 農林水産大臣 宛 年 月 日

農林水産大臣 閣  
 住所  
 氏名(法人にあっては、代表取締役の氏名)  
 氏名(個人にあっては、氏名)  
 氏名及び代表者の氏名

医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第46条の4第1項の規定により動物用医薬品(医薬品外品)基準確認の義務を交付を受けたので、下記により申請します。

記

- 製造所の名称及び所在地
- 基準確認の発行年月日及び基準確認番号
- 製造所名称
- 参考事項

(日本産業規格A4)

備考

- 記の2には、基準確認の記載事項のうち変更のあった部分を示すためにして記載すること。
- 基準確認の原本を添付すること。

(一)医薬品(体外診断用医薬品を除く。以下「医薬品」として称する。以下同様)  
 Application for overwriting the confirmation certificate of standard conformity of animal drug (veterinary drug)  
 農林水産大臣 閣 年 月 日  
 Year Month Day

農林水産大臣 閣  
 To Minister of Agriculture, Forestry and Fisheries  
 住所  
 Address  
 氏名(法人にあっては、代表取締役の氏名)  
 氏名(個人にあっては、氏名)  
 氏名及び代表者の氏名  
 氏名(法人にあっては、代表取締役の氏名)  
 氏名(個人にあっては、氏名)  
 氏名及び代表者の氏名  
 (in case of a corporation)

医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第46条の4第1項の規定により動物用医薬品(医薬品外品)基準確認の義務を交付を受けたので、下記により申請します。

記

- 製造所の名称及び所在地
- 基準確認の発行年月日及び基準確認番号
- 製造所名称
- 参考事項

(日本産業規格A4)

備考

- 記の2には、基準確認の記載事項のうち変更のあった部分を示すためにして記載すること。
- 基準確認の原本を添付すること。

(二)再生医療等製品の製造事業者の報告  
 動物用再生医療等製品基準確認申請書(動物用再生医療等製品)の提出  
 農林水産大臣 閣 年 月 日

農林水産大臣 閣  
 住所  
 氏名(法人にあっては、代表取締役の氏名)  
 氏名(個人にあっては、氏名)  
 氏名及び代表者の氏名

再生医療等製品の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第46条の4第1項の規定により動物用再生医療等製品基準確認の義務を交付を受けたので、下記により申請します。

記

- 製造所の名称及び所在地
- 基準確認の発行年月日及び基準確認番号
- 製造所名称
- 参考事項

(日本産業規格A4)

備考

- 記の2には、基準確認の記載事項のうち変更のあった部分を示すためにして記載すること。
- 基準確認の原本を添付すること。

(三)再生医療等製品の再生医療等製品基準確認申請書の提出  
 Application for overwriting the confirmation certificate of standard conformity of animal representative, cellular therapy and gene therapy products  
 農林水産大臣 閣 年 月 日  
 Year Month Day

農林水産大臣 閣  
 To Minister of Agriculture, Forestry and Fisheries  
 住所  
 Address  
 氏名(法人にあっては、代表取締役の氏名)  
 氏名(個人にあっては、氏名)  
 氏名及び代表者の氏名  
 氏名(法人にあっては、代表取締役の氏名)  
 氏名(個人にあっては、氏名)  
 氏名及び代表者の氏名  
 (in case of a corporation)

再生医療等製品の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第46条の4第1項の規定により動物用再生医療等製品基準確認の義務を交付を受けたので、下記により申請します。

記

- 製造所の名称及び所在地
- 基準確認の発行年月日及び基準確認番号
- 製造所名称
- 参考事項

(日本産業規格A4)

備考

- 記の2には、基準確認の記載事項のうち変更のあった部分を示すためにして記載すること。
- 基準確認の原本を添付すること。

In the section 2, write the matters have been changed of the entry of the confirmation certificate of standard conformity indicating comparison of the current and the proposed.  
 2. 基準確認証の提出を促す付する上。  
 Attach the original confirmation certificate of standard conformity.

様式第十六号の五(第三十八条の六、第九十一条の百十五の六関係)

様式第十六号の五(第三十八条の六、第九十一条の百十五の六関係)  
 (一)医薬品(動物用医薬品を除く)及び医薬品類の製造業者の提出  
 動物用医薬品(医薬品外品)基準確認証再交付申請書  
 Application for request the confirmation certificate of standard conformity of animal drug (special drug)

農林水産大臣 閣下  
 農林水産大臣 閣下  
 住所  
 氏名  
 (個人) (法人)  
 (代表者) (代表者)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第26条の4第2項の規定により動物用医薬品(医薬品外品)基準確認証の再交付を求めらるる旨を、下記により申請します。

記  
 1. 製造所の名称及び所在地  
 2. 基準確認証の発行年月日及び基準確認証番号  
 3. 申請理由  
 4. 申請事項

(日本医薬品類法)  
 基準確認証を提示し、又は訂正したものを再交付を申請する場合には、当該基準確認証を添付すること。

(一)医薬品(動物用医薬品を除く)及び医薬品類の製造業者の提出  
 動物用医薬品(医薬品外品)基準確認証再交付申請書  
 Application for request the confirmation certificate of standard conformity of animal drug (special drug)

農林水産大臣 閣下  
 農林水産大臣 閣下  
 住所  
 氏名  
 (個人) (法人)  
 (代表者) (代表者)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第26条の4第2項の規定により動物用医薬品(医薬品外品)基準確認証の再交付を求めらるる旨を、下記により申請します。

記  
 1. 製造所の名称及び所在地  
 2. 基準確認証の発行年月日及び基準確認証番号  
 3. 申請理由  
 4. 申請事項

(日本医薬品類法)  
 基準確認証を提示し、又は訂正したものを再交付を申請する場合には、当該基準確認証を添付すること。

(二)動物用医薬品の製造業者の提出  
 動物用医薬品(医薬品外品)基準確認証再交付申請書  
 Application for request the confirmation certificate of standard conformity of animal drug (special drug)

農林水産大臣 閣下  
 農林水産大臣 閣下  
 住所  
 氏名  
 (個人) (法人)  
 (代表者) (代表者)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第26条の4第2項の規定により動物用医薬品(医薬品外品)基準確認証の再交付を求めらるる旨を、下記により申請します。

記  
 1. 製造所の名称及び所在地  
 2. 基準確認証の発行年月日及び基準確認証番号  
 3. 申請理由  
 4. 申請事項

(日本医薬品類法)  
 基準確認証を提示し、又は訂正したものを再交付を申請する場合には、当該基準確認証を添付すること。



様式第十八号（第四十四条、第九十一条、第九十一条、第九十一条の百十六、第九十一条の百二十二、第九十一条の百五十四関係）

様式第十八号（第四十四条、第九十一条の百十六、第九十一条の百二十二、第九十一条の百五十四関係）  
一 医薬品等（医薬品等）の検出成績に関する報告書

農林水産大臣 宛		住所		年月日	
氏名		氏名（個人にあっては、名） 職名及び代表者の氏名			
医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和六十一年六月三十日法律第百四十五号）において「製造する医薬品等（第四十七条の規定により新医薬品の検出成績に関する報告書の提出を要するもの）」の報告					
記					
1. 品名					
2. 承認年月日及び承認番号					
3. 製造開始年月日					
4. 製造（輸入）及び供給総量					
製造（輸入）総量	前年度	2年度	3年度	4年度	5年度
製 造 量					
供給量					
5. 製造（輸入）及び供給総額					
製造（輸入）総額	前年度	2年度	3年度	4年度	5年度
製造額					
供給額					
6. 製造（輸入）及び供給総額					
製造（輸入）総額	前年度	2年度	3年度	4年度	5年度
製造総額					
供給総額					
7. 不具合の種別					
不具合等発生の種別及び原因					
原因					
8. 不具合の概要					
不具合等発生の種別及び原因					
原因					
9. 不具合の概要					
不具合等発生の種別及び原因					
原因					
10. 不具合の概要					
不具合等発生の種別及び原因					
原因					
11. 不具合の概要					
不具合等発生の種別及び原因					
原因					

備考  
外国製医薬品の場合にあっては、製造及び販売の下に製造（輸入）及び供給等報告書提出義務者の住所及び氏名（個人にあっては、氏名及び代表者の氏名）を記載すること。また、製造（輸入）総額には、本欄に記載した数量を記載すること。

二 医薬品等（医薬品等）の検出成績に関する報告書

農林水産大臣 宛		住所		年月日	
氏名		氏名（個人にあっては、名） 職名及び代表者の氏名			
医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和六十一年六月三十日法律第百四十五号）において「製造する医薬品等（第四十七条の規定により新医薬品の検出成績に関する報告書の提出を要するもの）」の報告					
記					
1. 品名					
2. 承認年月日及び承認番号					
3. 製造開始年月日					
4. 製造（輸入）及び供給総量					
製造（輸入）総量	前年度	2年度	3年度	4年度	5年度
製 造 量					
供給量					
5. 製造（輸入）及び供給総額					
製造（輸入）総額	前年度	2年度	3年度	4年度	5年度
製造額					
供給額					
6. 製造（輸入）及び供給総額					
製造（輸入）総額	前年度	2年度	3年度	4年度	5年度
製造総額					
供給総額					
7. 不具合の種別					
不具合等発生の種別及び原因					
原因					
8. 不具合の概要					
不具合等発生の種別及び原因					
原因					
9. 不具合の概要					
不具合等発生の種別及び原因					
原因					
10. 不具合の概要					
不具合等発生の種別及び原因					
原因					
11. 不具合の概要					
不具合等発生の種別及び原因					
原因					

備考  
外国製医薬品の場合にあっては、製造及び販売の下に製造（輸入）及び供給等報告書提出義務者の住所及び氏名（個人にあっては、氏名及び代表者の氏名）を記載すること。また、製造（輸入）総額には、本欄に記載した数量を記載すること。

三 製造及び供給総額の検出成績に関する報告書

農林水産大臣 宛		住所		年月日	
氏名		氏名（個人にあっては、名） 職名及び代表者の氏名			
医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和六十一年六月三十日法律第百四十五号）において「製造する医薬品等（第四十七条の規定により新医薬品の検出成績に関する報告書の提出を要するもの）」の報告					
記					
1. 品名					
2. 承認年月日及び承認番号					
3. 製造開始年月日					
4. 製造（輸入）及び供給総額					
製造（輸入）総量	前年度	2年度	3年度	4年度	5年度
製 造 量					
供給量					
5. 製造（輸入）及び供給総額					
製造（輸入）総額	前年度	2年度	3年度	4年度	5年度
製造総額					
供給総額					
6. 製造（輸入）及び供給総額					
製造（輸入）総額	前年度	2年度	3年度	4年度	5年度
製造総額					
供給総額					
7. 不具合の種別					
不具合等発生の種別及び原因					
原因					
8. 不具合の概要					
不具合等発生の種別及び原因					
原因					
9. 不具合の概要					
不具合等発生の種別及び原因					
原因					
10. 不具合の概要					
不具合等発生の種別及び原因					
原因					
11. 不具合の概要					
不具合等発生の種別及び原因					
原因					

備考  
外国製医薬品の場合にあっては、製造及び販売の下に製造（輸入）及び供給等報告書提出義務者の住所及び氏名（個人にあっては、氏名及び代表者の氏名）を記載すること。また、製造（輸入）総額には、本欄に記載した数量を記載すること。





(2) 産別特許又は特許出願特許商品の場合

動物性生産物(生肉)特許商品(又は特許出願特許商品) 年 月 日

農林水産大臣 宛

住所  
氏名 (個人にあっては、氏名)  
(代表者の氏名)

〔医薬品、医薬機器等(医薬品、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条の29の2に於いて製造する医薬品以外の動物性生産物)の特許(又は特許出願)の特許(又は特許出願)の権利を侵害する行為〕  
の疑いにより申上ります。

記

- 1 承認年月日及び承認番号
- 2 製造販売する品目
- 3 変更しようとする事項
- 4 変更理由
- 5 備考事項

日本医薬品特許法

備考  
記の2は、医薬品にあっては販売及び一般の名前、動物性生産物(医薬品にあっては販売)に一般の名前があるものについては、その一般の名前を特許内に併記すること、を記載すること。

(3) 動物性生産物(生肉)特許商品(又は特許出願特許商品)の場合

動物性生産物(生肉)特許商品(又は特許出願特許商品) 年 月 日

農林水産大臣 宛

住所  
氏名 (個人にあっては、氏名)  
(代表者の氏名)

動物性生産物(生肉)特許商品(又は特許出願特許商品)の製造販売業者の住所  
動物性生産物(生肉)特許商品(又は特許出願特許商品)の製造販売業者の氏名  
(代表者の氏名)

〔医薬品、医薬機器等(医薬品、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条の29の2に於いて製造する医薬品以外の動物性生産物)の特許(又は特許出願)の特許(又は特許出願)の権利を侵害する行為〕  
の疑いにより申上ります。

記

- 1 承認年月日及び承認番号
- 2 製造販売する品目
- 3 変更しようとする事項
- 4 変更理由
- 5 備考事項

日本医薬品特許法

備考  
記の2は、医薬品にあっては販売及び一般の名前、動物性生産物(医薬品にあっては販売)に一般の名前があるものについては、その一般の名前を特許内に併記すること、を記載すること。

(3) 再生医薬品の場合

動物性生産物(生肉)特許商品(又は特許出願特許商品) 年 月 日

農林水産大臣 宛

住所  
氏名 (個人にあっては、氏名)  
(代表者の氏名)

〔医薬品、医薬機器等(医薬品、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条の29の2に於いて製造する医薬品以外の動物性生産物)の特許(又は特許出願)の特許(又は特許出願)の権利を侵害する行為〕  
の疑いにより申上ります。

記

- 1 承認年月日及び承認番号
- 2 製造販売する品目
- 3 変更しようとする事項
- 4 変更理由
- 5 備考事項

日本医薬品特許法

備考  
記の2は、販売に一般の名前があるものについては、その一般の名前を特許内に併記すること、を記載すること。

(3) 動物性生産物(生肉)特許商品(又は特許出願特許商品)の場合

動物性生産物(生肉)特許商品(又は特許出願特許商品) 年 月 日

農林水産大臣 宛

住所  
氏名 (個人にあっては、氏名)  
(代表者の氏名)

動物性生産物(生肉)特許商品(又は特許出願特許商品)の製造販売業者の住所  
動物性生産物(生肉)特許商品(又は特許出願特許商品)の製造販売業者の氏名  
(代表者の氏名)

〔医薬品、医薬機器等(医薬品、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条の29の2に於いて製造する医薬品以外の動物性生産物)の特許(又は特許出願)の特許(又は特許出願)の権利を侵害する行為〕  
の疑いにより申上ります。

記

- 1 承認年月日及び承認番号
- 2 製造販売する品目
- 3 変更しようとする事項
- 4 変更理由
- 5 備考事項

日本医薬品特許法

備考  
記の2は、販売に一般の名前があるものについては、その一般の名前を特許内に併記すること、を記載すること。

様式第十八号の三(第四十七条の三、第九十一条、第九十二条の三、第九十一条の四、第九十一条の五、第九十一条の六、第九十一条の七、第九十一条の八、第九十一条の九、第九十一条の十、第九十一条の十一、第九十一条の十二、第九十一条の十三、第九十一条の十四、第九十一条の十五、第九十一条の十六、第九十一条の十七、第九十一条の十八、第九十一条の十九、第九十一条の二十、第九十一条の二十一、第九十一条の二十二、第九十一条の二十三、第九十一条の二十四、第九十一条の二十五、第九十一条の二十六、第九十一条の二十七、第九十一条の二十八、第九十一条の二十九、第九十一条の三十、第九十一条の三十一、第九十一条の三十二、第九十一条の三十三、第九十一条の三十四、第九十一条の三十五、第九十一条の三十六、第九十一条の三十七、第九十一条の三十八、第九十一条の三十九、第九十一条の四十、第九十一条の四十一、第九十一条の四十二、第九十一条の四十三、第九十一条の四十四、第九十一条の四十五、第九十一条の四十六、第九十一条の四十七、第九十一条の四十八、第九十一条の四十九、第九十一条の五十、第九十一条の五十一、第九十一条の五十二、第九十一条の五十三、第九十一条の五十四、第九十一条の五十五、第九十一条の五十六、第九十一条の五十七、第九十一条の五十八、第九十一条の五十九、第九十一条の六十、第九十一条の六十一、第九十一条の六十二、第九十一条の六十三、第九十一条の六十四、第九十一条の六十五、第九十一条の六十六、第九十一条の六十七、第九十一条の六十八、第九十一条の六十九、第九十一条の七十、第九十一条の七十一、第九十一条の七十二、第九十一条の七十三、第九十一条の七十四、第九十一条の七十五、第九十一条の七十六、第九十一条の七十七、第九十一条の七十八、第九十一条の七十九、第九十一条の八十、第九十一条の八十一、第九十一条の八十二、第九十一条の八十三、第九十一条の八十四、第九十一条の八十五、第九十一条の八十六、第九十一条の八十七、第九十一条の八十八、第九十一条の八十九、第九十一条の九十、第九十一条の九十一、第九十一条の九十二、第九十一条の九十三、第九十一条の九十四、第九十一条の九十五、第九十一条の九十六、第九十一条の九十七、第九十一条の九十八、第九十一条の九十九、第九十一条の百)

様式第十八号の三(第四十七条の三、第九十一条、第九十二条の三、第九十一条の四、第九十一条の五、第九十一条の六、第九十一条の七、第九十一条の八、第九十一条の九、第九十一条の十、第九十一条の十一、第九十一条の十二、第九十一条の十三、第九十一条の十四、第九十一条の十五、第九十一条の十六、第九十一条の十七、第九十一条の十八、第九十一条の十九、第九十一条の二十、第九十一条の二十一、第九十一条の二十二、第九十一条の二十三、第九十一条の二十四、第九十一条の二十五、第九十一条の二十六、第九十一条の二十七、第九十一条の二十八、第九十一条の二十九、第九十一条の三十、第九十一条の三十一、第九十一条の三十二、第九十一条の三十三、第九十一条の三十四、第九十一条の三十五、第九十一条の三十六、第九十一条の三十七、第九十一条の三十八、第九十一条の三十九、第九十一条の四十、第九十一条の四十一、第九十一条の四十二、第九十一条の四十三、第九十一条の四十四、第九十一条の四十五、第九十一条の四十六、第九十一条の四十七、第九十一条の四十八、第九十一条の四十九、第九十一条の五十、第九十一条の五十一、第九十一条の五十二、第九十一条の五十三、第九十一条の五十四、第九十一条の五十五、第九十一条の五十六、第九十一条の五十七、第九十一条の五十八、第九十一条の五十九、第九十一条の六十、第九十一条の六十一、第九十一条の六十二、第九十一条の六十三、第九十一条の六十四、第九十一条の六十五、第九十一条の六十六、第九十一条の六十七、第九十一条の六十八、第九十一条の六十九、第九十一条の七十、第九十一条の七十一、第九十一条の七十二、第九十一条の七十三、第九十一条の七十四、第九十一条の七十五、第九十一条の七十六、第九十一条の七十七、第九十一条の七十八、第九十一条の七十九、第九十一条の八十、第九十一条の八十一、第九十一条の八十二、第九十一条の八十三、第九十一条の八十四、第九十一条の八十五、第九十一条の八十六、第九十一条の八十七、第九十一条の八十八、第九十一条の八十九、第九十一条の九十、第九十一条の九十一、第九十一条の九十二、第九十一条の九十三、第九十一条の九十四、第九十一条の九十五、第九十一条の九十六、第九十一条の九十七、第九十一条の九十八、第九十一条の九十九、第九十一条の百)

---(一)国産製造国産品(国産品外品)及び変更申請承認事項変更承認申請書---

動物用医薬品(国産品外品)変更申請承認事項変更承認申請書 年 月 日

申請 先 の 名 称	農林水産大臣 殿
	住所 氏名 〔個人にあっては、氏名及び代表者の氏名〕

国産品、国産製造品の場合、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和四十一年)第三十一条の規定に基づき動物用医薬品(国産品外品)の変更申請承認事項の変更の承認を受けたことが、下記により申し上げます。

記

- 承認年月日及び承認番号
- 変更申請承認年月日及び変更申請承認番号
- 製造販売する品目
- 変更しようとする事項
- 変更理由
- 参考事項

(日本製薬協会の)

備考 記の2には、販売上一般の名称があるものについては、その一般的名称を添付して提出すること。3も同様すること。

---(二)外国製造国産品(国産品外品)及び変更申請承認事項変更承認申請書---

動物用医薬品(国産品外品)変更申請承認事項変更承認申請書 年 月 日

申請 先 の 名 称	農林水産大臣 殿
	住所 氏名 〔個人にあっては、氏名及び代表者の氏名〕

動物用医薬品等製造販売業者の住所  
動物用医薬品等製造販売業者の住所  
製造販売業者の住所 〔個人にあっては、氏名及び代表者の氏名〕

国産品、国産製造品の場合、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和四十一年)第三十一条の規定に基づき動物用医薬品(国産品外品)の変更申請承認事項の変更の承認を受けたことが、下記により申し上げます。

記

- 承認年月日及び承認番号
- 変更申請承認年月日及び変更申請承認番号
- 製造販売する品目
- 変更しようとする事項
- 変更理由
- 参考事項

(日本製薬協会の)

備考 記の2には、販売上一般の名称があるものについては、その一般的名称を添付して提出すること。3も同様すること。

---(三)国産製造品(国産品外品)及び変更申請承認事項変更承認申請書---

動物用医薬品(国産品外品)変更申請承認事項変更承認申請書 年 月 日

申請 先 の 名 称	農林水産大臣 殿
	住所 氏名 〔個人にあっては、氏名及び代表者の氏名〕

国産品、国産製造品の場合、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和四十一年)第三十一条の規定に基づき動物用医薬品(国産品外品)の変更申請承認事項の変更の承認を受けたことが、下記により申し上げます。

記

- 承認年月日及び承認番号
- 変更申請承認年月日及び変更申請承認番号
- 製造販売する品目
- 変更しようとする事項
- 変更理由
- 参考事項

(日本製薬協会の)

備考 記の2には、販売上一般の名称があるものについては、その一般的名称を添付して提出すること。3も同様すること。

(50) 国内製造国産農産物の場合  
動物用内国製造国産農産物の変更申請届書(変更申請届書)  
年月日

農水産大臣	期
住所	
氏名	【記入にあつては、名】 【姓及び代表者の氏名】
届付内国製造国産農産物製造事業者の住所	
届付内国製造国産農産物製造事業者の住所	【記入にあつては、名】
製造事業者の住所	【姓及び代表者の氏名】

届書は、原簿簿等に記載、有償及び有償性の確保に関する法律第2条の2に  
基づいて使用する同意書に記載の住所(届付住所)に基づき、動物用内国製造国産農産物  
原簿簿等(変更届書の提出)を受けついで、下記により申上ります。

1 承認年月日及び承認番号  
2 変更申請届付年月日及び変更申請届付番号  
3 製造販売する品目  
4 変更しようとする事項  
5 変更理由  
6 備考事項

(日本農業新聞社)

備考  
記の20は、原簿簿等において記載及び一般的の氏名、住所(届付住所)に  
ついて変更しようとする事項があるものについては、その一般的の氏名を原簿簿等  
に記載すること、を記載すること。

(51) 国内製造国産農産物の場合  
動物用内国製造国産農産物の変更申請届書(変更申請届書)  
年月日

農水産大臣	期
住所	
氏名	【記入にあつては、名】 【姓及び代表者の氏名】

届書は、原簿簿等に記載、有償性及び有償性の確保に関する法律第2条の2に  
基づいて使用する同意書に記載の住所(届付住所)に基づき、動物用内国製造国産農産物  
原簿簿等(変更届書の提出)を受けついで、下記により申上ります。

1 承認年月日及び承認番号  
2 変更申請届付年月日及び変更申請届付番号  
3 製造販売する品目  
4 変更しようとする事項  
5 変更理由  
6 備考事項

(日本農業新聞社)

備考  
記の20は、販売名(一般的の氏名)があるものについては、その一般的の氏名を原簿簿等  
に記載すること、を記載すること。

(52) 国内製造国産農産物の場合  
動物用内国製造国産農産物の変更申請届書(変更申請届書)  
年月日

農水産大臣	期
住所	
氏名	【記入にあつては、名】 【姓及び代表者の氏名】
届付内国製造国産農産物製造事業者の住所	
届付内国製造国産農産物製造事業者の住所	【記入にあつては、名】
製造事業者の住所	【姓及び代表者の氏名】

届書は、原簿簿等に記載、有償性及び有償性の確保に関する法律第2条の2に  
基づいて使用する同意書に記載の住所(届付住所)に基づき、動物用内国製造国産農産物  
原簿簿等(変更届書の提出)を受けついで、下記により申上ります。

1 承認年月日及び承認番号  
2 変更申請届付年月日及び変更申請届付番号  
3 製造販売する品目  
4 変更しようとする事項  
5 変更理由  
6 備考事項

(日本農業新聞社)

備考  
記の20は、販売名(一般的の氏名)があるものについては、その一般的の氏名を原簿簿等  
に記載すること、を記載すること。

様式第十八号の四(第四十七条の八、第九十一  
条、第九十一条の四十四の七、第九十一条の七十

様式第十九号の四(欄四十七条の八、第九十一條、第九十一條の四の七、第九十一條の七十九、第九十一條の百二十五の七、第九十一條の百五十四関係)

(一)医薬品(体外診断用医薬品を除く。)及び医薬品製造承認申請書提出後

農林水産大臣	職	年	月	日
	住所	〔本人にあっては、氏名〕 氏名 〔氏名及び代表者の氏名〕		
	氏名			
動物用医薬品(医薬品以外の体外診断用医薬品)の変更申請承認事項の趣意を變更する下記のとおり届け出ます。 記 1. 承認年月日及び承認番号 2. 変更申請承認年月日及び変更申請承認番号 3. 製造販売する品目 4. 変更した事項 5. 変更年月日 6. 変更理由 7. 添付書類				

〔日本医薬情報44〕  
記の2については、販売名(一般的名称)があるものについては、その一般的名称を添付内に併記すること、を記載すること。

(二)外国製造品(動物用医薬品(体外診断用医薬品を除く。))及び外国製造品製造承認申請書提出後

農林水産大臣	職	年	月	日
	住所	〔本人にあっては、氏名〕 氏名 〔氏名及び代表者の氏名〕		
	氏名			
	住所	〔本人にあっては、氏名〕 氏名 〔氏名及び代表者の氏名〕		
	氏名			
動物用外国製造品(医薬品以外の体外診断用医薬品)の変更申請承認事項の趣意を變更する下記のとおり届け出ます。 記 1. 承認年月日及び承認番号 2. 変更申請承認年月日及び変更申請承認番号 3. 製造販売する品目 4. 変更した事項 5. 変更年月日 6. 変更理由 7. 添付書類				

〔日本医薬情報44〕  
記の2については、販売名(一般的名称)があるものについては、その一般的名称を添付内に併記すること、を記載すること。

(三)医薬品製造又は体外診断用医薬品の場合

農林水産大臣	職	年	月	日
	住所	〔本人にあっては、氏名〕 氏名 〔氏名及び代表者の氏名〕		
	氏名			
動物用医薬品製造(体外診断用医薬品)の変更申請承認事項の趣意を變更する下記のとおり届け出ます。 記 1. 承認年月日及び承認番号 2. 変更申請承認年月日及び変更申請承認番号 3. 製造販売する品目 4. 変更した事項 5. 変更年月日 6. 変更理由 7. 添付書類				

〔日本医薬情報44〕  
記の2については、販売名(一般的名称)があるものについては、その一般的名称を添付内に併記すること、を記載すること。

(四)外国製造品(動物用医薬品(体外診断用医薬品を除く。))及び外国製造品製造承認申請書提出後

農林水産大臣	職	年	月	日
	住所	〔本人にあっては、氏名〕 氏名 〔氏名及び代表者の氏名〕		
	氏名			
	住所	〔本人にあっては、氏名〕 氏名 〔氏名及び代表者の氏名〕		
	氏名			
動物用外国製造品(動物用医薬品(体外診断用医薬品)の変更申請承認事項の趣意を變更する下記のとおり届け出ます。 記 1. 承認年月日及び承認番号 2. 変更申請承認年月日及び変更申請承認番号 3. 製造販売する品目 4. 変更した事項 5. 変更年月日 6. 変更理由 7. 添付書類				

〔日本医薬情報44〕  
記の2については、販売名(一般的名称)があるものについては、その一般的名称を添付内に併記すること、を記載すること。

(5) 農産物検査物品の検査  
農産物検査物品(検査物品)の検査申請書

農林水産大臣 宛 年 月 日

住所  
氏名 (記入あっては、氏名)  
(検査官の氏名)

農産物検査物品(検査物品)の検査申請書の種類と変更を下記のとおり届けます。

1. 承認年月日及び承認番号
2. 変更申請承認年月日及び変更申請承認番号
3. 製造販売する品目
4. 変更した事項
5. 変更理由
6. 検査事項

(日本農産物検査法)

備考  
記の2については、販売長(一般販売長)があるものについては、その一般販売長を添削内に併記すること。)

(7) 外国製造農産物検査物品の検査  
農産物検査物品(検査物品)の検査申請書

農林水産大臣 宛 年 月 日

住所  
氏名 (記入あっては、氏名)  
(検査官の氏名)

農産物検査物品(検査物品)の検査申請書の種類と変更を下記のとおり届けます。

1. 承認年月日及び承認番号
2. 変更申請承認年月日及び変更申請承認番号
3. 製造販売する品目
4. 変更した事項
5. 変更理由
6. 検査事項

(日本農産物検査法)

備考  
記の2については、販売長(一般販売長)があるものについては、その一般販売長を添削内に併記すること。)

農産物検査物品(検査物品)の検査申請書

農林水産大臣 宛 年 月 日

住所  
氏名 (記入あっては、氏名)  
(検査官の氏名)

検査品、検査検査物品(検査物品)の検査申請書の種類と変更を下記のとおり届けます。

1. 認定年月日及び承認番号
2. 変更申請承認年月日及び変更申請承認番号
3. 申請する品目
4. 承認年月日及び承認番号
5. 変更申請承認年月日及び変更申請承認番号
6. 承認を受けようとする製造物の名称及び所在地
7. 製造業者の許可年月日及び認定番号又は登録製造業者等製造業者の登録年月日及び登録番号
8. 製造業者の許可区分又は認定製造業者等製造業者の認定区分
9. 検査事項

(日本農産物検査法)

備考  
1 記の2については、申請する品目に係る許可の種類について記載すること。  
2 記の2については、販売長(一般販売長)があるものについては、その一般販売長を添削内に併記すること。)

様式第十八号の五(第四十七条の十、第九十一条、第九十一条の四、第九十一条の九、第九十一条の百五十四関係)

(7) 外国製造農産物検査物品(検査物品)の検査申請書  
農産物検査物品(検査物品)の検査申請書

農林水産大臣 宛 年 月 日

住所  
氏名 (記入あっては、氏名)  
(検査官の氏名)

農産物検査物品(検査物品)の検査申請書の種類と変更を下記のとおり届けます。

1. 認定年月日及び承認番号
2. 変更申請承認年月日及び変更申請承認番号
3. 申請する品目
4. 承認年月日及び承認番号
5. 変更申請承認年月日及び変更申請承認番号
6. 承認を受けようとする製造物の名称及び所在地
7. 製造業者の許可年月日及び認定番号又は登録製造業者等製造業者の登録年月日及び登録番号
8. 製造業者の許可区分又は認定製造業者等製造業者の認定区分
9. 検査事項

(日本農産物検査法)

備考  
1 記の2については、申請する品目に係る許可の種類について記載すること。  
2 記の2については、販売長(一般販売長)があるものについては、その一般販売長を添削内に併記すること。)

(2) 動物用医薬品製造業の届出  
動物用医薬品製造業(国内製造業)変更申請書(申請書)

年月日

農林水産大臣 宛

住所  
 氏名 (記入にあつては、  
 姓及び代表者の氏名)

〔経業品、医薬品製造業の品名、有効性及び安全性の確保に関する法第20条の2第1項の  
 規定に準じて、動物用医薬品製造業(国内製造業)変更申請書の届出を下記により  
 申請します。〕

届 出

- 1 主たる機能を有する事業所の名称及び所在地
- 2 製造販売業者の許可年月日及び許可番号
- 3 申請する品目
- 4 承認前製造業(又は変更前製造業)年月日及び変更前製造業番号
- 5 承認後製造業(又は変更後製造業)年月日及び変更前製造業番号
- 6 製造販売しようとする製造品の名称及び所在地
- 7 製造業者(又は登録外国製造業者)の登録年月日及び登録番号
- 8 備考事項

〔日本農業新聞社〕

備 考

- 1 第1の2には、申請する品目に係る許可の欄について記載すること。
- 2 第1の2は、従属製造品については無効。一般の有効及び無効品目と異なる品目別の  
 申請(申請中の製造品以外の品目を含む)も、併用申請制度に基づいて提出し、一般の  
 事項があるものについては、その一般事項を範囲内に記載すること。3)及び無効品  
 目と異なる品目別の申請(申請中の製造品以外の品目を含む)を記載すること。
- 3 第1の4及び5は、欄頭に係る製造業者(又は製造業者及び登録外国製造業者)について  
 記載すること。

(3) 動物用医薬品製造業(国外製造業)変更申請書(申請書)

年月日

農林水産大臣 宛

住所  
 氏名 (記入にあつては、  
 姓及び代表者の氏名)

届出外国製造業製造業者(製造業)の氏名  
 届出外国製造業製造業者(製造業)の氏名  
 製造販売業者の氏名 (記入にあつては、  
 姓及び代表者の氏名)

〔経業品、医薬品製造業の品名、有効性及び安全性の確保に関する法第20条の2第1項の  
 規定に準じて、動物用医薬品製造業(国外製造業)変更申請書の届出を下記により  
 申請します。〕

届 出

- 1 主たる機能を有する事業所の名称及び所在地
- 2 承認前製造業(又は変更前製造業)年月日及び変更前製造業番号
- 3 承認後製造業(又は変更後製造業)年月日及び変更前製造業番号
- 4 製造業者の許可年月日及び許可番号
- 5 申請する品目
- 6 承認前製造業(又は変更前製造業)年月日及び変更前製造業番号
- 7 承認後製造業(又は変更後製造業)年月日及び変更前製造業番号
- 8 製造業者(又は登録外国製造業者)の登録年月日及び登録番号
- 9 備考事項

〔日本農業新聞社〕

備 考

- 1 第1の2には、申請する品目に係る許可の欄について記載すること。
- 2 第1の2は、製造品については無効。一般の有効及び無効品目と異なる品目別の  
 申請(申請中の製造品以外の品目を含む)も、併用申請制度に基づいて提出し、一般の  
 事項があるものについては、その一般事項を範囲内に記載すること。3)及び無効品  
 目と異なる品目別の申請(申請中の製造品以外の品目を含む)を記載すること。
- 3 第1の4及び5は、欄頭に係る製造業者(又は製造業者及び登録外国製造業者)について  
 記載すること。

(4) 再生医療等製品製造業の届出  
再生医療等製品製造業(国内製造業)変更申請書(申請書)

年月日

農林水産大臣 宛

住所  
 氏名 (記入にあつては、  
 姓及び代表者の氏名)

〔経業品、医薬品製造業の品名、有効性及び安全性の確保に関する法第20条の2第1項の  
 規定に準じて、再生医療等製品製造業(国内製造業)変更申請書の届出を下記により  
 申請します。〕

届 出

- 1 主たる機能を有する事業所の名称及び所在地
- 2 製造販売業者の許可年月日及び許可番号
- 3 申請する品目
- 4 承認前製造業(又は変更前製造業)年月日及び変更前製造業番号
- 5 承認後製造業(又は変更後製造業)年月日及び変更前製造業番号
- 6 製造業者の許可年月日及び許可番号
- 7 製造業者(又は登録外国製造業者)の登録年月日及び登録番号
- 8 備考事項

〔日本農業新聞社〕

備 考

- 1 第1の2には、申請する品目に係る許可の欄について記載すること。
- 2 第1の2は、製造品(一般の有効品)があるものについては、その一般事項を範囲内に  
 記載すること。3)に記載すること。
- 3 第1の4、7及び第1の5は、欄頭に係る製造業者(又は製造業者及び登録外国製造業者)  
 製造業者)について記載すること。

(5) 再生医療等製品製造業の届出  
再生医療等製品製造業(国外製造業)変更申請書(申請書)

年月日

農林水産大臣 宛

住所  
 氏名 (記入にあつては、  
 姓及び代表者の氏名)

届出外国製造業製造業者(製造業)の氏名  
 届出外国製造業製造業者(製造業)の氏名  
 製造販売業者の氏名 (記入にあつては、  
 姓及び代表者の氏名)

〔経業品、医薬品製造業の品名、有効性及び安全性の確保に関する法第20条の2第1項の  
 規定に準じて、再生医療等製品製造業(国外製造業)変更申請書の届出を下記により  
 申請します。〕

届 出

- 1 主たる機能を有する事業所の名称及び所在地
- 2 承認前製造業(又は変更前製造業)年月日及び変更前製造業番号
- 3 承認後製造業(又は変更後製造業)年月日及び変更前製造業番号
- 4 製造業者の許可年月日及び許可番号
- 5 申請する品目
- 6 承認前製造業(又は変更前製造業)年月日及び変更前製造業番号
- 7 承認後製造業(又は変更後製造業)年月日及び変更前製造業番号
- 8 製造業者(又は登録外国製造業者)の登録年月日及び登録番号
- 9 備考事項

〔日本農業新聞社〕

備 考

- 1 第1の2には、申請する品目に係る許可の欄について記載すること。
- 2 第1の2は、製造品(一般の有効品)があるものについては、その一般事項を範囲内に  
 記載すること。3)に記載すること。
- 3 第1の4、7及び第1の5は、欄頭に係る製造業者(又は製造業者及び登録外国製造業者)  
 製造業者)について記載すること。

様式第十八号の六(第四十七条の十三、第九十一条、第九十一条の四、第九十一条の十三、第九十一条の七、第九十一条の十二、第九十一条の百五十四関係)

様式第十八号の六(第四十七条の十三、第九十一条、第九十一条の四、第九十一条の七、第九十一条の十二、第九十一条の百五十四関係)  
 (一) 飼料製造用医薬品(動物用飼料用医薬品)の更新申請に関する届出書

動物用医薬品(医薬部外品)の更新申請に付した更新に関する届出書

年 月 日

農林水産大臣 宛

住所  
 氏名 (法人にあっては、名)  
 (代表者等の氏名)

医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律142号)の附則の規定により動物用医薬品(医薬部外品)の更新申請に付した更新を下記のとおり届け出ます。

記

1. 承認年月日及び承認番号
2. 更新申請承認年月日及び更新申請承認番号
3. 製造販売する品目
4. 更新する事項
5. 更新年月日
6. 添付書類

(日本医薬品情報社)

備考  
 記の2は、販売名(一般的名称)があるものについては、その一般的名称を添付別に併記すること、を記載すること。

(二) 外国製造用医薬品(動物用飼料用医薬品)又は外国製造用医薬品の場合  
 動物用医薬品(医薬部外品)の更新申請に付した更新に関する届出書

年 月 日

農林水産大臣 宛

住所  
 氏名 (法人にあっては、名)  
 (代表者等の氏名)

動物用医薬品(医薬部外品)の更新申請に付した更新に関する届出書

動物用医薬品(医薬部外品)の更新申請に付した更新を下記のとおり届け出ます。

記

1. 承認年月日及び承認番号
2. 更新申請承認年月日及び更新申請承認番号
3. 製造販売する品目
4. 更新する事項
5. 更新年月日
6. 添付書類

(日本医薬品情報社)

備考  
 記の2は、販売名(一般的名称)があるものについては、その一般的名称を添付別に併記すること、を記載すること。

(三) 医薬品(動物用医薬品)の更新申請に関する届出書  
 動物用医薬品(医薬部外品)の更新申請に付した更新に関する届出書

年 月 日

農林水産大臣 宛

住所  
 氏名 (法人にあっては、名)  
 (代表者等の氏名)

医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律142号)の附則の規定により動物用医薬品(医薬部外品)の更新申請に付した更新を下記のとおり届け出ます。

記

1. 承認年月日及び承認番号
2. 更新申請承認年月日及び更新申請承認番号
3. 製造販売する品目
4. 更新する事項
5. 更新年月日
6. 添付書類

(日本医薬品情報社)

備考  
 記の2は、販売名(一般的名称)があるものについては、その一般的名称を添付別に併記すること、を記載すること。

(5) 外国製造医薬品等又は外国製造生医薬品等製造品の場合  
 動物用医薬品製造品等製造品(動物用医薬品製造品)の変更に関する届出書

農林水産大臣	届	年	月	日
	住所			
	氏名	(個人にあっては、氏名) (法人にあっては、代表者の氏名)		
	届付外国製造医薬品等製造品製造業者の住所			
	届付外国製造医薬品等製造品製造業者の氏名	(個人にあっては、氏名) (法人にあっては、代表者の氏名)		

医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第18条の22において規定する届出書に準じて以下の事項を記載の上より動物用医薬品製造品等製造品製造業者の住所及び氏名の変更申請を行った変更を下記のとおり届け出ます。

届

- 承認年月日及び承認番号
- 変更申請届出年月日及び変更申請届出番号
- 製造方法の品目
- 変更する事項
- 変更年月日
- 備考事項

(日本医薬情報44)

備考  
 届の22は、医薬品等については製造及び販売の住所、動物用医薬品等については製造及び販売の住所があるものについては、その一般的な住所を届出に添付すること、を記載すること。

(5) 外国製造医薬品等の場合  
 動物用医薬品製造品(動物用医薬品製造品)の変更に関する届出書

農林水産大臣	届	年	月	日
	住所			
	氏名	(個人にあっては、氏名) (法人にあっては、代表者の氏名)		

医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第18条の22において規定する届出書に準じて以下の事項を記載の上より動物用医薬品製造品(動物用医薬品製造品)の変更申請を行った変更を下記のとおり届け出ます。

届

- 承認年月日及び承認番号
- 変更申請届出年月日及び変更申請届出番号
- 製造方法の品目
- 変更する事項
- 変更年月日
- 備考事項

(日本医薬情報44)

備考  
 届の22は、製造及び販売の住所があるものについては、その一般的な住所を届出に添付すること、を記載すること。

(7) 外国製造生医薬品等の場合  
 動物用医薬品製造品(動物用医薬品製造品)の変更に関する届出書

農林水産大臣	届	年	月	日
	住所			
	氏名	(個人にあっては、氏名) (法人にあっては、代表者の氏名)		
	届付外国製造生医薬品等製造品製造業者の住所			
	届付外国製造生医薬品等製造品製造業者の氏名	(個人にあっては、氏名) (法人にあっては、代表者の氏名)		

医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第18条の22において規定する届出書に準じて以下の事項を記載の上より動物用医薬品製造品(動物用医薬品製造品)の変更申請を行った変更を下記のとおり届け出ます。

届

- 承認年月日及び承認番号
- 変更申請届出年月日及び変更申請届出番号
- 製造方法の品目
- 変更する事項
- 変更年月日
- 備考事項

(日本医薬情報44)

備考  
 届の22は、製造及び販売の住所があるものについては、その一般的な住所を届出に添付すること、を記載すること。

様式第十九号(第四十五条、第九十一条、第九十二条、第九十一条の百二十三、第九十一条の百五十四関係)

様式第十九号(第四十五条、第九十一条、第九十一条の百二十三、第九十一条の百五十四関係)  
 一 医薬品(動物用医薬品製造品を除く。)の場合

農林水産大臣	届	年	月	日
	住所			
	氏名	(個人にあっては、氏名) (法人にあっては、代表者の氏名)		
	届付外国製造生医薬品等製造品製造業者の住所			
	届付外国製造生医薬品等製造品製造業者の氏名	(個人にあっては、氏名) (法人にあっては、代表者の氏名)		

医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第18条の22において規定する届出書に準じて以下の事項を記載の上より動物用医薬品製造品(動物用医薬品製造品)の変更申請を行った変更を下記のとおり届け出ます。

届

- 再評価を受けようとする品目
- 承認番号及び承認年月日
- 製造方法(承認番号と異なる場合は、その本数)
- 製造方法
- 製造及び販売方法
- 製造及び販売方法
- 製造及び販売方法
- 製造及び販売方法
- 製造及び販売方法
- 製造及び販売方法
- 製造及び販売方法
- 備考事項

(日本医薬情報44)

備考  
 1 製造販売業者の場合については様式第十九号の(一)の欄を、外国製造医薬品の場合については製造販売業者の住所及び氏名を記載すること。  
 2 外国製造医薬品製造品の場合については、届出書の氏名欄に届付外国製造医薬品等製造品製造業者の住所及び氏名(個人にあっては、代表者の氏名)を記載すること。  
 3 再評価を受けようとする品目に記載すること。  
 4 届出書の欄に規定する資料を添付すること。





様式第二十二号（第五十条、第九十一条の四十七）  
（一）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）の場合

動物用医薬品製造販売届出書

農林水産大臣	届出	年月日
氏名	住所	
氏名	住所	

医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の四の項の規程により動物用医薬品製造販売届出書を下記のとおり提出します。

届出

- 製造業者、製造医薬品等外国製造業者又は登録製造医薬品等外国製造業者の氏名又は住所及び住所
- 製造業者の許可年月日及び許可番号若しくは登録年月日及び登録番号、製造医薬品等外国製造業者の認定年月日及び認定番号若しくは登録年月日及び登録番号
- 製造業者の許可の区分又は認定医薬品等外国製造業者の認定の区分
- 製造販売しようとする品目
- 規格及び検査方法
- 参考事項

（日本製薬規格A4）

備考

- 届の1には、製造業者若しくは第1条第1項第4号の1の1に該当する小中、製造医薬品等外国製造業者若しくは第1条第1項第4号の1の2に該当する小中を記載すること。
- 届の1、2及び3には、製造販売しようとする品目に係る全ての製造業者、製造医薬品等外国製造業者及び登録製造医薬品等外国製造業者について記載すること。
- 届の2には、製造業者の品質管理の体制に関する事項について、その一般的な事項を併記しに併記すること、若しくは記載すること。
- 届の3には、その品目の規格及び製造販売について行う検査方法を記載すること。この場合、規格又は検査方法が本届出書に記載されていないときは、その取組事項の記載をもって、これに代用することができる。
- 届出書には、当該届出書提出の許可の年しを併記すること。
- 届出書は、正誤訂正を要するものとする。

（二）医薬機器の場合

動物用医薬品製造販売届出書

農林水産大臣	届出	年月日
氏名	住所	
氏名	住所	

医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の四の項の規程により動物用医薬品製造販売届出書を下記のとおり提出します。

届出

- 製造業者又は登録製造医薬品等外国製造業者の氏名又は住所及び住所
- 製造業者又は登録製造医薬品等外国製造業者の登録年月日及び登録番号
- 製造販売しようとする品目
- 規格及び検査方法
- 参考事項

（日本製薬規格A4）

備考

- 届の1及び2には、製造販売しようとする品目に係る全ての製造業者及び登録製造業者について記載すること。
- 届の1には、製造業者の品質管理の体制に関する事項について、その一般的な事項を併記しに併記すること、若しくは記載すること。
- 届の2には、その品目の規格及び製造販売について行う検査方法を記載すること。この場合、規格又は検査方法が本届出書に記載されていないときは、その取組事項の記載をもって、これに代用することができる。
- 届出書には、当該届出書提出の許可の年しを併記すること。
- 届出書は、正誤訂正を要するものとする。

（三）体外診断用医薬品の場合

動物用体外診断用医薬品製造販売届出書

農林水産大臣	届出	年月日
氏名	住所	
氏名	住所	

医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の四の項の規程により動物用体外診断用医薬品製造販売届出書を下記のとおり提出します。

届出

- 製造業者又は登録製造医薬品等外国製造業者の氏名又は住所及び住所
- 製造業者又は登録製造医薬品等外国製造業者の登録年月日及び登録番号
- 製造販売しようとする品目
- 規格及び検査方法
- 参考事項

（日本製薬規格A4）

備考

- 届の1及び2には、製造販売しようとする品目に係る全ての製造業者及び登録製造業者について記載すること。
- 届の1には、製造業者の品質管理の体制に関する事項について、その一般的な事項を併記しに併記すること、若しくは記載すること。
- 届の2には、その品目の規格及び製造販売について行う検査方法を記載すること。この場合、規格又は検査方法が本届出書に記載されていないときは、その取組事項の記載をもって、これに代用することができる。
- 届出書には、当該届出書提出の許可の年しを併記すること。
- 届出書は、正誤訂正を要するものとする。

様式第二十二号（第五十条、第九十一条の四十七）  
（一）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）の場合

動物用医薬品製造販売届出書（医薬品製造届出書）

農林水産大臣	届出	年月日
氏名	住所	
氏名	住所	

医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の四の項の規程により動物用医薬品製造販売届出書を下記のとおり提出します。

届出

- 製造業者の品目
- 製造年月日
- 製造年月日
- 製造年月日
- 参考事項

（日本製薬規格A4）

備考

- 届の1には、製造業者（一般的名称の多きものについては、その一般的な名称を併記して併記すること）、若しくは記載すること。
- 届出書は、正誤訂正を要するものとする。

(二) 動物取扱及び体外移動用医薬品の届出

動物取扱設備等（体外移動用医薬品）製造販売業届出書（第16条）

届出番号	年月日
農林水産大臣 殿	年 月 日

届所  
 氏名（第18条第2項、第19条）  
 氏名（第18条第3項、第19条）  
 氏名（第18条第4項、第19条）

医薬品、医薬部外品等の製造、取扱い及び安全衛生確保等に關する法律（第15条）第1項の第1号の法律により動物取扱設備等（体外移動用医薬品）製造販売業の届出（第16条）を下記のとおり提出いたします。

届

- 製造販売する届出
- 製造中止届出
- 変更届出
- 廃止届出
- その他事項

（日本医薬関係表A4）

備考  
 1. 届の1には、動物取扱等によって行われる、飼育及び一般の取扱い、体外移動用医薬品等として製造等（一般の取扱い等）があるものについては、その一般の取扱い等に関する事項（第17条）を記載すること。  
 2. 届出番号、正副を提出すること。

様式第二十三号（第七十九条、第九十一条の六、第九十一条の百四十三関係）

(一) 医薬品（体外移動用医薬品を除く）又は医薬部外品の届出

動物取扱設備等（体外移動用医薬品）製造販売業届出書（第16条）

届出番号	年月日
農林水産大臣 殿	年 月 日

届所  
 氏名（第18条第2項、第19条）  
 氏名（第18条第3項、第19条）  
 氏名（第18条第4項、第19条）

医薬品、医薬部外品等の製造、取扱い及び安全衛生確保等に關する法律（第15条）第1項の第2号の法律により動物取扱設備等（体外移動用医薬品）製造販売業の届出（第16条）を下記のとおり提出いたします。

届

- 製造販売する届出
- 製造中止届出（第16条）した主な取扱い等する事項の名称及び所在地
- 事業の廃止、休止又は再開の状況、年月日及びその理由
- その他事項

（日本医薬関係表A4）

備考  
 届出番号、正副を提出すること。

(二) 動物取扱及び体外移動用医薬品の届出

動物取扱設備等（体外移動用医薬品）製造販売業届出書（第16条）

届出番号	年月日
農林水産大臣 殿	年 月 日

届所  
 氏名（第18条第2項、第19条）  
 氏名（第18条第3項、第19条）  
 氏名（第18条第4項、第19条）

医薬品、医薬部外品等の製造、取扱い及び安全衛生確保等に關する法律（第15条）第1項の第1号の法律により動物取扱設備等（体外移動用医薬品）製造販売業の届出（第16条）を下記のとおり提出いたします。

届

- 製造販売する届出
- 製造中止届出
- 変更届出
- 廃止届出
- その他事項

（日本医薬関係表A4）

備考  
 届出番号、正副を提出すること。

(三) 体外移動用医薬品の届出

動物取扱設備等（体外移動用医薬品）製造販売業届出書（第16条）

届出番号	年月日
農林水産大臣 殿	年 月 日

届所  
 氏名（第18条第2項、第19条）  
 氏名（第18条第3項、第19条）  
 氏名（第18条第4項、第19条）

医薬品、医薬部外品等の製造、取扱い及び安全衛生確保等に關する法律（第15条）第1項の第2号の法律により動物取扱設備等（体外移動用医薬品）製造販売業の届出（第16条）を下記のとおり提出いたします。

届

- 製造販売する届出
- 事業の廃止、休止又は再開の状況、年月日及びその理由
- その他事項

（日本医薬関係表A4）

備考  
 届出番号、正副を提出すること。

様式第二十四号(第七十九条、第九十一条の六十一、第九十一条の百四十三関係)

様式第二十四号(第七十九条、第九十一条の六十一、第九十一条の百四十三関係)  
一 医薬品(体外診断用医薬品を除く)製造販売承認申請書変更届出書

動物用医薬品(医薬部外品)製造販売承認申請書変更届出書		年	月	日
農林水産大臣	殿			
	住所	氏名(個人にあっては、名)		
		氏名(個人にあっては、名)		
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第百条の四第1号の項に基づき動物用医薬品(医薬部外品)製造販売承認申請書変更届出書の提出を下記のとおり届け出ます。				
記				
許可年月日及び許可番号				
1. 主たる機能を有する事象所の名称及び所在地				
2. 事象の種類				
3. 変更した事項				
4. 変更年月日				
5. 変更理由				
6. 備考事項				

(日本国産薬機法44)

備考

- 記の1には、該当する法律第百条第1号に規定する許可の機能を記載すること。
- 記の2には、変更のあった部分の新旧対照として記載すること。
- 薬事に関する業務に責任を有する役員の変更の場合は、記の4に変更後の役員が当該職務執行の中心となることに関する事項を記載し、かつ、該当しない場合は「該当しない」と記載し、該当する場合は、該当する事項の欄を記載すること。
- 届出書は、記録簿を提出すること。

二 医療機器等又は体外診断用医薬品の場合

動物用医薬品(体外診断用医薬品)製造販売承認申請書変更届出書		年	月	日
農林水産大臣	殿			
	住所	氏名(個人にあっては、名)		
		氏名(個人にあっては、名)		
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第百条の四第1号の項に基づき動物用医薬品(体外診断用医薬品)製造販売承認申請書変更届出書の提出を下記のとおり届け出ます。				
記				
許可年月日及び許可番号				
1. 主たる機能を有する事象所の名称及び所在地				
2. 事象の種類				
3. 変更した事項				
4. 変更年月日				
5. 変更理由				
6. 備考事項				

(日本国産薬機法44)

備考

- 記の1には、該当する法律第百条の項に規定する許可の機能を記載すること。
- 記の2には、変更のあった部分の新旧対照として記載すること。
- 薬事に関する業務に責任を有する役員の変更の場合は、記の4に変更後の役員が当該職務執行の中心となることに関する事項を記載し、かつ、該当しない場合は「該当しない」と記載し、該当する場合は、該当する事項の欄を記載すること。
- 届出書は、記録簿を提出すること。

三 再生医療等製品の製造販売承認申請書変更届出書

動物用再生医療等製品製造販売承認申請書変更届出書		年	月	日
農林水産大臣	殿			
	住所	氏名(個人にあっては、名)		
		氏名(個人にあっては、名)		
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第百条の四第1号の項に基づき動物用再生医療等製品製造販売承認申請書変更届出書の提出を下記のとおり届け出ます。				
記				
許可年月日及び許可番号				
1. 主たる機能を有する事象所の名称及び所在地				
2. 事象の種類				
3. 変更した事項				
4. 変更年月日				
5. 変更理由				
6. 備考事項				

(日本国産薬機法44)

備考

- 記の1には、変更のあった部分の新旧対照として記載すること。
- 届出書は、記録簿を提出すること。
- 薬事に関する業務に責任を有する役員の変更の場合は、記の4に変更後の役員が当該職務執行の中心となることに関する事項を記載し、かつ、該当しない場合は「該当しない」と記載し、該当する場合は、該当する事項の欄を記載すること。

様式第二十五号(第八十条、第九十一条の六十一、第九十一条の百四十四関係)

様式第二十五号(第八十条、第九十一条の六十一、第九十一条の百四十四関係)  
一 医薬品(体外診断用医薬品を除く)製造販売承認申請書

動物用医薬品(医薬部外品)製造届出書		年	月	日
農林水産大臣	殿			
	住所	氏名(個人にあっては、名)		
		氏名(個人にあっては、名)		
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第百条の四第1号の項に基づき動物用医薬品(医薬部外品)製造届出書の提出を下記のとおり届け出ます。				
記				
許可年月日及び許可番号				
1. 製造地の名称及び所在地				
2. 製造物の名称、性状、性状上の特徴の区分、年月日及びその理由				
3. 備考事項				

(日本国産薬機法44)

備考

届出書は、記録簿を提出すること。



(D) 医薬品(海外製剤用医薬品を除く) 又は医薬品(国内製剤用医薬品を除く)の製造業者の申請書  
 動物用医薬品(医薬品)の製造業者の申請書(変更) 通知書  
 Notification for change of the registrant matters of foreign animal drug(quet-drug) manufacturer

年 月 日  
 Year Month Day

農林水産大臣 宛  
 To Minister of Agriculture, Forestry and Fisheries

住所  
 Address  
 氏名 (個人) 又は 会社名 (法人)  
 Name (name and name of its representative)  
 (in case of a corporation)

医薬品、医薬部外品の品質、有効性及び安全性の確保に關する法律第24条第2項第2号に於ける製造業者(製造業者)の申請書(変更)の通知書(動物用医薬品(医薬品)の製造業者の申請書(変更)の通知書)に於て規定する事項を記載し、かつ、以下の事項を記載する。 1. 申請書の内容及び関係  
 2. 製造業者の住所  
 3. 製造業者の名称  
 4. 変更の事由  
 5. 変更の日  
 6. 変更の理由  
 7. 参考書

通知書の日及び受理番号  
 Date and number of the notification  
 1. 申請書の内容及び関係  
 2. 製造業者の住所  
 3. 製造業者の名称  
 4. 変更の事由  
 5. 変更の日  
 6. 変更の理由  
 7. 参考書

日本国産業規格法  
 (Japanese Industrial Standards Size A4)

備考  
 Remarks

1. 第2の2は、第24条第2項第2号又は第24条第2号の1に於ける事項を記載すること。  
 In the section 2, write the relevant section number of Paragraph 1 or 2 of Article 24.

2. 第2の3は、変更の事由を併せて記載すること。  
 In the section 3, write the changed matters indicating completion of the current and the proposed.

3. 第24条第2項第2号に於ける有効性の変更の通知は、既に承認された製造業者(製造業者)の申請書(変更)の通知書(動物用医薬品(医薬品)の製造業者の申請書(変更)の通知書)に於て規定する事項を記載すること。  
 If the change of the registrant matters for the services of pharmaceutical affairs, in the section 6, whether or not the registrant matters after change corresponds to Article 24, Item 2 of the Act on Securing Quality, Efficacy and Safety of Pharmaceuticals, Medical Devices, Regenerative and Cellular Therapy Products, Gene Therapy Products, and Cosmetics, write not applicable if those registrant matters do not correspond, and write a summary of the relevant details if those registrant matters do correspond.

4. 通知書は、原簿と併せて提出すること。  
 Notification should submit one original and one copy of it.

(D) 医薬品(海外製剤用医薬品を除く) 又は医薬品(国内製剤用医薬品を除く)の製造業者の申請書  
 動物用医薬品(医薬品)の製造業者の申請書(変更) 通知書  
 Notification for change of the registration matters of foreign animal drug(quet-drug) manufacturer

年 月 日  
 Year Month Day

農林水産大臣 宛  
 To Minister of Agriculture, Forestry and Fisheries

住所  
 Address  
 氏名 (個人) 又は 会社名 (法人)  
 Name (name and name of its representative)  
 (in case of a corporation)

医薬品、医薬部外品の品質、有効性及び安全性の確保に關する法律第24条第2項第2号に於ける製造業者(製造業者)の申請書(変更)の通知書(動物用医薬品(医薬品)の製造業者の申請書(変更)の通知書)に於て規定する事項を記載し、かつ、以下の事項を記載する。 1. 申請書の内容及び関係  
 2. 製造業者の住所  
 3. 製造業者の名称  
 4. 変更の事由  
 5. 変更の日  
 6. 変更の理由  
 7. 参考書

通知書の日及び受理番号  
 Date and number of the notification  
 1. 申請書の内容及び関係  
 2. 製造業者の住所  
 3. 製造業者の名称  
 4. 変更の事由  
 5. 変更の日  
 6. 変更の理由  
 7. 参考書

日本国産業規格法  
 (Japanese Industrial Standards Size A4)

備考  
 Remarks

1. 第2の2は、変更の事由を併せて記載すること。  
 In the section 2, write the changed matters indicating completion of the current and the proposed.

2. 第24条第2項第2号に於ける有効性の変更の通知は、既に承認された製造業者(製造業者)の申請書(変更)の通知書(動物用医薬品(医薬品)の製造業者の申請書(変更)の通知書)に於て規定する事項を記載すること。  
 If the change of the registrant matters for the services of pharmaceutical affairs, in the section 6, whether or not the registrant matters after change corresponds to Article 24, Item 2 of the Act on Securing Quality, Efficacy and Safety of Pharmaceuticals, Medical Devices, Regenerative and Cellular Therapy Products, Gene Therapy Products, and Cosmetics, write not applicable if those registrant matters do not correspond, and write a summary of the relevant details if those registrant matters do correspond.

3. 通知書は、原簿と併せて提出すること。  
 Notification should submit one original and one copy of it.

(3) 変更申請及び国外産品製造品の製造承認事項変更届出書  
 動物用医薬品 (in vitro diagnostic) manufacturer notification for change of the registration matters foreign animal medical device (in vitro diagnostic) manufacturer

農林水産大臣 宛  
 年月日  
 住所  
 氏名 (個人にあっては、名)  
 (代表取締役者の氏名)

臣等、臣等が製造する動物用医薬品(体外診断用医薬品)製造承認事項(製造承認書の添付書類)の記載内容に、変更を伴う変更届出書の提出を必要とする変更を下記のとおり届け出ます。

記

登録年月日及び登録番号  
 1. 製造所の名称及び所在地  
 2. 変更した事項  
 3. 変更年月日  
 4. 変更理由  
 5. 参考事項

(日本医薬品規格JIS)

備考  
 1. 第2の2は、変更の内容及び部分変更詳細欄にて記載すること。  
 2. 変更に関する書類(製造承認書)を有する変更の届出の場合、届出に変更後の製造承認書(製造承認書の添付書類)を添付することの旨を明記し、届出に「届出しない」等の記載は行わないこと。また、届出に「届出しない」等の記載は、届出する事項の欄に記載すること。  
 3. 届出書は、正副提出を提出すること。

(3) 変更申請及び国外産品製造品の製造承認事項変更届出書  
 Notification for change of the registration matters foreign animal medical device (in vitro diagnostic) manufacturer

農林水産大臣 宛  
 年月日  
 住所  
 氏名 (個人にあっては、名)  
 (代表取締役者の氏名)

臣等、臣等が製造する動物用医薬品(体外診断用医薬品)製造承認事項(製造承認書の添付書類)の記載内容に、変更を伴う変更届出書の提出を必要とする変更を下記のとおり届け出ます。

記

登録年月日及び登録番号  
 1. 製造所の名称及び所在地  
 2. 変更した事項  
 3. 変更年月日  
 4. 変更理由  
 5. 参考事項

(Japanese Industrial Standards JIS A8)

備考  
 Remarks  
 1. 第2の2は、変更の内容及び部分変更詳細欄にて記載すること。  
 In the section 2, write the changed matters indicating comparison of the content and the proposal.  
 2. 変更に関する書類(製造承認書)を有する変更の届出の場合、届出に変更後の製造承認書(製造承認書の添付書類)を添付することの旨を明記し、届出に「届出しない」等の記載は行わないこと。また、届出に「届出しない」等の記載は、届出する事項の欄に記載すること。  
 If the change of the serving executive responsible for the services of pharmaceutical affairs, in the section 5, whether or not the serving executive after change corresponds to Article 5, Item 3 of the Act on Securing Quality, Efficacy and Safety of Pharmaceuticals, Medical Devices, Regenerative and Cellular Therapy Products, Gene Therapy Products, and Cosmetics, indicated following:  
 届出書は、正副提出を提出すること。  
 Notification should submit one original and one copy of it.

(3) 変更申請及び国外産品製造品の製造承認事項変更届出書  
 Notification for change of the registration matters foreign animal medical device (in vitro diagnostic) manufacturer

農林水産大臣 宛  
 年月日  
 住所  
 氏名 (個人にあっては、名)  
 (代表取締役者の氏名)

臣等、臣等が製造する動物用医薬品(体外診断用医薬品)製造承認事項(製造承認書の添付書類)の記載内容に、変更を伴う変更届出書の提出を必要とする変更を下記のとおり届け出ます。

記

登録年月日及び登録番号  
 1. 製造所の名称及び所在地  
 2. 変更した事項  
 3. 変更年月日  
 4. 変更理由  
 5. 参考事項

(日本医薬品規格JIS)

備考  
 1. 第2の2は、変更の内容及び部分変更詳細欄にて記載すること。  
 2. 変更に関する書類(製造承認書)を有する変更の届出の場合、届出に変更後の製造承認書(製造承認書の添付書類)を添付することの旨を明記し、届出に「届出しない」等の記載は行わないこと。また、届出に「届出しない」等の記載は、届出する事項の欄に記載すること。  
 3. 届出書は、正副提出を提出すること。

(A) 外国産製薬品の製造方法変更届出書(承認事項変更申請書)の添付書類  
 Notification for change of the accreditation matters of foreign animal reproductive, cellular therapy and gene therapy products manufacturer

年 月 日  
Year Month Day

農林水産大臣 殿  
To Minister of Agriculture, Forestry and Fisheries

住所  
Address  
氏名 (法人に於ては、) (Name and name of its representative)  
代表者(代表者の氏名) (In case of a corporation)

1. 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に關する法律(薬品法)第2条第1項第2号の規定に基づき動物用医薬品製造業(動物用医薬品製造業)の承認事項の変更を届出する旨を記す。

1. I hereby notify for the change to the matters of the accreditation of foreign animal reproductive, cellular therapy and gene therapy products manufacturer pursuant to Article 2-1-2 of Paragraph 2 of the Act on Securing Quality, Efficiency and Safety of Pharmaceuticals, Medical Devices, Regenerative and Cellular Therapy Products, Gene Therapy Products, and Cosmetics, indicating following.

届出年月日及び届出番号  
Date and number of the accreditation

届出事項の名称及び所在地  
Name and location of the manufacturing establishment

2. 届出事項  
2. Details of change

届出事項の分類  
Accreditation categories

3. 変更の事由  
3. Change matters

4. 変更の日  
Date of the change

5. 変更理由  
Reason of the change

6. 参考事項  
Reference matters

(日本語記載欄)  
Oppose Industrial Standards Size A4

備考  
Remarks

1. 届出の2は、届出事項の報告書の1を以て添付する4を記載すること。
2. 届出の3は、変更のあった部分に番号を付して記載すること。
3. 変更に関する事項に別紙を添付する場合は、届出の変更後の届出事項の欄に添付する旨を記載すること。併せて添付する旨を併せて記載し、(添付)と記載し、添付する場合は、添付する事項の欄をも記載すること。
4. 変更の日が変更届出書の提出の日と異なる場合は、届出の日を記載すること。
5. 変更理由が変更届出書の提出の日と異なる場合は、届出の日を記載すること。
6. 参考事項は、記載を省略すること。

Notification should submit one original and one copy of it.

様式第二十七号(第八十五条、第九十一条の七)  
第三、第九十一条の百四十八関係)

機密第二十七号(第八十五条、第九十一条の七、第九十一条の百四十八関係)  
動物用医薬品製造業(動物用医薬品製造業)の承認事項変更届出書(承認事項変更申請書)の添付書類  
 (一) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に關する法律(薬品法)第2条第1項第2号の規定に基づき動物用医薬品製造業(動物用医薬品製造業)の承認事項変更届出書の添付書類

農林水産大臣 殿	年 月 日
外国産製薬品の製造方法変更届出書(承認事項変更申請書)の添付書類	
動物用医薬品製造業(動物用医薬品製造業)の承認事項変更届出書	
氏名 (法人に於ては、) (Name and name of its representative) 代表者(代表者の氏名) (In case of a corporation)	
住所 Address	
届出年月日及び届出番号 Date and number of the accreditation	
届出事項の名称及び所在地 Name and location of the manufacturing establishment	
2. 届出事項 2. Details of change	
届出事項の分類 Accreditation categories	
3. 変更の事由 3. Change matters	
4. 変更の日 Date of the change	
5. 変更理由 Reason of the change	
6. 参考事項 Reference matters	

(日本語記載欄)  
Oppose Industrial Standards Size A4

備考  
Remarks

1. 届出の1は、変更のあった部分に番号を付して記載すること。
2. 届出事項は、正誤を添付すること。

(二) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に關する法律(薬品法)第2条第1項第2号の規定に基づき動物用医薬品製造業(動物用医薬品製造業)の承認事項変更届出書の添付書類

農林水産大臣 殿	年 月 日
外国産製薬品の製造方法変更届出書(承認事項変更申請書)の添付書類	
動物用医薬品製造業(動物用医薬品製造業)の承認事項変更届出書	
氏名 (法人に於ては、) (Name and name of its representative) 代表者(代表者の氏名) (In case of a corporation)	
住所 Address	
届出年月日及び届出番号 Date and number of the accreditation	
届出事項の名称及び所在地 Name and location of the manufacturing establishment	
2. 届出事項 2. Details of change	
届出事項の分類 Accreditation categories	
3. 変更の事由 3. Change matters	
4. 変更の日 Date of the change	
5. 変更理由 Reason of the change	
6. 参考事項 Reference matters	

(日本語記載欄)  
Oppose Industrial Standards Size A4

備考  
Remarks

1. 届出の1は、変更のあった部分に番号を付して記載すること。
2. 届出事項は、正誤を添付すること。







(一) 外国製造品検査等特別認定取得申請書

農林水産大臣 宛 年 月 日

農林水産大臣 閣下

住所 (法人にあっては、名)  
氏名 (個人にあっては、名)  
【法人及び代表者の住所】

認定内閣府製造品検査等特別認定取得申請書の住所  
【法人にあっては、名】  
【個人にあっては、名】  
氏名 (個人にあっては、名)  
【法人及び代表者の住所】

認定品、検査等の特長、有効性及び安全性の確保等に関する認定内閣府製造品検査等特別認定取得申請書の提出により、認定を受けること、並びに申請します。

1. 認定品の特長  
2. 検査等の特長  
3. 有効性及び安全性の確保等に関する認定内閣府製造品検査等特別認定取得申請書の提出により、認定を受けること、並びに申請します。

1. 品名  
2. 検査等の特長  
3. 有効性及び安全性の確保等に関する認定内閣府製造品検査等特別認定取得申請書の提出により、認定を受けること、並びに申請します。

4. 申請書

(日本国産品検査)

備考

1. 認定品の特長、有効性及び安全性の確保等に関する認定内閣府製造品検査等特別認定取得申請書の提出により、認定を受けること、並びに申請します。

2. 申請書は、正誤を要するものとします。

様式第三十二号 (第九十一条の四十、第九十一条の七十九関係)

様式第三十二号(第九十一条の四十、第九十一条の七十九関係)

(一) 製造品検査等特別認定取得申請書

農林水産大臣 宛 年 月 日

農林水産大臣 閣下

住所 (法人にあっては、名)  
氏名 (個人にあっては、名)  
【法人及び代表者の住所】

認定品、検査等の特長、有効性及び安全性の確保等に関する認定内閣府製造品検査等特別認定取得申請書の提出により、認定を受けること、並びに申請します。

1. 認定品の特長  
2. 検査等の特長  
3. 有効性及び安全性の確保等に関する認定内閣府製造品検査等特別認定取得申請書の提出により、認定を受けること、並びに申請します。

1. 品名  
2. 検査等の特長  
3. 有効性及び安全性の確保等に関する認定内閣府製造品検査等特別認定取得申請書の提出により、認定を受けること、並びに申請します。

4. 申請書

(日本国産品検査)

備考

1. 認定品の特長、有効性及び安全性の確保等に関する認定内閣府製造品検査等特別認定取得申請書の提出により、認定を受けること、並びに申請します。

2. 申請書は、正誤を要するものとします。

(一) 外国製造品検査等特別認定取得申請書

農林水産大臣 宛 年 月 日

農林水産大臣 閣下

住所 (法人にあっては、名)  
氏名 (個人にあっては、名)  
【法人及び代表者の住所】

認定品、検査等の特長、有効性及び安全性の確保等に関する認定内閣府製造品検査等特別認定取得申請書の提出により、認定を受けること、並びに申請します。

1. 認定品の特長  
2. 検査等の特長  
3. 有効性及び安全性の確保等に関する認定内閣府製造品検査等特別認定取得申請書の提出により、認定を受けること、並びに申請します。

1. 品名  
2. 検査等の特長  
3. 有効性及び安全性の確保等に関する認定内閣府製造品検査等特別認定取得申請書の提出により、認定を受けること、並びに申請します。

4. 申請書

(日本国産品検査)

備考

1. 認定品の特長、有効性及び安全性の確保等に関する認定内閣府製造品検査等特別認定取得申請書の提出により、認定を受けること、並びに申請します。

2. 申請書は、正誤を要するものとします。

様式第三十三号 (第九十一条の百三十関係)

様式第三十三号(第九十一条の百三十関係)

農林水産大臣 宛 年 月 日

農林水産大臣 閣下

住所 (法人にあっては、名)  
氏名 (個人にあっては、名)  
【法人及び代表者の住所】

認定品、検査等の特長、有効性及び安全性の確保等に関する認定内閣府製造品検査等特別認定取得申請書の提出により、認定を受けること、並びに申請します。

1. 認定品の特長  
2. 検査等の特長  
3. 有効性及び安全性の確保等に関する認定内閣府製造品検査等特別認定取得申請書の提出により、認定を受けること、並びに申請します。

1. 品名  
2. 検査等の特長  
3. 有効性及び安全性の確保等に関する認定内閣府製造品検査等特別認定取得申請書の提出により、認定を受けること、並びに申請します。

4. 申請書

(日本国産品検査)

備考

1. 認定品の特長、有効性及び安全性の確保等に関する認定内閣府製造品検査等特別認定取得申請書の提出により、認定を受けること、並びに申請します。

2. 申請書は、正誤を要するものとします。

様式第三十四号(第九十二条関係)

様式第三十四号(第九十二条関係)  
動物用医薬品試験研究委託申請書 年 月 日

製造者(製薬会社) 氏名 (法人にあっては、代表取締役者の氏名)

受託者(試験機関) 氏名 (法人にあっては、代表取締役者の氏名)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(薬事法)第百四十二条に基づき動物用医薬品試験研究の許可を受けたいので、下記により申請します。

1. 試験の名称及び所在地  
2. 試験の目的  
3. 試験に用いる医薬品(試験薬)又は原料の製造者を行う試験の種類  
4. 法人にあっては、業務に關する業務に責任を有する役員(代表取締役)の氏名  
5. 試験に用いる医薬品(試験薬)その他の試験薬  
6. 特定医薬品の承認の有無  
7. 試験に用いる試験薬(試験薬以外の医薬品の製造薬)その他の製造薬を行う場合においては、当該製造薬の種類  
8. 申請者(申請者が法人であるときは、業務に關する業務に責任を有する役員を含む。)の住所(電話番号)からなること(住所)を記載すること  
9. 備考事項

(日本産業規格40)

備考  
1. 記号には、該当しない場合は「該当しない」と記載し、該当する場合には、該当する事項の欄を記載すること。  
2. 試験に必要に必要な医薬品を数限りなく含む場合は、その数を明記すること。

様式第三十五号(第九十二条関係)

様式第三十五号(第九十二条関係)  
動物用医薬品試験研究委託申請書 年 月 日

製造者(製薬会社) 氏名 (法人にあっては、代表取締役者の氏名)

受託者(試験機関) 氏名 (法人にあっては、代表取締役者の氏名)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(薬事法)第百四十二条に基づき動物用医薬品試験研究の許可を受けたいので、下記により申請します。

1. 試験の名称及び所在地  
2. 試験の目的  
3. 試験に用いる医薬品(試験薬)又は原料の製造者を行う試験の種類  
4. 法人にあっては、業務に關する業務に責任を有する役員(代表取締役)の氏名  
5. 試験に用いる医薬品(試験薬)その他の試験薬  
6. 特定医薬品の承認の有無  
7. 試験に用いる試験薬(試験薬以外の医薬品の製造薬)その他の製造薬を行う場合においては、当該製造薬の種類  
8. 申請者(申請者が法人であるときは、業務に關する業務に責任を有する役員を含む。)の住所(電話番号)からなること(住所)を記載すること  
9. 備考事項

(日本産業規格40)

備考  
1. 記号には、該当しない場合は「該当しない」と記載し、該当する場合には、該当する事項の欄を記載すること。  
2. 試験に必要に必要な医薬品を数限りなく含む場合は、その数を明記すること。

様式第三十六号(第九十三条関係)

様式第三十六号(第九十三条関係)  
動物用医薬品試験研究委託申請書 年 月 日

製造者(製薬会社) 氏名 (法人にあっては、代表取締役者の氏名)

受託者(試験機関) 氏名 (法人にあっては、代表取締役者の氏名)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(薬事法)第百四十二条に基づき動物用医薬品試験研究の許可を受けたいので、下記により申請します。

1. 試験の名称及び所在地  
2. 試験の目的  
3. 試験に用いる医薬品(試験薬)又は原料の製造者を行う試験の種類  
4. 法人にあっては、業務に關する業務に責任を有する役員(代表取締役)の氏名  
5. 試験に用いる医薬品(試験薬)その他の試験薬  
6. 特定医薬品の承認の有無  
7. 試験に用いる試験薬(試験薬以外の医薬品の製造薬)その他の製造薬を行う場合においては、当該製造薬の種類  
8. 申請者(申請者が法人であるときは、業務に關する業務に責任を有する役員を含む。)の住所(電話番号)からなること(住所)を記載すること  
9. 備考事項

(日本産業規格40)

備考  
1. 記号には、該当しない場合は「該当しない」と記載し、該当する場合には、該当する事項の欄を記載すること。  
2. 試験に必要に必要な医薬品を数限りなく含む場合は、その数を明記すること。

様式第三十七号(第九十四条関係)

様式第三十七号(第九十四条関係)  
動物用医薬品試験研究委託申請書 年 月 日

製造者(製薬会社) 氏名 (法人にあっては、代表取締役者の氏名)

受託者(試験機関) 氏名 (法人にあっては、代表取締役者の氏名)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(薬事法)第百四十二条に基づき動物用医薬品試験研究の許可を受けたいので、下記により申請します。

1. 試験の名称及び所在地  
2. 試験の目的  
3. 試験に用いる医薬品(試験薬)又は原料の製造者を行う試験の種類  
4. 法人にあっては、業務に關する業務に責任を有する役員(代表取締役)の氏名  
5. 試験に用いる医薬品(試験薬)その他の試験薬  
6. 特定医薬品の承認の有無  
7. 試験に用いる試験薬(試験薬以外の医薬品の製造薬)その他の製造薬を行う場合においては、当該製造薬の種類  
8. 申請者(申請者が法人であるときは、業務に關する業務に責任を有する役員を含む。)の住所(電話番号)からなること(住所)を記載すること  
9. 備考事項

(日本産業規格40)

備考  
1. 記号には、該当しない場合は「該当しない」と記載し、該当する場合には、該当する事項の欄を記載すること。  
2. 試験に必要に必要な医薬品を数限りなく含む場合は、その数を明記すること。

様式第三十八号（第九十五条関係）  
動物用医薬品製造販売業許可更新申請書

動物用医薬品製造販売業許可更新申請書 年 月 日

都道府県知事 殿	住所 氏名（記入にあつては、 <b>A</b> ） （代表者の代表者）
----------	---

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条第2項の規定により動物用医薬品製造販売業の許可の更新を受けたので、下記により申請します。

許可年月日及び許可番号

- 1 申請の内容及び所在地
- 2 設備の増設改修の概要
- 3 申請者（申請者が法人であるときは、業務に関する業務に責任を有する役員を含む。）が法第24条第2号イからエまでを満たすこととなる旨
- 4 備考事項

（日本医薬品法41）

備 考

- 1 前記については、添付の書類が添付し（は）事項の増設による許可後又は添付の書類において使用する設備の増設の増設による添付後に構造設備の主要部分に変更がない場合には、「主要部分に変更はない」と記載し、構造設備の概要の添付は要しない。
- 2 前記については、該当しない場合は「該当しない」と記載し、該当する場合には、該当する事項の概要を記載すること。
- 3 労働時間が必要となる医薬品を扱う場合は、その旨を前記に記載すること。

動物用医薬品特別製造販売業許可更新申請書

動物用医薬品特別製造販売業許可更新申請書 年 月 日

都道府県知事 殿	住所 氏名（記入にあつては、 <b>A</b> ） （代表者の代表者）
----------	---

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条第2項の規定により動物用医薬品特別製造販売業の許可の更新を受けたので、下記により申請します。

許可年月日及び許可番号

- 1 申請の内容及び所在地
- 2 施設及び設備の概要
- 3 申請者（申請者が法人であるときは、業務に関する業務に責任を有する役員を含む。）が法第24条第2号イからエまでを満たすこととなる旨
- 4 備考事項

（日本医薬品法41）

備 考

- 1 前記については、添付の書類が添付し（は）事項の増設による許可後又は添付の書類において使用する設備の増設の増設による添付後に構造設備の主要部分に変更がない場合には、「主要部分に変更はない」と記載し、構造設備の概要の添付は要しない。
- 2 前記については、該当しない場合は「該当しない」と記載し、該当する場合には、該当する事項の概要を記載すること。
- 3 労働時間が必要となる医薬品を扱う場合は、その旨を前記に記載すること。

動物用医薬品製造販売業許可更新申請書

動物用医薬品製造販売業許可更新申請書 年 月 日

都道府県知事 殿	住所 氏名（記入にあつては、 <b>A</b> ） （代表者の代表者）
----------	---

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条第2項の規定により動物用医薬品製造販売業の許可の更新を受けたので、下記により申請します。

許可年月日及び許可番号

- 1 申請の内容及び所在地
- 2 設備の増設改修の概要
- 3 申請者（申請者が法人であるときは、業務に関する業務に責任を有する役員を含む。）が法第24条第2号イからエまでを満たすこととなる旨
- 4 備考事項

（日本医薬品法41）

備 考

- 1 前記については、添付の書類が添付し（は）事項の増設による許可後又は添付の書類において使用する設備の増設の増設による添付後に構造設備の主要部分に変更がない場合には、「主要部分に変更はない」と記載し、構造設備の概要の添付は要しない。
- 2 前記については、該当しない場合は「該当しない」と記載し、該当する場合には、該当する事項の概要を記載すること。
- 3 労働時間が必要となる医薬品を扱う場合は、その旨を前記に記載すること。

動物用医薬品製造販売業許可更新申請書

動物用医薬品製造販売業許可更新申請書 年 月 日

都道府県知事 殿	住所 氏名（記入にあつては、 <b>A</b> ） （代表者の代表者）
----------	---

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条第2項の規定により動物用医薬品製造販売業の許可の更新を受けたので、下記により申請します。

許可年月日及び許可番号

- 1 申請の内容及び所在地
- 2 設備の増設改修の概要
- 3 申請者（申請者が法人であるときは、業務に関する業務に責任を有する役員を含む。）が法第24条第2号イからエまでを満たすこととなる旨
- 4 備考事項

（日本医薬品法41）

備 考

- 1 前記については、添付の書類が添付し（は）事項の増設による許可後又は添付の書類において使用する設備の増設の増設による添付後に構造設備の主要部分に変更がない場合には、「主要部分に変更はない」と記載し、構造設備の概要の添付は要しない。
- 2 前記については、該当しない場合は「該当しない」と記載し、該当する場合には、該当する事項の概要を記載すること。
- 3 労働時間が必要となる医薬品を扱う場合は、その旨を前記に記載すること。

様式第三十九号（第九十七条関係）（申請書用紙）（申請書用紙）（申請書用紙）（申請書用紙）（申請書用紙）

（一）動物取扱業の種類

許可番号	動物取扱業高品質確保促進法第... ...
氏名又は名称	動物取扱業高品質確保促進法第... ...
店舗の名称及び所在地	...
許可の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

（注）申請書、監修指導等不満足、動物取扱安全衛生等に関する法律施行令第...の項により許可又は動物取扱業高品質確保促進法第...の項により許可とならない場合があること、を記す。

年 月 日 動物取扱業高品質確保促進法第... 氏 名

（日本獣医団体連合会）

（二）動物取扱業高品質確保促進法の関係

許可番号	動物取扱業高品質確保促進法第... ...
氏名又は名称	動物取扱業高品質確保促進法第... ...
店舗の名称及び所在地	...
許可の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

（注）申請書、監修指導等不満足、動物取扱安全衛生等に関する法律施行令第...の項により許可又は動物取扱業高品質確保促進法第...の項により許可とならない場合があること、を記す。

年 月 日 動物取扱業高品質確保促進法第... 氏 名

（日本獣医団体連合会）

（三）畜産販売業の種類

許可番号	動物取扱業高品質確保促進法第... ...
氏名又は名称	動物取扱業高品質確保促進法第... ...
店舗の名称及び所在地	...
許可の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

（注）申請書、監修指導等不満足、動物取扱安全衛生等に関する法律施行令第...の項により許可又は動物取扱業高品質確保促進法第...の項により許可とならない場合があること、を記す。

年 月 日 動物取扱業高品質確保促進法第... 氏 名

（日本獣医団体連合会）

（四）動物取扱業の種類

許可番号	動物取扱業高品質確保促進法第... ...
氏名又は名称	動物取扱業高品質確保促進法第... ...
店舗の名称及び所在地	...
許可の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

（注）申請書、監修指導等不満足、動物取扱安全衛生等に関する法律施行令第...の項により許可又は動物取扱業高品質確保促進法第...の項により許可とならない場合があること、を記す。

年 月 日 動物取扱業高品質確保促進法第... 氏 名

（日本獣医団体連合会）

様式第四十号（第九十八条の二関係）（申請書用紙）（申請書用紙）（申請書用紙）（申請書用紙）（申請書用紙）

動物取扱業高品質確保促進法第... ...	年 月 日
動物取扱業高品質確保促進法第... ...	年 月 日

（注）申請書、監修指導等不満足、動物取扱安全衛生等に関する法律施行令第...の項により許可又は動物取扱業高品質確保促進法第...の項により許可とならない場合があること、を記す。

1 畜産品販売業の種類  
2 畜産又は畜産物の名称及び所在地（販売販売にあつては、販売する品名）  
3 許可年月日及び許可番号  
4 申請理由  
5 申請書

（日本獣医団体連合会）

備 考  
1 認可又は許可、許可証の記載事項のうち変更のあった部分に修正印を付して記載すること。  
2 許可証の原本を提出すること。

様式第四十一号（第九十八条の三関係）（申請書用紙）（申請書用紙）（申請書用紙）（申請書用紙）（申請書用紙）

動物取扱業高品質確保促進法第... ...	年 月 日
動物取扱業高品質確保促進法第... ...	年 月 日

（注）申請書、監修指導等不満足、動物取扱安全衛生等に関する法律施行令第...の項により許可又は動物取扱業高品質確保促進法第...の項により許可とならない場合があること、を記す。

1 畜産品販売業の種類  
2 畜産又は畜産物の名称及び所在地（販売販売にあつては、販売する品名）  
3 許可年月日及び許可番号  
4 申請理由

（日本獣医団体連合会）

備 考  
許可証を發行、交付したたの契発付を申請する場合は、前記許可証を提出すること。

様式第四十二号(第百十条関係) (印刷番号:昭和三十九年農林省令第一四七号)  
 農林省令第一四七号(一)の施行規則  
 動物用医薬品配製従事者身分証明書の申請書

氏名	性別	年齢	申請年月日
姓 氏名			

医薬品、医薬機器等小売業、有効性及び安全性の確保に關する法律第百四十四号(第三)に於て規定する動物用医薬品配製従事者の職に充てることとする旨の申請書である。以下に於て申請する。

届出事項

1. 申請年月日
2. 申請者の職名
3. 所属する配製従事者の氏名及び住所並びに住所
4. 配製従事者の配製業務の許可を受けた年月日及び番号
5. 申請事項

(日本獣医師会 A 4)

備考

1. 届出については、薬剤師、登録販売者又はその他の配製従事者の資格を記載する。
2. 届出については、申請者が配製従事者であること並びに、その資格を記載する。

様式第四十三号(第百十条関係)  
 動物用医薬品配製従事者身分証明書

氏名	性別	年齢	申請年月日
姓 氏名			

二の申請者、医薬品、医薬機器等小売業、有効性及び安全性の確保に關する法律第百四十四号(第三)に於て規定する動物用医薬品配製従事者の職に充てることとする旨の申請書である。以下に於て申請する。

届出事項

届出事項	申請年月日	申請事項
1. 申請者の職名		
2. 所属する配製従事者の氏名及び住所		
3. 配製業務の許可を受けた年月日及び番号		
4. 申請事項		

用紙

【用紙】 昭和三十九年農林省令第一四七号  
 【用紙】 昭和三十九年農林省令第一四七号

様式第四十四号(第百十一条関係) (印刷番号:昭和三十九年農林省令第一四七号)  
 農林省令第一四七号(二)の施行規則  
 (一) 医療従事者の場合  
 動物用医薬品配製従事者身分証明書

氏名	性別	年齢	申請年月日
姓 氏名			

医薬品、医薬機器等小売業、有効性及び安全性の確保に關する法律第百四十四号(第三)に於て規定する動物用医薬品配製従事者の職に充てることとする旨の申請書である。以下に於て申請する。

届出事項

1. 申請者の職名
2. 所属する配製従事者の氏名及び住所
3. 配製業務の許可を受けた年月日及び番号
4. 申請事項

(日本獣医師会 A 4)

(2) 親戚役員兼任の報告

動物性医薬品製造販売業法第13条第4項 第1項 第1号 第1号

年月日

都道府県知事 殿

住所  
氏名 (記入は必須です。姓、名、仮名を記載してください。)

医薬品、医薬機器等小売業、動物性及び安全性的機能に関する品目別製造販売業法第13条第4項において特許を受ける権利を第1項の規定により動物性医薬品製造販売業法第13条第4項第1号第1号を行使した旨の報告を提出いたします。

記

許可年月日及び許可番号

1. 届出の内容及び所在地

2. 変更となる事項

3. 変更年月日

4. 変更理由

5. 備考事項

(日本医薬品法第4条)

(2) 親戚役員兼任の報告

動物性医薬品製造販売業法第13条第4項 第1項 第1号 第1号

年月日

都道府県知事 殿

住所  
氏名 (記入は必須です。姓、名、仮名を記載してください。)

医薬品、医薬機器等小売業、動物性及び安全性的機能に関する品目別製造販売業法第13条第4項において特許を受ける権利を第1項の規定により動物性医薬品製造販売業法第13条第4項第1号第1号を行使した旨の報告を提出いたします。

記

許可年月日及び許可番号

1. 届出の内容及び所在地

2. 変更となる事項

3. 変更年月日

4. 変更理由

5. 備考事項

(日本医薬品法第4条)

様式第四十五号(前頁十一号関係)

(2) 取締役変更の事後届出の報告

動物性医薬品製造販売業法第13条第4項第1号第1号

年月日

都道府県知事 殿

住所  
氏名 (記入は必須です。姓、名、仮名を記載してください。)

医薬品、医薬機器等小売業、動物性及び安全性的機能に関する品目別製造販売業法第13条第4項において特許を受ける権利を第1項の規定により動物性医薬品製造販売業法第13条第4項第1号第1号を行使した旨の報告を提出いたします。

記

許可年月日及び許可番号

1. 届出の内容及び所在地

2. 変更となる事項

3. 変更年月日

4. 変更理由

5. 備考事項

(日本医薬品法第4条)

備考

報告に関する事項に責任を負う役員の変更の場合は、届出に変更後の役員が当該取締役となることと併せて報告することの義務について、該当しない場合は「該当しない」と記載し、該当する場合には、該当する事項の概要を記載すること。

(2) 取締役変更の事後届出の報告

動物性医薬品製造販売業法第13条第4項第1号第1号

年月日

都道府県知事 殿

住所  
氏名 (記入は必須です。姓、名、仮名を記載してください。)

医薬品、医薬機器等小売業、動物性及び安全性的機能に関する品目別製造販売業法第13条第4項において特許を受ける権利を第1項の規定により動物性医薬品製造販売業法第13条第4項第1号第1号を行使した旨の報告を提出いたします。

記

許可年月日及び許可番号

1. 届出の内容及び所在地

2. 変更となる事項

3. 変更年月日

4. 変更理由

5. 備考事項

(日本医薬品法第4条)

備考

報告に関する事項に責任を負う役員の変更の場合は、届出に変更後の役員が当該取締役となることと併せて報告することの義務について、該当しない場合は「該当しない」と記載し、該当する場合には、該当する事項の概要を記載すること。

様式第四十五号(第百十一条関係)



様式第四十六号 (第四百二十二条関係)

動物用医薬品製造販売業許可関係事項変更届出書

年 月 日

届出者氏名 姓 名

住所 氏名 (個人にあっては、氏名)  
(法人にあっては、名称)  
(代表者代表者の氏名)

届出事項の品名、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条第2項において書列する届出事項の品名等について、動物用医薬品製造販売業許可関係事項の変更の届出を行う旨の届出をします。

届 出

許可年月日及び許可番号

1. 変更する届出事項

2. 変更した事項

3. 変更年月日

4. 変更理由

5. 添付書類

(日本獣医規格第84号)

備 考

届出に関する業務に継続を有する役員の変更の場合は、上記の2に変更後の役員の内閣第8条第3号イからイまでに該当することの発覚について、該当しない場合は「該当しない」と記載し、該当する場合は、該当する事項の概要を記載すること。

様式第四十七号 (第四百十五号の八関係)

動物用医薬品製造販売業許可関係事項変更届出書

年 月 日

届出者氏名 姓 名

住所 氏名 (個人にあっては、氏名)  
(法人にあっては、名称)  
(代表者代表者の氏名)

届出事項の品名、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条第2項において書列する届出事項の品名等について、動物用医薬品製造販売業許可関係事項の変更の届出を行う旨の届出をします。

届 出

許可年月日及び許可番号

1. 変更する届出事項

2. 変更した事項

3. 変更年月日

4. 変更理由

5. 添付書類

(日本獣医規格第84号)

備 考

届出に関する業務に継続を有する役員の変更の場合は、上記の2に変更後の役員の内閣第8条第3号イからイまでに該当することの発覚について、該当しない場合は「該当しない」と記載し、該当する場合は、該当する事項の概要を記載すること。

様式第四十六号 (第四百二十二条関係)

動物用医薬品製造販売業許可関係事項変更届出書

年 月 日

届出者氏名 姓 名

住所 氏名 (個人にあっては、氏名)  
(法人にあっては、名称)  
(代表者代表者の氏名)

届出事項の品名、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条第2項において書列する届出事項の品名等について、動物用医薬品製造販売業許可関係事項の変更の届出を行う旨の届出をします。

届 出

許可年月日及び許可番号

1. 変更する届出事項

2. 変更した事項

3. 変更年月日

4. 変更理由

5. 添付書類

(日本獣医規格第84号)

備 考

届出に関する業務に継続を有する役員の変更の場合は、上記の2に変更後の役員の内閣第8条第3号イからイまでに該当することの発覚について、該当しない場合は「該当しない」と記載し、該当する場合は、該当する事項の概要を記載すること。

様式第四十七号 (第四百十五号の八関係)

動物用医薬品製造販売業許可関係事項変更届出書

年 月 日

届出者氏名 姓 名

住所 氏名 (個人にあっては、氏名)  
(法人にあっては、名称)  
(代表者代表者の氏名)

届出事項の品名、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条第2項において書列する届出事項の品名等について、動物用医薬品製造販売業許可関係事項の変更の届出を行う旨の届出をします。

届 出

許可年月日及び許可番号

1. 変更する届出事項

2. 変更した事項

3. 変更年月日

4. 変更理由

5. 添付書類

(日本獣医規格第84号)

備 考

届出に関する業務に継続を有する役員の変更の場合は、上記の2に変更後の役員の内閣第8条第3号イからイまでに該当することの発覚について、該当しない場合は「該当しない」と記載し、該当する場合は、該当する事項の概要を記載すること。

様式第四十六号 (第四百二十二条関係)

様式第四十七号 (第四百十五号の八関係)

様式第四十八号 (第百十五条の九関係)

様式第四十八号 (第百十五条の九関係) (特許法第四十条、特許法第四十一條関係)  
 特許権放棄申請書  
 特許権放棄年月日

特許庁長官宛	特許庁長官宛特許権放棄申請書	年月日
特許権者	特許権者(氏名、国籍)	年月日
特許権	特許権(特許権の種類)	年月日

特許権放棄の趣意、特許権放棄の理由、特許権放棄の旨(特許権放棄の旨)を記載した旨を特許庁長官に通知することにより特許権放棄の効力が発生することとなることを認める。  
 年月日  
 特許権者(署名)

様式第四十九号 (第百十五条の十関係)

様式第四十九号 (第百十五条の十関係) (特許法第四十条、特許法第四十一條関係)  
 特許権放棄申請書  
 特許権放棄年月日

特許庁長官宛	特許庁長官宛特許権放棄申請書	年月日
特許権者	特許権者(氏名、国籍)	年月日
特許権	特許権(特許権の種類)	年月日

特許権放棄の趣意、特許権放棄の理由、特許権放棄の旨(特許権放棄の旨)を記載した旨を特許庁長官に通知することにより特許権放棄の効力が発生することとなることを認める。  
 年月日  
 特許権者(署名)

様式第五十号 (第百十五条の十一関係)

様式第五十号 (第百十五条の十一関係) (特許法第四十条、特許法第四十一條関係)  
 特許権放棄申請書  
 特許権放棄年月日

特許庁長官宛	特許庁長官宛特許権放棄申請書	年月日
特許権者	特許権者(氏名、国籍)	年月日
特許権	特許権(特許権の種類)	年月日

特許権放棄の趣意、特許権放棄の理由、特許権放棄の旨(特許権放棄の旨)を記載した旨を特許庁長官に通知することにより特許権放棄の効力が発生することとなることを認める。  
 年月日  
 特許権者(署名)

様式第五十一号 (第百十五条の十二関係)

様式第五十一号 (第百十五条の十二関係) (特許法第四十条、特許法第四十一條関係)  
 特許権放棄申請書  
 特許権放棄年月日

特許庁長官宛	特許庁長官宛特許権放棄申請書	年月日
特許権者	特許権者(氏名、国籍)	年月日
特許権	特許権(特許権の種類)	年月日

特許権放棄の趣意、特許権放棄の理由、特許権放棄の旨(特許権放棄の旨)を記載した旨を特許庁長官に通知することにより特許権放棄の効力が発生することとなることを認める。  
 年月日  
 特許権者(署名)

様式第五十二号(第百十五号の十三関係)

様式第五十二号(第百十五号の十三関係) (別表第四第一号、別表第五第一号、別表第六第一号)  
動物性医薬品製造販売業等登録申請書

製造販売業者 製	住所 氏名	年 月 日
----------	----------	-------

製造販売業者の氏名、住所及び安全性的な理由に関する説明書の提出に当たって、下記により申請します。

- 1 製造販売業者の氏名
- 2 製造販売業者の住所
- 3 申請書の日
- 4 申請書の日

附 属 (日本薬局方第4号)  
製造販売業者、及び製造した動物性医薬品を申請する場合は、当該製造販売業者の住所を記載すること。

様式第五十三号(第百十六号の二関係)

様式第五十三号(第百十六号の二関係)  
動物性医薬品製造販売業等登録申請書(製造・販売申請書)

製造販売業者 製	住所 氏名 (本人にあっては、 製造販売業者の氏名)	年 月 日
----------	-------------------------------------	-------

医薬品、医薬品製造業者の氏名、住所及び安全性的な理由に関する説明書の提出に当たって、下記により申請します。

- 1 製造販売業者の氏名及び住所
- 2 製造販売業者の住所
- 3 製造販売業者の住所
- 4 製造販売業者の住所
- 5 製造販売業者の住所
- 6 製造販売業者の住所

附 属 (日本薬局方第4号)  
製造販売業者、及び製造した動物性医薬品を申請する場合は、当該製造販売業者の住所を記載すること。

様式第五十四号(第百十六号の二関係)

様式第五十四号(第百十六号の二関係)  
動物性医薬品製造販売業等登録申請書(製造・販売申請書)

製造販売業者 製	住所 氏名 (本人にあっては、 製造販売業者の氏名)	年 月 日
----------	-------------------------------------	-------

医薬品、医薬品製造業者の氏名、住所及び安全性的な理由に関する説明書の提出に当たって、下記により申請します。

- 1 製造販売業者の氏名及び住所
- 2 製造販売業者の住所
- 3 製造販売業者の住所
- 4 製造販売業者の住所
- 5 製造販売業者の住所
- 6 製造販売業者の住所

附 属 (日本薬局方第4号)  
製造販売業者、及び製造した動物性医薬品を申請する場合は、当該製造販売業者の住所を記載すること。

様式第五十五号(第百十六号の三関係)

様式第五十五号(第百十六号の三関係) (別表第四第一号、別表第五第一号、別表第六第一号)  
許可書

氏名又は名称	住所	年 月 日
製造販売業者の氏名	住所	年 月 日
製造販売業者の氏名	住所	年 月 日

製造販売業者の氏名、住所及び安全性的な理由に関する説明書の提出に当たって、下記により申請します。

年 月 日

製造販売業者

(日本薬局方第4号)



様式第六十号 (第百三十一条関係)  
動物取扱業者等資格取得申請書 (第百三十一条関係) (申請書提出後、関係機関に送付する書類)

動物取扱業者等 姓 名 年 月 日

住所  
氏名 (本人にあっては、姓)  
(代表者の氏名)

原簿、原簿簿籍等品簿、有効性及び安全性の確保に関する法律第46条第1項の規定により動物取扱業者等資格取得申請書が下付された旨の届出です。

届出の内容及び届出事項

1. 原簿簿籍等品簿及び届出事項
2. 変更した事項
3. 変更年月日
4. 変更理由
5. 届出事項

(日本畜産振興法4)

備 考  
原簿に関する事項に異議を有する役員の場合は、届出に変更後の役員の名簿を添付すること。またに該当することの届出については、該当しない場合は「該当しない」と記載し、該当する場合は、該当する事項の欄に記載すること。

様式第六十一号 (第百三十三条関係)  
動物取扱業者等資格取得申請書 (第百三十三条関係) (申請書提出後、関係機関に送付する書類)

動物取扱業者等 姓 名 年 月 日

住所  
氏名 (本人にあっては、姓)  
(代表者の氏名)

原簿、原簿簿籍等品簿、有効性及び安全性の確保に関する法律第46条第1項の規定により動物取扱業者等資格取得申請書が下付された旨の届出です。

届出の内容及び届出事項

1. 原簿簿籍等品簿及び届出事項
2. 変更した事項
3. 変更年月日
4. 変更理由
5. 届出事項

(日本畜産振興法4)

備 考  
原簿に関する事項に異議を有する役員の場合は、届出に変更後の役員の名簿を添付すること。またに該当することの届出については、該当しない場合は「該当しない」と記載し、該当する場合は、該当する事項の欄に記載すること。

様式第六十二号 (第百三十五条関係)  
動物取扱業者等資格取得申請書 (第百三十五条関係) (申請書提出後、関係機関に送付する書類)

動物取扱業者等 姓 名 年 月 日

住所  
氏名 (本人にあっては、姓)  
(代表者の氏名)

原簿、原簿簿籍等品簿、有効性及び安全性の確保に関する法律第46条第1項の規定により動物取扱業者等資格取得申請書が下付された旨の届出です。

届出の内容及び届出事項

1. 原簿簿籍等品簿及び届出事項
2. 変更した事項
3. 変更年月日
4. 変更理由
5. 届出事項

(日本畜産振興法4)

備 考  
1. 届出については、届出事項等について記載する旨を記載すること。  
2. 届出については、申請書が関係機関に送付された旨を記載すること。また、関係機関に送付された旨を記載すること。  
3. 届出については、該当しない場合は「該当しない」と記載し、該当する場合は、該当する事項の欄に記載すること。  
4. 届出については、申請書が関係機関に送付された旨を記載すること。また、関係機関に送付された旨を記載すること。  
5. 申請書は、申請書提出後送付すること。

様式第六十三号 (第百三十五条、第百三十八条関係) (申請書提出後、関係機関に送付する書類)

動物取扱業者等 姓 名 年 月 日

住所  
氏名 (本人にあっては、姓)  
(代表者の氏名)

原簿、原簿簿籍等品簿、有効性及び安全性の確保に関する法律第46条第1項の規定により動物取扱業者等資格取得申請書が下付された旨の届出です。

届出の内容及び届出事項

1. 原簿簿籍等品簿及び届出事項
2. 変更した事項
3. 変更年月日
4. 変更理由
5. 届出事項

(日本畜産振興法4)

備 考  
1. 原簿簿籍等品簿及び届出事項  
2. 変更した事項  
3. 変更年月日  
4. 変更理由  
5. 届出事項

様式第六十四号(第三百三十七条関係)

様式第六十四号(第三百三十七条関係)  
動物取扱施設管理費許可更新申請書

申請書提出者  
農林水産大臣 殿

住所  
氏名(個人にあっては、氏名)  
代表者(法人にあっては、代表者の氏名)

届書、届書換領等申請書、有動物及び安全物の確保等に關する法律第46条の2第1項の規定による動物取扱施設管理費許可の更新を求めたいので、下記のとおり申請します。

許可年月日及び許可番号

- 更新後の名称及び所在地
- 更新後となる許可区域
- 更新後の構造設備等概要
- 更新後となる動物取扱施設等の品名及び用途
- 更新申請

(日本国憲法第44条)

備考

- 届付日は、届出後各号の1つ前日以前とする必要とする。
- 届付日については、届出しない場合は「届出しない」と記載し、該当する場合は、該当する欄等の欄を記載すること。
- 申請書は、正副提出を要する。

様式第六十五号(第三百三十八条関係)

様式第六十五号(第三百三十八条関係)  
動物取扱施設管理費許可更新(追加)申請書

申請書提出者  
農林水産大臣 殿

住所  
氏名(個人にあっては、氏名)  
代表者(法人にあっては、代表者の氏名)

届書、届書換領等申請書、有動物及び安全物の確保等に關する法律第46条の2第1項の規定による動物取扱施設管理費許可の更新を求めたいので、下記のとおり申請します。

許可年月日及び許可番号

- 更新後の名称及び所在地
- 更新後となる許可区域
- 更新後の構造設備等概要
- 更新後となる動物取扱施設等の品名及び用途
- 更新申請

(日本国憲法第44条)

備考

- 届付日は、届出後各号の1つ前日以前とする必要とする。
- 届付日とは、変更(追加)する管理区分が追加からなる更新となる。
- 変更(追加)しようとする管理区分が特定安全管理施設等に該当するものであるときは、その管理区分の追加を要する。
- 申請書は、正副提出を要する。

様式第六十六号(第三百三十九条関係)

様式第六十六号(第三百三十九条関係) (申請書提出者、農林水産大臣に提出するもの)  
一筆申請

許可番号

届出文書名称  
申請書提出者及び所在地  
申請区域  
許可の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

届書、届書換領等申請書、有動物及び安全物の確保等に關する法律第46条の2第1項の規定により許可を受けたい動物取扱施設等の品名及び用途

年 月 日 農林水産大臣 氏 名

(日本国憲法第44条)

様式第六十七号(第四百一条関係)

様式第六十七号(第四百一条関係) (申請書提出者、農林水産大臣に提出するもの)  
一筆申請

動物取扱施設管理費許可更新(変更)申請書

申請書提出者  
農林水産大臣 殿

住所  
氏名(個人にあっては、氏名)  
代表者(法人にあっては、代表者の氏名)

届書、届書換領等申請書、有動物及び安全物の確保等に關する法律第46条の2第1項の規定による動物取扱施設管理費許可の更新を求めたいので、下記のとおり申請します。

許可年月日及び許可番号

- 更新後の名称及び所在地
- 更新後の構造設備等概要
- 更新申請

(日本国憲法第44条)

備考

- 届付日は、届出後各号の1つ前日以前とする必要とする。
- 届付日とは、許可更新(変更)申請となる更新のたき更新申請書に於いて記載すること。
- 申請書は、正副提出を要する。

様式第六十八号(第四百二十二条関係)

様式第六十八号(第四百二十二条関係) (印刷番号: 5000、発行: 平成26年4月1日現在)

動物付加価値税徴収票発給申請許可決定申請書

申請書 年月日

農林水産大臣 宛  
 住所  
 氏名 (法人にあっては、代表者の氏名)

届出番号: 届出番号  
 届出年月日: 届出年月日

届出事項: 届出事項  
 届出理由: 届出理由

届出事項  
 1. 届出事項  
 2. 届出理由  
 3. 届出事項  
 4. 届出理由  
 5. 届出事項

(日本農産物振興法)

備考  
 1. 届出事項は、届出事項等について行われる届出事項を記載すること。  
 2. 届出事項を記載し、届出事項を記載した後に届出事項を記載すること。  
 3. 届出事項は、届出事項を記載すること。

様式第六十九号(第四百十九条関係)

様式第六十九号(第四百十九条関係) (印刷番号: 5000、発行: 平成26年4月1日現在)

動物付加価値税徴収票発給申請書

申請書 年月日

農林水産大臣 宛  
 住所  
 氏名 (法人にあっては、代表者の氏名)

届出番号: 届出番号  
 届出年月日: 届出年月日

届出事項: 届出事項  
 届出理由: 届出理由

届出事項  
 1. 届出事項  
 2. 届出理由  
 3. 届出事項  
 4. 届出理由  
 5. 届出事項

(日本農産物振興法)

備考  
 1. 届出事項は、届出事項等について行われる届出事項を記載すること。  
 2. 届出事項を記載し、届出事項を記載した後に届出事項を記載すること。  
 3. 届出事項は、届出事項を記載すること。

様式第七十号(第四百十九条関係)

様式第七十号(第四百十九条関係) (印刷番号: 5000、発行: 平成26年4月1日現在)

動物付加価値税徴収票発給申請書

申請書 年月日

農林水産大臣 宛  
 住所  
 氏名 (法人にあっては、代表者の氏名)

届出番号: 届出番号  
 届出年月日: 届出年月日

届出事項: 届出事項  
 届出理由: 届出理由

届出事項  
 1. 届出事項  
 2. 届出理由  
 3. 届出事項  
 4. 届出理由  
 5. 届出事項

(日本農産物振興法)

備考  
 1. 届出事項は、届出事項等について行われる届出事項を記載すること。  
 2. 届出事項を記載し、届出事項を記載した後に届出事項を記載すること。  
 3. 届出事項は、届出事項を記載すること。

様式第七十一号(第五百十条の二関係)

様式第七十一号(第五百十条の二関係) (印刷番号: 5000、発行: 平成26年4月1日現在)

動物付加価値税徴収票発給申請書

申請書 年月日

農林水産大臣 宛  
 住所  
 氏名 (法人にあっては、代表者の氏名)

届出番号: 届出番号  
 届出年月日: 届出年月日

届出事項: 届出事項  
 届出理由: 届出理由

届出事項  
 1. 届出事項  
 2. 届出理由  
 3. 届出事項  
 4. 届出理由  
 5. 届出事項

(日本農産物振興法)

備考  
 1. 届出事項は、届出事項等について行われる届出事項を記載すること。  
 2. 届出事項を記載し、届出事項を記載した後に届出事項を記載すること。  
 3. 届出事項は、届出事項を記載すること。

様式第七十二号（第五十条の三関係）

様式第七十二号（第五十条の三関係）  
動物の特定伝染病等監視施設等許可変更申請書

監視対象病名	種	年	月	日
監視対象施設	所在地	氏名（法人にあっては、代表者及び代表者の氏名）		

監視施設、監視対象病名の品名、有効性及び有効性の維持に關する法律事務の委託の開始の期日の上、動物の特定伝染病等監視施設等許可の変更を次のとおり、下記のとおり申請する。

届

- 1 変更の内容及び所在地
- 2 変更の理由
- 3 申請者（申請書の法人であるときは、変更に關する職務に責任を負う役員を含む。）の代表者（代表者であるときは）の氏名及び住所
- 4 変更事項

（日本獣医師会）

備考

- 1 届出については、変更の内容及び変更の理由の届出による許可変更又は法律事務の委託の開始の上、変更する監視施設等監視施設等許可の変更を次のとおり、下記のとおり申請する。
- 2 変更の内容及び変更の理由については、「主要部分に変更はない」と記載し、変更部分の変更の理由を記載する。
- 3 届出については、変更しない場合は「変更しない」と記載し、変更する場合は、変更する事項の概要を記載すること。
- 4 動物の特定伝染病等監視施設等監視施設等許可の変更については、その旨を届出に記載すること。

様式第七十三号（第五十条の四関係）

様式第七十三号（第五十条の四関係）  
動物の特定伝染病等監視施設等許可変更申請書

許可番号	動物の特定伝染病等監視施設等許可変更申請書		
氏名又は名称	所在地		
監視対象病名	年	月	日
監視対象施設	年	月	日

監視施設、監視対象病名の品名、有効性及び有効性の維持に關する法律事務の委託の開始の期日の上、動物の特定伝染病等監視施設等許可の変更を次のとおり、下記のとおり申請する。

届

- 1 変更の内容及び所在地
- 2 変更の理由
- 3 申請者（申請書の法人であるときは、変更に關する職務に責任を負う役員を含む。）の代表者（代表者であるときは）の氏名及び住所
- 4 変更事項

（日本獣医師会）

様式第七十四号（第五十条の六関係）

様式第七十四号（第五十条の六関係）  
動物の特定伝染病等監視施設等許可変更申請書

監視対象病名	種	年	月	日
監視対象施設	所在地	氏名（法人にあっては、代表者及び代表者の氏名）		

監視施設、監視対象病名の品名、有効性及び有効性の維持に關する法律事務の委託の開始の期日の上、動物の特定伝染病等監視施設等許可の変更を次のとおり、下記のとおり申請する。

届

- 1 変更の内容及び所在地
- 2 変更の理由
- 3 申請者（申請書の法人であるときは、変更に關する職務に責任を負う役員を含む。）の代表者（代表者であるときは）の氏名及び住所
- 4 変更事項

（日本獣医師会）

備考

- 1 届出については、許可の取得申請の際に変更があった旨を届出事項として記載すること。
- 2 許可証の原本を添付すること。

様式第七十五号（第五十条の七関係）

様式第七十五号（第五十条の七関係）  
動物の特定伝染病等監視施設等許可変更申請書

監視対象病名	種	年	月	日
監視対象施設	所在地	氏名（法人にあっては、代表者及び代表者の氏名）		

監視施設、監視対象病名の品名、有効性及び有効性の維持に關する法律事務の委託の開始の期日の上、動物の特定伝染病等監視施設等許可の変更を次のとおり、下記のとおり申請する。

届

- 1 変更の内容及び所在地
- 2 変更の理由
- 3 申請者（申請書の法人であるときは、変更に關する職務に責任を負う役員を含む。）の代表者（代表者であるときは）の氏名及び住所
- 4 変更事項

（日本獣医師会）

備考

- 1 許可証を破り、又は用したため再び発せを申請する場合にあっては、当該許可証を添付すること。



様式第七十六号(第五十条の十七関係) (印刷番号:第1-100号、別冊第4号(別冊第4号))  
 動物性衛生保健等製品製造業法(第17条第1項第1号)  
 動物性衛生保健等製品製造業法(第17条第1項第1号) 年 月 日

製造業者 姓 名  
 住所 (記入にあつては、市町村)  
 氏名 (記入にあつては、市町村)  
 代表者(代表者の姓名)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第44条の2第1項に規定する同法第44条第1項の規定により動物性衛生保健等製品製造業法(第17条第1項第1号)の下記により申請します。

許可年月日及び許可番号  
 1. 製造所の名称及び所在地  
 2. 変更年月日  
 3. 変更理由  
 4. 変更理由  
 5. 備考事項

(日本国憲法第44条)

様式第七十七号(第五十条の十七関係)  
 動物性衛生保健等製品製造業法(第17条第1項第1号) 年 月 日

製造業者 姓 名  
 住所 (記入にあつては、市町村)  
 氏名 (記入にあつては、市町村)  
 代表者(代表者の姓名)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第44条の2第1項に規定する同法第44条第1項の規定により動物性衛生保健等製品製造業法(第17条第1項第1号)の下記により申請します。

許可年月日及び許可番号  
 1. 製造所の名称及び所在地  
 2. 変更年月日  
 3. 変更理由  
 4. 変更理由  
 5. 備考事項

(日本国憲法第44条)

備考  
 1. 記号1は、変更のあった部分を除き別紙にして記載すること。  
 2. 備考に関する事項は、製造業者の代表者(代表者の姓名)に記入すること。記号1は、製造業者の代表者(代表者の姓名)に記入すること。記号2は、製造業者の代表者(代表者の姓名)に記入すること。記号3は、製造業者の代表者(代表者の姓名)に記入すること。記号4は、製造業者の代表者(代表者の姓名)に記入すること。記号5は、製造業者の代表者(代表者の姓名)に記入すること。

様式第七十八号(第五十二条関係) (印刷番号:第1-100号、別冊第4号(別冊第4号))  
 動物性衛生保健等製品製造業法(第17条第1項第1号)  
 (一) 医薬品及び医療機器等の製造業法(第17条第1項第1号)の検査申請書  
 年 月 日

製造業者 姓 名  
 住所 (記入にあつては、市町村)  
 氏名 (記入にあつては、市町村)  
 代表者(代表者の姓名)

下記医薬品及び医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第44条の2第1項に規定する同法第44条第1項の規定により動物性衛生保健等製品製造業法(第17条第1項第1号)の下記により申請します。

1. 医薬品(厚生保健等製品)の品質  
 2. 医薬品(厚生保健等製品)の品質  
 3. 医薬品(厚生保健等製品)の品質  
 4. 医薬品(厚生保健等製品)の品質  
 5. 医薬品(厚生保健等製品)の品質  
 6. 医薬品(厚生保健等製品)の品質  
 7. 医薬品(厚生保健等製品)の品質

(日本国憲法第44条)

備考  
 1. 記入項目の検査申請書は、申請書の記載内容に照して行付ること。  
 2. 記号1は、記入項目(1)～(5)の記入欄に照して行付ること。記号2は、記入項目(6)～(7)の記入欄に照して行付ること。記号3は、記入項目(8)～(9)の記入欄に照して行付ること。記号4は、記入項目(10)～(11)の記入欄に照して行付ること。記号5は、記入項目(12)～(13)の記入欄に照して行付ること。記号6は、記入項目(14)～(15)の記入欄に照して行付ること。記号7は、記入項目(16)～(17)の記入欄に照して行付ること。

(二) 医薬品等の検査申請書の提出  
 検査申請書の提出申請書 年 月 日

製造業者 姓 名  
 住所 (記入にあつては、市町村)  
 氏名 (記入にあつては、市町村)  
 代表者(代表者の姓名)

下記医薬品及び医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第44条の2第1項に規定する同法第44条第1項の規定により動物性衛生保健等製品製造業法(第17条第1項第1号)の下記により申請します。

1. 医薬品(厚生保健等製品)の品質  
 2. 医薬品(厚生保健等製品)の品質  
 3. 医薬品(厚生保健等製品)の品質  
 4. 医薬品(厚生保健等製品)の品質  
 5. 医薬品(厚生保健等製品)の品質  
 6. 医薬品(厚生保健等製品)の品質  
 7. 医薬品(厚生保健等製品)の品質  
 8. 医薬品(厚生保健等製品)の品質

(日本国憲法第44条)

備考  
 1. 記入項目の検査申請書は、申請書の記載内容に照して行付ること。  
 2. 記号1は、記入項目(1)～(5)の記入欄に照して行付ること。記号2は、記入項目(6)～(7)の記入欄に照して行付ること。記号3は、記入項目(8)～(9)の記入欄に照して行付ること。記号4は、記入項目(10)～(11)の記入欄に照して行付ること。記号5は、記入項目(12)～(13)の記入欄に照して行付ること。記号6は、記入項目(14)～(15)の記入欄に照して行付ること。記号7は、記入項目(16)～(17)の記入欄に照して行付ること。記号8は、記入項目(18)～(19)の記入欄に照して行付ること。

様式第七十八号の二（第五十二條の五、第五十二條の六關係）

様式第七十八号の二（第五十二條の五、第五十二條の六關係）（平成二十一年四月一日現在）

動物取扱業の届出書

届出者 氏名  
住所  
氏名  
住所

動物取扱業の種類  
届出年月日

1. 動物取扱業の種類  
2. 届出年月日  
3. 届出場所  
4. 届出者の住所  
5. 届出者の氏名

(日本獣医畜産法第4条)

様式第七十九号（第五十三條関係）（平成二十一年四月一日現在）

動物取扱業の届出書

届出者 氏名  
住所  
氏名  
住所

動物取扱業の種類  
届出年月日

1. 届出の種類  
2. 届出年月日  
3. 届出場所  
4. 届出者の住所  
5. 届出者の氏名

(日本獣医畜産法第4条)

様式第八十号（第五十四條關係）

様式第八十号（第五十四條關係）（平成二十一年四月一日現在）

動物取扱業の届出書

届出者 氏名  
住所  
氏名  
住所

動物取扱業の種類  
届出年月日

1. 届出の種類  
2. 届出年月日  
3. 届出場所  
4. 届出者の住所  
5. 届出者の氏名

(日本獣医畜産法第4条)

様式第八十一号（第五十七條關係）

様式第八十一号（第五十七條關係）（平成二十一年四月一日現在）

動物取扱業の届出書

届出者 氏名  
住所  
氏名  
住所

動物取扱業の種類  
届出年月日

1. 届出の種類  
2. 届出年月日  
3. 届出場所  
4. 届出者の住所  
5. 届出者の氏名

(日本獣医畜産法第4条)



(四) 外国製造医薬品等輸出品の場合  
動物用医薬品等輸出品検査事務等検出届書

農林水産大臣 宛

住所  
氏名

内閣府動物医薬品部動物医薬品課  
外国製造医薬品等輸出品検査事務等検出係長  
特別承認業者の氏名  
運任外国製造医薬品等輸出品検査事務等検出係長  
運任外国製造医薬品等輸出品検査事務等検出係長  
製法承認業者の氏名

1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第86条の2第1項の規定により動物用医薬品等輸出品検査事務等検出のうち使用及び取扱い上の必要が認められるものを取り扱います。

2 製造販売しようとする品目  
3 使用及び取扱い上の必要方法  
4 検査事項

1 届出には、販売名(一般的名称があるものについては、その一般的名称を添付内に併記すること。)を記載すること。  
2 添付文書等の写しを添付すること。

(五) 外国製造医薬品等輸出品の場合  
動物用医薬品等輸出品検査事務等検出届書

農林水産大臣 宛

住所  
氏名

内閣府動物医薬品部動物医薬品課  
外国製造医薬品等輸出品検査事務等検出係長  
特別承認業者の氏名  
運任外国製造医薬品等輸出品検査事務等検出係長  
製法承認業者の氏名

1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第86条の2第1項の規定により動物用医薬品等輸出品検査事務等検出のうち使用及び取扱い上の必要が認められるものを取り扱います。

2 製造販売しようとする品目  
3 使用及び取扱い上の必要方法  
4 検査事項

1 届出には、販売名(一般的名称があるものについては、その一般的名称を添付内に併記すること。)を記載すること。  
2 添付文書等の写しを添付すること。

(六) 外国製造医薬品等輸出品の場合  
動物用医薬品等輸出品検査事務等検出届書

農林水産大臣 宛

住所  
氏名

内閣府動物医薬品部動物医薬品課  
外国製造医薬品等輸出品検査事務等検出係長  
特別承認業者の氏名  
運任外国製造医薬品等輸出品検査事務等検出係長  
製法承認業者の氏名

1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第86条の2第1項の規定により動物用医薬品等輸出品検査事務等検出のうち使用及び取扱い上の必要が認められるものを取り扱います。

2 製造販売しようとする品目  
3 使用及び取扱い上の必要方法  
4 検査事項

1 届出には、販売名(一般的名称があるものについては、その一般的名称を添付内に併記すること。)を記載すること。  
2 添付文書等の写しを添付すること。

様式第八十四号の二(第八十四条の十二関係)  
動物用医薬品等輸出品検査事務等検出届書

農林水産大臣 宛

住所  
氏名

内閣府動物医薬品部動物医薬品課  
外国製造医薬品等輸出品検査事務等検出係長  
特別承認業者の氏名  
運任外国製造医薬品等輸出品検査事務等検出係長  
製法承認業者の氏名

1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第86条の2第1項の規定により動物用医薬品等輸出品検査事務等検出のうち使用及び取扱い上の必要が認められるものを取り扱います。

2 製造販売しようとする品目  
3 使用及び取扱い上の必要方法  
4 検査事項

1 届出には、販売名(一般的名称があるものについては、その一般的名称を添付内に併記すること。)を記載すること。  
2 添付文書等の写しを添付すること。

(一)外国製造医薬品の場合  
動物性内服製造医薬品製造事等申請変更届出書 年 月 日

農林水産大臣 殿

外国製造医薬品等特許承認済者の住所  
外国製造医薬品等特許承認済者(個人)については、  
特許承認済者の氏名(親及び代表者の氏名)  
動物性内服製造医薬品特許承認済者の住所  
動物性内服製造医薬品特許承認済者(個人)については、  
特許承認済者の氏名(親及び代表者の氏名)

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第86条の2の第1項の規定により動物性内服製造医薬品製造事等特許のうち変更及び取扱い上の必要な変更を下記のとおり届け出ます。」 記

承認年月日及び承認番号  
1. 製造販売する品目  
2. 変更する事項  
3. 変更予定年月日  
4. 変更理由  
5. 参考事項

日本医薬品特許法11

備考  
1. 記の1には、親や氏名一般の名称があるものについては、その一般の名称を括弧内に併記すること。2. 変更後の届付文書等の写しを添付すること。

(二)変更種別の場合  
動物性内服製造医薬品製造事等申請変更届出書 年 月 日

農林水産大臣 殿

住所  
氏名(個人)については、  
親及び代表者の氏名

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第86条の2の第1項の規定により動物性内服製造医薬品製造事等特許のうち変更及び取扱い上の必要な変更を下記のとおり届け出ます。」 記

承認年月日及び承認番号  
1. 製造販売する品目  
2. 変更する事項  
3. 変更予定年月日  
4. 変更理由  
5. 参考事項

日本医薬品特許法11

備考  
1. 記の1には、親や氏名一般の名称を記載すること。2. 変更後の届付文書等の写しを添付すること。

(三)外国製造医療機器の場合  
動物性内服製造医療機器製造事等申請変更届出書 年 月 日

農林水産大臣 殿

外国製造医療機器等特許承認済者の住所  
外国製造医療機器等特許承認済者(個人)については、  
特許承認済者の氏名(親及び代表者の氏名)  
動物性内服製造医療機器等特許承認済者の住所  
動物性内服製造医療機器等特許承認済者(個人)については、  
特許承認済者の氏名(親及び代表者の氏名)

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第86条の2の第1項の規定により動物性内服製造医療機器製造事等特許のうち変更及び取扱い上の必要な変更を下記のとおり届け出ます。」 記

承認年月日及び承認番号  
1. 製造販売する品目  
2. 変更する事項  
3. 変更予定年月日  
4. 変更理由  
5. 参考事項

日本医薬品特許法11

備考  
1. 記の1には、親や氏名一般の名称を記載すること。2. 変更後の届付文書等の写しを添付すること。

(四)国内製造医薬品の場合  
動物性内服製造医薬品製造事等申請変更届出書 年 月 日

農林水産大臣 殿

住所  
氏名(個人)については、  
親及び代表者の氏名

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第86条の2の第1項の規定により動物性内服製造医薬品製造事等特許のうち変更及び取扱い上の必要な変更を下記のとおり届け出ます。」 記

承認年月日及び承認番号  
1. 製造販売する品目  
2. 変更する事項  
3. 変更予定年月日  
4. 変更理由  
5. 参考事項

日本医薬品特許法11

備考  
1. 記の1には、親や氏名一般の名称があるものについては、その一般の名称を括弧内に併記すること。2. 変更後の届付文書等の写しを添付すること。



様式第八十八号 (第九十六条関係)

様式第八十八号 (第九十六条関係)  
動物用医薬品等の製造販売の許可申請書

品名	性状	用途	規格
製造業者の氏名及び住所			
製造場所			
製造方法			

医薬品、医薬機器等及び医薬品、有効性及び安全性の確保等に関する法律(平成十七年法律第九十六号)第九十六条に基づき申請する。

年 月 日

製造販売申請 氏 名

様式第八十九号 (第九十七条関係)

様式第八十九号 (第九十七条関係)  
動物用医薬品等の製造販売の許可申請書

1. 申請の趣旨

2. 申請の届出

3. 製造業者の氏名及び住所

4. 申請の受理

年 月 日

製造販売申請 氏 名

様式第九十号 (第二百一条関係)

様式第九十号 (第二百一条関係)  
動物用医薬品等の製造販売の許可申請書

農林水産大臣 宛

住所 (記入にあつては、本  
国及び代表者の所在)

医薬品、医薬機器等及び医薬品、有効性及び安全性の確保等に関する法律(平成十七年法律第九十六号)第九十六条に基づき申請する。

1. 許可年月日及び許可番号

2. 許可の届出

3. 製造業者の氏名及び住所

4. 申請の受理

年 月 日

製造販売申請 氏 名

動物用医薬品等の製造販売の許可申請書

農林水産大臣 宛

住所 (記入にあつては、本  
国及び代表者の所在)

医薬品、医薬機器等及び医薬品、有効性及び安全性の確保等に関する法律(平成十七年法律第九十六号)第九十六条に基づき申請する。

1. 許可年月日及び許可番号

2. 許可の届出

3. 製造業者の氏名及び住所

4. 申請の受理

年 月 日

製造販売申請 氏 名

(2) 加工経路等製品の製造販売の許可の場合  
 動物用医薬品等製造販売業許可申請変更申請書 年 月 日

農林水産大臣 殿 住所  
 氏名 (記入にあつては、本  
 氏名 (親及び代表者の氏名)

1. 氏名、住所欄等の変更、有効性及び有効性の維持等に關する法律等の特種事項の発生に  
 上り動物用医薬品等製造販売業に關する許可の条件の変更を希望します。

記

2. 許可年月日及び許可番号  
 3. 許可の状況  
 4. 条件の変更内容及び所在地  
 5. 条件の変更表等  
 6. 備考事項

日本国農務省(注)

備考  
 1. 記の2は、許可の条件の内容を変更(申請時点における許可の条件の内容)及び  
 変更(希望する許可の条件の内容)に於て記載すること。  
 2. 申請書は、正誤を免れずすること。

(3) 医薬品(特効薬)の製造販売の許可の場合  
 動物用医薬品(特効薬)製造販売業許可申請変更申請書 年 月 日

農林水産大臣 殿 住所  
 氏名 (記入にあつては、本  
 氏名 (親及び代表者の氏名)

1. 氏名、住所欄等の変更、有効性及び有効性の維持等に關する法律等の特種事項の発生に  
 上り動物用医薬品(特効薬)製造業に關する許可の条件の変更を希望します。

記

2. 許可年月日及び許可番号  
 3. 許可の状況  
 4. 条件の変更内容及び所在地  
 5. 条件の変更表等  
 6. 当該医薬品より製造中の構成又は設備に変更を要する場合には、その概要  
 7. 備考事項

日本国農務省(注)

備考  
 1. 記の2は、第1条第1項第2号又は第2項第2号のいずれに該当するものを記載すること。  
 2. 記の4は、許可の条件の内容を変更(申請時点における許可の条件の内容)及び  
 変更(希望する許可の条件の内容)に於て記載すること。  
 3. 申請書は、正誤を免れずすること。

(4) 加工経路等製品の製造業の許可の場合  
 動物用医薬品等製造業許可申請変更申請書 年 月 日

農林水産大臣 殿 住所  
 氏名 (記入にあつては、本  
 氏名 (親及び代表者の氏名)

1. 氏名、住所欄等の変更、有効性及び有効性の維持等に關する法律等の特種事項の発生に  
 上り動物用医薬品等製造業に關する許可の条件の変更を希望します。

記

2. 許可年月日及び許可番号  
 3. 許可の状況  
 4. 条件の変更内容及び所在地  
 5. 条件の変更表等  
 6. 備考事項

日本国農務省(注)

備考  
 1. 記の2は、第1条第1項第2号のいずれに該当するものを記載すること。  
 2. 記の4は、許可の条件の内容を変更(申請時点における許可の条件の内容)及び  
 変更(希望する許可の条件の内容)に於て記載すること。  
 3. 申請書は、正誤を免れずすること。

(5) 医薬品(特効薬)の製造業の許可の場合  
 動物用医薬品(特効薬)製造業許可申請変更申請書 年 月 日

農林水産大臣 殿 住所  
 氏名 (記入にあつては、本  
 氏名 (親及び代表者の氏名)

1. 氏名、住所欄等の変更、有効性及び有効性の維持等に關する法律等の特種事項の発生に  
 上り動物用医薬品(特効薬)製造業に關する許可の条件の変更を希望します。

記

2. 許可年月日及び許可番号  
 3. 許可の状況  
 4. 条件の変更内容及び所在地  
 5. 条件の変更表等  
 6. 当該医薬品より製造中の構成又は設備に変更を要する場合には、その概要  
 7. 備考事項

日本国農務省(注)

備考  
 1. 記の2は、第1条第1項第2号のいずれに該当するものを記載すること。  
 2. 記の4は、許可の条件の内容を変更(申請時点における許可の条件の内容)及び  
 変更(希望する許可の条件の内容)に於て記載すること。  
 3. 申請書は、正誤を免れずすること。







様式第九十二号(第二十三条、第二百四条の二、第二百四条の四関係)

(一) 農産物等輸出品の場合  
輸出許可申請書(農産物等輸出品)届出申請書

農林水産大臣 宛

住所  
氏名 (個人にあっては、名)  
(個人にあっては、姓)

1. 届出事項  
2. 届出理由  
3. 届出内容  
4. 届出事項の許可の可否又は認定再生産等輸出品内国産業者の認定の可否  
5. 備考事項

日本産農畜病獣4法

備考  
1. 届出には、販売名(一般的名称があるものについては、その一般的名称を併記して)を記載すること。  
2. 届出には、届出事項に基づいて届出内容の届出番号の付記に該当するかを、認定再生産等輸出品内国産業者にあっては届出内容の届出番号の付記に該当するかを記載すること。  
3. 届出の3及び4には、申請する届出に係る全ての届出事項及び届出理由認定再生産等輸出品内国産業者に付記を記載すること。

様式第九十二号(第二十三条、第二百四条の二、第二百四条の四関係)

(一) 農産物等輸出品の場合  
動物用医薬品(医薬品)届出申請書

農林水産大臣 宛

住所  
氏名 (個人にあっては、名)  
(個人にあっては、姓)

輸出許可申請書(動物用医薬品(医薬品)届出申請書)届出申請書

1. 届出事項  
2. 届出理由  
3. 届出内容  
4. 届出事項の許可の可否又は認定再生産等輸出品内国産業者の認定の可否  
5. 備考事項

日本産農畜病獣4法

備考  
1. 届出には、販売名(一般的名称があるものについては、その一般的名称を併記して)を記載すること。  
2. 届出には、届出事項に基づいて届出内容の届出番号の付記に該当するかを、認定再生産等輸出品内国産業者にあっては届出内容の届出番号の付記に該当するかを記載すること。  
3. 届出の3及び4には、申請する届出に係る全ての届出事項及び届出理由認定再生産等輸出品内国産業者に付記を記載すること。

(二) 医薬品の場合  
動物用医薬品届出申請書

農林水産大臣 宛

住所  
氏名 (個人にあっては、名)  
(個人にあっては、姓)

1. 届出事項  
2. 届出理由  
3. 届出内容  
4. 届出事項の許可の可否又は認定再生産等輸出品内国産業者の認定の可否  
5. 備考事項

日本産農畜病獣4法

備考  
1. 届出には、販売名(一般的名称があるものについては、その一般的名称を併記して)を記載すること。  
2. 届出には、届出事項に基づいて届出内容の届出番号の付記に該当するかを、認定再生産等輸出品内国産業者にあっては届出内容の届出番号の付記に該当するかを記載すること。

(三) 動物用医薬品の場合  
動物用医薬品届出申請書

農林水産大臣 宛

住所  
氏名 (個人にあっては、名)  
(個人にあっては、姓)

1. 届出事項  
2. 届出理由  
3. 届出内容  
4. 届出事項の許可の可否又は認定再生産等輸出品内国産業者の認定の可否  
5. 備考事項

日本産農畜病獣4法

備考  
1. 届出には、販売名(一般的名称があるものについては、その一般的名称を併記して)を記載すること。  
2. 届出には、届出事項に基づいて届出内容の届出番号の付記に該当するかを、認定再生産等輸出品内国産業者にあっては届出内容の届出番号の付記に該当するかを記載すること。

様式第九十三号(第二四四條、第二四四條の三、第二四四條の五関係)

(四)再生医療等製品の輸送 動物再生医療等製品輸送届書

農林水産大臣 宛	住所 氏名 (記入については、本 届出の代表者の氏名)
----------	-----------------------------------

届出者 (記入については、本届出の代表者の氏名)

動物再生医療等製品の輸送届の受取を下記のとおり届け出ます。

届

- 許可年月日及び許可番号
- 主たる機能有する動物用(製造)の名称及び所在地
- 製造販売元の名称
- 製造販売元の許可(複製)製造業の許可区分
- 輸送する品目及びその品名(輸入品である場合は、その製造所の名称、所在地及び輸入先)
- 輸送方法
- 包装材料
- 包装方法
- 用紙及び用紙又は使用材料
- 性状、用途又は効果
- 輸送方法
- 輸送先
- 備考事項

(日本郵政規格A4)

備考

- 様式第九十三号の(五)又は(六)の欄等に添えて記載すること。
- 届出書は、正誤差を修正すること。

様式第九十三号(第二四四條、第二四四條の三、第二四四條の五関係)  
(一)畜産品(生肉)の輸送届(畜産品)の輸送届書

農林水産大臣 宛	住所 氏名 (記入については、本 届出の代表者の氏名)
----------	-----------------------------------

届出者 (記入については、本届出の代表者の氏名)

動物用畜産品(畜産品)の輸送届の受取を下記のとおり届け出ます。

届

- 許可年月日及び許可番号
- 主たる機能有する動物用(製造)の名称及び所在地
- 製造販売元の名称
- 製造販売元の許可(複製)製造業の許可区分
- 輸送する品目
- 輸送届の届出年月日
- 変更内容
- 備考事項

(日本郵政規格A4)

備考

- 届出には、変更のあった部分を斜体印刷して記載すること。なお、輸送中止する場合は、届出に添付して記載すること。
- 届出書は、正誤差を修正すること。

(二)医療機器又は体外診断用医薬品の輸送届(医療機器)の輸送届書

農林水産大臣 宛	住所 氏名 (記入については、本 届出の代表者の氏名)
----------	-----------------------------------

届出者 (記入については、本届出の代表者の氏名)

動物用医療機器(体外診断用医薬品)の輸送届の受取を下記のとおり届け出ます。

届

- 許可年月日及び許可番号
- 主たる機能有する動物用(製造)の名称及び所在地
- 製造販売元の名称
- 製造販売元の許可(複製)製造業の許可区分
- 輸送する品目
- 輸送届の届出年月日
- 変更内容
- 備考事項

(日本郵政規格A4)

備考

- 届出には、変更のあった部分を斜体印刷して記載すること。なお、輸送中止する場合は、届出に添付して記載すること。
- 届出書は、正誤差を修正すること。

(三)再生医療等製品の輸送 動物再生医療等製品輸送届書

農林水産大臣 宛	住所 氏名 (記入については、本 届出の代表者の氏名)
----------	-----------------------------------

届出者 (記入については、本届出の代表者の氏名)

動物再生医療等製品の輸送届の受取を下記のとおり届け出ます。

届

- 許可年月日及び許可番号
- 主たる機能有する動物用(製造)の名称及び所在地
- 製造販売元の名称
- 製造販売元の許可(複製)製造業の許可区分
- 輸送する品目
- 輸送届の届出年月日
- 変更内容
- 備考事項

(日本郵政規格A4)

備考

- 届出には、変更のあった部分を斜体印刷して記載すること。なお、輸送中止する場合は、届出に添付して記載すること。
- 届出書は、正誤差を修正すること。



様式第九十三号の三(第二百五条の三) (日本国農林省令第一〇四号)

動物性飼料製造業(乳用乳牛乳製造業) 飼料検査(乳用)

飼料検査官 年 月 日

農林水産大臣 殿

住所 〇〇市〇〇区〇〇丁目〇〇番〇〇号

氏名 (記入にあつては、本) 〇〇〇〇〇〇

氏名 (代表者の氏名) 〇〇〇〇〇〇

医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律附則第1条の9の規定により動物性飼料製造業(乳用乳牛乳製造業)の試験検査(乳用) (以下「試験検査」という。)の申請を下記のとおり提出します。

品 名

1 中上よとする飼料の名称

2 飼料の性状

3 中上理由

4 参考書

(日本国農林省令第一〇四号)

様式第九十四号(第二百六条、第二百十二条、第二百十二号の三関係)

(一)試験検査の場合

飼料検査官 年 月 日

農林水産大臣 殿

住所 〇〇市〇〇区〇〇丁目〇〇番〇〇号

氏名 (記入にあつては、本) 〇〇〇〇〇〇

氏名 (代表者の氏名) 〇〇〇〇〇〇

医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律附則第1条の9の規定により試験検査(乳用)の申請を下記のとおり提出します。

品 名

1 試験検査を製造販売しようとする製造業者の名称を有する飼料の名称及び性状

2 飼料の性状、構造及び性状に関する説明書

3 試験検査の成分及び分量(成分不明のときは、その本数)

4 試験検査の製造方法

5 予定される検査又は検査

6 予定される検査又は検査

7 試験の方法及び時期

8 試験の実施期間

9 予定される試験の実施方法及び実施期間の名称及び住所

10 予定される試験実施責任者の氏名

11 試験検査の予定交付数量

12 試験の予定とすることとする飼料の構成及び製造方法

13 試験を依頼しようとする者が本邦内に住所を有しない場合には、試験管内管轄人の氏名又は住所及び住所

14 参考書

(日本国農林省令第一〇四号)

備 考

1 試験を依頼しようとする者が本邦内に住所を有しない場合には、住所及び氏名の下に試験管内管轄人の住所及び氏名(以下「住所及び氏名」という。)を記載すること。

2 品名は、1及び12は、それぞれ、予定される飼料の試験結果に記載すること。

3 品名には、試験検査を有する飼料である場合に、その性状を記載すること。

4 試験実施計画書を添付すること。

(二)試験検査の場合

飼料検査官 年 月 日

農林水産大臣 殿

住所 〇〇市〇〇区〇〇丁目〇〇番〇〇号

氏名 (記入にあつては、本) 〇〇〇〇〇〇

氏名 (代表者の氏名) 〇〇〇〇〇〇

医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律附則第1条の9の規定により試験検査(乳用)の申請を下記のとおり提出します。

品 名

1 試験検査を製造販売しようとする製造業者の名称を有する飼料の名称及び性状

2 試験検査の性状、構造及び性状に関する説明書

3 試験検査の原料及び材料

4 試験検査の製造方法

5 予定される検査又は検査

6 予定される検査又は検査

7 試験の方法及び時期

8 試験の実施期間

9 予定される試験の実施方法及び実施期間の名称及び住所

10 予定される試験実施責任者の氏名

11 試験検査の予定交付数量

12 試験の予定とすることとする飼料の構成及び製造方法

13 試験を依頼しようとする者が本邦内に住所を有しない場合には、試験管内管轄人の氏名又は住所及び住所

14 参考書

(日本国農林省令第一〇四号)

備 考

1 試験を依頼しようとする者が本邦内に住所を有しない場合には、住所及び氏名の下に試験管内管轄人の住所及び氏名(以下「住所及び氏名」という。)を記載すること。

2 品名は、1及び12は、それぞれ、予定される飼料の試験結果に記載すること。

3 品名には、試験検査を有する飼料である場合に、その性状を記載すること。

4 試験実施計画書を添付すること。

(三)加工試験検査の場合

飼料検査官 年 月 日

農林水産大臣 殿

住所 〇〇市〇〇区〇〇丁目〇〇番〇〇号

氏名 (記入にあつては、本) 〇〇〇〇〇〇

氏名 (代表者の氏名) 〇〇〇〇〇〇

医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律附則第1条の9の規定により加工試験検査(乳用)の申請を下記のとおり提出します。

品 名

1 試験検査を製造販売しようとする製造業者の名称を有する飼料の名称及び性状

2 試験検査の性状、構造及び性状に関する説明書、輸入販売予定に試験検査

3 試験検査の原料及び材料

4 試験検査の製造方法

5 予定される検査、試験又は検査

6 予定される検査及び試験又は検査

7 試験の方法及び時期

8 試験の実施期間

9 予定される試験の実施方法及び実施期間の名称及び住所

10 予定される試験実施責任者の氏名

11 試験検査の予定交付数量

12 試験の予定とすることとする飼料の構成及び製造方法

13 試験を依頼しようとする者が本邦内に住所を有しない場合には、試験管内管轄人の氏名又は住所及び住所

14 参考書

(日本国農林省令第一〇四号)

備 考

1 試験を依頼しようとする者が本邦内に住所を有しない場合には、住所及び氏名の下に試験管内管轄人の住所及び氏名(以下「住所及び氏名」という。)を記載すること。

2 品名は、1及び12は、それぞれ、予定される飼料の試験結果に記載すること。

3 品名には、試験検査を有する飼料である場合に、その性状を記載すること。

4 試験実施計画書を添付すること。

様式第九十五号（第二百六条、第二百十二条、第二百十二号の三関係）  
 (一) 農産物の場合

農林水産大臣		農産物検査官		年	月	日
農林水産大臣	職	住所	氏名			
			氏名	（記入にあっては、本欄及び代表者の氏名）		

農産物の検査の変更を下記のとおり届け出ます。

農産物の検査の範囲の指定による届出の年月日及び検査種別

1 変更しようとする事項

2 変更しようとする理由

3 備考事項

（日本産産物検査法）

備考  
 農産物検査が本欄内に住所を有しない場合には、住所及び氏名の下に農産物検査官の住所及び氏名（記入にあっては、本欄及び代表者の氏名）を記載すること。

(二) 農産物検査の場合

農林水産大臣		農産物検査官		年	月	日
農林水産大臣	職	住所	氏名			
			氏名	（記入にあっては、本欄及び代表者の氏名）		

農産物の検査の変更を下記のとおり届け出ます。

農産物の検査の範囲の指定による届出の年月日及び検査種別

1 変更しようとする事項

2 変更しようとする理由

3 備考事項

（日本産産物検査法）

備考  
 農産物検査が本欄内に住所を有しない場合には、住所及び氏名の下に農産物検査官の住所及び氏名（記入にあっては、本欄及び代表者の氏名）を記載すること。

(三) 加工農産物の場合

農林水産大臣		農産物検査官		年	月	日
農林水産大臣	職	住所	氏名			
			氏名	（記入にあっては、本欄及び代表者の氏名）		

農産物の検査の変更を下記のとおり届け出ます。

農産物の検査の範囲の指定による届出の年月日及び検査種別

1 変更しようとする事項

2 変更しようとする理由

3 備考事項

（日本産産物検査法）

備考  
 農産物検査が本欄内に住所を有しない場合には、住所及び氏名の下に農産物検査官の住所及び氏名（記入にあっては、本欄及び代表者の氏名）を記載すること。

様式第九十六号（第二百十二号の六関係）  
 (一) 農産物の場合

農林水産大臣		農産物検査官		年	月	日
農林水産大臣	職	住所	氏名			
			氏名	（記入にあっては、本欄及び代表者の氏名）		

農産物の検査の変更を下記のとおり届け出ます。

農産物の検査の範囲の指定による届出の年月日及び検査種別

1 変更しようとする事項

2 変更しようとする理由

3 備考事項

（日本産産物検査法）

備考  
 1 農産物の検査の変更は、農産物の検査官の届出による検査の範囲の指定による届出の年月日及び検査種別を記載すること。  
 2 農産物の検査の変更は、農産物の検査官の届出による検査の範囲の指定による届出の年月日及び検査種別を記載すること。  
 3 農産物の検査の変更は、農産物の検査官の届出による検査の範囲の指定による届出の年月日及び検査種別を記載すること。

- 4. 記の14には、第22条の4の規定により審査等管内管理人が委任されている場合は記載すること。
- 5. 記の15には、一般的名称のあるものについては、その一般的名称を範囲内に限定すること。
- 6. 記の16には、使用する原料又は材料の品質に関する規格を付記すること。(例、日本産鶏卵、産地、日産卵数(一般のコンプレックス卵))
- 7. 記の19には、特産品について特製の条件を必要とする品目につき、その条件を記載すること。
- 8. 記の18には、有効期間を規定する必要がある品目につき、その期間を記載すること。
- 9. 記の11には、その品目の増産及び増産期について行う増産計画を記載すること。この増産計画は、農産物の増産計画(日本産鶏卵)等に定められていることは、この増産計画の範囲をもって、これに代えることができる。
- 10. 申請書は、正誤訂正を要しないこと。

様式第九十七号 (第二百二十二条の七関係)

様式第九十七号 (第二百二十二条の七関係) (平成26年8月1日施行、平成26年4月1日改正)  
 動物性原産等登録簿登録申請書  
 氏名又は名称 動物性原産等登録簿登録申請書  
 製造所の所在地 製造所の住所  
 製造者の住所 製造者の住所  
 1. 登録する品目  
 2. 登録した原料の増産計画(品目別)及び増産期  
 3. 登録する品目の増産計画(品目別)及び増産期  
 4. 登録する品目の増産計画(品目別)及び増産期  
 年 月 日 農林水産大臣 氏 名  
 (日本産鶏卵関係)

様式第九十八号 (第二百二十二条の八関係)

様式第九十八号 (第二百二十二条の八関係) (平成26年8月1日施行、平成26年4月1日改正)  
 動物性原産等登録簿登録簿登録申請書  
 農林水産大臣 氏 名  
 氏名 (日本産鶏卵関係)  
 動物性原産等登録簿登録簿登録申請書の登録人交付を受けたので、下記により申請します。  
 1. 登録している品目の住所  
 2. 登録年月日及び登録番号  
 3. 申請理由  
 4. 申請書  
 (日本産鶏卵関係)  
 備 考  
 1. 記の3には、登録簿の記載事項のうち変更があったものを訂正事項として記載すること。  
 2. 登録簿の廃止を併せて申請すること。  
 3. 申請書は、正誤訂正を要しないこと。

様式第九十九号 (第二百二十二条の九関係)

様式第九十九号 (第二百二十二条の九関係) (平成26年8月1日施行、平成26年4月1日改正)  
 動物性原産等登録簿登録簿登録申請書  
 農林水産大臣 氏 名  
 氏名 (日本産鶏卵関係)  
 動物性原産等登録簿登録簿登録申請書の同交付を受けたので、下記により申請します。  
 1. 登録している品目の住所  
 2. 登録年月日及び登録番号  
 3. 申請理由  
 4. 申請書  
 (日本産鶏卵関係)  
 備 考  
 1. 登録簿を継ぎ、又は訂正したたの再交付を申請する場合は、当該登録簿を併せて提出すること。  
 2. 申請書は、正誤訂正を要しないこと。





- (30) チアマゾール
- (29) ダノフロキサシン
- (28) セラメクチン
- (27) 性腺刺激ホルモン放出ホルモン
- (26) 性腺刺激ホルモン(脳下垂体前葉ホルモンを除く)
- (25) スルファニルアミド
- (24) ステロイド系蛋白質同化ホルモン
- (23) 心臓ホルモン
- (22) ジクラズリル
- (21) 甲状腺ホルモン
- (20) 寧丸ホルモン
- (19) クロミプラミン
- (18) グラビبران
- (17) カルバドックス
- (16) オルビフロキサシン
- (15) オメプラゾール
- (14) オフロキサシン
- (13) オキシリン酸
- (12) 黄体ホルモン
- (11) エンロフロキサシン
- (10) ルボニル—三—フェニルプロピル) —L—アラニル) —L—プロリン(別名エナラプリル)
- (9) (二—S—三a S—六a S) —一—「(二—S) —二—「(二—S) —一—エトキシカルボニル—三—フェニルプロピルアミノ」プロピオニル) —オクタヒドロシクロペンタ「b」—ピロロル—二—カルボン酸(別名ラミプリル)
- (8) (二—) —(三—S) —三—「(二—S) —一—エトキシカルボキシ—三—フェニルプロ「ピル」アミノ」 —二—オキソ—二—三—四—五—テトラヒドロ—H— —ペンゾジアゼピン— —酢酸(別名ベナゼプリル)
- (7) インターフェロン—アルファ

- (31) ニ—二— —チオビス(四—六—ジクロロフェノール)(別名ビチオノール)
- (32) 二— —ビフェニルジオールモノ(ジハイドロジェンホスフェイト)モノハイドレート
- (33) テモカプリル
- (34) テルミサルタン
- (35) トラセミド
- (36) トリメトプリム
- (37) トリロスタタン
- (38) トルトラズリル
- (39) ニトロフラン
- (40) 脳下垂体後葉ホルモン
- (41) 脳下垂体前葉ホルモン
- (42) ノルフロキサシン
- (43) ピモペンダン
- (44) ピリメタミン
- (45) ピロミド酸
- (46) 副腎皮質ホルモン
- (47) フザプラジブ
- (48) プラドフロキサシン
- (49) フルニキシシン
- (50) フルメキン
- (51) ブロチゾラム
- (52) ペグボピグラスチム(遺伝子組換え)
- (53) ペプフロキサシン
- (54) ベラグリフロジン
- (55) マルボフロキサシン
- (56) ミルベマイシン
- (57) ミロキサシン
- (58) メトロニダゾール
- (59) モキシデクチン
- (60) モサプリド
- (61) ニ—ヨード—四—シアノー—六—ニトロフェノール

別表第二(第百六十三条関係)

- (62) ラチデクチン
  - (63) 卵胞ホルモン
  - (64) ロメフロキサシン
- 一 亜セレン酸、その塩類及びそれらの製剤。ただし、セレンとして〇・二五パーセント以下を含有するものを除く。
- 二 イベルメクチン
- 三 (十) —(S) —四—「二—(二—三—ジメチルフェニル)エチル」 —H—イミダゾール(別名デクスメデトミジン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一ミリリットル中(十) —(S) —四—「二—(二—三—ジメチルフェニル)エチル」 —H—イミダゾールとして四二〇マイクログラム以下を含有する注射剤を除く。
- 四 チルジピロシン及びその製剤。ただし、一ミリリットル中チルジピロシンとして四〇ミリグラム(力価)以下を含有する注射剤を除く。
- 五 フェンプロスタレリン
- 六 メチレンブルー(別名メチルチオニニウム)及びその製剤。ただし、メチレンブルー—五パーセント以下を含有するものを除く。
- 七 メデトミジン及びその塩類
- 八 劇薬
- 一 亜セレン酸の製剤又は亜セレン酸の塩類の製剤であつて、セレンとして〇・二五パーセント以下を含有する注射剤
- 二 アチパメゾール、その塩類及びそれらの製剤。ただし、塩酸アチパメゾール〇・五パーセント以下を含有する注射剤を除く。
- 三 五—アミノ—(二、六—ジクロロ—四—トリフルオロメチルフェニル) —三—シアノー—四—トリフルオロメチルフェニル(別名フィプロニル)及びその製剤。ただし、五—アミノ—(二、六—ジクロロ—四—トリフルオロメチルフェニル) —三—シアノー—四—トリフルオロメチルフェニル(別名フィプロニル) —十パーセント以下を含有する外用剤を除く。
- 四 イヌインターフェロン—ガンマ及びその製剤
- 五 イベルメクチンを含有する製剤。ただし、一個中イベルメクチン〇・一二パーセント以下を含有する内用剤、イベルメクチン〇・六パーセント以下を含有する飼料添加剤、イベルメクチン—パーセント以下を含有する注射剤及びイベルメクチン〇・五パーセント以下を含有する外用剤を除く。
- 六 イメピトイン及びその製剤
- 七 インターフェロン—アルファ及びその製剤。ただし、一グラム中インターフェロン—アルファ二百国際単位以下を含有する内用剤を除く。
- 八 エチプロストン、その塩類及びそれらの製剤
- 九 (十) —(二—S—六R) —六—「(S) —一—(エトキシカルボニル) —三—フェニルプロピル」アミノ) —五—オキソ—二—(二—チエニル)ベルヒドロ—四—チアゼピン—四—イル」酢酸(別名テモカプリル)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中(十) —(二—S—六R) —六—「(S) —一—(エトキシカルボニル) —三—フェニルプロピル」アミノ) —五—オキソ—二—(二—チエニル)ベルヒドロ—四—チアゼピン—四—イル」酢酸として七—四三ミリグラム以下を含有するものを除く。
- 十 エプリノメクチン及びその製剤。ただし、エプリノメクチン〇・五パーセント以下を含有する外用剤を除く。
- 十一 塩化ジデシルジメチルアンモニウム及びその製剤。ただし、塩化ジデシルジメチルアンモニウム五〇パーセント以下を含有するものを除く。
- 十二 オクラシチニブ、その塩類及びそれらの製剤
- 十三 カプロモレリン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一ミリリットル中カプロモレリン酒石酸塩として二〇・〇ミリグラム以下を含有する内用剤を除く。
- 十四 二—(二・六—キシリジノ) —五—六—ジヒドロ—四—H— —三—チアジン(別名キシラジン)、その塩類及びそれらの製剤
- 十五 銀の無機酸塩類及びその製剤。ただし、一片中硝酸銀九・七四ミリグラム以下を含有する体外診断用医薬品を除く。
- 十六 クロプロステノール、その塩類及びそれらの製剤

- (65) ラチデクチン
- (66) 卵胞ホルモン
- (67) ロメフロキサシン

十七 d-クロプロステノール及びその製剤  
 十八 一(六)クロロ三(一)ピリジルメチル  
 リデンアミン(別名イミダゾリジン二(一)イ  
 ビその製剤。ただし、一(六)クロロ三  
 (一)ピリジルメチル)一(一)ニトロイミダ  
 ゴリジン二(一)イリデンアミン十パーセン  
 ト以下を含有する外用剤及び一(六)クロ  
 ロ三(一)ピリジルメチル)一(一)ニトロ  
 イミダゾリジン二(一)イリデンアミン〇・  
 五パーセント以下を含有する顆粒剤を除  
 く。  
 十九 五(一)四(一)クロロフェニル)一(一)ハ  
 イドロキシ一(一)四(一)メトキシフェニ  
 ル)一(一)ニメチル一(一)ヒラゾール三  
 (一)プロパンアミド(別名テポキサリン)及  
 びその製剤  
 二十 (H)一(六)クロロ一(一)メチルカル  
 パゾール二(一)酢酸(別名カルプロフェ  
 ン)及びその製剤  
 二十一 コナヒョウヒダニアルゲンブ  
 ラン結合体及びその製剤  
 二十二 サリノマイシン、その塩類及びそれ  
 らの製剤  
 二十三 (RS)一(一)シアノ一(一)三(一)フェ  
 キシベンジルN一(一)ニ(一)クロロ一(一)  
 R・Rトリフルオロパラトリル)一(一)D  
 バリナート(別名フルバリネート)及び  
 その製剤  
 二十四 シアノ一(一)フルオロ一(一)三(一)フェ  
 ノキシフェニル)一(一)メチル一(一)三(一)ニ(一)ク  
 ロロ一(一)ニ(一)四(一)クロロフェニル)一(一)エテ  
 ニル)一(一)ニ(一)ジメチル一(一)シクロプロパ  
 ンカルボキシレート(別名フルメトリン)  
 及びその製剤  
 二十五 O・O一(一)ジエチル一(一)O一(一)三(一)ク  
 ル一(一)四(一)メチル一(一)七(一)クマリニル)ホスホ  
 ロチオアート(別名クマホス)及びその  
 製剤  
 二十六 ジクロル酢酸及びその製剤  
 二十七 二(一)ニ(一)ジクロロ一(一)N一(一)〔(S、  
 R)一(一)R〕(フルオロメチル)一(一)R一  
 ヒドロキシパラ一(一)メチルスルフォニ  
 ル)一(一)フェネチル)アセトアミド(別名フ  
 ロルフェニコール)及びその製剤。ただ  
 し、一片中二(一)ニ(一)ジクロロ一(一)N一(一)〔(S、  
 R)一(一)R〕一(一)R一(一)フルオロメチル)

一(一)ヒドロキシパラ一(一)メチルスルフ  
 オニル)一(一)フェネチル)アセトアミドとし  
 て三〇マイクログラム以下を含有する体外  
 診断用医薬品を除く。  
 二十八 O・O一(一)ジメチル一(一)O一(一)パラースル  
 ファモイルフェニル一(一)ホスホロチオアート  
 (別名サイチオアート)及びその製剤  
 二十九 (S)一(一)S)一(一)四一(一)二一(一)二・  
 三(一)ジメチルフェニル)エチル)一(一)H一  
 イミダゾール(別名デクスメトミジン)  
 の製剤であって、一ミリリットル中(十)  
 (S)一(一)四一(一)二一(一)二・三(一)ジメチル  
 フェニル)エチル)一(一)H一イミダゾール  
 として四二〇マイクログラム以下を含有す  
 る注射剤  
 三十 ジルロタピド及びその製剤  
 三十一 スルホキノボシルアシルプロパンジ  
 オールカルシウム及びその製剤  
 三十二 性腺刺激ホルモン放出ホルモン・ジ  
 フェリアトキソイド結合物及びその製剤  
 三十三 二(一)〇一(一)性腺刺激ホルモン放出ホ  
 ルモン類縁体・ジフェリアトキソイド結合  
 物及びその製剤  
 三十四 一ミリリットル中チルジピロシンと  
 して四〇ミリグラム(力価)以下を含有す  
 る注射剤  
 三十五 チルミコシン製剤。ただし、リン酸  
 チルミコシン二十五パーセント以下を含有  
 する内用剤を除く。  
 三十六 ツラスロマイシン及びその製剤。た  
 だし、一ミリリットル中ツラスロマイシン  
 として百ミリグラム力価以下を含有する注  
 射剤を除く。  
 三十七 トセラニブ、その塩類及びそれらの  
 製剤  
 三十八 ドラメクチン及びその製剤。ただ  
 し、ドラメクチン一パーセント以下を含有  
 する注射剤を除く。  
 三十九 ナナフロシン及びその製剤。ただ  
 し、百ミリリットル中ナナフロシンとして  
 十ミリグラム力価以下を含有する外用剤を  
 除く。  
 四十 ニメスリド及びその製剤  
 四十一 ネコインターフェロン及びその製剤  
 四十二 ピリプロール及びその製剤。ただ  
 し、ピリプロール十二・五パーセント以下  
 を含有する外用剤を除く。

四十三 フィロコキシブ及びその製剤  
 四十四 フェンプロスタレンを含有する製剤  
 四十五 フザブラジブ及びその塩類  
 四十六 d・dT八〇一(一)ブラレトリン及び  
 その製剤。ただし、殺虫剤であってd・d  
 T八〇一(一)ブラレトリン五パーセント以下  
 を含有するものを除く。  
 四十七 フルオキセチン、その塩類及びそれ  
 らの製剤  
 四十八 フルニキシン、その塩類及びそれら  
 の製剤。ただし、フルニキシンとして五パ  
 ーセント以下を含有する注射剤及び三百ミ  
 リグラム中フルニキシンとして二十ミリグ  
 ラム以下を含有する内用剤を除く。  
 四十九 フルネベトマブ(遺伝子組換え)及  
 びその製剤  
 五十 ベジンベトマブ(遺伝子組換え)及び  
 その製剤  
 五十一 ベダプロフェン及びその製剤  
 五十二 ポリエチレングリコール付加ネコエ  
 リスロボエチン(遺伝子組換え)及びその  
 製剤  
 五十三 マバコキシブ及びその製剤  
 五十四 マロピタント、その塩類及びそれら  
 の製剤  
 五十五 N一メチル一(一)ナフチルカルバマ  
 ート(別名カルバル)及びその製剤。た  
 だし、N一メチル一(一)ナフチルカルバマ  
 ート五パーセント以下を含有するものを除  
 く。  
 五十六 N一メチルピス(二・四一キシリル  
 イミノメチル)メチルアミン(別名アミト  
 ラス)及びその製剤  
 五十七 メドトミジンを含有する製剤及びメ  
 デトミジンの塩類を含有する製剤  
 五十八 モキシデクチン及びその製剤。ただ  
 し、一錠中モキシデクチン〇・〇一五パー  
 セント以下を含有する内用剤、モキシデク  
 チン〇・五パーセント以下を含有する外用  
 剤及びモキシデクチン十パーセント以下を  
 含有する注射剤を除く。  
 五十九 ラチデクチン及びその製剤。ただ  
 し、ラチデクチン十パーセント以下を含有  
 する外用剤を除く。  
 六十 ロキベトマブ(遺伝子組換え)及びそ  
 の製剤  
 六十一 ロベナコキシブ及びその製剤

別表第三(第六十八条関係)

牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫又は鶏  
 に使用することを目的とするものであって、  
 次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩  
 類並びにこれらに含有する製剤。ただし、製  
 剤である外用剤(生物学的製剤のうちワクチ  
 ン(鶏痘ワクチンを除く。))である外用剤、  
 抗菌性物質製剤である眼適用及び子宮内適用  
 の外用剤、オフロキサシンを含有する外皮用  
 剤、オルビフロキサシンを含有する外皮用  
 剤、イベルメクチンを含有する外皮用剤(犬  
 又は猫に使用することを目的とするものに限  
 る。)、黄体ホルモンを含有する膈内適用の外  
 用剤、シクロスポリンを含有する眼適用の外  
 用剤、セラメクチンを含有する外皮用剤、モ  
 キシデクチンを含有する外皮用剤(犬又は猫  
 に使用することを目的とするものに限る。)、  
 エプリノメクチンを含有する外皮用剤(猫に  
 使用することを目的とするものに限る。)、ラ  
 タノプロストを含有する眼適用の外用剤、イ  
 ドクスウリジンを含有する眼適用の外用剤、  
 マルボフロキサシンを含有する外皮用剤並び  
 にロピニロールを含有する眼適用の外用剤を  
 除く。を除く。  
 一 アグレプリストン  
 二 アチパメゾール  
 三 アプラマイシン  
 四 アラセプリル  
 五 アルファキサロン  
 六 イソフルラン  
 七 イドクスウリジン  
 八 イトラコナゾール  
 九 イヌインターフェロン及びその製剤  
 十 イベルメクチン(犬又は猫に使用するこ  
 とを目的とするものに限る。)  
 十一 イメピトイン  
 十二 インターフェロナーアルファ  
 十三 エチプロストン  
 十四 エナラプリル  
 十五 エプリノメクチン(猫に使用すること  
 を目的とするものに限る。)  
 十六 エリスロマイシン  
 十七 エンロフロキサシン  
 十八 黄体ホルモン  
 十九 オキシロン酸  
 二十 オクラシチニブ  
 二十一 オサテロン

二十二	オフロキサシン
二十三	オメブラゾール
二十四	オルビフロキサシン
二十五	オレアンドマイシン
二十六	カナマイシン
二十七	カプロモレリン
二十八	ガミスロマイシン
二十九	カルバドックス
三十	カルプロフェン
三十一	キシラジン
三十二	キタサマイシン
三十三	グラピブランチ
三十四	クレンブテロール
三十五	クロミブラミン
三十六	クロラムフェニコール
三十七	ケタミン
三十八	ケトプロフェン
三十九	ゲンタマイシン
四十	甲状腺ホルモン
四十一	コナヒヨウヒダニアレルゲンイプル ラン結合体
四十二	コリスチン
四十三	サリノマイシン
四十四	ジクラズリル
四十五	シクロスポリン
四十六	ジノプロスト
四十七	ジフロキサシン
四十八	(十)―(S)―四―(二)―(二)・ 三―ジメチルフェニル)エチル)―H― イミダゾール(別名デクスエドトミジン)
四十九	ジヨサマイシン
五十	ジロタピド
五十一	ストレプトマイシン
五十二	スピラマイシン
五十三	スベクチノマイシン
五十四	スルフアニルアミド
五十五	スルホキノボシルアシルプロパンジ オールカルシウム
五十六	性腺刺激ホルモン (脳下垂体前葉ホ ルモンを除く)
五十七	性腺刺激ホルモン放出ホルモン
五十八	性腺刺激ホルモン放出ホルモン・ジ フテリアトキソイド結合物
五十九	二―一〇―性腺刺激ホルモン放出ホ ルモン類縁体・ジフテリアトキソイド結 合物
六十	生物学的製剤のうちワクチン(鶏痘ワ クチンを除く)及び抗牛ロタウイルス卵 黄抗体

六十一	セデカマイシン
六十二	セファゾリン
六十三	セファピリン
六十四	セファレキシン
六十五	セファロニウム
六十六	セフォベシン
六十七	セフキノム
六十八	セフチオフル
六十九	セフボドキシムプロキセチル
七十	セフロキシム
七十一	セラメクチン(犬又は猫に使用する ことを目的とするものに限る)
七十二	ゾニサミド
七十三	タイロシン
七十四	ダノフロキサシン
七十五	チアマゾール
七十六	チアムリン
七十七	チアンフェニコール
七十八	チルジピロシン
七十九	チルミコシン
八十	ツラスロマイシン
八十一	デストマイシンA
八十二	テトラサイクリン
八十三	テボキサリル
八十四	テモカプリル
八十五	テルデカマイシン
八十六	テルミサルタン
八十七	トセラニブ
八十八	トラセミド
八十九	トリメトプリム
九十	トリロスタン
九十一	トルトラズリル
九十二	ナリジクス酸
九十三	ニトロキシニル
九十四	ニトロフラン
九十五	ニメスリド
九十六	ネコインタールフェロン
九十七	脳下垂体後葉ホルモン
九十八	脳下垂体前葉ホルモン
九十九	ノボピオシン
百	ノルフロキサシン
百一	ハイグロマイシン
百二	バシトラシン
百三	バルネムリン
百四	バルビツール酸
百五	ビコザマイシン
百六	ビチオノール

百七	ヒトインスリン(遺伝子組換え)
百八	ピモベندان
百九	ピリメタミン
百十	ピルリマイシン
百十一	フィロコキシブ
百十二	副腎皮質ホルモン
百十三	フザプラジブ
百十四	ブトルファンール
百十五	フラジオマイシン
百十六	ブラドフロキサシン
百十七	フルオキセチン
百十八	フルニキシム
百十九	フルネベトマブ(遺伝子組換え)
百二十	フロチゾラム
百二十一	プロボフォール
百二十二	プロムフェノホス
百二十三	フロルフェニコール
百二十四	ペグボビグラスチム(遺伝子組換 え)
百二十五	ベジンベトマブ(遺伝子組換え)
百二十六	ベダプロフェン
百二十七	ベナゼプリル
百二十八	ベニシリン
百二十九	ベブフロキサシン
百三十	ベラグリフロジン
百三十一	ベラプロスト
百三十二	ホスホマイシン
百三十三	ポリエチレングリコール付加ネコ エリスロポエチン(遺伝子組換え)
百三十四	マバコキシブ
百三十五	マルボフロキサシン
百三十六	マロピタン
百三十七	ミルベマイシン(犬又は猫に使用 することを目的とするものに限る)
百三十八	ミロサマイシン
百三十九	メドトミジン
百四十	メトロニダゾール
百四十一	メラルソミン
百四十二	メロキシカム
百四十三	モキシデクチン(犬又は猫に使用 することを目的とするものに限る)
百四十四	モネンシン
百四十五	ラタノプロスト
百四十六	ラチデクチン
百四十七	ラミプリル
百四十八	卵胞ホルモン
百四十九	リンコマイシン

百五十	ロキベトマブ(遺伝子組換え)
百五十一	ロビニコシル
百五十二	ロベナコキシブ
百五十三	ロメフロキサシン

**別表第四(第八十一条関係)**

一	アレスリン
二	d・d―T―アレスリン
三	d1・d―T―アレスリン
四	アンツ―
五	カルパリル
六	クレオソート
七	ジクロロボス
八	ジヨチュウギクエキス
九	シリロシド
十	ダイアジノン
十一	フェノトリン
十二	フェンクロホス
十三	フタルスリン
十四	フマリル
十五	d―T―H―O―フラメトリン
十六	ヘキサクロロフェン
十七	ペタナフトール
十八	ペルメトリン
十九	ホウ酸
二十	マラチオン
二十一	硫酸タリウム
二十二	リン化亜鉛
二十三	レスメトリン
二十四	d―T―H―O―レスメトリン
二十五	ワルファリン
二十六	

**別表第五(第八十三条関係)**

一 令別表第一機械器具の項第十四号、第十五号、第二十五号のうち歯鏡、第三十号、第三十四号から第四十六号まで、第四十九号、第五十号、第五十二号から第五十四号まで、第六十二号から第六十八号まで、第七十一号及び第七十二号並びに同表医療用品の項第四号及び第五号に掲げる医療機器に相当する物で、専ら動物のために使用されることが目的とされているもの

二	悪癖矯正器具
三	搾子
四	受精卵移植用器具
五	人工授精用器具
六	製品蹄鉄及び蹄釘
七	投薬器

- 八 乳房送風器
- 九 標識用器具
- 十 保定用器具

別表第六(第百八十三条の二関係)

- 一 麻醉器並びに麻醉用呼吸囊及びガス吸収かんのうち、麻醉器
- 二 呼吸補助器(電動式のものに限る。)
- 三 内臓機能代用器のうち、次に掲げるもの
- (1) 人工腎臓装置
- (2) 人工心肺装置
- (3) ペースメーカー

- 四 保育器のうち、閉鎖循環式保育器
- 五 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管(エックス線を照射する機能を有するものに限る。)
- 六 理学診療用器具のうち、次に掲げるもの
- (1) 超音波画像診断装置
- (2) 超音波治療器
- (3) 電極低周波治療器

- 七 内臓機能検査用器具のうち、次に掲げるもの
- (1) MR装置
- (2) 心音計
- (3) 心電計

- 八 電気手術器
- 九 医薬品注入器(電動式のものに限る。)
- 十 妊産診断用器具(電動式のものに限る。)

附則 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十九号)第一号の規定による改正後の薬事法(以下「新々薬事法」という。)

第二条 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十九号)第一号の規定による改正後の薬事法(以下「新々薬事法」という。)

第三条 この省令の施行の際現に改正法第二条の規定による改正前の薬事法(以下「旧法」という。)

第四条 この省令の施行の際現に旧許可を受けている者であつて、改正法又は整備政令の規定により新事業法第十二号、第十三号又は第十四号の二の許可を受けたものとみなされるものについては、新規則第七号、第十六号又は第九十九号に規定する許可証については、旧許可の許可証をもってこれに代えることができる。

第五条 新事業法第三十九号の三の届出の手續は、改正法の施行前においても行うことができる。

第六条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)

第七条 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

第八条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成二七年三月二九日農林水産省令第三七号)

この省令は、平成二七年四月一日から施行する。

二 新々薬事法第三十四号第三項に規定する卸売販売業者であつて、原薬たる医薬品については、専ら医薬品の製造販売業者若しくは製造業者又は前号に規定する者に対してのみ、業として、販売し、又は授与する者

第三条 この省令の施行の際現に改正法第二条の規定による改正前の薬事法(以下「旧法」という。)

第四条 この省令の施行の際現に旧許可を受けている者であつて、改正法又は整備政令の規定により新事業法第十二号、第十三号又は第十四号の二の許可を受けたものとみなされるものについては、新規則第七号、第十六号又は第九十九号に規定する許可証については、旧許可の許可証をもってこれに代えることができる。

第五条 新事業法第三十九号の三の届出の手續は、改正法の施行前においても行うことができる。

第六条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)

第七条 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

第八条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成二七年三月二九日農林水産省令第三七号)

この省令は、平成二七年四月一日から施行する。

附則(平成二七年八月一九日農林水産省令第九二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則(平成二七年一月二二日農林水産省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則(平成二〇年三月二八日農林水産省令第一八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則(平成二〇年九月八日農林水産省令第五八号)

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附則(平成二八年七月二五日農林水産省令第六六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則(平成二八年二月一日農林水産省令第八八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則(平成一九年三月三〇日農林水産省令第二七号)

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附則(平成一九年五月一八日農林水産省令第五三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則(平成二〇年一月二二日農林水産省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附則(平成二〇年三月二八日農林水産省令第一八号)

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附則(平成二二年二月三日農林水産省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附則(平成二二年三月六日農林水産省令第八号)

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附則(平成二四年五月三十一日までの間は、この省令による改正前の動物用医薬品等取締規則(平成十六年農林水産省令第七七号、以下「規則」という。)(以下「旧規則」という。)

この省令は、公布の日から施行する。

附則(平成二四年五月三十一日までの間は、この省令による改正前の動物用医薬品等取締規則(平成十六年農林水産省令第七七号、以下「規則」という。)(以下「旧規則」という。)

この省令は、公布の日から施行する。

附則(平成二四年五月三十一日までの間は、この省令による改正前の動物用医薬品等取締規則(平成十六年農林水産省令第七七号、以下「規則」という。)(以下「旧規則」という。)

この省令は、公布の日から施行する。

附則(平成二四年五月三十一日までの間は、この省令による改正前の動物用医薬品等取締規則(平成十六年農林水産省令第七七号、以下「規則」という。)(以下「旧規則」という。)

この省令は、公布の日から施行する。

附則(平成二四年五月三十一日までの間は、この省令による改正前の動物用医薬品等取締規則(平成十六年農林水産省令第七七号、以下「規則」という。)(以下「旧規則」という。)

この省令は、公布の日から施行する。

附則(平成二四年五月三十一日までの間は、この省令による改正前の動物用医薬品等取締規則(平成十六年農林水産省令第七七号、以下「規則」という。)(以下「旧規則」という。)

この省令は、公布の日から施行する。

附則(平成二四年五月三十一日までの間は、この省令による改正前の動物用医薬品等取締規則(平成十六年農林水産省令第七七号、以下「規則」という。)(以下「旧規則」という。)

と。ただし、毒薬を取り扱わない場合は、この限りでない」とする。

第三条 改正法附則第九号第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定により店舗販売業の許可を受けた者と見なされたものについて次の表の上欄に掲げる動物用医薬品等取締規則の規定の適用についてはこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第九十九号第八号、第九十号第一項第七号、同条第六項第四号及び第五号	指定医薬品陳列区画の内部の陳列設備に陳列すること。	かぎをかけた
-----------------------------------	---------------------------	--------

第九十九号第八号、第九十号第一項第七号、同条第六項第四号及び第五号	指定医薬品陳列区画の内部の陳列設備に陳列すること。	かぎをかけた
-----------------------------------	---------------------------	--------

第九十九号第八号、第九十号第一項第七号、同条第六項第四号及び第五号	指定医薬品陳列区画の内部の陳列設備に陳列すること。	かぎをかけた
-----------------------------------	---------------------------	--------

第九十九号第八号、第九十号第一項第七号、同条第六項第四号及び第五号	指定医薬品陳列区画の内部の陳列設備に陳列すること。	かぎをかけた
-----------------------------------	---------------------------	--------

第九十九号第八号、第九十号第一項第七号、同条第六項第四号及び第五号	指定医薬品陳列区画の内部の陳列設備に陳列すること。	かぎをかけた
-----------------------------------	---------------------------	--------

第九十九号第八号、第九十号第一項第七号、同条第六項第四号及び第五号	指定医薬品陳列区画の内部の陳列設備に陳列すること。	かぎをかけた
-----------------------------------	---------------------------	--------

第九十九号第八号、第九十号第一項第七号、同条第六項第四号及び第五号	指定医薬品陳列区画の内部の陳列設備に陳列すること。	かぎをかけた
-----------------------------------	---------------------------	--------

第九十九号第八号、第九十号第一項第七号、同条第六項第四号及び第五号	指定医薬品陳列区画の内部の陳列設備に陳列すること。	かぎをかけた
-----------------------------------	---------------------------	--------

第九十九号第八号、第九十号第一項第七号、同条第六項第四号及び第五号	指定医薬品陳列区画の内部の陳列設備に陳列すること。	かぎをかけた
-----------------------------------	---------------------------	--------

第九十九号第八号、第九十号第一項第七号、同条第六項第四号及び第五号	指定医薬品陳列区画の内部の陳列設備に陳列すること。	かぎをかけた
-----------------------------------	---------------------------	--------

第九十九号第八号、第九十号第一項第七号、同条第六項第四号及び第五号	指定医薬品陳列区画の内部の陳列設備に陳列すること。	かぎをかけた
-----------------------------------	---------------------------	--------

<p>平成二十四年五月三十一日までの間は、旧規則第九十九条、第六百六条、第七十二条及び第七十一条の規定並びに別記様式第四十二号(二)及び別記様式第四十九号(一)は、なおその効力を有する。この場合において、旧規則第六百六条中「第二号、第四号及び第五号」とあるのは「第二号及び第四号」とする。</p>	<p><b>第八條</b> 既存配置販売業者(改正法附則第十条に規定する既存配置販売業者をいう。以下同じ)については、旧規則第九十九条、第七十一条及び第七十二条の規定並びに別記様式第四十二号(二)、別記様式第四十四号、別記様式第四十五号、別記様式第四十八号及び別記様式第四十九号(二)は、なおその効力を有する。この場合において、旧規則別記様式第四十二号(三)中「薬事法第二十四条第一項の規定により許可された動物用医薬品の配置販売業者」とあるのは「薬事法の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十九号)附則第一〇条に規定する既存配置販売業者」とする。</p> <p>2 前項後段の規定にかかわらず、この省令の施行後既存配置販売業者に係る旧規則別記様式第四十二号(三)の許可証については、当該許可の有効期間の残存期間に限り、旧許可の許可証をもってこれに代えることができる。</p> <p><b>第九條</b> 改正法附則第十一条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定により配置販売業の許可を受けた者とみなされたものについての次の表の上欄に掲げる動物用医薬品等取替規則の規定の適用については、これらの規定中同表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
<p>第九十條 第九十條 第九十條</p>	<p>第九十條 第九十條 第九十條</p>
<p>第十條 第十條 第十條</p>	<p>第十條 第十條 第十條</p>
<p>第十一條 第十一條 第十一條</p>	<p>第十一條 第十一條 第十一條</p>

とを証する書類」と、新規規則第百十五條の九第一項第三号中「動物用医薬品登録販売者試験の合格の年月及び試験施行地都道府県名」とあるのは「旧法第二十八條第一項の許可の年月及び同項の許可を受けた店舗の所在地の都道府県名」と読み替えるものとする。

2 前項の登録は、この規則の施行前に新規規則に基づいて行うことができる。

第十五条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

第十六条 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（平成二二年三月二七日農林水産省令第一五号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年七月七日農林水産省令第四三三号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年二月二日農林水産省令第七号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年三月一日農林水産省令第一三三号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年一月二日農林水産省令第五六号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年四月二七日農林水産省令第二八号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年五月一日農林水産省令第三一号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年九月二六日農林水産省令第五五号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二四年一月一八日農林水産省令第二二号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二四年三月二九日農林水産省令第二一号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二四年七月六日農林水産省令第四〇号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）  
1 この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

附則（平成二四年九月一四日農林水産省令第四八号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二四年九月二八日農林水産省令第五二号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二四年十一月二五日農林水産省令第六二号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二五年三月二七日農林水産省令第一八号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二五年四月一日から施行する。）  
（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の動物用医薬品等取縮規則に規定する様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の動物用医薬品等取縮規則に規定する様式によるものとみなす。

第三条 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（平成二五年六月二六日農林水産省令第五一号）  
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二五年七月一日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の動物用医薬品等取縮規則別記様式第七十号及び第七十四号（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、それぞれ、この省令による改正後の動物用医薬品等取縮規則別記様式第七十号及び第七十四号の様式によるものとみなす。

第三条 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（平成二六年六月二二日農林水産省令第三七号）抄  
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の動物用医薬品等取縮規則別記様式第七十号及び第七十四号（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、それぞれ、この省令による改正後の動物用医薬品等取縮規則別記様式第七十号及び第七十四号の様式によるものとみなす。

第三条 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（平成二五年九月六日農林水産省令第六一号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二五年一月一日農林水産省令第六七号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二五年二月二五日農林水産省令第七四号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二六年四月七日農林水産省令第三一号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二六年六月二二日農林水産省令第三七号）抄  
（施行期日）

第一条 この省令は、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二六年六月十二日）から施行する。

第二条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた改正法第一条の規定による改正前の薬事法（以下「旧法」という。）第三十條第一項又は第三十四條第一項の許可の申請であつて、この省令の施行の際許可をすることができない処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行の際現に旧法第二十六條第一項の許可を受けている者（改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた同項の許可を受けた者を含む。）は、施行日から起算して六十日を経過した日以後において当該許可についての最初の更新の申請をするとときは、この省令による改正後の動物用医薬品等取縮規則（以下「新規規則」という。）の様式第四十九号（一）による申請書に、改正法第一条の規定による改正後の薬事法（以下「新法」という。）第二十六條第三項第四号に掲げる書類及び新規規則第九十二條第二項第一号に掲げる事項を記載した書類並びに特定販売（同項第二号に規定する特定販売をいう。以下同じ。）を行う場合にあっては、同条第四項各号に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

第四条 都道府県知事は、前条第一項に規定する者が同項に規定する更新を受けるまでは、薬事法施行令第四十八條に規定する台帳に、当該者に係る新規規則第九十九條第五号、第九号及び第十号に掲げる事項を記載することを要しない。

第五条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

第六条 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（平成二六年七月四日農林水産省令第四二二号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二六年八月二日農林水産省令第四六号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二六年十一月一八日農林水産省令第五八号）抄  
（施行期日）

第一条 この省令は、薬事法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二六年十一月二十五日）から施行する。

第二条 この省令の施行の際現に改正法第一条の規定による改正前の薬事法（以下「旧薬事法」という。）第十二條第一項又は第十三條第一項の許可（以下この項において「旧許可」という。）を受けている者（改正法附則第六十三條の規定によりなお従前の例によることとされた旧許可を受けた者を含む。）であつて、改正法附則第二条、第四条、第二十七條又は第二十八條の規定により改正法第一条の規定による改正

を受けた者を含む。）は、施行日から起算して六十日を経過した日以後において当該許可についての最初の更新の申請をするときは、新規規則様式第四十九号（三）による申請書に新法第三十六條の第十項において準用する同条第五項の相談に応ずる電話番号その他連絡先を記載した書類を添付しなければならない。

都道府県知事は、前条第二項に規定する者が同項に規定する更新を受けるまでは、薬事法施行令第四十八條に規定する台帳に、当該者に係る新規規則第九十九條第五号、第九号及び第十号に掲げる事項を記載することを要しない。

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）第二十三条の二第一項、第二十三条の二十第一項若しくは第二十三条の二十二第一項の許可又は医薬品医療機器等法第二十三条の二の三第一項の登録を受けたものとみなされるものは、第一条の規定による改正後の動物用医薬品等取締規則（以下「新規規則」という。）第九十一条の四、第九十一条の八十二又は第九十一条の九十一に規定する許可証又は新規規則第九十一条の十二に規定する登録証については、当該旧許可に係る旧薬事法第十二条第二項又は第十三条第三項に規定する期間の残存期間が経過するまでの間は、当該旧許可の許可証をもってこれに代えることができる。

2 この省令の施行の際現に旧薬事法第十三条の三第一項の認定（以下この項において「旧認定」という。）を受けている者（改正法附則第六十三条の規定によりなお従前の例によることとされた旧認定を受けた者を含む。）であつて、改正法附則第七条又は第二十九条の規定により医薬品医療機器等法第二十三条の二の四第一項又は第二十三条の二十四第一項の認定を受けたものとはみなされるものは、新規規則第九十一条の十九に規定する登録証又は新規規則第九十一条の百に規定する認定証については、当該旧認定に係る旧薬事法第十三条の三第三項において準用する第十三条第三項に規定する期間の残存期間が経過するまでの間は、当該旧認定の認定証をもってこれに代えることができる。

**第三条** プログラム医療機器（医薬品医療機器等法第二十三条第三項に規定する医療機器プログラム又はこれを記録した記録媒体たる医療機器をいう。次項において同じ。）のみを製造販売する医療機器の製造販売業者の医薬品医療機器等法第二十三条の二の十四第二項に規定する医療機器等総括製造販売責任者に対する新規規則第九十一条の四十八第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、平成二十九年十一月二十四日までの間は、同号中「修了した後、医薬品若しくは再生医療等製品の品質管理若しくは製造販売後安全管理に関する業務又は医療機器の製造管理若しくは品質管理若しくは製造販売後安全管理に関する業務に三年以上従事した者」とあるのは、「修了した者」とする。 プログラム医療機器のみを製造する製造所の医薬品医療機器等法第二十三条の二の十四第四

項に規定する医療機器責任技術者に対する新規規則第九十一条の五十一第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、平成二十九年十一月二十四日までの間は、同号中「修了した後、医療機器の製造に関する業務に三年以上従事した者」とあるのは、「修了した者」とする。

**第四条** この省令の施行の際現に旧薬事法第四十条の二第一項の許可を受けている者は、新規規則第三百六十六条第二号に掲げる区分に係る医薬品医療機器等法第四十条の二第一項の許可を受けたものとみなす。この場合において、当該許可に係る同条第三項に規定する期間は、旧薬事法第四十条の二第三項に規定する期間の残存期間とする。

**第五条** この省令の施行の際現に医薬品医療機器等法第二十一条第二号に規定する機械器具等と一体的に製造販売するものとして承認を受けている医薬品の当該機械器具等に係る部分についての医薬品医療機器等法第六十八条の十第一項の規定による報告については、平成二十八年十一月二十四日までの間は、なお従前の例による。

**第六条** この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の動物用医薬品等取締規則に規定する様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、新規規則に規定する様式によるものとみなす。 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**附則（平成二十七年四月二〇日農林水産省令第四五号）**  
この省令は、公布の日から施行する。  
**附則（平成二十七年七月一三日農林水産省令第六四号）**  
この省令は、公布の日から施行する。  
**附則（平成二十七年八月一四日農林水産省令第六八号） 抄**  
**第一条** この省令は、平成二十七年八月二十一日（施行期日）から施行する。  
**第二条** この省令による改正前の動物用医薬品等取締規則（次条において「旧規則」という。）の百十五條の三に規定する動物用医薬品登録販売者試験に合格した者については、この省令に

よる改正後の動物用医薬品等取締規則（以下「新規規則」という。）百十五條の三に規定する動物用医薬品登録販売者試験（以下「新試験」という。）に合格した者とみなして、新規規則の規定を適用する。

**第三条** 旧規則百十五條の三に規定する動物用医薬品登録販売者試験等に合格した登録販売者については、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して五年を経過する日までの間は、新規規則百二条第二号イ（新規規則百八条の二第一項において準用する場合を含む。）又は百十條の三第一号に該当する登録販売者とみなして、新規規則の規定を適用する。

**第四条** 施行日から平成二十八年三月三十一日までの間に行われる新試験に合格した者（平成二十七年九月一日において過去五年間のうち薬局、店舗販売業又は配置販売業において薬剤師又は登録販売者以外の者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間が通算して一年以上である者に限る。）に係る新規規則百二条（新規規則百八条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、平成二十八年八月三十一日までの間は、同条第二号イ中「二年」とあるのは、「一年」とする。

2 施行日から平成二十八年三月三十一日までの間に行われる新試験に合格した者（平成二十七年九月一日において過去五年間のうち薬局、店舗販売業、配置販売業又は卸売販売業において薬剤師又は登録販売者以外の者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間が通算して一年以上である者に限る。）に係る新規規則百十條の三の規定の適用については、平成二十八年八月三十一日までの間は、同条第一号中「二年」とあるのは、「一年」とする。

**第五条** 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）附則第六條第一項の規定により薬種商販売業の許可を受けたものとみなされた者（薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号。以下「薬事法」という。）の施行の日までの間継続して当該許可（その更新に係る薬事法第一条による改正前の法第二十八條第一項の許可を含む。）により薬種商販売業が営まれている場合に限る。）の店舗において薬剤師又は登録販売者以外の者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間並びに登録販売者として業務に従事した期間については、新規規則百二条第二号イ又は百十條の三第一号に規定する期間に通算することができる。

売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間並びに登録販売者として業務（店舗管理者としての業務を含む。次条及び附則第七條において同じ。）に従事した期間については、新規規則百二条第二号イ（新規規則百八条の二第一項において準用する場合を含む。次条から附則第八條までにおいて同じ。）又は百十條の三第一号に規定する期間に通算することができる。

**第六条** 薬事法附則第二条に規定する既存一般販売業者の店舗において薬剤師又は登録販売者以外の者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間並びに登録販売者として業務に従事した期間については、新規規則百二条第二号イ又は百十條の三第一号に規定する期間に通算することができる。

**第七条** 薬事法附則第五条に規定する既存薬種商の店舗において薬剤師又は登録販売者以外の者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間並びに登録販売者として業務に従事した期間については、新規規則百二条第二号イ又は百十條の三第一号に規定する期間に通算することができる。

**第八条** 薬事法附則第十条に規定する既存配置販売業者（以下この条において「既存配置販売業者」という。）において、平成二十七年九月三十日までの間に、既存配置販売業者の配置員として実務に従事した期間については、新規規則百二条第二号イ又は百十條の三第一号に規定する期間に通算することができる。

**第九条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。  
**第十条** この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**附則（平成二十七年九月一八日農林水産省令第七二号）**  
この省令は、公布の日から施行する。  
**附則（平成二十八年四月二二日農林水産省令第三六号）**  
この省令は、公布の日から施行する。  
**附則（平成二十八年七月一五日農林水産省令第四九号）**  
この省令は、公布の日から施行する。  
**附則（平成二十八年九月二〇日農林水産省令第五九号）**



この省令は、公布の日から施行する。  
附則（平成二八年九月二八日農林水産省令第六三号）  
この省令は、公布の日から施行する。  
附則（平成二八年九月三〇日農林水産省令第六五号）  
（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中動物用医薬品等取締規則第二百八条及び第二百十一条の改正規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。  
（経過措置）  
2 前項ただし書に規定する規定の施行前に開始された医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第八十条の二第二項に規定する治験に係る届出については、なお従前の例による。

附則（平成二九年一月一三日農林水産省令第二二号）  
この省令は、公布の日から施行する。  
附則（平成二九年三月三〇日農林水産省令第二一号）  
この省令は、公布の日から施行する。  
附則（平成二九年四月二五日農林水産省令第二七号）  
この省令は、公布の日から施行する。  
附則（平成二九年四月二六日農林水産省令第二八号）  
この省令は、公布の日から施行する。  
附則（平成二九年七月三日農林水産省令第四〇号）  
この省令は、公布の日から施行する。  
附則（平成二九年九月二七日農林水産省令第五七号）  
この省令は、公布の日から施行する。  
附則（平成二九年十一月二六日農林水産省令第六八号）  
この省令は、公布の日から施行する。  
附則（平成三〇年一月一九日農林水産省令第三三号）  
この省令は、公布の日から施行する。  
附則（平成三〇年三月二日農林水産省令第八号）  
この省令は、公布の日から施行する。  
附則（平成三〇年三月二七日農林水産省令第一四号）

この省令は、公布の日から施行する。  
附則（平成三〇年四月一三日農林水産省令第二七号）  
この省令は、公布の日から施行する。  
附則（平成三〇年九月二二日農林水産省令第六二号）  
この省令は、公布の日から施行する。  
附則（平成三〇年九月二八日農林水産省令第六五号）  
この省令は、公布の日から施行する。  
附則（平成三一年三月二六日農林水産省令第二一号）  
この省令は、公布の日から施行する。  
附則（平成三一年三月二九日農林水産省令第二八号）  
この省令は、公布の日から施行する。  
附則（令和元年五月二四日農林水産省令第三号）  
この省令は、公布の日から施行する。  
附則（令和元年六月二七日農林水産省令第一〇号）  
（施行期日）  
第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。  
（経過措置）  
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。  
2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。  
附則（令和元年九月一九日農林水産省令第三二号）  
（施行期日）  
1 この省令は、公布の日から施行する。  
（経過措置）  
2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第一項の検定を受けるために行う申請については、第一条の規定による改正後の動物用医薬品等取締規則第五十二条第五項の規定及び第二条の規定による改正後の動物用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令第九条第一号の規定にかかわらず、施行の日から起算して三年を

経過するまでの間は、なお従前の例によること  
がでる。  
附則（令和元年十一月二日農林水産省令第四四号）  
この省令は、公布の日から施行する。  
附則（令和二年四月三日農林水産省令第三一号）  
この省令は、公布の日から施行する。  
附則（令和二年六月一六日農林水産省令第四二号）  
この省令は、公布の日から施行する。  
附則（令和二年六月二四日農林水産省令第四四号） 抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年七月一日）から施行する。ただし、第一条中家畜伝染病予防法施行規則第二十一条の次に三条を加える改正規定（同令第二十一条の第三項第三号及び第二十一条の四に係る部分に限る。）は同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年四月一日）から、第一条中同令第十三条の改正規定（第三十一条第二項）を「第三十一条第三項」に改める部分に限る。）、同令第四十条の二にかかわらず、この省令の施行の日から記載して一年を経過する日までは、農林水産省消費・安全局長が別に定める様式によること  
がでる。  
附則（令和二年二月二日農林水産省令第三二号）  
（施行期日）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。  
（経過措置）  
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。  
2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。  
附則（令和二年二月二五日農林水産省令第八号）  
この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。  
附則（令和二年六月二四日農林水産省令第四四号） 抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。  
附則（令和二年六月二四日農林水産省令第四四号） 抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。  
附則（令和二年六月二四日農林水産省令第四四号） 抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。  
附則（令和二年六月二四日農林水産省令第四四号） 抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。  
附則（令和二年六月二四日農林水産省令第四四号） 抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。  
附則（令和二年六月二四日農林水産省令第四四号） 抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。  
附則（令和二年六月二四日農林水産省令第四四号） 抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。  
附則（令和二年六月二四日農林水産省令第四四号） 抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。  
附則（令和二年六月二四日農林水産省令第四四号） 抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。  
附則（令和二年六月二四日農林水産省令第四四号） 抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。  
附則（令和二年六月二四日農林水産省令第四四号） 抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。  
附則（令和二年六月二四日農林水産省令第四四号） 抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。  
附則（令和二年六月二四日農林水産省令第四四号） 抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。  
附則（令和二年六月二四日農林水産省令第四四号） 抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。  
附則（令和二年六月二四日農林水産省令第四四号） 抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。  
附則（令和二年六月二四日農林水産省令第四四号） 抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。  
附則（令和二年六月二四日農林水産省令第四四号） 抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。  
附則（令和二年六月二四日農林水産省令第四四号） 抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。  
附則（令和二年六月二四日農林水産省令第四四号） 抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。  
附則（令和二年六月二四日農林水産省令第四四号） 抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。  
附則（令和二年六月二四日農林水産省令第四四号） 抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。  
附則（令和二年六月二四日農林水産省令第四四号） 抄

2 この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までに販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列するアチパメゾール及びメデトミジン、それらの誘導体並びにそれらの塩類並びにこれらを含有する製剤に係る医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第五十条第十二号に掲げる事項の記載については、なお従前の例によることができる。

附 則 (令和三年三月二二日農林水産省令第一〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年七月三〇日農林水産省令第四五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和三年八月一日)から施行する。

(動物用医薬品等取締規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この省令の施行の日前に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第五十八条の規定によりされた申請に係る医薬品、医療機器又は再生医療等製品の取扱いに関しては、第一条の規定による改正後の動物用医薬品等取締規則第五百五十三条、第五百五十四条、第五百五十五条及び第五百五十九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の動物用医薬品等取締規則に規定する様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の動物用医薬品等取締規則に規定する様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和三年二月二八日農林水産省令第七一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年二月一五日農林水産省令第八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年四月一八日農林水産省令第三七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年七月一九日農林水産省令第四四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年二月二四日農林水産省令第六五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年二月八日農林水産省令第七二号)

この省令は、令和五年一月一日から施行する。

附 則 (令和五年二月一日農林水産省令第四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年七月七日農林水産省令第三九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年九月一五日農林水産省令第四五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年九月二九日農林水産省令第四八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年二月二八日農林水産省令第六三号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年二月二八日農林水産省令第六七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和六年二月九日農林水産省令第五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和六年三月二七日農林水産省令第一三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和六年六月一九日農林水産省令第三七号)

この省令は、公布の日から施行する。